

第361回高知県議会（2月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
2月22日	火	本会議	開会 新議員の紹介 議席の指定及び議席の一部変更 会期の決定（30日間） 議員辞職の件 議案の上程74件（予算43、条例22、その他6、報告3） 提出者の説明 濱田知事 議員定数問題等調査特別委員会報告の件 委員長報告 採決 議会運営委員の選任 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任
23日	水	休 会	
24日	木	休 会	議案精査
25日	金	休 会	議案精査
26日	土	休 会	
27日	日	休 会	
28日	月	休 会	議案精査
3月1日	火	休 会	議案精査
2日	水	本会議	議案の追加上程（第72号） 提出者の説明 濱田知事 質疑並びに一般質問 西内(健)議員 坂本議員 吉良議員 議案の上程（議発第1号）
3日	木	本会議	質疑並びに一般質問 大石議員 黒岩議員 土居議員
4日	金	本会議	質疑並びに一般質問 依光議員 田中議員 桑鶴議員
5日	土	休 会	
6日	日	休 会	
7日	月	休 会	議案精査

8日	火	本会議	質疑並びに一般質問 上田(貢)議員
9日	水	本会議	質疑並びに一般質問(一問一答) 上治議員 田所議員 中根議員 武石議員 西森議員 土森議員 石井議員
10日	木	本会議	質疑並びに一般質問(一問一答) 塚地議員 金岡議員 下村議員 横山議員 西内(隆)議員 桑名議員 委員会付託
11日	金	休 会	委員会審査
12日	土	休 会	
13日	日	休 会	
14日	月	休 会	委員会審査
15日	火	休 会	委員会審査
16日	水	休 会	委員会審査
17日	木	休 会	委員会審査
18日	金	休 会	委員会審査
19日	土	休 会	
20日	日	休 会	
21日	月	休 会	(祝日)
22日	火	休 会	
23日	水	本会議	委員長報告 討論 米田議員 採決 議案の追加上程6件(第73号—第78号) 提出者の説明 濱田知事 採決 議案の上程(議発第2号) 討論 岡田議員 西森議員 採決

			常任委員の選任 議会運営委員の選任 継続審査の件 議長辞職の件 議長の選挙 副議長辞職の件 副議長の選挙 教育長の退任挨拶 閉会
--	--	--	--

第361回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月22日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	6
仮議席の指定	7
新議員の紹介	7
会議録署名議員の指名	7
議席の指定及び議席の一部変更	7
会期の決定	7
議員辞職の件	8
梶原議員	8
議案の上程、提出者の説明	10
濱田知事	10
議員定数問題等調査特別委員会報告の件、委員長報告、採決	24
弘田議員定数問題等調査特別委員長	24
議会運営委員の選任	26
新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任	26

第2日（3月2日）

出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者	29
事務局職員出席者	30
議事日程	30
諸般の報告	32

議案の追加上程、提出者の説明（第72号）	32
濱田知事	33
質疑並びに一般質問	
西内(健)議員	33
1 政治姿勢（国の令和4年度一般会計予算案、憲法改正の必要性、予算編成で意識したポイント）について	33
2 新型コロナウイルス感染症対策（まん延防止等重点措置適用要請の留意点、オミクロン株による感染拡大と今後の取組、今後のワクチン接種）について	35
3 関西圏との経済連携強化（1年目の成果と課題、外商拠点の設置を含めた取組）について	36
4 県勢浮揚に向けた政策（I o Pクラウドに一元化されたデータの適正な管理と活用、農業におけるグリーン化の取組、スマート林業への取組の現状と今後の展開、原木生産量の拡大やサプライチェーンの強化に向けた今後の取組、林業分野におけるグリーン化の意義と目指す姿、収益性の高い漁業の実現に向けたデジタル技術の活用、新型コロナウイルス感染症収束後の観光振興の取組）について	37
5 日本一の健康長寿県構想（健康寿命の延伸に向けた課題と今後の取組、デジタル技術を活用した在宅医療に関する取組、これまでの高知版ネウボラの取組に対する評価と今後の展開）について	39
6 教育の充実（小学校で少人数学級を実施した成果、中学校を全学年35人学級にする効果と今後の課題、不登校をはじめとする課題に向けた組織横断的な取組や市町村との連携）について	40
7 中山間対策（デジタル技術の活用）について	41
8 とさでん交通について	41
9 学芸員の育成について	42
濱田知事	42
家保健康政策部長	47
杉村農業振興部長	49
中村林業振興・環境部長	50
松村水産振興部長	52
山脇観光振興部長	52
山地子ども・福祉政策部長	53
伊藤教育長	53
井上副知事	54
尾下中山間振興・交通部長	55
岡村文化生活スポーツ部長	56
西内(健)議員	57

坂本議員	58
1 政治姿勢（コロナ禍における情報発信への心掛け、これまでの施策の評価と今後の施策の在り方、医療機関の病床転換やダウンサイジング、福祉保健所の体制拡充と国への新型インフルエンザ対策総括会議報告書の具体化の要請、憲法上の緊急事態条項の創設）について	58
2 第5期南海トラフ地震対策行動計画案における課題（命を守る課題への取組の加速化と拡充、津波浸水想定区域内の県職員住宅数と移転の方向性及び土佐清水市の職員住宅の移転検討、達成予定を示した要配慮者の迅速な避難に向けた取組、社会福祉施設等の高台移転の取組、高知市の長期浸水域における救助救出計画の実効性の確保、指定避難所確保の加速化と広域避難施設の確保に向けた取組、車中泊避難の利用拡大とリスク回避のための事前啓発、生活環境整備への支援、要配慮者の避難対策における補助金の対象範囲と取組の加速化、在宅人工呼吸器使用者及び酸素療法者への支援体制整備、災害ケースマネジメントの取組への決意、応急仮設住宅の現状と今後の取組）について	61
3 南海トラフ地震における事前復興の在り方（事前復興まちづくり計画策定の加速化、住民主体の計画づくり、支援の強化）について	64
4 特別支援学校の防災・減災体制の拡充（危機管理マニュアルにおける災害時の様々な場面やスクールバスでの対応、在校生の在宅時における発災時の対応と個別避難計画の策定状況、地域との連携・協力の必要性、特別支援学校・学級の災害時連携、教職員の命と尊厳の保障）について	65
5 障害児虐待との向き合い方（事案に対する高知市との共同調査と連携・協議、県の指導監査と重症・緊急度を鑑みた監査の必要性、高知市への支援の必要性、施設の対応、当事者や家族の心身の回復と日常生活の負担解消）について	66
6 免許返納問題への支援を通じた移動貧困社会からの脱却と中山間地における移動手段の確保（返納後の移動手段と活用状況、返納者が抱える課題、1人で移動できる地域社会の必要性）について	67
濱田知事	68
徳重総務部長	72
伊藤教育長	73
熊坂警察本部長	75
山地子ども・福祉政策部長	76
浦田危機管理部長	77
家保健康政策部長	80
森田土木部長	80
坂本議員	80

濱田知事	82
山地子ども・福祉政策部長	83
坂本議員	83
吉良議員	83
1 ウクライナ侵略（日本の国際社会への働きかけによる軍事行動の停止、核大 国を誇示し威嚇するプーチン大統領の態度）について	83
2 新型コロナウイルス感染症対策（医療機関への財政支援の強化、検査体制の 現状・充実策と陽性者が発見された高齢者施設等への財政的補償・医療支援 の構築、回復した高齢者の受入先確保、後遺症への理解促進と相談体制の構 築）について	84
3 ケア労働（国庫負担の増額による低賃金の解消、配置基準の改善による働き やすい環境づくり、公立保育園等の賃上げ状況と職員の処遇改善の徹底、補 助事業の申請期限の猶予と申請事務の支援、県内総生産における医療・保健・ 社会福祉・介護分野の規模と就業者の処遇改善や人員不足解消）について	85
4 インボイス制度（認識、県内事業者数の実情・推計とシルバー人材センター 会員や直販所への納入者への対応、導入凍結・延期を求める各団体の決議・ 要望の受け止めと国への反映）について	87
5 中山間対策（限界集落を生み出した原因、小規模・家族農業の国際的な流れ、 小規模・家族農業への転換による持続可能な中山間地での新たな暮らしの創 出）について	88
6 教員定数の正常化（教育大綱と教育振興基本計画への教員配置の課題の明記 と実効ある取組、小学校教諭等の充足率・定数内臨時教員数の改善状況と来 年度の改善目標、法改正による増員分の正規採用教員としての先取り採用、 中学校全学年35人学級による教員増員数と正規教員での対応、学級数が増え る学校数と配当基準の見直しによる授業時間数増への対応、OECD諸国並 みの公教育費の政府への要望、充て指導主事の計画的な削減）について	89
7 部局再編（国土交通省の統計不正、統計分析課のこれまでの所管による支障、 公的統計の専門的独立性の確保、文化行政の現状と今後の取組、一体的所管 による文化財保護と開発の均衡）について	92
濱田知事	93
山地子ども・福祉政策部長	99
伊藤教育長	100
岡村文化生活スポーツ部長	104
吉良議員	105
濱田知事	106
伊藤教育長	106
吉良議員	106

議案の上程、採決（議発第1号 決議議案）	106
----------------------	-----

第3日（3月3日）

出席議員	109
欠席議員	109
説明のため出席した者	109
事務局職員出席者	110
議事日程	110
質疑並びに一般質問	
大石議員	112
1 政治姿勢（ロシアのウクライナ侵攻の影響、サイバー攻撃への取組、理想の高知県像、情報収集のパイプづくりや在り方、高知家あんしん会食推進の店認証店における全員検査制度の活用と人数制限）について	112
2 財政政策（国の財政状況悪化時における歳出抑制の取組、建築物更新費用圧縮に向けた対策強化、自主財源の確保）について	115
3 経済政策（人口流出問題への対策と意気込み、県内企業の人手不足の現状と支援、特定地域づくり事業認定組合へのサポート、デジタル田園都市国家構想の可能性と地域の成長、関西・海外ネットワークの把握と活用、あゆ王国高知振興ビジョンへの思い、アユの振興における小規模河川での取組、資源の回復・保全策、豚熱対策）について	116
4 医療・福祉政策（データヘルスを活用した県全域のデータ分析、国民健康保険以外の保険者との連携、高知あんしんネット・はたまるねっとの今後の在り方と検討スケジュール）について	119
5 文化・教育政策（主権者教育における自由民権運動の活用と高知市立自由民権記念館との連携、県史編さんにおける歴史資料の悉皆的調査への意気込みと課題及び展望、資料保存の体制、地域活性化における活用と支援、拉致問題啓発アニメめぐみの活用）について	121
6 中山間対策（ドローンによる生活支援への期待と県内事業者との連携、ヘルスケアモビリティ事業への期待、あったかふれあいセンター・集落活動センター等の施設との連携）について	123
濱田知事	124
熊坂警察本部長	129
徳重総務部長	130
松岡商工労働部長	130
尾下中山間振興・交通部長	131

沖本産業振興推進部長	131
松村水産振興部長	132
杉村農業振興部長	133
家保健康政策部長	133
伊藤教育長	135
岡村文化生活スポーツ部長	136
大石議員	137
黒岩議員	138
1 日本一の健康長寿県構想（女性の健康寿命が延伸した要因と男性が改善しない理由、健康寿命の一層の延伸に向けた方策とリーダーとしての訴え、高知家健康パスポート事業の効果、冊子を廃止する理由と影響及び経過措置、レセプトの保存期間と循環器病発症予防の取組及び糖尿病性腎症と循環器病の総合的プログラム、糖尿病性腎症透析予防強化事業、特定健診受診率や特定保健指導実施率の向上、糖尿病未治療ハイリスク者などへの保健指導、国民健康保険加入前の特定健診などのデータの活用）について	138
2 高齢者の住まいの確保（高齢者向け住まい確保対策モデル事業、市町村に事業を促すための工夫や取組、養護老人ホームの収容余力と契約入所の状況及び入所促進、低所得者への補助制度の創設）について	140
3 総合的な認知症施策（在宅認知症高齢者の推計、認知症サポーター等の整備状況や課題及び認知症初期集中支援チーム等の資質向上、若年性認知症支援コーディネーターの活動状況と支援）について	141
4 介護・福祉・保育の人材確保対策（介護職員等特定処遇改善加算の取得割合向上の取組と現状、賃上げへの取組及び補助金交付を受ける事業所の見込みと10月以降の支援、国の処遇改善措置の活用への取組、介護職員の処遇改善、養護老人ホーム・軽費老人ホーム職員の処遇改善の状況と取組、市町村との取組）について	142
5 医療費の適正化（第3期医療費適正化計画の進捗状況と今後の課題及び取組、計画のあるべき姿の検討と国への提案、国民健康保険料の在り方と被保険者の受益）について	143
6 障害者差別解消法（自治体運営の施設における車椅子席の確保、改正による今後の対応、片耳難聴者など聴覚障害者への支援）について	144
7 少子化対策（出生数の推移と低出生体重児の状況、低出生体重児とその家族への支援及び集いの場の必要性、高知版リトルベビーハンドブック、特定不妊治療を受けている方の人数と保険適用後の経済的負担、保険適用の周知と医療機関との連携、不妊治療の経済的負担の一層の軽減、マッチングシステムの課題と今後の取組、コロナ禍の出会いイベント開催や参加者の増、高知県少子化対策推進県民会議の評価と今後の取組）について	145

8 高知市旭小学校周辺の道路冠水・浸水対策（校庭貯留施設整備の検討）について	146
9 高知県耐震改修促進計画（耐震化の進捗状況と課題、避難路沿道建築物の耐震化）について	147
濱田知事	147
家保健康政策部長	152
山地子ども・福祉政策部長	157
伊藤教育長	160
岡村文化生活スポーツ部長	160
森田土木部長	161
黒岩議員	162
濱田知事	162
黒岩議員	163
土居議員	163
1 地域的な包括的経済連携協定について	163
2 原油価格高騰対策（本県経済への影響と今後の見通し、燃料価格の実態）について	164
3 カーボンニュートラルの実現に向けた企業版ふるさと納税制度の戦略的な活用（企業に向けた魅力的なプロジェクト、納税を呼び込む取組、企業の共感を得たプロジェクトの推進）について	165
4 カーボンニュートラルへの実現に向けた県の支援（企業が行うグリーン化に向けた新事業展開、脱炭素先行地域を目指す市町村）について	166
5 中山間振興と地域おこし協力隊（集落实態調査を踏まえた施策の強化、ネットワークづくり）について	167
6 水道事業の広域化推進に向けた取組（目指す広域化のあるべき姿、市町村の水道台帳整備と支援、水道標準プラットフォームの普及・活用）について	168
7 成年後見制度の充実と利用促進（活用状況、全市町村での中核機関の設置、地域連携ネットワークづくりに向けた支援、保佐・補助・任意後見制度の利用状況と利用促進、市町村の体制整備）について	169
濱田知事	171
岡村文化生活スポーツ部長	173
徳重総務部長	173
沖本産業振興推進部長	174
中村林業振興・環境部長	175
尾下中山間振興・交通部長	175
家保健康政策部長	176
山地子ども・福祉政策部長	177

土居議員	178
------	-----

第4日（3月4日）

出席議員	181
欠席議員	181
説明のため出席した者	181
事務局職員出席者	182
議事日程	182
諸般の報告	184
質疑並びに一般質問	
依光議員	184
1 農福連携と林福連携の推進（農福連携の推進、取組状況、課題と今後の普及推進体制、安芸市をモデルとした展開、産業振興計画での林福連携政策の位置づけ）について	185
2 日本一の健康長寿県構想における県民の健康管理の推進（各市町村政策との連携状況や今後の展開、病院や大学等と連携した疾病予防や早期治療の取組、特定健診の未受診者への対策、生活指導や医療が必要となった方への支援体制と課題、健康経営高知家プロジェクトの普及）について	187
3 集落实態調査の活用方法（県民への伝え方、大学生などに説明する機会の設定）について	188
4 オンパクの推進（取組に対する認識と評価、市町村や地域が主催する観光づくりイベントへの支援、財源確保や広報支援）について	190
5 物部川の濁水対策（これまでの取組と効果、総合的な土砂管理に関する基本的な考え方と今後の取組）について	191
濱田知事	192
山地子ども・福祉政策部長	194
家保健康政策部長	195
尾下中山間振興・交通部長	196
山脇観光振興部長	197
森田土木部長	198
依光議員	199
尾下中山間振興・交通部長	199
依光議員	199
田中議員	200
1 新型コロナウイルス感染症対策（検査協力機関公表、クラスター発生時の対	

応、対応できる人材の育成、無症状者への無料検査、本部会議に臨む姿勢、 チャレンジ企業への支援、子供たちへの心理的ケアの取組、夜間中学の門戸 拡大、保護者の労働環境の整備) について……………	200
2 市町村における地方創生の取組（地方創生関係交付金の活用、れんけいこう ち広域都市圏事業の評価と第2期への期待）について……………	202
3 高知家プロモーションについて……………	203
4 移住促進（コロナ禍における取組と実績、施策のバージョンアップの視点、 空き家対策の強化ポイント）について……………	203
5 アニメ産業集積プロジェクトの推進（現状や課題を踏まえた戦略、アニメク リエイター聖地プロジェクトとの連携）について……………	204
6 林業振興（作業道と鳥獣害対策用の柵への支援、造林作業の担い手確保や育 成、再造林の促進）について……………	204
7 気候変動や地球温暖化への対策（高知県脱炭素社会推進アクションプランの 評価と意気込み、県民の行動変容を促すための取組、自然災害に対する防災 意識の向上）について……………	206
濱田知事……………	207
家保健康政策部長……………	213
山地子ども・福祉政策部長……………	213
伊藤教育長……………	214
徳重総務部長……………	215
尾下中山間振興・交通部長……………	216
森田土木部長……………	216
沖本産業振興推進部長……………	217
中村林業振興・環境部長……………	217
田中議員……………	219
桑鶴議員……………	219
1 政治姿勢（県民座談会「濱田が参りました」での意見や感じた点の政策への 反映）について……………	219
2 新型コロナウイルス感染症対策（第6波の感染拡大による経済影響と県内事 業者への支援、高知家あんしん会食推進の店認証制度の成果と課題及び来年 度の取組、認証取得に向けたインセンティブ）について……………	220
3 産業振興（圃場整備の推進）について……………	221
4 関西圏との経済連携プロジェクト（スポーツツーリズムによる誘客、プロモー ション、小規模事業者の参画への対策）について……………	222
5 連続テレビ小説を生かした観光振興（今後の施策、観光資源の磨き上げや受 入れ体制整備等に取り組む市町村の支援）について……………	222
6 中山間対策（集落实態調査の結果を踏まえた総括と今後の事業展開、空き家	

確保の課題と強化策) について……………	223
7 移住促進 (市町村との連携、県内での就職の促進) について……………	224
濱田知事……………	225
松岡商工労働部長……………	226
家保健康政策部長……………	227
杉村農業振興部長……………	227
岡村文化生活スポーツ部長……………	228
沖本産業振興推進部長……………	228
山脇観光振興部長……………	229
尾下中山間振興・交通部長……………	230
森田土木部長……………	231
桑鶴議員……………	231

第5日 (3月8日)

出席議員……………	233
欠席議員……………	233
説明のため出席した者……………	233
事務局職員出席者……………	234
議事日程……………	234
諸般の報告……………	236
質疑並びに一般質問	
上田(貢)議員……………	236
1 政治姿勢 (産業振興計画における県際収支改善への取組) について……………	236
2 地方創生 (デジタル技術を活用した働き方改革への支援、50代以上の方の起 業促進への取組、地域プロジェクトマネージャー制度) について……………	237
3 観光振興と文化芸術振興 (連続テレビ小説らんまんの放送に合わせたプロモー ション、文化芸術振興ビジョンの見直し、新たな観光施策の追加、牧野植物 園の磨き上げ整備と駐車場対策、渋滞問題の解消、ロケ誘致の体制充実) に ついて……………	239
4 動物愛護 (五台山地区の野良犬・猫対策、錯誤捕獲被害への法律上の整理、 殺処分ゼロに向けたボランティアと獣医師会との連携、猫の不妊手術費助成 手続) について……………	241
5 ひきこもり・いじめ問題 (重大事態の件数と不登校事案の該当件数、危機管 理部での所管、子供たちが安心して告発・通報できる仕組み、医療面の支援、 支援施策の充実) について……………	243

濱田知事	245
松岡商工労働部長	247
沖本産業振興推進部長	247
尾下中山間振興・交通部長	248
山脇観光振興部長	248
岡村文化生活スポーツ部長	249
中村林業振興・環境部長	249
家保健康政策部長	250
伊藤教育長	251
山地子ども・福祉政策部長	252
上田(貢)議員	253

第6日(3月9日)

出席議員	255
欠席議員	255
説明のため出席した者	255
事務局職員出席者	256
議事日程	256

質疑並びに一般質問(一問一答)

上治議員一(濱田知事、尾下中山間振興・交通部長、浦田危機管理部長、杉村農業振興部長、中村林業振興・環境部長、森田土木部長、伊藤教育長)	258
1 中山間地域の活性化(課題解決に向けた新たな取組、小さな集落への支援策、日常生活におけるデジタル技術の活用、消防団への期待、機能別分団の推進、女性の署員や団員に対応した消防学校施設、準中型自動車免許取得の支援、自家用車の公的補償)について	258
2 脱炭素社会の推進(高知工科大学における研究開発への関わり方、施設園芸に取り組む関係者への普及、木の皮の有効活用、まとまった集落で脱炭素先行地域を目指していく取組)について	263
3 林業大学校(卒業生の就職先の傾向、アンケート調査実施の有無、作業員の待遇改善)について	266
4 河川工事(川の濁りが少ない工事工法、漁協との事前協議)について	268
5 安芸中学校・高等学校における特色ある学校づくりについて	269
田所議員一(濱田知事、山地子ども・福祉政策部長、伊藤教育長、徳重総務部長、沖本産業振興推進部長)	271
1 ビジネスと人権(グローバル化促進に当たっての課題に対する姿勢、人権	

	デューデリジェンスの重要性や概念の周知) について……………	271
2	子供政策 (ヤングケアラーの実態調査、実態調査以外の取組、社会的養護の体制整備、社会的養護の下で育った児童の自立支援、コロナ禍での貧困と課題に関する調査、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業の取組) について……………	273
3	夜間中学 (広報活動、市町村教育委員会と連携した取組、生徒に寄り添った教育環境の整備) について……………	276
4	新型コロナウイルス対策 (休園や休校に伴う保護者に対する支援、高知家あんしん会食推進の店認証制度の周知、知事がかける制限) について……………	278
5	産業集積による産業振興 (ソーシャル・インパクト・ボンドの導入と普及、アニメ産業集積に向けた他の自治体との差別化、雇用や地域活性化の効果、ヘルスケアイノベーションプロジェクトを進める狙い、推進体制の整備) について……………	280
	中根議員一 (濱田知事、山地子ども・福祉政策部長、徳重総務部長、伊藤教育長、松岡商工労働部長) ……………	283
1	こうち男女共同参画プランの推進 (プランを意識した施策づくり、市町村の計画策定状況、遅れている実態の改善) について……………	283
2	男性の育児休業取得 (知事部局の取得状況、分析、教職員の取得状況、分析、県内企業における機運の醸成) について……………	285
3	生理の貧困 (生理用品配布事業、配付をきっかけとしたジェンダー教育の充実、ジェンダー平等の位置づけでの公的支援、今後の取組) について……………	286
4	妊産婦医療費助成制度 (成育基本法の成立、全国の実施状況、実施費用の試算、全市町村導入に向けた施策の進捗状況、制度化) について……………	288
	武石議員一 (濱田知事、尾下中山間振興・交通部長、徳重総務部長、森田土木部長、松岡商工労働部長、家保健康政策部長、杉村農業振興部長、山地子ども・福祉政策部長) ……………	292
1	中山間対策 (デジタル技術活用事業の狙い、ドローンの実装、小さな集落活性化事業の狙い、高齢者へのスマートフォンの普及、ワークスポットとしての空き家活用、ソフト面での取組、放置された空き家への対策) について……………	292
2	健康寿命を延ばす取組 (ヘルスケアモビリティ事業の推進、中山間地域でのフレイル予防の推進、有業率の向上) について……………	296
3	農業振興 (生産資材価格の高騰による影響、水田活用の直接支払交付金の見直し、中山間地域における露地園芸品目の振興、畜産業のデジタル化) について……………	298
4	外国人の入国規制の影響 (本県への影響、介護人材の確保) について……………	300
5	動物愛護 (高知県動物愛護基金の活用、特別枠活用によるTNR活動の拡大) について……………	301

西森議員一（井上副知事、森田土木部長、尾下中山間振興・交通部長）	303
1 管理型産業廃棄物最終処分場（日高村処分場の廃止手順、廃止に向けての課題、廃止にかかる年数、副生塩への認識、現在の発生量、今後の発生量、再利用の可否、最終的な処理方法、廃止にかかる運営費用の負担、佐川町処分場の廃棄物安定化にかかる年数、廃止時の費用、再利用を念頭においた副生塩の処理、入札方式の区分の基準、処分場の入札方法）について	303
2 とさでん交通株式会社の経営努力について	310
土森議員一（濱田知事、家保健康政策部長、山地子ども・福祉政策部長、中村林業振興・環境部長）	311
1 新型コロナウイルス感染症対策（県民へのメッセージ、クラスター発生時の医療従事者派遣の仕組み、影響が続く事業者への支援）について	311
2 介護（人材と財源の不足、介護助手の導入促進、兼業・副業の実践、ノーリフティングケアの現状、介護テックの導入、介護福祉士養成校への支援、ケアマネジャーの研修への支援、処遇改善、ホームヘルパーの不足、人材確保支援、高校との連携、広域での課題解決、40・50代対象の介護研修、仕事の魅力発信）について	313
3 脱炭素社会推進アクションプラン（グリーンLPガスの取組への思い、生産プロジェクトの具体的取組、グリーン化関連産業の育成、若い世代の意見の取り入れ）について	320
石井議員一（濱田知事、尾下中山間振興・交通部長、沖本産業振興推進部長、杉村農業振興部長、家保健康政策部長、伊藤教育長）	324
1 ソフトボールのアジアカップの開催について	324
2 関西・高知経済連携強化戦略（目指す姿、外商拠点の設置、大阪の新グランドデザインへの所見）について	324
3 中山間対策（空き家と移住者とのマッチング、企業との連携）について	326
4 地域外商の取組（海外輸出の重要性、新食肉センターのハラール認証取得）について	329
5 新型コロナウイルス感染症対策（円滑なワクチン接種に向けた体制の構築）について	330
6 教育課題（デジタル技術活用による負担軽減、教員定数確保の政策提言、学校の統合前後の教員加配、移転前の教員加配）について	332

第7日（3月10日）

出席議員	337
欠席議員	337

説明のため出席した者	337
事務局職員出席者	338
議事日程	338
質疑並びに一般質問（一問一答）	
塚地議員―（濱田知事、中村林業振興・環境部長、岡村文化生活スポーツ部長、徳重 総務部長）	340
1 木育の推進（木の文化県構想の位置づけ、重要性、ウッドスタート宣言、取 組の現状、地域支援拠点施設、木育指導員の活動支援事業、高知県版木育ビ ジョンの策定、木のおもちゃ美術館の設置）について	340
2 旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存と活用（戦争遺跡の重要性、土塁の保存、歴 史民俗資料館の関連施設とすること、資料の収集、関連史跡の調査と活用、 地元への説明、中心施設としての体制の充実）について	345
3 女性管理職の配置（高知県における女性職員の活躍の推進に関する特定事業 主行動計画の取組の評価、鳥取県との差の受け止め、庁議の女性不在への問 題意識、政策調整会議の構成）について	348
金岡議員―（伊藤教育長、浦田危機管理部長、森田土木部長、松岡商工労働部長、濱 田知事）	350
1 教育政策（コロナ禍以前と比較した学力、学力以外の影響、オンライン授業、 I C T教育、日本の学校教育、基礎基本・基礎学力の定着、直接一斉授業、 職業や学校を知り目標を持つ取組、教員の多忙化解消による学力向上、特別 免許状の活用を含む教員採用、長距離通勤、不登校増加の要因、不登校の課 題）について	350
2 南海トラフ地震対策（第4期行動計画の進捗、第5期計画の目標達成時期、 浦戸湾三重防護や河川堤防耐震化等の進捗、整備効果、高知市の浸水から排 水完了までの期間、想定失業者数、働く場所の早期確保、土木建設業者の維 持・充実の計画への位置づけ、事業量確保等による維持・充実、県民の命と 暮らしを守る決意）について	358
下村議員―（濱田知事、浦田危機管理部長、松岡商工労働部長、沖本産業振興推進部 長、中村林業振興・環境部長、徳重総務部長、橋口公営企業局長）	362
1 南海トラフ地震対策（高台移転に関わる新制度の要望・提言、高知県事前復 興まちづくり計画策定指針、事前移転の条件、先行市町村の取組の横展開） について	362
2 産業振興計画（デジタル人材育成への考え方、I T教育の成果、カリキュラ ム、アニメ産業における人材育成、コロナ禍での事業承継の現状、承継する 側への支援、電気自動車の充電設備設置に係る支援制度の周知、新たな支援 制度の創設）について	366
3 宇宙産業への取組（先行する他県の取組への感想、宇宙開発関連技術の可能	

性に関する勉強会) について……………	370
4 ウクライナへの侵略が本県へもたらす影響 (県庁のセキュリティー対策、県立病院のセキュリティー対策、2050年カーボンニュートラル実現への影響) について……………	372
横山議員一 (濱田知事、尾下中山間振興・交通部長、浦田危機管理部長、松岡商工労働部長、森田土木部長、岡村文化生活スポーツ部長、伊藤教育長、山子ども・福祉政策部長) ……	375
1 デジタル化の促進 (デジタル社会の将来像、課題、生活用水設備のデジタル化、防災のデジタル化、企業のデジタル化、建設分野のデジタル化と魅力向上) について……………	375
2 高知工科大学新学群 (検討会での議論、今後のスケジュール、所見) について……………	379
3 紙産業技術センターの技術の継承 (これまでの取組、手すき和紙に関する機能の維持・存続、文化財保存・修復業務の国との連携、土佐和紙のユネスコ登録) について……………	380
4 中山間地域における障害児の支援 (地理的課題で療育支援を受けられない子供、療育支援の機会確保、居住地により専門的サービスを受けられない子供が出ない取組、事業所への送迎、市町村との連携・協力) について……………	383
西内(隆)議員一 (徳重総務部長、熊坂警察本部長、家保健康政策部長、浦田危機管理部長、濱田知事、森田土木部長、沖本産業振興推進部長、中村林業振興・環境部長、松岡商工労働部長、伊藤教育長) ……	385
1 サイバーセキュリティー対策 (Emotetの感染拡大への措置、感染状況、重要性の周知) について……………	385
2 県民の健康増進 (高知市の姿勢・歩行を測定する取組への評価、健康寿命延伸への寄与、県における取組の実施) について……………	387
3 救急安心センター (事業内容、救急医療情報センターとの使い分け、電話番号) について……………	389
4 南海地震の記録映像 (デジタル加工による鮮明化、配信形式の見直し) について……………	390
5 土木行政 (長期未着手路線見直しの検討結果、今後の生かし方) について……………	391
6 飲食などのサービス業の海外展開への支援について……………	391
7 林業 (地積調査成果の電子データ提供の促進、森林クラウドにおける境界情報の活用) について……………	392
8 外国人材確保・活躍 (外国人生活相談センターにおける相談状況、相談対応の強化) について……………	394
9 県立学校の事業予算確保に向けたクラウドファンディングやふるさと納税の活用について……………	394

桑名議員—（濱田知事、杉村農業振興部長、徳重総務部長、岡村文化生活スポーツ部長、沖本産業振興推進部長、山地子ども・福祉政策部長、家保健康政策部長）	395
1 連続テレビ小説らんまんと地域活性化について	395
2 新型コロナウイルス感染症対策（競馬組合からの利益配分金の推移、活用方法、スポーツキャンプチームの感染者への対応、今後の感染者発生時の対応、転出超過減少の分析、今後の対応、県職員の休憩時間分散制度）について	397
3 燃油高騰（トリガー条項凍結解除の影響、是非）について	400
4 医療的ケア児への支援（医療的ケア児等支援センターのサテライト設置、コーディネーターの配置と体制づくり、小児在宅医の育成・確保、看護師の育成・確保）について	401
5 地域薬局の在り方（医薬分業と敷地内薬局との整合性、敷地内薬局の進出による高知版地域包括ケアシステムへの影響、県立病院と高知医療センターへの敷地内薬局誘致の懸念）について	402
6 I o Pプロジェクトの推進（クラウド維持管理の費用負担、農家からの利用料徴収、利用者増に向けた取組）について	404
議案の付託	405

第8日（3月23日）

出席議員	407
欠席議員	407
説明のため出席した者	407
事務局職員出席者	407
議事日程	408
諸般の報告	410
委員長報告	
西森危機管理文化厚生委員長	410
野町商工農林水産委員長	414
金岡産業振興土木委員長	417
下村総務委員長	420
討論	424
米田議員	424
採決	426
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第73号—第78号）	427
濱田知事	427

議案の上程、討論、採決（議発第2号 意見書議案）	429
岡田議員	429
西森議員	431
常任委員の選任	433
議会運営委員の選任	434
継続審査の件	434
議長辞職の件	434
森田議員	435
議長の選挙	436
明神議員	437
副議長辞職の件	438
加藤議員	438
副議長の選挙	439
西内(隆)議員	439
前正副議長に対する謝辞	440
上田(周)議員	440
教育長の退任挨拶	441
伊藤教育長	441
閉会の挨拶	
明神議長	441
濱田知事	442

巻末掲載文書

委員会報告書	445
意見書に関する結果について	448
議席の指定及び議席の一部変更（案）	449
議案の提出について	450
人事委員会回答書	453
教育委員会回答書	454
議案の追加提出について	455
決議議案の提出について	
議発第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議議案	456
議案付託表	458
議案の追加提出について	463
意見書議案の提出について	

議発第2号 憲法改正の実現に向けた国会審議の促進を求める意見書議案	464
常任委員指名案	466
議会運営委員指名案	467
継続審査調査の申出書	468
委員会審査結果一覧表	470
議決一覧表	474

議員定数問題等調査特別委員会報告書

招 集 告 示

高知県告示第134号

高知県議会定例会を、令和4年2月22日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和4年2月15日

高知県知事 濱田 省司

議 員 席 次

1番	桑 鶴 太 朗 君	2番	上 治 堂 司 君
3番	土 森 正 一 君	4番	上 田 貢太郎 君
5番	今 城 誠 司 君	6番	金 岡 佳 時 君
7番	下 村 勝 幸 君	8番	田 中 徹 君
9番	土 居 央 君	10番	野 町 雅 樹 君
12番	横 山 文 人 君	13番	西 内 隆 純 君
14番	加 藤 漠 君	15番	西 内 健 君
16番	弘 田 兼 一 君	17番	明 神 健 夫 君
18番	梶 原 大 介 君	19番	桑 名 龍 吾 君
20番	森 田 英 二 君	21番	三 石 文 隆 君
23番	西 森 雅 和 君	24番	黒 岩 正 好 君
25番	依 光 美代子 君	26番	大 石 宗 君
27番	武 石 利 彦 君	28番	田 所 裕 介 君
29番	石 井 孝 君	30番	橋 本 敏 男 君
31番	上 田 周 五 君	32番	坂 本 茂 雄 君
33番	岡 田 芳 秀 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君		

第361回高知県議会定例会会議録

令和4年2月22日（火曜日） 開議第1日

出席議員

1番 桑 鶴 太 朗 君
 2番 上 治 堂 司 君
 3番 土 森 正 一 君
 4番 上 田 貢 太 郎 君
 5番 今 城 誠 司 君
 6番 金 岡 佳 時 君
 7番 下 村 勝 幸 君
 8番 田 中 徹 君
 9番 土 居 央 君
 10番 野 町 雅 樹 君
 12番 横 山 文 人 君
 13番 西 内 隆 純 君
 14番 加 藤 漠 君
 15番 西 内 健 君
 16番 弘 田 兼 一 君
 17番 明 神 健 夫 君
 18番 梶 原 大 介 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 依 光 美 代 子 君
 26番 大 石 宗 君
 27番 武 石 利 彦 君
 28番 田 所 裕 介 君
 29番 石 井 孝 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君

36番 米 田 稔 君

37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

な し

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 井 上 浩 之 君
 総 務 部 長 徳 重 覚 君
 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
 健康政策部長 家 保 英 隆 君
 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
 文化・生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
 産業振興・推進部長 沖 本 健 二 君
 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 山 脇 深 君
 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
 水産振興部長 松 村 晃 充 君
 土木部長 森 田 徹 雄 君
 会計管理者 井 上 達 男 君
 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人事委員長 秋 元 厚 志 君
 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
 公安委員長 西 山 彰 一 君
 警察本部長 熊 坂 隆 君
 監査委員局長 中 村 知 佐 君

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 山本和弘君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 杉本健治君
主 幹 春井真美君



議事日程(第1号)

令和4年2月22日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議席の指定及び議席の一部変更の件
- 第3 会期決定の件
- 第4 議員辞職の件
- 第5
 - 第1号 令和4年度高知県一般会計予算
 - 第2号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
 - 第3号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計予算
 - 第4号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計予算
 - 第5号 令和4年度高知県用品等調達特別会計予算
 - 第6号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
 - 第7号 令和4年度高知県県債管理特別会計予算
 - 第8号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計予算
 - 第9号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計予算

- 第10号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第11号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第12号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第13号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第14号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第15号 令和4年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第16号 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第18号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 令和4年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第21号 令和4年度高知県電気事業会計予算
- 第22号 令和4年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第23号 令和4年度高知県病院事業会計予算
- 第24号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第25号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第26号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第27号 令和3年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第28号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第29号 令和3年度高知県県債管理特別会計補正予算

第 30 号	令和3年度高知県土地取得事業特別会計補正予算	第 48 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 31 号	令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算	第 49 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 32 号	令和3年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	第 50 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和3年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和3年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 57 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 58 号	高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 59 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	令和3年度高知県電気事業会計補正予算	第 60 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	令和3年度高知県病院事業会計補正予算	第 61 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県動物愛護基金条例議案	第 62 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	警察職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議
第 47 号	高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案		

案

- 第 65 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を
改正する条例議案
- 第 66 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案
- 第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町
村の負担の一部変更に関する議案
- 第 68 号 包括外部監査契約の締結に関する議
案
- 第 69 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・
安全交付金工事請負契約の締結に関
する議案
- 第 70 号 (新)安芸中学校・高等学校体育館新
築主体工事請負契約の締結に関する
議案
- 第 71 号 県道の路線の認定に関する議案
- 報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算
の専決処分報告
- 報第2号 令和3年度高知県一般会計補正予算
の専決処分報告
- 報第3号 令和3年度高知県一般会計補正予算
の専決処分報告
- 第 6 議員定数問題等調査特別委員会報告の件
追加 議会運営委員の選任
追加 新型コロナウイルス感染症対策調査特別委
員の選任



午前10時開会 開議

○議長（森田英二君） ただいまから令和4年2
月高知県議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

代表監査委員不在のため、今会期中、代表監
査委員職務代理者奥村陽子さんの出席を求めて
いますので御了承願います。なお、代表監査委
員職務代理者奥村陽子さんから、所用のため本
日の会議を欠席したい旨の届出がありました。

次に、去る1月14日、議員浜田豪太君から、
議長に対し議員辞職願が提出され、地方自治法
第126条ただし書の規定により、同日1月15日付
の辞職を許可いたしましたので御報告いたしま
す。

次に、議会運営委員会委員浜田豪太君の議員
辞職に伴い、1月18日、後任の委員に、委員会
条例第5条第1項ただし書により西内健君を指
名いたしましたので御報告いたします。

次に、2月6日に実施されました補欠選挙に
おいて当選されました依光美代子さんを、2月
10日、委員会条例第5条第1項ただし書により
総務委員に指名いたしましたので御報告いたし
ます。

次に、商工農林水産委員長、産業振興土木委
員長及び議会運営委員長から閉会中における委
員会の審査並びに調査の経過報告があり、その
写しをお手元にお配りいたしてありますので御
了承願います。

また、議員定数問題等調査特別委員長から調
査の経過及び結果の報告書が提出されました
ので、お手元にお配りいたしてあります。

さきに議決された意見書に関する結果につ
きましては、これを取りまとめ、お手元にお配
りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規
定に基づく専決処分報告がありましたので、そ
の写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会報告書、意見書に関する結果に
ついて それぞれ巻末445、448ページ
に掲載〕



仮議席の指定

○議長（森田英二君） この際、議事運営上、今回の補欠選挙において当選されました依光美代子さんの仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。



新議員の紹介

○議長（森田英二君） この際、新たに議員になりました依光美代子さんを御紹介いたします。

依光美代子さん。

（依光美代子君登壇）

○（依光美代子君） おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、一言御挨拶申し上げます。

私は、このたびの香美市選挙区補欠選挙にて選任されました依光美代子と申します。私の町は87%が中山間地ですが、教育機関として幼・保、小・中・特別支援学校、高校、大学までがそろっており、とても暮らしやすい町でございます。その町で23年間町議、市議として住民の声を第一に、女性の視点で活動してまいりました。これからも変わらぬ姿勢で女性の声を県政に反映させ、女性が輝ける住民第一の県政の実現を目指して、微力でございますが、精いっぱい努めてまいる所存でございます。

どうか諸先輩議員の皆様、そして知事をはじめ執行部の皆様、御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。簡単でございますが、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）



会議録署名議員の指名

○議長（森田英二君） これより日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

2番 上 治 堂 司 君

10番 野 町 雅 樹 君

32番 坂 本 茂 雄 君



議席の指定及び議席の一部変更

○議長（森田英二君） 次に、日程第2、議席の指定及び議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。議席の指定及びそれに関連いたします議席の一部変更は、お手元にお配りいたしてあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより議席の移動をいたします。

準備のためしばらくお待ちください。

ただいま決定いたしました議席へお移り願います。

（議席の移動）

〔議席の指定及び議席の一部変更（案）〕
巻末449ページに掲載



会期の決定

○議長（森田英二君） 次に、日程第3、会期決

定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から3月23日までの30日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの30日間と決しました。

(18番梶原大介君退場)



議員辞職の件

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

議員梶原大介君から議員辞職願が提出されております。その辞職願を書記に朗読させます。

(書記朗読)

辞 職 願

今般一身上の都合により、議員を辞職したいので許可願います。

令和4年2月22日

高知県議会議員 梶原 大介

高知県議会議長 森田 英二様

○議長(森田英二君) 日程第4、議員辞職の件を議題といたします。

これより、梶原大介君の議員辞職の件を採決いたします。

梶原大介君の議員辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、梶原大介君の議員辞職を許可することに決しました。

梶原大介君の御挨拶があります。

(梶原大介君入場、登壇)

○(梶原大介君) ただいま森田議長、そして先輩・同僚議員の皆様のお配慮をいただき、辞職

に当たり、こうして御挨拶をさせていただく機会をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

先輩・同僚議員の皆様には、これまで約15年間共にこの高知県議会の一員として活動をしていただきましたこと、そして様々な面で御指導いただきましたことを、この場から御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

また、知事はじめ執行部の皆様方には、この本会議場での議論、そして委員会での審議、真摯な御答弁、そして御対応を賜りましたことを、そして報道関係各位の皆様方には、そのことを報道を通して県民の皆様にお伝えをいただきましたことを心から重ねて御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

私、県議になりまして15年でございます。平成19年当時は橋本県政でございました。その年の年末には尾崎県政が誕生し、そして3期12年を経て現在は濱田県政の下、この高知県の発展に向けての取組を議会も共々行っているところでございます。

この15年間の間、議会の一員として様々なことに向き合わせていただきました。何点か申し上げますと、2011年に阪神・淡路大震災に引き続いての国難である、大災害である東日本大震災が発生をいたしました。その後、東北の皆さんはもちろん、国全体でこの東北の復興に取り組み、昨年は2021年、10年の節目を迎え、第2期復興・創生期間として、さらなる復興に取り組むと同時に、この高知県においても少しでもの被害を少なくするために、南海トラフ地震対策、そのことに対する備えに努めているところであり、国全体においても、この国土をより強く、よりしなやかにしていく国土強靱化というものの自然災害との闘いに今も臨んでいるところでございます。

そして、時代が昭和から平成に替わるあたり、

1990年頃であったと思いますが、高知大学の教授であった社会学者の方が、集落人口の中で65歳以上の方が50%を超えるという限界集落という概念を提唱されて以来、国全体ではまだ人口減少という局面に至っておりませんでしたので、その取組が大きくなったということはありませんでしたが、2014年には日本創成会議という民間の研究機関がこの国の自治体の約半数である896の自治体において、2040年頃には消滅の可能性があるとこの消滅可能性都市というものを国に発表され、大変な衝撃を受けたことを今でも覚えています。そして、そのことにより国全体で地方創生というものの取組が進んでまいりました。

高知県は、課題解決の先進県という取組を行っているところであり、全国に先駆けての集落活動センターのような取組、そして国全体での地方創生の中で、地域おこし協力隊などの取組、いろんなことがいまだ人口減少というものの闘いにおいて進んでいるところでございます。

そして、2年数か月前、この世界において新型コロナウイルス感染症が発生をいたしました。人類の歴史において、これも紀元前より感染症との闘いは続いております。天然痘であり、ペストであり、新型インフルエンザであり、結核であり、マラリアであり、そういった感染症が人類の多くの人の命を奪うような、人類の生存、存続の危機のような時代もございました。しかしながら、私たちの先人の努力により、これだけ医療の発達した世の中で、そしてこれだけ衛生環境の整った今の社会で、今のこのような感染症が世界規模で拡大をする、そのことに対して約2年前、どれだけの人が今のような状況を想像していたでしょうか。そういったこの2年間、医療現場はもちろんのこと、世の中が大きく変わり、人と人との距離も変わり、そういったことに対して様々な闘いがいまだ続いている

現状でございます。

そういった自然災害との闘い、人口減少との闘い、そしてこのコロナとの闘い、そういったことを国全体、そして高知県でもまだまだ進めていくと同時に、まさに世の中は今大変な変革の時期を迎えているものと存じております。

濱田知事においても、デジタル化、グリーン化、グローバル化を県政の重要な柱に訴えられておりますが、まさしくそれをしていかなければ取り残されるぐらいの変革の時期に来ているのではないかとこのように思っています。

世界規模での環境への取組もしており、そしてデジタル化においては、サイバー空間、仮想空間、そして宇宙空間に至るまで、私たちの現実社会の活動が様々な分野に様々なところにさらに広がって社会活動、経済活動が行われるようになっております。一昔前では、SF映画のような世界がまさに今後到来をする世の中の変革期を迎えていると、そういうふう感じさせていただいております。

そういった中で、この変革の時代に当たり、私たちの日本、我が国として何をすべきか。そして、国民の一人としてその責務をいかに果たしていくべきか。また、高知県としてその地方の特性を生かし、国の発展のためにどういった役割を果たしていくべきか。高知県民の一人としてどういった責務を果たしていくべきか。そのことを考えますと、やはり国の責務、国民一人一人の責務としては、この国土、そして国民の生活をより豊かにより安全にしながら、次の世代へしっかりと託していく。そして、高知県としては、高知県民として地域の先人から預かった、託していただいたこの地域や歴史や伝統や文化などをしっかりと次の世代の高知県民に託していくという、大変大きな責務があると思っております。そしてまた政治の大きな役割でもあると強く感じておるところでございます。

その責務を果たすに至っては、やはり私たちがこの日本の古来より決して時代の流れに関係なく、変えてはならないもの、高知県人として変えてはならないもの、また時代の変化、社会の変革に対し、柔軟に対応していくべきもの、そういったことを常に念頭に置きながら、心の中に置きながら、今後もこういった立場であれ、活動を続けていかなければならないということ、今日この場におきまして強く感じさせていただいております。

どうか、この歴史と伝統ある高知県議会においても、先輩・同僚議員の皆様、さらに執行部の皆様、報道関係各位の皆様のさらなる御尽力の下、より闊達な議論が行われ、そのことが高知県勢の発展、高知県民の生活向上にさらにつながりますことを心から御期待を申し上げさせていただきます。

どうかどうか今後とも高知県の発展には共に努めてまいりたいと存じております。今日この場からこれまでの15年間、本当に御指導いただきました、関係をしていただきました全ての皆様と高知県民の皆様方に心からの感謝と御礼を申し上げまして、辞任に際しての御挨拶とさせていただきます。

(梶原大介君退場)



議案の上程、提出者の説明

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末450ページに掲載〕

日程第5、第1号「令和4年度高知県一般会計予算」から第71号「県道の路線の認定に関する議案」まで及び報第1号「令和3年度高知県

一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上74件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事（濱田省司君） 本日、議員の皆様のお出向をいただき、令和4年2月県議会定例会が開かれますことに厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

知事就任後間もなく始まった新型コロナウイルス感染症との闘いは、幾度となく感染拡大と収束を繰り返しながら、2年が経過した今なお続いております。感染症の克服にはまだ時間を要するものと考えており、今後も感染拡大防止をしっかりと図りながら、できる限り社会経済活動との両立が維持できるよう全力で取り組みます。

一方、コロナ禍という逆風の中にあっても、県勢浮揚へ向けた歩みを止めてはなりません。来る令和4年度は、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などが計画期間の後半に入ります。これまでの取組を土台として、今後の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から5つの基本政策と3つの横断的な政策をさらに進化させます。

あわせて、関西戦略や中山間対策では5年後、10年後を見据えた抜本強化を図り、次なる時代の扉を開く節目の1年にしたいと考えております。

県勢浮揚に向けた取組の1つ目のポイントは、デジタル化、グリーン化、グローバル化への対

応であります。このうち、デジタル化では、情報通信技術の発達により、距離や移動時間など本県が抱える物理的な制約がハンディでなくなる時代が到来しつつあります。こうした時代の変化を捉え、生活、産業、行政という3つの切り口であらゆる分野のデジタル化を進めてまいります。

具体的には、都市部の企業が行うテレワークなどを積極的に呼び込むほか、遠隔医療や遠隔教育といった新しい技術を導入し、中山間地域の暮らしや医療、教育を大幅にレベルアップさせたいと考えております。また、本県が誇る施設園芸農業とデジタル技術の融合などをさらに進め、あらゆる産業分野で生産性や付加価値を飛躍的に高めるとともに、行政のオンライン化を加速させ、県民生活の利便性をより一層向上させます。

グリーン化では、脱炭素化による持続可能な社会の実現を目指した動きが世界の潮流となっております。この世界的な大きな流れを県勢浮揚の原動力とするべく、本県の豊かな自然を生かして、県産木材の利用拡大や再生可能エネルギーの導入を進めます。あわせて、製紙業の技術などを生かしたプラスチック代替素材の活用やバイオマス資源によるグリーンLPガスの開発など、本県独自の技術や資源をベースとしたプロジェクトにも果敢に挑戦し、新たな産業の芽を創出します。加えて、自然を切り口とした体験型観光や移住促進の取組をさらに加速します。

グローバル化については、我が国が中長期的に人口減少に向かう中、県経済をさらに拡大させていくためには、海外市場へこれまで以上に積極的に打って出る必要があります。このため、近年増加傾向にあるユズや土佐酒、養殖クロマグロといった県産品のさらなる輸出拡大に取り組みます。加えて、各産業分野における人材確

保の観点から外国人材の受入れ対策を強化するほか、コロナ禍の収束も見極めながら、インバウンド観光客の誘致に向けた取組を展開します。

2つ目のポイントは、関西との経済連携の強化であります。今後、関西圏では令和7年の大阪・関西万博などに向けた動きが本格化してまいります。このチャンスを県経済の起爆剤とするべく、関西・高知経済連携強化戦略に基づく取組を大きく前に進め、コロナ禍からの反転攻勢に打って出たいと考えております。このため、来年度は組織体制を大幅に強化するとともに、今月立ち上げた関西圏外商強化対策協議会を中心に、さらなる外商強化策の検討を進めます。

3つ目のポイントは、中山間対策の抜本強化であります。本年度は10年ぶりに小規模集落を対象とした実態調査を実施しました。私自身、日常生活の不便さや高齢化の進行による深刻な担い手不足など、集落の厳しい現状を確認する一方、地域によってニーズや課題は様々であり、改めて中山間地域の生活を守り、産業をつくるためのきめ細かな取組の重要性を強く認識したところです。中山間地域の振興は本県の発展に不可欠です。皆様の声をしっかりと受け止め、全庁を挙げて中山間対策をさらに充実強化し、活力のある中山間地域を取り戻すことができるよう全力で取り組みます。

引き続き、時代の変化を先取りし、絶えず施策を進化させながら、県勢浮揚を目指して、県民の皆様と共に一歩ずつ着実に前へ進んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について御説明申し上げます。

年明け以降、新たな変異株、オミクロン株による全国的な感染拡大の第6波が本県にも及び、今月に入ってからほぼ連日200人を超える新規の感染者が確認され、病床占有率も高水準で推移するなど医療提供体制の逼迫度が高まってお

ります。こうした中、一人でも感染者を減らし、感染の拡大を抑えるべく、12日から国のまん延防止等重点措置の適用を受け、飲食店への営業時間短縮の要請などあらゆる対策を講じているところです。

現在、新規感染者数はピークに達する兆しが見えつつある一方、医療機関や高齢者施設などでのクラスターの発生を背景に、多数の高齢者の感染が続いており、今後重症の患者数が遅れて増えていくことが懸念されます。こうしたリスクの高い方々を何としても感染から守り、救急なども含めた医療提供体制を維持していくためには、まさに今が正念場だと考えております。県民一丸となって取り組んでいくことができるよう、私自身が先頭に立って県民の皆様にはっきりと情報発信を行いながら、感染拡大防止対策やワクチン接種などを全力で進めます。

感染力の非常に強いオミクロン株を中心とする今回の第6波では、家庭内に加え、医療機関や高齢者施設、さらには学校、保育所など日常のあらゆる場面で感染の広がりが見られます。このため、各施設にオミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策を要請するとともに、高齢者施設や障害者施設の無症状の従事者を対象とした集中的検査などを実施し、クラスターの発生防止を図っているところです。

また、治療を必要とする中等症以上の方が迅速かつ確実に入院できるよう、入院病床を最大303床確保するほか、軽症者向けの宿泊療養施設についても、今月幡多地域で新たな施設を開設し、計418室を確保しております。加えて、容体は安定したものの、介護を必要とする高齢の患者に対応するため、臨時医療施設として予定していたやまももに介護人材を配置し、昨日療養施設として開設しました。

一方、感染者の大多数を占める無症状や軽症の方については、第5波と同様に自宅療養をお

願いすることとし、健康観察と相談、診療対応が24時間実施できる体制を整えております。

こうした一連の取組により、これまでのところ感染者の症状に応じた適切な療養提供体制が何とか維持できているものと考えております。引き続き、入院治療が必要な患者がさらに増加する事態も想定し、医療提供体制の確保に努めます。

重症化しやすい高齢の方などを感染から守るためにも3回目のワクチン接種の加速が必要です。今月20日時点の接種率は12歳以上の人口の17.6%にとどまっており、市町村からは前回と異なるワクチンを接種するケースで予約が埋まっていないといった声もお聞きしております。

このため、県としてもこうした交互相種の安全性、有効性に関する情報についてあらゆる機会を通じて発信します。また、今月19日には、高知市と共同で高知新港に再び大規模接種会場を設置し、県全域を対象に接種を開始しました。今後、教職員や保育士などを対象とした職域接種についても同会場で順次実施し、接種の加速化を後押しします。

加えて、国に対しては全国知事会のワクチンチームリーダーとして引き続き関係閣僚に現場の課題を訴え、解決に向けた対応を求めてまいります。

来月から開始される5歳から11歳の子供へのワクチン接種の対応も含め、国や市町村と緊密に連携しながら、接種が円滑に進むよう取り組んでまいります。

第5波による感染が収束した昨秋以降、徐々に回復しつつあった県経済は、年明けからの急激な感染拡大に伴い、飲食店や宿泊施設においてキャンセルが相次ぎ、取引先や関連事業者の売上げも減少するなど、再び大きな影響を受けております。

このため、飲食店には、高知家あんしん会食

推進の店の応援金を追加支給するほか、まん延防止等重点措置の適用に伴う営業時間短縮要請に協力いただいた店舗への協力金を支給します。また、今般の感染拡大の影響を直接的、間接的に受けた事業者に対しては、国の支援に加えて県独自の給付金を支給し、事業の継続を後押しします。あわせて、雇用維持の観点から事業規模に応じた支援を行います。

今後とも県民や事業者への影響をしっかりと注視し、必要な対策を迅速かつ的確に講じます。

次に、令和4年度当初予算案及び令和3年度2月補正予算案について御説明申し上げます。

今回の予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応を着実に進めるとともに、ウイズコロナ、アフターコロナ時代の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から、施策を一層強化するべく知恵を絞りました。加えて、感染症の影響を受けた地域経済を下支えするために必要な投資的経費を確保し、防災・減災対策などのインフラ整備を加速することとしました。

この結果、一般会計当初予算案は、対前年度比186億円、4%増の総額4,821億円となっております。また、投資的経費は、前年度を29億円上回る938億円を確保したところです。

このように、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行する一方、今後の財政運営の持続可能性を確保するため、歳入歳出両面で努力を重ねました。

まず、歳入面では、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税が減少するものの、県税や地方譲与税の増収で生じた財源の活用などにより、必要な一般財源総額を確保したところです。加えて、地方交付税措置率の高い地方債をはじめ、国の有利な財源を最大限活用し、一般財源の負担軽減を図っております。また、歳出面においては、新型コロナウイルス感染症へ臨機応変に

対応しつつも、県勢浮揚に向けた施策を着実に実行するため、事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図り、マンパワーと財源の確保に努めました。

こうした一連の取組の結果、来年度末時点において180億円の財政調整的基金を確保できる見込みとなっております。

また、臨時財政対策債を除く県債残高については、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用したインフラ整備などにより一時的に増加するものの、令和7年度をピークに通減する見込みであり、今後必要な投資事業を実施しても安定的に推移する見通しを立てることができております。

このように、今回の予算編成においては、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることができたものと考えております。

しかしながら、多額の財源不足が生じていることに加え、感染症の影響が長期化していることから、当面は予断を許さない財政状況が続くことも想定しなければなりません。このため、今後も国に対し、地方交付税をはじめとする一般財源の確保について積極的に政策提言を行うとともに、歳入歳出両面から不断の見直しを行い、安定的な財政運営に努めてまいります。

次に、新年度における5つの基本政策と3つの横断的な政策の取組について御説明申し上げます。

まず初めに、経済の活性化についてであります。

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い、これまで増加傾向にあった各分野の生産額が減少に転じるなど、県経済は大きな打撃を受けております。こうした中、県経済を速やかに回復させ、再び成長軌道に乗せていくためには、社会の変化に合わせて絶えず施策を進化させていかなければなりません。

第4期産業振興計画の折り返しを迎える来年度は、こうした考えの下、産学官民連携によるイノベーションの創出や関西圏との経済連携の充実強化など、5つの重点ポイントにより各施策のバージョンアップを図り、新たな取組にも果敢に挑戦します。

1つ目のポイントは、産学官民連携によるイノベーションの創出であります。新たな時代の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化といった視点から、各分野の取組をもう一段強化することに加え、県内外から多くの人材や知恵、資本などを呼び込むことにより、産学官民が連携した新たなイノベーションを創出します。

このうち、デジタル化に関しては、これまでの取組を通じて各分野でデジタル技術の導入による生産性の向上などが着実に進んでおります。来年度はこうした土台の上に立って、さらなる発展を目指します。

農業分野では、I o Pクラウドを核としてデータ駆動型農業を実践する農家数の拡大を図るとともに、関連する産業群の創出を目指します。具体的には、J Aと連携し、データ分析に基づく営農指導体制をさらに充実させ、農家への個別指導を強化します。また、来年度中のI o Pクラウドの本格運用に向けて、品目別、地域別の情報を充実させるなど機能拡充に取り組みます。さらには、産学官民の連携体制の下、クラウド内に集積された環境・気象・出荷データを活用した遠隔制御システムなどの開発を進めます。

林業分野では、輸入材の減少に伴う国産材の需要拡大などに機動的に対応できるよう、木材生産や流通の効率化、最適化を図ります。具体的には、地形や森林資源のデータを蓄積した森林クラウドの運用を開始し、民間事業者にも活用していただくことで、施業の効率化や省力化につなげます。さらに、これまで手作業で計測

していた伐採範囲や大きさ、本数といった原木の生産情報を自動で取得できるよう、機器やシステムの導入を促進します。加えて、こうして得られた生産情報と製材事業者が有する市場の需要情報を共有できるシステムを構築することにより、サプライチェーンマネジメントを強化し、県産材のさらなる販売拡大につなげます。

水産業分野では、高知マリノイノベーションの取組をさらに広げます。具体的には、メジカの漁場や赤潮の発生に関する予測情報、収集した水温などのデータを一元的に発信するシステムを構築し、漁業者や研究者に広く活用していただく取組を開始します。加えて、より収益性の高い漁業経営の実現に向けて、出漁前に、漁獲高や燃料費などのデータから利益を見える化することにより、出漁の判断や漁場の選択などをサポートする操業効率化支援ツールの開発に着手します。

商工業分野では、デジタル技術を活用して生産性や付加価値の向上に取り組む企業への支援や企業のデジタル人材の育成をさらに拡大します。具体的には、産業振興センターに設置している相談窓口の体制を拡充し、伴走支援を行う企業の目標数を15社から45社に引き上げます。さらに、モデル事業として取り組んできた企業の事例から得られた効果やノウハウをセミナーや各種広報媒体、商工会議所などの支援機関を通じて周知することにより、県内企業への横展開とデジタル化の機運醸成を図ります。

また、高知デジタルカレッジにおいて、企業のデジタル化担当者を対象とした新たな講座を開設します。加えて、商工会連合会にノウハウを有する専門人材を配置し、商工会議所や商工会の経営支援活動と一体的に事業者のデジタル化の支援に取り組むことにより、O J Tを通じた経営指導員の支援力の向上を図りながら小規模事業者のデジタル化を促進します。

こうした各産業分野の取組に加え、行政分野においても、県民生活の利便性の向上と行政事務の効率化に向けて、デジタル化の取組をさらに加速します。具体的には、新たに電子契約システムを導入するほか、電子申請や手数料の電子納付の対象業務を拡大するなど、行政手続のさらなるオンライン化を進めます。

また、市町村においては、令和7年度末までに情報システムの標準化、共通化に対応することが求められております。このため、市町村に助言を行うアドバイザーを配置するなど支援体制を強化し、取組を後押しします。

グリーン化に関しては、本年度、有識者や関係団体など、多くの方々の御意見をお伺いしながら、脱炭素社会の実現に向けて、本県の強みを生かした具体的なアクションプランを練り上げてまいりました。来年度は、このプランに基づき、再生可能エネルギーの導入や森林吸収源対策、グリーン化関連産業の育成など、幅広い分野で取組を展開します。

具体的には、本県の豊富な自然資源を生かした再生可能エネルギーの拡大に向け、太陽光発電設備の導入支援の強化や地域新電力の設立支援などに取り組みます。また、森林吸収源対策として適切な森林整備や再生林の促進に加え、建築物の木造化、木質化の推進による都市の脱炭素化を図ります。

今後の産業の芽となるグリーン化関連産業の育成では、事業者の省エネルギー化に寄与する機械装置やプラスチック代替素材など、環境負荷の低減に資する製品、技術の開発を支援します。さらに、バイオマス資源を原料としたグリーンLPガスの生産技術確立プロジェクトを産学官で立ち上げ、本県の特性を生かした新たなイノベーションの創出に挑戦します。

また、本県の脱炭素化を実現するためには、市町村や事業者、県民の皆様の御理解と御協力

を得ながら、オール高知で取組を展開していく必要があります。このため、環境経営などに関する事業者への普及啓発を関係団体と連携して進めます。あわせて、脱炭素化に先行的に取り組む地域や市町村への支援を通じて生まれる好事例を県内各地に横展開することにより、脱炭素化の動きを県全体に波及させます。

バージョンアップの2つ目のポイントである関西圏との経済連携の充実強化では、ウイズコロナ、アフターコロナを見据え、関西・高知経済連携強化戦略に基づく各プロジェクトの取組を強化します。

まず、観光推進プロジェクトについては、関西からの周遊モデルルートの旅行商品化を図るなど、将来のインバウンド観光の回復を見据えた取組を進めます。また、本県の強みである自然・体験型観光の基盤を生かし、SDGsにも寄与する旅行商品づくりを進めるほか、県内のスポーツツーリズムに関する情報を一元化したサイトを立ち上げ、効果的なプロモーションを展開することで本県への誘客を図ります。

食品等外商拡大プロジェクトについては、これまで培ってきた農産物や水産物の卸売市場関係者との関係を生かし、量販店や飲食店での販売促進活動を強化します。あわせて、食品関係のバイヤーが多く来場する大規模展示会への新規出展や、県産木材の商談拠点の大阪市への設置などにより、県産品のさらなる外商拡大につなげます。

加えて、関西圏における外商の取組をもう一段レベルアップさせるため、県内事業者と有識者から成る関西圏外商強化対策協議会を今年新たに立ち上げました。今後、この協議会や関西・高知経済連携強化アドバイザー会議を通じて御意見、御助言をいただきながら、外商拠点設置の有効性を含め、効果的な外商強化策の調査検討を進めます。

万博・IR連携プロジェクトについては、大阪・関西万博といった大規模プロジェクトの開催準備が来年度から本格化することが見込まれます。このため、まずは関連施設での県産木材や県内企業の技術の活用に向けた営業活動などを機を逸することなく行います。

こうした施策の強化に加え、産業振興推進部内に関西戦略推進監及び関西戦略室を設置するなど庁内の組織体制を大幅に強化し、関西戦略の取組をさらに加速させます。

3つ目のポイントは、輸出を見据えた地産外商のさらなる推進であります。今後は、人口減少に伴う将来的な国内マーケットの縮小が避けられません。このため、海外への輸出を見据え、地産と外商の両面から取組を強化します。

まず、地産の強化では、食品製造事業者の生産性や衛生管理の向上を図るため、デジタル技術を活用した機器やシステムの導入、HACCPへの対応に向けた施設改修を支援します。あわせて、取引先が求める衛生管理の手法を学ぶため、新たにオンラインでも研修を受講できるようにするなど、対応を拡充します。加えて、今後のさらなる輸出拡大に向け、輸出先が求めるロットや品質などに対応するための設備投資について支援を強化します。

外商の強化では、引き続きアメリカ、中国、ヨーロッパといった重点市場に配置した食品海外ビジネスサポーターと連携し、食品事業者の外商活動を支援します。

加えて、ものづくり企業の海外挑戦を後押しするため、新たにフランスの国際見本市への出展やインドへの経済ミッション団の派遣などを行うほか、海外展開に取り組む企業の掘り起こしを強化します。さらに、本県で就労した外国人技能実習生などに各種研修を通じたスキルアップの機会を提供し、帰国後は海外展開に取り組む本県企業の展示会や現地法人で活躍いた

だけの仕組みを構築します。

4つ目のポイントは、新しいひとの流れを捉えた中山間地域の振興であります。コロナ禍を契機としたテレワークの普及や地方暮らしへの関心の高まりを背景に、都会から地方へと向かう人や企業の流れを本県に呼び込むための施策を強化し、その効果を県内全域に広げることで中山間地域の振興につなげます。

具体的には、現在大都市部から企業やテレワークを実践する方を高知市中心部に開設したシェアオフィス拠点施設に呼び込む取組を進めているところです。

こうした企業や人の流れを県内各地に波及させていくことができるよう、市町村のシェアオフィス整備に対する支援を強化し、受入れ体制の充実を図ります。また、移住促進の取組においても、中山間地域への移住者を増やすべく、希望者のニーズに応じた多様な仕事の掘り起こしや情報発信を強化するほか、庁内に空き家対策の専門チームを設置し、住宅確保策を強化します。

5つ目のポイントは、SDGsの広がりによる持続可能な地域社会づくりであります。世界的なSDGsに対する関心の広がりを背景に、持続可能性に配慮した取組の重要性が高まっております。

こうした動きを捉え、本県においても脱炭素社会の実現に向けた施策を拡充するほか、観光分野では、地球環境や地域の社会文化などに配慮するサステナブルツーリズムを推進します。また、こうちSDGs推進企業登録制度の活用と併せて、推進アドバイザーの派遣による支援やセミナーの開催などの情報発信を行い、県内事業者のSDGs達成を目指した取組を一層拡大させます。

こうした5つの重点ポイントによる各施策の強化のほか、10年目を迎える高知家プロモーショ

ンでは、これまで積み上げてきた財産を大いに活用しながら、関西圏をはじめ県内外において集大成となるプロモーションを展開し、本県の露出拡大と高知家の認知度向上につなげます。

観光分野では、年明け以降の急激な感染拡大を受け、現在観光リカバリーキャンペーンなどが再び一時休止を余儀なくされています。本県の観光需要の回復に向けて即効性の高い、こうした事業については、感染状況や国の動向などを注視しながら適切なタイミングでの再開を目指します。

加えて、コロナ禍の収束も見据えて本県観光の抜本的な魅力向上を図るため、デジタル化、グリーン化といった時代の潮流を捉え、つくる、売る、もてなすという3つの施策群の取組を一段と強化します。

まず、つくる取組では、観光客の移動経路や滞在時間といったデータを分析し、エリアごとにターゲットを意識したイベントの展開やモデルルートの造成を行うなど、戦略的な観光地域づくりを進めます。

売る取組では、先月スタートさせた食をテーマとした観光キャンペーンにおいて、それぞれの季節で誘客効果の高い素材や、その食に携わる人など、本県ならではの貴重な資源にスポットを当てたプロモーションを展開します。さらに、旅行を通じて地域の自然や暮らし、文化などへの理解を深めるサステナブルツーリズムのニーズが国内外で高まりつつあります。このため、日曜市をはじめとする街路市や路面電車など、今後強みとなり得る観光素材を生かしたプロモーションや商品造成を進めます。

もてなす取組では、観光客が宿泊施設での滞在時間の満足度を重視する傾向が高まっていることを踏まえ、専門家による食事や接客などへのアドバイスをを行い、宿泊施設の魅力向上を図ります。

また、本県出身の牧野富太郎博士をモデルとしたNHK連続テレビ小説が来年春から放送されることが決定しました。大変うれしいニュースであり、本県の魅力を全国に伝える絶好の機会であると同時に、観光活性化の起爆剤となることが期待されます。本県にお越しいただいた観光客の皆様に牧野博士ゆかりの地に訪れていただくことはもちろん、本県のすばらしい自然、食、歴史も存分に楽しんでいただけるよう官民が一体となって取り組み、このチャンスを最大限に生かしてまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりの取組について御説明申し上げます。

第4期日本一の健康長寿県構想では、「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現を目指し、3つの柱から成る各施策に数値目標を定め、取組を進めております。

今般、これまでの成果や課題を検証した上で、デジタル化などの視点から各施策の見直しと強化を図り、同構想を改定することとしました。

1つ目の柱の、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進については、重症化のリスク要因を持つ人、いわゆるハイリスク層に対するアプローチを強化するとともに、県民全体の健康増進を図るポピュレーションアプローチに引き続き取り組みます。

ハイリスク層に対するアプローチでは、昨年度から3つの地域で糖尿病性腎症患者に対し、透析予防強化プログラムに基づく保健指導などの介入を行ってきたところです。その結果、修了者の約5割で腎機能の維持・改善が見られるなど一定の効果が現れており、本年度実施する非介入者との比較による効果検証も踏まえ、新たな地域に取組を広げます。加えて、より初期の段階における発症及び重症化予防を進めるため、新たに糖尿病予備群や発症間もない患者を

対象に、ICT機器を活用した血糖状態のモニタリングと遠隔での保健指導に取り組みます。

2つ目の柱の、地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化では、地理的な制約や制度の縦割りといった壁を克服し、サービスが切れ目なくつながるよう体制の強化を目指します。このため、デジタル技術を活用した在宅療養体制の充実や、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を進めます。

このうち、在宅療養体制の充実に関しては、地域のあったかふれあいセンターなどと薬局をオンラインで結び、薬剤師による服薬支援に取り組むほか、モニターや医療機器を搭載した車両を活用してオンライン診療を行う医療機関を支援します。これにより、中山間地域にお住まいの方の通院時間や往診に係る医師の移動時間などの負担軽減を図ります。

さらに、医療病床や介護施設が少ない東部地域において、訪問看護支援センターや看護師養成所などの機能を持った多機能支援施設の整備を進めることとし、令和6年度の開設を目指して実施設計に着手します。

近年、いわゆるひきこもりやヤングケアラーなど、障害や介護、子育てといった行政分野ごとに独立した支援では、十分に対応できない横断的な問題が増加しています。さらに、地域から孤立し、必要な支援が十分に届かずに問題が深刻化するケースも多く見られます。

こうした課題の解決には、学校や地域の連携による早期発見の取組、専門分野を越えた多機関の協働による支援、さらには孤立を防ぐ居場所づくりなどを一体的に実施する包括的な支援体制の整備が必要です。また、このような支援体制は、地域共生社会の実現を目指した社会福祉法の改正により、住民に身近な市町村において構築を図ることが求められております。

県としましては、全市町村における支援体制の構築を目指し、アドバイザーの派遣を行うほか、体制整備を推進する国の新たな事業の活用を促すなど、市町村の取組をしっかりとサポートします。あわせて、特に対策が急がれるヤングケアラーについては、県内の中高生を対象とした実態調査を実施することに加え、市町村に対して助言を行うコーディネーターを配置するなど、支援体制を強化します。

医療的ケア児とその家族への支援につきましては、本年度相談支援の拠点となる医療的ケア児支援センターを新たに設置したところです。来年度はセンターに新たに看護師を配置して、相談支援体制の充実強化を図るほか、医療的ケア児に対応できる看護師の育成などにも取り組みます。

3つ目の柱の、子どもたちを守り育てる環境づくりについては、妊娠期から子育て期までを切れ目なく総合的に支援する高知版ネウボラの取組を推進し、子供に関わる各部門の連携強化と子育て支援のさらなる充実を図ります。

具体的には、子育て家庭の様々な相談に対応する子ども家庭総合支援拠点の設置を進めるとともに、妊娠・出産・子育てに関する多様な支援サービスを一体的に提供する体制の整備に取り組む市町村を支援します。また、市町村の児童福祉部門と学校のスクールソーシャルワーカーとの情報共有体制の構築を進め、個々の家庭に寄り添った切れ目のない支援を行います。加えて、県の出産・育児応援サイトのリニューアルを行い、母子保健や子育て支援の取組を動画を交えて紹介するなど、情報発信を強化します。

次に、教育の充実に関する取組について御説明申し上げます。

急激に変化する時代においても、子供たちが知・徳・体の調和の取れた生きる力を身につけ、

持続可能な社会の作り手となることができるよう、各施策を強化していく必要があります。

このため、質の高い教育の実現に向けた学校における組織的な取組の強化をはじめ、デジタル技術を活用した学習スタイルの充実、多様な子供たちへの支援の充実、学校における働き方改革の加速化などの観点に立って、教育大綱を改訂したいと考えております。

昨年1月の中央教育審議会の答申を受けて、来年度から小学校高学年を対象に、特定の教科を専任の教員が受け持つ教科担任制が導入されます。

本県においても、学校規模に応じて加配教員を配置するほか、中学校の教員が小学校も兼務して授業を行うなどの取組を進め、義務教育9年間を見通した教科指導体制を構築してまいります。

また、本年度から少人数学級編制を小学校6年生にまで拡充したことにより、小学校の全学年で35人以下の学級が実現し、よりきめ細かな指導が可能となりました。来年度は、中学校においても全学年で35人学級を実現し、生徒一人一人に応じた指導の充実につなげます。

高知市との連携による学力向上の取組については、県から派遣した指導主事などによる学校支援を通じて、国語や算数・数学の学力に伸びが見られるようになりました。こうした成果を踏まえて、来年度は指導教科を社会科、理科にも拡充するなど、取組を一層強化します。

高等学校においては、タブレット端末などのデジタル機材を効果的に活用し、生徒一人一人の学力に応じた学習活動を実践するとともに、指導方法の改善などに向けた実践研究を行い、基礎学力の定着などにつなげます。

また、本年4月1日から成年年齢が満18歳に引き下げられることを踏まえ、主権者教育や消費者教育をさらに充実させます。

デジタル技術を活用した学習については、学校規模や地域間における教育機会の格差解消を図るため、教育センターを配信拠点とした遠隔授業などの取組を進めています。来年度は、複数校への同時配信も含め、対象校や授業時間数を拡充したいと考えております。さらに幡多地域などにおいては、各校の強みを生かした専門的な授業を他校へ配信するといった学校相互型の遠隔授業にも取り組むこととしております。こうした取組を通じて教育水準の向上を図るとともに、地元の自治体や経済団体と連携し、地域課題の解決にも資する探究的な学習を実践してまいります。

また、県内の多くの中学校では、特に美術や技術の授業において免許教科外の教員が指導を行わざるを得ない状況にあります。このため、授業の専門性を高められるよう、遠隔教育システムを活用し、免許を持った教員が授業に関わって免許教科外の教員を支援します。

発達障害などを有する子供へのきめ細かな対応が求められる中、教職員の専門性の向上と早期から指導・支援を行う体制づくりが必要となっております。このため、拠点校における自閉症・情緒障害特別支援学級の授業づくりを強化し、地域の小中学校の教員が共に学び合う場を拡充するとともに、外部専門家と連携した支援に引き続き取り組みます。このほか、医療的ケア児の教育の充実に向け、市町村などと連携し、学校に配置している看護職員の専門性向上のための研修や巡回看護師配置などの取組を進めます。

また、知的障害特別支援学校の狭隘化解消に向けて、日高特別支援学校高知しんほんまち分校を4月に開校します。新たな分校は、基礎的な職業教育に取り組むことを特色としており、企業の協力を得ながら、生徒が卒業後の社会参加に向けて意欲的に学べるよう取り組みます。

不登校の子供たちへの支援については、各学

校に不登校担当の教員を配置するとともに、心の教育センターを土曜日、日曜日にも開所するなど相談支援体制の充実に努めてまいりました。しかしながら、本県の児童生徒における不登校の割合は全国と比較していまだ高く、新規の発生も増加傾向が続いております。加えて、今後はヤングケアラーなど新たな課題への対応も必要です。こうした状況を踏まえ、不登校対策の取組を一段と強化します。

具体的には、学校において、欠席が3日間続いた生徒への家庭訪問などの初期対応を徹底するとともに、コーディネーターの教員が常駐して個別支援を行う校内適応指導教室の設置校を拡充するなど、校内支援体制のさらなる強化を図ります。あわせて、県や市町村の児童福祉部門とスクールソーシャルワーカーとの連携による支援体制を強化します。

また、より低年齢の段階から不登校の未然防止を図るため、市町村単位で保・幼・小・中の連携を強化し、就学前教育、学力向上などと併せて総合的に推進する取組を支援します。

学校における働き方改革については、教員の負担軽減を図り、子供たちと向き合う時間を確保するため、業務の効率化や外部人材の活用などを進めてまいりました。来年度は、これらの取組に加え、小学校における教科担任制の実施などにより学校組織体制の強化を図るほか、デジタル技術をさらに活用して業務の効率化を推進し、働き方改革を加速させます。

以上のような取組について、私も参加する総合教育会議において進捗状況を確認し、必要に応じてさらに施策を強化するなど、引き続きPDCAサイクルをしっかりと回しながら、教育の振興を図ります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

第4期までの南海トラフ地震対策行動計画の

取組により、住宅の耐震化や津波避難空間の整備が大きく前進し、緊急輸送道路の地震対策や浦戸湾の地震津波対策などのハード整備も順調に進捗しております。また、最大クラスの地震で想定される避難者数21万7,000人に対して、県全体で21万9,000人分の避難所を確保したほか、発災時に県外からの支援を円滑に受け入れるための受援計画の策定が、県では40計画のうち37計画、市町村では14業務のうち12業務について完了する見込みです。さらに、事前復興まちづくり計画策定指針の取りまとめなど、市町村が発災後速やかに復興に着手し、住民の生活再建を図るための対策も進んでまいりました。

このように様々な対策を進めてきた結果、想定死者数は東日本大震災後に想定した約4万2,000人から約8,800人へと79%減少する見込みとなりました。一方、津波からの避難意識の向上など、ソフト面を中心にいまだ多くの課題が残されており、死者数を限りなくゼロに近づけるためには、さらなる取組の充実強化が必要です。

来年度からの第5期計画では、アドバイザーの方々からの意見も踏まえながら、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる対策を強化し、想定死者数を令和6年度末に約4,300人まで減少させることを目標に取り組みます。あわせて、数値目標を設定した上で定量的に評価を行うなど、進捗状況の可視化を通じて取組の成果を県民の皆様に分かりやすくお伝えするとともに、PDCAサイクルを一層徹底します。

まず、命を守る対策では、想定死者数のさらなる減少に向けて、早期避難意識の向上や室内における安全対策の実施など、自助の取組が非常に重要です。このため、事業者団体や量販店を通じて啓発を行うなど、県民の皆様への働きかけを強化してきましたが、早期避難意識率は約73%、家具や家電の固定率は約38%にとどまっ

ています。今後は、情報発信手段の多様化やデジタル技術の活用により、意識啓発に係る取組を一層充実強化します。あわせて、引き続き住宅の耐震化を促進するとともに、要配慮者などの確実な避難に必要となる津波避難タワーの整備に向けてスピード感を持って取り組みます。

命をつなぐ対策については、県全体での避難所の確保に一定のめどが立ったものの、市町村別では高知市を含む7市4町で不足が生じております。

このため、さらなる避難所の確保に取り組むとともに、周辺市町村への避難を可能とするよう広域避難の取組を進めます。また、受援体制の強化では、残る計画を早期に策定した上で、訓練などによる計画の検証と見直しを進め、より実効性を高めます。

生活を立ち上げる対策については、事前復興まちづくり計画策定指針を踏まえ、個々の市町村がスムーズに計画を策定できるよう技術的・財政的支援を行います。あわせて、被災者の個別支援体制や庁内における復興業務手順の検討を進めるなど、早期の復旧や復興、生活再建に向けた取組を充実させます。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

地域の経済活動を支え、南海トラフ地震といった大規模災害に備える上で重要なインフラの整備については、国の5か年加速化対策などを最大限活用し、全力で取り組んでおります。

このうち、高知海岸の地震・津波対策では、平成24年3月の着手以降、国と県が連携してスピード感を持って整備を進めた結果、南国市久枝から土佐市新居までの区間約18キロメートルの堤防の耐震補強工事が完成し、県土を津波から第一線で守る海岸堤防の対策が大きく前進しました。引き続き、その他の区間についても着実に整備が進むよう取り組みます。

また、高規格道路の整備では、四国8の字ネットワークの残る未事業化区間である宿毛―内海間と奈半利―安芸間の早期事業化について、先月関係市長とともに国に対して強く訴えてまいりました。他方、来年度には国道33号越知道路において新たなバイパス区間の開通が予定されており、異常気象時における通行規制区間の解消や、仁淀川流域への観光誘客など、様々な効果が期待されるところです。

今後も必要なインフラ整備が着実に進むよう、引き続き関係市町村や他県とも連携し、国などに対して積極的に政策提言を行います。

建設業は、地域のインフラの維持や防災力の確保、さらには雇用の受皿といった面で重要な役割を果たしています。しかしながら近年、従事者の高齢化が進行し、次世代を担う若者の入職者が少ない状況が続くなど、人材の確保が課題となっています。加えて、時間外労働の上限規制といった働き方改革への対応や、生産性向上を図るためのデジタル技術の活用も不可欠です。

このため、本年度人材確保策の強化や建設現場のデジタル化による生産性向上の推進を柱に、建設業活性化プランの見直しを行いました。新たなプランを基に、県と建設業界が一体となって、建設業の魅力発信の強化、女性の活躍推進や外国人材の確保、デジタル技術の導入といった取組の一層の充実を図ります。

次に、中山間対策の充実強化について御説明申し上げます。

本年度、10年ぶりに県内全域で集落实態調査を実施しました。これまでの取りまとめ結果では、人口の流出によって多くの集落において活力が奪われ、集落機能の低下や地域の産業の衰退を招くなど、中山間地域での暮らしがさらに厳しい状況に置かれている実態が改めて明らかとなりました。

一方、前回調査と同様に、多くの方々が地域への愛着や誇りを感じ、今後も住み続けたいという意向をお持ちであること、また地域のリーダーやグループが中心となって活発に活動されている集落があることも改めて確認できました。さらに、集落活動センターの取組については、多くの集落から、以前と比べて地域がよくなった、取組に満足しているとの回答をいただくなど、成果が確認されました。

こうした調査結果を踏まえ、集落の維持・活性化を後押しし、地域で暮らし続けたいという希望をかなえることができるよう、来年度以降の新たな中山間対策では、地域に活力を生む、くらしを支える、しごとを生み出すの3つの柱と関連施策により、これまでの取組を抜本的に強化します。

まず、直ちに取り組むべき対策として、地域に活力を生むための体制と、それを動かす人に着目した仕組みづくりを進めるとともに、デジタル技術を活用して中山間地域の課題解決を図ります。

具体的には、中山間対策の核となる集落活動センターについて、引き続き新たな開設を後押しするとともに、持続的な運営に向けて、次なるリーダーの育成や新たな事業展開に係る支援を拡充します。また、センターが設置されていない地域についても、既に設置されている近隣のセンターとの連携も視野に入れながら、小さなぎやか集落としてそれぞれの集落で活動が継続、発展できるような仕組みづくりを進めます。

加えて、地域おこし協力隊などの地域の担い手となる人材の確保や育成を強化します。また、日常生活の不便さや人手不足といった中山間地域に共通する課題の解決を目指し、ドローンなどのデジタル技術を活用した実証事業に取り組みます。

移住促進の取組は、中山間地域における担い手不足解消の観点からも重要です。このため、本県で実現できる暮らしや働き方の魅力に関する情報発信を一層充実するほか、移住に向けた検討の熟度を上げるためのセミナーや交流会を開催するなど移住検討初期層へのアプローチを強化します。

また近年、住宅が見つからないことで移住を断念するケースが多く発生しております。その一方、県内では空き家が増え続け、居住環境や防災面からも課題となっているところです。これらの課題を解決するため、庁内に空き家対策チームを設置し、市町村や関係団体と連携した取組を進めます。

具体的には、空き家所有者に、売る、貸すといった方針の決断を促すために市町村が行う啓発や働きかけを支援するなど、積極的な掘り起こしを進めます。また、空き家に関する総合相談窓口を新たに設置するほか、改修や荷物整理への支援を拡充し、空き家の活用とマッチングを促進します。

これらの取組により、移住者の住宅確保策などを強化し、来年度の目標である年間移住者1,225組の達成を目指します。

こうした一連の取組に加え、集落実態調査の成果を地域独自の対策に活用いただけるよう、市町村へ調査結果のフィードバックを行うほか、来年度調査結果のさらなる分析と施策づくりを進め、全庁を挙げて中山間対策の充実強化を図ってまいります。

次に、少子化対策の充実強化と女性の活躍の場の拡大について御説明申し上げます。

核家族化の進展や地域でのつながりの希薄化を背景に、結婚や妊娠・出産・子育てに対する不安感や負担感が高まっております。このため、少子化対策推進県民会議に新たに設置した若い世代の部会を中心に、結婚された方や子育て中

の方の声を集めた事例集の作成やイベントの開催などにより、若い方の不安感の払拭に努めます。加えて、県民会議の構成団体のネットワークや広報媒体を活用し、子育て支援サービスなどの広報を県民運動として展開します。

また、令和2年の県内企業における男性の育児休業取得率は15.8%と、2年前と比べて約2倍になるなど、働きながら子育てができる環境づくりが徐々に進みつつあります。引き続き、令和6年の目標である取得率30%の達成に向け、県庁の事例なども紹介しながら、企業の取組を後押しします。

女性の活躍の場の拡大については、子育てしながら働く女性を社会全体で支援する仕組みづくりを進めます。

このうち、地域の支え合いによる子育て支援の仕組みであるファミリー・サポート・センターにつきましては、現在13市町で取組が展開されています。県内全域への普及に向けて、来年度は会員数20人未満の小規模なセンターの開設が可能となるよう支援を拡充します。

次に、文化芸術とスポーツの振興について御説明申し上げます。

文化芸術の振興につきましては、デジタル化の進展や長引くコロナ禍といった文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえ、現在、文化芸術振興ビジョンの改定を行っています。

この改定では、既に取り組んでいるまんが甲子園や文化人材育成プログラムのオンライン開催をはじめ、図書館資料の電子化など、デジタル技術の活用による文化芸術を身近にする環境づくりを新たな施策として追加します。今後も改定後のビジョンに基づき、文化芸術活動の継続や文化芸術に触れる機会の確保、充実に努めます。

また、新たな県史の編さんに関しては、昨年策定した基本方針を踏まえ、来年度は、まず近

世、近代、民俗の3つの専門部会を立ち上げ、県内外に残されている資料の調査を実施します。本事業は20年という長期にわたることから、おおむね5年ごとの計画を策定して進捗管理を行います。あわせて、令和7年度までの第1期では歴史資料や調査内容を紹介する刊行物を発行するなど、早期に成果をお示しできるよう取り組みます。

スポーツの振興につきましては、ウイズコロナ、アフターコロナに対応した環境づくりなど、スポーツに対するニーズの変化を踏まえて第2期スポーツ推進計画を改定し、取組を強化します。

具体的には、デジタル技術を活用してオンラインによりスポーツ教室の開催や技術指導を行うほか、高知県スポーツコミッションが行う指導者派遣などの取組を支援することにより、地域のニーズに応じたスポーツ機会を充実させます。加えて、さらなる競技力の向上を目指し、県スポーツ科学センターにおいて、スタッフの資格取得促進などの体制強化に取り組みます。

このほか、スポーツを通じた交流人口の拡大や地域活性化に向け、関西圏を中心にスポーツ合宿の誘致を強化するとともに、県内のスポーツツーリズムに関する情報を一元化したサイトを立ち上げ、効果的なプロモーションを展開します。さらには、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを生かして、国際的なスポーツ交流の推進や、子供たちがパラスポーツに出会う機会の拡充などに取り組み、本県のさらなるスポーツ振興につなげます。

次に、とさでん交通への対応について御説明申し上げます。

現在、とさでん交通が策定を進めている中期経営計画の案では、コロナ禍の影響の長期化などから、今後収支改善の取組を行っても、極めて厳しい経営状況となることを見込まれていま

す。県としましては、とさでん交通において収益の確保や経費の削減など経営改革の取組を進めていただいた上で、県民にとって欠かすことのできない移動手段である公共交通を守ることは重要であると認識しております。このため、中央地域の公共交通の維持に向けた方策について関係自治体と共に検討を進めているところです。

今議会では、その一環として路面電車に対する追加支援の予算を提案しており、引き続き中期経営計画を踏まえたさらなる対応について、とさでん交通や関係自治体と協議を重ねてまいります。

次に、高知工科大学の新学群については、県が設置した検討会がこれまで5回開催され、新学群の必要性や、求める人材像、期待される効果などに関し、各分野を代表する方々へのヒアリングが行われました。このヒアリングでは、どの産業分野においてもデジタルトランスフォーメーションを進めるために新学群は必要でありその取組に期待している、高校生が入学したいと思えるよう新学群の魅力を中高生や保護者に周知することが重要など様々な御意見をいただいたところです。

今後は、検討会において、施設整備の在り方や収支見通しなどについても議論を行った上で、来年度の早い段階で最終報告書を取りまとめたいただきたいと考えております。

続きまして、今回提案しました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和4年度高知県一般会計予算など43件です。

条例議案は、高知県動物愛護基金条例議案など22件です。

その他の議案は、県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案など6件です。

報告議案は、令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告など3件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



議員定数問題等調査特別委員会報告の件、委員長報告、採決

○議長（森田英二君） 日程第6、議員定数問題等調査特別委員会報告の件を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

議員定数問題等調査特別委員長弘田兼一君。

（議員定数問題等調査特別委員長弘田兼一君登壇）

○議員定数問題等調査特別委員長（弘田兼一君）

議員定数問題等調査特別委員会が付託を受けました県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数についての調査の経過並びに結果について御報告いたします。

当特別委員会は、令和3年6月定例会において設置され、以来8回にわたり委員会を開催し、令和2年の国勢調査の結果を受けて論議を重ねながら、県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数について総合的に調査検討を行ってまいりました。

まず、議員の定数についてであります。

令和2年の国勢調査の確定値によりますと、本県の人口は、平成27年の国勢調査と比べると3万6,749人減少して69万1,527人となり、人口の減少が一層進んでいることが明らかとなりました。都道府県議会の議員の定数は、県が条例で自由に定めることができることから、選挙区等の見直しと併せて議員定数を何人とするのかについても検討する必要がありました。

次に、選挙区については、公職選挙法の規定を踏まえ、選挙区の在り方、強制合区、任意合区、町村単独選挙区、衆議院小選挙区特例の諸課題について検討する必要性がありました。

次に、選挙区別議員定数については、議員定数と選挙区を現行のままとした場合、令和2年の国勢調査に基づき、公職選挙法第15条の規定による人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が定数17人で2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区がそれぞれ定数1人で1人減となることが明らかとなりました。また、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区に人口比例原則の例外規定である同法同条第8項のただし書を適用して現行どおり定数2人とした場合、定数1人の香美市選挙区及び土佐市選挙区との間で人口の逆転現象が生じることが明らかとなりました。

これらの検討課題について、議員定数をどうするのか、また選挙区の在り方はどうするのか、さらには人口比例の原則によって導き出された選挙区別の議員定数に対してただし書を適用するのか、人口逆転現象をどうするのかといったことなどについて論議を行いました。

審査の過程では委員から様々な意見が出されましたが、調査結果はお手元に配付されております特別委員会報告書のとおりでありますので、ここでは、検討経過、検討課題、審査・調査の概要は省略させていただき、その内容のうち主要な部分でありますまとめの部分について御報告申し上げます。

まず、議員定数については、これ以上定数を減らすと常任委員会での議論が深まり切らないことなどから、現行どおりの37人とし、選挙区についても現行どおり、選挙区別議員定数については、高知市選挙区、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区に公職選挙法第15条第8項のただし書を適用し、現行どおりの定数

とすることにいたしました。

当特別委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響により国勢調査の人口速報値の公表時期が当初予定の令和3年2月から同年6月に変更されるという状況の下で設置され、時間が極めて限られた中で調査検討を行うことを余儀なくされました。そうした中においても、郡部の声をいかにして県政に届けるかといった問題や、1票の格差の問題等を軸に協議を重ねてまいりました。また、各市町村の人口推移の状況等を踏まえ、次期の協議の場を見据えた議論も行いました。

本県においては、今後も当面の間、人口の減少や都市部と郡部との人口格差、少子高齢化が進行すると思われます。そうした中、次に議員定数や選挙区についての協議を行うときには、公職選挙法の規定で強制合区を行わなければならない場合も含め、選挙区の在り方についての抜本的な議論を行う必要があるものと予想されます。その際には、今期の協議でも示された、人口の少ない地域の意見を県政に適切に反映させるという、参議院の合区解消にも通底する問題意識、また小規模な基礎自治体と県とのつなぎ役など県議会議員が果たすべき役割、あるいは1票の格差の問題等、様々な視点を持って多角的に議論を行い、地元の市町村長や住民の意見も聞きながら、十分な検討を行っていく必要があると考えます。

一方で、次回の国勢調査は令和7年10月に実施されますが、その僅か1年半後の令和9年4月には一般選挙が実施されます。議員定数や選挙区についての周知期間も必要となるため、予想される協議内容の大きさから考えても、次期の協議においては国勢調査実施前の早い時期に協議の場を立ち上げることを検討するなど、適切に議論を進めていく必要があります。

以上の結論について御報告申し上げます、委員長

報告を終わります。

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議員定数問題等調査特別委員会報告の件については、委員会報告書のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、本件については委員会報告書のとおり承認することに決しました。

議員定数問題等調査特別委員会の委員の皆様方には、精力的に調査を行い、委員会報告書を取りまとめていただきました。ありがとうございました。大変御苦労さまでした。



議会運営委員の選任

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

議員の辞職に伴い議会運営委員選任の件をこの際、日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

議会運営委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、金岡佳時君を指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員に金岡佳時君を選任することに決しました。



新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

議員の辞職に伴い新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員選任の件をこの際、日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、田中徹君を指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員に田中徹君を選任することに決しました。



○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明23日から3月1日までの7日間は議案精査等のため本会議を休会し、3月2日から再開したいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月2日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時34分散会

令和4年3月2日（水曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 桑 鶴 太 朗 君
- 2番 上 治 堂 司 君
- 3番 土 森 正 一 君
- 4番 上 田 貢太郎 君
- 5番 今 城 誠 司 君
- 6番 金 岡 佳 時 君
- 7番 下 村 勝 幸 君
- 8番 田 中 徹 君
- 9番 土 居 央 君
- 10番 野 町 雅 樹 君
- 12番 横 山 文 人 君
- 13番 西 内 隆 純 君
- 14番 加 藤 漠 君
- 15番 西 内 健 君
- 16番 弘 田 兼 一 君
- 17番 明 神 健 夫 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 依 光 美代子 君
- 26番 大 石 宗 君
- 27番 武 石 利 彦 君
- 28番 田 所 裕 介 君
- 29番 石 井 孝 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君
- 36番 米 田 稔 君
- 37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 井 上 浩 之 君
- 総 務 部 長 徳 重 覚 君
- 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
- 健康政策部長 家 保 英 隆 君
- 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
- 文化・生活部長 岡 村 昭 一 君
- スポーツ部長 沖 本 健 二 君
- 産業振興部長 尾 下 一 次 君
- 推進部長 中 山 間 振 興 ・ 交 通 部 長
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 山 脇 深 君
- 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
- 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
- 水産振興部長 松 村 晃 充 君
- 土木部長 森 田 徹 雄 君
- 会計管理者 井 上 達 男 君
- 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人事委員長 秋 元 厚 志 君
- 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
- 人事務局長 西 山 彰 一 君
- 公安委員長 熊 坂 隆 君
- 警察本部長 奥 村 陽 子 君
- 代表監査委員 中 村 知 佐 君
- 職務代理者 監 査 委 員 長 中 村 知 佐 君

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 山 本 和 弘 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 杉 本 健 治 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 2 号)

令和4年3月2日午前10時開議

追加

第 72 号 令和4年度高知県一般会計補正予算
第 1

- 第 1 号 令和4年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 令和4年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 令和4年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

- 第 12 号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 令和4年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 令和4年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第 21 号 令和4年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 令和4年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 令和4年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 令和3年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 28 号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 29 号 令和3年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 30 号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 31 号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 32 号	令和3年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	第 50 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和3年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和3年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 57 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 58 号	高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 59 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	令和3年度高知県電気事業会計補正予算	第 60 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	令和3年度高知県病院事業会計補正予算	第 61 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県動物愛護基金条例議案	第 62 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	警察職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 48 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 66 号	県が行う土地改良事業に対する市町
第 49 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案		

村の負担の一部変更に関する議案

第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案

第 68 号 包括外部監査契約の締結に関する議案

第 69 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

第 70 号 (新)安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案

第 71 号 県道の路線の認定に関する議案

報第 1 号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第 2 号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第 3 号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第 2 一般質問

(3人)

追加

議発第 1 号 ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議議案



午前10時開議

○議長(森田英二君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

第49号議案、第51号議案、第52号議案及び第64号議案については、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてあ

りましたところ、同委員会の勧告の趣旨に沿ったもの及び法律等の改正を考慮したもの等であり、適当なものと判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、第50号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項及び第55条第4項の規定に基づき教育委員会に意見を求めてありましたところ、適当なものと判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書、教育委員会回答書〕
それぞれ巻末453、454ページに掲載



議案の追加上程、提出者の説明(第72号)

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末455ページに掲載〕

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第72号「令和4年度高知県一般会計補正予算」を、この際日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案をいたしました議案について御説明を申し上げます。

第72号議案は、高知県議会議員補欠選挙に要する経費につきまして、総額2,400万円余りの一般会計補正予算を追加しようとするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



質疑並びに一般質問

○議長(森田英二君) ただいま議題となっている議案については、日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計予算」から第71号「県道の路線の認定に関する議案」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上74件の議案に併せて一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

15番西内健君。

(15番西内健君登壇)

○15番(西内健君) おはようございます。自由民主党の西内健でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

県内におきましても1月中旬より新型コロナウイルス感染症、オミクロン株の感染拡大により感染され、お亡くなりになられた方々や療養された方々、また現在療養中の方々に対しお悔やみとお見舞いを申し上げます。

そして、長期にわたり大きな影響を受け、新型コロナとの闘いに協力いただいている事業者

をはじめとする皆様に感謝申し上げます。そして、爆発的な感染拡大の最前線で取り組まれている医療機関、介護施設、保健所など多くの関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

さて、1月17日に第208回国会が開会し、岸田内閣総理大臣は施政方針演説において、新型コロナ対応、新しい資本主義、気候変動問題への対応、全ての人々が生きがいを感じられる社会へ、そして地域活性化、災害対策、外交・安全保障、憲法改正などの重点項目について言及されました。昨年の自由民主党総裁選挙のときから岸田総理が看板政策として掲げる新しい資本主義について、少し長いですが、施政方針演説を引用させていただきます。

1980年代以降、世界の主流となった、市場や競争に任せれば全てがうまくいくという新自由主義的な考え方が、世界経済の成長の原動力となった反面、多くの弊害を生み出しました。市場に依存し過ぎたことで格差や貧困が拡大し、また自然に負荷をかけ過ぎたことで気候変動問題が深刻化しました。

世界でこうした問題への危機感が高まっていることを背景に、新自由主義的な考え方が生んだ様々な弊害を乗り越え、持続可能な経済社会の実現に向けた歴史的スケールでの経済社会変革の動きが始まっています。成長と分配の好循環による新しい資本主義によって、この世界の動きを主導し、官と民が全体像を共有し協働することで、国民一人一人が豊かで生き生きと暮らせる社会をつくっていきます。様々な弊害を是正する仕組みを、成長戦略と分配戦略の両面から資本主義の中に埋め込み、資本主義がもたらす便益を最大化していきます。成長戦略では、デジタル、気候変動、経済安全保障、科学技術・イノベーションなどの社会課題の解決を図るとともに、これまで日本の弱みとされてきた分野に官民の投資を集め、成長のエンジンへと転換

していきます。分配や格差の問題に正面から向き合い、次の成長につなげます。こうして成長と分配の両面から経済を動かし、好循環を生み出すことで、持続可能な経済をつくり上げますと総理は述べられました。

私も施政方針演説の内容には賛同するところが大きく、新自由主義的な資本主義においては、合理的な個人への信頼という前提の下で、市場に任せれば効率的な分配が行われ、成長していくと考えられていますが、現実には貧富の格差や都市間の格差など多くの格差を生み出しています。新しい資本主義として、行き過ぎた新自由主義的な資本主義の是正を目指すところに期待する一方で、現代社会では資本、労働、土地などが経済要素として市場化されているため、これらの是正は非常に難しいと考えるところがあります。

資本においては様々な金融商品が生み出され、労働においては派遣労働や非正規雇用など、そして土地においてはREITなど不動産証券化が行われており、それぞれに市場化が激しく進んでいます。これらの行き過ぎた市場化の是正を図り、新たに成長を目指すのは非常に困難に思えますが、総理は日本ならばできる、日本だからできるとし、経済社会変革に挑戦しようとしています。

新しい資本主義における成長戦略の第1の柱として。デジタルを活用した地方の活性化として、デジタル田園都市国家構想を掲げ、デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず、全ての人々がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現するという構想であります。デジタルの力を全面的に活用し、地域の個性と豊かさを生かしつつ、都市部に負けない生産性、利便性も兼ね備え、心豊かな暮らしと持続可能な環境、社会、経済の実現を目指すとしています。

それ以外にも、経済安全保障、科学技術・イノベーション、賃上げ、人への投資、中間層の維持を掲げ、経済再生に取り組むとしています。そして、2月22日には、過去最大の総額107兆5,964億円となる令和4年度予算案が衆院本会議で与党と国民民主党の賛成多数で可決され、衆院を通過しました。来年度予算案は、昨年12月に成立した令和3年度補正予算と一体で編成されており、新型コロナ対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算となっています。

歳入では、法人税収の増加など昨年度当初比で13.6%増の65兆2,350億円と過去最高となっており、新規国債発行額は36兆9,260億円と当初ベースで2年ぶりに減少し、公債依存度は34.3%に低下しました。

一方、歳出は新型コロナ対策として、国産ワクチンと治療薬の研究開発を強化する費用のほか、感染拡大に機動的に対応するための予備費を昨年度当初の同額の5兆円としました。

また、成長戦略としては、科学技術立国の観点から、過去最高の科学技術振興費1兆3,788億円を確保し、デジタル化、グリーン化、そしてAI等の研究開発を推進するとしています。また、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、地方向けの交付金により、自治体の創意によるデジタル技術の実装等を幅広く支援するとともに、デジタル推進委員を全国に展開するとしています。

一方、分配戦略としては、新型コロナ医療対応等を行う医療機関の看護職の方々や、介護現場等で働く方々に対して、診療報酬等による対応を通じて給与の引上げを行うことや、人への投資の促進、下請いじめゼロの実現を図ることとしています。

そのほか、年金、医療、介護など高齢化で膨らむ社会保障費が36兆2,735億円を占め、過去最

高を更新し、安全保障環境の変化に対応した防衛費も5兆3,687億円と、こちらも過去最高を更新しました。公共事業費は6兆575億円で横ばいですが、翌年度に実施する事業を前倒しできる国庫債務負担行為枠として2兆1,000億円を確保しております。今後は、参院での予算委員会における質疑を経て、年度内での成立が見込まれています。

岸田総理の施政方針演説を踏まえ、国の令和4年度一般会計予算案について知事の御所見をお伺いします。

次に、施政方針演説で総理が述べられた憲法改正についてお伺いします。昨年新聞各社による世論調査において、憲法改正に関し、各社ばらつきがあるものの、賛成が反対を上回っております。特に、18歳から29歳の世代において憲法改正に賛成が非常に多く、60歳以上でも賛成が若干多い状況でありました。憲法が制定、施行されて70年以上が経過したにもかかわらず、これまで一度も改正が行われていないことから、複雑化した現代社会においては、拡大解釈や類推解釈などではそぐわない面も出てきていることなどが理由として考えられるのではないかと思います。

与党をはじめ日本維新の会と国民民主党は憲法改正論議に前向きで、立憲民主党も憲法審査会において憲法を積極的に議論する論議の立場を取ることを表明しました。自民党においては、憲法改正に向けて国会での憲法議論を進めるために、党の推進本部の名称を実現本部へ改め、国民の理解を広める取組に力を入れています。自民党では、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3原則を変えず、自衛隊の明記と自衛の措置の言及、緊急事態への対応強化、参議院の合区解消、教育環境の充実を掲げ、国民の幅広い理解を得て、新しい時代の憲法を目指しています。岸田総理は、憲法改正に向けては国会

での議論を深め、国民の理解が重要だとして、国民との対話により理解を広げることで、憲法改正の機運を高める取組に力を入れる方針です。

一方、ここ数日のロシアのウクライナへの侵攻や、中国、北朝鮮など日本を取り巻く国際安全保障環境は、現行憲法が制定された当時とは大きく異なってまいりました。憲法前文には、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して我らの安全と生存を保持しようとして決意したとありますが、我が国の周辺国を見渡せば、核武装への動きが着実に進んでおり、戦後の米ソ冷戦構造と日米安全保障条約、そしてアメリカの核の傘により維持されてきた日本の平和は危機に瀕していると言っても過言ではないと思います。米ソの二極化、そしてアメリカの覇権主義的一極体制を経て、現代はアメリカの国力が相対的に低下する中で多極化する現在の国際情勢の下では、今後ますます不透明化することになると思われまます。憲法9条を掲げていれば、いつまでも平和が維持されていると考えるのは、個人として疑問に感じざるを得ません。

国における憲法議論の動きや国際情勢の変化を踏まえ、憲法改正の必要性について改めて知事の御所見をお伺いします。

次に、県政運営についてお伺いします。知事は提案説明において、今回の予算編成に当たって、新型コロナへの対応を着実に進めるとともに、ウイズコロナ、アフターコロナ時代の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から施策を一層強化するべく知恵を絞ったと述べられました。そして、さらに県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることができたとおっしゃりました。

そこで、今回の予算編成において、知事が特に意識したポイントについてお伺いします。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連してお伺いします。

本県においても1月中旬からオミクロン株による感染の急拡大が進み、連日200人を超える新規の感染者が確認されました。そして、2月10日に300人、11日には310人を確認し、最大確保病床の占有率以外は非常事態のレベルにあり、非常に強い感染力を持つオミクロン株により保育所、学校、高齢者施設、病院などにおいて多くのクラスターが発生しました。

1月28日に開催された新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会においては、委員から県民への情報発信が乏しいとして、知事の姿勢に対し苦言も呈されました。飲食業等を中心にまん延防止等重点措置の適用が要望される状況の中、2月7日にまん延防止等重点措置の適用について国と協議を行い、2月12日から3月6日までを期間とするまん延防止等重点措置の適用が決定しました。

まん延防止等重点措置の適用を要請するに当たり、タイミングをはじめ留意した点について知事にお伺いします。

先ほども述べましたが、感染力の強いオミクロン株により多くの施設等でクラスターが発生しました。施設において、感染予防に対し個人防護具が充足されていて適切な使用がなされていたのか、また入院患者や外来患者、面会への対応が適切であったのか、医療従事者の感染防護体制が整っていたのかなどの標準予防策をはじめ、病院や高齢者施設における感染管理体制に課題がなかったのか検証する必要があると思われまます。

また、日本看護協会では、感染症に関する専門的な知識と高度な技術を持つ感染管理認定看護師の養成を推進し、200床未満の医療機関等への配置促進に支援を行っていますが、中四国では感染管理に関する教育機関がない現状であります。資格取得まで半年ほど必要であり、高知県においては資格取得に向けた高いハードルと

なっていますが、授業のオンライン化の提言や費用面での支援策を検討してはと考えます。

今後の新型コロナウイルスの変異だけではなく、高齢者を多く抱える本県において、インフルエンザをはじめとする感染管理の対策を十分に取ることが、将来への安心・安全につながることから、これらの対策は重要であると考えます。

今回のオミクロン株による感染拡大をどのように捉えて、また今後に向けた取組について健康政策部長にお伺いします。

ワクチンの2回目の接種から時間が経過したため、ブレークスルー感染が今回多く発生しました。県内各市町村では、3回目のワクチン追加接種を進めていますが、ファイザー社製ワクチンを2回接種した方々がモデルナ社製ワクチンを敬遠する傾向にあると聞いております。国においては、モデルナ社製ワクチンの交差接種について安全性や有効性が確認されていますが、モデルナ社製ワクチンの敬遠による接種進展のスピードが鈍る心配があります。また、今後は5歳から11歳の小児への新型コロナワクチン接種が始まります。

今後のワクチン接種に関して、情報提供をはじめとする対応について健康政策部長にお伺いします。

次に、関西圏との経済連携強化についてお伺いします。

この政策は、令和7年開催の大阪・関西万博といった大規模プロジェクトに向けて、経済活力が高まる関西圏との経済連携の強化を図ることで、県経済の活力につながるとして、知事が選挙時の公約として掲げたものであります。昨年3月には、関西・高知経済連携強化アドバイザー会議での御意見を踏まえ、関西・高知経済連携強化戦略を策定し、観光推進、食品等外商拡大、万博・IR連携の3つのプロジェクトに

基づく取組が本年度よりスタートしております。

ところが、コロナ禍が長引き、主眼に置いていたインバウンド観光が足踏み状態となるなど、計画どおりに進まない面もあり、12月議会では知事から、道半ばとも言えない状況だと認識しているとの答弁があったところであります。関西圏は2,000万人の大商圏を有し、本県に縁が深い方々も多くいらっしゃることから、県民の皆様の期待も大変高いものがあり、今後の反転攻勢につなげていくため、しっかり取り組んでいく必要があると考えます。

先月には、大阪・関西万博の民間パビリオン出展参加者が決定されたほか、令和5年度からパビリオンの建設工事が開始されるなど、開幕に向けた準備が着々と進んでおり、万博関連での本県産品の活用や誘客に向けても、今後より一層スピード感を持った取組が必要だと考えております。

については、関西圏との経済連携強化に関する1年目の成果と課題について知事にお伺いします。

また、関西戦略のうち外商強化策として、令和4年度に外商拠点の可能性調査に関する予算が盛り込まれておりますが、それに先立って2月15日に開催された関西圏外商強化対策協議会では、都市型か郊外型か、設置場所や運営主体などに関して、幅広い選択肢の中で検討を進めていくとの説明があったとお聞きしているところであります。

今後、この外商拠点の設置を含めた関西圏における外商強化策についてどのように取組を進めていくお考えか、知事にお伺いします。

ここからは、県勢浮揚に向けた政策についてお伺いします。特に、デジタル化ということを念頭に置きながら質問させていただきます。

まずは、農業振興部にお伺いします。本年1月13日に金子恭之総務大臣、中西祐介総務副大

臣が南国市を訪れ、四国電力などが設立したスマート農業に取り組むAitosa株式会社を視察されました。高知県から大臣らに対し、温度や湿度、二酸化炭素や日照などをトータルに管理する環境制御技術を取り入れ、現場のデータを一元化してクラウドに集め、より最適な栽培管理を目指すI o Pプロジェクトについて説明がありました。また、Aitosa株式会社武田社長より、スマート農業の研究開発におけるA I、I o T、ロボット技術の活用による農業の省力化の紹介がありました。後日、中西副大臣とお会いした際に、高知県のスマート農業の先進性とデジタル化への取組に対して称賛をいただいたところであります。

県では、令和4年度中のI o Pクラウドの本格運用開始に向け、データを基にした生産性の向上や経営の改善に結びつけるデータ駆動型農業の指導体制を強化し、分析に基づいた営農指導の実践により、データ駆動型農業の普及拡大を図ることとしています。今後は生産者である農家の皆さんが自らクラウドにおけるデータを活用できるアプリの開発等が進むことで、収量や収益性の向上がより一層期待されます。今後はデータが財産であり、どのように管理を行うのか、そして管理されたデータを誰に対してどのように提供していくのかといった課題が考えられます。

I o Pクラウドに一元化されたデータをどのように管理し、営農指導やアプリ開発などへの活用を適正に進めていくのかについて農業振興部長にお伺いします。

令和3年5月12日に農林水産省は、みどりの食料システム戦略を策定しました。生産者の減少、高齢化や温暖化、大規模自然災害などの現状と課題に対して、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するとしています。2050年までの目指す姿として、

化学農薬、化学肥料の使用量の低減や有機農業の取組面積の割合を25%に拡大することなどが挙げられています。これらの目標達成には、今後の革新的な技術・生産体系の開発に期待されるところが大であります。目標としては非常に野心的であると感じるところであります。

また、先月22日には、みどりの食料システム法案が閣議決定となり、国会に提出され、有機農業に取り組む生産者や環境負荷が少ない技術開発を進める食品事業者の認定制度を創設し、税軽減を行うとしており、年内の施行を目指しています。

みどりの食料システム戦略を受け、高知県農業におけるグリーン化の取組について農業振興部長にお伺いします。

次に、林業振興についてお伺いします。林業の現状において、森林資源情報の制度が十分でなく、不明確な所有者情報の課題などがあり、また少子高齢化による人材不足や流通段階における需要と供給の情報共有がなされていないなどの課題があります。これらの解決に向けスマート林業への取組が進められているところであります。

レーザ計測技術やドローンによる測量、クラウドGISを用いたデータ管理などの先端技術により、森林情報の高度化や共有化を図り、生産における効率化や省力化が行われ、需給マッチングにつながるとされています。また、作業の効率化や安全性の向上のため、高性能林業機械をはじめとする先端技術の導入も行われています。素材生産や木材の収集、搬出を効率的に行うICTを活用した林業機械や、原木入札をインターネット市場で行うなど多くの取組が進んでまいりました。本県でも森林資源情報の収集や森林データの整理が行われてきたことで、森林管理の効率化や人材不足への対応が進むと思われております。

本県におけるスマート林業への取組の現状及び今後の展開について林業振興・環境部長にお伺いします。

また、昨年アメリカと中国における住宅需要の増加による木材価格の高騰、いわゆるウッドショックが起き、木材市場に大きな混乱が起きました。国内需要の約6割を輸入材が占めていることから、我が国においては深刻な木材不足と木材価格の高騰に見舞われました。アメリカでの住宅需要の高まりは今後も当面は続くと思われており、また新型コロナの影響による海上輸送コンテナの不足などからコンテナ運賃が急騰していることを見ますと、今後も国内の木材価格は一定程度高い価格が継続する可能性が高いと思われまます。

高知県としてもウッドショックをチャンスと捉え、原木生産量の拡大やサプライチェーンの強化を行うとしていますが、今後の取組について林業振興・環境部長にお伺いします。

この項最後に、グリーン化に向けた取組をお伺いします。SDGsやESG投資の観点から木材利用への機運が高まる中、民間企業において経営戦略として持続可能な環境価値の高い不動産、いわゆる環境不動産の形成に木材利用を上手に取り込む動きが見られるとのことでもあります。

これらを背景にして、高知県においても都市部における木材利用の促進に向けた取組への支援の強化の政策提言を行ってまいりました。内容として、都市部における非住宅建築物の木造化、木質化や店舗、オフィス空間での木材利用の拡大に向け、経営者や投資家の木材活用への理解の醸成を図ることと併せて、非住宅木造建築に取り組む建築士を育成していくことが重要となることから、こうした取組への支援を強化、拡充することを求めています。

また、グリーン化をテーマとした産業振興と

して、木質バイオマスや海藻等の資源を活用したグリーンLPガスの地産地消に向けた産学官プロジェクトを立ち上げるとのことです。こうした環境不動産やグリーンLPガスプロジェクトなどの取組を進めていくためには、取り組む意義や目指す姿を分かりやすく県民に説明し、それらを共有していくことが重要であると考えます。

林業分野におけるグリーン化の取組の意義と目指す姿について林業振興・環境部長にお伺いします。

次に、水産業のデジタル化に関してお伺いします。水産業においても高齢化や担い手不足といった課題解決に向け、川上から川下におけるボトルネック解消を図るため、確実性の高い操業方法への転換や操業の効率化を図るデジタル化に取り組んでいます。釣り漁業における海況データを活用した漁場予測システムの開発や、養殖漁業における赤潮発生予測手法の開発と、スマート市場の整備により課題解決を図る高知マリンイノベーションの推進が行われています。水産業とデジタルは意外と親和性が高いとも言われており、担い手の高齢化や減少が進む本県においては、デジタル技術を導入することで、より収益性を高め、持続的な漁業経営につなげていくことが重要であると考えます。

今後、収益性の高い漁業の実現に向けてデジタル技術をどのように活用していくのか、水産振興部長にお伺いします。

次に、観光振興についてお伺いします。年明け以降のオミクロン株による感染拡大を受け、本県の観光産業も大きな影響を改めて被っています。コロナ禍の収束後に向けて、今後はデジタル化やグリーン化といった時代の流れを捉え、つくる、売る、もてなすという3つの施策群の取組を強化するとのことです。

新型コロナによる巣籠もり状態から、収束後

は観光に対する需要は大きくなると考えられ、これらの施策群をどのように打ち出していく予定であるのか、観光振興部長にお伺いします。

次に、日本一の健康長寿県構想についてお伺いします。

令和2年3月に第4期構想が策定され、本年3月にVer. 3へと改定を予定しています。第4期においては、新たに3つの柱を設定し、4年後に目指す数値目標をより明確にして対策を推進していますが、これまでの成果と課題を検証した上で、デジタル化の視点などから、さらに充実強化を図り、同構想を改定することとしています。

まず、1つ目の柱である健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進についてお聞きします。濱田知事は知事選挙の公約において、人工透析につながりやすい糖尿病性腎症の重症化予防を掲げ、これまでも透析予防強化プログラムに基づく保健指導などの介入を行ってきました。来年度は、非介入者との比較による検証結果も踏まえて、新たな地域への取組を広げる予定です。そして、初期の段階における発症及び重症化予防を進めるため、ICT機器を活用した血糖状態のモニタリング等、遠隔での保健指導を行うこととしています。

また、一昨年度高知県歯と口の健康づくり条例の一部が改正され、高齢期におけるオーラルフレイルが盛り込まれました。高齢者が多い高知県では、フレイル対策が介護予防と健康増進に重要であり、市町村が主体となって健康づくりに取り組んでいます。オーラルフレイルに関しては、県でリーフレットを作成し、啓発にも努めています。

歯周病は、糖尿病をはじめ心臓疾患、脳血管疾患など全身疾患につながる原因となります。また、妊婦の妊娠性歯肉炎や低体重児早産、高齢者の誤嚥性肺炎など多くの病気と深い関係が

あります。そうした中、県内では歯科医師の高齢化が進んでおり、10年後には歯科医師がいない地域が増加する懸念があり、高齢者を多く抱える本県中山間地域にとって、オーラルフレイル対策の要となる歯科医療提供体制を維持・確保する必要があります。

1つ目の柱である健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進の現状における見えてきた課題と今後の取組について健康政策部長にお伺いします。

次に、2つ目の柱である地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化についてお聞きします。提案説明において、デジタル技術の活用による在宅医療体制の充実が述べられました。

中山間地域を多く抱える本県にとって、この分野でのデジタル技術の活用には大きな期待が寄せられるところではありますが、来年度の具体的な取組について健康政策部長にお伺いします。

3つ目の柱である子どもたちを守り育てる環境づくりについてお伺いします。妊娠期から子育て期まで切れ目なく総合的に支援する高知版ネウボラの取組が始まり5年ほどが経過しました。この間に、妊娠期からの総合相談窓口となる子育て世代包括支援センターや、地域の子育て支援拠点となる地域子育て支援センターが県内市町村では設置が進んでいます。今後は、子供に関わる各部門の連携強化と子育て支援のさらなる充実に向け、子育て世代の様々な相談に対応する子ども家庭総合支援拠点の設置が行われることとなります。

フィンランドでは、妊娠から子育てまで1人の保健師が担当することで、切れ目ない支援が実現していると聞いていますが、高知版ネウボラでは、それぞれの場面において担当が替わるなど課題もあるのではないかと考えます。

これまでの高知版ネウボラの取組に対する評

価と今後の展開について子ども・福祉政策部長にお伺いします。

次に、教育の充実についてお伺いします。

新型コロナウイルスの影響が長引く中、教室において子供たち同士の距離を確保し感染拡大を防ぐため、また一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな学習指導を行っていくために、いわゆる少人数学級を推進することが全国的な課題となっております。国会においては、令和7年度までに小学校全学年で35人学級とすることとし、昨年春に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われました。この35人学級については、本県では全国より先行して取組が進み、昨年度から小学校5年生、本年度からは小学校6年生にまで拡充したことで、小学校では全学年で少人数学級が実現しております。

一方、中学校については、衆参両院の委員会で35人学級の検討を含め、学校の指導體制の構築に努めるとの附帯決議が採択され、また骨太の方針2021においても小学校における35人学級等の教育効果を実証的に分析・検証する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導體制の在り方を検討するとの記載がなされているものの、まだ具体的に実現する見通しは立っておりません。

こうした中、知事は開会日の提案説明の中で、来年度から中学校においても全学年で35人学級を実現する方針を述べられました。もとより少人数学級の推進については、令和2年9月定例会において三石文隆議長の下、全会一致で意見書を可決し、県議会として国に対して意見書を提出してきたところでもあります。本県において、来年度から中学校でも少人数学級が実現することは、教員が生徒たち一人一人に向き合う時間の確保につながり、ひいては学力の向上、不登校やいじめなど諸課題の解決につなげていくこ

とができるものと、私も期待をするところであり
ます。

そこで、まず小学校では、中学校に先行し全
学年で少人数学級を実施してきた結果、具体的
にどのような成果が上がってきたのか、教育長
にお伺いします。

また、中学校においては、現在1年生のみ30
人学級が編制されているものと承知しておりま
すが、来年度から全学年を35人学級とすること
でどのような効果が期待できるのか、さらに今
後はどのような課題があると考えなのか、併せ
て教育長にお伺いします。

次に、不登校等に関わる対策についてお聞き
します。高知県では、児童生徒における不登校
の割合が全国平均と比較していまだに高く、新
規の発生も増加傾向が続いています。また、ヤ
ングケアラーといった新たな課題も出てきてい
る点や、これら不登校やヤングケアラーの児童
生徒が将来的にいわゆるひきこもりにつながる
可能性もあることから、必要な支援策を講ずる
ことが重要となります。

こうした課題は、社会が複雑化し、それぞれ
が抱える問題が多様化している現代社会におい
て、学校現場だけでは解決することができない
ことから、地域を含む多くの関係者の関与が必
要になると考えられています。県の組織を考え
ても、教育委員会だけでなく、子ども・福祉政
策部や健康政策部、警察本部なども関係する点
もあり、組織横断的な取組が今後は求められま
す。また、地域における情報に関しては、市町
村をはじめ社会福祉協議会などの組織や地域住
民の皆さんの協力体制の構築、またそれらを可
能とする財政措置なども必要であります。

不登校をはじめとする今後の課題解決に向け
た組織横断的な取組や市町村との連携について
副知事にお伺いします。

次に、中山間対策についてお伺いします。

県は昨年6月から本年1月にかけて、中山間
地域の住民の生の声を政策に反映することを目
的に、1,451集落を対象に集落实態調査を10年ぶ
りに実施しました。10年前に比べて人口減少、
高齢化が一段と進んだことから、地域活動への
参加者の減少や、将来に向けた集落の維持に不
安を抱える集落が増加しています。一方で、住
民の多くの方は住み慣れた集落に愛着を持ち、
継続して暮らしていきたいと希望を持っていら
っしゃいます。

集落活動センターの取組については、多くの
集落代表者が満足しており、担い手不足の対応
という観点からも着実に成果を上げています。
生活環境では、飲料水の確保において施設の維
持管理などの点や、また食料品をはじめとする
生活用品を確保するための移動手段的維持など
に課題が見られています。産業面では、農業や
林業などにおいて、担い手不足から8割以上の
集落で衰退しているとの回答がありました。

集落の活性化を図るためには、やはり担い手
不足が大きな課題となっていることが浮き彫り
になってまいりました。これらの調査結果を受
けて、県は来年度から新たに小さな集落の活
性化に取り組むこととしています。また、中山間
地域の課題解決に向けたデジタル技術の有効活
用を行い、持続可能な中山間地域を目指すこと
としています。

これまでも集落活性化には取り組んできてい
ますが、デジタル技術の活用を含め、今後の中
山間地域の活性化に向けた取組について中山間
振興・交通部長にお伺いします。

次に、とさでん交通についてお伺いします。

令和4年から8年度の中期経営計画案が策定
を進められています。会社設立後から平成30年
度までは黒字で推移してきましたが、新型コロ
ナの影響から令和2年度は売上げが前年のほぼ
半分となり、国や沿線自治体の補助金を活用し

ても8億2,400万円の大幅な赤字となっています。今後も新型コロナの影響により先行きが不透明なことから、収支改善の取組を行っても非常に厳しい経営状況になることが予想されています。収益向上や経費削減などの経営改革に取り組むこととなりますが、従業員のモチベーション維持などに配慮する必要もあると思います。

先月23日には路面電車の脱線事故がありましたが、保守や点検は乗客の命を預かる公共交通の大前提であります。しかしながら、経営改善に向けた極端な経費削減は、保守、点検などが手薄になるおそれもあり、安全確保と経営改善のバランスを図ることが県として、やはりとさでん交通に対し、しっかり指導・助言をお願いしたいと思うところであります。

県民生活や経済活動の基盤となる公共交通を守っていくことが非常に重要であるとの認識をお持ちですが、今後のとさでん交通への対応について中山間振興・交通部長にお伺いします。

最後に、先月本県出身の牧野富太郎博士をモデルとしてNHK連続テレビ小説らんまんが令和5年度前期に放送されるといううれしいニュースがありました。牧野植物園をはじめ、出身地である佐川町、植物観察のフィールドとしていた横倉山のある越知町など、今後の地域の活性化の大きな起爆剤となることが期待されています。

牧野植物園をはじめ多くの施設で企画展の開催などが行われることになるとと思いますが、1つ心配しているのが、それらの企画・運営を担当する学芸員の育成であります。経済性が優先される現代においては、これらの文化的な非経済の分野に対する財政的な支出が少ない傾向になるのは否めませんが、植物関係だけではなく、自然史や歴史関係の学芸員について、育成が十分に行われているのでしょうか。学芸員の育成

にはやはり長期の視点が必要であり、今回県が掲げているサステナブル観光など今後の経済政策を考えるケースにおいて、学芸員はやはり礎となる重要な人材であります。

学芸員の育成に関して文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いし、私の1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 西内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、岸田総理の施政方針演説を踏まえた国の令和4年度予算案に対する所見についてお尋ねがございました。

国の令和4年度一般会計予算案は、新型コロナウイルスへの対応に加えまして、新しい資本主義の実現を図るため、令和3年度補正予算と一体的に編成をされております。岸田総理が施政方針演説で述べられた新しい資本主義に関しましては、その実現に向けた成長戦略の一つとしてデジタル田園都市国家構想の推進を掲げられ、自治体の創意によりますデジタル技術実装の支援やデジタル人材の育成などに関する予算が計上をされております。

また、同じく施政方針におきましては、脱炭素社会の実現に向けた取組を新たな成長のエンジンとすると述べられました。この方針に基づきまして、予算案には意欲的な脱炭素の取組を行う地域への支援策でありますとか、再生可能エネルギーの導入促進、環境負荷低減に資する技術開発などが盛り込まれているところであります。

デジタル化の推進は、距離や移動時間といった地方が抱える物理的なハンディの克服でございますとか、中山間地域の課題解決につながるものだというふうに考えております。さらに、脱炭素化の取組では、地方が持つ豊富な自然資源が成長の糧になり得るとのことだと考えて

おります。こうした国の一連の施策群は、少子高齢化や過疎化の進みます地方にとって活性化の起爆剤になるものと捉えております。加えて、県勢浮揚に向けました成長の原動力として掲げてまいりましたデジタル化、グリーン化といった本県の取組と方向性を一にするものでありまして、高く評価をいたしたいと考えております。

県といたしましては、こうした国の予算を最大限活用して、各施策をさらに進化させてまいります。

また、本県ではこれまで産業振興計画によりまして県経済の抜本的な体質強化を図りますとともに、中山間地域の振興に特に意を用いまして、様々な施策を実施してまいりました。その結果、各種の生産額が大きく増加をし、1人当たりの県民所得についても全国を大きく上回る伸びを見せるといった形で、県全体でいわゆる経済の好循環が形成をされてきていると言って過言ではないと考えます。

新しい資本主義の考え方は、こうした本県の施策展開とも重なってくるものでございまして、持続可能な経済をつくり上げるために重要なものであるというふうに捉えております。さきに述べられました施政方針演説では、この新たな資本主義のグランドデザインと実行計画を今年の春に取りまとめるという方針が示されました。

今後とも国の施策展開が本県の取組の大きな後押しとなりますように、引き続き全国知事会などと連携をして、積極的に政策提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、国の憲法議論の動きや国際情勢の変化を踏まえ、憲法改正の必要性についてお尋ねがございました。

お話がございましたように、日本国憲法は制定されてから70年以上が経過をいたしまして、国民主権あるいは基本的人権の尊重といった現行憲法の基本原理に当たる部分につきましては、

国民の間に広く定着しているというふうに認識をいたしております。

他方、時代の変化を踏まえ、憲法の規定が現代の社会に対応したものであるかどうかという観点から、憲法改正について徹底した議論を行うということは必要であるというふうに考えております。特に、本県にとりまして重要な問題であります参議院選挙におきます合区を抜本的に解決するというためには、憲法上の地方自治の規定を充実させるという形での憲法改正が必要不可欠だというふうに考えております。このため、これまでも全国知事会などを通じまして、こうした憲法改正により合区の解消を訴えてまいったところでもあります。

加えて、新型コロナウイルス対応のみならず、南海トラフ地震などの極めて重大な緊急事態の発生を想定した場合、私権の制限あるいはそれに伴う補償などの規定をあらかじめ法律で定めておく必要があるというふうに考えます。そのために国民全体の意思として、こうした種類の立法が必要であるという旨を憲法上明らかにしておくということが、私としては望ましいものというふうに考えております。

さらに、憲法に自衛隊の根拠規定を設けるということにつきましては、自衛隊の合憲性に関して、国民的な議論を通じて合意を図るという観点から、大変意義があることではないかというふうに考えております。他方で、平和主義は当然のことながら堅持をすべきだというふうに考えておりまして、憲法に自衛隊を明記する場合には、既存の条文解釈に影響が及ばないかといった点について、慎重に検討する必要があるというふうにも考えております。

先月の10日には衆議院の憲法審査会が今通常国会で初めて開催されまして、オンライン国会の是非をめぐる議論が交わされております。加えまして、昨今のコロナ禍やウクライナ情勢

といたしました国内外の危機事象は、国民の憲法に対する関心を喚起する機会ともなり得るものと考えます。

岸田総理は施政方針演説の中で、憲法改正に関する国民的議論を喚起していくには、我々国会議員が国会の内外で議論を積み重ね、発信をしていくことが必要というふうに述べられました。言うまでもなく、憲法改正の発議権は国会のみが有するわけでございまして、引き続き国会において多角的な視点で、慎重かつ徹底した議論を行っていただきますとともに、国民の皆さんに丁寧に説明を重ねていただきたいというふうを考えております。

次に、来年度予算の編成におきまして、特に意識したポイントは何かというお尋ねがございました。

来年度予算の編成に当たりましては、まずは新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すべく、感染拡大防止対策と経済影響対策を着実に進めるための予算を措置いたしました。その上で、今後の成長の原動力となりますデジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から、施策を一層進化させるということに特に意を用いたところであります。その際には、施策を進めることによりまして県民の皆さんの暮らしあるいは事業者の皆さんの経済活動が具体的にどのようによくなっていくのかという点を重視いたしましたところであります。

さらに、具体的に申しますと、デジタル化におきましては生活、産業、行政の各分野において、デジタル技術を活用した取組を進めますことで、県民の皆さんの生活の利便性、そして事業の生産性を向上させたいと考えております。また、グリーン化におきましては、本県の豊かな自然を生かし、再生可能エネルギーの導入、グリーン化関連産業の育成などの取組を展開するということによりまして、県の産業振興につ

なげてまいります。そして、グローバル化におきましては、コロナの収束後も見据えた輸出の拡大あるいはインバウンド観光推進の取組を強化してまいります。

こうした3つの視点に加えて、関西圏との経済連携、中山間対策につきましても、重点的に対応すべき取組として予算編成に臨んだところであります。

また、県勢の浮揚に必要な施策を着実に実行していくためには、安定的な財源の確保などによりまして県財政の持続可能性を図っていくということも重要なポイントであります。そのため、予算編成に当たりましては、国の有利な財源を最大限に活用していくということ、また事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底しまして、マンパワーと財源を確保するという、こういった点に努力をしております。

さらに、歳入におきまして、新年度の地方交付税の減少を見込みますものの、その対応として今年度の県税収入などの増加分を財政調整的基金へ積み立てた上で、来年度に活用するという形を取ることといたしました。これによりまして財源不足に対応いたしますとともに、一定の財政調整的基金の残高を確保できるという見通しが立ったところでございます。

こうしたことを通じまして、来年度予算については県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることができたというふうと考えております。来年度は、今回強化や進化を図ります施策の実行を通じまして、コロナ禍であっても県勢浮揚に向けた歩みを着実に進めまして、次なる時代の扉を開く節目の一年にしてまいり、そうした決意でございます。

次に、今回のまん延防止等重点措置の適用の申請についてお尋ねがございました。

本県では、新型コロナウイルスの新たな変異株でありますオミクロン株によりまして感染者が

今年1月に確認されて以降、これまでに経験したことのないスピードで感染が拡大を続けてまいりました。このため、1月20日には県の対応ステージを特別警戒に引き上げまして、会食は4人以下、2時間以内としていただくといった感染拡大防止の呼びかけを行ってまいりました。こうしたステージの引上げに伴い、夜間の人出が減少したということもありまして、飲食店の方々からは、まん延防止等重点措置の適用と協力金による支援を望む声が日増しに強まってきているという状況がございました。

しかしながら、1月末の時点におきましては新規の感染者数は増加をしたものの、医療の逼迫度合いを示します病床占有率は30%台前半で安定的に推移をしているという状況にございました。こうした点を勘案して、この1月末時点ではステージの引上げや重点措置適用の申請は見送るという判断をいたしました。

その背景といたしましては、第6波の今回の感染においては、飲食をきっかけとした感染事例は第5波までに比べまして大きく減少しているという事情がございましたので、飲食店の営業時間短縮が施策の中心となってまいります現在の重点措置を講じることにつきましては、効果が限定的ではないかという判断をいたしていたところでございます。

しかしながら、その後2月に入りましてから、さらに新規の感染者が増加をいたしました。連日200人を超えるような感染者が確認をされまして、特に高齢者の感染割合が大幅に増えるという事情もございまして、入院治療を要する方の数も増加するという状況がございました。

こうした状況に伴いまして、各指標の中で最も重要視をいたします病床占有率は、重点措置の要請の目安といたします40%に迫る水準まで上がってまいりまして、医療提供体制の逼迫のおそれが急激に強まるという事情が生じてまい

りました。ここに至りまして、医療崩壊といった事態を防ぐためには、飲食店などの営業時間の短縮も含めまして、県として取り得る手段は全て講じる必要があると、そういった局面に至ったという判断をいたしまして、2月8日に重点措置の適用を国に要請したというような経緯でございます。

なお、この2月12日に重点措置が適用されて以降、県民の皆さん、事業者の皆様方の御協力によりまして、こうした各種の指標は改善の傾向が続いております。具体的には、先行して5つの県の重点措置が解除となった際の基準となります新規感染者数の1週間比が継続して1.0を下回っていること、新規感染者が継続的に減少していることとあります。そして、病床使用率、重症病床使用率がおおむね50%を下回っていることなどの指標、基準は全て要件を満たす水準となっているところでございます。

こうした事情を勘案いたしまして、3月6日の期限をもって、本県に適用されました重点措置の解除を要請するという事を昨日決定いたしまして、国との協議を開始いたしましたところであります。

るる申し上げましたところでございますけれども、一連の経緯を振り返りまして、県民の皆さんの中には今回のまん延防止等重点措置の適用の申請、タイミングが遅かったのではないかという御意見があるということは私も十分承知をいたしております。ただ、この点にはただいま申し上げたとおり、今年に入りまして国の方針も大きく変わり、毎日の新規感染者数よりは医療の逼迫度を示す病床の占有率、これを指標としてはより重視をしようという判断があったと、これに県としても言わば忠実に対応を考えていくというポイントを置いたところが1点ございます。

また、第5波までと違いまして、第5波まではいわゆる飲食店におきます飲食が感染拡大のエンジンになったというようなことがございましたから、感染拡大に先立って先手を打つ形でこのまん延防止等重点措置を行うということは、かなりの有効性が期待されましたけれども、第6波は感染力があまりに強いということでございまして、日常の場面で感染がどんどん拡大していくと、そういう意味では第5波までのような先手を打つ切り札的な手当てとしての飲食店への時短の要請というカードという面は、随分と減ってきていたと、こうした事情があったということにつきましては、改めていろんな機会に御説明申し上げたいというふうに思っておる次第でございます。

次に、関西戦略の成果と課題につきましてお尋ねがございました。

関西戦略の実行1年目となります本年度は、コロナ禍で活動に制約がある中ではございましたが、工夫を凝らしながら3つのプロジェクトに取り組んでまいりました。

まず、観光推進プロジェクトにおきましては、コロナ禍が長引く中でインバウンドの観光が大幅に減少をし、最も期待をしておりました関西からの外国人観光客の誘致は大変厳しい状況にございます。そうした中、大阪・関西万博を契機といたしまして、多くの外国人観光客の訪日が見込まれますことから、大阪観光局などと連携をいたしまして、新たに関西と高知を結びます7つの周遊ルートを設定いたしました。今後は、コロナの収束を見据えまして、これらの周遊ルートを生かしました魅力ある旅行商品の造成、販売に向けまして関係者と共に取り組んでまいります。

また、食品等外商拡大プロジェクトにおきましては、卸売市場関係者などの支援をいただきながら、販売促進に向けた取組を進めてきてお

ります。そうした状況の中で、例えば量販店などにおきます水産物の販売額は1月末時点でおよそ6億円と、既に年間目標の5億9,000万円を上回るという実績を上げております。

また、関西圏への県産の製材品の出荷量を見ていきますと、いわゆるウッドショックの影響もございまして、1月末の推計値でおよそ2万立米ということになっており、前年同期と比べて2割程度増加をしているということでございまして、木材関係の製材品の出荷は好調に推移をしているということがございます。

一方で、課題といたしましては、コロナ禍におきます緊急事態宣言などにより、各種の商談会、展示会などが中止をされまして、新規の販路開拓が十分にはできなかったという点が挙げられます。

さらに、万博・I R連携プロジェクトについて申しますと、関西圏の企業と連携をいたしました県産木材や工業製品などの外商拡大に取り組んでまいったところでございます。万博におきましては、会場内をつなぎますリング状の大屋根への木材利用が計画をされております。これをチャンスと捉えまして、県産の木材が活用されるように取組を進めてまいります。また、御指摘ありましたように、先月にはパビリオンの出展企業やテーマ事業の協賛企業が公表されております。関係者に対しまして、県産の食材を含めた県産品の活用について強力に働きかけてまいりたいと考えます。

そして、特に来年度に向けては、県の組織体制といたしまして専任の推進監を置き、また関西戦略室を設けるということなどによりまして体制を強化した上で、私自身が先頭に立ちまして、こうした各プロジェクトの取組を一層強力に推進してまいりたい決意でございます。

最後に、関西圏における外商強化策につきましてのお尋ねがございました。

お尋ねがございました外商拠点の設置につきましては、東京におきますまると高知の実績でも分かりますように、情報発信あるいはテストマーケティングなどで大きな効果がある一方で、その運営には多くの経費が必要となるという点もございます。したがって、設置に当たっては、その意義や必要性に加えまして、立地場所や機能あるいは運営主体、運営方式など幅広い選択肢の中で費用対効果というものを踏まえながら、慎重に検討していく必要がある、そういった問題であるというふうに考えております。そのため、外商拠点を設置した場合の費用対効果などを含めまして、関西圏におきます効果的な外商強化策について調査の実施に要する経費を来年度予算に計上いたしたところでございます。

また、先月には関西と取引のあります県内事業者あるいは有識者の方々と構成をする関西圏外商強化対策協議会を設置し、関西圏におきます外商強化策につきまして御意見を伺ったところでございます。委員の皆様からは、県産品の購入につなげるには情報発信が必要だといった御意見あるいは拠点設置の目的やターゲットを明確にすべきだといった様々な御意見を頂戴いたしました。

今後は、ただいま申し上げました調査の結果を基にいたしまして、関西圏外商強化対策協議会あるいは関西・高知経済連携強化アドバイザー会議で御議論をいただきまして、こうした御議論も踏まえ、本年の8月をめどにいたしまして、効果的な外商強化策の成案をお示しいたしたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、今回のオミクロン株による感染拡大をどのように捉えているのか、また今後の取組についてお尋ねがご

ございました。

今回の第6波の中心となっているオミクロン株は感染力が非常に強く、家庭内に加え医療機関や高齢者施設、さらには学校、保育所など日常のあらゆる場面で感染の広がりが見られます。特に、議員の御指摘のとおり、医療機関や高齢者施設では大規模なクラスターも発生しました。

こうしたクラスター対策としましては、早期に鎮静化をさせるための抗原検査キットの提供をはじめ、高齢者施設や障害者施設の無症状の従事者を対象とした予防的な集中検査を行っております。あわせて、一般的な感染防御対策について改めて周知するとともに、クラスターが発生した施設からの要望に応じて感染管理の専門家による支援を行ってまいりました。

今回の事例を今後の対応に生かすため、大規模なクラスターが発生した施設の感染管理体制については確認をし、検証したいと考えております。また、本県では感染管理対策を築く上で重要となる感染管理認定看護師、ICNと申しますが――が不足していると考えており、県としましても養成の必要性を強く認識いたしております。現在、認定看護師資格を取得するための研修費などを支援しておりますが、さらに支援制度の充実や県内での養成を可能とすることについても検討を進めてまいりたいと考えております。

今後さらに感染力が強い変異株の出現も見据え、医療機関や高齢者施設で感染症の標準的予防策、スタンダードプリコーションが確実に実施されるよう働きかけてまいります。あわせて、先ほど申し上げましたクラスター対策を強化し、新型コロナ患者に対する医療提供体制のみならず、一般の医療体制の崩壊といった事態に陥ることがないように、引き続き取り組んでまいります。

次に、今後のワクチン接種についてお尋ねが

ございました。

感染力の強いオミクロン株への変異と2回目接種後の中和抗体減少の時期が重なった第6波の大流行への対応策として、3回目追加接種の早期実現が望まれます。しかしながら、3回目追加接種に係る県内市町村の予約状況は、ファイザー社製はすぐに予約が埋まるものの、モデルナ社製は予約枠に空きがある市町村も見受けられます。これは、県民の95%が2回目までをファイザー社製ワクチンを接種しており、モデルナ社製ワクチンによる交接種の不安から、3回目もファイザー社製を希望される方が多いことが要因と考えております。

こうした状況は全国的な課題であることから、全国知事会ワクチンチームリーダーの濱田知事から、3回目接種の必要性、交接種の安全性や有効性の積極的な情報発信について、国に政策提言をしてきたところでございます。その結果、国において積極的な情報発信が行われ始めましたし、県からの情報発信を強化してきた結果、モデルナ社製の接種ニーズも高まりつつあるものと考えております。引き続き、県民の皆様の理解を進めていただきながら、市町村と連携し3回目接種の加速化に努めてまいります。

一方、今月から接種が始まります5歳から11歳のお子さんへのワクチン接種につきましても、副反応などに対する不安の声があると承知いたしております。このため、国に対しては科学的知見に基づいた分かりやすい情報発信を引き続き求めてまいります。あわせて、副反応や有効性などの情報提供を積極的に行ってまいりますので、接種を検討する際には御参考にしていただければと考えております。

続いて、健康寿命の延伸に向けた取組の状況における課題と今後の対応についてお尋ねがございました。

健康寿命の延伸を図るためには、壮年期にお

いては生活習慣病対策、高齢期においてはフレイル対策が重要だと考えております。生活習慣病への取組の一つとして、令和2年度から糖尿病性腎症に対する重症化予防対策を、人工透析の導入が想定される患者に対して重点的に取り組んでまいりました。その結果、令和2年の本県の糖尿病性腎症を原疾患とする新規の人工透析患者は、令和元年より約2割減少して104名となっております。複数年で動向を見ていく必要がございますが、若い方の透析導入が減少しており、一定の成果が見られております。

一方で、県内の糖尿病有病者、また予備群の方は増加傾向にあり、40歳から74歳で7万6,000人と推計いたしております。また、血糖有所見者の割合も男女とも約55%と全国を大きく上回っていることから、将来的な患者の増加が危惧される所です。こうした状況を大きな課題と捉え、糖尿病有病者、予備群に対する個別の保健指導などハイリスクアプローチに加え、県民全体に高血糖となるリスクの軽減に向け、行動変容を促すためのポピュレーションアプローチの強化に取り組んでまいります。

また、高齢者に対するフレイル予防に関してお話がありましたように、オーラルフレイル対策は介護予防や健康増進と密接に関連があります。そのためオーラルフレイル対策をはじめ、歯の喪失の最大原因である歯周病の予防に取り組むことといたしております。

一方、各地でこうした取組を進めていくためには、歯科医師をはじめ歯科保健医療従事者の確保が重要であります。しかしながら、お話がありましたように、地域によっては歯科医師の後継者問題もあるとお聞きいたしておりますので、今後の対応については、県歯科医師会などの関係機関と協議を進めてまいりたいと思っております。

最後に、デジタル技術を活用した在宅医療に

関する取組についてお尋ねがございました。

中山間地域を多く抱える本県においては、医療機関へのアクセスが不利な地域が多いことから、デジタル技術の活用を図ることは、訪問診療や通院時の移動時間の短縮といった効率化につながるものであり、患者、医師双方にとって大きなメリットがございます。

そのため、令和4年度からは新たに中山間地域でオンライン診療の促進に取り組む医療機関を支援したいと考えております。具体的には、必要な通信機器や心電計などを搭載した車両を導入して、看護師が患者宅を巡回し、サポートを行いながらオンラインでの診療をモデル的に実施することといたしております。

また、居宅だけでなく、地域の公民館や、あったかふれあいセンターなどを活用することも検討してまいりたいと考えております。加えて、あったかふれあいセンターなどと薬局をオンラインで結び、服薬支援についても各福祉保健所圏域で実施できるよう取組を進めてまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○農業振興部長(杉村充孝君) まず、I o Pクラウドに一元化されたデータの適正な管理と活用についてお尋ねがございました。

I o Pクラウドは、生産者の日々のハウス内環境データや出荷データなどを保管する重要な基盤であり、またクラウド内に集積されるデータは、個々の生産者の栽培技術やノウハウなどが詰まった貴重な財産と言えるものであります。このため、データの管理と活用にあたっては、県が定めるセキュリティポリシーを遵守するとともに、国において安全性が認められたクラウドサービスを採用しております。また、知的財産やビッグデータの取扱いに詳しい専門家に助言をいただきながら、ソフト・ハード両面の対策を進めているところでございます。

具体的には、データ管理について、ハウス内

環境データや出荷データなど、生産者や指導者が日々活用するデータは民間のクラウドに、また氏名や住所などのデータは総合行政ネットワーク、いわゆるL G W A N内の県庁内クラウドにそれぞれ分けて保管することで、セキュリティの確保を図っております。その上で、営農指導での活用にあたっては、県やJ Aの指導員に対してデータの適正な取扱いについて研修を行うなど、周知徹底を図ることとしております。

また、アプリの開発等への活用につきましては、生産者からデータ提供の同意をいただく際に、I o Pプロジェクトの目的以外では利用や第三者提供を行わないことを条件としておりますことから、生産者やJ A、大学などで構成する審査会において、開発の目的や本県の生産者にもたらすメリットなどについて審査を行い、データ提供の可否を決定する仕組みを現在検討しているところでございます。

今後もこうしたデータの適正な取扱いを前提に、積極的な活用を図っていくことで、本県の施設園芸農業の飛躍的発展と関連産業群の創出につなげてまいります。

次に、本県農業におけるグリーン化の取組についてお尋ねがございました。

国は、みどりの食料システム戦略において、2050年までに化石燃料を使用しない施設園芸への完全移行、化学農薬の使用量を50%低減、耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大といった高い目標を掲げております。これらの目標を達成するため、国におきましては化石燃料や化学農薬の使用量などを大幅に軽減できる各種の技術開発を中長期的に進めていくこととしております。

一方、本県農業の持続的な発展のためには、グリーン化の取組は不可欠であることから、こうした国の技術開発を待つことなく、本県とし

てできる取組を着実に推進していきたいと考えております。このため、本年度末に新たに策定します高知県脱炭素社会推進アクションプランにおいて新たな目標を掲げ、取組を強化してまいります。

具体的には、施設園芸では燃油使用量を2020年の5万1,000キロリットルから、2030年には3万5,000キロリットルにまで削減するという目標を掲げ、より低温でも栽培が可能な品種の開発や、園芸用ヒートポンプなどの導入の推進に加え、新たに民間企業のノウハウを活用して省エネルギー化の実証などにも挑戦してまいります。

また、有機農業では、取組面積を2017年の151ヘクタールから2030年には408ヘクタールに拡大することを目標に掲げ、施設園芸で培った天敵などのIPM技術の有機農業への応用や、有機農業栽培指導員による栽培技術の向上、モデル産地の育成、有機農産物の販路拡大などに取り組んでまいります。こうした取組を国の中長期的な技術開発の進展に合わせてさらに加速していくことで、本県農業のグリーン化を実現してまいります。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長(中村剛君) まず、スマート林業への取組の現状と今後の展開についてお尋ねがございました。

スマート林業の取組では、令和元年度から2年度にかけ林野庁の航空レーザ測量データを活用し、写真などでは樹木に覆われて把握できなかった県内全域の森林の地表面の高さ、起伏、崩壊等の状況が詳細に確認できる微地形図を作成いたしました。

令和2年度から3年度にかけては、森林の杉やヒノキといった樹種の最新の分布状況が把握できる林相図を作成し、また微地形図を基に計測した樹木の高さなどから推計した材積を、樹木1本ごとに把握できる単木情報のデータも

作成しております。これらのデータ整備により、これまで現地で一本一本測らなければ把握できなかった施業予定地の樹木の本数や材積、樹種といった森林資源の情報が容易に把握できることとなります。

来年度からは、本年度仮運用を始めました森林クラウドにこれらの森林情報を搭載し、市町村や林業事業者との共有を図ることとしており、伐採適地の選定や効率的な路網計画の作成などによる施業集約の効率化につなげてまいりたいと考えております。加えまして、森林の樹種や面積に所有者の氏名や住所が記載されました森林簿や、林道などの路網データを林相図や微地形図の情報を基に更新するなど、森林クラウドに搭載するデータベースの精度の向上にも取り組んでまいります。

また、森林クラウドを活用した効率的な施業集約を実際に行っていただき、あわせて伐採の範囲や丸太のサイズを生産現場でデジタル化する取組などを林業事業者と連携して実証することで、森林情報のより高度な利活用を見据えた森林クラウドの機能強化にも取り組んでまいります。

こうした取組と併せまして、ICTを活用した林業機械の導入に向けた実証や、川上から川下にわたる原木情報の共有にも取り組むことで、施業集約や生産性の効率化、省力化、需給マッチングの円滑化を図り、本県の林業・木材産業の持続可能な成長産業化を目指してまいります。

次に、原木生産量の拡大やサプライチェーンの強化に向けました今後の取組についてお尋ねがございました。

まず、原木生産量の拡大につきましては、一般のウッドショックで顕在化した課題、すなわち生産体制の強化や事業地の確保の取組をさらに加速する必要があると考えております。

このうち生産体制の強化では、林業大学校等

による担い手の確保・育成はもとより、生産性の向上が不可欠であろうと考えております。このため、高性能林業機械の導入等の支援に加えまして、最新の林業機械の実証やICTによる原木生産情報の活用など、さらなる効率化に向けた新たな作業システムの導入に取り組んでまいります。また、事業地の確保では、森林情報のクラウド化を進め、施業の計画作成の迅速化による森の工場の拡大など、その確保に取り組んでまいります。

次に、サプライチェーンの強化につきましては、製材事業者のチャンスロスが生じないように、原木調達の安定化を進める必要があると考えております。このため、6月補正予算で緊急的に製材事業者と原木供給事業者との協定締結を促進するなど、原木調達のサプライチェーンの構築強化に取り組んできたところですが、来年度はこの取組をさらに発展させ、急激な市況の変動などにも対応できる、確実性をより高めた協定締結を進めることで、安定した供給力を備えた信頼される製品産地を目指してまいります。

また、サプライチェーンの総合的強化の一環として、加工分野のボトルネックであります木材乾燥機につきましても、整備の前倒しを進めております。加えて、川上から川下の事業者が参画する高知県サプライチェーンマネジメント推進フォーラムにおきましても、サプライチェーンへのさらなる事業者の参画や、原木流通の情報共有システムを活用したモデル的なサプライチェーンのマネジメントの仕組みづくりにも取り組むこととしております。これらの取組によりまして、増加した国産材の需要に的確に応えられる原木・製材品の生産・供給体制を構築してまいります。

最後に、林業分野におけるグリーン化の意義と目指す姿についてお尋ねがございました。

林業分野におけるグリーン化の取組では、森

林率日本一という本県の特徴を生かし、林業・木材産業の成長産業化などを通じた森林吸収源対策を進めることとしております。

その取組の一つとして、来年度木造建築物を環境不動産として位置づけ、木材による炭素固定など環境面の価値を可視化し、その公益性に応じて都市計画や税制などで、建築主、施主様を支援する新たな制度設計を県が率先して行い、あわせて国にも制度化に向けた働きかけを行っていきたくと考えております。この制度化は、実現すれば御指摘のSDGs、ESG投資の観点からの木材利用の機運と相まちまして、木造率が低い中高層や非住宅における木造建築拡大の起爆剤ともなり得るものと考えており、ひいては県産材の需要拡大と、それによる林業・木材産業のさらなる振興につながるものと考えております。

また、林業分野のグリーン化の取組として、本県の豊富な森林資源を活用したグリーンLPガスの地産地消に向けたプロジェクトにも取り組むこととしております。このプロジェクトは、現在化石燃料から製造されているLPガスを、木や海藻等のバイオマス資源から生産できるようにする技術、この実用化を目指す取組でございます。このプロジェクトを通じまして、LPガスの脱炭素化はもとよりでございますが、本県林地残材等の活用による林業振興、将来的には本県での地産地消型のグリーンLPガス製造につなげるなど、本県の特性を生かした新たなイノベーションの創出に挑戦することとしております。

こうした環境不動産やグリーンLPガスプロジェクトなど、本県の豊富な森林資源を生かした林業分野のグリーン化の取組を強力に進めていきますことで、2050年カーボンニュートラルの実現はもとより、林業・木材産業の振興や林業分野の新たな成長につながる産業の育成につ

なげてまいりたいと考えております。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) 収益性の高い漁業の実現に向けたデジタル技術の活用についてお尋ねがございました。

漁業者の減少や高齢化が進む中でも生産額を維持し、担い手を安定的に確保するため、お話にもありましたように、デジタル技術を活用して効率的な漁業生産体制への転換を図る、高知マリンイノベーションの取組を進めているところでございます。

漁業経営におきましては、これまで漁業者の方々はより多く漁獲することを出漁の主な判断基準としてきました。しかしながら、漁業は日々の相場や漁場など変動要因が多く、操業ごとの利益を見通すことが難しいため、漁獲量が多くても遠くの漁場に行ってしまったことで燃料費などの経費がかさみ、十分な利益が出ないといった場合もございます。また、水産資源の持続的な利用に向けて資源管理の重要性が高まっている中で、漁業経営を継続していくためには、限られた漁獲でもしっかりと利益を生み出せる経営に転換していく必要があります。

このため、デジタル技術を活用しまして、出漁前に漁獲量や市場価格の予測と燃料費などのコストの試算を行い、操業ごとの利益を見える化することで、漁業者の操業の判断を支援する操業効率化支援ツールの開発に取り組んでまいります。

来年度は、まず表計算ソフトを使って収入やコストを試算する簡易ツールを開発することとしております。これを漁獲量が多い一方で多くの経費を要するカツオ一本釣り漁業や定置網漁業において漁業者に使っていただきまして、経営改善につなげていただきたいというふうに考えております。操業効率化支援ツールの開発をしっかりと進めていくとともに、今後幅広い漁

業種類での活用を図っていくことで、収益性の高い漁業経営の実現につなげてまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) 新型コロナ収束後の観光振興の取組についてお尋ねがございました。

長期にわたる新型コロナ感染症の影響により、旅行目的や旅先での行動、旅のスタイルなど、コロナ前と比べて様々な変化が見られます。今後、観光振興策を進めるに当たりましては、こうした旅行者の意識や行動の変化を見据えた施策の充実強化が重要だと考えています。

まず、つくる取組では、コロナ禍により旅行の少人数化が進んでいることなどを踏まえ、1人当たりの観光消費額を上げていく取組をより強化する必要があると考えます。このため携帯電話の位置情報などのデジタルデータを活用し、旅行者の移動経路や滞在時間帯などの行動情報を分析した上で、少しでも広く地域を周遊し、長く滞在していただけるような施策を各広域エリアごとに講じてまいります。

次に、売る取組につきましては、長期にわたり落ち込み続けている観光需要を一日も早く回復させることが最優先であり、感染状況が落ち着き次第、旅行経費を助成するキャンペーンを速やかに再開いたします。

そして、もてなす取組につきましては、宿泊先での満足度を重視する傾向が高まっていることを踏まえた対策が必要と考えています。このため、宿泊施設に直接アドバイザーを派遣し、例えば地域の食材を活用したメニューの開発やコンシェルジュ機能の充実など、宿泊施設の魅力をより一層高める取組を強化してまいります。

こうした3つの施策群を推進するに当たりましては、世界的にも急激にニーズが高まっているサステナブルな観光地づくりを意識して取り組んでいくことが重要だと考えています。幸

い本県には人々の暮らしと自然環境の調和が魅力の四万十川や柏島、地元の食材を使った田舎ずしや地域の伝統文化を色濃く残す日曜市など、サステナブルな観光地としてアピールし得る資源を数多く有しています。環境への負荷がかからず、地域貢献にもつながる旅行を求める観光客と、持続的な発展を目指す地域社会がともに恩恵を受ける観光、いわゆるサステナブルツーリズムを本県観光の新たな基軸に据えて推進をしていきたいと考えています。

これら一連の施策を関係者の方々と一体となって取り組み、大変厳しい状況に置かれている県内観光関連産業の早期復活と、高知ならではの観光地づくりを目指し、全力で取り組んでまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) これまでの高知版ネウボラの取組に対する評価と今後の展開についてお尋ねがございました。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制づくりを進める高知版ネウボラは、これまでの取組によりまして妊娠期の総合相談窓口となる子育て世代包括支援センターが32市町村で設置され、来年度は全市町村に設置される予定となっております。

また、子育て家庭の交流や相談の場である地域子育て支援センターは、24市町村1広域連合に広がるとともに、子供と家庭の相談に対応する子ども家庭総合支援拠点は12市町村に設置され、来年度は7割以上の市町村への設置を目指して取組を進めております。

さらに、全ての妊産婦や子育て家庭の不安の解消に向けた取組では、母子健康手帳交付時に市町村の保健師が面談を行うこととしており、令和2年度は81%の方と面談を行っております。このうち約60%の方と一緒に支援プランを作成するとともに、特に支援が必要と思われる約14

%の方には保健師が家庭訪問を行うなど、適切な支援につなげております。

この面談は、令和3年度の実施率がおおむね100%となる見込みであり、乳幼児健診の受診率も向上するなど、各市町村の子育て支援は年々充実し、高知版ネウボラの取組により安心して子育てができる環境が着実に整いつつあると評価をしております。

来年度は、就学後も切れ目のない支援をつないでいくため、学校と児童福祉部門との連携の強化に取り組むとともに、これから結婚や子育てに直面する若い世代の皆様にも高知版ネウボラを知っていただき、子育てに対する安心感を持っていただけるよう、情報発信の強化に取り組んでまいります。具体的には、高知版ネウボラの取組を紹介する広報プロモーションを高知県少子化対策推進県民会議や高知家の出会い・結婚・子育て応援団など関係団体と共に県民運動として展開し、高知版ネウボラのさらなる充実と少子化対策の強化につなげてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、小学校で少人数学級を実施した結果、具体的にどのような成果が上がってきたのかのお尋ねがございました。

少人数学級編制は、学級規模を小さくすることで一人一人の児童に対してきめ細かな指導を実現しようとするものです。本県では平成16年度から小学校生活への早期の適応を目的として、まずは小学校1年生に30人学級編制を導入しました。その後、順次小学校2年生を30人、小学校3、4年生を35人と少人数学級編制の拡充を図ってまいりました。

令和3年4月、国の法改正により小学校35人学級編制が全国一斉に導入されることとなり、年次進行により令和7年度には小学校6年生まで拡充される計画となっております。本県ではそれに先駆けて、大規模校における学力の二極

化、学年が上がるに従って増加する不登校、教員の長時間勤務などの課題を改善するため、令和2年度に5年生、本年度からは6年生へと少人数学級編制を拡充し、小学校全学年で35人以下学級を実現したところです。

本年度、小学校6年生で少人数学級編制を実施した10校では、各調査結果等で改善が見られました。具体的には、全国学力・学習状況調査において、全国比プラス1.1ポイントの結果となり、前回からは0.5ポイント向上しました。また、楽しい学校生活を送るためのアンケートの学級不満足群に属する児童の割合が、前年の8.6%から5.8%と2.8%の減となりました。さらに、6年生学級担任の9月の時間外在校等時間の平均が、前年の54.8時間から40.3時間と14.5時間の減になるなどの成果が見られています。加えて、それらの学級担任からは、児童一人一人に関わる時間が増えつまずくポイントを把握でき学力の定着につながっているや、不安を抱える児童にすぐ対応することができ不登校の未然防止につながっているといった具体的な成果を示す声も多く聞かれています。

これらのことから、小学校における少人数学級編制は、学力の向上、生徒指導上の諸課題の改善、教員の働き方改革の推進などに効果があるものと判断をしております。

次に、中学校においては来年度から全学年を35人学級にすることで、どのような効果が期待できるのか、さらに今後どのような課題があるかと考えるのかとお尋ねがございました。

小学校6年生で少人数学級編制の成果が見られましたので、令和4年度から中学校全ての学年で35人以下学級を導入したいと考えております。少人数学級により生徒一人一人に対するきめ細かな指導がより徹底されることで、現在改善傾向にあります学力の底上げ、厳しい状況が続いている不登校への未然防止や早期対応、中

学校教員の働き方改革の推進などの効果が期待されます。

また、本県の中学校での学級編制基準では、少人数学級編制を実施して学級数が増えたとしても、教員定数が増えない場合があります。学校からは、学級数が増えることで学校全体の総授業時間数が増加する一方で、教員数の増加がなければ負担が増すばかりであるといった声も聞かれています。今回は、そのような場合においても特別に加配措置をして、中学校における少人数学級編制を後押しする制度設計を考えております。

また、国においては中学校への少人数学級編制の導入は見送られておりますが、本県における今後の成果、効果をしっかりと検証して、新たな法改正に係る国への政策提言にもつなげてまいりたいというふうに思っております。

今後の課題として、1つ目は、教員不足の中にあって、いかに人材を確保するかという点、そして2つ目は、本県独自の少人数学級編制は国から配分される加配定数を活用して、年々減少傾向にありますこの加配定数の継続的な確保は必要であるといった点が挙げられます。

このため、教員採用審査方法の工夫改善とともに、市町村教育委員会と連携した再任用教員や臨時講師の人材確保などをさらに推進してまいります。また、少人数学級編制を含む加配定数の充実に関する政策提言を行うとともに、全国都道府県教育長協議会を通じて国に対して定数改善を要望するなど、必要な定数の確保に努めてまいります。

(副知事井上浩之君登壇)

○副知事(井上浩之君) 不登校をはじめとする今後の課題解決に向けた組織横断的な取組などについてお尋ねがありました。

不登校やヤングケアラーへの対応としまして

は、課題を早期に発見し、一人一人に寄り添いながら、教育や福祉・医療などの関係機関が一体となって支援することが重要であります。このため、関係機関や市町村、地域との連携をさらに強化し、早期発見、相談機関へのつなぎ、多職種連携による支援の3段階で組織横断的に対応してまいりたいと考えております。

まず、第1段階の早期発見につきましては、学校や福祉専門職をはじめ地域の様々な支援者が課題を抱えた方々を見逃さない仕組みづくりを進めてまいります。具体的には、スクールソーシャルワーカーを中心とする学校と市町村の福祉部門との連携強化に加え、市町村の社会福祉協議会などへのソーシャルワーカーの配置などを進めてまいります。

また、第2段階の相談機関へのつなぎでは、県や市町村の福祉や教育部門のどの窓口に関わっても家庭全体の課題を受け止められる、断らない相談窓口の存在が欠かせません。このため、県では相談機関同士のつなぎ役となる多機関協働コーディネーターの市町村への配置を支援するなど、課題を正面から受け止め、連携して対応できる体制づくりを進めてまいります。

第3段階の支援に当たりましては、関係機関での情報共有の在り方や支援が必要な家庭との信頼関係の構築、地域における協力体制の構築などが課題となってまいります。このため、保健師や福祉専門職に加え、地域のボランティアや社会福祉法人など多職種が連携した支援チームの市町村への設置を進めるとともに、来年度から新たに県に設置いたしますアドバイザーも派遣するなど、一人一人に寄り添った重層的な支援を行ってまいります。

あわせて、教育委員会におけるモデル事業やヤングケアラー対策として新たに配置をしますコーディネーターを通じ、個別の事例を収集することで、より効果的な支援につなげてまいり

ます。また、こうした市町村の取組につきましては、財政負担を軽減するためにも地域共生社会を推進する国の新たな事業の活用が有効となりますので、国の事業の導入に向けた支援も行っています。

このような3段階での取組を強化し、本県の将来を担う子供たちへの支援を丁寧かつ着実に進めてまいりたいと考えております。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) まず、今後の中山間地域の活性化に向けた取組についてお尋ねがございました。

議員からお話ございましたように、今年度実施しました集落实態調査では、人口減少や高齢化による集落機能の低下、日常生活の不便さ、あるいは地域の担い手不足など、中山間地域が抱える課題を改めて確認することができました。このため、中山間地域の活性化の取組としまして、引き続き集落活動センターの開設や持続的な運営に向けた事業の拡充を後押ししてまいります。また、新たに小さな集落の維持・活性化に向けた仕組みづくりや、デジタル技術を活用して課題解決を図ることを目的に実証事業にも取り組んでまいります。

まず、小さな集落の維持・活性化の仕組みづくりでは、集落活動センターの開設に至らない小規模集落を対象としまして、専属のコーディネーターを中心に、集落が抱える課題を把握し、住民の皆さんの話し合いを促進して集落の将来像をまとめ、具体的な活動へつなげていくといった手順で進めてまいります。この仕組みづくりには中山間対策の専門家にも参加していただき、より実現性を高め、3年間で集落活動センターが市町村圏域全体をカバーしております6市町村を除く28市町村まで、その輪を拡充していきたいと考えております。

また、デジタル技術を活用した実証事業では、

離島や山間部をフィールドとして、ドローンによる物資の運搬、グリーンスローモビリティによる移動手段の確保や集落活動の省力化など、多くの地域に共通する課題をテーマとして設定いたします。2年間の実証事業を通じてデータやノウハウを蓄積し、事業の効果、コストや担い手を明らかにすることで、実装に結びつけてまいりたいと考えております。こうした取組を通じて、地域住民が支え合い、暮らし続けることができる持続可能な中山間地域を実現してまいります。

次に、今後のとさでん交通への対応についてお尋ねがございました。

まず、2月23日に発生しました路面電車の脱線事故につきましては、現在とさでん交通が調査を実施しており、県としましても、とさでん交通に対し原因究明と再発防止を求めているところです。

公共交通を担う事業者にとって一番大切なことは、輸送の安全性を確保し、安心感を持って利用していただくことであると認識しております。このため、とさでん交通の中期経営計画案においても、安全・安心・信頼の確保を基本方針の最初の項目に掲げているところです。

議員からお話がございましたように、とさでん交通はコロナ感染症の影響によりまして厳しい経営が続いており、計画案では特に令和4年度から6年度が厳しい状況になることが見込まれております。県としましては、とさでん交通が新たな改善施策に取り組むことを前提に、公共交通を維持する観点から、これまで実施してきました追加支援を継続すべきと考え、現在関係市町村との協議を進めているところです。

今後、とさでん交通では5年間の中期経営計画に基づく収支改善や、行政からの支援によってコロナ禍からの回復を目指す予定であり、計画の進捗状況につきまして、県と関係市町村が

モニタリングを行うこととしております。今後のモニタリングに当たっては、収支改善と輸送の安全性確保のバランスはもとより、社員の皆さんのモチベーションといった視点も持って、とさでん交通との協議を行ってまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 学芸員の育成についてお尋ねがございました。

現在、県内の博物館施設のうち県立の文化施設におきましては、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、高知城歴史博物館、美術館、文学館の5つの施設で38名の学芸員の方々が勤務されています。それぞれ資料の収集、保管、展示及び調査研究など多岐にわたる専門的業務に携わっておられ、その長期的な視点に立った育成は大変重要であると考えております。

これらの施設では、学芸員の長期的な育成を図るため、毎年度様々な研修を受講させています。具体的には、資料の保存修復などの専門的な知識や技術のほか、動画の作成による情報の発信や外国人観光客への対応など、施設の業務や課題、社会状況などに応じて必要と考えられる内容の習得に取り組まれています。加えて、全国の博物館施設が連携して開催する会議などへの参加を通じて、より専門的な知識や情報の習得にも取り組まれているところです。

また、市町村や民間の施設につきましても、高知城歴史博物館が地域の文化施設の学芸員などを対象として、地域学芸員養成講座を実施しておりますほか、県内の博物館や文化施設、県、市町村などが会員となり、各施設の活性化などを目的に活動しているこうちミュージアムネットワークにおきましても、研修の開催や共通する課題の検討協議などを通じて育成が図られています。

こうした取組は、それぞれの施設の魅力の向上はもとより、地域の活性化や観光の振興にも

つながるものであると考えております。県といったしましても、各施設における学芸員の育成の取組が円滑に実施できるよう、研修の機会の確保などについて引き続き支援してまいりたいと考えております。

○15番（西内健君） それぞれに御丁寧な答弁ありがとうございます。特に、知事におかれましては、まん防の適用要請に関して、本当に留意された点については、御自分の言葉で語られ、またこれからも県民に対してもしっかりとメッセージを出していくということでございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、第2問は行いませんが、少し要請をさせていただきますと思ひます。先ほど質問をしまして、私の質問もそうですし、執行部側の答弁もそうですが、何とやっぱり横文字や、そういった片仮名語が増えたことかというのを改めて思ったところがございます。やはり私が10年ちょっと前に議員になったばかりの頃にも、先輩議員が資料に片仮名が多過ぎると言っていたのを思い出しましたが、それから比べても本当に倍増ぐらいしているんじゃないかというぐらい増えています。

こういった言葉が、我々と執行部の皆様というのはイメージが共有できるころはあるんですけども、県民の皆様にはやはり分かりにくいところが多々あるんじゃないかなと改めて思うところでありまして、もう少し簡単な言葉で伝えるような仕組み、これをやはり考えていただければと思ひます。

というのも今回の質問もデジタル化やグリーン化、こういったキーワードは非常に表に立っているんですけども、やはり具体的な中身というものを県民にどう伝えるのか、デジタル化で言えば例えばデジタルトランスフォーメーションだとかIT、IoT、こういった言葉の具体的な中身がなかなか分かりづらいですし、ハー

ド・ソフト、そしてシステム、これは多岐に関連していきますし、また技術も日進月歩で進歩していくことから、デジタルというのもなかなかイメージが県民の皆様、そして我々もつかみにくいところがあると思ひます。例えば、デジタル掛ける農業、デジタル掛ける漁業、こういった分野の具体例を出しながら、県民の皆様とイメージを共有することで、我々県民生活がどのように豊かになっていくかというのをイメージしやすくなると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、やはり行政のデジタル化であります。どうしても縦割りの行政においては、それぞれにおいてシステムを開発して、なかなかデータの一元化というものができないと思ひます。やはりいろんな決算資料を作る上で、整合性のないものが出てきたりということもこの間もありましたけれども、どういう形でデータベースをつくって、そしてその上で働くシステムやアプリ、こういったものを開発していくのか、二重構造といいますか、データを管理する部分と、そのデータを活用するシステムやアプリを開発する、そういった二重構造をつくっていくのがこれからのデジタル化の時代であり、なかなか縦割りにとはそぐわない部分があると思ひます。

具体例で言えば、先ほど水産振興部長が答えられました操業効率化支援ツールなんかにしても水産だけではなく、農業、林業にも使える、そういうシステムツールをつくっていく、これが実はデジタル産業の育成にもつながっていくものだと考えていますし、もう一例を挙げれば、県のはたまるねっととか高知あんしんネット、こういったものもデータが2つで管理するのではなく、一元管理されて、それが健康福祉の分野の政策を打つためのシステム開発につながる、こういう考え方が今後デジタルの世界の主流に

なっていくと思われまので、縦割りでシステムを開発するのではなく、横軸というものを考えたデジタル化、これに取り組んでいただければと思っております。

最後になりますが、本議会をもって退職をなされる執行部の関係の皆様方には、これまでの高知県勢浮揚に尽力されたことに心から感謝を申し上げ、また今後も高知県のためにお力添えいただけることをお願い申し上げます。（拍手）

○議長（森田英二君） 暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩



午後1時10分再開

○副議長（加藤漢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

32番坂本茂雄君。

（32番坂本茂雄君登壇）

○32番（坂本茂雄君） 県民の会を代表いたしまして、ただいまから質問をさせていただきますと思います。

冒頭に、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案が本日の質疑終了後提出される予定であり、私もロシア軍がウクライナに軍事侵攻していることを強く非難するとともに、一刻も早くロシア軍の撤退、軍事行動の即時中止を求めることの表明をさせていただいた上で、質問に入らせていただきたいと思います。

さて、この間、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、感染された皆様にお見舞いを申し上げます。

そして、医療の現場をはじめ感染症予防と向

き合ってこられた皆様、この間新型コロナウイルス感染症という難題に全力を傾けて対応されてこられた知事はじめ県職員の皆さん、さらにはコロナ禍のために暮らしそのものに大きな影響を受けながらも、コロナ禍と向き合ってこられた県民の皆様には感謝とねぎらいを申し上げたいと思います。

そのような中で、コロナ禍と向き合ってこられた知事の政治姿勢についてお伺いします。

まず、知事自身が先頭に立った情報発信の在り方についてお聞きします。知事は、県民一丸となって取り組んでいくことができるよう、私自身が先頭に立って県民の皆様にはしっかりと情報発信を行いながら、感染拡大防止対策やワクチン接種などを全力で進めますと提案説明で言及されました。

県議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会での指摘を踏まえた1月31日の記者会見以降、記者会見や県民へのメッセージの中で、過度に恐れることなく正しく恐れ、県民一人一人が感染防止対策を徹底することで社会経済活動を維持したいということを繰り返されてきましたが、その後このフレーズを使用しなくなったと思われます。このメッセージに対する県民の受け止めから、過度に恐れることなく正しく恐れるということが、何が正しいことなのかということも十分伝わらなければ、逆に個人的な判断で正しく恐れているからと正常性バイアスを働かせ、自分は大丈夫と適度に恐れることさえしなかった方がいたのではないかと感じています。

また、感染力は強いが重症化リスクは低いという言葉が、重症にならなければ大丈夫ということで、ここでも適度に恐れることにつながらなかったなどの懸念があり、情報発信、メッセージの伝え方は非常に難しいものがあるのではないかと感じられます。

そこで、昨年6月定例会で我が会派の上田周五議員も、トップリーダーの一言は相当重みがあり、勇気づけられ、行動変容にもつながっていくものと指摘しています。行動変容につながる情報発信、メッセージを心がけていただきたいと思いますが、どのような伝え方を今後されていくのか、知事にお聞きします。

次に、コロナ対策禍と言われることのないような施策の在り方についてお聞きします。金井利之東京大学大学院教授は、昨年5月発刊された著書「コロナ対策禍の国と自治体－災害行政の迷走と閉塞」の中で、国や行政が講じた新型コロナウイルス感染症対策自体が禍を招いている現状をコロナ対策禍と位置づけ、そのメカニズムや災害行政の在り方を論じられています。

そこでは、行政が対処すべき大きな災厄禍という政策課題であるコロナ禍に対処して、様々な講じる対策をコロナ禍対策と言うが、この対策が必ずしも効果を発揮することなく、コロナ禍対策がさらなる問題を引き起こすこともあるとする金井先生は、最もまずいのは、コロナ蔓延防止を目指したコロナ禍対策が、かえってコロナの蔓延を促進する逆効果のときであると言われています。例えば、感染者を自宅療養させたことによって家庭内感染を蔓延させることなどです。通常は、蔓延防止には一定の効果があつたが、別の副次的な悪影響を起してしまうことにつながることを指摘されています。

また、感染予防・拡大防止対策と両立することとなっていた経済活動対策の代表でもあつた各種Go To キャンペーンなどは人流拡大につながり、開始、中止、再開、中止の繰り返しで、コロナ禍対策による禍を生じさせたものではなかろうかと思われます。

このような事例を見るにつけ、コロナ対策禍につながる施策には慎重でなければならないと

考えますが、これまでの国の施策、県の施策をどのように評価し、今後の施策にどのように生かすべきと考えられるのか、知事にお聞きします。

次に、県内の平時の保健・医療体制の在り方についてお聞きします。知事が提案説明でも、今回の第6波では家庭内に加え医療機関や高齢者施設、さらには学校、保育所など日常のあらゆる場面で感染の広がりが見られたと述べられましたように、これまで以上に医療機関や高齢者施設や障害者施設でもクラスターが発生し、医療提供体制はぎりぎりの状態となり、一般の診療や救急体制などにも影響を及ぼすこととなりました。入院病床を最大303床確保するほか、宿泊療養施設についても計418室を確保し、臨時医療施設32床が確保されていましたが、第6波においては自宅療養、自宅待機が2,000人を超える日もありました。

全国的にも厳しい状況の中、全日本自治団体労働組合、自治労が実施した全国の保健所、病院職場に働く組合員の昨年1年間の調査結果では、職員の皆さんの厳しい実態が明らかになっています。保健所では、約23%が過労死ラインとされる月80時間を超える時間外労働をされており、メンタルヘルスの不調を訴える職員は、コロナに関する対応を行っている職員の約37%が昨年中に鬱的症状があつたと自覚しているほか、80時間以上の時間外労働をした職員の半数が鬱的症状ありと回答しています。また、病院職場では、コロナ感染拡大後に時間外勤務が増えた職員が35.2%、医療従事者であるということで差別、偏見を受けたと感じた職員が22.7%、コロナ対応をされた職員で鬱的症状があつたと答えた方が25.8%になっています。

これらの結果もこれまでの保健・医療体制の脆弱性の表れではないかと思われます。今後もこれまでのような感染拡大の波を繰り返しながら

ら終息に向かうとしても、ウイズ・アフターコロナの保健・医療体制がビフォーコロナの保健・医療体制の縮小方向に戻ることを懸念せざるを得ません。

そこでお聞きしますが、令和2年度に県下で15医療機関、366床の病床転換、ダウンサイジングが行われていましたが、そのうち194床が補助金を活用して行っています。この傾向が継続することがあってはならないと思いますが、この縮小傾向をさらに促すような取組を継続するのか、知事にお聞きします。

また、新型コロナウイルス流行に遡ること10年前、厚生労働省の新型インフルエンザ対策総括会議は、国立感染症研究所、検疫所、保健所の組織や人員の大幅強化の必要性を盛り込んだ報告書を政府に提出していましたが、1992年に全国で852か所に設置されていた保健所は、2019年に472か所と45%も減少しており、機能不全が生じたのは当然であろうかと思えます。

そのような中で、本県における福祉保健所の体制拡充は今後図られるのか、また政府に対しては、地方自治体の保健所や地方衛生研究所を含めた感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材の育成を進めるとの報告書の具体化を求める考えはないか、併せて知事にお聞きします。

次に、憲法における緊急事態条項創設の在り方についてお聞きします。知事は、令和2年6月及び12月定例会で、コロナ禍または南海トラフ地震などの極めて重大な緊急事態の発生を想定した場合、私権の制限やそれに伴う補償などの規定をあらかじめ法律に定めておくために、緊急事態に対する法制の根拠となるような規定を憲法上に設けておくとの考え方を示されてきましたし、今朝ほども同趣旨の答弁をされています。私は、2015年9月定例会で初めてこの課題を取り上げて以降、4回にわたって南海ト

ラフ地震をはじめとした巨大災害対応をだしに、緊急事態条項改憲は必要ないとの立場で質問してきました。

災害対応との関係で言えば、これまでも述べてきたように、今の災害対策基本法で災害時の緊急事態での対応は可能であります。また、自民党案の条文イメージにある、緊急事態により国会による法律の制定を待ついとまがないときは内閣は政令を制定できるとしていることについては、今回のコロナ対応に至っては国会による法律制定を待ついとまがなかったどころか、コロナ問題が山積していた令和2年6月17日に国会を閉会してしまい、その後開かれた国会も野党の要請にもかかわらず会期延長はされず、憲法第53条に基づいて総議員の4分の1で臨時国会が要求されても、憲法に違反して内閣は召集を決定せず放置しており、コロナ対応における法律の制定を待ついとまがなかったことはありません。

また、憲法上ロックダウンが認められていないので、緊急事態条項を設けるべきとの声もありますが、災害対策基本法第63条では、市町村長は災害が発生し、または発生しようとしている場合、人の生命、身体の危険を防止するための警戒区域を設定して、立入り制限、禁止または区域からの退去命令ができるとしています。

さらに、私権の制限や、それに伴う補償等の規定をあらかじめ法律に定めておくための法制の根拠となるような規定を憲法に設けてはと知事は言われますが、憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」という規定の趣旨による損失補償制度をあらかじめ創設しておくことは可能であると思われます。要は、そのような法整備や制度化を事前にしておく意思が内閣にあるかどうかであります。

今の新型インフルエンザ等特別措置法の中で

も、コロナ対応で可能なことは多々あり、また必要があれば新たに改正することに憲法上の支障はなくて、問題は政府が法律に従った対応を十分にされたのか。コロナ対応について十分な事前の準備をされたのか、または準備がなくても第1波の経験から、その後予想した準備がなされなかったのか。国会を常時開催して法の審議をしなかったことなどが問題ではないでしょうか。

その意味からも緊急事態条項は憲法には必要ないし、むしろ乱用の危険があるので創設すべきではないと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次は、第5期南海トラフ地震対策行動計画案についてであります。

県は、2011年の東日本大震災以降、第2期高知県南海トラフ地震対策行動計画を策定し、以降3年ごとに更新してきました。しかし、9年間かけても達成できない課題の中で、命を守る、命をつなぐ対策の中にも達成のめどがないものもあります。また、繰り返される災害の学ぶべき教訓は、時間とともに変わっていますので、それにも対応したものでなければなりません。そして、災害対応こそがSDGsの目標の原点の誰一人取り残さないことの実践でなければなりませんし、平時においても安心で安全な地域共生社会づくりでなければならぬと思っています。そのような視点で、今回更新されようとしている第5期南海トラフ地震対策行動計画案における課題について、順次質問させていただきます。

知事は提案説明で、南海トラフ地震対策行動計画に関して、数値目標を設定した上で定量的に評価を行うなど、進捗状況の可視化を通じて取組の成果を県民の皆様に分かりやすくお伝えするとともに、PDCAサイクルを一層徹底しますと述べられていました。

進捗状況の可視化などだけでなく、要配慮者などの命を守る課題については、達成予定を明示した上で加速化を図るとともに、内容の拡充を図ることこそが必要であると考えますが、知事のお考えをお聞きします。

続いて、県・市町村有建築物の耐震化の推進の項についてお尋ねします。この項では、教職員住宅の集約、耐震化について取り組まれようとしています。その取組も大変重要ではあると思います。しかし、学校校舎や庁舎が高台をはじめとした津波浸水想定区域外へと移転している中で、職場への参集体制の面からも、県職員、警察職員住宅も含めて、津波浸水想定区域内に存在していることが大きな課題であると思います。

現在、津波浸水想定区域内にどれだけの県職員、教職員、警察職員の住宅があるのか、総務部長、教育長、警察本部長にそれぞれお聞きします。本来は、そこからの移転が優先されるべきではないかと考えますが、その方向性をどう考えられているのか、また地域からも移転の課題が注視されている土佐清水市の職員住宅の移転検討はどのようになっているのか、併せてお聞きします。

津波からの避難対策の促進の項についてお伺いします。要配慮者が迅速に避難できるための支援体制づくりとして、名簿提供の同意者を増やすための取組への支援も、市町村における個別避難計画の策定への支援の取組もこれまで行われてまいりましたが、第4期計画の進捗状況は同意取得率見込みが70%、計画作成率見込みが30%であります。これを第5期でそれぞれ80%までに高めることとしていますが、達成目標100%の達成予定が示されていません。

昨年も福祉人材を活用するなど、その多様性に配慮して一人一人の状況に応じた個別避難計画を策定することを求めてきましたが、達成予

定を明示して取り組むべきではないのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

次に、これも要配慮者の課題ではありますが、高台移転に向けた取組についての社会福祉施設等の高台移転等の検討及び補助の実施の項についてお伺いします。現在、津波浸水想定区域にある高齢者101施設、障害者43施設、児童7施設に対して、1年間で1から2施設ほどしか移転が進んでいない中で、今後どのようにして対象施設への働きかけ及び支援を行っていくつもりなのかと思わざるを得ません。

現在の高知県老人福祉施設等整備事業費補助金制度や、高知県介護基盤整備等事業費補助金があっても、これだけの進捗状況ということは、これらの制度を拡充するか、新たな制度創設を国に働きかけるなどして高台移転を加速化し、達成予定を定めるべきではないか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

次は、応急対策活動の整備の項における、高知市の長期浸水域での迅速な救助救出対策の検討における日数の短縮についてであります。令和2年3月に作成された高知市救助救出計画について、エリア1の地区ではこの計画についての意見交換会が行われ、そこでも多様な意見が出されていましたが、それらへの対応が図られていません。

これから令和7年度には10日に向けた日数の短縮を行うとのことですが、エリア2、3、4の地区でも救助救出計画の説明、意見交換を行い、計画に対する市民の声を反映し、より実効性を伴うものに補強すべきではないかと考えますが、危機管理部長にお尋ねします。

続いて、避難体制づくりの促進についてであります。指定避難所の収容能力の拡大については、県全体では必要数約21.7万人分を確保されているとのことですが、市町村単位では避難所が不足している11市町村において、避難所を確

保するとの目標の達成年度が示されていません。取組を加速化すべきではないか、危機管理部長にお聞きします。

また、平成25年頃から取り組まれてきたはずの課題である広域避難における広域避難施設の確保について、今回の第5期行動計画には広域避難候補施設の選定をこれから行うとありますが、本来はこれまでに行われていなければならないもので、なぜ今頃なのかと思えてなりません。広域避難施設の確保に向けた取組の本気度について、併せて危機管理部長にお聞きします。

次に、多様な避難者への対応の充実を図る取組の中で、車中泊等の避難所外避難者への対応の検討を目標に掲げていますが、車中泊避難の在り方について危機管理部長にお尋ねします。コロナ禍での自然災害との複合災害に対する避難所の見直しが議論される中、在宅避難をはじめ車中泊や知人、民間施設への避難など分散避難の議論がされ始め、今まで取り組まれたことなかった車中泊避難訓練についても2020年6月に日高村で開催された際に、私は参加させていただきました。また、最近では、いの町でも車中泊避難訓練が開催されており、その対応と支援の必要性が各自治体からも求められてくるようになりました。

これまでは、車中泊避難ではエコノミークラス症候群などの危険性が言われる中、決して推奨されていませんでしたが、現在のように分散避難が検討される中では、避難行動意識調査でも約38%の方が車中泊避難を選択しているような傾向から、エコノミークラス症候群の予防を周知し、支援を行うことによって、その選択に応えるような訓練が必要になってくると思われるます。

これからは、いわゆる分散避難の選択肢としてだけでなく、臨時情報が発せられたときには、事前避難対象地域にお住まいの方々は車で

避難し、車中泊避難をされる方が圧倒的に増えるものと思われませんが、危機管理部長にお聞きします。

災害対応の基本は多様な選択肢であり、車中泊避難を選択せざるを得ない状況を想定した取組はこれから当然必要であり、これまでリスクとされてきたエコノミークラス症候群は、水分補給や適度な運動など個人で予防可能な課題でもあり、避難生活における車中泊避難希望者の増加などに対して、自治体による支援が必須となってくると思われます。

車中泊避難により想定されるリスクを回避するため、避難訓練における車中泊避難の活用に対して支援を行うなど、事前啓発を進めるべきと考えますが、併せて危機管理部長にお聞きします。

また、避難所外避難者としての車中泊避難者は、災害対策基本法第86条の7、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に該当し、生活環境の整備に必要な措置が講ぜられるべきものと考えますがどうか、危機管理部長にお聞きします。

次に、要配慮者の避難対策の促進についてお聞きします。これまでも2018年以来、避難場所及び一般の避難所に福祉避難所的機能を持たせることについて質問をしてきましたが、一般の避難所における要配慮者スペースの整備への支援の課題について、コロナ禍対応による避難所の感染症対応としてきたものを、今後は一般避難所における要配慮者スペースの確保、資機材整備を全市町村で実施するとの取組にシフトさせようとしているのではないかと思います。

その際に、補助金などによる支援の対象となるスペース確保、資機材とは、感染症対応だけではないと思いますが、対象範囲はどのようなものか、危機管理部長にお聞きします。また、ここでも達成予定が示されていませんが、めど

を示して取組の加速化を図るべきではないか、併せてお聞きします。

次に、在宅人工呼吸器使用者及び酸素療法者への支援体制整備についてお聞きします。これまでも酸素療法者数の把握と医療機器取扱業者などとの連絡会の実施を重ねてこられていますが、今後も年1回から2回実施するということだけでよいのか、健康政策部長にお聞きします。

実態把握をしてからということなのでしょうが、まさにこの問題は避難所の電源問題なども含めて命をつなぐ大きな課題です。実態把握を早急にした上で、それに対応できる体制を整えておくべき課題であり、在宅人工呼吸器使用者にとっては最優先すべき課題として取り組まれるべきものです。そうでありながら、達成予定が令和6年度以降となっているということは、それ以前に災害が起きたときには命を諦めてくださいということなのかと言わざるを得ません。

令和6年度以降の達成でよいのか、併せて健康政策部長にお聞きします。

被災者の生活支援体制の整備についてお聞きします。一昨年9月定例会で提起をさせていただいて、第4期行動計画3年目に取り上げていただいた、個別の被災者の被災状況や生活状況に応じた支援体制の検討、いわゆる高知県版災害ケースマネジメントの取組が第5期計画で進められることとなっています。そのことについて、昨年7月県主催の令和3年度高知県トップセミナーで、災害ケースマネジメントについて講演いただいた日本弁護士連合会災害復興支援委員会前委員長、津久井進弁護士が読売新聞の取材に答えて、南海トラフ地震に備える高知が導入することで全国への波及効果も大きいとコメントされています。そこまで評価されている今回の取組です。

市町村における個別支援体制の構築においては、これまでの被災地での教訓を踏まえて、被

災者が誰一人取り残されることのないよう、被災者が主人公の仕組みとなるような支援体制とするための決意を危機管理部長にお聞きします。

応急仮設住宅の供給については、令和元年9月定例会で私の質問に、限られた建設用地を有効に活用するため、2階建てや3階建ての場合の問題点や改善策などについて検討を進める一方、必要となる仮設住宅戸数を少なくするため、住宅の倒壊を防ぐ耐震化の促進にも取り組んでいると答弁され、私が提言したトレーラーハウス型応急仮設住宅についても取り入れられ、いち早く日本ムービングハウス協会とハウス設置で協定を結び、南海トラフ地震が起きた際に同協会から応急仮設住宅として5,000戸を供給してもらうなどの取組がされてきました。

しかし、この間、応急仮設住宅の実効性のある供給体制の確認・維持に取り組む項目の中で、L2地震の際の必要戸数7.7万戸に対して、供給可能戸数は建設型2.3万戸と借り上げ型0.8万戸を合わせて3.1万戸の実績と、今後の達成予定すら明らかにできない現状をどう考えているか、そして今後の取組について土木部長にお聞きします。

昨年も事前復興まちづくり計画策定指針検討会の在り方をはじめ、事前復興について質問はさせていただきましたが、改めて南海トラフ地震における事前復興の在り方についてお聞きします。

この間、事前復興について継続的に学び合っている高知市下知地区の皆さんと共に、3・11東日本大震災後に甚大な津波被害想定が出された徳島県美波町の由岐地区の事前復興に学ばせていただきました。由岐地区では甚大な被害想定から事前に避難しようとする震災前過疎の防止を事前復興まちづくりの最重要課題とし、土地利用計画と併せて高台開発の具体化にも取り組まれてきた、先進的で住民主体による事前復

興まちづくり計画の立案をされています。

地区の事前復興まちづくりの未来像は、個人の幸福だけでなく、地域全体で幸福を感じながら、次世代にわたって幸福に住み続けられるまち由岐というものでした。それを事前に具体化していくための取組で、事前復興まちづくり計画が地域で認知され、高台住宅地の開発につながるイメージを共有し、施策や土地利用の素案をまとめた事前復興まちづくり計画を立案し、町計画にも提言し、現在は地区別事前復興まちづくり計画を策定し、日和佐地区でこども園などの高台移転構想が進行中との成果を上げられていました。

高知県事前復興まちづくり計画策定指針も、市町村が速やかに復興まちづくりに着手するためには、発災後の土地利用や公共施設の配置などの基本的な考え方を事前に取りまとめ、事前復興まちづくり計画を策定しておくための参考となるように取りまとめようとされています。

昨年の2月定例会で、指針の策定後には、沿岸19市町村の皆様と事前の計画策定の必要性や検討すべき項目、手順などについて勉強会を開催するとともに、計画を策定する際には市町村のニーズに応じた技術的な支援などを行っていくと答弁されましたが、第3回検討会でしっかりと市町村における事前復興まちづくり計画策定の進め方を検討していただきたいと思います。

しかし、第5期行動計画との関係で言えば、まずは勉強会、策定着手、策定の目途は令和9年度となっていますが、昨年も高知県震災復興都市計画指針に基づく訓練のように、何年もかけてやるなどということの繰り返しであってはならないと指摘しました。今朝の朝日新聞にもありましたが、復興事前準備について全国約4割の自治体が策定作業に未着手ということで、国土交通省は新年度以降、策定を促す新たな指針づくりを進めるとのことです。

第5期行動計画に予定している取組を加速化すべきではないかと思いますが、危機管理部長にお聞きします。

そして、行動計画にある令和4年度からの市町村における最初の勉強会から、住民に事前復興の仕組みについての理解を深めていただくために参加を求めるとともに、計画づくりまで継続的に御参加いただき、住民主体の事前復興まちづくり計画の策定を進めていくべきだと考えますが、危機管理部長にお聞きします。

さらに、昨年2月定例会での答弁では、高台への移転の取組が実現できるよう、国に対して新たな制度の創設や既存の制度の拡充につきまして、引き続き全国知事会などを通じて政策提言を行っていく、また県としても具体的な支援についてさらに検討していくとのことでした。

高台移転に限らず、事前復興まちづくり計画で出される多様な事前復興のまちづくりへの支援も強化すべきだと考えますが、この項は知事にお聞きします。

次に、特別支援学校の防災・減災対策の拡充について教育長にお尋ねします。

昨春、コロナ禍のため途中で中止となりましたが、総務委員会の出先機関調査で特別支援学校を訪問調査させていただいた際に、防災・減災体制について聞かせていただきました。学校内での取組は一定なされているようですが、生徒が在宅中に被災した場合の対応など、地域の方との連携や、避難行動要支援者個別避難計画を策定することなどについての取組には、課題もあるとの感じがいたしました。

南海トラフ地震をはじめとした次の災害が来るときに、在校中であれば生徒たちの命を守ることが最優先で取り組めるとは思いますが、スクールバスでの送迎中、在宅中に被災した場合の避難支援や、避難生活において障害特性が理解された支援が受けられれば、子供たちはより健や

かに被災生活を送れるのだということを前提にした取組が必要となります。

特別支援学校の防災・減災を考えるときに、障害を持たれている当事者の方から助けてくださいとお伝えすることで、周りの支援者の方たちもそれに気づいて、助けるよという力を掘り起こすことにもつながるのではないかと。そのためにも特別支援学校という強みを生かして、地域と一緒に弱みを補完し合う形ができればよいのではないかと思います。

そこで、順次教育長にお尋ねします。まず、災害時の危機管理マニュアルの対応についてです。特別支援学校の危機管理マニュアルの中で、在校中、登下校中、スクールバス、勤務時間外、寄宿舎、保護者への引渡しと場面ごとに地震発生時の基本的対応が定められています。在校中や寄宿舎ではそれなりに教職員の皆さんの目が届くことから、一定の安否確認が可能かと思われそうですが、登下校中のスクールバスとなると臨機な対応が求められるだけに、事前の備えが必須であると思います。

分校も含めた13校の県立特別支援学校の危機管理マニュアルの中で、様々な場面における対応をどのように定められていくのか、教育長にお聞きします。その際、中村特別支援学校では、スクールバスのルート上のハザードについて、高知大学岡村眞名誉教授のアドバイスもいただいて明記されているようですが、これから取り組まれる学校でもルートが広域複数市町村に及ぶことから、スクールバスの対応について各市町村の危機管理部局とも連携を取り、県教委及び防災専門家による調整なども行い、作成されることが必要ではないか、併せて教育長にお伺いします。

次に、地域防災との連携についてお伺いします。マニュアルの中に出てくる場面は、在校中と通学途中までであり、在宅中における発災時

の生徒の安否確認をはじめ、その後の避難生活も含め、教育のみならず医療と福祉の継続という、より丁寧な災害への対応と、そのための準備が必要となるのではないかと思います。

現在、避難行動要支援者対策として、要配慮者の個別避難計画の策定が各自治体で進められています。この策定に当たって、大変でしょうが、生徒さんたちの障害特性を理解されている特別支援学校も、それぞれの生徒さんの個別避難計画策定に関わってあげていただきたいと願います。

そこで、お聞きしますが、在校生の在宅時における発災時の対応についてどのような取組がされているか、また在校生の個別避難計画の策定状況の把握はされているのか、併せて教育長にお聞きします。

特別支援教育の現場で作成が義務づけられている個別の教育支援計画は、教育のみならず、福祉、医療、労働などの様々な側面からの取組に活用されることが必要であるとされていますが、自治体の個別避難計画作成に向け、個別の教育支援計画を活用するなど、地域と連携した協力の必要性について教育長にお聞きします。

次に、特別支援学校と特別支援学級の災害時連携についてお伺いします。市町村立の小中学校における特別支援学級の児童生徒及び担当教諭の災害時対応については、被災した学校に在籍する児童生徒が災害発生後も速やかに特別支援教育を受けられるよう、県内全ての特別支援学校と特別支援学級における災害時連携を具体的に推進する必要があると考えますが、教育長にお聞きします。

この項の最後に、教職員も児童生徒とともに命と尊厳を守られる対象とした取組についてお伺いします。特別支援学校の現場においては、教職員が身を挺して児童生徒の体と命を守る体制をしいているマニュアルが少なくないのでは

と考えますが、これは正常性バイアスによる教職員は災害時にあっても無事であるに違いないとの思い込みがベースとなっており、教職員自身の災害対策が具体的に進まない原因の一つと考えられているとの指摘があります。

そのためにも、教職員の皆さんも児童生徒とともに命と尊厳を守られる対象とされるべきであって、教職員は自らの安全確保を図りつつ、児童生徒と施設の安全・安心を守るとして、教職員の命と尊厳の保障についても危機管理マニュアルにおいて早急に具体化されてこそ、児童生徒の命が守られると考えますが、どのように位置づけ取組まれるのか、教育長にお聞きします。

次に、障害児虐待と県の向き合い方についてお伺いします。

高知市議会令和3年12月定例会、12月10日の個人質問で取り上げられた、重症心身障害児が利用した施設での虐待の疑いがあった事例との関わりで、県としての障害児虐待と向き合う姿勢についてお尋ねします。この事例は、令和2年6月、日帰りショートステイを利用していた重症心身障害児が、施設から帰宅後に性器下部の出血、裂傷を母親が発見したことに始まります。その後、医療機関を受診し、医療機関の虐待予防チームが支援し、小児科、産婦人科が診察した結果、第三者による加害行為が疑われたことから、県をはじめ関係機関に虐待通報し、施設内虐待が疑われるとして、県障害福祉課から高知市へ障害福祉施設従事者等による障害者虐待の通報がされたものです。

以降、警察、高知市のそれぞれによる調査がなされましたが、障害福祉施設従事者による障害者虐待の認定や加害者の特定には至らなかったとの経緯があります。その後も高知市と保護者との話し合いは重ねられたものの、高知市は厚生労働省の示す、市町村・都道府県における障

害者虐待の防止と対応の手引きに準じることなく、高知市独自の調査を実施し、同年11月に本事例の調査は終結されています。

そこで、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。当事者の両親から県へも虐待通報に係る申入れがされていますが、県は両親から県及び市による共同での調査の実施を求められたことについて、高知市から共同調査の要請があれば協力をすると回答されています。これは、高知市から要請がなければ協力してはいけなかったということなのか、また県は事案発生の通報を受け、高知市に通報して以降、高知市との連携・協議などは行われなかったのか、併せて子ども・福祉政策部長にお聞きします。

この際に、県及び市の法律上の権限による監査、立入調査を行うことを求められ、県は事実確認は高知市が実施するものであり、県は必要に応じて支援をする立場であり、当該施設を対象に実施した最近の指導監査の結果から、現時点において県として監査を実施する必要性はないと判断されています。ここで言う最近の指導監査とはいつ行われたものだったのか、また重度障害があることから、自ら虐待を訴えることができない障害児の性的虐待の疑いのある事例が起きて、その重症度、緊急度を鑑みた監査の必要性はなかったのか、併せて子ども・福祉政策部長にお聞きします。

そして、このような重要な事案でありながらも、支援の必要性を高知市に打診することなどの必要性はなかったと考えられているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

施設側はこの件が起こって以降、保護者との面会を拒否していますので、施設において例えばモニターの増設や同性介助の徹底などの対応改善についての情報は両親に伝えられていないと聞いていますが、そのような現状について県としてどのように考えられるか、子ども・福祉

政策部長にお聞きします。

当該児童及び家族は、その後当該施設を再利用できなくなっていますが、社会資源の乏しい本県において、重症心身障害児が利用できる機関は数少なく限られています。そのような中で一つでも社会資源が利用できない状況になったことは、当該児童及び家族の生活に多大な影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえて、県としてこの事案に関して障害児の権利擁護の視点から、施設の再発防止システム、施設整備などについて助言・指導することに加え、当事者、家族の心身ともに深い傷からの回復と日常生活の負担解消のために何をしなければならないと考えるのか、この項は知事にお伺いします。

最後に、免許返納問題への支援を通じた移動貧困社会からの脱却と、中山間地における移動手段の確保についてお伺いします。

この間、全国でも高齢者の引き起こす自動車事故が大々的に取り上げられる中、運転免許の返納者数は増加傾向にあります。しかし、免許返納問題が喚起策だけでは進まないのは、長年車に頼ってきた当事者の運転免許返納後の移動手段や生活、心身への影響があまり考えられずに、私たち日本人が車に頼った暮らしを続けてきた結果と言えるのではないのでしょうか。この問題は免許を返納する本人のみならず、その家族にも多くの葛藤を引き起こしており、車以外の移動手段を持たない状況になってしまった地域での免許返納問題は、もはや個人や家族で対処できる範囲を超えているものと思われます。

これらの課題がよほど丁寧に議論され、対策が講じられなければ、交通事故の減少にはつながったものの、高齢者のひきこもりや老いを加速させることにもつながりかねないことを考えておかなければならないと思います。そうならないために、今の移動貧困社会からどう脱却す

るかについて順次お尋ねします。

まず、県内の運転免許自主返納者が令和2年には2,910名に上っていますが、返納後の課題を考えるためにも、返納後に利用する移動手段はどのようなものと把握し、それらの活用状況は十分と考えられているのか、警察本部長にお聞きします。

また、免許返納者が抱える課題として、県内にはどのようなものがあると考えられるか、警察本部長にお聞きします。

県内において免許返納者が返納後に困らないために、移動の選択肢を整備しておく必要があると考えますが、選択肢としては公共交通の確保はもとより、例えば自転車やシニアカーなどをはじめとするスローモビリティなど、自分で移動できる移動手段の種類を増やすとともに、安全に通行できるように既存の道路を生かした道路整備も求められてくるのではないかと思います。

さらに、今回の集落实態調査でも、公共交通機関の課題があるとする集落代表者は6割に上り、住民アンケートでは日常的に使う移動手段として8割近くの住民が自家用車を活用し、このうち5割の住民が今後10年以内に利用できなくなる不安があると答えられています。

このことを踏まえて、県民が年を重ねても、どこでも1人で移動できる地域社会を築いていく必要性についてどう考えられるか、この項は知事にお伺いいたしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、今後どのような情報発信を心がけるのかとお尋ねがございました。

新型コロナウイルスに関しましては、これま

で動画やSNSの活用、あるいはホームページへの掲載など多様な手段を用いまして、県からの情報発信をいたしております。また、県の対策本部会議でございますとか記者発表の場におきまして、県の方針や県民の皆様へのメッセージを私自らマスメディアを通じて発信をしまいったところでもあります。

その際には、国の対処方針や県内の実際の発生事例などを基にいたしまして、避けるべきリスクの高い場面や行動などについて、具体的に分かりやすく丁寧な説明となるように心がけてまいりました。特に御質問がありましたように、人々の行動変容を促していくことを考えますと、県民の皆さんに言わば我が事として捉えていただけるように、メッセージを発していくということが大事だと考えておりますので、メッセージを受け取る方々の立場や思いを想像いたしまして、ここに想像力を働かせて、それに寄り添ったものとなるということが肝要だというふうに考えております。

今後もこうした点に留意をしながら、県民の皆さんと心をつなげてコロナ禍を乗り越えていけますように、正確で、かつ分かりやすいメッセージの発信に努力をしまいたいと思っております。

続きまして、コロナ禍におきますこれまでの施策の評価と今後の施策の在り方についてお尋ねがございました。

コロナ禍におきます県政運営に当たりましては、これまで感染の拡大防止対策と経済対策の両立という難しいかじ取りが求められてまいったところでもあります。このうち感染の拡大期には、何よりも県民の皆さんの命と健康を守るということを優先し、県民生活や社会経済活動への一定の制約もお願いをしまいったところでもあります。

一方で、感染が落ち着いております間には、

思い切った財政出動の下で、需要の喚起策、回復策を講じまして、ダメージを受けた県経済の早期回復を図るといいうほうに軸足を置いてまいったところでありませう。具体的には、国の施策に呼応いたしまして、Go To Eat事業あるいは高知観光トク割キャンペーンの事業などを展開するといったほか、観光に関しましては県独自のリカバリーキャンペーンなども展開をしてみいったところでございます。このように感染の状況、そして社会経済の状況を見極めながら、時宜にかなった施策がタイムリーに実行できるように努めてまいったところでございます。

こうした中、昨年11月、国のほうで今後の対策の全体像が示されました。この中では感染拡大時にも行動制限の緩和を可能とするようなワクチン・検査パッケージの制度の導入といった方針が示されたわけございまして、これは感染対策と日常生活の両立を目指すという意味で、新しい取組ということで注目をされたところでございます。

残念ながら、オミクロン株によりますブレークスルー感染が多く発生をするといったこともございまして、このワクチン・検査パッケージを活用して行動制限を緩和していく、感染拡大期でも緩和をしていくという取組は、目立った進捗が見られないわけございませうが、方向性としては間違っていない、正しいものであるといいうふうに考えているところでございます。

今後につきましては、感染対策と日常生活の両立を目指すといいうことを旨としながらも、ウイルスの特徴あるいは感染状況に応じまして、アクセルとブレーキを適宜踏み分けながら、臨機応変に施策を講じてまいる考えでございませう。

次に、いわゆる平時におきませう県の保健・医療体制の在り方に関連いたしまして、病床転換、ダウンサイジングを促す取組を継続するののかどうかといいうお尋ねがございませう。

本県では、地域医療構想に基づきまして、各地域において医師会などの関係機関と協議をいたしまして、合意を図りながら医療機関の自主的な病床転換あるいはダウンサイジングへの支援を行ってまいっております。

これまでこの流れに沿いまして、介護療養病床の9割以上が介護医療院へ転換をされたといいうことがございませう。そういう意味でこれら病床数は形としては減ったといいうことになってございませうが、実質的に言わば介護の機能を果たしていた分につきまして、介護医療院に転換するといいう中身であったといいうことございませう。

こういっただけのものに加えて、病床稼働率の低下あるいは今後の医療需要の動向などから、医療機関自らが継続が不要であると判断した病床あるいは休床病床の廃止などによりまして、御指摘ありませうダウンサイジングが図られているといいうところございませう。今後も適正な医療体制を確保するといいう観点に立ちまして、医療機関の意向も尊重しながら、このようないく取組を継続して支援していくと、こういっただけの必要性はあるものといいうふうに考えてございませう。

しかしながら、県内の地域を見渡しますと、高知市及び周辺の地域以外におきましては、病床の確保を含めて、医療体制の維持・強化がむしろ必要だと考える地域があるところございませう。特に、郡部におきまして後継者問題が課題であるといいうふうないく認識をいたしてございませう。次年度には具体的な支援策の基礎とするための、こうした郡部におきませう後継者問題に関わりませう実態把握のための調査を行いたいといいうふうに考えてございませう。

県といたしましては、当面地域の合意が得られませう医療機関の自主的な取組の支援、これは継続をしながら、今後の国の動向あるいは地域の声も参考にいたしまして、必要に応じても支援の追加あるいは見直しを行ってまいるといいう

考えでございます。

次に、福祉保健所の体制拡充、人員体制の強化についてのお尋ねがございました。

福祉保健所の体制の拡充につきましては、国の令和3年度地方財政対策の中で、保健所の恒久的な人員体制の強化の方針が示されております。具体的には、保健所の感染症対応業務に従事をいたします保健師を、令和4年度までに令和2年度の1.5倍となるように地方財政措置を講ずるという方針が明らかにされたところでございます。

こうした国の対応方針を踏まえ、本県におきましては、今年度福祉保健所での感染症対応業務に従事をいたします保健師の数を令和2年度比で1.35倍に増員いたしました。令和4年度につきましても、保健師の新規採用あるいは再任用などにより目標といたします1.5倍の達成に必要な人員を確保し、さらなる体制強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

そして、政府におきましてはコロナ収束後に今回の経験を踏まえ、緊急時におきます対応能力確保のための平時の保健・医療体制の在り方について再び検討されるということが想定をされるわけでございます。県といたしましても、地方自治体が必要といたします体制を確保するための支援策につきまして、全国知事会などを通じて政府に引き続き提言を行ってまいりたいと考えております。

次に、憲法上の緊急事態条項の在り方についてのお尋ねがございました。

新型コロナへの対応のみならず、南海トラフ地震など極めて重大な緊急事態を想定した場合に、私権の制限あるいは補償の規定などをあらかじめ法律に定めておくことが必要であるというふうに考えております。

午前中にも御答弁をいたしましたところでございますけれども、こういった必要があるというふ

うに考えているわけでございますが、ただいま議員から御意見がございましたように、こうした法律に私権の制限を定めること自体は、現行憲法下でもこの緊急事態条項の有無にかかわらず、公共の福祉のためという目的に沿う限り可能であるというふうに考えております。

ただ、こうした万一に備えた法整備ということが制度的に可能であるということと、現実にそうした法制の整備が進むかどうかというところは別問題という部分があるというのは、議員御指摘のとおりではないかと思っております。

このため、私としては言わば国民全体的意思として、こうした種類の立法が必要であるという旨を憲法上明らかにするということが、やはり望ましいのではないかとこのように考えております。言い換えますと、こうした必要とされる緊急事態に対応する法制の根拠となるような規定を、憲法上も明確に設けておくということによりまして、立法府であります国会に対して、そうした法制の整備を行うようにと促しておくということが望ましいものと考えております。

加えまして、緊急事態が発生いたしましたときには、何よりも迅速な対応が求められるということが想定をされますので、行政府と立法府の間におきます緊急時の立法の在り方のルールを憲法上設けておく必要があるのではないかと、そういった観点からの議論も必要なのではないかというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、緊急事態に即応できるような体制をあらかじめ整備をしておくということは、大変大事だと思いますので、そうした方向に向けて憲法改正という手法も含めまして、国政の場におきまして活発な議論が求められるものではないかというふうに考えております。

次に、南海トラフ地震対策行動計画の取組の加速化と内容の拡充についてお尋ねがございま

した。

第5期の南海トラフ地震対策行動計画——現段階は案でございますが——におきましては、これまでの取組の成果や課題を分析し総括をいたしました上で、アドバイザーからの意見なども踏まえながら策定の作業を進めてまいりました。いわゆる命を守る対策をはじめとして、計画に位置づけているそれぞれの取組につきましては、議員から御紹介もいただきましたように、可能な限り数値目標を設定いたしました上で、最終的な達成予定年度を明示するという原則に計画を策定してきております。

しかしながら、例えば社会福祉施設の高台移転といったようなケースのように、事業者の意向あるいは財政状況、こういった制約がございます。最終的な達成予定年度を県の計画の中で一方的に設定することが難しい、そういった性格の取組もあるということは、御理解をいただきたいと存じます。こうした取組に関しましては、国に対して既存の制度の拡充あるいは新たな制度の創設につきまして政策提言を行い、速やかな実現に向けた環境整備を県としても図ってまいりたいと考えております。

南海トラフ地震対策は、これまで東日本大震災を教訓といたしまして、対策の抜本強化を図るための見直しを行ってまいりました。また、要配慮者支援対策などの命を守る対策につきまして、新たに見えてきた課題に対しては、これを重点課題と位置づけまして、目標達成に向けて取組の加速化を図ってまいったところでございます。今後とも引き続き、PDCAサイクルによります取組の検証と見直しを行いまして、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる、こうした対策が着実に進むようにしっかりと取り組んでまいります。

次に、事前復興のまちづくりへの支援についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震によります発災後、市町村が速やかに復興まちづくりに着手できますように、高知県事前復興まちづくり計画策定指針を本年度内に取りまとめることといたしております。この指針におきましては、復興の遅れによります人口減少あるいは地域の衰退といった東日本大震災におけます教訓を生かしまして、地域の実情に応じて早期の生活再建あるいはなりわいの再生が可能となりますように、復興パターンを例示するということといたしております。

さらには、東日本大震災を受けました国の復興方針や復興事業の検証なども踏まえまして、高台移転や地盤のかさ上げ、あるいは堤防、道路などの盛土構造物によりますいわゆる多重防御など、多様な復興まちづくりの手法もメニューとして示すという考えでございます。

今後は、市町村と地域が一体となりまして計画の策定に取り組めますように支援をいたしますとともに、具体的なまちづくりの方向性が見えてきました段階で、これに対します財政的な支援について具体的に検討してまいりたいと考えております。また、国に対しましても、新たな制度の創設あるいは既存制度の拡充について、引き続き全国知事会あるいは南海トラフ関係の10県知事会議などを通じまして、政策提言を行ってまいる考えであります。

次に、障害児虐待の疑いの事案に関連いたしまして、障害児の権利擁護の視点から何をしなければならぬと考えるのかというお尋ねがございました。

重症心身障害のある児童や御家族は、日々の生活の中で大変な御苦勞、御負担を感じておられることと思います。そうした中、利用された施設で虐待が疑われる事案が起きてしまうということは、その児童はもとよりであります。御家族の心身も深く傷ついてしまわれるものというふうに思っております。

お尋ねがございました障害児の権利擁護の観点から申しますと、御家族と施設が信頼関係を構築するということが、そして相談支援事業所、市町村などの関係機関と連携をしながら、安心して施設を利用できる環境整備をしていくと、このことが重要だというふうに考えているところでございます。

県といたしましては、具体的には施設の従事者などの権利擁護に対する理解が促進されるような取組を行う、さらには判断が難しい事例につきましては、市町村や施設の従事者などが司法、福祉の専門職の支援が受けられるような相談体制を強化する、こういった対応を図ってまいりたいと考えております。

こうしたことによりまして、障害のある児童や御家族を含め、地域で暮らす全ての方々が尊厳のある、また本人らしく生活ができる、社会全体で支え合います共生社会の実現が図られるように取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、年を重ねても1人で移動できる地域社会を築いていく必要性についてお尋ねがございました。

運転に不安を感じます高齢の方にとりまして、過疎・高齢化が進む中で免許返納後の移動手段の確保は、御指摘ありましたように大変に切実な問題であるというふうに受け止めております。例えば、買物や通院、訪問などの外出が制約をされ、健康面での影響が懸念をされますとともに、御家族に移動を頼るケースになりますと、御家族の生活や仕事への影響ということも考えられるわけでございます。誰しも年齢を重ねますと免許の返納問題に直面をするということだと考えます。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためにも、移動手段の確保など社会全体で高齢者の生活を支えていくということが必要であると考えております。

また、議員からお話がございましたように、

今年度実施をいたしました集落实態調査においては、地域の公共交通機関につきまして、利便性などに課題があるとの御意見もいただいております。このため、公共交通の利便性の確保という観点から、例えばコミュニティーバス、デマンド型の乗合タクシーなどといった、地域の実情に応じた、よりきめ細かな移動手段を整備していくということが重要であると考えております。県といたしましては、引き続き各市町村が移動手段を協議いたします公共交通会議に参画をして、実証運行、車両導入などの補助事業によりまして、各市町村の取組を積極的に支援してまいります。

また、あったかふれあいセンターによりまして移動の支援、社会福祉法人が自主的に移動支援サービスを実施している事例など、公共交通を補完する取組も広がっているところであります。引き続き、地域の支え合いの中で移動手段の確保が拡大をしていきますように、市町村と共に支援してまいりたいと考えております。

今後も、移動手段の確保の取組を市町村や関係者、県民の皆さんと共に着実に進めまして、高齢者の方々が免許返納後も生活の質を維持できる社会を目指してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 津波浸水想定区域にある知事部局の職員住宅の数とその移転の方向性、また土佐清水市の職員住宅の移転の検討状況についてお尋ねがございました。

現在、知事部局が所管している職員住宅は59棟、608戸あり、そのうち最大クラスの地震及び津波が発生した際の津波浸水想定区域内には22棟、221戸の住宅がございました。その移転の方向性に関しては、高知県職員住宅長寿命化計画におきまして、全ての住宅が津波浸水想定区域内

に立地する須崎市、宿毛市、土佐清水市の住宅は廃止も含めて移転を検討することとしております。

お尋ねにございました土佐清水市の職員住宅は入居率が高く、利用ニーズが高いことから、同じ区域内にある教職員住宅と合同での高台移転を検討しており、現在移転候補地の選定を行っているところです。引き続き、教育委員会と連携し、移転に向けた検討を進めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、津波浸水想定区域にある教職員住宅の数と移転の方向性及び土佐清水市の教職員住宅の高台移転についてお尋ねがございました。

令和4年2月現在、津波浸水想定区域の教職員住宅は8市町村に25棟、126戸あり、棟数については全体の約24%、戸数については全体の約28%を占めております。また、当該区域にある住宅の入居率は57.9%となっております。このうち土佐清水市の教職員住宅につきましては、7棟、13戸あり、入居率は46.2%となっております。

教職員住宅の整備につきましては、令和元年度から令和5年度を計画期間とする整備実施計画を策定しております。この中で整備の基本的な考え方としまして、今後の教職員数の動向や入居状況、周辺地域の住環境を考慮しながら、必要な戸数を確保した上で、老朽度に応じて計画的に修繕等を行うことによりまして、住宅の長期使用可能年数を確保、維持管理することとしております。

ただし、津波浸水予測地域外へ移転する県立学校が管理する教職員住宅につきましては、学校の移転に合わせて津波浸水予測地域外に新たに建設することとしており、土佐清水市の教職員住宅については、清水高等学校の高台移転に合わせて移転の検討を行っているところです。

なお、土佐清水市の教職員住宅の高台移転の取組につきましては、先ほど総務部長が答弁したとおり、県職員住宅と合同で移転を検討しているところですので、引き続き知事部局と連携して取り組んでまいります。

次に、県立特別支援学校の危機管理マニュアルの中で、様々な場面における対応をどのように定めていくのか、またその際のスクールバスの対応について、市町村との連携や防災専門家との調整が必要ではないかとお尋ねがございました。

学校の危機管理マニュアルは、災害の発生時に児童生徒等の安全を守るため対応すべき事項をまとめたものであり、県立特別支援学校では各学校の実情に応じて様々な場면을想定しつつ、本校と分校13校の全てで作成をしております。しかしながら、各校のマニュアルをチェックする中で、例えば在校中の場合において授業中における対応はマニュアルに記載されておりますが、休み時間中の記載がない、あるいは理科室や体育館など普通教室とは違う場所での記載が不十分といった改善すべき点が見られました。

このため、本年度の防災教育研修会におきまして、マニュアルの改善をテーマとした研修を開催し、在校中、そして登校中、スクールバス乗車時など様々な場面での震災対応について不十分な点がないか、ほかに想定しておく場面はないかといった確認を行い、現在各学校で見直しを進めているところです。

また、スクールバスの対応につきましては、議員からお話のありました中村特別支援学校では、防災の有識者に就任いただいております高知県学校防災アドバイザーの助言を基に、スクールバスのルート上の危険箇所をマニュアルに反映させ、発災時の適切な避難行動につなげるようにしております。

スクールバスを運行している県立特別支援学

校はほかに5校ありますことから、今後中村特別支援学校の取組を参考に、他の学校のマニュアルについても学校防災アドバイザーの助言をいただきながら改善してまいりたいと考えております。あわせて、改善しましたマニュアルに基づいて、市町村の防災担当部局とも連携をして、スクールバス乗車時の避難訓練等を実施し、その結果を検証しながら、より実効性のあるものとしてまいります。

次に、在校生の在宅時における発災時の対応や個別避難計画の策定状況の把握について、また計画作成に向けた特別支援学校と自治体の連携についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

県立特別支援学校では、幼児、児童生徒が在宅時に被災した場合においても災害から自分の身を守ることができるよう、防災教育の充実に努めております。現在、特別支援学校13校中6校では、個々の障害特性に応じて避難場所の確認、避難経路の確認、避難場所での過ごし方などについて学習しており、その成果を家庭で保護者と共に確認していただき、災害に備えるようにしております。特に、中村特別支援学校では、学習の成果を記録としてまとめ、災害時に各家庭で活用できるようにしております。今後、このような取組を全ての県立特別支援学校に展開してまいります。

個別避難計画では、災害対策基本法に基づき市町村に作成の努力義務が課せられております。これを学校として一律に把握することはしておりませんが、安否確認のための災害時の連絡方法などについては各学校でも把握をしております。

議員御指摘の個別の教育支援計画や防災教育の一環として、幼児、児童生徒が保護者と共に確認した避難経路等の情報につきましては、個別避難計画の作成の参考となりますので、保護

者等に対して防災教育等の取組成果が個別避難計画に有効に活用できることなどについて、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、災害時の特別支援学級の児童生徒の教育について、特別支援学校と特別支援学級の連携を推進する必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

災害時において子供たちの学びを止めず、早期に学校教育が再開できるよう全ての県立学校で学校再開計画を策定しており、市町村立学校に対しても危機管理マニュアルにおいて学校再開に向けた対応を定めるよう促しております。

また、被災した児童生徒の受入れに関しては、学校間で調整することとなりますが、災害規模や児童生徒の障害の程度、避難場所などによって様々なケースが想定され、あらかじめ個別の受入先の学校等を指定して連携を図ることは難しいと考えております。

学校の再開に当たっては、通学している施設で再開が困難な場合は、近隣の他の学校や市町村等の施設を活用することとしており、特別支援学級の児童生徒も含めて再開した学校に通うこととなります。

また、居住地から離れて避難することで、それまで通学していた学校に通えない場合、避難先の最寄りの小中学校等が受け入れることとなります。その際、特別支援学級の児童生徒が最寄りの学校では障害に適した教育を受けることが難しく、通学可能な特別支援学校が近くにある場合には、そこでの受入れについて柔軟に対応するなど、被災した児童生徒の学びを守るため、可能な限り弾力的な対応を行っていきたいと考えております。

加えまして、避難等によって学校を移った場合にも、その学校で児童生徒の情報が円滑に利用できるよう、県内で統一して導入しました校務支援システムの学校再開時の活用について、

あらかじめ周知を図ってまいります。

最後に、教職員の命と尊厳の保障について、危機管理マニュアルにどのように位置づけて取り組むのかとのお尋ねがございました。

本県では、自分の命は自分で守る力の育成を防災教育の目標として掲げており、このことは児童生徒はもとより、教職員自身も身につけておくべき基本的な資質能力となります。しかしながら、特別支援学校には様々な障害特性の児童生徒が在籍しており、自分一人では安全を守ることが難しい面がございます。こうした支援の必要な特別支援学校の児童生徒の命を守るためには、教職員自身が自らの安全を確保し、支援のできる態勢にあることが重要であり、そのためには防災に関するさらなる知識の習得や、それを生かすための訓練も必要となります。

このため、現在進めております各学校の危機管理マニュアルの見直しの中で、児童生徒の安全確保の内容に加え、教職員自身の安全確保につながる、例えば職員室にあるものの落下・転倒防止対策や、素早く身を守るための場所の把握など、日頃の安全点検や身を守る行動のポイント等についても具体的に明記したいと考えております。また、研修や避難訓練等を通じて、教職員に対し子供たちを守るために自らを守るという意識を一層啓発するとともに、具体的な安全確保行動などを確認しながら、発災時の対応力を高めてまいります。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) 最初に、津波浸水想定区域にある警察職員住宅の数やその移転の方向性、また土佐清水市の職員住宅の移転の検討状況についてお尋ねがございました。

現在、県警察が管理している職員住宅は68棟、741戸あり、最大クラスの地震が発生した際の津波浸水想定区域には、34棟、390戸が所在しております。

津波浸水想定区域にある職員住宅の移転の方向性については、県警察として職員住宅が津波浸水想定区域に所在するリスクについて十分承知しておりますが、一方で昼夜を問わず発生する事件、事故等への対応から、警察署等に勤務する警察官が居住地から非常参集しやすいかどうかということも、職員住宅の立地に関して重要な要件と考えております。特に、当直体制が十分に確保できない小・中規模警察署等においては、有事の際、直ちに幹部職員が非常参集できるように、警察署等の敷地内や近隣に職員住宅を設けることを基本としているところでございます。

したがって、津波浸水想定区域に警察署等がある場合に、職員住宅を津波浸水想定区域外へ移転させることは、有事の際への対応も十分考慮する必要があり、容易ではないと考えております。そのような状況にはありますが、津波浸水想定区域にある警察署等を津波浸水想定区域外へ移転させることが可能な場合には、職員住宅の移転も併せて検討しているところであり、現在高台等への移転新築事業を進めております宿毛警察署及び室戸警察署につきましても、一定戸数の職員住宅の移転を計画しております。

なお、土佐清水市内には、中村警察署清水警察庁舎勤務員に貸与している職員住宅、2棟、17戸がありますが、宿毛警察署、室戸警察署と同様、警察署分庁舎の庁舎移転が可能であれば、庁舎と併せて職員住宅の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、免許返納後の移動手段の把握や、それらの活用状況についてお尋ねがございました。

返納後の交通手段として、自治体や公共交通機関の方々の協力をいただき、タクシー料金の割引制度や路線バスの運賃割引等が実施されており、免許を返納された方の中には、これらの制度を御利用いただいている方もいると承知し

ております。

活用状況につきましては、個々具体的には把握しておりませんが、代替手段がなく御家族の方々に送迎してもらう方もいるものと承知しており、移動手手段の確保が十分ではないというふうにも考えております。

今後も、自治体や関係団体の方々と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

さらに、免許返納者が抱える課題にはどのようなものがあると考えられるかとお尋ねがございました。

免許返納に関する課題としましては、免許返納後の交通手段、特に中山間地域において代替交通手段が少ないため、生活する上で運転免許を返納することはできない方がいるということが挙げられます。一方で、御家族等が運転に不安を感じ免許返納を勧めても、御本人にその意思がなければ、強制的に免許証を返納させることができないため、御家族が苦しい思いをしているというケースもございます。県警察としましては、個別のケースにより事情が異なることから、御本人、御家族からの相談に丁寧に対応し、それぞれのケースに最適な解決策を御本人や御家族と共に考えて対応しております。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、要配慮者の迅速な避難に向けた取組について、目標値だけでなく、その達成予定の年度を示して取り組むべきではないかとお尋ねがございました。

令和3年の災害対策基本法の改正により、自ら避難することが困難な高齢者や障害者など避難行動要支援者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。また、国の指針において計画作成の優先度が高いと市町村が判断した方につきましては、おおむね5年程度で計画の作成に取り組むことが示されたところです。

このため、市町村において計画作成の優先度が高い方の判断を行っておりますが、今年1月の国の調査では、県内の11市町村で計画作成の対象者が確定していない状況となっております。

お話のように、現時点では全市町村で対象者を確定できていない状況を踏まえ、南海トラフ地震対策第5期行動計画案において、同意取得率と計画作成率の目標である100%の達成予定が空白となっております。今後、11の市町村で優先度の高い方が確定し、改めて各市町村と協議するなど、地域の実情を十分に把握した上で、達成予定の年度を確定していきたいと考えております。

次に、社会福祉施設等の高台移転の取組についてお尋ねがございました。

県では、社会福祉施設等の高台移転を促進するため、県の補助制度や国の優遇融資制度の活用を促すとともに、市町村と連携して移転適地の確保などの支援を行っているところです。

L2の津波浸水予測区域内にある入居型の社会福祉施設は155施設となっております。そのうち、建物の高さや構造、浸水の深さを踏まえて、施設内での避難が可能と思われる施設は85施設。近隣の他の施設等への避難が可能と思われる施設は22施設。浸水の深さや津波到達の予測時間から、現状では避難することが難しいと思われる施設は48施設となっております。

避難することが難しいと思われる48施設につきましては、高台への移転など早急な対応が必要ですが、一方で身近な地域でのサービス確保といったことも考慮した対策を検討する必要があります。施設の運営状況は様々であり、高台移転後の事業展開を見通すことが難しいため、結論に至らない事業者も多くあります。

このため、県としましては、津波から命を守ることに身近な地域でのサービス確保が両立できるよう、高台への移転だけでなく、建物の

高層化も含めた対策について各施設の運営法人との協議を丁寧に行い、高台移転等の方向性について一定の結論が出るよう取り組んでまいります。また、避難が可能と思われる施設につきましても、避難計画の策定や見直し、避難器具の整備など、施設入所者の安全の確保に向けてきめ細かく支援してまいります。

次に、障害児虐待の疑いのあった施設への高知市との共同調査についてお尋ねがございました。

障害児虐待の疑いのある事案に対する県と市町村の共同調査につきましては、市町村が共同で調査を行うべきと判断し、県への申入れに基づき実施することとされております。今回の事案につきましては、令和2年8月の県と高知市との協議の場において、県から共同調査の実施を打診しましたが、高知市からは必要な調査は既に実施しており共同調査は行わないとの回答があり、共同調査の実施に至らなかったものです。

高知市とは、県が通報を受理して以降、引き続き必要な情報提供を行うとともに、電話等による助言や書面による情報共有、協議の場を持つなど連携して対応してきたところです。

次に、県の指導監査と高知市への支援の必要性についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

この事案のあった施設に対する県の直近の指導監査につきましては、令和元年10月1日に通常の実地指導を行っております。県が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指導監査を実施するには、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、市町村から虐待の事実の報告を受けた場合、県が定める指導・監査要綱に基づき定期的に行う場合、施設の運営面に違反等が疑われる場合がございます。

この事案につきましては、高知市からは調査の結果、施設において虐待があったとの判断には至らず、運営面においても指導すべき点は認められなかったとの報告を受けております。これまでの県の指導監査において、運営面での違反等は認められていなかったこと、高知市等から虐待の事実の報告を受けていなかったことから、この時点で県単独で指導監査を行う必要はないと判断したものです。なお、高知市には令和2年8月の協議の場で、障害者総合支援法に基づく調査と、その際の共同調査についても打診をしていましたが、実施には至らなかったものです。

最後に、施設の対応についてお尋ねがございました。

施設側では、虐待防止委員会を複数回開催し、職員への個別聞き取りを行いました。虐待の事実は確認できていないとお聞きしております。また、この事案の対応策も協議され、可能な範囲で同性での介助と2人介助に取り組んでいくとの対応策をお聞きしております。しかしながら、そのような施設側の対応が御両親に伝わっていないことは残念なことだと考えております。

利用者と施設が信頼関係を築き、安心して施設が利用できるよう、県としましても各施設への助言や適切な支援を行ってまいります。また、令和4年度からは全ての障害福祉サービス事業所に虐待防止委員会の設置や、職員の研修の実施が義務化されますので、県が実施する職員研修への参加を促し、虐待防止につなげてまいります。

(危機管理部長浦田敏郎君登壇)

○危機管理部長(浦田敏郎君) まず、高知市の長期浸水域での救助救出計画に市民の声を反映し、補強すべきではないかとお尋ねがございました。

高知市の救助救出計画は、孤立する日数の短

縮や救助救出方法の明確化などの住民の要請を受けて、県、市、応急救助機関の救助救出方法を示したものです。今後、日数の短縮に必要なボートの確保や、浦戸湾内の堤防と排水機場の整備の進捗による止水・排水の効果を反映できるように、検討を進めることとしております。

高知市では、住民への周知の取組として、一定期間長期浸水域内にとどまっていたり必要のある病院や社会福祉施設に対して、説明会や動画配信による研修会を実施しています。また、市民に対しては、まずは長期浸水自体の認知度を向上させるための継続的な広報に取り組んでおり、今後は地域の方々との訓練の実施についても検討し、訓練を通じて市民の声を反映していくと伺っております。

県としましても高知市と連携し、長期浸水連絡会の場などを通じて、計画の実効性の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、避難所確保の加速化と広域避難施設の確保に向けた取組についてお尋ねがございました。

避難所確保につきましては、学校の教室利用や集会所の耐震化など、これまでの取組により最大クラスの南海トラフ地震で想定される避難者数21万7,000人を超える21万9,000人分の避難所を確保しています。しかしながら、市町村別に見ると、11の市や町で避難所が不足しており、これらのほとんどの市や町では様々な取組を実施した上でも、単独での避難所の確保が困難な状況となっておりますので、全体の達成年度をお示しできておりません。

このため、県内4つの圏域ごとに広域避難の取組を行っているところです。具体的には、市町村間やバス事業者との協定の締結、広域避難計画の策定、広域避難候補施設のリスト化を行い、各圏域において訓練により実効性を高める取組を行っています。安芸、須崎、幡多の3圏

域内では、広域避難により避難所を確保することができますが、避難者が多い中央圏域では、なお避難所が不足する状況となっております。

この課題を解消するため、広域避難用として収容数に余裕がある避難所のスペースを活用することや、新たな施設を指定することが必要となります。昨年度から高知市の避難先となる近隣市町村や施設管理者との具体的な協議を進め、可能な限り中央圏域内での避難ができるよう取組を進めているところです。

第5期行動計画では、こうした取組を継続しつつ、広域避難施設の確保を推進し、最終の達成年度である令和9年度の前倒しに向けて取り組んでまいります。

次に、車中泊避難について、利用の広がりやリスクを回避するための事前啓発、生活環境の整備に必要な支援についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

大規模な地震が発生した場合に、避難所へ車で避難することは、渋滞により避難路を塞いでしまうなど、他の避難者への影響が考えられるため推奨していません。一方、風水害に加え、南海トラフ地震発生の可能性の高まりを知らせる臨時情報が発表された場合には、車で避難される方が多いことが想定されます。こうした車で避難された方々は、避難所での感染症の心配やプライバシーの確保、ペットの同伴などの理由でやむを得ず車中泊をされることが考えられます。

県では、車中泊をされる方々が避難所へ避難した方々と同様の支援が受けられるよう、避難者名簿に登録していただくことや、食料、物資、情報を適切に提供することなどについて、避難所運営の手引に記載の上、市町村に周知しております。

また、今後車中泊が増加することも想定して、エコノミークラス症候群の予防について、避難

所の受付時に注意喚起のチラシを配布するなどの啓発の取組を進めてまいります。一部の市町村では、車中泊で避難される方を想定した訓練を既に実施しており、このような訓練、学習会に対して補助金による支援を継続してまいります。

次に、要配慮者の避難対策について、補助金の対象と取組の加速化についてお尋ねがございました。

県では、一般の避難所における要配慮者への対応のため、マニュアル作成の手引やチェックリストの作成、説明会の開催など市町村への支援を実施しております。市町村からは、マニュアル作成に当たって、要配慮者への対応を地域住民で行うことや、個人個人で状態が異なる要配慮者を支援することについて不安があるといった住民の声があると聞いております。このため、本年度さらなる支援として、一般の避難所での要配慮者対応の理解を深め、不安の解消につながる動画を作成することとしています。

こうしたマニュアルの作成費用や要配慮者のスペース確保のためのパーティション、段ボールベッドなどの資機材整備については、県の補助金により支援していますが、計画的に資機材整備を進めていくためには、まずはマニュアルの作成が必要となります。

今後は、手引や動画の活用によってマニュアルの作成が進む中で、必要な資機材の種類や量を把握した上で、資機材整備の達成年度を明示してまいります。

次に、災害ケースマネジメントの取組についてお尋ねがございました。

県では、災害ケースマネジメントの取組として、被災者が速やかに生活を再建するため、個別の避難者の被災状況や生活状況に応じた支援体制の検討を行動計画に位置づけ、本年度から取組を進めております。これまで東日本大震災

や鳥取県中部地震において災害ケースマネジメントを導入、実施した先進事例を調査したほか、市町村に理解を深めていただくために、市町村長等を対象とするトップセミナーに専門家をお招きして、被災者支援の在り方や課題、法制度等について講演していただきました。

令和4年度は、まずは県において市町村や社会福祉協議会、弁護士、税理士などの関係者と協議を行いながら、市町村が支援体制を構築するに当たり参考となる手引の作成に取り組むこととしております。その上で、市町村にはこの手引を活用していただき、地域の実情を踏まえて、具体的な被災者支援の在り方について検討していただきたいと考えております。

県としましては、継続して技術的な支援を行うなど、令和7年度までに全市町村における個別支援体制の構築が完了することを目指して取り組んでまいります。

最後に、事前復興まちづくり計画の策定の加速化と、住民の勉強会への参加についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

昨年度から策定を進めている高知県事前復興まちづくり計画策定指針につきましては、今月の第3回検討会において、市町村における計画策定の進め方を議論していただいた上で、本年度内に取りまとめることとしております。

来年度以降、この指針に基づいて市町村が策定する事前復興まちづくり計画は、居住場所や働く場所、地域コミュニティの維持など、住民の皆様にも密接に関わる事項を定めることとなりますので、住民の皆様にも納得をしていただけるよう話し合いを重ね、丁寧に検討を進めていただきたいというふうに考えております。

そのためには、計画づくりの旗振り役となる市町村職員が、住民の皆様からの疑問や意見に適切に対応できるよう、計画を事前に策定する

必要性や策定手順、様々な制度などについてあらかじめ理解を深めておく必要があります。このため、来年度は沿岸市町村の職員との勉強会に取り組むこととしております。

第5期行動計画では、まずは沿岸全ての市町村で計画策定に着手していただくことを目標としておりますが、取組が進捗し、住民の皆様と協議を始める市町村に対しては、県としても技術的・財政的支援を行っていききたいというふうに考えております。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 在宅人工呼吸器使用者及び酸素療法者への支援体制整備についてお尋ねがございました。

これまで、平成28年に作成しました南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアルの通り、医療機器取扱業者などから得られた在宅の人工呼吸器装着者や酸素療法者の実数や、市町村への情報提供に同意された方の情報を年1回市町村のほうに提供いたしておりました。

ただ、年1回程度の市町村への情報提供では、市町村が対象者支援に生かすことが十分できず、市町村の災害時個別支援計画の作成の加速化につながりませんでした。このため、今年1月からは毎月医療機器取扱業者などから得た新たな同意者情報の収集を行い、その都度市町村に情報提供を行うよう支援マニュアルを見直し、実施いたしております。あわせて、市町村ごとの不同意の方を含む人数についても、年2回市町村に提供し、市町村と支援体制整備に係る進捗管理を行うことといたしました。

また、以前より医療機器取扱業者とは定例の連絡会以外に、電話や面談による情報共有を実施いたしております。今後も関係機関との研修会の実施や、災害時個別支援計画の協働作成など、市町村や関係業者との連携体制をさらに強

化してまいります。

こうした取組によりまして、市町村における災害時個別支援計画の策定を支援し、達成予定を令和6年度以降と言わず、少しでも早く非常用電源確保や酸素供給体制などの具体的な支援体制の整備を進めていきたいと考えております。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) 応急仮設住宅の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

応急仮設住宅の用地の確保につきましては、発災後の救護物資の集積場所や災害廃棄物の仮置場などについて、公有地への配置を事前に定める応急期機能配置計画の中で調整し、検討をしてきたところでございます。この調整によりまして、現在仮設住宅の供給可能戸数は建設型と賃貸型を合わせ、県内で約3万1,000戸となっております。

しかしながら、平成25年に県が推計いたしましたL2クラスの南海トラフ地震が発生した場合、仮設住宅の必要戸数は約7万7,000戸とされており、現状では供給戸数が大幅に不足する大変厳しい状況であると考えてございます。特に、多くの仮設住宅が必要となる高知市におきましては、これまでも建設候補地を募集するなど、民有地を活用する取組を進めてまいりましたが、現時点では抜本的な解決には至っておりません。

このため、仮設住宅の建設について協定を締結しております一般社団法人プレハブ建築協会と、限られた用地を効率的に活用できる2階建て以上の仮設住宅の活用について協議を継続しているところでございます。また、高知市で不足する分を周辺の市町村に補っていただくような広域的な調整につきましても支援していきたいと考えてございます。

引き続き関係機関と連携しながら、供給可能戸数の確保に向けまして取り組んでまいります。

○32番(坂本茂雄君) それぞれに御答弁いただ

きましてありがとうございました。幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、知事の情報発信の仕方ということで、御答弁の中でもいわゆるその情報を受け取る受け手の側の県民であったり、その情報の内容によっては事業者であったりとかすると思うんですけども、そういった方々に、受け手の側の捉え方をきちんと想定して情報発信していく、このことが大変重要だろうというふうに私も思います。

先日ちょっとそういった行動変容のためのヘルスコミュニケーションというような本を読んでいたら、その中には幾つか人を動かす、言えば行動変容につながるような伝え方というのが紹介されているんですけども、私はその中でやはり受け手の側の関心事をどう捉えて伝えていくかということが大事であるという、その1つが物すごく印象に残りました。そういった意味では、ぜひそういったところを丁寧に掘り起こしながら、その受け手の側が先ほど知事が言われた我が事として捉えられる、そしてそれが行動変容につながる、そういった情報発信の仕方を心がけていただきたいというふうに思います。

ただ、それと関連して思うのは、先ほどから南海トラフ地震の第5期の行動計画、私は相当な数で質問をさせていただきました。そういった中で、災害対応というのも実はいわゆる自助・共助の部分の住民の側にとっては、ただ単にそういった災害リスクとか、そういったことについては知っちゅうとよく言われますよね。それはそんなことは知っちゅうと。ただ、知っちゅうても備えていない場合があるわけです。その知っちゅうを備えちゅうに変えていくことが、まさにこれは災害におけるその行動変容をどうやって促していくのかということで、高知大学の先生なんかには私たちはよく言われます。そういっ

た意味では、そういったことも含めて、じゃあこの南海トラフ地震の第5期行動計画が本当に公助の側も備えちゅうというところにまで至っているのかというふうには私は疑問を感じてなりません。

本当に幾つか指摘しました、この何年も前から同じような質問をせざるを得ない、そういうことに対して、やはり住民の側は諦めすら生じてくるわけです。それを住民に諦めを生じさせないために、公助は何をしていくのか、その決意がやっぱり私はこの行動計画の中で示されなければならないというふうに思っています。場合によっては、要配慮者対策の課題なんかは、命を守る、命をつなぐということさえ諦めさせるような、そんな計画であってはならないというふうに思います。

その意味でも、もう一度私は知事に、第5期の南海トラフ地震対策行動計画の案を策定するに当たっての前提として、先ほど知事にお答えいただいたその部分の決意を、もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、障害児の虐待の件で御答弁がありました。高知市とはいろんな形で連携をされてきたというふうなお話があったんですけども、例えば打診をしたりとかも、あるいは連携もしてきた、それでもその答えが、言えばそのことに対して、じゃあ協力願いたいということがなければ県は何もできないのかということについて、もう一度だけお聞かせいただきたいと思います。それは子ども・福祉政策部長にお願いします。

それと、この点について、知事がやはりこういった事例について御家族の思いにどう応えていくのかというふうなことで、幾つか述べていただきましたけれども、具体的にじゃあこの事例について、今後県としてどういうふうに取り組んでいくかということについても、もう一度知事

にお聞かせいただきたいなというふうに思っています。それが第2問目です。

それともう一つ、免許返納問題の関係で、いわゆる中山間地における移動手段の確保、これは本当に重要な問題だろうというふうに思います。特に、中山間地以外のところと比較したときに、道路交通網がより脆弱な面があるかと思えます。そういった場合の移動手段をどういうふうに確保していくのかということについて、先ほどいろんな形で地域での話合いというのを大事にしながら取り組んでいきたいということでしたが、ぜひ中山間地での先ほど言われたような課題の具体化に向けた取組をお願いしたいというふうに、これは要請をさせていただきたいと思えます。

再質問は以上です。

○知事（濱田省司君） 坂本議員からの再質問にお答えを申し上げます。

まず、南海トラフ地震に関します、特に要配慮者対策など命を守る対策についての実現へ向けた決意をということでございました。

お話がございましたように、今回要配慮者対策に関しまして御質問にお答えを部長からいたしましたような中で、少なからぬ市町村がまだ要配慮者の特定、お一人お一人の特定まで至っていないというような状況にあるということでございます。そうしたところから、達成予定の年度がまだ設定はできないというような状況でございますが、ある意味こうした3か年の第5期の行動計画を通じまして、そういった実態にあるということを包み隠さずこれをお示しながら、それは県民の皆さんとも市町村も含めて危機感を共有して、これを何とか手を打っていただかないといけないと、そうした形でこのPDCAを働かせていくということが大事ではないかというふうに思っております。

今回の質疑を通じまして、そういったある意

味例えば仮設住宅の用地なども含めて、厳しい状況が明らかになっているということでございますから、そうした状況につきましてしっかりと発信すべきところは発信をして、市町村の皆さんあるいは県民の皆さんへの呼びかけも含めて、これはしっかりと県としても対応いたしまして、命を守る対策を進捗させていくということについて、対応してまいりたいというふうに考えております。

また、障害児虐待の疑いがあった事案についてということでございます。この点に関しましては、障害児向けのサービスの実施主体が高知市であるということにはございますから、そうした中で市との役割分担を行ってきた中で、市との関係について十分に意思疎通ができていたのかというようなお話があったかというふうに思います。

この個別の事案に関して、私も今回の質疑を通じまして知り得た以上の細部にわたる情報は必ずしも今持ち合わせておりませんので、あまりこの場で確定的なことは申し上げられません。ただ、それでも今回質疑の中で、施設の側も今回の事案を踏まえていろんな改善を、同性介助であったり2人体制で介助したりというような形で体制の改善は考えておられると、そうしたところが利用者の方とのコミュニケーションが必ずしも十分できていなくて、伝わっていないというような状況も、私自身知りましたので、こういった形でこの市との意思疎通あるいは利用者の方との意思疎通を図っていくかというのは、また部のほうに細部の検討を委ねたいと思います。こうした中で県として知り得た情報で、この利用者の方に関しましてお伝えをすることが今後の関係者の方とのコミュニケーションにとって望ましい方向になるということであれば、県として何ができるかというのを担当部のほうで考えさせたいというふうに思っており

ます。

以上でございます。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 協力願いがなければ対応ができなかったのかというお話がございました。

基本的に高知市、また当事者の方、当該の施設につきましては、この事案を通じてではなく、それ以外の部分で県としても大きく関わりを持っておりまして、そういった方々に対して通常の支援というのもさせていただいております。ただ、一定この虐待の疑いのあった事案のそういった確認の部分につきましては、法的な責任の役割分担がございますので、県のほうから共同調査等の打診もさせていただいた上で、またお話がありましたように、警察のほうも実際、調査、事情聴取もされておるというようなことで、虐待の事実が確認をされておれば、法に基づいた対応ということになりますけれども、その疑いがあるという段階で、県としては打診いたしまして、市のほうの回答に基づいて対応したということでございます。

○32番（坂本茂雄君） もう時間がありませんので、改めてお聞きしませんけれども、やはりこのコロナ対策の問題、さらには南海トラフ地震対策の問題、そしてこの障害児虐待の問題も含めて、まさにこれは知事がどうやって県民に共感するか、そしてそれを施策に生かすかということだろうと思います。ぜひ今後とも知事はそういった県民への共感を寄せながら、様々な施策の展開をお願いしたいというふうに思います。

最後に、この3月末で退職される県職員の皆様、本当に長い間お疲れさまでした。今後ともお元気で、それぞれの分野で御活躍いただくことを祈念いたしまして、私の一切の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（加藤漢君） 暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩



午後3時25分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

35番吉良富彦君。

（35番吉良富彦君登壇）

○35番（吉良富彦君） 私は日本共産党を代表して、以下質問を行います。

まず最初に、ウクライナ侵略についてお聞きいたします。

ロシアは2月24日、ウクライナの東部地域の独立を一時的に承認し、集団的自衛のためだとしてロシア軍を侵入させ、ウクライナ各地の軍事施設、キエフ、オデッサなどへの武力攻撃も始めました。これはウクライナの主権と領土を侵し、主権尊重、領土保全、武力行使の禁止を義務づけた国連憲章、国際法を踏みにじる紛れもない侵略行為で、直ちにやめるべきです。今、国際社会はウクライナ侵略反対の一点で団結し、ロシア国内の都市での戦争反対の大規模な集会とも連帯し、侵略をやめさせるため力を合わせるときです。

23日の国連安保理では、「政治的、外交的手段による平和的解決に代わるものはない」ウクライナ代表、「国際法を遵守することが全ての人々にとって最良の安全保障政策になる」オーストリア代表、「国連憲章と国際法に基づく多国間システムへの集団的な責任が問われている、全ての国が国際法を守らねばならない」シンガポール代表など、ロシアの暴挙を非難するとともに、紛争の平和的解決をとことん追求することが語られ、武力、力の論理での対抗を否定している

ことは重要です。

その中でケニアの代表は帝国主義が分割したアフリカの歴史に触れ、ロシアの行動を非難するとともに、多国間主義擁護の旗の下に結集せよとの国連事務総長の要請を支持することを参加国に呼びかけています。その際、我々はこの安保理の理事国を含む、国際法を軽視して踏み破るといふ過去数十年の大国の動向についても強く非難すると、厳しく指摘していることは重要です。21世紀には、平和維持、民主主義促進、集団的自衛、人道的介入を理由にした戦争、武力行使が相次いだことも忘れてはなりません。

憲法9条を持つ日本は、今こそ平和の国際ルール、国連憲章に基づく平和の国際秩序を守るよう国際社会に働きかけ、軍事行動を停止させる先頭に立つべきだと考えます。今、こうした努力が最も重要ではないか、知事にお聞きします。

プーチン大統領は、ウクライナへの侵略行為に当たって、ロシアが核兵器大国であることを誇示し、欧米の批判や制裁の動きに対抗する姿勢を見せています。昨年1月に発効した核兵器禁止条約は核の保有や使用だけでなく威嚇も禁止しており、国際法に違反する態度は決して許されません。唯一の被爆国として断固抗議すべきだと考えます。

核大国を誇示し威嚇するプーチン大統領の態度をどうお考えか、知事にお聞きします。

私ども日本共産党は、今年で党創立100年を迎えます。あの戦前の日本の暗黒時代に侵略戦争反対、国民主権、自由と民主主義の確立を命がけで貫き、その主張の多くは日本国憲法として結実しました。また、綱領では、どんな国であれ覇権主義的な干渉、戦争、抑圧、支配を許さず、平和の国際秩序を築くことを掲げ、米国のベトナム侵略にも、ソ連の覇権主義にも反対して闘ってきました。この24日にはウクライナ侵略を断固糾弾する、ロシアは軍事作戦を直ちに

中止せよと題する声明を緊急に発表し、ロシア、ウクライナをはじめ各国大使館に送りました。ウクライナ侵略反対の世論と運動を広げるために全力を尽くす決意です。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きいたします。

新型コロナウイルスとの闘いは、オミクロン株よりさらに強力なBA.2系統という新たな変異株の登場により先を見通せなくなっていますが、第6波の対策とともに、次に備えての体制構築は進めなければなりません。

1つは検査能力の抜本的拡充です。いつでもどこでも、そして組織的、定期的に検査を受けられる体制が極めて弱いがため、検査数はいまだに世界135位です。そのため、職場や公共の場などでは自らの感染有無も不確実なゆえに、相互不信の下、常に感染の不安を感じながらの日常生活となっています。

このように検査数の低さが経済活動を含め社会的不安を増長させているにもかかわらず、政府は昨年突然PCR検査と抗原検査の診療報酬を大幅に引き下げました。第6波に向けて体制づくりを急いできた診療所、とりわけ規模の小さな医療機関は大きな打撃を受けています。

1万8,000円だった検査料が1万1,000円も引下げとなり、手元に残るのはこれまでの半額の2,000円、4月からは1,000円となります。使命感から発熱外来や検査に大きな経費と感染リスクをかけながら対応してきたが、検査すればするほど赤字になり、持続不能となるという指摘が相次いでいます。

また、感染拡大による医療機関の逼迫で医療機関を受診できず、みなし陽性という、自主検査だけで感染と判断し自宅待機に追い込まれる、国民皆保険制度の崩壊とも指摘される惨たんたる状況が生まれています。医者にかかる権利を守るため、発熱外来の抜本的な強化が求められ

ます。しかし、発熱外来設置の補助金は2020年度で打ち切られ、感染症対策の実績に基づく診療報酬の加算も次々と廃止されています。

医療機関が安心して発熱外来やPCR検査、抗原検査に取り組めるよう、財政支援の強化が必要と思うが、知事にお聞きいたします。

第6波では、県内の医療・高齢者施設、学校、保育施設などでのクラスター発生が多発しています。家庭内感染から、それら施設への感染拡大を防止するために、また感染が疑われた人が陰性を確認し、早期に社会活動に復帰できるようにするためにも、定期検査や頻回に検査を実施する重要性はますます高くなっています。

本県の検査体制の現状と抜本的な充実策について知事にお聞きします。また、高齢者施設などが積極的に検査に取り組めるよう、陽性者が発見された場合の財政的補償、医療支援の構築が必要と思うが、知事にお聞きいたします。

せんだっての高知県・高知市病院企業団議会でも問題が報告されました。それはコロナ感染症で入院した高齢者が、コロナからは回復しても、入院中に歩行困難など介護度が上がり、感染前に過ごしていた自宅や施設に戻ることができないこと等が課題となっています。

コロナから回復した高齢者の受入先確保に新たな支援制度が必要と思うが、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

次に、後遺症についてです。国立国際医療研究センターは、4人に1人は発症から半年後も何らかの後遺症が残り、10人に1人は1年後も症状が残っているとの調査結果を昨年10月公表しました。世田谷区が無症状感染者も含む3,710人から回答を得た調査では、約半数が後遺症を訴え、無症状者でも3割近くが後遺症を訴えています。WHOも定義を明らかにし、感染者の10人に1人が後遺症になるとの見解を示しています。

後遺症の症状は、倦怠感、集中力の低下、息苦しさ、味覚障害、脱毛など多岐にわたり、寝たきり状態になるなど深刻な事例も報告されています。3,000人以上診療してきたヒラハタクリニックの平畑光一医師は、初期の対応を間違えなければ徐々に回復する方も多いと指摘する一方、後遺症の無理解からサボっているなどと追い詰められ、仕事を辞めざるを得なかったなどの例を語られています。高知大学医学部附属病院が後遺症専門外来を開設したことを県は昨年10月、各医療機関に周知しています。

県として、県民に対してコロナ後遺症への理解を促進させるとともに、安心して相談できる相談体制を構築していく必要があると思うが、知事にお聞きいたします。

次に、ケア労働についてお聞きいたします。

政府は、コロナ禍で疲弊した看護・介護・保育職などの賃上げ策を打ち出しました。この2月から9月の賃上げについて、介護、保育は月9,000円、看護はコロナ対応の職員に限り4,000円となっており、全額国費で予算措置されます。10月以降は、通常の診療報酬、介護報酬、子ども・子育て支援新制度の枠組みで予算措置されます。

看護については、コロナ対応に限らず全体を対象にし、1万2,000円となっていますが、10月以降も賃上げすることが前提となっており、10月以降の賃上げも実施するよう求められています。しかし、この10月以降の介護分野の賃上げは、地方自治体が4分の1、介護保険料が半分を負担する仕組みです。保育では、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1ずつを負担することが大きな問題となっています。

自治体負担、保険料負担にならない形で、国庫負担の増額により低賃金を解消すべきと思うが、どう対応するのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

また、介護も保育も職員の配置基準が低いことから、実際の現場では配置基準以上の人を配置せざるを得ないことが、低賃金の構造的な原因になっています。例えば、4・5歳児を担当する保育士の配置基準は、子供30人に対して1人と、70年以上変わっていません。特別養護老人ホームなどの施設の人員配置基準は現在3対1ですが、サービスの質を担保するためにより多くの職員を配置しているところが多く、実際の平均はおおむね2対1とされています。

配置基準を高め、働きやすい環境をつくるのが、ケアの質の向上にとっても、また人手不足解消にとっても重要と思うが、子ども・福祉政策部長及び教育長にお聞きいたします。

県内の各自治体で、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの賃上げの検討が始まっています。全国的にも公立は民間より高いとか、会計年度任用職員の中で格差が生じるなど、その後の財政負担に懸念があるとして、賃上げに積極的でないことが問題となっています。

我が党などの国会論戦も受け、内閣府と厚生労働省はこの2月17日、公立の施設、事業所も対象とできることを徹底するよう各都道府県に求める事務連絡を出しています。事務連絡は、各地方自治体とその管内の保育園や幼稚園など関係団体に周知することとして、公設公営の施設、事業所における賃金改善については、公立の施設、事業所も対象としていることを挙げています。さらに、賃上げの対象として、地方公務員である公設公営の施設、事業所の職員について、積極的な実施を検討することを求めています。県内では多くいる、いわゆる非正規、会計年度任用職員の賃上げを実施する自治体も出ています。

県内の公立の保育所、幼稚園等での状況はどうか、この機会に処遇改善を図るよう徹底すべきではないか、教育長にお聞きします。

また、小さな民間事業所では、事務と判断が間に合わないと言っているところもあります。補助事業の申請期限の猶予を国に求めるとともに、申請事務の支援を図るべきと思うが、教育長にお聞きいたします。

私ども県議団は、高知県経済において医療・介護・福祉の分野が果たす役割は極めて大きい、雇用数としても最大であり、安心して生活や経済活動を進める上でも、また地方に税を再配分し経済を下支えする上でも極めて重要な分野だと指摘してきました。県も中山間地の訪問介護、訪問看護を実施する事業所の支援を全国に先駆けて実施し、ノーリフティングケアの普及でも努力しています。また、県内には、訪問介護ヘルパーなどに月1万円の処遇改善の給付を実施している自治体もあります。しかし、人口減など高知県の抱える課題解決にとって、これまでの延長線上でない抜本的な県独自の支援策に踏み出すときだと考えます。

産業連関表に基づく試算では、医療、保健、社会福祉、介護の4分野にそれぞれ1兆円投入した場合、各分野は、生産で2.5から2.6倍、GDPは1.4から1.6倍となり、1兆円投入で各分野22万人強から28万人弱の雇用を生み出し、分野合計で100万人の雇用効果、GDP 1%強の押し上げ効果があります。公共事業との比較では、生産波及効果はほぼ同じです。GDP効果は、医療は1.04倍、保健衛生は1.14倍、社会保険、社会福祉は各1.13倍、介護は1.20倍となります。雇用効果では1.3から1.6倍と、それぞれ大きく上回ります。ケアに手厚い社会をつくることは、雇用の場をつくり、経済を支えるとともに、安心して暮らせる地域をつくり、ひいては人口減対策を進める力を持っています。

そこで、知事にお聞きいたします。県内GDPにおける医療・保健・社会福祉・介護分野の規模と、それら就業者の処遇改善や人員不足等

への取組をどうなさるのか、知事にお聞きいたします。

次に、消費税インボイス制度についてお聞きいたします。

政府が2023年10月に実施を予定している消費税のインボイス、適格請求書制度は、全国約1,000万と言われる免税業者やフリーランス等に新たに消費税納税義務を課すもので、営業と暮らしを立ち行かなくする苛酷な課税制度と言えます。既にインボイス発行事業者の登録申請が昨年10月から来年3月31日までの期間で行われていますが、時間がたつにつれて苛酷な内容が分かり始め、不安が広がり、中小業者、農民、個人事業主ら幅広い人たちから中止を求める声広がっています。コロナ禍で苦しむ多くの国民にさらに負担を強いる制度の導入は直ちにやめるべきだと考え、以下お聞きいたします。

年間の売上高1,000万円以下の業者は、現在消費税の納税を免除されています。インボイス制度は、消費税を販売価格に転嫁することが困難な零細業者を課税業者にし、納税することを迫ります。1,000万円以下の売上げの利益から10%も取られたら、廃業が増えるのは火を見るより明らかです。

課税業者が免税業者から仕入れた場合、現行では消費税がかかっているとみなして控除できますが、インボイス導入後はインボイスのない税額控除は認められません。ですから、免税業者からの仕入れにかかった消費税を差し引くことができず、納税額が膨らみます。課税業者はこれを避けるために、免税業者との取引を停止することが増えるおそれがあります。

一方、インボイスを発行するには課税業者、登録業者になるしかありませんが、赤字経営でも身銭を切って消費税を納めなければなりません。財務省の試算では、インボイス導入で新たに納税業者になる事業所の平均年間課税売上げ

は550万円、粗利益は154万円になり、10%の税率だと納税額は15万4,000円になり、残った月10万円ではとても暮らしていきません。

インボイス制度の下で新たな課税業者になったら増税、また免税業者のままでは取引を拒否されるということになり、どっちにしても零細業者は廃業への危機を強めることにつながります。

知事のインボイス制度への認識を伺います。

次に、インボイス制度導入の影響の広がりなど具体的な影響について伺います。法人企業統計調査などから、個人、法人の事業者数は推計約800万者、消費税の課税業者は315万者で、残りの約480万者が免税事業者と推計されています。商店や町工場などの自営業者、農家や個人タクシー、大工の一人親方など様々な職種の人々です。さらに、国勢調査では自営業者に分類されていない、いわゆるフリーランスの人たちも消費税法上は事業者ということになり、消費税課税対象となります。内閣府などの調査ではフリーランスは400万人前後とされています。

県内でもシルバー人材センターや農業者をはじめ様々な職種の方から制度実施を危惧する声が出されています。シルバー人材センターの1人当たり年間収入の全国平均は税込みで43万円ですが、このような零細な高齢事業者にも消費税の納税が課せられ、簡易課税を選択した場合の消費税納税額は1万9,500円になります。この納税のために税務署に事業者登録番号をもらう申請をし、番号付きの正規の請求書を取引ごとに発行し、それを7年間保存し、毎年消費税の申告、納税をすることになります。恐らくシルバー人材センターから脱会する高齢者が続出するのではと危惧されています。

道の駅、直販所なども、同様の各事業所個人にも、新たな増税負担と日々の事務手続が求められます。年金生活や家計の少しでも足しをと

の思いで頑張る県民の営みを奪うことになるでしょう。このようなインボイス制度の影響は多くの国民に及び、900万人から1,000万人前後と推計されます。

県内事業者数の実情、推計についてお聞きします。また、シルバー人材センターの会員や直販所への納入者等に対する対応について知事にお聞きいたします。

多くの県民、業種、業界からは、コロナ危機による影響とインボイス導入による影響の2つの大きな危機、深刻さに直面し、インボイス異議ありと不安と怒りの声がかつてなく広がっています。日本商工会議所は、約500万者の免税業者に対する取引排除や不当な値下げ圧力等が生じる懸念を指摘するとともに、コロナ対応に追われ準備に取り組む状況にないと明言しています。また、全国建設労働組合、日本税理士会連合会、全国青色申告会総連合、全国中小企業団体中央会などからも、インボイス導入実施の凍結、延期、中止等を求める声が上がっています。

県内でも、高知県商工会議所連合会は、事務負担が大きいこと、多数の免税事業者に対する取引排除や不当な値下げ圧力等が生じる懸念もある、改めて中小企業の準備状況や事業者の取引への影響等について検証を進めるとともに、当初想定されていなかったコロナ禍からの経済再生に注力するために、インボイス制度の導入を当分の間凍結すべきと考える、全国と比べ小規模事業者割合が圧倒的に多い本県の特徴を踏まえ、県から国に要請すること等を決議し、昨年11月12日、森田県議会議長に要望書として提出されています。

中小・小規模企業対策要望実現高知県商工会大会と高知県商工会連合会の連名で、当分の間凍結することの要望書が提出されています。また、今議会に、インボイス制度の実施延期を

求める意見書提出を求める陳情が、高知県商工団体連合会からもなされています。

これら各団体から寄せられた決議、要望をどう受け止めるのか、また国に対してどのように反映するのか、決意も併せて知事にお聞きいたします。

次に、中山間対策についてお聞きいたします。

高知大学にいた大野晃さんが1980年代終盤に、綿密なフィールドワークを踏まえて限界集落の概念を打ち出して30年余経過しました。この間、幾つかの集落が消滅しましたが、なお多くの集落が人口減少と高齢化が進みながらも、住民の皆さんの懸命な努力と支え合いによって維持され、食料の安定供給とともに、県土保全、水源涵養等の多面的機能を果たしています。頑張るパワーの原点は、何といたっても住み慣れた地域に愛着があるからです。しかし、今回県が10年ぶりに行った集落实態調査の概要、中間報告を見ると、その地域への愛着が諦めに変わり始めているのではないかと危惧するものです。

地域への愛着や誇りを感じているかという質問に対して、強く感じていると思う、多少感じていると思うで前は93.0%、今回は85.9%と7ポイント減ですが、問題は、強く感じていると思うが64.8%から34.6%へと半減していることです。集落の今後について、10年後の集落活動を維持できないと回答した集落が39.3%と、前回調査から12ポイントも増加していることも、中山間の置かれている厳しい現実を反映するものです。

これに対して、県は施策の柱に小さな集落、人づくり、デジタル技術の活用を挙げています。自らの先が見えず、きゅうきゅうとしている集落活動センターに連携推進加算額をつけても、従前施策の横展開、つまり質的転換がなく量的拡大の施策では、金の切れ目が取組の終わりとなるでしょう。

また、デジタル技術が万能であるかのように書かれています。例えば、生活用水設備のデジタル化で、自宅から施設の監視や遠隔操作が可能になるとしてはいますが、遠くの水源地で異常が生じた場合、遠隔操作でできることは限られています。今までどおり険しい山道を歩いて管理、補修を行うことになるのです。ドローンの輸送手段としての活用も配達業者に利するだけで、独り暮らしの方との世間話や、暮らしぶりや様子を見ながらの安否確認が奪われます。高齢者の独り暮らしが増えている中で、すぐに連絡の取れる体制づくりなど、人と人の交流や触れ合いを手助けし、持続可能な集落の仕組みとなるものが求められています。連携推進加算やデジタル技術活用はあくまで手段であり、原因に手を入れるものではありません。

今回の調査を踏まえて知事は、限界集落を生み出してきた原因をどう捉えているのか、お聞きいたします。

次に、中山間支援と密接に関係するであろう小規模・家族農業についてお聞きいたします。2010年頃からEU及び国連、国際市民社会の間では、小規模・家族農業の再評価と支援強化が訴えられてきました。そして、EUはこれまでの大規模農業を優遇する政策を見直し、小規模・家族農業を積極的に支援する農政へとかじを切っています。背景には、小規模農家の維持が農村の活性化に不可欠であることや、小規模農業が果たす多面的価値が高く評価されるようになったことがあります。また、工業的大規模農業が社会や環境にもたらす弊害、農場外資源に依存する経済的不安定性が考慮されたからです。さらに、EUではSDGsや2050年の脱炭素化という国際的アジェンダと歩調を合わせて、今まで以上に生態系と調和した農業、食料システムへの転換を加速化しているからです。

これまで小規模・家族農業は非効率で生産性

が低いとみなされてきました。しかし、大規模な比較研究によって、単収は高く、温室効果ガスの排出削減、炭素貯留、雇用創出、過疎化の抑制等の効果も確認されています。また、気候危機と新型コロナウイルスを受けて、過去30年余りにわたって支配的であった新自由主義的価値観が大きく見直されつつあります。

こうした国際的な流れは日本ではあまり報じられませんが、知事のこうした国際的な流れに対する認識をお聞きいたします。

小規模・家族農業の多面的価値を生かし、それを支える施策展開こそが、中山間地での暮らしを具体的に支えることにつながります。これまでの大規模化、効率化の農政から、小規模・家族農業重視の農政へと転換させていく施策を進める過程でこそ、持続可能な中山間地での新たな暮らしが創出され、中山間地が息を吹き返すことにつながっていくと考えるものですが、知事の見解をお聞きいたします。

次に、教員定数の正常化についてお聞きいたします。

教育行政の根幹は教壇教員の確保であり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律にのっとり確実に各学校に教職員を配置することは行政の責務です。しかし、本県は教室に先生がいないという、まさに教育行政の存在が問われる事態が毎年繰り返されています。

4月当初から300名もの臨時教員を標準定数に含めてやっと新学期のスタートを切っている実態からは、義務標準法で定められた教員数さえ、県教委は正規教員として任用してこなかったことを示すものです。教職員定数の充足率は全国最下位が続くなど一向に改善がなされず、定数問題で文科省要望へと足を運んだ際、文科省の側から毎年のヒアリングで充当率に沿うよう指導しているのですがと言われる始末でした。

小学校教職員充足率の全国平均は100%を超え102%近くにある中、依然97%台というゆゆしき事態を解決するために、県の教育大綱並びに教育振興基本計画に克服への工程が明示されてしかるべきと思います。

教育大綱と基本計画に教員の定数に対する配置の課題を明記し、解決への工程を示し、実効ある取組を推進すべきだと思いますが、教育長にお聞きいたします。

2020年10月の本議場で、小学校充足率が97.4%と全国平均を3.7%も下回り、最下位になっている実態を示しました。その上で、義務標準法の見直しへと国が動こうとしているので、その動きに乗じて、さきに述べた新学期当初から定員籍に臨時教員を充てることがないよう、思い切った教員確保を行うよう求めました。教育長は、来年度に向けてさらにそういった定数内でしっかりと定員が確保できるように、取組を進めていきたいと思っておりますと答えられました。

2021年度の小学校教諭等の充足率はどう改善されたのか、また新学期当初の学級数に応じて配分される教員定数内の臨時教員数はどう改善されたのか、来年度の改善目標も併せて教育長にお聞きいたします。

さて、2021年3月、予想どおり義務標準法改正案が衆参とも全会一致で可決、成立、実に41年ぶりの学級編制標準の改善となりました。既に多くの地方自治体は国を上回る少人数学級を実施してきましたが、改正を受けて、2021年度は15道県、3政令市で対象学年の拡大が行われました。法改正により少人数学級編制のための国庫加配定数は基礎定数へと置き換わります。2021年度から小学校2年生が新たに35人学級になり、それを見越して本県は先取りで6年生を35人にしたことはうれしいことです。

そこで、提案ですが、小学校全学年が新標準法定員となる2025年度の基礎定数総数と2021年

度の総数と比較した増員分を、正規採用教員として先取り採用し、現下の教員不足、多忙化解消に資するお考えはないか、教育長にお聞きします。

次に、中学校についてです。これまでは1年生を県独自に30人、2年生、3年生を40人としていたものを、2022年度からは全学年35人にする提案をなされています。義務標準法改正案が可決、成立したとき、国会で8項目の附帯決議が全会一致で可決、採択されています。その一つに中学校35人学級のさらなる改善を含め検討とあり、今回の県教委の提案は、それを先取りしたものと考えます。

これによって何名の教員の増員が必要とされるのか、教育長にお聞きします。また、増員分は国庫加配対応教員数も含め正規教員で対応すべしと考えますが、教育長にお聞きいたします。

県内の過半数を超える中学校は1学年1学級で、3学年で合計3学級の中学校が多くあります。今回の措置で2年生と3年生がそれぞれ1学級増えても、全体では5学級の中学校となります。学級数が増えたら教員数も増えないと教員の持ち時間数は大変なことになります。しかし、本県の教員配置基準が3学級から5学級の学校は7人の教員配置としているので、教員数はそのままとなります。そのままでは学力保障と働き方改革に逆行する事態を招くこととなります。

来年度、35人学級導入で学級数が増える学校は何校でしょうか。そのうち6学級に届かず、教員配置数が変わらない中学校は何校となるのか、まず教育長にお聞きいたします。そして、本県の配当基準を見直し、今回の学級増での授業時数増に対応できる教員配置数とすべきだと考えるものですが、教育長の考えをお聞きいたします。

次に、教員不足に関してお聞きいたします。

文科省は1月31日、公立小・中・高校などを対象に初めて教員不足の全国実態調査を実施し、昨年4月の始業日時時点で2,558人、5月1日現在で2,065人が計画どおり配置されていなかったと発表しました。私どもは早くから教室に先生がいない実態を指摘し、改善方法も示し、実行を迫ってきたことは御案内のとおりです。調査は遅きに失したと言わざるを得ませんが、より正確な調査を継続すべきとは思いますが。

そもそも、時代の流れと児童生徒の実態に合わない古い制度を41年間もそのまま放置し、地方自治体が動き出しても教員増に背を向けて過重・過密労働を押しつけてきた責任は政府にあります。世論に押されての今回の改正ですが、その内容は諸外国では当たり前の20人には到底及ばず、小学校2年生から1学年ごとの学年進行ですから、6年生の40人という規模は4年間変わらない冷たいやり方です。教員不足のこの調査結果を意味のあるものにするためには、何よりも教員を増やす予算をつけることです。

公教育費がOECD諸国で下から2番目の対GDP比4.0%を、あと1%増やし、せめてOECD諸国並みにするよう政府に強く求めていく姿勢が必要だと考えますが、教育長にその考えがあるか、お聞きいたします。

先ほどの年度当初の300人もの定員籍内臨時教員数をはじめ、本県の教員不足の弊害として、私どもは病休や法的に位置づけられている産・育休も含め、年度途中の代替教員が見つからない深刻さ、女性教師が妊娠を申し訳なく思う雰囲気をつくっていること、超過密・長時間労働等々を挙げて、それらは結局子供たちの学習権をないがしろにすることになっているとして、対策の必要性を訴えてきました。

年度当初の300人の臨時教員問題の原因は、さきに述べた採用してこなかったからだけでなく、もう一つ考えられるのは、当該数は教諭として

採用し任用してきたが、その一部を学校現場ではない他の部署に配属してしまったので、臨時教員で補充せざるを得なくなっていることです。そこで、2年前に本議場で、他県に比して極端に多い指導主事を現場に返すべきと提案いたしました。

学校現場の窮状を長時間過密労働で必死に支えているのは、現場教職員の献身的な努力です。今最も急がれている喫緊の課題は、ほかでもない、学校現場に教員を確保することです。ところが、その教職員を現場から引き抜き、教員を減らし指導を薄くする人事政策が、本県の充て指導主事への任用です。その比率は2020年度で3.37%、全国1位、人数は173名、そのうち充て指導主事125名です。四国の他県は教員総数の1%にも満たず40人台であるのに、その4倍もの教員を現場から引き剥がして、教育委員会の事務局などに配置しているのです。

まさに、事件は現場で起こっており、そこに実動部隊が必要であるにもかかわらず、現場へ上から号令をかける司令部にばかり人員をかき集めるという矛盾した取組です。指導主事を他県並みの人数にして学校現場に戻せば、どれほど現場が助かることかと、指導主事を現場に返すことを私どもは提起してきました。

この指摘に教育長は、本県の喫緊の教育課題の対応や、新たな取組のために、指導主事を増員配置しておりますと答えていますが、本県の喫緊の教育課題は、教育の土台、根幹である教員をきちんと学校現場に配置することではないのでしょうか。それをやった上での新たな取組ではないのでしょうか。2021年度の指導主事の比率は3.4%、174名、そのうちの充て指導主事123名と高いままとっております。

不登校や学力保障、生活指導など子供たちの声や状況にゆっくり向き合い、共に歩んでいくためにも、まずは充て指導主事123名を計画的に

他県並みに減らして学校現場へ返していくべきだと思いますが、教育長の考えをお聞きいたします。

最後に、部局再編、組織改正に関わりお聞きいたします。

1点目は、統計分析業務についてです。この間、国土交通省において建設工事受注動態統計のデータ改ざん、統計不正が明らかになりました。建設工事受注動態統計は、建設業の毎月の受注実態を調べるもので、全国約47万の建設業者の中から約1万2,000社を抽出し、都道府県を通じて受注データを集計しているものです。

今般明らかになった統計不正では、1つに業者から遅れて提出された未提出分の調査票を無断で書き換え、受注高を最新月に合算していました。そして2つ目に、未提出分に推計値を当てはめる処理に変更した後も、前述の書換え、合算を続けた結果、受注実績が二重計上、推計プラス合算されていました。さらには3つ目に、不正を認識した後も隠蔽とデータ改ざんを続けるという、一連の不正行為が行われていました。この統計不正においては、2020年度の統計が約4兆円過大になっていたのではないかとの報道もあります。

統計法では第1条の目的において、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であると規定しています。今般の統計不正は、公的統計への国民の信頼を裏切るものです。政府もEBPM、証拠に基づく政策立案が重要としています。公的統計はその政策立案の前提となるものであり、ひいては国民の暮らしや業者の営業などを行政がどのように支えていくのか、その具体的施策の策定において決定的な指標です。この統計不正の背景に、統計業務の軽視、人員配置に問題があったと指摘されております。

国土交通省における今般の統計不正について

どのように受け止めているのか、知事にお伺いいたします。

令和4年度の本県の組織改正において、産業振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定において各種統計データを有効活用するためとして、統計分析業務を所管する統計分析課を産業振興推進部に移管するとしています。

さきに述べたように、公的統計は政策立案の前提であり、それは当然に産業振興のみに関わるものではありません。高知県統計調査条例においても、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とするとしています。この目的から考えても、県の統計分析は、県民の暮らし全体に関わる多様な政策立案に活かされるべきです。

統計分析課のこれまでの所管で、各施策への活用に支障があったのか、知事にお聞きいたします。

李下に冠を正さずとの言葉がありますが、まさに国において統計不正が続き、公的統計への国民、県民の信頼が揺らぐ中で、この統計分析の移管をあえて進めれば、恣意的な統計操作につながりかねないとの懸念を抱かせるのではないかと危惧するものです。国連の公的統計の基本原則は、その前文において、統計機関の専門的独立性と説明責任が非常に重要であるとうたっています。

統計分析課の産業振興推進部への移管は、本来専門的独立性が確保されるべき公的統計の性格をゆがめるものではないか、知事にお聞きいたします。

2点目は、文化行政についてです。来年度組織改正において、教育委員会から知事部局である文化生活スポーツ部に文化財課が移管され、歴史文化財課を設置するとされています。文化財保護を含む文化予算の対国家予算比、2017年

では日本は0.11%、イギリス0.16%、ドイツ0.49%、フランス0.88%、韓国1.05%などとなっております。国際的に見ても日本の文化施策は後れた現状にあります。文化財保護行政の抜本的強化が必要と考えるものです。

本県の文化行政の現状と今後どのように取り組んでいくのか、文化生活スポーツ部長にお聞きいたします。

2018年の文化財保護法改定に関わり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改定され、文化財保護行政の教育委員会から首長部局への移管が可能とされました。この文化財保護法改定をめぐっては、当時の安倍首相が施政方針演説において、十分活用されていない観光資源が数多く存在する、文化財保護法を改正し、各地の文化財の活用を促進すると述べ、観光資源として文化財を活用する方向性を打ち出したものです。

文化財保護と観光資源として文化財を開発する行為は、原則的には対立するものです。その中で、保護と開発の均衡を図っていく必要があります。まず、しっかりとした文化財保護、本物を守り残す取組があつてこそ、結果として観光にも資するものと考えます。

知事部局は、文化財の観光面での活用など開発行為を進める側であり、文化財保護も一体的に所管することになれば、保護と開発の均衡が崩れ、保護の側面が弱まるのではないかと、知事にお伺いいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 吉良議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ウクライナへの侵略に関しまして、日本が先頭に立って軍事行動を停止させることについて、また核大国を誇示し威嚇をするプーチン大統領の態度についてお尋ねがございました。関連をしますので、併せてお答えをいたします。

このたびのロシアによるウクライナ侵攻につきまして、岸田総理は侵略行為と位置づけた上で、明白な国際法違反であり、断じて許すことはできないと厳しく非難をしております。また、事態の解決に向けましては、国際社会と緊密に連携をし、ロシアに対して軍の即時撤収と国際法の遵守を強く求めるとしております。

私といたしましても、ウクライナ問題の早期の平和的解決を望むものであり、政府におかれましても引き続き国際社会と結束の上で、最大限の外交努力を行っていただきたいと考えます。また、プーチン大統領の核保有を誇示する態度は、核兵器のない世界の実現に向けました世界共通の願いを踏みにじるものであると考えます。このため、唯一の被爆国であります我が国といたしましても、決して許すことのできないものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関連いたしまして、医療機関が安心して発熱外来や検査に取り組めるように財政支援を強化すべきではないかというお尋ねがございました。

現在、本県におきましては28の市町村で、240の医療機関が検査協力医療機関として対応いただいております。県ではこれらの名称を公表いたしまして、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状のある方々に受診をしていただいております。

新型コロナウイルス感染症のPCR検査などに係ります診療報酬の引下げの後、これらの検査協力医療機関の辞退などの大きな変化はございませんけれども、4月には再引下げが行われることとなります。この後の動向についても注視をしております。

一方で、新型コロナに関します診療報酬の特例的な評価につきましては、令和4年度の診療報酬改定においても継続をされますほか、外来診療時の感染防止対策に係る評価が新設をされ

るということとなっております。このため、当面は診療報酬改定後の状況を注視しながら、必要がありましたら全国知事会を通じまして診療報酬の見直し、あるいは外来診療に係ります財政支援の拡充について提言をしまいたる考えであります。

次に、検査体制の充実と高齢者施設などへの支援についてのお尋ねがございました。

まず、検査体制につきましては、先ほど申し上げました有症状者への検査と併せ、無症状の方を対象に1月4日から県の臨時検査センターや薬局などにおきまして、無料の検査を実施してまいりました。加えて、既に複数の感染者が確認をされた施設等に対しましては、クラスターを早期に鎮静化させるという目的で抗原検査キットを配布し、検査をいたしてあります。

また、まん延防止等重点措置の適用後におきましては、クラスターの発生リスクと感染時の重症化リスクの高い入所系の高齢者施設の従事者などを対象として、いわゆる集中的検査を行っているところであります。ただ、検査はあくまでその時点の結果ということにすぎませんので、また感染拡大防止の一つの方策にすぎないという性格のものだと考えております。県といたしましては、感染状況に応じた検査を円滑に実施できるように体制整備を図ってまいります。

次に、高齢者施設などへの財政的な支援についてでございます。施設内で療養を行う施設に対しましては、感染対策の徹底あるいは療養体制が確保できますように、かかり増しの費用を支援いたしているところであります。また、医療的な支援といたしましては、施設の状況に応じて感染拡大を食い止めますために、感染管理を専門とする医師、看護師によります指導が受けられる体制を構築いたしているところであります。

さらに、高齢者などにつきましては、早期に

抗ウイルス薬などの治療を行い、重症化を予防することが重要であります。このため、施設の嘱託医や関連の医療機関に対しまして、治療マニュアルを提供するといった形での技術支援を行っているところであります。引き続き、感染状況に応じた検査体制の下で、高齢者施設などに対しましてきめ細かな支援を行ってまいります。

次に、コロナ関連の後遺症への理解の促進、そして安心して相談できる体制の構築についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の療養が終了した方に対しましては、保健所がおおむね4週間後に体調などの確認を行うこととしております。罹患後症状、いわゆる後遺症が疑われる場合には、かかりつけ医等への受診を勧めているところであります。新型コロナウイルス感染症の後遺症は多種多様でありますけれども、多くの方におきましては軽微なものであり、まずは陽性診断を行った医療機関あるいはかかりつけ医にフォローアップを行っていただくようにいたしてあります。

しかしながら、症状が複数の診療科の領域にわたるような場合あるいは重い症状が認められる場合には、専門的な診療やチーム医療としての診療が必要となるということでございます。このため、御紹介もいただきましたが、昨年10月、高知大学医学部附属病院にいわゆる後遺症の専門外来を開設していただいたところであります。

高知大学医学部附属病院におきましては、現在までに地域の医療機関から42件の紹介を受けまして、患者の症状に応じた複数の診療科の医師等によりますチーム診療を行っていただいております。今後も関係機関と連携をいたしまして、後遺症がある方が安心して相談や治療いただけるように進めてまいります。また、

後遺症についての多様な症状あるいは国の研究成果につままして広報し、県民の皆さんの理解を促進してまいる考えであります。

次に、県内総生産におきます医療・保健・社会福祉・介護分野の規模、そしてそれらの就業者の処遇改善と人員不足などへの取組についてお尋ねがございました。

平成30年度の県内総生産は約2兆4,000億円となっておりますが、そのうち保健衛生・社会事業は3,000億円余りでございまして、構成比12.8%になっており、分野別に見た場合に一番高くなっているところであります。

こうした医療・福祉分野の職員の人材確保あるいは処遇改善を進めることは、御指摘もありましたように、本県におきます経済波及効果としても大きいものがあると考えております。そのため、県内におきます医療・福祉分野の職員の処遇改善あるいは人材確保は重要な課題であると考えてございまして、日本一の健康長寿県構想などにも位置づけて取組を進めております。

まず、医療の分野におきましては、若手医師が増加するなどの成果が見え始めましたので、これまでの奨学金貸付制度や高知医療再生機構と連携した若手医師への支援などの取組を継続して進めてまいります。

また、薬剤師や看護師などのコメディカル職員につつましても、職能団体との協働で就職説明会を行い人材確保を行う、あるいはキャリアアップのための取組を継続してまいる考えであります。

さらに、医師の労働時間短縮、職員のワーク・ライフ・バランスなどに取り組みます医療機関を対象といたしまして、高知県医療勤務環境改善支援センターと連携をしながら、支援を強化してまいります。

また、福祉・介護の分野におきましては、離職率の低減などの成果も見られてきております。

ノーリフティングケアや福祉・介護事業所認証評価制度を通じました職員の処遇改善、職場環境改善につながる取組をさらに後押ししてまいります。

また、デジタル技術の導入を加速いたしまして、業務の効率化、事務負担の軽減によって介護職員が直接介助に当たる時間を増やすといった形で、サービスの質の向上にもつなげてまいる考えであります。今後もこうした取組につつましては、現場の職員の声もお聞きして、必要な見直しを行いながら実効性のある処遇改善、人材確保を進めてまいります。

次に、消費税のインボイス制度への認識についてお尋ねがございました。

お話がありましたいわゆるインボイス制度は、消費税につつまして複数税率が採用される下で、適正な課税を確保するためには必要な措置であると認識をいたしてしております。また、制度の導入に当たりましては、特に中小・小規模事業者の皆さんなどに混乱が生じないようにすることが大切だというふうに考えております。

このため、インボイス制度の導入につつましては、軽減税率の制度が実施をされてから4年間の準備期間を置いてスタートするというようにされておりますし、このスタート後も6年間は経過措置を置きまして、段階的に移行していくという配慮が行われているところでございませぬ。

また、中小・小規模事業者の方々が免税事業者のままでありましても、取引先の事業者が課税売上高5,000万円以下のいわゆる簡易課税制度の適用を受けている場合には、インボイスの交付を求められることはないという制度設計が行われているところであります。

あわせて、政府におきましては制度の周知や広報、事業者の準備を支援する取組、免税事業者をはじめとした事業者の取引環境の整備を進

めているところであります。県といたしましても、中小・小規模事業者を含みます県内事業者の皆さんがスムーズに新しい制度に移行できますように、県内の税務署とも連携を図りながら、周知、広報等に努めてまいりる考えであります。

次に、これに関連いたしました本県の事業者数につきまして、及びシルバー人材センターの会員や農産物などの直販所への納入者に対します対応についてのお尋ねがございました。

国税庁の統計年報によりますと、本県の事業者数は個人、法人合わせまして約4万6,000者、消費税の課税事業者は約1万9,000者でございます。残りを免税事業者というふうに推計をいたしますと、約2万7,000者というふうに見込まれます。

なお、お尋ねがございましたフリーランスの数につきましては、全国レベルでの推計の数値しか公にされていないということがございますから、県として県内分につきましては確たる数字がどうかという点については、把握をいたしておらないところでございます。

インボイス制度は、ただいま申し上げましたとおりでございますが、売手から買手に正確な適用税率あるいは消費税額などを伝えるという役割を果たすものでありまして、消費税の適正な課税に必要な制度であるというふうと考えております。

一方で、インボイス制度の導入開始を前に、事務負担などの観点から様々な不安や疑問を感じておられる方がいらっしゃるというふう承知しております。こうした方の不安などを解消するために、政府におきましては国税庁、関係省庁が連携をして、例えば制度案内リーフレットの配布などによります広報、またホームページ上での動画による制度解説、さらに説明会の開催、コールセンターの開設によります相談対応などに取り組んでいるというふう承知して

おります。県といたしましても、国と協力しながら周知、広報に努めますとともに、不安や疑問の声をお聞きした場合には、しっかりと国に届けてまいります。

次に、インボイスに関しまして各団体から寄せられました決議、要望の受け止めなどについてお尋ねがございました。

インボイス制度の導入は、この要望にもありますように、経費、事務手続などで事業者の方々に新たな負担を伴うものというふう認識をいたしております。このため、商工会、商工会議所などと連携をいたしまして、事業者の方々の個別の指導・助言、税理士などによりますセミナーの開催などに努めてまいりました。また、全国知事会とも連携をいたしまして、制度の円滑な導入に向けました十分な広報あるいは支援の充実を行うように、国に対して要望してまいりました。

こうした結果、今回の国の補正予算で、インボイス制度に対応いたしました会計ソフトやレジを導入するという場合への補助制度を拡充するといった形で、国の施策の充実が図られたところであります。引き続き、県内の商工団体、事業者の皆さんの声もお聞きをいたしまして、全国知事会とも連携をいたした上で、円滑な導入に向けた対応をしっかりと国に提言してまいりる考えであります。

次に、中山間対策に関連いたしまして、いわゆる限界集落を生み出してきた原因についてどう考えるかというお尋ねがございました。

中山間地域の多くの集落におきましては、人口の流出あるいは高齢化によってその活力が奪われてまいりました。また、それによりまして集落機能が低下をし、産業の衰退を招くといった形で、いわゆる負の連鎖に陥りまして、集落の疲弊が進んできたものというふう受け止めております。

一方で、こうした厳しい環境の中にもありましても、前回の実態調査と同様に、約7割の住民の方々から、これからも集落に住み続けたいとの強い思いをお聞きいたしております。また、多くの住民の方々は、自然や景色、集落のまとまり、住みやすい環境など地域への愛着や誇りを持って生活をされているところでもあります。

県といたしましては、調査を通じて把握いたしましたこうした県民の皆様の思いをかなえるということが使命であると考えております。このため、市町村と連携をいたしまして、引き続き中山間地域におきます産業づくり、そして担い手の確保に総力を挙げて取り組んでまいります。

次に、小規模あるいは家族農業への国際的な流れに対します認識はどうかというお尋ねがございました。

小規模・家族農業をめぐる国際的な流れといたしましては、議員からお話ございましたEUのほか、国連におきまして2019年からの10年間は家族農業の10年と定め、各国に対して家族農業に関する施策を進めることなどを求めています。

世界の食料生産額の8割以上を占めるのが家族農業というふうに報告をされておまして、食料の安全保障という点に加え、貧困の撲滅、飢餓の解消、生物多様性の保全、環境の持続可能性の達成など様々な面から重要な役割を担っているというふうに認識をしております。SDGsが世界的な動きとなります中で、こうした家族農業の役割や重要性について国際社会で認識を共有するということが大変意義深いものであるというふうに考えております。

次に、小規模・家族農業重視への農政への転換を図るべきではないかというお尋ねがございました。

本県におきましては、農業に占めます家族経

営体の割合が全体の約97%を占めております。このため、家族経営体の経営発展を図ることが本県農業の持続的な発展に不可欠であるという考えの下に、産業振興計画において重点的に取り組んでまいりました。

具体的には、環境制御技術に最先端のデジタル技術を融合させました、いわゆるIoTプロジェクトを推進していくということ、スマート農業の普及におきましては、大規模な法人経営体だけではなく、小規模な家族経営体でも生産性の向上や省力化が可能となりますように取り組んでいるところであります。

また、担い手の高齢化や生産条件がより厳しい中山間地域におきましては、家族だけで農業を担うということが難しい状況にございますので、集落営農組織の拡大あるいは組織間の連携など、地域の農業を面的に支える仕組みづくりを推進しております。さらに、来年度からは国の事業を活用いたしまして、農用地の保全活動、地域資源の活用などの取組を複数の集落などが連携して行います農村型地域運営組織の形成を推進してまいります。

その一方で、地域で暮らし稼げる農業を実現するためには、経営体の規模拡大あるいは大規模な法人経営体の農業参入を図る取組、これも他方では重要だというふうに考えまして、各種の施策を推進しているというところがございます。そういう意味で、今後も農家の規模の大小あるいは経営の形態にかかわらず、必要な施策をしっかりと展開してまいりたいというふうに考えております。

次に、国土交通省におきます統計調査の不適切処理への受け止めについてお尋ねがございました。

国土交通省は、建設工事受注動態統計調査におきまして二重計上が生じていたことを受けて、外部委員から成る検証委員会を設置し、調査、

検証の上で、本年1月14日に報告書を公表されております。報告書では、期限を過ぎて報告された月の受注額を、受理した月分にまとめて計上した上で、受理前の月分にも推計値を計上するという方法としておりましたために、二重計上が発生したことが問題点とされております。

これらの原因としては、1つには、人的な余裕がなく、こうした処理を見直す機会もないまま続けていたこと、またもう一つには、制度設計を行う職員と集計の実務を行う職員間で十分な情報共有がされず、情報の分断が生じていたことなどが指摘をされております。

建設工事受注動態統計は、国の基幹統計といたしまして、国土交通白書あるいは各種施策の基礎データにも利用されるなど、重要な調査として正確な計数が求められることは言うまでもないことでございます。統計調査に関しましては、厚生労働省の毎月勤労統計調査をめぐる不適切事案を受けて、平成31年に基幹統計の一斉点検が行われたにもかかわらず、このような事案が再び発生したということは大変残念に思います。

検証委員会の提言にもありますように、今回の事案を契機として統計実務を取り巻く環境が改善をされ、国民の公的統計に対する信頼を取り戻すことができますように、対策を講じていただきたいと考えております。

次に、本県の統計分析業務に関しまして、これまでの所管で各施策への活用に支障があったのかどうか、また公的統計の専門的独立性の確保についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

本県の統計分析業務につきましては、これまでも適切に統計調査を実施し、経済波及効果の算定など、各分野におきます統計データの活用、分析なども行ってまいりました。

統計分析の各施策への活用に関しまして、現

状で特段の支障を生じているという状況にはございませんけれども、これまで以上に本県の課題解決に向けた政策立案に生かしていきたい、活用できるようにしていきたいというふうに考えております。具体的には、多くの統計調査が関連をいたします産業振興計画でございませうか、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、各施策の効果検証あるいはバージョンアップをする際に、統計データをより有効に活用していきたいというふうに考えているわけでございます。

そもそも、公的統計の作成におきましては、統計法の趣旨に基づき、統計機関が専門的かつ中立公正に調査を行い、説明責任を果たすということが求められるわけであります。このことは統計分析業務を産業振興推進部に移管したとしても、これまでと何ら変わることはございません。恣意的な統計操作、統計不正などはいずれにしてもあってはならないことでございまして、今後とも正確で信頼できる統計調査を実施してまいりたいと考えております。

最後に、これも県の組織改正に関連いたしまして、文化財の保護と開発の均衡についてお尋ねがございました。

御指摘もございましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、平成31年4月から地方公共団体の文化財保護事務は、条例により地方公共団体の長が担当できるということとなりました。文化行政全体の一体性でございませうか景観、まちづくりなどに関します事務との関連性を考慮いたしまして、文化財保護事務を一層充実させるために取り得る制度の選択肢として設けられたというふうに承知をしております。

既に10県において文化財保護事務が知事部局に移管をされているというふうに承知しております。本県も貴重な文化財の次世代への確実な

継承に向けまして、文化財の保存と活用に関する取組を文化芸術や地域振興などの取組と一体的に執行できますよう、来年度から移管をしたいというふうに考えているところでございます。

他方、文化財保護法の改正によりまして、文化財保護事務を知事部局に移管する場合には、文化財に関する有識者で構成をされます地方文化財保護審議会を必ず設置するということが定められました。これまで同様、文化財の本質的な価値が毀損されないように、重要事項について御意見を求めることで開発行為との均衡を図ってまいります。

また、例えば高知城や龍河洞などの文化財を観光面で活用する際には、文化財保護法によりまして現状変更の制限や文化庁の助言を得るといった必要がございます。こうした文化財の価値を守るための制度は、文化財保護事務が知事部局に移管された後も変わることはなく、従来どおり維持されるということになっております。

文化財の保存と活用は二項対立、二律背反の関係ではございませんで、相互に高め合う好循環の関係であるべきだというふうに考えております。知事部局で一体的に所管をすることで、文化振興と文化財保護の連携を強化いたしまして、文化財を将来にわたってしっかりと保存しながら、効果的に活用していくように取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(子ども・福祉政策部長 山地和君 登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、新型コロナウイルス感染症から回復した高齢者の受入先の確保についてお尋ねがございました。

お話のように、第6波では高齢者の患者が増加する中、新型コロナウイルス感染症から回復後の感染リスクの有無や、新型コロナ以外の病状、介護度等により自宅や施設へ戻ることが困難な場合があり、こうした高齢者への対応とし

て次の支援を行っております。

まず、コロナの症状が改善したものの、感染リスクがあり介護を要する高齢者につきましては、2月21日に新たに設置した臨時の療養施設において療養していただいております。また、感染リスクはなくなったものの、持病等の悪化により引き続き医療が必要な高齢者につきましては、こうした患者の受入れが可能な後方支援病院の情報を県から各入院医療機関へ提供し、転院調整を支援しております。

さらに、入院前と比べて介護がより必要となった高齢者への支援につきましては、退院後の在宅生活において心身の状態に応じたケアプランの適正な見直しが行われますよう、市町村など関係機関に周知徹底してまいります。

県としましては、コロナ禍においても高齢者の方が安心・安全に生活を続けていけるよう、引き続き関係機関と連携し、受入先の確保等に取り組んでまいります。

次に、国庫負担を増額して介護や保育職員の低賃金を解消すべきではないかとお尋ねがございました。

お話のように、今回の処遇改善につきましては、本年2月から9月までは補助金により行われ、10月以降は介護報酬の改定や子ども・子育て支援新制度による1人当たり3%、月額約9,000円の引上げが国において示されております。9月までの補助金による処遇改善につきましては全額国費が充当されますが、10月以降は介護保険料や自治体の負担額に影響を及ぼす可能性もございます。

少子高齢化が進む中、将来にわたって安定して介護や子育てサービスを提供していくためには、給付と負担のバランスを図りながら、制度の持続可能性を高めていくことが重要となってまいります。県としましては、介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、国と地

方の負担の在り方を含め必要な制度の改善を図ることや、子ども・子育て支援新制度の実施に必要な財源の確保につきまして、全国知事会を通じて国に提言を行っているところです。引き続き、国の動きも注視しながら持続的な制度の改善に向け、全国知事会などと連携し取り組んでまいります。

最後に、配置基準を高めることにより働きやすい環境をつくるのが、ケアの質の向上や人手不足解消のためには重要ではないかとお尋ねがございました。

介護施設の配置基準は、施設が守るべき最低限の基準であり、各施設ではケアの質の向上のため、介護報酬の加算制度を活用して基準以上の人員を配置し、適切なサービスを提供しております。介護施設の配置基準につきましては、現在国において見直し等の議論が行われており、県としましても引き続き国の動きを注視してまいります。

ケアの質の向上のためには、施設で働く方のモチベーションの向上や働きやすい環境づくりが重要です。県としましては、行政への提出書類の簡素化や事業所のデジタル技術の導入を支援するなど、介護現場の効率化や事務の負担軽減を進め、介護職員が直接介助に当たる時間を増やすことで、ケアの質の向上を図ってまいります。

また、新たな介護人材として、元気高齢者の介護助手への参入を進めているところです。元気な高齢者御自身に人材不足を補っていただき、介護職員の業務をサポートすることで、介護職員が専門性の高い業務に専念できる環境づくりを進めるとともに、就労を通じて高齢者御自身の介護予防につなげるなど、相乗効果を期待しているところです。

さらに、本県が先駆的に進めてきましたノーリフティングケアや福祉・介護事業所認証評価

制度の取組を広げていくことで、ケアの質の向上と介護人材の確保を図ってまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、質の向上や人手不足解消のため、保育士の配置基準を高め、働きやすい環境をつくることについてお尋ねがございました。

保育所において働きやすい職場環境づくりを進めることは、質の高い保育を提供する上で、また離職防止も含めた人材確保の観点からも重要だと考えております。このため県教育委員会では、本年度から新たに保育士の補助を行う職員の配置への支援や、保育所等の経営者を対象にした保育現場の業務改善研修などに取り組んでおります。

お話にありました保育士の配置基準につきましては、国の省令において3歳児であれば子供20人に保育士1人、4・5歳児は30人に1人と子供の年齢に応じて最低限必要な保育士数が示されており、それを基本として保育所の運営費が算定、支給されているところです。

国においては、平成27年度に子ども・子育て支援新制度がスタートした際、3歳児に対する職員配置を15人に1人とした場合の加算措置を講じており、一定の改善が図られております。県教育委員会としましては、保育の質の向上や人材確保に向けて、他の年齢の子供も含め、さらに職員配置の改善がなされるよう、引き続き全国知事会を通じて要望を行ってまいります。

次に、保育士、幼稚園教諭等の収入を上げるための国の新たな補助事業に関して、県内の公立の保育所、幼稚園などの実施状況、また公立職員の処遇改善を図るよう徹底することについてお尋ねがございました。

今回の補助事業は、現場で働く全ての方々の処遇改善を目的としており、民間施設だけではなく公立施設も対象となっております。県教育

委員会では、これまで事業の実施主体である市町村に対し、国から示される情報を速やかに提供するとともに、補助申請の取りまとめを行ってまいりました。

その中で、民間に比べ公立施設の申請が低調であったことから、県内各市町村の検討状況や、条例や規則改正など処遇改善を実施する場合には必要な庁内手続について、随時市町村に情報提供を行っております。その中で、保育士等の処遇改善については、これまで各市町村からの要望も踏まえ、全国知事会などを通じて繰り返し政策提言していることから、特に会計年度任用職員については積極的に本事業を活用するよう促してまいったところでございます。

結果として、公立の保育所、幼稚園、認定こども園の31.1%に当たる9市町村、41施設において本事業を活用して、会計年度任用職員の処遇改善が図られることになっております。なお、活用を見送った施設につきましては、市町村からは管内の民間施設に比べ一定給与水準が高いことや、他職種の会計年度任用職員との均衡の維持といった理由であるとお聞きをしているところです。

各市町村においては、様々な事情や経緯を考慮して判断されたものと受け止めておりますが、県教育委員会としましては、引き続きこの事業を実施する市町村の状況を把握して、他の市町村へ情報提供するなど、職員の処遇改善に向けた市町村の取組を支援してまいります。

次に、補助事業の申請期限の猶予を国に求めるとともに、申請事務の支援を図るべきではないかとお尋ねがありました。

今回の補助事業については、民間施設からは対象施設の87.6%に当たる162施設から申請が提出されております。なお、申請を希望しなかった施設について、市町村を通じてその理由を確認したところ、公立から民間に移管した施設で、

給与水準が管内の公立施設と同等であることなどが多く挙げられ、検討に時間を要したことを理由としているのは1施設のみでありました。

本事業は、本年2月分からの賃金引上げが実施要件となっており、賃金規程等の改定に時間を要する場合には、3月中に2月・3月分をまとめて支払うことも可能となっております。また、2月分から賃金を引き上げ、3月中に支払っていれば、令和4年度に2月分から補助対象に含めて申請を行うことも可能であり、こうした取扱いについても市町村を通じて各施設へ周知してきております。また、申請事務への支援につきましても、これまで県独自で作成した申請書類の記入例の提供などを行ってきており、引き続き各施設が円滑に申請できるよう市町村を支援してまいります。

次に、高知県教育振興基本計画等に教員配置の課題があることを明記し、実効ある取組を推進すべきではないかとお尋ねがありました。

第3期高知県教育振興基本計画の中に、チーム学校の基盤となる組織力の強化の項目において、質の高い教員の確保・育成を対策に掲げております。そこには教員の大量退職・大量採用時代にある中で、できる限り数多くの教員の確保と、その資質や能力の向上を大きな課題として捉え、教員採用審査方法についての記載をしております。必要な教員数を確保するための課題や取組について一定記載をしているものと考えております。

具体的な取組としては、全国一早い審査日の継続、県外での採用審査会場の開設、現職教員を対象とした特別選考、任期付教員の採用など、これまでも教員の採用における工夫改善に継続的に取り組むことで、必要な教員数の確保に努めてまいりました。

今後も引き続き将来の適正な教員数も念頭に入れつつ、国から配分される教員定数に対して

実際に配置された教員実数の割合、いわゆる教員配置の充足率100%に向けた必要な教員数の確保に取り組んでまいります。

次に、小学校教諭の充足率と標準定数内の臨時教員数の改善状況及び来年度の改善目標についてお尋ねがございました。

いわゆる充足率は本県の小学校教諭等——これ教頭、校長、主幹教諭、教諭、講師などを含みますが——で令和2年度が97.3%、令和3年度が98.3%となっており、前年度に比べて改善傾向にありますが、100%には至っておりません。しかしながら、本県の小中学校全体の充足率は昨年度の99.5%から本年度は100%となっており、校種別では中学校は100%を超えて105.3%、小学校ではただいまお答えしたように1.7%の未充足となっております。

本県の中学校は小規模校が多いことに加え、小学校以上に学力の未定着、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題、部活動の顧問等の教員の長時間勤務の課題が大きく、その解決を図るため、中学校への重点的な教員配置を行ってきたことによるものでございます。教員定数は児童生徒数や学級数で毎年変動するものでありますが、今後とも小中学校全体で100%の充足率を目指した取組を進めてまいります。また、小学校教科担任制に係る中学校の乗り入れ授業等で小学校の負担軽減を図るとともに、小学校についても100%充足率を目指して改善に努めてまいります。

次に、4月の新学期当初において、県の基準に基づき学級数に応じて配置される教員定数内の臨時教員数は、小学校では令和2年度が50名で令和3年度は36名と14名の減、同様に中学校では令和2年度が46名で令和3年度は44名と2名の減となっており、ともに改善傾向となっております。

学校の統廃合や児童生徒の転出入によって教

員定数は毎年変動するものであり、加えて近年の加配定数の減少傾向などに対応するため、一定の臨時教員の配置は必要であると考えておりますが、できる限り正規職員の配置割合を増やしていくよう今後も努めてまいります。

次に、小学校の少人数学級編制により増員分の定数を先取り採用して、教員不足や多忙化解消に資する考えはないかとのお尋ねがございました。

国のいわゆる義務標準法が改正され、本年度から小学校2年生が1学級40人の上限から35人に改められ、年次進行で令和7年度には小学校全学年で35人学級編制となる計画です。これにより1学級の上限が40人から35人に変更となり、学級数が増えることで教員定数が増え、その分が基礎定数化されることとなります。本県では1学年当たり10名程度の教員が増加する見込みとなっております。

お話しいただきました法改正の先取りは、例えば予算要求に当たっての考え方の一つとなるものであると考えておりますが、教員の採用数につきましては、児童生徒数の増減や学校統廃合による定数の変動、それから退職者や再任用数の動向などの様々な要因を分析しながら、5年先まで採用計画を立てているところでございます。その上で、小学校のこのたびの教科担任制のような国の新しい制度や方向性を考慮しまして、必要となる採用人数や教科等を精査して、毎年度採用計画を補正し、より教育効果が上がる採用を行っているところでございます。

また、本県の教員を志願する方々に対して、毎年一定数の安定した採用を確保することは、優秀な人材の確保に資するものであり、あわせて毎年の採用者数をできるだけ平準化することで、いびつな年齢構成の解消にも努めているところでございます。こうしたことに加え、優秀な教員の確保の面からも、現状においては一度

に4年分40人程度を上乗せして先取り採用することは難しいと考えております。

今後は、定年延長制度の導入によりまして、退職者数などが不透明となる部分もありますが、採用についてさらに検討を深め、採用計画の精度を高めながら、安定的な学校経営に資するよう取り組んでまいります。

次に、中学校35人学級によって何名の教員の増員が必要となるのか、増員分は正規教員で対応することについてとのお尋ねがございました。

年度末から年度初めにかけて、特に市部の学校では児童生徒の転出入が多いため、少人数学級編制の確定は4月の学校始業日となります。このため、令和4年1月10日時点の生徒数によって推計をいたしますと、中学校の35人学級編制を実施した場合、県全体で68名の教員定数の増員が見込まれております。

この増加する教員定数については、国の少人数学級編制に係る加配定数と県単独の加配措置によって対応してまいります。この少人数学級編制を含む様々な課題解決に対応するための国の加配定数は、毎年変動するという不確定な要素がある上に、国からの加配定数決定の通知は毎年2月上旬ということから、その全てを正規教員で配置することは難しい状況にあります。

加えまして、中学校の場合は教科担任制であり、この増加した定数分をどの教科で配置することが有効であるかということにつきましては、市町村教育委員会と十分に協議をした上で教科等が決定されるため、教科によっては正規職員の配置が困難な場合があります。正規教員及び臨時教員のいずれを記置するにしても、少人数学級編制を実施する中学校において、教育課題の解決につながる教員の配置と活用に努めてまいります。

次に、来年度35人学級導入で学級数が増える学校数と、そのうち実施しても教員配置数が変

わらない中学校は何校となるのか、また本県の配当基準を見直し、今回の学級増での授業時間数増に対応できる教員配置数とすることについてお尋ねがございました。

本県の中学校の教員配置基準では、少人数学級編制を実施して学級数が増えたとしても教員定数が増えない場合があります。具体的には、特別支援学級を除き学校全体の学級数が3学級から5学級までは教員定数が9名という配置基準となっております。この基準は、国のいわゆる義務標準法によって算定される教員数に基づき県が定めているものですが、各中学校への配置数は国の義務標準法と同程度のものとなっております。

令和4年度に35人学級編制を実施した場合に、学級数が増加する学校は29あり、そのうち学級数が増加しても3学級から5学級の範囲となって教員数が増加しない学校は、昨年12月の段階での試算では5校程度になると想定をしております。

学校の現場からは、学級数が増えることで学校全体の総授業時間数が増加するにもかかわらず、教員数の増加がないので、教員の負担が増すとの声が聞かれておりました。そのため、現行の基準では35人学級編制を導入しても教員数の増加がない学校については、特別に1名を加配措置することとしました。これにより、県教育委員会としましては、対象となる全ての中学校において35人学級編制を導入していただきたいと考えております。

次に、公教育費がOECD諸国で下から2番目の対GDP比4.0%をあと1%増やし、せめてOECD諸国並みにするよう政府に強く求めていくことについてお尋ねがございました。

本県の教育課題を解決し、さらに教育の振興を図るためには、教員定数の確保を含めた教育予算の充実が重要であると考えております。そ

のため、全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会と共に、国に対して各種加配定数の改善、充実や教職員給与等の改善、公立学校施設整備に係る必要な財源の確保など、約70項目にわたって教育予算に関わる内容を毎年しっかりと要望しているところです。これら個別の具体的な要望が実現されることによりまして、結果としてGDPに占める公教育費の割合も増加するものと考えております。

あわせて、本県独自で政策提言書を国に対して毎年提出しており、定数の充実についての提言を行っているところです。本年度は教育課題を解決するための教職員加配の重点化による支援につきまして、令和3年6月21日にウェブ会議システムを活用し、濱田知事から文部科学大臣政務官に対し、少人数学級編制を拡充するための加配措置や主幹教諭の加配、事務職員の加配等の充実の提言を行っております。今後とも国に対して、本県の教育が強力に推し進められるよう、教育予算や教職員加配の拡充など、必要な提言や要望を継続してまいります。

最後に、充て指導主事の数を計画的に他県並みに減らし、学校現場へ返していくことについてのお尋ねがございました。

指導主事は本県の小中学校の学力課題や不登校など喫緊の課題の解決を図り、県の教育振興基本計画を着実に推進するために、専門職として各学校や市町村教育委員会への直接的、間接的な支援を実施しております。その配置に当たっては、小規模の小中学校が海岸部から山間部まで広範囲に点在しているといった本県の状況に対応しつつ、各学校や市町村教育委員会への支援を充実させるため、県内の3地域に教育事務所を設置し、その教育事務所や市町村教育委員会にそれぞれ必要となる一定数を配置しております。

高知県の教育の現状を鑑みた場合、こうした

体制による各校の取組が成果を上げてきておりますので、指導主事の配置数等については当面現状を維持していきたいと考えております。一方で、それぞれの教育課題の改善状況により、高知県教育振興基本計画の改訂と合わせた、指導主事の配置減も含めた適正配置について今後も継続して検討してまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 本県の文化行政の現状と今後の取組についてお尋ねがございました。

県では、文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県の実現に向け、平成28年度に策定した高知県文化芸術振興ビジョンに沿って様々な施策に取り組んでおります。例えば、高知県芸術祭の開催や県立文化施設の利用促進、文化広報誌「とさぶし」の発行などにより、多くの県民の皆様に優れた文化芸術に親しんでいただくことのできる環境づくりに努めているところです。

また、高知の固有の文化を後世に伝えるため、本年度から新たな県史の編さんを開始いたしました。今後20年間にわたる県史編さんの事業を通じて、県民の皆様に本県の歴史への理解と愛着を深めていただけるよう取り組んでまいります。

加えまして、地域の人々の努力によって引き継がれてきた文化財の保存と活用につきましては、昨年度県教育委員会において高知県文化財保存活用大綱が策定されております。今後は、この大綱を踏まえ、市町村の文化財保存活用地域計画の策定についても支援するなど、取組を進めてまいりたいと考えております。

さらに、文化芸術を地域の振興につなげる取組としましては、まんが甲子園や全国漫画家大会議などの開催による交流人口の拡大と高知県の魅力の発信にも努めているところです。

今後も、これらの取組を着実に推進するとと

もに、社会状況の変化を踏まえ、デジタル技術の活用を進めるなど、県民の皆様に文化芸術をさらに身近に感じていただける環境づくりに努めてまいります。あわせまして、地域における文化芸術の振興を担う人材の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

○35番（吉良富彦君） それぞれありがとうございます。2問を行います。

ウクライナ侵略、侵攻についてですけれども、今世論の中で憲法9条も、そして国連憲章も無益やと、そんなんじゃあ戦争は防げんというような声が上がっております。しかし、この論議というのは——知事も先ほど憲法の平和主義は守っていくということですので——今までの人類の英知、知性を否定する考えですね。

じゃあ軍事大国に、武力行使やって、憲法をなくして、国連憲章もやめて、じゃあ武力行使をやるのかと、まさに力と力の論理で、これは野蛮ですよ。力の大きいものが自らの思いを貫徹していくということになるんで、当然これは私たちはあまりにも暴論だということで、今の平和主義、憲法を守っていくことを先頭にしまして、今実際、諸国民の圧倒的な多数は、高知でもスタンディングをやっていますけれども、戦争するなど、武力行使はいかんというのが、これは圧倒的な世論です。それにくみした流れをぜひ大きくしていかなければならないと思います。

しかし、その中で突出した流れがやはり御存じのように、この被爆国の首相をやった安倍元首相、彼がいわゆる核のシェア、ニュークリア・シェアも論議をすることをとどめてはならないというような発言をしております。御存じのようにこの高知では広島や長崎の戦争被爆はないですけれども、実験被曝で大きな影響を受けております。知事を先頭にした原水爆禁止の運動が高知から起こって、今の原水爆禁止の流れができていますけれども、その被曝者の思

いをしっかりと考えたことがあるんだろうかというふうに思うんです。

ちょうど昨日が3月1日で、68年目のビキニ被災の日でした。今日の高知新聞にも出ていますけれども、静岡県の焼津でも、第5福竜丸の乗組員らが被曝した、その3・1ビキニデー集会を行ったということになっています。

本県でも県が主催をして、シンポジウム、これを3月12日に行うことになっております。そこにはなぜそれを開くかという、汚染されたマグロ——要するに被災したのは大体1,423隻、そのうち本県は100隻を超えるマグロ漁船が含まれています。実際私たちが調べたのでは274隻ですけれども、またその他の海域で操業中に水爆実験によって被曝したとされる方々もいます。こうした方の健康不安に寄り添うとともに、放射線被曝について理解を深め、再びこうした被害が起きないことを願ってシンポジウムを開催しますということをやっているわけですね。

そういう本県の知事として、今回の安倍さんの発言をどうお考えなのか、ぜひお聞きしたいと思います。

それから、もう一つはやはり教育問題で、教員不足の問題ですね。指導主事、充て指導主事の問題、やっぱり冷たいですね、教育長。9月から12月までの各学校で未着任になっている学校がだあっと出てきているんですけれども、複式担任が休み、代替なく管理職などが入っている、2名が病休、1か月以上いまだ未着任、これは小学校です。そして、例えば高校でも高校2年次が9月から休み、これ12月ですよ、報告があったのは。代替が来ていない、そして特別支援学校でも2学期より家庭科教員休み、分校の家庭科教員が兼務している。もう現場は火の車です。教えるといっても、管理職が教えに行っているところもあるんですけれども、それは十分な学力保障できませんよ。管理職は管理職の

仕事があるわけですから。

本当にもう毎日毎日、薄氷を踏む思いでやっているんですよ。優秀な、中堅の力のある人が、ぼんと抜かれるわけですね。本来教員として採用されているのに、途中で、あなた必要だからと言われて現場から出ていく、これはやはり考え直す必要があると思います。

先ほど言いましたように、4%近くて、北海道だって0.何%ですよ。時間がなくなってきますけれども、一番広い北海道だって、教育長が言うようによね、本県は横に広いからだと言うけれどよね、北海道だって高知県より少ないんですよ、比で言えばね。せめて現場の苦悩に寄り添った人事配置で、可能なものは現場へ行って頑張ってもらおうという姿勢を取っていただきたいと思いますが、そのことについて第2問いたします。

○知事（濱田省司君） 吉良議員の再質問にお答えいたします。

今御指摘ございましたように、今回の事案に関連いたしまして、安倍元首相のほうで、これは安全保障上の議論はタブーなくすべきだという御趣旨だと思いますけれども、核共有なども議論を党として、していくべきではないかというような発言をされたということは報道で承知をいたしております。

ただ一方で、これは国会でも早速議論になっているというふうに承知しておりまして、岸田総理のほうは、政府として非核三原則を国是として様々な法制を整備し運用しているという立場から、政府としてそういったものを議論する立場にはないと考えているという発言もされたというふうに承知しております。

高知県も、お話ございましたようにビキニ環礁の事件もあり、また昭和59年には県議会におきまして非核平和高知県宣言も決議をされているというふうに承知しておりますので、本県と

いたしましても、この非核三原則は遵守をするという立場で対応していくべきだというふうに考えているところでございます。

○教育長（伊藤博明君） 今議員からお話がありましたように、教員を確保していくというのは非常に大事なことで、そういう認識はしております。指導主事の件につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、今現状の課題解決には非常に成果が上がっておりますので、その課題が解決されるまでは、——されれば先ほどお答えしましたように、そういった減少に向けての検討も進めていきますけれども、それと併せて充当率の話もいただきました。そこの教員もしっかり確保していくと、そういったものも含めて、教員の確保に向けては一生懸命取組をさせていただくと、そんな中で、そういう配置ができないということについての解消に力を入れていきたいというふうに考えております。

○35番（吉良富彦君） 悪循環ですね。本当に現場の必死の思いでやると精神疾患が増えて、現場に穴が空くというようなことになっているわけですよ。だから、ぜひ善処を求めまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）



議案の上程、採決（議発第1号 決議議案）

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末456ページに掲載〕

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第1号「ロ

シアによるウクライナ侵略を非難する決議議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時13分散会

令和4年3月3日（木曜日） 開議第3日

出席議員

1番 桑 鶴 太 朗 君
 2番 上 治 堂 司 君
 3番 土 森 正 一 君
 4番 上 田 貢太郎 君
 5番 今 城 誠 司 君
 6番 金 岡 佳 時 君
 7番 下 村 勝 幸 君
 8番 田 中 徹 君
 9番 土 居 央 君
 10番 野 町 雅 樹 君
 12番 横 山 文 人 君
 13番 西 内 隆 純 君
 14番 加 藤 漠 君
 15番 西 内 健 君
 16番 弘 田 兼 一 君
 17番 明 神 健 夫 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 依 光 美代子 君
 26番 大 石 宗 君
 27番 武 石 利 彦 君
 28番 田 所 裕 介 君
 29番 石 井 孝 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君
 36番 米 田 稔 君
 37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 井 上 浩 之 君
 総 務 部 長 徳 重 覚 君
 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
 健康政策部長 家 保 英 隆 君
 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
 文化・生活部長 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長 沖 本 健 二 君
 産業振興部長 尾 下 一 次 君
 推進部長 中 山 間 振 興 ・ 交 通 部 長
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 山 脇 深 君
 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
 水産振興部長 松 村 晃 充 君
 土木部長 森 田 徹 雄 君
 会計管理者 井 上 達 男 君
 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人事委員長 秋 元 厚 志 君
 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
 人事務局長 西 山 彰 一 君
 公安委員長 熊 坂 隆 君
 警察本部長 奥 村 陽 子 君
 代表監査委員 中 村 知 佐 君
 職務代理者
 監査委員 中 村 知 佐 君
 監 査 委 員 長

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 山 本 和 弘 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 杉 本 健 治 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 3 号)

令和4年3月3日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和4年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 令和4年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 令和4年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 12 号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

- 第 13 号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 令和4年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 令和4年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第 21 号 令和4年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 令和4年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 令和4年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 令和3年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 28 号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 29 号 令和3年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 30 号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 31 号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 32 号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計補正予算

第 33 号	令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和3年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和3年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 57 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 58 号	高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 59 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	令和3年度高知県電気事業会計補正予算	第 60 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	令和3年度高知県病院事業会計補正予算	第 61 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県動物愛護基金条例議案	第 62 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	警察職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 48 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 66 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 49 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 67 号	県が行う土地改良事業に対する市町
第 50 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案		

村の負担の一部変更に関する議案

第 68 号 包括外部監査契約の締結に関する議案

第 69 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

第 70 号 (新) 安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案

第 71 号 県道の路線の認定に関する議案

第 72 号 令和4年度高知県一般会計補正予算

報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第3号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長（森田英二君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（森田英二君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計予算」から第72号「令和4年度高知県一般会計補正予算」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上75件を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一

般質問を併せて行います。

26番大石宗君。

(26番大石宗君登壇)

○26番（大石宗君） おはようございます。

一燈立志の会の大石宗でございます。私たちの会派は、今議会から、先日の補欠選挙で当選されました依光美代子議員をお迎えし、3名で新たなスタートを切りました。会派で設立当初から掲げている地域主権、現場主義を胸に変わらず精励してまいりますので、森田議長はじめ同僚議員の皆様、濱田知事はじめ執行部以下県庁の皆様、引き続き何とぞよろしくお願いたします。それでは、今定例会に提出されました議案並びに県政課題につきまして、会派を代表し、順次質問に入らせていただきます。

まずは、ロシアのウクライナ侵攻についてであります。昨日、高知県議会は、世界を一変させたこの事案に対し、力による現状変更を断じて認めず、侵略を最も強い言葉で非難し、平和的解決を図るよう尽力することを政府にも求める非難決議を全会一致で可決いたしました。

私は、さきの大戦における戦没者の皆様の慰霊事業や遺骨収容などに、大変微力ではありますが、関わってきました。戦禍の悲惨さについては、これまで痛いほど感じてきたところであります。今この瞬間も、戦争によって民間人も含む——今朝の報道では2,000人を超えたということもありました——多くの貴い命が失われていくことに耐え難い苦しみと悲しさを抱く毎日ではありますが、これは、近年見たことのない大規模なもので、世界の秩序を大きく変える、大変な歴史の節目となるものでもあります。

開戦に至るまで、様々な外交努力もなされた中でロシアの戦争開始の号砲、そして同じく世界の秩序を変えようとロシアと協調してきた中国が、戦争開始後もロシアに一定の配慮を見せるとともに、各国が経済制裁を強める中、小

麦の輸入拡大を発表するなど経済支援とも映る行動を行う姿は、今後の世界情勢、アジア情勢にとって強く困難を予測させるものであります。

そういった中で、我が国日本は、ロシアの行動を強く非難する姿勢を早期に示し、経済制裁や人道支援など、欧米と協調して取り組むこととしております。

我が国随一の外交家であり、戦後の復興を支え、日本の独立を回復した郷土の大先輩吉田茂先生はその著書で、中立は幻想である、この幻想に惑わされて去就を不明にするが如きことがあれば、友を失って孤立し早晚自滅するは必定である、単に友に見捨てられるだけではない、敵からも軽侮されるのが落ちである、すなわち中立は亡国の道以外の何物でもないのであると述べておられますが、まさに今回の事態に当たり、我が国としては、現在行っている政府の姿勢を一貫して支持し、国際社会の中での態度を明確にし続ける必要があります。

一方、これは日本、そして私たち国民にとっても覚悟が必要で、今後この戦争は対岸の火事ではなく、自分たち自身に関連して起こる様々なリスクや影響を真剣に受け止め、乗り越えていかなければならないことを示しております。今後は、独立した国家として、自らの身を自ら守ることをより強く意識しつつ、今回の事態で改めてその重要性を痛感することとなった集団安全保障の在り方などに関する議論も深め、決議にあるように国際社会と緊密に連携しながら、平和のための努力を積み重ねていかねばなりません。

そういった中で、地方からも、地方6団体からの声明発表、地方議会での決議をはじめ、東京が都庁をウクライナカラーに電飾する、首長が寄附の窓口紹介を行うなど、様々ウクライナを支援する動きが出てきております。また、大阪府や千葉県では、影響を受ける中小企業等に

対する相談窓口を設置するなど、今後起こり得る課題に対処する行動も始まりつつあります。

そういった意味で、まずは、この戦争が今後本県に与え得る影響について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、この情勢を受けて、現実的なリスクが高まっているサイバー攻撃についてであります。ロシアのウクライナ侵攻目前の2月23日、経済産業省はサイバー攻撃のリスクが高まっているとして、国内企業に注意喚起、続いて24日には金融庁、そして商工会議所なども同じ趣旨の声明を発表する中、28日にはトヨタが部品工場に受けたサイバー攻撃の影響で全工場停止となりました。今後、日本も、欧米と協調してロシアに対する制裁を強めていくという中で、報復の攻撃リスクが高まっていることは覚悟し、備えなければならない現実の脅威であります。

そのような中で、本県の企業や個人も直面する可能性のあるこのリスクに対し、しっかり注意喚起しつつ対処を行うことが重要だと考えますが、警察本部長にこれまでの取組と今後の方針についてお伺いいたします。

次に、高知県政における知事の理想の姿についてお伺いをさせていただきます。今回提出された令和4年度の当初予算案は、濱田知事が御自身の政治理念なども織り込んで編成され、尾崎県政から引き継ぐ基本方針、5つの基本政策に加えて、3つの横断的政策、そして重点的に取り組むテーマとして、グローバル化、デジタル化、グリーン化を取り上げるなど、昨日の本会議でもありましたが、濱田カラーが出た予算案だと思います。

また、そのボリュームも、平成16年度以降最大規模。一方、将来における財政の不安定さなどにも留意する予算となっていますが、予算が政治家の理想を実現するための手段だとしたときに、この予算案の背景にある理想の高知県像

を、知事はどのように考えておられるのか。特に、古くから中山間に多様な集落を持ち、文化でも経済でも栄えてきた高知県、人口の高知市への一極集中も加速化し、急激に地域が変化する中ではありますが、それぞれの地域にどのような役割を期待するのか。そして、知事の描く高知県のあるべき姿とは何か。個々の政策の推進の先にある県の理想像、ビジョンについてまずお伺いいたします。

次に、知事の政策判断における前提となる情報収集についてであります。コロナ禍という未曾有の大災害の中において、濱田知事のリーダーとしての対応を見たときに、冷静に、主観を排し、合理的に物事を落ち着いて判断される姿勢には大きな敬意を感じるところですし、県民、そして県議会の一人として、深い信頼を寄せるところでもあります。

一方で、コロナは有事でもあるという考え方からすれば、情報収集のチャンネルを、政治家が多様に持つ努力をすることも、現場の状況把握という意味でも、民意を見極めるという上でも、そして政治家として様々な発信をされるという上でも重要ではないかと考えます。

そういった中で、私は知事の記者会見など多く傍聴させていただいていますが、大変恐縮ですが、その中で知事の、何々何々というふうに聞いていますという発言を多く耳にしてきたところでもあります。これはつまり、自身が直接聞いた情報をそのまま出すというよりは、信頼する筋、恐らく県庁を中心とした情報網から、客観性、公平性など担保された中で上がってくる情報をリーダーとして判断される姿勢を守っているように感じるところであります。

その姿勢については非常に重要だと思いますが、加えて古今東西、為政者の姿勢としては、現場に寄り添うという面も忘れてはならない一面があるようにも思います。

古くは、我が国政治の理想とされた為政者の在り方を示す歌に、次のようなものがあります。「高き屋に 登りて見れば 煙立つ 民のかまどは にぎわいにけり」、これは平安時代の歴史物語である水鏡で、古来の聖人君子として模範とされた仁徳天皇が詠んだと言われている歌であります。

この歌は、高いところから国中の様子を直接見渡した仁徳天皇が、家々から煙が立ち上っていないことから国民の経済が窮乏していると察し、租税免除を行い、その後経済が回復し煙が立った様子を見て安心する様子を歌ったとされるものですが、自ら現場の様子を実際に見て判断する、言い換えれば、情報を自ら取りに行くリーダーの意識の重要性を表した歌でもあります。

また、少し話が飛躍するかもしれませんが、建国以来最大の犠牲を払ったさきの大戦において、旧日本軍の失敗事例としてよく取り上げられるガダルカナルの攻防戦では、情報の取扱いに関して課題があったと言われています。陸軍参謀として、当時ガダルカナル島からの撤退作戦を担当した井本熊男氏は戦後になって、「攻撃するごとに壊滅状態に陥ったガ島の実情は、かつて日本陸軍が経験したことのない惨憺たる状況であった。6千キロの海洋を隔てた東京の机上では、どうも想像のできない状景であったのである。若干の幕僚が現地に進出して、実情を報告しても、首脳者はその真相を把握することはできなかつたようである。用兵の高級責任者自ら現地に、少なくともラバウルまでは進出して第一線の実情を把握する必要があったと思う。」と書き残しておられます。

これまでのコロナ禍という有事の中で、リーダーとして知事は様々な重い判断をされ、その多くが的確なものであったことには大いに敬意を表し、感謝をするところではありますが、冒頭

申し上げましたような国際安全保障環境並びに国際経済の悪化など、さらに今後厳しい状況も予測をされる中で、リーダーとして、重い判断を度々求められることは避けられないとも感じます。

このような中、知事は政治家としての情報収集のパイプづくりやその在り方について、どのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。

次に、まん延防止等重点措置解除後の県の対応についてであります。火曜日の記者会見で、知事より、措置の延長申請はしないとの方針が明らかにされました。感染状況が落ち着きかけているという傾向、そして医療機関への負担が減少しつつあることは、県民の努力もあり、うれしいことでもあります。

一方、7日以降も会食における人数制限は継続との方針であります。この春は卒業式、入学式、歓送迎会など、本来は多くの行事が予定されている時期でもあります。県民にとっても、事業者にとっても、大切な時期であります。協力金が実質上厳しい経営を補完するものになっている現状からすれば、これがなくなる中での今後の関連事業者の事業継続についても懸念するところであります。

そういった中で、知事は、昨日の西内健議員に対する答弁でも、今回のオミクロン株による感染は、飲食由来のものは少ないとの認識を明らかにされました。そうであれば、まん延防止の期間終了後の会食を、過度の自粛を避け、どのように安全に行ってもらおうかということも大変重要な観点であります。現在、県は、無料抗原検査などを懇親会の参加者全員が受けて届出した認証店で開催すれば、人数制限はしないとの方針も出されておりますが、県民の理解はいまだ不十分とも感じます。

そこで、これまでの店舗の登録実績や今後の周知、そして人数制限はどの程度の時期まで今

後続けるおつもりなのか、知事にお伺いをいたします。

次に、財政についてお伺いをさせていただきます。

令和4年度の予算編成は、額においては平成16年度以降最大、一人頭になると約70万円、人口80万人の平成初期であれば5,600億円規模の予算案ということで、大変な大型予算ではありますが、交付税の減少などの要因もあり、財源不足額は前年度の約2倍となるなど、厳しい状況もかいま見えるものとなりました。

思い返せば、私が県議会に初当選させていただいた平成19年は、三位一体の改革により交付税が減少、地方自治体が厳しい財政運営を余儀なくされた時代の直後で、財政再建が必要だという危機感が醸成されていた時期でありました。

しかし、その後、その年夏の参議院議員選挙の結果、生活者第一をうたった民主党が、厳しい状況の続く地方区での勝利を重ね参議院で過半数を獲得、地方の声を反映する方針に転換した政府は、財政再建路線から積極財政に転換。その後、リーマンショックなどもあり、政府は景気対策などで財政出動をさらに強化。民主党に政権交代した初年度も過去最高の92兆円の予算、さらに東日本大震災の復興予算、安倍政権は総理自身の政治理念、政治信念もあり、確信的に財政出動を強化する中でのコロナ、この間、財政規律という面では緩みっ放しとも言える状況が続いております。現在の国債や借入金、政府短期証券の残高を合計した、いわゆる国の借金は、2021年末時点で1,218兆4,330億円、前年末に比べてコロナ対応もあり5兆9,650億円増加しております。

岸田総理は、先般行われた衆議院予算委員会で、国と地方の基礎的財政収支を令和7年度に黒字化させる目標について、財政は国の信頼の礎だと述べ、維持する考えを明らかにし、財政

の立て直しについて意欲を示されているところではありますが、現在の戦争による経済の影響やコロナ感染症などの状況を考えると、今後の財政運営については、国、地方、共に厳しい状況も想定しておかなければならないと考えます。

そういった中、今後国の財政状況がさらに悪化した場合、依存財源の割合が高く、その影響を大きく受ける本県は、歳入歳出共に改革を図る必要がありますが、まず歳出抑制を図るといった観点ではどのような取組が想定されるのか、知事の考え方を伺います。

次に、本県の将来の歳出に大きな影響を与える公共施設等の更新費用についてであります。県の定めた公共施設等総合管理計画では、県有建築物やインフラ施設、道路や橋などの施設などについて、将来の更新費用の推計も行っていますが、この中では今後30年間の平均費用は年間166億円と、これまで以上の負担が予測されることとなっており、県の財政にとって大変大きな課題となっております。

そこで、今後の人口減少下での財政運営を考えたとき、平均166億円というこの負担額を圧縮していく必要もあると考えますが、今後具体的な目標などを設定するなど対策を強化していくつもりはないか、総務部長のお考えをお伺いいたします。

次に、歳入の確保を図る中で、地方自治体の経営の使命とも言えるのが自主財源の確保であります。昭和の名経営者であり、社会問題にも鋭い指摘を行い続けた松下幸之助氏はその著書「指導者の条件」の中で、福沢諭吉「学問のすゝめ」の中の、独立の気力なき者は国を思うこと深切ならずという一節を引いて、何事をなすに当たっても自主独立の心を持たず、ほかを当てにし、ほかに依存していたのでは真の成功はおぼつかない、指導者は自他ともの独立心の涵養を心がけなければならぬと記しております。

現在の地方財政を考えたとき、もちろん国の財源をしっかりと確保することが最重要であることは現実ではありますが、一方、国の動向によらず、自治体自身の経営体質を強化する気概を忘れないこと、そして多くの関係者、県でいえば県民とこの思いを共有するということが非常に重要な観点だと考えます。

そういった意味で、自主財源を増やす努力は必要不可欠であります。その中で、取組の王道は、やはり増収を増やすということだと思いますし、そういった意味で、尾崎県政では産業振興計画をスタートさせたという理解をしています。

加えて、一つ一つは小さな取組かもしれませんが、例えば、桑名県議が平成30年9月の本会議で質問し、令和2年に条例改正を経て実現、現在取り組んでいる春野球場のフェンスの企業広告や、近年多くの事例もあるクラウドファンディング、これからの期待もある企業版ふるさと納税、ネーミングライツなど、まだまだ難しい課題もありますが、こうした税外収入を増やそうという努力も、金銭的なメリットがあると同時に、官民連携を深める効果、そして財源確保に創意工夫を図っていくという機運を醸成するという点でも重要だと考えます。

知事は、この自主財源の確保に当たり、どのような点に留意され、今後の取組を進めようとしているのか、御所見をお伺いいたします。

次に、本県の将来にとって最も重要な政策である経済・産業振興政策についてであります。

日本における経済最大の課題は、成長率の鈍化であります。バブル崩壊以降の約30年もの間、大規模な景気・経済対策を国が行ってきたものの、成長率、そして潜在成長率は低迷している事実は、これまでの投資が思いのほか効果が出ていないと言わざるを得ません。一方、我が国の財政状況などを考えると成長率を上げていくことは、今後も非常に重要であることは論をま

たないところでありますし、その成長のエンジンに我が地方がなるという気概を持つことが必要不可欠だと考えます。

経済学の世界では、一般的に経済成長率を高めるには2つの要素があると言われております。1つは、働く世代の人口。もう一つは、イノベーション、技術革新であります。そういった中で、我が高知県も人口問題に直面し、最新の統計では、人口は推計で68万1,241人となり、この10年でも約6万人の減少となりました。現在、移住政策などの拡大などで必死の取組を進めている中ではありますが、令和5年度の目標である人口社会増減の均衡を目指すに当たり重要なことは、転入増を図ることと同時に、転出減、人口流出をどう抑制するかというのも重要な観点であります。

これまでも、この人口流出の問題については議会でも議論があり、昨年の本会議では知事より、15歳から24歳までの若年層が進学や就職などで転出する例が多く、また一旦転出したら戻ってくる確率が低いことが社会減の大きな要因で、さらに全国的な人手不足の中で大都市が地方に人材を求める圧力が強まっていること、そして本県は若者が希望する仕事の種類が限られていることなどが課題であるとの答弁があったところです。

そこで、県は、この人口流出問題に対して分析し、明らかになった課題に対してどのような対策を行い、令和5年度の目標達成につなげようとするのか、目標達成への意気込みも含めて知事にお伺いをいたします。

また、企業を訪問するとよく聞くのが、人手不足の声であります。この1年、本会議でも田中議員や依光議員からも人手不足解消の議論もあり、労働局等との連携を進めるなどの御答弁もあったところですが、令和4年度に向けて現在の県内企業の人手不足の状況がどのように

なっているのか、あわせて人材確保に取り組む企業にどのような支援を行っていくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

次に、人口の社会増と地域の人手不足対策を同時に解消する役割を果たす特定地域づくり事業についてであります。一昨年施行された地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律では、指定された協同組合が労働者派遣を実施することが可能となりました。この件においては、県議会からも多くの議員から期待する声が上がっており、県としても支援する方針が示されているところです。

そのような中、本県では、昨年10月に県内初の取組として、東洋町で組合が誕生、現在移住者を中心に派遣職員として、まず組合に雇用、その後地域産業を担う組合員の事業所に派遣することで、繁忙期における人手不足の解消を図るとともに、町の移住促進、定住化の取組とも連携しながら、地域産業活性化と過疎対策に貢献する取組をスタートさせているところであります。

この事業の一つのポイントは、年間を通じた仕事の確保と調整ですが、東洋町では、基幹産業であるポンカンの収穫時期には派遣社員全員に収穫作業に従事してもらい、その他は、時期時期の需要や本人の希望に合わせて派遣先を計画するなど工夫を重ねながら、新たな挑戦を行おうとしているところであります。人口減少対策と地域活性化という地方の最も重要な課題解決を同時に図ることのできるこの仕組みは、今後東洋町の事例も参考にしながら、県内の同じような課題を持つ地域でも取り組めるのではと期待もするところであります。

現実には、先ほど申しあげましたような、年間を通じた仕事の確保と調整がうまくいかなければ、たちまち組合の収入は減り、経営を圧迫することが予想されるなど、難しい課題も抱え

た船出でもあります。

その中で、一昨年9月の本会議では県の支援について、財政支援を求めた上田周五議員の質問に対し、まず先行して取り組む市町村にアドバイザーの派遣を行うことや、設立後の地域づくり人材の確保に注力することで支援するとの部長の答弁があったところではありますが、先ほど申し上げましたように、組合の収入確保などの課題もある中で、今後挑戦を続けていく上では、さらに様々な困難に直面することもあるように思います。

そういった意味では、せっかく立ち上がった県内初の取組を、県は課題等を共有しつつ市町村とともに目を離さず伴走し、状況に応じて支援の検討を続けていくことも重要だと考えます。

そこで、新たに始まったこの事業の推進に当たり、認定された組合をどのようにサポートしていくのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

次に、成長を促すもう一つのポイント、技術革新についてであります。経済を成長させる絶え間ない技術革新の努力は、あらゆる国、あらゆる業種で行われていますが、その一つの大きな柱が、情報技術の革新であります。海外に目を向けると、DX先進国と言われる北欧の国々が高い成長を果たしていますが、そういった中で、我が国の情報技術の革新が非常に重要であることは論をまちません。

この情報技術の革新と地方の課題解決をつなげて、新たな地方の姿を描こうとする岸田内閣の重点政策が、いわゆるデジタル田園都市国家構想であります。構想では、デジタルの力を全面的に活用し、地域の個性と豊かさを生かしつつ、都市部に負けない生産性、利便性も兼ね備え、心豊かな暮らしと持続可能な環境、社会、経済の実現を目指すとし、政府は総額5.7兆円の前予算を確保、取り組む自治体の数を2024年度末

までに1,000団体に展開するとしております。

今後、国は地方において、具体的にはデジタルインフラの整備促進と地方の課題を解決するためのデジタル実装を、2つの大きな柱として構想を展開していくと思われませんが、そもそも課題解決先進県として、これまでも農林水産業、地域医療、地域交通、教育など、デジタルを活用した新たな取組に挑戦してきた我が高知県こそ、構想を最大限に活用できる土壌があると確信しています。

そこで、この構想の本県における可能性をどう捉え、今後の地域の成長に生かしていくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、人口減少による経済の縮小に、外貨獲得という意味で対応するため、今後ますます重要となる地産外商や観光振興のためのネットワークについてであります。知事は今回の提案説明の中で、令和4年度において地産外商や観光振興による経済の振興に重点的に取り組むポイントとして、1つに公約でもある関西戦略、そしてもう一つにグローバル化、海外での取組強化を示されております。

そういった中で、あらゆる人脈を総動員するということですが、関西戦略についても、海外展開にしても、そもそも県内に存在する既存のネットワークをいま一度総点検し、活用を図ることも重要だと考えます。

県の姉妹都市、友好都市、友好地域をはじめ、市町村の持っているつながり、さらには、例えば民間の団体や日本人会、交流協会などなど、高知県と関西、海外をつなぐあらゆるネットワークについて今後の経済活動に資するため、県、市町村、民間、それぞれの状況をまず把握し、情報収集を行い、その後活用するという取組についてどうお考えか、産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

次に、本県の貴重な財産であるアユを活用し

た地域振興についてであります。県は、アユを活用した地域振興を目指し、官民であゆ有効活用計画検討会議を設置、振興計画の策定に取り組んできましたが、このたび、あゆ王国高知振興ビジョンとして取りまとめられ、あゆ王国高知の復活に向けた新たな取組を始めることとなりました。

本県は、昭和50年代の最盛期には2,000トンを超えるアユの漁獲があり、その質の高さと併せて全国有数のあゆ王国として知られていましたが、現在は漁獲量100トン程度、最盛期の数%まで減少、資源回復に課題を抱えていると同時に、組合員や遊漁者の減少による内水面漁協の運営の厳しさも増すなど、往年の姿を失いつつあります。一方、文化的、伝統的に県民のなじみが深いことや、全国の釣り人からの評価も高いことなど、いまだ大きな可能性も秘めているところであります。

今回、そうした中で、高知県の持つアユの可能性を生かしつつ課題を乗り越えるべく、新たなビジョンが策定されたことには大いに期待するところであります。第3回の会議の議事録では、委員長よりビジョンの名称に込めた思いについて、「あゆ王国振興ビジョンとなっているが、実際には復興ビジョンのように考えており、あゆ王国だった高知県をもう一度本当のあゆ王国に戻したいというメッセージを県民に伝えたい。かつての高知の川に戻したいというのは、それこそ県民全員のビジョンだと思うので、そういう思いを込めて名称をつけたい」と述べられております。ここにある、よき自然に恵まれた高知の姿を取り戻したい、まさにこれは県民皆の願いだと、大いに共感するところであります。

具体的には、来年度予算でビジョンに掲載した釣り振興、流通拡大、教育への活用などの各種取組を実現するための推進組織としての協議会の設立や情報発信をはじめ、段階的に振興を

図っていくこととなっております。

そこで、本県の重要な資源であるアユに初めて光を当てたビジョンがつけられたこと、そしてこのビジョンにおける振興策にどのような思いを抱かれているのか、濱田知事にお伺いをいたします。

また、アユの振興に関しては、多くの県民、そして河川の関係者などが参加することが重要だと思えます。その際、動ける人材も少ない小規模河川などにもどう光を当てるかというのも重要な課題だと考えますが、水産振興部長に御所見をお伺いいたします。

あわせて、この検討会議の議論の中では、高知県のアユ資源についての危機感も議論され、資源回復・保全策も同時に行わなければならないとの意見が多く出されておりますが、今後の取組について水産振興部長にお伺いいたします。

この項最後に、本県畜産業にとって重要な豚熱対策についてお伺いいたします。豚熱は、平成30年に岐阜県で発生して以来、豚熱ウイルスに感染した野生イノシシを介し、感染が全国に広がりつつあります。この影響は、養豚場での感染による畜産業への被害、そして野生イノシシの豚熱対策での大幅減少による狩猟の不調とジビエの減少など多方面にわたり、発生地域では様々な対策が行われているところであります。

現在、この豚熱は、四国では確認されていませんが、最新の調査では淡路島南部で感染したイノシシが確認されたこともあり、四国上陸、そして本県への感染拡大も時間の問題だと言われております。

そこで、県はこの豚熱対策にどのように取り組まれるつもりか、農業振興部長にお伺いをいたします。

次に、医療・福祉政策についてであります。

まず、医療費の適正化、そして健康寿命の延伸に関するデータの活用についてであります。

県民の命と健康を守り、さらには増え続ける医療費を適正化するため、今注目されているのがデータヘルス改革であります。

政府は、平成25年に策定した日本再興戦略において、国民の健康寿命の延伸実現のため、全ての医療保険者に対し、データ分析に基づく健康の保持増進のための事業計画、いわゆるデータヘルス計画の作成に取り組むことを求め、現在保険者は、レセプトなどの電子化された医療情報を分析し、作成したデータヘルス計画を基に、効果的、効率的に保健事業を行うべく取組を進めているところであります。一方、膨大なデータを収集した後の分析、活用の手法などについては、保険者それぞれの責任を負うところも多く、いまだ課題もあるように聞いているところであります。

そのような中、今年度は高知県後期高齢者医療広域連合が、国民健康保険連合会や地元大学などの協力も得て初めてデータ分析を行うなど、新たな取組も進んでいるところです。

今後、ますます重要性を増すデータヘルスのさらなる活用に向け、これまで保険者単位で行ってきたデータヘルス計画の作成について、国民健康保険の分野は市町村ごとに行っていますが、今後の県の課題でもある国保料の統一化に向けて、全体の傾向をより正確に把握するためにも、これまで培った県内の知見を生かして、県全域でのデータ分析を行うことなども視野に検討を進めてはどうかと考えますが、健康政策部長のお考えをお伺いいたします。

また、この取組を通じて得るデータヘルスのノウハウは、いわゆるヘルスケアイノベーションの一環として、県が来年度から取り組むヘルスケアイノベーションプロジェクトにも関係してくる重要なものであると同時に、将来の産業化にもつながる可能性を大いに秘めていることから、地元大学や地元企業などとのさらなる連

携や研究の強化も必須だと考えます。

そうした中で、県内の企業や大学が、データヘルスの意欲的な取組を行うことに大いに期待もするところでありますが、この流れの中で将来は、県民全体の医療情報の分析を行うこと、そして保健事業にとって重要な働く世代の情報も必要になってくるのではとも考えるところであります。

そういった意味では、人口の4割をカバーし、若い世代も多く加入する協会けんぽをはじめ、国保以外の保険者との連携も進めていけるような体制づくりに、県が汗をかいていくことも必要ではないかと考えますが、健康政策部長のお考えをお伺いいたします。

次に、本県の医療・介護・福祉サービスのネットワーク化の推進を図るため、患者同意の下、ICTを活用して、医療機関や薬局、介護事業所が保有する患者情報を相互共有する高知あんしんネット並びにはたまるねっとの今後の展開についてであります。これらは、病院や薬局の診療情報やカルテ情報を共有する仕組みで、主な機能については同様である一方、開発者や運営者が違い、はたまるねっとは幡多地域、高知あんしんネットはそれ以外の地域という役割分担ですみ分けていると、議会ではこれまで御説明をいただいていたところであります。

互いに今年度で、開発期間、加入拡大のための補助事業も終わり、県費を入れずに利用者の利用料で運営を行うこととなっていますが、今後多くの医療機関や県民に利用拡大を図っていくに当たり、それぞれのシステムを、いわゆる二頭立てで走らすのか、それとも統合するのか、それとも連携を深めるのか、今後の展開については、開発にも多額の予算を使ってきたことから、議会でも活発な議論が行われ、昨日もちょうど西内健議員から要請もあったところであります。

今後は、これまでも議会答弁でお答えいただいていたように、利便性やかかるコスト、そして「高知家@ライン」などその他のシステムとの連携など、多角的視点でその将来の在り方について検討を進める必要がありますが、令和4年度に向けて、この両システムの今後の在り方について、またこの検討を進めるに当たりどのようなタイムスケジュールで考えるのか、健康政策部長に御所見をお伺いいたします。

次に、文化・教育政策についてお伺いいたします。

まず、主権者教育についてであります。知事は提案説明の中で、民法改正で4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられることを受けて、主権者教育のさらなる充実に取り組むとの方針を明らかにされたところであります。冒頭お話しさせていただきまされたように、国際情勢も、我が高知県を取り巻く環境も緊迫の度合いを強めている中で、政治を自分事として捉え、自立した地域や国を支える柱となる人材を育てる主権者教育は、我が県の将来、我が国の将来にとっても非常に重要であります。

そのような中、我が高知県の歴史を振り返ったとき、さん然と輝くのが、幕末から明治維新、そして日本初の民主主義運動であった自由民権運動の時代ではなかったでしょうか。特に、明治第二の改革とうたわれた自由民権運動は、国民の意識を変えただけではなく、国会開設、憲法制定、不平等条約の改正など大きな実績も残したところであります。

明治維新は薩長が中心でしたが、自由民権は紛れもなく土佐がトップランナー、土佐が日本を牽引した歴史を踏まえ、我が高知県議会も平成12年9月に、民権家植木枝盛の言葉であり民権運動の象徴的フレーズ「自由は土佐の山間より」を、全国でも類を見ない言葉のシンボル化、県詞策定の請願を全会一致で採択、県や県議会

があらゆる場で活用することを定めております。

しかし、近年こうした歴史を学ぶことも薄れ、高知の子供たちの理解が十分深まっているとは言えない状況もあるように思います。一方、今年度行われた県政150周年の記念行事では、パネリストとして出られた県出身若手歴史学者の皆さんの話を伺うと、この歴史に触れたことが研究の道に進むきっかけになったなどとの話も聞き、若い世代の心を動かせるような魅力も大いにありと、再認識したところであります。

そこで、主権者教育の充実に当たり、我が県にとって重要な歴史であり、かつ主権者教育にとって格好のテーマである自由民権運動を活用する考えはないか、またその際、県が設置者ではありませんが、全国随一の研究機関である高知市立自由民権記念館との連携を図ることも視野に入れるべきだと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、高知県にとっては半世紀に一度の大事業となる県史の編さんについてであります。昨年の本会議で、今年度から始まるこの事業について、令和3年度は県史編さん室を設置、県内全域を対象とした資料の所在調査を行った上で、令和4年度以降、各分野の専門部会を順次設置するとともに、編さん室の体制の充実も検討する、またその際、意欲と能力を有するとともに若い人材の確保に取り組む、あわせて県内外の大学や歴史系博物館などの研究機関、地域の歴史の調査研究団体、さらには市町村の図書館や文化施設など多くの関係者との連携を進め、事業を支える体制の構築を行うとの御答弁をいただいたところであります。

そういった意味では、専門部会を設置して県史編さんが本格的に始まる令和4年度に向けて、今はその基礎固めができていくかどうか、大変に重要な時期だと考えます。昨年御答弁いただいた内容の中で、来年度進める予定の編さん室

や事業を支える体制の充実については特に重要だと考えますので、ぜひとも頑張ってくださいと心よりのエールを送りたいと思います。

そういった中、今年度は高知県史編さん基本方針策定準備検討委員会を設置し、基本方針の策定にも取り組まれたところですが、委員の皆さん、そして事務局の皆さんの御努力で、すばらしいものが出来上がったと大いに評価するところであります。関係者の皆様に心よりの感謝を申し上げます。

その基本方針の中で、まず重要なのは、目的の第3項にある次の一文であります。本県の歴史資料を悉皆的に調査し、県民共有の財産として後世に伝える。この文言こそ、今回の事業が、本県における悠久の歴史を記録してきた貴重な資料を掘り出し、また後世につながる鍵とすることを使命とする、そして今回作成する県史のみならず、将来の本県の歴史研究にも大いに資する重要なものであるということを表したもので、委員会議事録を読むと委員からも、委員会の見識を示す重要な一文であるとの評価もあったところであります。

そこで、この目的に沿って行われる、県としては恐らく初めての歴史資料の悉皆的調査についての意気込みと現在の課題、今後の展望について文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

また、この基本方針の方針第5項には、以下の文言があります。県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能になるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力のもと保存に向けた働きかけを推進し、県民共有の文化資産の保全に努める。

これも、調査の後に直面する課題である資料

の保存と活用に関する重要な項目であります、ここでは現物保存に関しては、働きかけを推進し保全に努めるとあり、保存に関して県が積極的に取り組むとの表現にはなっておりません。近年の歴史研究では、このデータ保存が主流になっていることは理解しますが、この底流には、高知県が歴史分野において長年抱えている構造的課題、保存体制の貧弱さがあると考えます。

既に収蔵能力の限界が来ている歴史民俗資料館をはじめ県内の博物館の収蔵能力は、他の都道府県の同様な施設と比較しても、厳しい状況にあることは長年議論をしてきたところであります。委員会の議論の中では、この保存の問題についてもかんかんがくがく議論があり、まずは所有者、その後に市町村、そしてどうしても散逸リスクが高まった場合、県が受け入れることはあり得るが、現在の状況を考えれば、積極的に書き込むべきではない、さらに事務局である編さん室では物理的に保存の仕事はできないなどの意見があったところであります。

一方、県内の実情である個人所有の資料の散逸リスクがますます高まっていること、市町村の歴史保存に関する体制も厳しいことなどを考えれば、今回の県史編さんにおいて、せっかく掘り出した資料をどう保存し、将来活用していくかということは非常に重要な問題です。

そこで、高知県の今後の歴史研究にとって非常に重要であり、積年の課題でもある資料保存の体制について、新たな施設整備も含めて、長期的な視点で抜本的に議論していかなければならないと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、基本方針策定の議論の中で、当初方針の第8項にあった、本県の歴史資料や文化遺産の適切な保存と活用を地域の活性化にも繋げていくとの文言は、委員会の議論の中で削除となりました。これは、ほかの項目と重複している

との理由もありますが、文化財保護法の改正以来、博物館等の研究機関が本来目的である保存だけでなく、活用、観光振興などを通じた地域活性化という領域に踏み込まなければならなくなったことが負担になっているという側面もあるように思います。

編さんだけでも、とてつもない量の業務がある中で、地域活性化にまで守備範囲を広げることへの懸念は理解するところですが、一方で、サステナブル観光という視点や教育などといった様々な観点で、県の政策が本県の歴史と関わることを考えれば、本県の歴史や県史編さん事業を、地域活性化に生かそうとする姿勢は持たなければならないとも感じます。

そういった意味では、今回の事業を、部局の枠を超えて地域活性化という観点で活用し支援する体制も重要だと考えますが、文化生活スポーツ部長の考えをお伺いいたします。

次に、重要な人権問題である北朝鮮拉致問題についてであります。ウクライナで起こっている戦争が最大の人権侵害であることは、さきにも述べたとおりですが、この北朝鮮による国家主導の日本人拉致という明確な犯罪行為についても、決して許してはならないと考えますし、高知県関係でも4人の特定失踪者がおられることを考えても、この問題を自分事として捉え、国民全体で被害者の帰国に向けた取組の歩みを進めていくことが何より重要であります。

そのような中、今年是小泉首相の電撃訪朝による拉致問題の表面化から20年の節目の年となります。20年経過して、いまだ十分に進展していない拉致問題ではありますが、重大な人権侵害であるこの問題を教育現場で取り上げてもらおうと、政府が拉致問題啓発アニメめぐみを作成、高知県でも平成20年、23年に県内公立学校に送付、毎年5月には利用促進についての依頼を教育委員会から行っているとのことでもあります。

一方、その活用状況を見ると、平成27年の調査では小学校151校中5校、中学校87校中10校、高校65校中11校、令和3年の県立高校に対する調査では49校中9校と、十分とは言えない状況が続いております。世界情勢も緊迫化し、人権問題がさらに重要さを増す中、このアニメを活用した拉致問題を通じての人権教育を強化する必要があるように思いますが、これまでの状況を見ると、毎年依頼だけでは、活用率の向上を図ることは難しいようにも思います。

これまで取り組んでこられた中で、なかなか活用ができないという状況をどう考え、来年度以降の取組につなげていかれるのか、教育長にお伺いをいたします。

最後に、本県の県土保全、1次産業の振興、文化の保全など、多くの観点から大変重要な財産である一方、人口減少が進み厳しさを増している中で、県を挙げての支える取組が急務である中山間対策についてであります。

来年の中山間対策の予算の中で私が注目しているのが、デジタル技術を活用した中山間地域の課題解決を図る市町村への補助事業であり、中でもドローンを活用した生活支援策についてであります。ドローンの技術は年々発展し、今や人を運べるドローンの実装も検討されるなど、技術の進展には驚くばかりであります。

そういった中で、中山間の課題である生活支援にドローンを活用するため、来年度から実証事業が行われる計画です。この事業に期待すること、そして将来横展開していくことを見据えれば、物流や小売、医療機関など、この取組と関連しそうな県内企業との連携を図ることも重要だと思いますが、そうした事業者との連携の在り方について中山間振興・交通部長のお考えをお伺いいたします。

次に、中山間の積年の課題でもある地域医療の提供のため、来年度医療機関が医療車両を活

用してオンライン診療、服薬指導などを行うヘルスケアモビリティ事業についてであります。先般発表された2022年度の診療報酬改定において、オンライン診療の初診料が対面にほぼ近い水準まで引き上げられたことを受けて、今後オンライン診療の普及が進んでいく可能性が指摘をされる中、今回の取組は特に医療提供の困難地域である中山間地域において、新たな医療の在り方を模索する大変重要な事業であると考えます。

まずは、この事業に期待するところについて健康政策部長にお伺いをいたします。

また、この事業を進めていくに当たり、医療車両で地域を巡回するとした場合、患者さんに何らかの拠点に集まってもらうことも検討すべきと考えますが、その際、現在までに県の取り組んできたあったかふれあいセンターや集落活動センターなど、地域拠点との連携も重要な観点であります。

今後、こうした施設との連携を図る考えはあるか、健康政策部長にお伺いをし、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 大石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ロシアのウクライナ侵攻が今後本県に与え得る影響についてお尋ねがございました。

今回の侵攻を受けまして、先月26日にはアメリカやEUが、国際的な決済ネットワークからロシアの一部の銀行を排除する追加制裁に合意をいたしました。こうした欧米の動きに対して、岸田総理は、日本も取組に加わると述べられまして、支持を表明されております。

厳しい経済制裁は、ウクライナへの侵攻を続けるロシアへの対抗措置として、効果が期待をされるものであります。一方で、今回の措置により、原油や小麦などの世界的な輸出国であり

ますロシアからの輸出が滞る可能性も高く、世界経済への影響が懸念をされます。

こうした中、我が国においては、ガソリンをはじめといたします身近な製品の価格上昇が昨年後半から続いておりまして、生活や企業活動への負担となっております。本県においても同様の状況が生じているところでございまして、今後ロシアへの経済制裁などを背景に、さらなる値上げが続けば影響はより大きくなりまして、コロナ禍からの経済回復にも支障を来すようになりかねないというふうに考えております。

このため、県といたしましては、まずはウクライナ情勢の県経済への影響をしっかりと注視してまいります。その上で、資源価格の上昇などが県経済に大きな影響を及ぼすようであれば、その影響をできるだけ緩和することができますように、全国知事会などとも連携をいたしまして、国に対して対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、令和4年度当初予算案の背景にあります理想の高知県像についてお尋ねがございました。

私は、本県をもっと元気にしたい、若者が誇りを持って定住できるような魅力あふれる県にしたい、そうした強い思いを抱きまして、高知県が目指すべき3つの姿を掲げ、その実現に向けて全力で取り組んでまいりました。この目指すべき3つの姿、すなわち私の理想の高知県像と言ってしまうかと思いますが、これは第1に、産業振興によりまして新たな雇用を創出していくといった、いきいきと仕事ができる高知であります。第2に、教育の充実、子育て支援、日本一の健康長寿県づくりなどの取組を通じまして、いきいきと生活ができる高知。そして、第3に、南海トラフ地震対策、豪雨災害対策、インフラ整備などの推進によりまして、安全・安心な高知という姿であります。

この理想を実現するためには、県内余すところなく地域の再興を図っていくことが欠かせないと考えております。10年ぶりに実施いたしました集落实態調査におきましても、多くの方々が地域への愛着、誇りを感じ、今後も住み続けたいという意向をお持ちであるということが確認をされました。また、中山間地域で頑張っている多くの皆さん方から、先人から引き継いだ地域を私たちの代で途切れさせてはいけない、むしろもっともっとよくして、そして次の世代にしっかり引き継いでいきたいという強い思いをお聞きいたしております。私自身も大いに共感するところでありまして、思いは同じであります。

地域の魅力、潜在力を最大限発揮し、その活力を高めていく、そして住民の皆さんが満足して暮らしている、そうした地域が県内に数多く生まれ、そして次世代に引き継がれるということを通じて、私の理想とする高知県像に近づいてくるというふうに考えております。

このような思いを持ちまして、令和4年度の当初予算編成を行ったところであります。こうした地域の再興に向けまして、デジタル化、グリーン化、グローバル化といった時代の変化を先取りし、施策を絶えず進化させまして、県民の皆様とともに一歩ずつ着実に前へ進んでまいりたいと考えております。

次に、政治家としての情報収集のパイプづくり、その在り方についてのお尋ねがございました。

今後、地方行政においても急速にデジタル化が進展をし、自治体を取り巻く環境は激変をしていくというふうに思われます。さらに、グローバル化に伴いまして、緊迫する国際情勢とも決して無関係ではなくなり、これまで経験したことのないような課題、見通しのきかない状況への対応も種々迫られるものというふうに想定を

されます。こうした新たな課題や複雑化、複合化する状況を切り抜け、そして的確な判断を下していくためにも、私自身が多様な情報チャンネルを持つことは非常に重要だというふうに認識しております。

国会議員の方々や県内の市町村長さん方、あるいは中央省庁勤務時代に培った人脈など、既に持っております情報網はもとよりでありますけれども、知事就任後、様々な機会を通じましてお力添えをいただいた方々がおられます。こうした方々との新しいつながりも含めて、重層的なネットワークを活用しながら、積極的に情報収集に努めてまいります。

また、現場の状況を私自らが把握し、正確な情報を収集することが大切であるということ言うまでもございません。県民座談会などの機会をはじめといたしまして、できる限り、いろいろな場面で県民の皆様から直接様々な御意見をいただきながら、県内各地の実情を自分の肌で直接感じ、また進むべき方向性を見いだしてまいりたいと思います。

そして、県民の皆様にしっかりと寄り添いながら着実に歩みを進めていく、そうした言わば調整型のリーダー像をこれからも目指してまいります。

次に、コロナ対策に関連いたしまして、いわゆる認証店におけます全員検査制度の活用、そして飲食の人数制限などについてのお尋ねがございました。

本県におきましては、オミクロン株によります感染拡大を踏まえまして、1月20日に県独自の対応ステージを、上から2番目に高い特別警戒に引き上げました。このステージの引上げに伴いまして、県民の皆さんには、会食は4人以下のグループとし、時間は2時間以内としていただくよう呼びかけてまいりました。

その際、高知家あんしん会食推進の店の認証

店におきましては、国の対処方針に基づきまして、利用者に対する全員の陰性が確認をされた場合には5人以上の会食も可能であるという、いわゆる全員検査の枠組みを設けたところであり、この枠組みを利用する認証店には、県への登録を求めておきまして、2月末時点で421の店舗に登録をいただいております。県のホームページに掲載をさせていただいております。

本県へのまん延防止等重点措置が予定どおり今月6日をもって解除された後も、県内の現在の感染状況を考えますと、当面は今の特別警戒のステージを継続する必要があると考えております。また、この特別警戒の期間中は、引き続き会食の際の人数制限などを呼びかけていくということ、あわせて全員検査の枠組みも継続していくということを現在想定いたしております。

県といたしましても、この全員検査の枠組みがより多くの県民の皆様、事業者の皆様に活用されまして、安心して飲食店を利用いただけるように広報活動を強化してまいりたいと考えております。あわせまして、検査体制もしっかりと整えるといった形で、早期の飲食店の利用回復を支援してまいりたいと考えております。

次に、国の財政状況が悪化した場合の、本県におけます歳出抑制の取組がどうかというお尋ねがございました。

議員からの御紹介もありましたように、いわゆる三位一体改革の影響を受けまして、平成16年度には地方交付税の総額の大幅な削減が行われました。全国の地方自治体で、財政状況が極度に悪化したということがございました。私自身も、当時島根県で勤務をいたしておきまして、この対応のために人件費、公共事業費、そして社会保障の分野に至るまで各種の事業費を、押しなべて聖域なく削減するという対応を余儀なくされたということを鮮明に記憶いたしております。

本県では、翌平成17年度に、県民生活の根幹を支える事業または県の発展のために不可欠な事業以外は、断念または凍結をするという方針で歳出削減に取り組みまして、人件費の抑制などの行政スリム化、県単独の補助金、投資的経費をはじめとする事務事業の抜本的な見直しを行うというような対応が行われたところでございます。

もし仮に、当時のような規模で、再び地方交付税の削減が行われるというようなことがありますと、同様に全国あらゆる自治体が、いや応なくこの種の対応を迫られるということは、想定しておかなければいけないと存じます。

しかしながら、そもそも地方自治体は国の法令などによりまして、一定の行政サービスの実施が義務づけられており、そのための財源を保障するのが地方交付税制度という、制度の立てつけでございます。したがって、国の財政事情が厳しいからといって、地方交付税を一方的に削減して、国の財政負担を地方に転嫁するというようなことは、決してあってはならないことだというふうに考えております。

一方で、今後経済の回復を実現した後は、国、地方が足並みをそろえて、財政の健全化に取り組むべき場面も生じようかとは思いますが、ただ、その場合でも、地方において必要な行政サービスについて合理的な水準が担保できますように、国が責任を持って地方財源を確保すべきだということは、言うまでもないと考えております。そうした場面で必要がございましたら、こうした考え方を、全国知事会をはじめといたしまして、地方自治体関係者が一丸となり、国に対して強く申し入れる必要があると考えておきまして、そうした覚悟は常に持つておきたいというふうに思っております。

次に、県の自主財源の確保に対する留意点あるいは今後の取組についてのお尋ねがございま

した。

本県のように自主財源が乏しい自治体におきましては、施策の実現に当たりまして、地方交付税などの国からの財源を確保することが重要だというのは、現実でございます。そのために、全国知事会あるいは財政力の弱い自治体等と連携をいたしまして、国に対して、地方交付税の増額などの安定的な財政運営に必要な財源の措置について、積極的に提言をしておりますし、今後もしてまいります。

しかし、議員御指摘のとおり、やはり地方自治の礎は、地方団体自身が徴収する地方税、自主財源ということでありまして、県としても財政基盤を強化し、そのために税源涵養に努めるという必要は、もちろん痛感をいたしております。このため、来年度以降も、産業振興計画などの県勢浮揚に向けた取組を着実に進めますことで、県経済の活性化を促進し、主たる自主財源であります県税収入の増収確保につなげてまいります。

具体的には、関西戦略の展開、あるいはデジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から施策を進化させるということによりまして、コロナ禍で打撃を受けた県経済を回復させ、さらなる成長への軌道に乗せていくということに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、議員から御指摘ございましたように、幅広く財源の確保策を考えていくということも大変重要だと思います。これまで本県におきましては、御指摘もありましたような県有施設の広告料収入のほか、企業版ふるさと納税、クラウドファンディングなどを実施してまいりました。例えば、クラウドファンディングにおきましては、遍路道の環境整備など、引き続き社会的意義が高く人々の共感を呼び込める事業の選定、あるいは効果的なPRを実施するというこ

となどによりまして、さらなる歳入の確保に取り組んでまいります。

また、本県は、県民みんなで森を守るということを目的に、全国に先駆けて県独自の森林環境税を創設するといった形で、課税自主権を活用した歳入確保も行ってきております。引き続き、この種の努力も行ってまいりたいと考えております。

今後とも、本県にとりまして必要な施策を実施するための自主財源の確保に努めてまいりたいと考えます。

次に、人口流出問題への対応と、令和5年度の人口の社会増減均衡という目標達成への意気込みはどうかというお尋ねがございました。

人口の県外への転出超過を解消し、社会増減の均衡を図るという目標の達成に向けましては、大きく2つの方向性によりまして、取組を強化したいと考えております。1つ目は、若者が魅力を感じる仕事を数多く創出し選択肢を増やしていくということで、県内の雇用の拡大を図ってまいります。まず、地場産業におきましては、1次産業とデジタル技術の融合あるいは県内企業のデジタル化により、生産性、付加価値を高めまして、経営の安定化、雇用環境の向上を目指してまいります。

次に、イノベーションの喚起によります新たな産業の創出にも取り組みます。具体的には、若者の関心が高いアニメ産業でございますとか、御指摘もありましたヘルスケア産業といたしました、これまでにない分野の産業を集積させていくということで新たな雇用に創出してまいります。加えて、起業へのチャレンジも、より一層支援をしていきたいというふうに考えます。

大きな2つ目は、コロナ禍を契機といたしました地方暮らしへの関心の高まりによります新しい人の流れにしっかりと対応していくこととでございます。多くの都市部の企業におきまして

は、テレワークなどの勤務形態が浸透してきておりまして、これを契機にふるさとや自然環境のよい場所に転居をするという動きが、今後さらに増加をしていくものと予想されます。こうした動きを県内の各地に呼び込めますように、シェアオフィスの整備などの受入れ体制の充実を図りまして、移住者のさらなる増加につなげてまいりたいと考えております。

こうした取組を通じまして、県外に出ていなくても希望する職業に就くことができる、また魅力ある仕事があるため多くの若者が戻ることができる、そんな魅力のある高知県を目指しまして、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、デジタル田園都市国家構想の本県におけます可能性と、今後の地域の成長にどう生かしていくのかとのお尋ねがございました。

この構想は、政府が掲げます新しい資本主義の実現に向けた成長戦略の最も重要な柱でありまして、地方の豊かさをそのままに、利便性と魅力を備えた新たな地方像を提示するというものであります。本県は、全国に先駆けて人口減少が進む、いわゆる課題先進県でありながら、これまで、食や自然など地方ならではの強みを生かしまして、デジタル技術を活用して産業振興あるいは地域課題の解決に取り組んでまいりました。

このように、本県が目指します将来像は、まさにデジタル田園都市国家構想が示す地方の姿でありまして、構想に基づく施策は、本県においてこそ真価を発揮するというふうに期待をいたしております。構想で示されております施策のうち、デジタル化の前提となつてまいりますインフラの整備につきましては、光ファイバーの普及率が、県内でも今年度中に99%を超える見込みとなっております。

今後は、残る未整備地域の解消を図りますと

ともに、整備したインフラを、生活、産業、行政のあらゆる面におけますデジタル化に活用できるように取り組んでまいります。また、構想の柱のうち、地方の課題解決に向けましては、例えばNext次世代型施設園芸農業、高知マリノイノベーションなど、本県の強みであります1次産業を中心に、デジタル技術の先進的な活用を図ってまいりました。さらに、来年度は、中山間地域の課題解決に向けまして、デジタル技術を活用いたします実証事業に着手し、中山間地域が大部分を占めます本県ならではの取組を行ってまいります。

こうした取組を通じて、いわゆるミニ東京ではない個性あふれる地域というコンセプトを掲げる構想の優良事例といたしまして、全国に発信できるようなモデルを創出し、地域の成長につなげてまいりたいと考えております。

次に、あゆ振興ビジョンがつけられたことと、ビジョンにおけます振興策にどのような思いを抱いているかというお尋ねがございました。

本県は、四万十川や仁淀川をはじめといたしまして、全国に誇れる河川に恵まれ、アユなどの川の幸を育ててまいりました。アユは、古くから中山間地域の方々の生活を支えるだけでなく、多種多様な漁法や食文化を生み出してまいったところでもあります。私自身も、四万十川のアユになれ親しんで育ったということもありまして、アユに対しては特別な思い出がございます。

こうした中で、昨年度アユに見識の深い方々から、アユを活用した振興策についての御提言をいただいたところがございます。このいただいた御提言も踏まえて、本年度漁業、観光などの関係者によりますあゆ有効活用計画検討会議を設置いたしまして、様々な角度からの議論を重ねていただき、本ビジョンを取りまとめたところであります。

アユには、食はもちろんのこと、釣りや体験観光などといった様々な分野で、有力な素材となる大きな可能性があると考えます。流域の地域地域で、アユを活用した新たな観光あるいは外商の取組を進めていくということで、中山間地域の振興につなげていけるというふうに考えております。

このビジョンの策定を機にいたしまして、本県のアユの価値を県民の皆さんと共有させていただき、関係する方々と連携をしながらビジョンの目指す姿の実現に向けまして、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、貴重な歴史民俗資料などの保存の体制につきましてお尋ねがございました。

こうした資料を収集、保存し、調査研究の成果を展示して、広く県内外に紹介していくということは、本県の文化振興に大きく寄与する重要な取組だと考えております。

収集に当たりましては、貴重な資料を厳選して行っておりますけれども、歴史民俗資料館、美術館、文学館におきましては、資料を保存している収蔵庫の9割以上が既に使用されております。特に、歴史民俗資料館は、開館から30年が経過をする中で、館内の収蔵庫では保存し切れない状況となっております。このため、民俗資料の一部を旧大栃高校の校舎などに移動させましたり、施設内の予備室を活用するといった形で、収蔵スペースの確保に努めてまいりました。しかしながら、今後は従来の資料収集に加えまして、県史の編さんの取組の中で、さらに保存すべき資料が増えることが予想されるということは、御指摘ありましたとおりでございます。

県といたしましては、本県の貴重な資料を散逸させることなく次世代に継承していくというために、県立施設の収蔵能力を向上させることは、喫緊かつ重要な課題であると考えておりま

す。まずは、来年度歴史民俗資料館の収蔵の在り方などについて検討いたします有識者検討会を立ち上げまして、中長期的な対策を検討するという予定といたしております。

この有識者検討会の協議を経て、今後の資料の収集方針あるいは収蔵能力の向上などにつきまして、来年度内に取りまとめをしまいたいと考えておるところでございます。

私からは以上であります。

(警察本部長熊坂隆君登壇)

○警察本部長(熊坂隆君) 県警察が行っているサイバー攻撃のリスクに対する取組や今後の方針に関してお尋ねがございました。

今回の情勢と直接関係するものではございませんが、一般論として、デジタル化の進展等に伴いサイバー空間の利用が拡大する中、サイバー犯罪、サイバー攻撃は、その手口を深刻化、巧妙化させつつ多数発生しており、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢となっているものと認識しております。

県警察では、重要インフラ事業者等とで構成するサイバーテロ対策協議会を設置し、サイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の情報共有等を行っているほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を行うなどの取組を推進してきたところでございます。

今後も、最近の国内外の情勢を踏まえ、サイバー攻撃等に係る情報収集に努めるとともに、事業者等に対する的確な注意喚起を行うなど、サイバー空間の脅威から県民生活を守る取組を強化してまいります。

また、サイバー攻撃に関する事案発生を認知した場合には、当該事業者等の被害状況を早期に把握するとともに、通信の遮断等の被害拡大防止のための措置を講じた上で、所要の捜査を行うこととしてまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 建築物の更新費用の圧縮に向けた対策の強化についてお尋ねがございました。

本県では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を主たる目的として、平成29年3月に高知県公共施設等総合管理計画を策定いたしました。今般、国から示された計画改定の指針を受けて、先月、計画の見直しを行ったところです。

主な見直しの内容は、公共施設等の維持管理、更新等に係る経費について、より詳細な試算を行い、計画に反映した点です。お尋ねにございました県有建築物に関しては、見直し前と同様に、築50年で建て替える単純更新をした場合に加え、今回から長寿命化改修を行い、築80年で建て替える場合に要する経費の見込みを試算することといたしました。

その結果、平成29年の計画策定時に見込んでいた、築50年で単純更新した場合の年平均額は約166億円であったのに対し、今回の見直しで、同様に築50年で単純更新をした場合の年平均額は約163億円と微減いたしました。また、今回新たに試算した築50年で長寿命化改修をし、築80年で更新した場合の年平均額は約127億円となり、長寿命化することで年平均の経費は約36億円の削減効果が得られると見込んでおります。

また、公共施設等の管理に関する基本的な方針として、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を促進する脱炭素化の実施を加えるとともに、PDCAサイクルを通じて、この計画や個別施設の長寿命化計画の進捗管理を行い、必要に応じて内容を見直すことを明記いたしました。

今後とも、関係部局と連携し、施設の集約化や売却による保有数量の縮小などに積極的に取り組むことで、公共施設等の維持管理・更新費用の圧縮に努めてまいります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 県内企業の人手不足の状況と人材確保に取り組む企業への支援についてお尋ねがございました。

まず、人手不足の状況について申し上げますと、本年度県内企業4,400社を対象に実施した労働環境等実態調査において、事業に取り組むに当たっての課題をお伺いしたところ、回答のあった1,335社のうち約6割の企業が人材不足を挙げており、最も高い結果となっております。人材不足と回答した割合が高い業種は、建設業、次いで農林水産業、医療・福祉、運輸業、そして製造業の順となっております。

一方、労働局が公表しております令和3年12月の職種別有効求人倍率を見ますと、建築・土木技術者等や医師・薬剤師等、また介護サービスの職業、保健医療サービス、製品製造・加工処理などの職種で求人数が求職者数を大幅に上回っている状況にあります。

次に、人材確保への支援について申し上げますと、県ではこれまでも、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などで人材の確保を重要な取組として位置づけ、労働局にも御参加いただく高知県雇用対策本部会議において情報共有を図り、連携して取り組んでまいりました。先月開催しました雇用対策本部会議では、令和4年度においても、人材の育成、確保、定着を大きな柱の一つとして、全庁的に取り組んでいくことを確認したところであります。

引き続き、国や関係部局と連携しまして、働き方改革推進支援センターによる職場環境の整備に向けた支援、デジタル化の支援、改定した建設業活性化プランの推進、福祉・介護事業所認証評価制度の普及促進などを通じまして、人材確保に取り組む企業の支援を行ってまいります。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長（尾下次君） まず、特定地域づくり事業の推進についてお尋ねがございました。

議員からお話ございましたように、特定地域づくり事業は、産業や地域活動の担い手を確保し、地域の活性化につなげることを目的としており、担い手不足が深刻化する本県にとって、メリットの大きい制度であります。県ではこれまで、事業協同組合の設立に向け、事業者や市町村などで構成する検討会に参画して、制度の趣旨や国の支援内容を共有するとともに、専門家を派遣するなどの支援を行ってまいりました。

この結果、県内初の事業協同組合が昨年10月に東洋町で設立され、本年1月には馬路村においても新たな事業協同組合が設立されたところです。このうち、東洋町の事業協同組合では、現在本年4月の事業開始に向けて職員の募集を行っており、県としましても、その確保に向けた支援を行っているところです。具体的には、高知県移住促進・人材確保センターが運営する移住のポータルサイト「高知家で暮らす。」において、事業協同組合での業務内容や東洋町の魅力などを詳細に紹介しております。また、昨年12月には、U・Iターン相談会高知暮らしフェア2021において、東洋町とともに事業協同組合のPRを行いました。

事業の開始後におきましても、高知県中小企業団体中央会とも連携しながら、事業協同組合の運営状況を共有しますとともに、課題に応じて、経営や労務管理に精通した専門家を派遣するなど、継続的な事業運営に向けて伴走支援を行ってまいります。

次に、ドローンを活用した生活支援に期待することや県内事業者との連携についてお尋ねがございました。

この事業の目的は、集落实態調査で明らかになりました生活用品や移動手段の確保などの日

常生活における課題を、デジタル技術を活用して解決していこうとするものです。事業の実施に際しては、市町村とも連携しながら2年間の実証を通じて、対象となる地域での実装や他の地域への横展開を図っていきたいと考えております。

このうち、ドローンを活用した実証事業では、例えば、荒天時に生活物資の確保に支障が生じる離島や、近隣に生活用品を購入する店舗がない地域、あるいは災害時に救援物資が必要な場面において、ドローンによる物資の運搬によって地域住民の生活を支えることが期待されます。

また、議員からお話ございましたように、実装に向けて、より効果的で実効性のある事業にしていくためには、県内事業者との連携が何よりも重要であると考えております。このため、事業の主体は市町村とするものの、民間事業者や地域団体、県などをメンバーとする協議会を立ち上げ、官民協働で実施することとしております。この中には、技術とノウハウを持つ事業者はもとより、地域でサービスを提供する事業者などにも参画していただき、実用化を見据えた体制の下で進めてまいります。

こうした実証事業を通じて、データやノウハウを蓄積し、コストや担い手を明らかにした上で県内各地に横展開することで、中山間地域に共通する課題の解決につなげてまいります。

（産業振興推進部長沖本健二君登壇）

○産業振興推進部長（沖本健二君） 本県と関西や海外をつなぐネットワークの活用についてお尋ねがございました。

関西戦略や海外展開を推進していく上では、県庁のみならず、市町村や民間企業の皆様がお持ちの様々なネットワークを活用した、多様なアプローチを行うことが有効だと考えます。

そのため、まず関西戦略においては、アドバイザーのネットワークを活用し、関西と本県を

結ぶ新たな観光ルートづくりや関西圏における情報発信などを進めますとともに、インド総領事を御紹介いただき、今後の経済交流についての検討が始まっております。また、先月立ち上げた関西圏外商強化対策協議会に御参画いただいている県内の事業者の皆様がお持ちのネットワークも、最大限活用させていただきたいというふうに考えております。さらに、県内市町村に対しまして、関西における人脈などについて照会をさせていただき、ネットワークの共有化を図りました。次に、輸出振興においては、パートナーとなる国内外の商社とのネットワークが大変重要となりますことから、既に取り引のある商社や海外の県人会などのつながりを生かして、新たなネットワークの構築に努めているところでございます。

これまでは、コロナ禍による行動制限により、せっかく共有させていただいたネットワークを十分に活用できておりませんが、今後は機を捉え、市町村や県内事業者の皆様とともに、ネットワークを生かした外商活動などに取り組みますとともに、さらなるネットワークの拡大を目指してまいりたいと考えております。また、輸出に関しましても、関係者の皆様と連携し、各種ネットワークの強化、拡大に努め、本県産業の振興につなげてまいります。

(水産振興部長松村晃充君登壇)

○水産振興部長(松村晃充君) まず、アユの振興に関して、小規模河川などにどう光を当てるのかについてお尋ねがございました。

あゆ王国高知振興ビジョンは、本県のアユの価値を県民全体で再認識し、アユを活用した観光、地域、産業、文化振興の将来像を共有するとともに、有効かつ持続的にアユを活用するための共通の指針を示すことを目的に取りまとめたものでございます。

その実現に向けて具体的な取組を進めていく

ためには、ビジョンの方向性に共感をしていただき、取組に対して意欲のある実施主体の確保が重要となります。このため、漁協や流通、観光関係者などに働きかけを行い、それぞれの取組を進める新たな実施主体の掘り起こしに取り組みたいと考えています。あわせまして、それぞれの河川の強みを生かした新たなアユ商品の開発や体験メニューづくり、さらには複数の河川が連携した流通・販売の取組などへの支援も行ってまいります。

来年度は、ビジョンに掲げた取組の進捗管理や助言を行う協議会を新たに設置し、実施主体の掘り起こしや具体的な取組を支援していくこととしております。小規模河川の関係の方々も含めまして、より多くの方々に参画いただき、ビジョンの実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、今後のアユの資源の回復、保全策の取組についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、アユの漁獲量はピーク時から大きく減少し、近年では100トン前後と低迷をしております。この原因は、河川環境の変化による産卵に適した箇所減少、頻発する豪雨による濁水の発生、外来魚やカワウによる食害に加えまして、アユがふ化した後、一定期間を過ぎます海環境変化による河川への遡上量の減少などによるものと考えられます。このように、複合的な要因によってアユの資源状態は悪化しておりますことから、それぞれの要因への対策を進めていく必要があります。

このため、県では、漁協が行う産卵場の造成、外来魚やカワウの駆除に対しまして支援を行っております。また、資源を保全するために漁協や市町村が放流するアユの人工種苗の生産、供給を行うとともに、漁協と連携して天然アユの資源状況の把握や、効果的な放流方法などについての調査研究にも取り組んでいるところでござ

ございます。さらに、一部の河川では、漁協、行政、流域の関係する団体などが連携し、山、川、海の関係者が一体となって流域の環境改善にも取り組んでおります。

今後も、こうした取組を粘り強く進めるとともに、ビジョンをきっかけとして県民の皆様にも現状を認識していただき、さらに多くの関係者の参加を得ながら資源の回復、保全に取り組んでまいります。

(農業振興部長杉村充孝君登壇)

○**農業振興部長(杉村充孝君)** 豚熱対策についてお尋ねがございました。

感染力が強く、致死率の高い豚熱は、平成30年9月の岐阜県での発生以降、これまでに16県の養豚場で76事例が確認され、約28万頭の豚が殺処分されるなど、甚大な被害が発生しております。このため本県では、これまで養豚場に対し、消毒などの衛生管理の指導の徹底、防護柵や消毒設備への支援など、発生予防を中心とした豚熱対策を強化してまいりました。

そうした中、議員のお話にありましたように、兵庫県淡路市で野生イノシシの感染が昨年7月に確認され、四国への侵入リスクが高まったことから、国は8月に四国4県をワクチン接種推奨地域に指定しました。このことを受け、本県でも10月から約2万6,000頭の飼育豚を対象に、ワクチン接種を開始したところでございます。

一方、感染拡大の要因となっております野生イノシシの対策も非常に重要でありますことから、豚熱の感染状況を把握するため、昨年7月から捕獲した野生イノシシの検査を開始し、これまでに43頭実施してきております。来年度は、一般社団法人高知県猟友会のさらなる御協力をいただきながら、検査件数を年間300頭に増やすとともに、新たな取組として、野生イノシシに対するワクチンの散布に向けた体制づくりを進めてまいります。

今後も引き続き、本県で豚熱が発生しないよう、養豚場や関係機関と一体となって、豚熱対策にしっかり取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○**健康政策部長(家保英隆君)** まず、データヘルス計画を活用した県全域のデータ分析についてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたとおり、市町村国民健康保険のデータヘルス計画は、市町村ごとに策定され、取組が進められています。しかしながら、小規模な市町村では、利活用のノウハウが十分でないことや、対象となる国保人口が少ないことから、データの信頼性が低いなどの課題があるところです。

一方、国保料の水準統一に向けた議論を進める中では、保険料負担の平準化だけでなく、負担を少しでも軽減していくための医療費適正化の取組も、同時に協議していく必要があると考えております。

このため、県全域でのデータ分析に基づき、県と市町村が共通の目標を持ち、市町村のデータヘルス計画と密接に連携して、保健事業を推進していくための県版のデータヘルス計画の策定を検討しております。

こうした県全域の健康づくりに向けた効果的な保健事業を実施することにより、国保における医療費の適正化を進め、保険料負担の軽減にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、協会けんぽなど、国保以外の保険者との連携についてお尋ねがございました。

国保以外の保険者との連携の仕組みとしては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高知県保険者協議会がございます。この協議会は、県、市町村国保、協会けんぽ、健康保険、後期高齢者医療広域連合、共済組合をはじめとする県内の主な保険者、国民健康保険団体連合会、県医師会で構成されております。協議会では、

定期的に医療費適正化に関する取組の情報共有を行うとともに、各保険者における特定健診や特定保健指導への取組について情報交換や共同事業を行っております。

そのような中、県としては、各保険者が持つデータやその分析結果が共有されていないことが課題と考えましたことから、その解消に向けて、各保険者から健診結果データやレセプトデータの提供を受けて、県内の医療費に関する調査分析を実施し、その結果を共有するような仕組みを協議会で検討しているところでございます。

引き続き、国保以外の保険者の方や関係団体との連携をより一層進め、県全体の健康課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高知あんしんネットとはたまるねつとの今後の在り方と検討スケジュールについてお尋ねがございました。

高知あんしんネットは、地域医療介護総合確保基金を活用して、県内の主な病院や医師会などで構成する高知県保健医療介護福祉推進協議会が実施主体となり、令和元年10月から幡多圏域を除く地域で運営を行っております。一方、はたまるねつとは、幡多医師会が主体となって、平成29年度に総務省のクラウド型EHR高度化事業を活用してシステム構築を行い、幡多圏域内での運用を開始しております。

いずれも病院や薬局などの間で、患者の診療情報を共有するシステムです。これまで統合や機能の統一化について様々な御意見があることは承知しておりますが、両システムはその設立時の経緯から、運営主体はもちろんのこと、情報セキュリティーポリシーの考え方や「高知家^{こうちけ}@ライン」との連携など、様々な相違点がございます。

そうした中で、県としましては、これまで加入医療機関などの接続にかかる初期費用につい

て、それぞれ支援してまいりましたが、今後は両システムの利用者目線に立って、両システムの今後の改修の方向性を整理した上で、支援の在り方についても検討する必要があるものと考えております。

今後、難しい課題はあるものの、両システムの運営主体とシステムの一本化も含めて、機能や運用方法などについての協議を来年度の早い段階で開始し、令和4年度中に一定の方向性で合意できるよう、精力的に協議を進めてまいります。

最後に、来年度予定しているヘルスケアモビリティ事業への期待と、あったかふれあいセンターなどとの連携についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

ヘルスケアモビリティは、オンライン診療に必要な通信機器や医療機器を搭載し、サポート役の看護師などが地域を巡回しながら、車内の患者を医師が遠隔で診療を行うことを想定しております。これによって、移動手段の確保が難しい中山間地域の高齢者は、通院の必要がなく受診が容易になりますし、医師にとっては訪問診療に要する移動時間が削減できるなど、今後の働き方改革にも寄与するものと期待いたしております。

また、良好な通信環境の確保や、より効率的な診療を考慮した場合には、議員からお話のありましたあったかふれあいセンターや集落活動センターといった地域の拠点となっている施設を活用することが、より効果的だと考えております。一方で、複数の患者さんを1か所に集めて定期的に診療する場合、オンライン診療であっても対面診療と同様に、無医地区巡回診療を除いて、原則として診療所の開設手続が必要とされています。そのため、地域の実情に合わせて、特例的に診療所の開設をせずにオンライン診療

が可能となるよう、国へ提言してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、中山間地域が多く、高齢化が進んでいる本県の課題解決に向けた重要な取組であると考えておりますので、市町村や医療機関と協力して積極的に進めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、主権者教育の充実に当たっての自由民権運動の活用及び高知市立自由民権記念館との連携の可能性についてお尋ねがございました。

選挙権年齢や成年年齢の引下げに伴い、大部分の高校生は卒業までに主権者となって、自らの判断でその大事な権利を行使することとなります。そのため、社会参画意識の涵養や、よりよい社会の実現に向けて課題を多面的、多角的に考察し、主体的に解決しようとする態度などを育む主権者教育は大変重要であり、早期からの取組が必要だと考えております。

このため、高等学校では、来年度の入学生から全ての生徒が履修する科目歴史総合で、日本の実情に合わせた立憲体制が、自由民権運動による政治参加の拡大などを背景に形成されたことを扱うこととなっております。

さらに、本県の中学・高校生に配布しております県教育委員会作成の副読本「中高生が学ぶふるさと高知の歴史」では、植木枝盛の文章に由来する「自由は土佐の山間より」が、平成12年に高知県議会において県詞として決定されたことや、自由民権運動の始まりや広がりなどについて紹介しております。

今後、この副読本などを活用し、本県の先人たちが牽引した自由民権運動が、大日本帝国憲法や日本国憲法の成立にも関係しているといった歴史的な観点にも触れながら、主権者としての意識の醸成を図ってまいります。

また、新学習指導要領においては、課題を主体的に解決する力を育む探究的な学習の実施に加え、科目の内容に関係する専門家や関係諸機関との連携・協働を図り、社会との関わりを意識した指導の工夫も求められております。

高知市立自由民権記念館との連携につきましては、館内の展示の解説をはじめ、県内の高校生を対象とした出前授業についても御対応くださると伺っておりますので、今後実施内容について学校へ周知を図ってまいります。あわせて、県立の歴史民俗資料館や高知城歴史博物館など、県内の他の施設との連携も進めてまいります。

次に、拉致問題啓発アニメの学校での活用と今後の取組についてお尋ねがございました。

拉致問題は、国家を挙げて解決に取り組むべき重大な人権課題であります。そのため、学校教育においても、拉致問題に対する理解を深める取組を推進する必要がある、教育の果たす役割は大変重要であると認識をしております。

議員の御指摘のとおり、拉致問題啓発アニメめぐみはこれまで十分に活用されておらず、その要因としましては、高知県人権施策基本方針では、高知県の身近な人権課題の11項目を示しておりますがその11項目には拉致問題が含まれておらず、その他の人権課題としての位置づけであること。そして、学校としては、障害者、高齢者、外国人といった児童生徒にとって身近な人権課題ではなく、拉致問題は自分事として受け止めにくい課題であると考えられていること。そして、学校における人権学習は、教科書や授業する時間など定められたものがなく、学習内容や教材は各学校の裁量に委ねられていることなどが考えられます。

県教育委員会では、このような現状を踏まえ、昨年度末に高等学校の公民科において、拉致問題を学習するための指導事例を作成したところ

です。この指導事例を掲載した人権教育指導資料は、公立学校の全ての教職員に配布して、その活用を進めているところです。

また、令和4年度人権教育主任連絡協議会などを通じて、公立学校の教職員が拉致問題に関する人権学習の必要性を理解し、アニメめぐみを教材として活用できるよう、再度アニメめぐみの紹介や活用事例などを示してまいります。さらに、拉致問題に関する意識の向上と人権学習を推進するため、今年8月に開催します私立学校も含めた県内全ての教職員を対象とした人権教育セミナーにおきまして、北朝鮮拉致被害者の方を講師としてお招きし、研修を行う予定としております。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) まず、県史編さん事業における歴史資料の悉皆的な調査についてお尋ねがございました。

これまで、本県におきましては、前回の県史編さん事業を含め、歴史資料の全県的な悉皆調査は行われておりません。他方、南海トラフ地震などの大規模災害や世代交代などによる歴史資料の散逸が懸念される中、新たな県史の編さんに当たりましては、本県の歴史資料がどこに、どのように残されているのかを悉皆的に調査し、県民共有の財産として後世に伝えることとしております。

来年度は、特に資料散逸のおそれが高く、調査が急がれる近世、近代、民俗の3つの専門部会を先行して設置し、これらの分野における資料の調査から着手してまいります。まずは、市町村や関係団体などのほか、古い資料を所有されている方や、資料の所在に関する情報をお持ちの方から、情報をいただくことが極めて重要となってまいります。様々な広報媒体を通じて、県民の皆様へ情報提供のお願いをしてまいります。

また、調査を進めるに当たりましては、現地における資料の確認、写真撮影、撮影データの整理、資料の選別、重要な資料の目録作成、古文書の解読などの膨大な作業を、専門部会の部会員や事務局職員だけでは到底担えるものではなく、専門的な知識、技能を有する方々を中心に、多くの人材を確保することが必要となってまいります。当初は県外の大学などの御協力もいただきながら、来年度からは県内の歴史系博物館と連携し、資料調査に対応できる人材の養成講座を開催するなど、できる限り県内での人材確保を目指してまいります。

悉皆的調査には相当な困難が見込まれますが、貴重な歴史資料の未来への継承と充実した県史の編さんのため、県民の皆様への御協力の下、しっかりと取り組んでまいります。

次に、県史編さん事業を、部局の枠を超えて地域活性化の観点で活用し支援する体制についてお尋ねがございました。

新たな県史の編さんに当たりましては、本県の歴史的な変遷を明らかにすることはもとより、県民の暮らしの歩みに着目し、特定の地域に偏ることなく、本県の特徴的な資料を重点的に収録することや、調査した資料データの幅広い利活用が可能となるよう取り組むことなど、特色を生かした地域の活性化にもつながる方針を掲げております。

地域活性化への当面の活用としましては、例えば、調査などを通じて得られる、その時々までの成果をまとめる冊子や、県の文化広報誌とさぶしに掲載する内容を、県内の観光スポットの紹介などに活用していただくことが考えられますが、部局の枠を超えた活用について、現時点で明確な計画などを持ち合わせているわけではございません。

当部といたしましては、まずは歴史資料の悉皆的調査など県史編さん事業本来の取組を、しっ

かりと軌道に乗せることが最も重要であると考えておりますが、今後取組を進めていく中におきまして、これまで知られていなかった事実や資料などが明らかになった際などには、地域の活性化への活用という視点で、関係部局への情報の提供にも努めてまいりたいと考えております。

○26番（大石宗君） それぞれ真摯な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私も県議会に来ましてから、この本会議の質問、常々再質問とか再々質問をしてきましたけれども、今日の議論は非常に納得がいくものでありますので、再質問はいたしませんけれども、幾つかお願いをさせていただきたいというふうに思います。

まず、会食の件で、いわゆる抗原検査を受ければ人数制限がないと。これは、一つの大きな県の方針ではあります。登録数は非常に多いということも理解をしましたけれども、実際にどういうふうに事業者がそれを活用できているのか、県民が利用しているのかというのは、なかなか今はかれないという実情もあるように聞いています。そういった意味では、今後周知をしていく中で、ぜひとも現場のことを、いま一度意見等も聞きながら、丁寧に周知をいただきたいというふうに思います。

そして、財政のところ、公共施設の管理の問題で166億円を約40億円、長寿命化などによって見直しができたということで、これは非常に大きな第一歩だというふうに思います。しかし一方で、部長も答弁でおっしゃられましたけれども、保有数量の圧縮という非常に難しい課題、これは今も100億円以上負担があると想定されているわけですから、今後は踏み込んでいかないといけない、そういう領域であろうと思いますので、ぜひとも引き続き、これは御努力もいただきたいというふうに思います。

そして、デジタルという分野では、いろんな中山間から田園都市国家構想までありましたけれども、肝になるのは、やはり県内の企業の皆さんを巻き込んでいくということであろうかと思えます。ただ、もちろん県内の企業だけに限定すると、これは日進月歩の世界ですから、非常に小さなものになってしまうと。このバランスが非常に難しいと思えますけれども、やはり県内の企業を育てていくという意味でも、巻き込むということをぜひ御留意いただきたいということをお願いしておきます。

そして、関西・海外戦略で、海外もコロナで行けませんけれども、高知県もこれまで、昔は海外といえば、港湾振興課がポートセールスをやるとというのが一番でありました。今は産業振興推進部が多くやっておられますけれども、これは部局の枠を超えて、しっかりネットワークをつくっていくということだろうと思えますので、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークも今どうなっているのかあれですけども、いろんな領域でぜひ協力をいただきたいというふうに思います。

そして、ヘルスケアの分野に関しては、モビリティの事業は非常に私はすばらしい事業だと思いますけれども、今回の計画は医療機関にお任せをするということになっております。しかし、やはりコストの問題とか、特にドア・ツー・ドアでやるとなると、電波の届いていない地域、衛星通信環境などを車に配備するとなると、多額のコストもかかってきますし、そういう意味では、公的機関が所有するという将来の姿なども検討すべきだと思いますけれども、またそういった議論も進めていただけたらと思います。

最後に、知事に、歴史保存の問題で今回大きな御答弁をいただきました。この保存の問題はまさに、実は中内県政からずっと積み残ってきた課題であります。これ来年度議論いただける

ということは、大変大きな第一歩だというふうに思いますし、最後部長から答弁ありましたように、悉皆調査は初めてのことだと思います。ぜひ頑張っていたいただきたいというふうに思います。

知事は、本当に真摯で、温かい御答弁をされます。調整型と言われましたけれども、私、最近友人にある話を聞きました。電車に乗っていて、保育園児がずっと電車に向けて手を振っていたと。車内の人、誰も反応していなかったのに、一人だけずっと手を振り返している人がいたと。次の日、テレビを見たらその人がテレビに出ていて、あれは知事だったということで、非常に温かい人柄だなという話を聞きました。

まさに知事は、答弁を聞いてもそういったお人柄であろうかと思えます。本当にこれから県民、そしていろんなものの中心に、ハブになっていただいて活躍いただけることを願っております。

そして、県庁を退職される皆さん、生産年齢人口と言いましたけれども、これは数字ではありません。やはり社会にどれだけ参画するかということ、元気さ、これが大事です。人生100年時代でありますから、まだまだこれから、退職されても頑張っていたいただくことを、現役世代の一人として心からお願いして、私の一切の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（森田英二君） 暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩



午後1時再開

○副議長（加藤漠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた

します。

24番黒岩正好君。

(24番黒岩正好君登壇)

○24番（黒岩正好君） 私は、知事並びに関係部長に対して質問したいと思います。

まず、日本一の健康長寿県構想について伺います。

初めに、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容についてお伺いをいたします。厚生労働省によると、本県の令和元年の健康寿命は、女性が76.32歳で、全国平均の75.38歳を0.94歳上回り全国第8位となっております。

本県では、平成22年度から日本一の健康長寿県構想の下、県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすことができる県を目指し、様々な取組を始めました。平成22年の女性の健康寿命は73.11歳で全国第36位であったことから、取組を始めてから約10年間で、健康寿命は大幅に延伸したことになります。これは、構想の進捗管理等を行うため設置した日本一の健康長寿県構想推進会議において、進捗管理に努め、県民の健康づくりに取り組んできた成果だと考えます。

様々な施策の中で、何がこの延伸につながったと分析をしているのか、知事にお伺いをしたいと思います。しかし一方で、男性は、平成22年が69.12歳で全国平均の70.42歳より1.3歳短く全国第46位、令和元年は71.63歳で全国平均の72.68歳より1.05歳短く全国第43位で、延伸はしているものの女性ほどには改善が見られておりません。男性が女性と比べ、あまり改善していない理由をどのように分析しているのか、併せて知事にお伺いをしたいと思います。

日本一の健康長寿県構想では、令和5年の健康寿命の目標を、女性は76.05歳以上、男性は73.02歳以上としており、女性は既にこの目標を達成しております。今後、日本一の健康長寿県

を達成するためには、女性だけではなく、健康寿命がなかなか改善をしない男性の健康意識の一層の醸成と行動変容の促進を、特に図っていく必要があります。そのためには、県民のリーダーである知事が先頭に立ち、熱意を持って県民に訴え、行動変容を巻き起こしていくことも必要だと思えます。

県民の健康寿命の一層の延伸に向けた具体的な方策と、リーダーとして県民に行動変容を促すためにどのように訴えていくのか、知事に伺います。

次に、高知家健康パスポート事業についてお伺いします。この事業は、平成28年度に当時まだ全国的に珍しかったインセンティブを活用し、県民の健康づくりへの関心を高めるために始まったもので、現在は約5万人の方がパスポートを取得しています。

そこで、この事業により県民の健康づくりにどのような効果があったと考えているのか、健康政策部長に伺います。

一方、これまで活用されてきた冊子タイプのパスポートがこの4月から廃止になり、スマートフォンのアプリのみで運用するとのことあります。しかし、スマートフォンを持っていない高齢者の方からは、シールを集めるのが楽しみで健康づくりのイベントに参加していたので、廃止はとても残念という声が寄せられております。

令和4年1月末現在で、アプリを使用している方は2万4,700人でパスポート取得者全体の5割に満たない状況となっております。経過措置として、アプリへの切替えが困難な方へは簡易版のポイントシートを発行する予定とのことですが、男性の健康寿命が延び悩んでいる中、アプリがあまり使用されていないにもかかわらず、なぜ冊子をやめるのか、これまでの取組を思うともったいない気がしています。

また、パスポート取得者が減少し、せっかく盛り上がってきていた県民の健康づくりへの関心が薄れるのではないのか、さらには県民の健康づくりへの県の姿勢が後退したのではないかとと思われるのではないかと心配をしています。

そこで、冊子を廃止する理由と廃止することによる県民の健康づくりへの影響、特にスマートフォンの保有率が低く、一方で医療費が全国トップクラスである高齢者への影響をどのように判断しているのか、また健康づくりへの悪影響を防ぐための経過措置を含めた対応策について健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、糖尿病性腎症などの血管病重症化予防対策について伺います。糖尿病性腎症などの血管病重症化予防対策は、本県の健康寿命の延伸や医療費適正化を推進するために非常に重要な取組であると考えています。

このため、昨年2月議会でも、このことに関して質問しましたが、その際、健康政策部長から、国民健康保険連合会でのレセプトデータの蓄積を5年間とする、またモデル市町村において、同じく5年間のレセプトデータを使用し脳卒中などの循環器病の発症予防の取組を開始する予定で、その結果を見た上で、糖尿病性腎症と循環器病の両方の重症化予防に対応した、総合的なプログラムに発展させることを検討していくとの答弁がありました。

そこで、レセプトの保存期間の現状とモデル市町村において実施をした循環器病の発症予防の取組の実施状況及びそれにより見えてきた効果や課題、また今後の糖尿病性腎症と循環器病の総合的なプログラムづくりについて健康政策部長に伺います。

また、令和2年度から実施しています、人工透析が数年後に予測される患者に対する、透析導入を少しでも遅らせる糖尿病性腎症透析予防強化事業の現在の実施状況と課題、あわせて今

後介入者を増やすとともに介入の実効性を上げ、人工透析導入を遅らせるための取組について健康政策部長に伺います。

さて、糖尿病の重症化予防は、健診等により早期に発見し治療につなげていくことが基本であり、非常に大事だと思います。これまでも本県では、全国と比べ低かった特定健診の受診率などの向上に市町村とともに取り組んできた結果、国保の特定健診受診率は、平成30年度には全国平均を上回りましたが、令和元年度及び2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、残念ながら低下傾向となっています。

そこで今後、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の一層の向上に向け、どのように取り組んでいくのか、健康政策部長に伺います。

本県では、糖尿病の重症化予防のために、全国に先駆け、国保のレセプトデータを活用し糖尿病の未治療ハイリスク者や治療中断者を抽出し、保健指導につなげ、重症化予防をする取組も実施してきております。

そこで今後、糖尿病未治療ハイリスク者などに対する保健指導の介入割合の向上のための取組と、指導技術の向上対策などの保健指導の効果を上げるための取組について健康政策部長に伺います。

また、昨年3月から厚生労働省が整備を進めているオンライン資格確認等システムを利用すれば、以前加入していた医療保険の特定健診等のデータが比較的簡単に入手できるようになっています。

特に国保は、会社などを退職した方が多く加入していることから、国保加入前のデータを活用することで、継続した保健指導が可能となり、糖尿病だけでなく様々な疾病の重症化予防に役立てることができると考えますが、現在の活用状況と今後の取組について健康政策部長に伺います。

次に、高知版地域包括ケアシステムの構築に関し、高齢者の住まいの確保事業について伺います。

今年度県では、中山間地域における医療や介護と連携した高齢者の住まいの確保対策事業に取り組んでいます。本県では、平成27年度から30年度にかけて、この事業とほぼ同様の高齢者向け住まい確保対策モデル事業を実施し、3か所で事業が行われました。

そこで、実施した3か所の現在の運営状況と、モデルとして実施した事業が、その後県内で広がっているのか、健康政策部長に伺います。

また、高齢者の住まいの確保対策事業を進めるに当たり、高齢者向け住まい確保対策モデル事業の経験、特に令和元年度と2年度は実施する市町村がなかったことを踏まえ、市町村に事業の導入を促すためにどのような工夫や取組を行ったのか、また市町村の状況はどうか、健康政策部長に伺います。

過疎化が進み、介護サービスや医療サービスの提供の効率が非常に悪い中山間地域では、介護などの人材の確保も都市部と比べ一層厳しいと思われまます。

本県では、中山間地域においても必要な介護サービスなどが提供されるよう、中山間地域介護サービス確保対策事業などを実施していますが、人材の確保が非常に困難な状況においては、必要なサービスを提供するためには在宅にこだわらず介護を要する高齢者に1か所に集まっていただくなど、効率的なサービスの提供も必要ではないかと考えます。

このような状況の中で、養護老人ホームについては、地域共生社会を実現するために、居宅での生活が困難な低所得の高齢者の地域における受皿として、収容の余力がある場合は取扱人員総数の20%の範囲まで、居住に課題を抱える人に対して、市町村の措置入所とは別に契約入

所が認められています。

そこで、現在の養護老人ホームの収容余力と契約入所の状況、今後の契約入所の促進に向けた取組について子ども・福祉政策部長に伺います。

また、市町村による低廉な家賃で入居できる集合住宅の整備が県が期待したほどではない場合は、比較的軽度の要介護者に対して、効率的に介護サービスを提供できる有料老人ホームへの入居も有効な手段ではないかと考えます。

そこで、社会福祉法人などが設置している有料老人ホームに所得にかかわらず入所できるよう、低所得者への補助制度を創設することを全国に先駆け検討してはどうかと考えますが、知事の考えを伺います。

次に、総合的な認知症施策の推進について伺います。

今後、認知症高齢者が急増するとの予測を踏まえ、令和元年に国の認知症施策推進大綱が取りまとめられています。本県でも、この大綱を受け、認知症があっても同じ社会の一員として自らの意思に基づいた生活を送ることができる社会を実現するために、今年度から令和8年度までの6年間で期間とする認知症施策推進計画が策定をされています。

この計画では、本県における認知症高齢者は今後も増加を続け、令和17年には県民の約11人に1人、約5万人になるとの予想がされています。また、今後増加していくとされる認知症高齢者の介護は、施設状況から在宅が中心となると考えられます。

令和17年に約5万人と見込まれている認知症高齢者のうち、在宅で生活される方はどの程度になると見込んでいるのか、健康政策部長に伺います。

認知症の方を在宅で介護している家族は、精神的、肉体的にも疲れています。例えば、高齢

の夫婦のみの世帯で、認知症の方がデイサービスやショートステイなどの利用を拒否されるケースがよくあるとお聞きします。このようなケースでは、精神的にも肉体的にも休まる時間がありません。

特に徘徊や異食行動などの周辺行動があれば、四六時中目が離せないため、認知症カフェや家族の集いへの参加や、買物などに行く時間の確保も難しく、日常生活に支障が生じることもあるとお聞きしています。また、認知症の方が徘徊などをすることにより、その家族に対して近所の方から心ない言葉を投げかけられ、精神的に一層追い詰められることもあります。

認知症高齢者を在宅で介護しながら地域で暮らしていくためには、介護を行う家族に精神的、肉体的な安らぎの時間と介護に対する安心感を持っていただく必要があります。そのためには、いつでも困ったときに家庭を訪問し、様々な認知症高齢者の症状に臨機応変に、かつ的確に対応でき、また家族を精神的にも支えてくれる専門知識を持った方が必要となり、認知症に対する理解や思いやりの醸成など、認知症の方とその家族を県民全体で支えていく理解づくりも必要となります。

そこで、今後認知症高齢者が急激に増加していく中で、認知症高齢者とその家族を地域で支え、理解を促進するために必要とされる認知症サポーターやキャラバン・メイト、チームオレンジなどの整備状況や課題はどうか。さらには、認知症の方にきめ細やかに対応するために必要とされる、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の資質向上が大事だと考えますが、取組状況はどうか、併せて健康政策部長に伺います。

次に、認知症施策の中の若年性認知症の方への支援について伺います。若年性認知症の方は、経済面での負担が大きいなど、老年期の認知症

とは違った特徴があり、状態に応じ医療、福祉、就労等の関係者がネットワークを構築し、総合的な支援を行うことが必要とされています。

このため、ネットワークの調整役であり、関係機関と連携を図りながら就労継続支援などを行う若年性認知症支援コーディネーターの役割が重要となっていますが、本県における活動状況と今後の若年性認知症の方への支援について健康政策部長に伺います。

次に、介護、福祉、保育の人材確保対策の推進について伺います。

本県では、介護を必要とする高齢者が増加する一方で、少子化や若い方の都市部への流出などにより介護人材の確保が困難な状況が続いており、人材不足から事業所の閉鎖が相次いでいるとの報道もされています。

私は、以前から介護職員の確保を図るため処遇改善を訴えてきました。昨年2月議会においても、介護報酬における介護職員等特定処遇改善加算を取得している事業所の割合が、全国より低くなっていることを指摘いたしました。その際、地域福祉部長からは、取得割合の向上に取り組んでいくとの答弁がありました。

その後、県では、この加算の取得割合の向上のためにどのような取組を行ってきたのか、また現在の取得状況はどうか、子ども・福祉政策部長に伺います。

現在、国では、医療、介護、保育などにおける人材の確保や処遇の在り方について検討が行われています。また、令和3年度補正予算で、介護サービス、障害福祉サービス、保育園、幼稚園の職員の収入を3%引き上げるために、新たな補助制度が創設されました。さらに、10月からはこの補助金や交付金に代わり、介護報酬などの公的価格の見直しにより、賃上げ措置が継続される予定となっています。

一方、新たな補助金などの交付を受けるため

には、今年の2月分から賃上げを行う必要があるとされており、このため、事業所などにおいては準備のための時間的余裕がなく、さらに介護や保育の現場では新型コロナウイルス関連の対応で、賃上げの検討などが十分できていないのではと危惧をいたします。

県では、このように限られた期間で市町村や多くの事業所に対して、補助金などを活用した賃上げに向けてどのような取組を行ってきたのか、また対象となる事業所のうち、どの程度の事業所が賃上げを行い、補助金などの交付を受けると見込んでいるのか、さらに10月からの賃上げ措置の継続に向け、どのように支援していくのか、子ども・福祉政策部長及び教育長に伺います。

さて、厚生労働省の令和2年度介護従事者処遇状況等調査結果によると、介護職員等特定処遇改善加算を取得していない事業所の多くは、賃金改善の仕組みを設けるための事務作業や県などに提出する計画書などの作成が煩雑であるということを理由としています。

これまで国では、介護職員のために2種類の加算を設けており、今回補助金が創設されたことにより、合わせて3種類となりました。このため、ますます事務処理が煩雑となり、せっかく制度が創設されたものの、今まで以上に加算や補助金を活用できない事業所が多く出てくるのではないかと心配をしています。

また、在宅介護の要となる訪問介護事業所は、小規模な事業所が多いことから、加算の取得に要する煩雑な事務作業への対応が困難で、特定処遇改善加算を取得していない事業所が国の調査でも多くなっております。

高知版地域包括ケアシステムの構築のためにも、小規模な事業所も含め、できるだけ多くの事業所が国の処遇改善のための措置を十分に活用できるよう、県や市町村は手厚い支援を講じ

る必要があると思いますが、どのように取り組んでいくのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

一方、国では、介護現場の文書に係る負担軽減にも取り組んでいると思われませんが、介護事業所が職員の賃上げなどに取り組みやすくするためには、処遇改善のための3種類の措置を統合するなど、もっと簡便な仕組みとすることが必要ではないかと考えます。

少子高齢化などによる慢性的な人手不足の中、介護の現場で頑張っている職員の給与を適正な水準まで引き上げることが強く求められています。そのためには、県がリーダーシップを取り、中核市である高知市や他の市町村と緊密に連携し必要な措置を行うことが、まず必要となります。

これらの職員の処遇改善について知事の考えを伺います。

次に、養護老人ホームやケアハウスなどの軽費老人ホームの職員の処遇改善について伺います。養護老人ホームや軽費老人ホームの職員の処遇改善については、令和3年度補正予算の対象とされていませんが、その業務内容は、介護職員の業務内容に類似をしています。このため国では、必要な処遇改善を図ることが重要であるとの考えで、昨年12月に職員の処遇改善を図るため、県や市町村が施設に交付する措置費や事務費補助金などの単価の改定を県や市町村に求めています。

介護や障害福祉サービスは、職員の処遇改善を図るために、国において介護報酬などの改定が必要に応じて行われてきています。一方、養護老人ホームや軽費老人ホームの措置費などの単価の改定については、措置費などの財源が平成16年度及び17年度から一般財源化されて以降、県や市町村の判断に委ねられています。

そこで、一般財源化されて以降これまでの、

消費税の引上げ分は除き養護老人ホームや軽費老人ホームの職員の処遇改善のために行った措置費や事務費補助金などの単価の改定状況と、今回の国からの通知を受けた改定への取組状況について子ども・福祉政策部長に伺います。

また、一般財源化されてから、県と市町村が廃止した軽費老人ホームに対する民間施設給与等改善費は、平成28年度に日本総合研究所が行った調査では廃止をしている自治体は約25%にすぎない状況となっています。

現在、養護老人ホームや軽費老人ホームの職員の処遇を、他の介護サービスと遜色がないよう早急に改善することが求められています。そのためには、養護老人ホームなどの職員の給与の状況や、措置費や事務費補助金などの単価水準を詳細に分析し、軽費老人ホームの民間施設給与等改善費の復活の検討なども行い、市町村共々、職員の処遇改善に取り組む必要があると考えますが、知事の考えを伺います。

次に、医療費適正化計画について伺います。

平成30年度から令和5年度を期間とする第3期高知県医療費適正化計画はほぼ4年が経過し、残り2年となっていますが、現在までの計画の進捗状況と今後の計画達成に向けた課題及び取組について健康政策部長に伺います。

医療費適正化計画は、国の定める医療費適正化基本方針に基づき定めることとなっていますが、国では、第4期計画に向け基本方針の見直しの議論が既に始まっており、現在の基本方針では、特定健診等の実施率など4つの項目について目標値を定めることとされていますが、計画策定時の現状の数値と、国が示した目標値にはかなりの乖離があるものもあり、現実に即した目標値になっていないのではとの課題もあると聞いております。また、今年度の骨太方針では、本県のような高医療費県へ地域別診療報酬の適用などを含め、医療費削減圧力を強めて

くるのではないかと危惧をしております。

尾崎前知事時代は、県民に必要な医療を提供するために、国から過度の医療費削減を求められないよう、本県の置かれている状況と要因、また医療費適正化のための健康づくりなどの取組を理解してもらえよう、知事からも説明を行っていたとお聞きをいたしました。

来年度策定をされる国の基本方針に向け、県民が必要とする医療をきちんと提供しながら、医療費適正化を地域の実情に即し進めるために、医療費適正化計画のあるべき姿を検討し、高知県として国に提案をしていく必要があると考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

次に、国民健康保険の保険料水準の統一について伺います。現在県では、県内各市町村と将来の保険料水準の統一についての協議を進めていますが、保険料水準の統一についての資料では、統一について全ての市町村から異論がなかったと書かれています。しかし一方で、医療費水準が低い市町村から、県内の医療費水準の違いや、医療費が高い市町村の努力を指摘する意見も多くあります。

昨年7月27日に行われた高知県国民健康保険運営協議会の資料には、保険料水準の統一を目指す理由として、国民健康保険による受益は保険料の差とは全く関係がないにも関わらず、市町村ごとの保険料の格差が大きくてもよいとは言えないと書かれています。しかし、保険制度において、保険料の額は被保険者の受益に応じた額でなければ、保険料の負担に応じていただくことは難しく、受益と保険料は密接に関係していると思います。

誰でも、いつでも、どこの医療機関でも受診は可能ですが、県内市町村では、医療費実績で1.8倍程度の格差があります。これは、世帯の状況や地理的要因のほか、日頃の被保険者の健康づくりや、病気になってもできるだけ自宅での

療養に努めている結果だと思われれます。

さらに、協議会の資料では、後期高齢者医療制度や協会けんぽにおいては、既に県単位の保険料負担の公平化が実現しているとも書かれています。仕組みが大きく違い、単純に比較するのは適切でないと思います。

保険料水準の統一については、令和5年6月までに結論を得よう市町村と協議を行うとされていますが、この協議においては、まずは医療費水準の低い市町村の被保険者のことに十分配慮した協議が必要だと思います。

県が考える被保険者の受益とは何か。保険給付が全国共通の制度であることから、保険料負担に差があることが不公平であるという論調は、被保険者の健康づくりなどへの努力を無視することとなります。

保険料水準の統一に向けて議論を強引に誘導するのではなく、将来の保険料の在り方について、特に医療費水準の低い市町村の被保険者の努力を無にしないよう、慎重かつ丁寧な議論を行う必要があると考えますが、被保険者の受益とは何かと併せ、知事の考えを伺います。

次に、障害者差別解消の推進について伺います。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の改正法が昨年5月に成立をしています。改正の趣旨は、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮することを義務づけるとともに、行政機関相互の連携強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずるとしています。

しかし、例えば自治体が運営する施設は、映画や舞台を鑑賞する際に、ホールの端に設置をしてある、ごく僅かな車椅子席しかない現状となっています。

そこで、これらの解消に向けた取組について文化体育スポーツ部長に伺います。

また、改正法では、連携・協力の責務、事業者による合理的な配慮の提供の義務化、差別を解消するための支援措置の強化が示されていますが、今後どのような対応を図っていくのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

次に、片耳難聴者など聴覚障害者への支援について伺います。現在、本県では市町村と連携し、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度、中等度の難聴者に対して、補聴器の購入費の助成を行っております。補聴器は1台当たりの価格が、難聴の症状によっては30万円を超えるものもあることから、助成制度に対する感謝の声が寄せられています。

一方で、この助成制度は、18歳以上の方は対象とされていません。難聴の方は、18歳になってからも日常生活が不便であるため、継続して補聴器を使用する必要がありますが、高額な補聴器であるとともに、5年程度で買い換える必要があるため、購入の際には経済的負担により二の足を踏む状況にあります。

そこで、18歳以上で低所得者の方については、現行の助成制度の対象とするべきではないかと考えますが、現在18歳未満としている理由と18歳以上の方への今後の対応について子ども・福祉政策部長に伺います。

次に、少子化対策について伺います。

まず、低出生体重児の支援について伺います。厚生労働省によると、生まれてくる子供の約9%が体重2,500グラム未満の低出生体重児で、1,000グラム未満で生まれてくる超低出生体重児も0.3%いると言われております。周産期医療の発達により、40年前に比べ低出生体重児の割合は2倍近くに、超低出生体重児の割合は3倍に増えています。

そこで、本県の出生数の推移や低出生体重児

の状況はどうか、健康政策部長に伺います。

先日、小さな赤ちゃんを産まれたお母さんからお話を伺いました。昨年11月、予定日より4か月早い妊娠29週で誕生し、体重691グラム、両手に収まるほど小さく、全身が呼吸器やたくさんのチューブにつながれ、見た瞬間涙が止まらず、小さく産んでしまったことの自責の念と不安に押し潰されそうになったと語っておりました。現在も、病院のNICUで治療を受けております。

低出生体重児は、成長に応じて医療的ケアが必要となるケースも多く、健康に関わるリスクが指摘をされており、低出生体重児と保護者に対しては、個々に応じた丁寧で切れ目のない支援が必要であります。

そこで、小さく生まれた赤ちゃんとその家族の不安解消や健やかな子育てを支援するため、どのような支援を行っているのか、また悩みを抱える親たちを孤立させないためにも、同じ悩みを抱える親たちが話し合えるサークル的な場が必要と考えますが、併せて子ども・福祉政策部長に伺います。

また、低出生体重児の親が困惑し苦しむのが、一般的な母子手帳です。市町村が交付している母子健康手帳は、妊娠期から子育て期まで長年にわたって健診や成長の記録として活用をされています。一方、早産などによる低出生体重児の場合などは、発達や発育の個人差や親の育児不安への配慮が必要なため、現行の手帳では活用しにくい内容となっています。

そのため、静岡県では、小さな赤ちゃんを産んだお母さんのための母子手帳、しずおかリトルベビーハンドブックを作成し、平成30年度から活用をしています。作成に当たっては、NICUを有する医療機関、助産師会、関係団体などを中心に進められたそうでありました。お母さんからは好評で、今や全国で18府県が独自の内

容と工夫を凝らして、リトルベビーハンドブックを作成あるいは作成中とのことで、お母さんをサポートする取組が全国に広がっております。

そこで、本県も低出生体重児の保護者に寄り添った支援を充実するために、母子手帳高知版リトルベビーハンドブックの発行に取り組むべきだと考えますが、知事の考えを伺います。

次に、不妊治療について伺います。この4月から、不妊治療の保険適用が始まります。公明党は、平成10年から基本政策大綱に掲げ、不妊に悩む方々の声に応え、経済的負担を減らすために、自治体での助成制度の創設や拡充、医療保険適用の実現に向け、長年にわたり取り組んでまいりました。

一昨年、総理大臣に就任したばかりの菅前首相は、公明党大会に出席し来賓挨拶の中で、公明党から強い要請を受けている不妊治療への保険適用を実現したいと挨拶され、今年4月からの保険適用を明言されました。

そこで、現在本県において特定治療支援事業により不妊治療を受けている方の人数と、医療保険が適用されることにより経済的負担がどの程度軽減される見込みか、子ども・福祉政策部長に伺います。

また、今回の制度改正により、不妊治療を受けている方への周知や医療機関と緊密に連携していく必要がありますが、どのように対応しているのか、子ども・福祉生活部長に伺います。

また、保険適用されることにより、現在実施をしている特定治療支援事業に要している県負担分は約3,000万円が軽減されることとなります。この軽減される分を活用し、例えば、医療保険の自己負担分に対する助成制度の創設や、県独自で引き続き行うとしている保険適用外の方への給付制度の拡充など、不妊治療に要する経済的負担の一層の軽減に取り組む考えはないか、知事に伺います。

次に、出会い支援事業について伺います。平成28年度から本格運用を開始したマッチングシステムについては、令和6年度の登録者1,000名の目標に対して、令和4年2月21日現在では781名となっています。

登録者数を増やしていくためには、結婚機運を高めるとともに、マッチングシステムの魅力を引き上げることやシステムを企業などの協力も得て、多くの方に知っていただくことが必要となってきますが、課題と今後の取組について子ども・福祉政策部長に伺います。

また、コロナ禍で、高知家の出会い・結婚・子育て応援団が実施する出会いイベントの開催もなかなかできない状況の中で、今後出会いのイベントの開催や参加者の増加に向けて、どのような取組を進めていくのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

さて、少子化対策を官民協働による県民運動として広げていくために、高知県少子化対策推進県民会議を平成20年2月に立ち上げてから14年が経過をいたしました。この間、構成団体の協力も得て様々な取組を実施し、出会い・結婚・子育て応援団も令和4年1月末現在で1,240団体となるなど、少子化対策は県民の間に一定広がってきていると思いますが、少子化の歯止めをかけるまでには、まだまだ至っていません。このような中、少子化対策の強化を図るため、各分野における取組を協議するための県民会議の部会が再編されています。

そこで、これまで行ってきた県民会議に対する評価と、今後少子化対策などを県民の間に一層広がりをもたらすためにどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、高知市旭小学校周辺の道路冠水・浸水対策について伺います。

旭小学校北西部は、土地が低く、大雨の際には水が集まる上、排水先となる県管理の江ノ口

川の水位が上昇し、内水排除が困難な状況になっています。特に、平成26年8月の集中豪雨では、旭小学校周辺地域は最大水深80センチにも及ぶ浸水被害が発生をしています。通常でも、30センチ以上の道路冠水や浸水被害が度々で、旭小学校児童の安全な通学や住民の暮らしに大きな支障が出ています。

こうしたことから、高知市では令和元年度、排水機場を設置し改善を図ってきておりますが、十分な効果を発揮しているとは言えない現状となっています。そこで、地元自治会から、高知市長や高知市教育長宛ての請願が提出をされています。高知市からは、江ノ口川への排水が十分できない、高知市だけでは解決ができないなどとして、回答が寄せられています。

そこで、解決策の一つとして、江ノ口川沿いの高知商業高校や高知学園のグラウンドで実施したように、雨水排水を一時的にためる校庭貯留施設を旭小学校のグラウンドでも検討すべきと考えますが、土木部長の認識を伺います。

次に、高知県耐震改修促進計画について伺います。

全ての建築物の耐震化を促進するため、高知県耐震改修促進計画が、第2期計画として平成29年に改定をされています。

耐震計画の目標年度である令和7年度の目標数に対して、耐震化の進捗状況や課題はどうか、土木部長に伺います。

また、緊急輸送道路等として指定された道路沿いの避難路沿道建築物は、法律で耐震診断と耐震診断結果の報告が義務化されています。住民が緊急避難場所として避難タワー等へ避難する場合、避難する道路脇の住宅やブロック塀の倒壊が懸念されるため、避難路の安全確保を図ることが重要となります。

そこで、対象となる避難路沿道建築物の耐震化の取組状況や課題、耐震化を促進するための

今後の取組につきまして土木部長に伺い、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 黒岩議員の御質問にお答えをいたします。

まず、女性の健康寿命がこの10年間で大幅に延伸した要因分析、また男性の健康寿命が女性と比べて改善していない理由についてお尋ねがございました。

健康寿命と申しますのは、国が国民生活基礎調査などにに基づき、3年ごとに示しております日常生活に制限のない平均期間のことです。本県の状況は議員からお話ございましたとおり、女性が全国平均よりも0.94歳長く、男性が1.05歳短いという対照的な状況にございます。

この健康寿命につきましては、生活習慣から社会経済の環境まで、いろいろな要因が複雑に影響しているという指摘が国の研究班のほうでは行われておまして、この要因の分析はなかなか難しい点があるというのが実情でございます。

この生活習慣などに関連します本県の状況を分析いたしましたところ、男性につきましては、全国と比較して肥満傾向である、あるいは毎日2合以上飲酒をしている人が多い、日頃から歩いていないといったような状況にあります。一方、女性におきましては、全国の値と比較して、はっきりと有意差がある項目は見受けられないところでもあります。しかし、その他の要因といたしまして、課長級以上に占める女性の割合が高いといったことあるいは働く女性の割合が高い状況にあるといった特色がございます。この意味で、女性の場合、社会参加率の高さが、少なからず健康寿命の延伸に影響を与えているのではないかというような推論は可能かと考えております。

引き続き、県民の生活習慣や健康状況の把握に努めまして、健康寿命の延伸に向けて、要因の分析を試みてまいります。

次に、県民の健康寿命の一層の延伸に向けた方策と行動変容の促進につきましてお尋ねがございました。

本県の健康寿命は、全国値と比較しまして、ただいま申し上げましたとおり、女性は長い、男性は短いと、かつ男性の場合、全国値との差も大きいといった状況になっておりまして、この点が課題であると受け止めております。このために、男性の健康寿命の一層の延伸に向けまして、特に働き盛りの世代の健康づくりに取り組む事業所を支援してまいります。

具体的には、社内研修会での健康講座をはじめといたします運動習慣の啓発あるいはスポーツイベントの実施といった、生活習慣の改善を目指した取組を支援してまいります。また、いわゆる減塩商品や既存の総菜野菜のPRなど、健康を意識した商品の販売促進につなげるなど、企業とのコラボ事業も強化をしてまいります。

第4期の構想からは、日常生活の中で気軽に健康づくりに取り組むためのポピュレーションアプローチを強化して取り組んでいるところでございます。私自身も、県民の皆様の行動変容につながりますように、PRのイベントあるいはキャンペーンの先頭に立ってPRに努めてまいります。

次に、低所得の方に対しまして、居住に要した費用を補助する制度の創設についてお尋ねがございました。

中山間の地域におきまして、高齢者の方々が住み慣れた地域で暮らし続けるために、居宅での生活が難しい低所得の方の住まいの受皿づくりに取り組むということは、大変重要な点だというふうに考えております。

議員のお話にありまして、有料老人ホー

ムは、食事の提供や入浴・排せつ介助などのサービスを提供する施設もありまして、住まいの受皿として有効な選択肢の一つであるというふうに考えております。

しかしながら、介護保険制度が適用されます特別養護老人ホームなどにおきましては、居住費を原則自己負担としているということを考慮いたしますと、居住費への補助制度を創設するという事は、公平性の観点から難しいのではないかと考えております。

県におきましては、中山間地域においても、高齢者お一人お一人の実情に応じまして、地域で生活できる環境を整えていくということが必要と考えており、具体的な検討を行っているところでございます。例えば、廃校舎などの既存施設を活用することによりまして、低廉な家賃で入居できる高齢者向けの住まいの確保について、市町村などと連携をして取り組んでおります。

この整備に当たりましては、住まいの確保というだけではなく、例えば診療所ですとか小規模多機能型の介護事業所などを近隣に配置するといったような形で、医療と介護サービスと連携をした形で進めてまいりたいと考えております。

県といたしましては、こうした取組により、低所得の高齢者の方々が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、介護職員の処遇改善に関しまして、県がリーダーシップを取り、市町村と連携して必要な措置をとることの必要性についてお尋ねがございました。

議員からお話ございましたように、介護分野におきましては、慢性的な人手不足の状態が続いております。このため本県では、福祉・介護事業所認証評価制度を通じました職員の処遇

改善あるいは職場の環境改善につながります取組を推進しております。

具体的には、認証取得に向けましたキャリアパスの構築あるいは給与体系の整備などの事業所の取組を支援するためのセミナーを開催いたしております。その際に個別相談も行いまして、個々の事業所の課題に応じて、専門家がアドバイスを行うといったサポートを行っております。

また、人材不足の要因としましては、議員からも御指摘がありましたように、賃金水準の低さなどが指摘をされているところであります。国の調査によりますと、令和2年の介護職員の平均賃金と全産業の平均とで、月額で約6万円の差があるというふうにされております。今般、国から示されました10月以降の報酬改定によります賃上げ措置は、その差の縮小に寄与するものでありまして、介護職員の処遇改善を後押しするものというふうに評価しております。

県といたしましては、これまでも全国知事会とも連携をしながら、高齢者の方が安心して介護を受けられるように、こうした処遇改善の制度の改善を提言してまいっております。今後も引き続き、市町村とも緊密に連携しながら、さらなる処遇改善や各制度の整理統合、事務手続の軽減など、制度の充実、改善を要望してまいりる考えであります。

次に、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの職員の処遇改善への取組につきましてお尋ねがございました。

養護老人ホームあるいは軽費老人ホームは、高齢者やその家族の方々にとりまして、なくてはならない施設であります。こうした施設の運営に関しましては、御指摘もありましたように、従前は国の補助事業による助成が行われておりましたけれども、平成17年度までに一般財源化がされたところでございます。それ以降は、施設を所管するそれぞれの自治体におきまして、

国の取扱指針を踏まえて、社会経済情勢、地域の実情などを勘案し、補助単価などを改定するといったような形で支援を行っているという形になってございます。

国におきましては、今回の介護職員を対象といたしました3%程度の賃金の引上げに際して、介護保険施設と類似をしておりますこうした施設に対しましても、同様の処遇改善を求めておられます。あわせまして、国は、今回の処遇改善のための単価の改定を示されますとともに、改定分につきまして地方交付税措置を講じるということを明らかにしております。

こうした国の方針、措置も受けまして、本県においては、来年度軽費老人ホームにつきまして3%程度の補助金を上乘せし、職員の処遇改善に取り組むことといたしております。また、養護老人ホームを所管いたします市町村につきましても、県と同様の対応となるように働きかけてまいります。

また、これとは別にお話がございました軽費老人ホームの民間施設給与等改善費の取扱いについてでございますが、この点は御指摘もありましたように、全国的に多くの自治体では実施がされているという状況もございます。こうした状況も踏まえまして、御指摘ありましたように、県内の施設職員の給与の実態ですとか、あるべき補助単価の水準などにつきまして調査分析をして、加算について検討してまいります。

次に、医療費適正化計画のあるべき姿を検討し、国に提案をしていくということにつきましてのお尋ねがございました。

医療費適正化計画については、現在平成30年度から令和5年度までを計画期間として取り組んでいるところでございまして、次期の計画は令和6年度からのスタートとなります。

現在、国の社会保障審議会医療保険部会におきまして、医療費適正化計画の見直しについて

の協議が行われております。主な論点といたしまして、適切な目標設定、地域医療構想との関係の整理、医療費の算定の考え方などが議論をされているところであります。

そして、この検討事項の論点の中には、医療費実績が計画の見込みを上回ったときの措置といたしまして、いわゆる地域別診療報酬の適用、これは高齢者の医療の確保に関する法律の第14条に基づく措置となりますが、これに関連すると思われる事項も入っているということでございます。

社会保障の安定的な運営のためには医療費の適正化自身は不可避だと考えますけれども、一方で医療費は地域の高齢化あるいは地理的条件などの様々な要因に左右をされる部分がございます。本県の医療費の特徴といたしましては、1人当たりの医療費が高く、特に入院日数が長いことから、入院医療費が大変高くなっております。その要因といたしまして、長年にわたり医療機関が福祉施設に代わる受皿となっているということなどから、入院が長期化する状況があるということでございまして、これを直ちに抑制するという事は困難な部分もございます。

このように、それぞれの地域で必要な医療を確保するためには、地域の実情に応じた適正化を進めるということが必要となります。県といたしましては、引き続き県民の皆さんの生活の質の向上を目指して、そうした流れで医療費の適正化に取り組んでまいりますけれども、今後の国の検討状況については注視をいたしまして、全国知事会を通じました提案などを行っていきたいというふうに考えております。

次に、国民健康保険の保険料の在り方についてお尋ねがございました。

人口減少や少子高齢化が、本県の場合、全国より先行して進んでいるという状況でございます。こうした中でございますので、国民健康保

険につきましても、今後も保険の加入者が減少をし、小規模な市町村国保が増えていくということが見込まれる中でございます。こうしたことを背景といたしまして、県内の国保の持続可能性と加入者間の公平性を確保していくために、県は市町村と保険料水準の統一を目指した議論を行っているところでございます。

この議論に当たりましては、県と市町村が共通の認識を持つことが不可欠でございますので、今年度県内の市町村長との意見交換の場を設けてまいりました。その結果、全ての市町村が、将来にわたって県内国保を安定的に運営していくという大きな目的のためには、将来的に保険料水準の県内統一が必要だという意見であることを確認いたしました。一方で、御指摘もございましたように、現在医療費水準が低く、統一により負担が逆に増えるような可能性のある市町村からは、医療費の高い団体は医療費適正化の一層の努力が必要であるといった御意見もいただいているところでございます。

こうした御意見に応えまして、保険料負担を軽減し、国保の持続可能性を高めていくためには、健康づくりなどによります医療費の適正化に県全体として取り組んでいくということが必要であると考えます。また、御質問にございました国保の加入者の受益と申しますのは、将来にわたって、県内のどこに住んでいても安心して医療サービスを受けられるということであると考えております。そのためにも、国保の安定的な運営が不可欠でございますので、県といたしましては、引き続き市町村の御意見をしっかりと聞きしながら、丁寧に議論を進めてまいります。

次に、低出生体重児向けのハンドブックの発行につきましてお尋ねがございました。

早産などによりましてお子さんが小さく生まれた場合に、お母さんには、これからの子供の

成長や発達の不安に加えまして、自分を責めてしまう気持ちなど様々な精神的な負担が生じがちであります。お子さんが小さく生まれましても、それぞれのペースで成長していくということを喜び、また安心して子育てができる環境を整えることが重要だと考えております。

この点、御指摘がございましたけれども、母子健康手帳に記録をいたします身体発育曲線といえますのは、1,000グラムより小さく生まれたお子さんの場合は記入ができないような様式となっておりますし、また標準的な発達には追いついていないという状況がありますと、母子健康手帳自身に記入がしづらいような部分もあるといったような問題がございます。

この点、議員からお話がございましたリトルベビーハンドブックと申しますのは、小さく生まれたお子さんの成長記録の記入にも配慮をして、特別に作られているものでございます。また、個人差のあります発達の見つけ方あるいは同じ経験を持つ御家族からのメッセージが盛り込まれているということもございまして、お母さん方の気持ちに寄り添った様々な工夫が凝らされているというふうに考えております。

県といたしましても、このようなハンドブックを作成するという事は、子育ての不安を解消する上で大変有意義であると考えます。したがって、速やかに検討作業を進めてまいりたいと考えております。

まずは、当事者であるお母さん方や、医療機関、市町村などの関係者の御意見も伺いながら、ニーズに合った内容はどういうものかということも検討いたしまして、できる限り早期の発行を目指してまいりたいと考えております。

次に、特定不妊治療の経済的負担の一層の軽減につきましてお尋ねがございました。

県におきましては、子供を持つことを切望される方々の希望をかなえたいという考え方から、

特定不妊治療の費用の一部を、国と県が助成をする現行の制度と併せまして、県独自の助成も行っているところでございます。

国の助成制度においては、43歳未満の方を対象といたしまして、助成の上限額の増額あるいは所得制限の撤廃といった形で、段階的に支援が拡充をされてきております。さらに県では、これに県単独での助成額の上乗せでございますとか、国が制度の対象外としております43歳以上の方も助成対象とするといったような形で、一層の支援の充実をしまいたるところでございます。

そして、これも御指摘ございましたように、来年度からは医療保険が適用されることとなりますが、この医療保険の適用を超える支援につきましては、県と中核市がそれぞれで判断をするということとなりますが、県といたしましては、引き続き独自の支援を継続してまいる考えであります。

具体的には、保険適用後も支援の対象外となります43歳以上の方につきましては、そうした方々の治療計画に支障が生じることのないように、現行と同様に、治療内容に応じた助成を行ってまいります。加えて、43歳未満の方につきましても、比較的少額な治療であるものの、保険適用によって自己負担の増額が見込まれるような治療内容に対しては、助成を行っていくということといたします。

この保険適用後も、不妊に悩む方々が経済的な理由によって治療を諦めるということがないように、全ての方の妊娠・出産の希望をかなえるために手厚い支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、高知県少子化対策推進県民会議の評価と今後の取組についてお尋ねがございました。

少子化の進行に歯止めをかけるためには、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各段階にお

きまして、しっかり支援していくということを通じて、若い世代が安心感を持てるように社会全体で応援していくと、そういった機運の醸成が必要でございます。

県民会議におきましては、33の構成団体が少子化対策を推進いたしますとともに、フォーラムの開催によりまして、育児休暇・育児休業取得促進宣言への賛同などを広く呼びかけてまいりました。こうした取組によりまして、結婚や子育てを社会全体で応援するといった機運の醸成に向けて県民運動を牽引していただいております。少子化対策におけます中心的な役割を担っていただいているというふうに考えております。

昨年度の県民会議においては、若い世代の声を少子化対策への効果的な活動につなげるべきといった御提案がございまして、今年度は新たに、若い世代部会という部会を設置いたしましたところでございます。

2月に開催いたしました県民会議におきましては、この新設された若い世代部会のメンバーから、1つには、自分たちが参加して、結婚や子供を産み育てることのすばらしさを当事者が実感できるような事例集を作成してはどうかと、また構成団体の方々とチームをつくり、若い世代をターゲットとしたイベントを行って情報発信してはどうかといった形で、県民運動の充実に向けた具体的な提案をいただいたところでございます。県といたしましても、このような企画の実現に向けて、市町村と連携をしながら取り組んでまいります。

また、県が来年度に予定をいたしております動画を活用した若者向けの広報プロモーションの展開に当たりましては、県民会議の構成団体の皆様はこの情報の拡散への御協力をいただくということにいたしております。

こうした取組によりまして、これから結婚や

子育てに直面をする若い世代の皆様への前向きな情報発信といったことも含めて、官民協働によります少子化対策を、県民運動として一層推進してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、高知家健康パスポート事業の効果についてお尋ねがございました。

健康パスポート事業は、本県の重点課題であります壮年期の死亡率の改善を図るため、健康意識の醸成、行動の定着化を目的に、平成28年度から実施してまいりました。

今年1月末の時点で、パスポート取得者は5万人を超え、最上位ランクのマイスターを取得された方は7,000人を超えております。マイスターに達した方の約7割が、パスポートを活用し始めて、食生活の見直しや健診を毎年受けるようになったとお聞きいたしております。また、一定程度、健康づくり活動が定着してきたと考えられるパスポートⅡ以上の取得者は1万5,000人程度となっており、今後の持続的な活動を期待しているところでございます。

働き盛り世代に関しては、職場ぐるみで健康パスポートを活用していただいております。昨年12月末現在で、81社が職場における健康経営のプラットフォームとして活用いただいております。

引き続き、官民協働で高知家健康パスポート事業に取り組み、県民の方々の健康づくりを進めてまいります。

次に、健康パスポートの冊子を廃止する理由と、健康づくりへの影響についてお尋ねがございました。

健康パスポート冊子の廃止は、スマートフォンアプリだからこそ可能となるインセンティブの付与や、個別性を重視した情報配信などの機

能を生かして、メインターゲットとなる壮年期の方々の利用増加を図るために行うものでございます。また、新しい生活様式に対応するためにも、非接触、非対面での運用が可能なアプリへの移行が望ましいと考えております。

一方で、議員のお話にもありましたように、冊子を廃止することによる県民、特に高齢の方々への健康づくりへの取組に影響が出ないように努めてまいりたいと思います。具体的には、来年度は経過措置としまして、アプリを御利用できない方に対しては、市町村主催の健康づくり関連事業やフレイル予防事業に参加していただくこととしております。そうした方々も、引き続き楽しみながら健康づくりに取り組んでいただき、その活用状況も見ながら、今後の在り方については、改めて検討してまいりたいと考えております。

引き続き、県民の皆様が楽しみながら健康づくりに取り組んでいただけるよう、健康パスポート事業の充実を図ってまいりたいと思っております。

次に、レセプトの保存期間と循環器病の発症予防の取組状況、また糖尿病性腎症と循環器病の総合的なプログラムの策定についてお尋ねがございました。

まず、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象者を抽出する際に活用しているレセプトのデータについては、令和4年5月、実際は今年の3月診療分に予定どおり平成29年度以降5年間分のデータが蓄積されます。

これに先駆け、本年度5年間分のデータを用いてモデル的に、高血圧や高脂血症などであって、治療をなされていない方や治療を中断している方に対して、はがきによる受診勧奨を実施いたしました。その結果、はがきを送付した500人のうち、実際に受診、再受診につながった方

は54人、受診率は11%となり、対面の保健指導も行っている糖尿病性腎症重症化予防プログラムによる受診率40%と比べますと、低い結果になっております。

来年度中には、5年間のデータを活用した糖尿病性腎症と循環器病の重症化を予防するための総合的な重症化予防プログラムの検討を開始したいと考えておりますが、今回の結果を踏まえまして、対面の保健指導を中心とした効果的な介入方法も欠かせないと考えております。

今後、詳細を検討するに当たっては、保険者や医師会、糖尿病医療体制検討会議の専門家などの御協力を得ながら、早期の策定を目指してまいります。

次に、糖尿病性腎症透析予防強化事業についてお尋ねがございました。

令和2年10月から、県内3つのモデル地域において、透析導入が数年後に予想される患者さんに対し、医療機関と保険者や市町村が連携した、よりきめ細かな保健指導を行っております。

半年程度の限られた検査での評価になりますが、これまで61人の方を対象にして、1クール6か月間の保健指導を終えた39人のうち、約半数の方で腎機能の維持改善が見られました。加えて、現在データ収集中ではございますが、今月末には比較対照になるコントロール群との分析を併せて行う予定にいたしております。

介入者拡大に向けての課題といたしましては、医療機関と保険者が連携して保健指導を行う体制の充実にはこれまで以上にマンパワーの確保が必要であることから、医療機関の一層の御協力が欠かせません。

今後、データを定期的に収集し、参加された患者さん一人一人の変化をモデル候補の医療機関に提示することに加えて、介入群と非介入群——対照群ですか——による比較分析を行い、事業の効果を明らかにすることで、医療機関の

理解を得て実施地域の拡大を図ってまいります。

次に、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の一層の向上に向けた取組についてお尋ねがございました。

国保と国保以外の健康保険を合わせた県全体の受診率については、国が集計、公表しておりますが、現時点で令和2年度のデータは公表されておられません。令和2年度のデータがございました県内市町村国保の受診率につきましては、長い間、全国平均を下回っておりましたが、平成30年度及び令和2年度は全国平均を上回っております。ただ、議員お話しのように、令和元年度、2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全国的な状況ではございますが、いずれも前年度から受診率は下がっております。

このため、市町村では、集団健診会場での新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底し、対象者の方が安心して受診できるようにすることで、受診率の回復に取り組んでいるところでございます。

また、県では、受診率が低い若い年代層の国保加入者に対して、健診の意義や効果を啓発するためのリーフレットを送付しており、来年度はさらに、新たに広告媒体を活用した受診の呼びかけや、医療機関からの受診勧奨の強化による個別健診受診促進の取組を行うこととしております。

特定保健指導の実施率については、令和2年度には前年度より上昇し、全国平均を上回りました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で特定健診の受診者が減り、結果的に、特定保健指導を要する方が減少した影響と考えております。特定保健指導では、対象者に生活習慣病の改善に向けた動機づけを行い、継続的に支援を行う必要がございます。このため、特定保健指導をやり遂げるために、指導に携わる関係者の資質や技術力の向上を目指した研修会の充実を

図ってまいります。

これらの取組によりまして、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の一層の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、糖尿病未治療ハイリスク者などに対する保健指導についてお尋ねがございました。

県内市町村の糖尿病性腎症重症化予防プログラムにおいて、対象者に保健指導を実施した割合は、令和2年度、未治療ハイリスク者は82%、治療中断者は80%で、受診につながった割合も年々向上しております。一方、治療中ハイリスク者への実施割合は50%にとどまっており、医療機関の一層の協力が必要になってまいります。

また、市町村の保健指導力を高めるために、令和元年度から糖尿病看護認定看護師などをアドバイザーとして派遣するほか、研修会を開催するなどの支援をしてまいりました。

加えて、来年度からはプログラムにより成果が得られた事例集を作成し、具体的な保健指導の内容や医療機関と保険者の連携方策を共有することで、保険者や医療機関の取組を促進してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険加入前の特定健診などのデータの現在の活用状況と、今後の取組についてお尋ねがございました。

これまでも保険者に変更があった場合、変更前の特定健診データを提供していただける仕組みはございました。しかしながら、効率的に提供を受ける仕組みではなかったことから、実際に提供を依頼して、活用している例はほとんどございませんでした。

お話にありましたオンライン資格確認等システムでは、セキュリティーを確保しつつオンラインで、効率的にデータ提供を受けられるようになりました。これにより、例えば、新しい保険者が特定保健指導を行うに当たり、変更前の保険者における健診結果も踏まえた指導が可能

となるなど、指導内容が充実されることにより、様々な疾病の重症化予防につながることを期待されるところでございます。

なお、オンライン資格確認等システムは、昨年10月に本格的な運用が開始されたばかりであり、具体的な活用はこれからといった状況でございます。市町村には、当該システムの運用について適宜お知らせをしているところですが、今後とも適切な説明や情報提供を行い、保健指導などに有効に活用していただくよう努めてまいります。

次に、高齢者向け住まい確保対策モデル事業についてお尋ねがございました。

議員からお話のありましたように、平成27年度から30年度に、大川村、四万十町、土佐清水市において、高齢者向け住まい確保のモデル事業を実施いたしております。それぞれの現在の運営状況につきましては、大川村では、高齢者の方の長期的な住まいとしてはもちろん、病院を退院した後に自宅に帰るまでの短期間の滞在場所として活用されております。四万十町と土佐清水市では、入居者が介護施設への入所となった場合などでも、新たな入居希望者があり、ほぼ満室の状態が続いているとお聞きしております。

一方で、増加している独り暮らしの高齢者などの支援につきましては、建物などのハード整備だけではなく、生活支援サービスや介護サービスなどとの連携など、総合的な視点での支援が必要となってきたことから、平成31年度以降は新たに当事業を活用した市町村はございません。

次に、市町村に高齢者の住まいの確保事業の導入を促すための工夫や取組についてお尋ねがございました。

現在、新たに進めています高齢者の住まい確保対策事業は、有識者などで構成する高知県在

宅療養推進懇談会から、中山間地域における効率的なサービス提供の確保という考えの下、医療や介護サービスと連携した住まいの整備について提言をいただいたものでございます。

この提言を踏まえ、各県内市町村に対して、活用できる既存施設の有無や整備の意向について調査を実施いたしました。先ほど知事からもお答えがありましたように、これまでに旧小学校跡地を活用した小規模多機能型居宅介護事業所と併せた住まいの整備や、診療所の廃止病床を活用した住まいの整備などについて提案があり、これまで市町村や関係者との検討を進めてきたところでございます。しかしながら、コロナ禍の中で市町村や運営主体となる医療法人との協議が難しい状況であることや、人材確保の課題などもあり、具体的な取組には至っていない状況になっています。

県としましては、今後とも国の補助事業の活用や県独自の支援策の創設も検討するなど、市町村と連携して、引き続き早期整備に向けて取り組んでまいります。

次に、在宅で生活をされる認知症高齢者の推計についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、本県における令和17年の認知症高齢者は約5万人になるものと見込んでおります。このうち、在宅で生活をされる方につきましては、今後高齢者人口の減少が見込まれる中で、新たな施設や病床の整備が難しいことから、現在介護施設などに入所、入居されている方約1万7,000人、それから認知症を理由に医療機関に入院されている方約400人の数に変化がないものと仮定して推計いたしますと、在宅では約3万人ということになります。これは、現状と比較して約7,000人の増加ということになります。

次に、認知症サポーターなどの整備状況や課題、また認知症初期集中支援チームなどの資質

向上の取組状況についてお尋ねがございました。

令和3年12月末現在における認知症サポーターは約6万7,000人で、コロナ禍以前は年間約5,000人が新たに養成されておりました。ただ、現在は養成講座の開催が難しい状況になっており、この数のままでございます。また、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトは約1,500人となっており、サポーター同様、養成が難しい状況になっております。

一方、令和元年度開始されました認知症サポーターを中心とした地域の支援者で構成するチームオレンジは、現状では黒潮町のみ設置されるということにとどまっております。複数の専門職による認知症初期集中支援チームは、県内全市町村で46チームが設置されており、認知症の方や家族からの相談などに対応する認知症地域支援推進員も、全市町村で104名が配置されています。

こうした中での課題といたしましては、支援チームや推進員が関わる段階で既に認知症が中等症、重症になっているなど、初期の段階で対象者の把握ができていないという事例がございます。こうしたことから今後は、専門職のアドバイザー派遣や先進事例を共有する研修会等の開催など、市町村と連携してチーム員や推進員の資質向上に向けた取組を進めてまいります。

次に、若年性認知症支援コーディネーターの活動状況と、今後の若年性認知症の方への支援についてお尋ねがございました。

若年性認知症支援コーディネーターの役割は、御本人や御家族からの相談対応や市町村をはじめとする関係機関との連絡体制の構築、また若年性認知症に係る知識の普及啓発がでございます。

本県では、県の委託事業により高知大学にコーディネーター1名を配置いただいております。その活動状況は、電話などでの相談対応が年間

おおむね400件程度であり、相談内容によっては相談者の自宅はもちろん、職場やハローワークなどへ同行し、個別事例ごとに就労継続などの支援を行っております。また、市町村や関係機関が個別支援などについて協議する場に出向いて専門的助言を行ったり、認知症サポーター養成講座など開催された場合は講師を務めるなど、若年性認知症の普及啓発も行っていただいております。

今後の本県における若年性認知症の方への支援につきましては、認知症疾患医療センターやコーディネーターによるこれまでの取組に加えて、認知症の御本人から自己の体験などを語っていただく希望大使を任命し、社会参加を促す活動も行っていきたいと考えております。こうした取組を通じまして、若年性認知症の方の就労や社会参加の支援を図ってまいります。

次に、医療費適正化計画の進捗状況と、今後の計画達成に向けた課題及び取組についてお尋ねがございました。

第3期医療費適正化計画における目標については、全国の目標を保険者全体で達成するという方針の下で定めたものであるため、現状からすると高い目標となっている項目もございます。

このため、昨年度までの進捗状況では、後発医薬品の使用促進のように、目標80%に対して約79%とほぼ達成しているものがある一方で、特定健診受診率などのように、計画策定時から数値が改善しているものの、目標までの開きが大きいものがあるなど、項目によって様々な状況となっております。

今後、取組を進めていく上での課題と対応といたしましては、例えば特定健診では、国保加入者の特に若い世代の受診率が低いことから、そうした世代を中心とした受診勧奨の強化。たばこ対策では、依然として高い喫煙率を下げるための効果的な禁煙啓発の実施などから禁煙治

療につなげること。生活習慣病対策では、特定健診などから適切に医療につなげるため、医療機関との連携による対策の強化といったものがございます。

本県の計画では、県民の皆様が健康になることを目的としており、その結果として医療費の適正化が図られることを目指すものでございます。引き続き、それぞれの項目について、PDCAをしっかりと回し、目標が達成できるように取組を進めてまいります。

最後に、本県の出生数の推移と低出生体重児の状況についてお尋ねがございました。

本県の出生数は、1980年には9,378人であったのが、20年後の2000年には6,811人、一昨年(2020年)には4,082人と減少し続けております。日本全体の出生数は、1980年の約157万人から2020年には約84万人と47%減少していますが、高齢化が全国よりも進んでいる本県では約56%減少しており、全国と比べて減少割合が大きくなっております。

また、お話にありましたように周産期医療の進歩により、低出生体重児の出生割合は全国的に上昇しております。本県においても、1980年に6.8%であったものが、2020年には9.5%というふうに変化しております。

(子ども・福祉政策部長 山地和君 登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、現在の養護老人ホームの収容の余力と契約入所の状況などについてお尋ねがございました。

令和元年度の県内11施設の養護老人ホームの平均入所率は97.2%となっており、全国の平均入所率89.9%と比較すると、7.3ポイント高くなっております。

養護老人ホームにおける契約入所制度は、居宅での生活が困難な高齢者の地域における受皿となるため、市町村による措置入所に支障がない範囲で、課題を抱える方を受け入れるもので

す。本県における契約入所の状況は、入所率が高く、収容の余力が少ないことから、これまでの実績はありません。また、全国的にも実施件数は少ないとお聞きしております。

本県の入所率から見ると、契約入所の促進には様々な課題がありますが、機会を捉えまして、市町村や関係団体等と契約入所に関する協議を行ってまいります。

次に、介護職員等特定処遇改善加算の取得割合の向上のための取組などについてお尋ねがございました。

県では、加算の取得向上に向けて、関係団体の研修会や介護報酬改定の説明会などの機会を捉え、積極的な活用を働きかけてまいりました。令和3年4月1日時点の県内事業所の加算の取得率は約50%で、令和2年4月と比べ4ポイントの増となっておりますが、全国平均の66%に比べると低い状況となっております。

事業所からは、関係書類作成の事務負担が大きいなどの声をお聞きしております。事業所の事務負担の軽減につきましては、国において複数書類を一本化した様式例が示されておりますが、県内ではこの簡素化に対応できていない市町村もございます。市町村と連携し、事業所の事務負担の軽減に取り組んでまいります。また、事業所に対しましては、社会保険労務士などから助言・指導を受けるための費用を補助する、県の処遇改善加算取得促進支援事業の活用を働きかけるなど個別の支援を行ってまいります。

次に、補助金などを活用した賃金改善に向けたこれまでの取組や、賃金改善を行う事業所の見込みについてお尋ねがございました。

県としましては、事業所の補助金の活用を支援するため、1月以降国の関連通知を速やかにホームページ等で周知するとともに、必要に応じて個別に事業所へ通知するなど周知に努めてきたところです。その結果、2月28日時点で

1,112の事業所から補助申請に向けた書類の提出があり、補助金の対象となる事業所の約7割が補助金を活用する見込みとなっております。引き続き、4月15日の提出期限までに、より多くの事業所が活用いただけるよう、働きかけを行ってまいります。

また、10月からの新たな制度による賃金改善措置の継続につきましては、国の制度に関する情報を速やかに事業所に周知し、円滑な処遇改善の継続に努めてまいります。さらに、社会保険労務士などから助言・指導を受ける助成制度の活用を働きかけるなど、事業所への個別支援を行ってまいります。

次に、事業所が国の処遇改善のための措置を十分に活用できるような取組についてお尋ねがございました。

お話のありましたように、これまでの介護職員処遇改善加算を加えた3種類の制度をより多くの事業所に活用いただくためには、事業所の事務負担の軽減が課題となっております。

このため、国が示します申請書類の簡素化に対応できていない市町村への働きかけや、全市町村を対象とした申請用紙の一本化に向けた検討を行うなど、事業所の事務負担の軽減を図ってまいります。さらに、事業所に対しましては、セミナーの開催や解説動画の作成、申請手順のマニュアル作成などに取り組んでまいります。

次に、軽費老人ホームなどの職員の処遇改善についてお尋ねがございました。

軽費老人ホームの事務費補助金と養護老人ホームの措置費につきましては、一般財源化以降国の取扱指針を基に各自治体が措置費などの単価を定めております。

昨年12月の国からの通知を踏まえ、県が所管する軽費老人ホームにつきましては、来年度から3%程度を補助金に上乗せする処遇改善に取り組めます。また、市町村が所管する養護老人

ホームは、市町村において、国からの通知を踏まえ、適切に対応されるものと考えております。

次に、障害者差別解消法が改正されたことによる今後の対応についてお尋ねがございました。

改正法の施行は、令和3年6月4日の公布日から3年以内とされております。今回の改正で、事業者による合理的配慮が義務づけられたことから、法の施行に向けて事業者への周知を図ることが重要だと考えております。

これまで県では、障害や障害のある人への理解の促進のため、毎年12月の障害者週間に合わせた啓発や、市町村の担当職員への研修などを行ってまいりました。

今後は、国や市町村と連携した啓発を強化するとともに、人材育成研修などを実施、相談体制の強化に努めてまいります。あわせて、より専門的な相談に対応できる体制の整備や、紛争解決の仕組みの整備を検討することとしております。また、令和4年度中に改定が予定されている国の基本方針に沿って、具体的な取組の強化策を検討するとともに、必要な財源の確保について全国知事会を通じて要望してまいります。

次に、片耳難聴者など聴覚障害者への支援についてお尋ねがございました。

片方の耳が聞こえづらい、もしくは全く聞こえない片耳難聴者は、身体障害者手帳の交付対象とはなっておりません。そのため、18歳未満の難聴児に対しましては、市町村が行う補聴器等購入時の助成事業に対し、県から補助金を交付しております。この事業は、早期から補聴器を使うことで、聴力の改善や言語の発達に向けた効果が見込まれることから、難聴児の発達支援を目的としているものです。

一方で、御指摘のとおり、この助成制度の対象者が18歳以上になると全額自己負担となり、高額な補聴器を耐用年数の5年ごとに更新して

いくには、かなりの経済的な負担があるものと認識しております。

片耳が聞こえない場合には、仕事や生活面でかなりの支障が生じることから、専門医の意見も踏まえながら、現行の補聴器等の助成制度につきまして、対象者及び対象機器の拡充に向けた検討を進めてまいります。

次に、低出生体重児とその家族への子育て支援と、集いの場の必要性についてお尋ねがございました。

早産などにより小さく生まれたお子さんの母親は、思い描いていた出産とは異なる状況に直面し、お子さんの育児に困難を感じたり、成長発達への不安が増加したりいたします。

このため、地域では、各市町村の子育て世代包括支援センターを中心に、個別の支援を行っております。新生児訪問などを通じまして、一人一人に寄り添った相談支援を行うなど、継続的な支援を行っているところです。

一方、母親が悩みを抱えて孤立しないためには、同じ体験を持つ方々が集まり、悩みを共有することも大切となってまいります。全国では、NICU——新生児集中治療室に入院していたお子さんの母親などによるサークル等が31か所あり、SNSも活用して、つながりをつくられているとお聞きしておりますが、県内ではそういったサークルは確認できておりません。

今後は、該当する方々に集いの場の要望やつながりの持ち方などについて、アンケートなどで意向をお聞きした上で、市町村と情報共有を図り、御家族が安心して子育てできるよう、地域の実情に合った集いの機会づくりに取り組んでまいります。

次に、特定不妊治療を受けている方の人数と、保険適用後の経済的負担の軽減についてお尋ねがございました。

県による特定治療支援事業への申請件数は、

令和2年度は319件であり、中核市として別に助成を行っている高知市の483件と合わせると、802件となっております。また、本年度は、12月末時点での県への申請件数は261件、高知市は434件、合計695件となっております。

現行の助成制度は、特定不妊治療費の30万円を上限として助成することとなっております。治療内容によって治療費は大きく異なり、詳細な試算は困難ですが、例えば、1回当たり50万円の治療費がかかった場合、現在の制度では20万円が自己負担額となります。医療保険適用後は、治療費50万円のうち、3割に当たる15万円が自己負担額となり、5万円が軽減されるとともに、高額療養費の助成が適用される場合もありますので、現行の制度よりさらに自己負担が軽減されます。

一方、比較的少額の治療の場合は、現行の助成制度では自己負担は不要になりますが、保険適用後は3割の負担となるため、新たに自己負担が生じることになります。

治療内容により差はありますが、保険が適用されることによりまして、過重な負担が軽減され、多くの方が経済的なメリットを受けられることが見込まれております。

次に、不妊治療をされている方への周知や医療機関との連携についてお尋ねがございました。

現在、治療を受けられている方や不妊に悩んでおられる方への周知につきましては、医療機関や市町村の窓口でお知らせするとともに、県のホームページやテレビ、ラジオ、広報紙など様々な媒体を活用した広報を行ってまいります。

また、医療機関との連携につきましては、保険適用が始まる前に、治療に当たる医療機関を直接訪問し制度の確認を行うとともに、保険適用後も引き続き情報共有を図ってまいります。

次に、マッチングシステムの課題と今後の取組についてお尋ねがございました。

出会いの機会を応援するマッチングシステムにつきましては、昨年度に実施した調査で、マッチングシステムを知らないと回答した方は約70%と、認知度の向上が課題となっております。そのため、今年度は若い世代をターゲットとしたキャンペーンなどに取り組み、今年度の新規登録者数は前年同期比で139%となっております。

来年度は登録者数を、2月21日現在の781人から870人、「高知で恋しよ！！応援サイト」へのアクセス数を令和2年度の約13万回から16万回を目標に、情報発信をより一層強化してまいります。

そのため、高知県少子化対策推進県民会議の構成団体や高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録企業、市町村などと連携した広報デジタルプロモーションを展開してまいります。

最後に、出会いのイベントの開催や参加者の増加に向けた取組についてお尋ねがございました。

高知家の出会い・結婚・子育て応援団が主催する出会いイベントは、令和元年度は124回、2,343人の参加者に対しまして、令和2年度は45回、646人と、コロナ禍の影響が大きく出ております。

一方、令和3年度の内閣府の調査では、コロナ禍で人と接する機会の減少や将来への不安などから、結婚への関心が高くなったと回答した方が約3割となっておりまして、コロナ禍を契機とした結婚への機運の高まりも見られます。このため、アフターコロナを見据え、来年度はイベントへの参加者3,600人を目標に、これまでに以上に多様なイベントの開催を支援してまいります。

まず、オンラインや物づくり体験、アウトドアなどを取り入れたイベントなどの実施を支援してまいります。また、補助金の要件となる募集定員を20名以上から10名以上に緩和し、小規

模なイベントの開催を後押ししてまいります。さらに、高知県少子化対策推進県民会議や市町村などと連携した広報活動を展開し、イベントへの参加につながるよう取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長（伊藤博明君） 今般の国の補助を活用した保育士、幼稚園教諭等の賃上げについてお尋ねがありました。

県教育委員会では、今回の補助制度につきまして、事業の実施主体である市町村に対し、本年2月分から賃金の引上げが必要なことなど事業の実施要件や、賃金規程等の改定に時間を要する場合は3月中に2月・3月分をまとめて支払うことが可能であること、また実施要件を満たしていれば令和4年度に申請しても、2月分から補助対象とできる取扱いなど、国から示された情報を速やかに提供してきたところでございます。

さらに、民間に比べ公立施設の補助申請が低調であったことから、市町村に対しましては、特に会計年度任用職員に係る申請の再検討を促してきております。

結果としまして、公立施設については全体の31.1%となります41施設から、民間施設につきましては全体の87.6%に当たる162施設から申請がありました。公立施設については、民間施設に比べ一定給与水準が高いなどの理由から申請を見送る市町村が多くなっている状況です。

今回の処遇改善につきましては、本年10月以降は公定価格の一部として支給されることが予定されております。このため国に対して、必要な財源も含め、保育現場の職員の処遇改善が継続して行われるよう、全国知事会などを通じて働きかけてまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 自治体が運営する文化ホールなどの施設における車椅

子席の確保についてお尋ねがございました。

現在、県立の文化ホールにつきましては、県民文化ホールのオレンジホールでは、8名分の車椅子席を確保するとともに、ホール1階前方の座席を取り外し、通常はオーケストラピットとして使用している部分を活用することで、50名分程度の車椅子席のスペースを確保することが可能となっています。他方、県民文化ホールのグリーンホールでは、車椅子席として確保できるのは3名分、美術館ホールでは12名分という状況であります。

障害のある方々が文化芸術を鑑賞しやすい環境を整備するなど、誰もがひとしく文化芸術を楽しむ機会を確保することは、大変重要であると考えております。

本年度見直しを行っております高知県文化芸術振興ビジョンにおきましては、基本理念である文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県の実現に向け、障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる機会の促進に努めることを新たに盛り込んでおります。

車椅子席のさらなる確保につきましても、障害者団体等の御意見をお聞きするなど、具体的なニーズの把握に努めた上で、どのような対応が可能であるかを検討してまいりたいと考えております。

また、県立以外の文化ホールも含め、県内31の文化ホールで組織されている高知県文化施設協議会などのネットワークを活用し、子ども・福祉政策部とも連携して、障害のある方が利用しやすい環境整備に向けて、調査研究や情報交換などにも取り組んでまいりたいと考えております。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) まず、旭小学校のグラウンドに、雨水排水を一時的にためる校庭貯留施設の整備の検討についてお尋ねがございま

した。

校庭貯留施設は、降った雨を一時的に学校のグラウンドにためて河川に流れ出る量を少なくし、河川の水位上昇を抑えることで、浸水被害を軽減する施設です。

江ノ口川は、河川沿いに多くの人家が密集しており、河川の拡幅工事が困難であることから、これまで高知商業高校と高知小学校で校庭貯留施設を整備しており、この結果、高知小学校付近で流量の約7%を軽減する効果を確認しております。校庭貯留施設は、現在策定中の流域治水プロジェクトにおいても、重要な対策の一つとして位置づけることとしており、さらなる整備に向けた検討を進めることとしております。

令和4年度には、旭小学校に校庭貯留施設を整備した場合の効果について、調査に着手する予定でございます。この調査により、江ノ口川流域で浸水被害の軽減効果を確認した後、高知市とも連携し、施設整備に向けた取組を進めてまいります。

次に、第2期高知県耐震改修促進計画の目標数に対する進捗状況や課題並びに避難路沿道建築物の耐震化の取組についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

第2期高知県耐震改修促進計画では、一般の住宅のほか、多数の者が利用する建築物や、緊急輸送道路等を閉塞するおそれがあり、倒壊した際に撤去に期間を要する沿道建築物などについて、令和7年度における目標耐震化率を定めております。

令和2年度までの進捗状況は、一般の住宅で令和7年度の目標93%に対し86%、多数の者が利用する建築物においては目標97%に対し90%となっており、おおむね順調に進んでいると考えております。

一方、緊急輸送道路等を閉塞するおそれのあ

る沿道建築物などについては、令和7年度におおむね完了という目標を設定しておりますが、現在75%の進捗となっており、取組を強化する必要があると考えております。これらの建物は、鉄筋コンクリート造など木造以外の建築物が多く、木造に比べ改修費用が高くなることや、改修中の仮住居が必要となるなど、所有者の金銭面、心理面の負担が大きいことが、耐震化が進んでいない理由と考えております。

沿道建築物の耐震化に要する工事には、限度額の5分の4を国、県、市町村が一体となって補助する制度などがありますので、戸別訪問などによって丁寧に説明し、所有者の負担感を解消することで、耐震化を進めてまいりたいと考えております。

○24番（黒岩正好君） それぞれ丁寧な、また前向きな御答弁いただきまして、大変にありがとうございました。

第2問、知事にお伺いをしたいと思います。不妊治療の件でございます。先ほど知事からも説明がありましたとおり、高知県あるいは高知市、それぞれが対応している状況の中で、平成16年から不妊に悩む方への特定治療支援事業が始まって、今日まで様々な多くの方々がこの事業を活用して子供さんを欲しいという方がたくさんいらっしゃったわけでありまして、今回の保険適用によって43歳という区切りがついたわけでありまして、それでもなおかつその年を超しても子供さんを希望する、そういう方々もいらっしゃるということも踏まえて、高知県としては、若干状況は変わりますが、今の制度をそのまま維持していくということであるわけでありまして。ところが、高知市においては、この保険適用が開始されるから支援制度は終了すると、こういう政策的判断をするようであります。

ところが、先ほど部長から、また知事からも種々お話がありましたとおり、この事業を活用

する人数は、県が管轄する33市町村よりも、高知市1市だけで人口が多いわけでありまして、対象人数が大変多いわけでありまして。

そうなりますと、高知市の政策判断ということから、仕方ないという側面もあるかも分かりませんが、けれどやっぱり、県全体的なことを考えますと、いろんな形で郡部の他の市町村は適用されているけれど、多くの方々から高知市はなぜ駄目なんだろうかと出ていると思うんですね。

そこはこれまでも、昨年からは担当課あるいは部長同士で様々と検討、打合せ等されたようではありますが、事ここに至っては、明日から高知市議会も開会されますし、4月から保険適用されるわけでありまして、知事としてトップ会談をして、やはり足並みそろえて、この負担軽減に対する希望者が多いわけでありまして、その対応というものをしっかりと市長にお話をさせていただいて、その上での結論というものが必要じゃないかなと思うわけでありまして。

そういう希望をされている方が大変多いということ、どうか市長さんにもよく理解していただいて、トップ会談をしていただきたいと思いますが、知事の思いをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○知事（濱田省司君） 黒岩議員からの再質問にお答えをいたします。

ただいま御指摘ございましたように、不妊治療の助成の対象者といえますのは、中核市であります高知市のほうが、県で担当しております高知市以外の方よりも多いという状況にあります。そうした状況もございますので、私どもも、今議員からお話しありましたように、高知市にも、43歳以上について、足並みをそろえた形で助成を継続するということについて、働きかけを何度も行ってまいったわけでございますけれども、今お話しありましたように、市の判断

といたしましては、今回保険の適用外となるということをもって、市のほうでの助成は行わないという判断をしたというふうにお聞きしているところでございます。

この問題は、市が中核市であるということから、県と中核市、言わば事業の実施主体、あるいは事務の実行主体といたしまして、対等の立場にあるということではございません。また、市のほうも、いろいろと財政事情等ある中で、いろんな施策の優先順位の判断をされたということであろうかと思っておりますので、その意味で、正直、あまり干渉めいた形で市に対しての過剰な働きかけというのはいかななものかと、差し控えるべきではないかというふうには思います。

そういったことも考えますが、片方でできるならば県と市が足並みそろそろような形で、助成が継続できないかという思いはございますので、今回県議会でこうした御議論があったということも含めまして、市に対しては、県の考え方、改めてお伝えいたしまして、何とか再考が願えないかという点については、私どもの意向を改めて伝えたいというふうに考えております。

○24番（黒岩正好君） ありがとうございます。

知事が市長と話し合っている中で、もう市のほうの政策判断ということであれば仕方ないと思っておりますので、やるべきことはきちっとやった上で、できるだけ県市協調して対応できればありがたいなど、こう思っております。

ともかく、新年度を迎えるに当たって様々な課題があると思っておりますけれども、一つ一つ真っ正面から捉えながら、どうか様々な政策遂行のために頑張っていただきたいなど、こう思います。

以上で、一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（加藤漢君） 暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩



午後3時25分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

9番土居央君。

（9番土居央君登壇）

○9番（土居央君） 自由民主党の土居央でございます。昨日、非難決議もいたしましたけれども、ロシアによる非道な侵略行為が早急に終結して、ウクライナに平和が戻りますことを心から願って、質問に入ります。

まずは、アジア太平洋地域の、包括的経済連携協定についてであります。

本県の現下最大の課題は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底を図りつつ、傷ついた県民生活と経済を立て直していくことにあります。経済については、経済成長のマスタープランでもある高知県産業振興計画を柱に、今後の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化を柱とした強化が図られているところです。

現在、策定が進められています第4期計画ver.3の重点ポイントとして、輸出を見据えた地産外商のさらなる推進を据え、主力であるユズや水産物、土佐酒など食品を中心として、これまで以上に海外市場に打って出る方針を打ち出しています。本県の食品輸出額は、コロナ禍でありながらも増加の一途をたどっており、令和2年度は前年度より1.6億円増の16.2億円、産業振興計画創設当初の平成21年から11年間で約32倍に増加しており、今後も期待ができる分野です。

そうした中、本県の輸出をさらに強力に後押しするものと期待できるアジア太平洋地域の、包括的経済連携協定、RCEP協定が本年1月1日に発効いたしました。日本や中国、韓国、東アジア諸国連合など15か国が加盟し、世界の人口と国内総生産、GDPの共に3割を占める巨大経済圏が誕生したということになります。政府試算では、日本のGDPを約2.7%押し上げ、57万人の雇用効果があるとのことで、これは環太平洋連携協定、TPP協定のGDP約1.5%増と46万人の雇用効果予測を、いずれも上回っています。

また、RCEP協定によって統一されたルールによる多国間の貿易体制に、世界最大の人口を擁する中国が加盟する意義は大きく、国連貿易開発会議、UNCTADの試算では、域内の貿易額はその2%弱に相当する5兆円ほど押し上げられ、日本が加盟国で最大の恩恵を受けるとされています。

具体的には、日本が輸出する工業製品にかかる関税は、将来的に全品目の92%が撤廃される一方で、日本が輸入する農林水産品に課す関税の撤廃率は約5から6割と、TPPの82%より大幅に低く、米や麦など重要5品目は関税削減・撤廃の対象から外されるなど、国内農業への配慮もされています。

そこで、本県では、RCEP協定発効により、県産品の輸出振興に向けてどのような具体的効果を見込んでいるのか、またRCEP協定発効の成果を最大限生かすためにどのような取組をしていくのか、知事にお聞きいたします。

次に、原油高騰対策について質問をいたします。

RCEPは、アフターコロナを見据えた本県経済のV字回復にも、絶好の環境を提供してくれるものと期待していますが、一方で、そうした期待に水を差す課題として心配されるのが、

原油高騰問題です。

昨年から、全国的に深刻化してきた原油価格の高騰により、コロナ禍により大きなダメージを受けた本県事業者、特に中小企業、農林水産業者、交通事業者はさらなる試練に直面しています。今般の世界情勢により、先行きにも明るい兆しは見えていません。

国では、昨年11月に閣議決定した経済対策において、エネルギー価格高騰への対応を位置づけ、一定の事業者支援を実施していることは承知していますが、本県で暮らしている中で、その成果を実感できるには至っていません。その理由は、県民誰もが感じている、なぜ本県は全国に比べてガソリン価格が高いのかという疑問に集約されているように思います。

ガソリン価格やサービス情報などを共有するインターネットサイトによりますと、2月17日には本県は、ガソリンが全国一高い都道府県になっており、そのときの本県のガソリン平均価格は177.8円で、最も安い和歌山県が162.7円と、15円もの格差がありました。

各都道府県も、国の支援制度を活用した対策を講じているようですが、ガソリン価格の全国格差の是正に焦点を当てた制度はないように思います。本県としては、コロナ禍で傷ついた産業の回復を図っていくためには、全国に比べての地理的ハンデに加えて、こうしたガソリンを含めた燃料価格の過度なハンデを負うことは深刻な問題であり、その是正対策が必要ではないかと思えます。

そこで、まず原油価格高騰が現在本県経済にどのような影響を及ぼしているのか、今後の見通しも含めて、知事にお聞きをいたします。

また、2点目として、全国的にも高いガソリンなど燃料価格の実態についてどのように考えているのか、文化スポーツ部長にお聞きをいたします。

次に、カーボンニュートラルの実現に向けた企業版ふるさと納税制度の戦略的な活用について質問をいたします。

御承知のとおり、企業版ふるさと納税は、地域活性化に向けた地方自治体の事業に寄附をすると、法人関係税が軽減される仕組みです。平成28年度の制度創設当初は、知名度不足や制度上のメリット不足などで利用は低迷をしていたものの、令和2年度に税の軽減額を寄附額の最大6割から9割まで引上げ、かつ手続の簡素化を図った結果、制度設計以降、累計で428にとどまっていた認定自治体数は、現在では46都道府県、1,260市町村にまで急増しています。

財政の厳しい自治体にとっては、貴重な財源になる一方で、企業側も、地域貢献に熱心な姿勢をアピールし、自治体との関係構築を通じて、将来的な事業展開につなげるメリットがあるとされています。

企業版ふるさと納税の対象事業は、内閣府により地域再生計画としての認定を受けることが前提ですが、高知県では基本的に、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を地域再生計画として位置づけています。つまり、総合戦略を構成する高知県産業振興計画や日本一の健康長寿県構想に搭載された事業、また、中山間地域対策として実施される事業などが対象となっており、これらの事業を寄附金の形で応援いただくようお願いをしていると聞いています。

令和2年度、令和3年度の寄附実績を確認しましたが、中山間対策から子育て支援、観光などの各種産業振興の事業、年間7から8の事業で、1事業あたり平均300万円前後の寄附を受けており、トータルで令和2年度が2,000万円強、令和3年度は3,000万円強と、若干増加傾向にあるようです。

こうした状況に異を唱えるわけではありませんが、全国に目を向けますと、都道府県でも市

町村でも、1事業で億単位の寄附を受ける事例を耳にすることが多くなってきています。私は、こうした全国の状況に興味を持ち、調査をいたしました結果、分かったことがございます。今、この企業版ふるさと納税をめぐる背景には、税額控除の問題だけではなく、サステナビリティや環境問題、カーボンニュートラルなどに対する企業姿勢への圧力が、我々が思っている以上に高まっているということがございます。

具体的には、近年、世界的なSDGsの追求やESG投資の浸透、また、日本株に投資している国内外の機関投資家や資産家の責務を明確化した責任ある機関投資家の諸原則、いわゆる日本版ステューワードシップ・コードの2020年の改訂や、環境問題に関するコーポレートガバナンス・コードの2021年の改訂と東京証券取引所の再編などを背景に、サステナビリティや環境問題、カーボンニュートラルなどに対する様々な動きに対して、とりわけ上場企業や大企業の経営陣は、株主や金融機関、取引先などのステークホルダーとの関係で、その対応が必須のものとなってきています。

大企業各社のホームページには、必ずと言っていいほどSDGsやカーボンニュートラルなどへの貢献に向けた取組が、IRとの関連で語られています。IRというのは、企業の株主や投資家向けのPR広報のことです。

要すれば、我が国の企業は、地球環境問題、カーボンニュートラル、サステナビリティといった課題への対応方針を明確にして、その情報を開示しなければ、出資も融資も受けづらい環境になってきているということであり、さらに政府も、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、様々な基金の設置や予算事業を実施することで、こうした分野にしっかりと対応し、イノベーションを起こしたり先駆的な取組を行う企業こそ、持続的な成長が可能となるという

方向性を後押ししている状況だということをございます。

記憶に新しいところでは、先週、三菱UFJフィナンシャル・グループが、大阪府の脱炭素技術開発への補助事業に対して5億円の寄附を行う記事を見ましたし、去年は東京電力や中部電力のグループが、北海道厚真町の再生エネルギー地産地消と防災対策と6次産業化、これらのプロジェクトに7億4,000万円の寄附をしたことなど、これ以外にも、一定の規模感を持つ企業版ふるさと納税制度の活用例が増えているように感じています。

したがって、今、我が国の企業、とりわけ大企業は、カーボンニュートラルに向けた問題に対応していく必要に迫られており、例えば、この方向性に刺さるような企業版ふるさと納税向けのプロジェクトを打ち出すことができれば、企業にとっても魅力であり、自治体にとっても大いに営業余地があるものと考えますが、この点に関しての知事の御見解をお聞きいたします。

私は、本県ではこれまでの間、SDGsの該当項目の明示はあるものの、カーボンニュートラルに結びつく分野での活用例が少ないように感じています。

今後は、既存事業についての広報強化や、こうした分野で企業マインドに刺さる事業メニューを創設することや、あるいはパートナー企業を募集し、企業とコラボして、ゼロから事業を練り上げるというアプローチもあっていいのではないかと考えますが、総務部長にお聞きをいたします。

また、今後予定される本県の事業の中で、積極的な活用を図るべきではないかと私が思いますのが、産業振興計画のグリーン化に関する事業です。本県では、今、第4期産業振興計画ver. 3に向けての強化ポイントとして、連携テーマの一つにグリーン化を掲げて、それらのプロ

ジェクト化を図る方針と、推進団体や大学発ベンチャー、あるいは意欲ある企業が主体となって取組を進めていく方針が示されています。

さきのフォローアップ委員会では、グリーン化の促進について、プラスチック代替素材活用プロジェクト、グリーンLPガス生産プロジェクトなどの説明がありましたが、いずれもカーボンニュートラル、サステナビリティといった価値の実現に直結する事業であるとともに、新たなイノベーションの創出が期待され、将来的に企業版ふるさと納税につながるが見込めるなど、企業マインドに深く刺さる取組だと思います。

そこで、将来の企業版ふるさと納税によるプロジェクトへの寄附も視野に入れて、これらの取組を推進していくに当たっては、企業の共感を得ながらプロジェクトを進めていくことが必要だと考えますが、県ではどのように進めているかと考えているのか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

次に、カーボンニュートラルの実現に向けた企業や市町村への支援についてお聞きいたします。

産業振興計画では、連携テーマとしてグリーン化の促進を掲げるとともに、新たな産業の芽となるグリーン化関連産業の育成を主な強化策として打ち出しています。グリーン化関連産業の育成に向けては、それぞれの企業が環境負荷の低減に資する生産設備の導入や、製品、技術の開発などの取組を進めることが必要ですが、加えて、グリーン化の視点で新たなビジネスチャンスをつかみ、新事業を展開していくことも重要だと考えます。

例えば、これまで廃棄されていた余剰原材料や加工過程で出てくる残材を有効活用した新製品開発など、新たなビジネスとなる可能性がありますと考えます。しかしながら、製品化には、研

究開発や実証が必要になりますので、十分なリソースを持ち合わせていない県内企業にとって、幾分ハードルが高いのではないかと考えます。

県は、企業が行うグリーン化に向けた新事業展開をどうやって支援していくのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

次に、脱炭素先行地域づくりについて質問いたします。国においては、2020年10月の菅前総理による2050年カーボンニュートラル宣言以降今日に至るまでの間、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略やみどりの食料システム戦略などの新たな計画を策定するとともに、第6次エネルギー基本計画の策定による2030年の電源構成における再生可能エネルギー比率の引上げや、地球温暖化対策計画の改定による2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標の引上げなど、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速しています。

昨年6月には、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示す地域脱炭素ロードマップが示されました。その中で、国は、今後5年間に政策を総動員し、人材、技術、情報、資金を積極支援することとしており、2030年までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を創出するとともに、全国で自家消費型太陽光発電、省エネ住宅などの8つの重点対策を実施するとの方針を打ち出しています。

この地域脱炭素ロードマップに基づき、令和4年度には、地域の脱炭素化に取り組む地方公共団体などを複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金が設けられることになっています。

本県のカーボンニュートラルの実現に向けては、県だけでなく市町村も含め、こうした国の制度を有効活用していくことが必要ではないかと考えます。県内でも複数の市町村で、この脱

炭素先行地域への応募を検討したいとの声があると聞いています。脱炭素先行地域に認定されることは、この交付金を活用できることに加えて、脱炭素化の取組の財源に企業版ふるさと納税を活用する際においても、企業に対してPRができるなど、そのメリットは大きいのではないかと考えます。こうした点も踏まえ、私は、ぜひ多くの県内市町村に、脱炭素先行地域への応募に挑戦してもらいたいと考えています。

県は、高知県脱炭素社会推進アクションプランにおいて、脱炭素先行地域を目指す市町村を支援していくこととしていますが、どのように取り組んでいくのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、中山間振興と地域おこし協力隊について質問いたします。

令和3年から令和4年にかけて実施した集落実態調査の取りまとめ状況によりますと、集落代表者の67.2%が、10年後に集落全体で衰退していると予想し、課題や悩みの上位が、人口減少、若者の不在、集落活動の担い手不足で、今後取り組みたいことのトップが外部からの移住促進だとお答えになっています。

住民アンケートにおいても、今後の集落活動の維持について、39.3%が維持できないと回答し、10年前の前回調査より12.5ポイントも増加しています。集落の活性化に必要な取組としては、移住者を受け入れる取組38.7%から、近隣の集落と連携する取組や、地域の祭りやイベント行事など人との交流の取組が上位を占め、また取組を進める上で必要な要素として、住民のやる気・意欲に次いで、集落内の若者の力、行政の導きや支援が上位となっていました。

この調査結果を踏まえますと、課題解決に向けては、地域課題に取り組む担い手となる若者であり、移住につながる可能性のある地域おこし協力隊へのニーズの高さと重要性を、改めて

感じた次第です。

申すまでもなく、地域おこし協力隊は既に県の重要施策として、中山間地域振興には欠かせない存在となっています。現在本県では、31自治体で210人が隊員として頑張ってくれており、隊員数は全国3位で、人口比では1位となっています。本県は、地域おこし協力隊の受入れ先進県として支援体制のさらなる強化を図り、協力隊に選ばれて定住していただける体制づくりを、市町村と力を合わせて進めるべきだと考えます。

そこで、まずは、このたびの集落实態調査を踏まえた来年度、地域おこし協力隊の確保に向けて、どのような施策の強化を図る考えか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

私は先々週、高知県青年団協議会主催の高知家モノ・ヨソモノミーティングというイベントに昨年に引き続き参加し、地域おこし協力隊と青年団らと意見交換をしてみました。協力隊が定住に至らない理由については様々ですが、やはり1番は、地域に溶け込め切れない様々な事情があるものと感じた次第です。このことから本県としても、地域おこし協力隊の定着や定住に向けて、仕事や住居など様々なサポートはされているものの、行政だけでは手の届かない部分もあるのではないかとの思いを持ちました。

そうした部分のサポートについては、隊員のOB、OGが相互に連携しつつ、自らの体験を基に、現役隊員に近い立場でサポートすることが有効だと考えられますし、青年団や高知ふるさと応援隊など、地域おこしに関わる人たちによるネットワークづくりの重要性も感じるところです。例えば、国では、地域おこし協力隊OB・OGネットワークづくり推進事業も用意されています。

本県として、地域おこし協力隊の活動充実と

定着率のさらなる向上を図るために、こうしたネットワークづくりにどう取り組んでいくのか、中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

次に、水道事業のデジタル化と水道標準プラットフォームについて質問いたします。我が国の水道は98%の普及率を達成する一方で、これまでの拡張を前提とした時代から、人口減少に伴い、既存の水道基盤を維持、持続可能なものとするのが求められる時代へと推移しています。

今、全国の水道事業者の抱える課題として、多くの水道事業者が小規模であり、経営基盤が脆弱であることに加えて、人口減少による経営状況の悪化により管路の老朽化や耐震化の遅れ、さらには適切な資産管理や危機管理対応に支障が生じているなど、将来的に水道サービスを継続できない事態が懸念されています。

そこで、令和元年10月、こうした水道事業者の課題を解決し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくために水道法が改正され、広域連携の推進、水道施設台帳の作成、保管による適切な資産管理、官民連携の推進などを柱とした水道基盤の強化策を講じていく方針が打ち出されました。

また、同法では、行政の責務が明確化され、国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し推進または実施するよう努めなければならない、都道府県は水道事業者等の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならない、水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないとして、本県としても、水道事業の広域連携に主体的に取り組むべき責務が示されています。

本県では、これまで高知県水道ビジョンを策定し、水道広域化推進プランの議論を深めているものと思いますが、本県の水道事業の将来予測とこれまでの議論を踏まえ、本県が目指すべき広域化のあるべき姿を県としてはどう考えて

いるのか、御見解を知事にお聞きいたします。

また、令和4年9月までに全市町村は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を整備し、保管しなければならないことになっています。

市町村の整備状況を、デジタル化の進捗状況と併せてお聞きしますとともに、台帳整備に当たって、市町村のマンパワー不足や財政状況を踏まえた市町村支援が必要ではないかと考えますが、健康政策部長の御見解をお聞きいたします。

水道事業の広域連携の議論が進む中で、そのネックとなっているのが、各市町村で異なるデータシステムの問題です。水道の広域連携を進めるためには、まずは、各市町村でばらばらな管理システムの統合こそ重要であり、それは水道施設台帳でも同様ですので、ぜひとも将来のシステム統合を見据えた台帳になることを期待しています。

こうしたことも含め、国は、水道事業が抱える様々な課題に対し、デジタル技術による解決を図るため、経済産業省と厚生労働省の連携による調査・実証事業で水道標準プラットフォームの仕様を作成、公開するとともに、その基盤を活用した水道情報活用システムの展開を図っていく方針を、成長戦略として打ち出しています。

この水道標準プラットフォームによるデータの標準化、システムの標準化のメリットは、事業者間のシステム共同化に向けた第一歩であることはもちろん、ベンダー・ロックインの解除による更新コストの削減、アプリケーションのベンダー間競争による多様性確保と価格適正化、BCP対応の強化など、非常に大きいメリットが考えられます。

県は広域化の指令塔として、県内市町村に水道標準プラットフォームの普及、活用を促して

いく必要があるのではないかと考えますが、総務部長にお聞きをいたします。

最後に、成年後見制度の充実と利用促進についてお聞きいたします。

今、厚生労働省は、これからの人口減少下での地域福祉政策の目指すべきビジョンとして、地域住民や地域の多様な主体が、分野や属性の壁を越えた協働を実践し、誰もが支え合う地域をつくっていくことを目指した地域共生社会の実現を標榜し、様々な制度改革を進めています。

これまで取り組んできた地域包括ケアシステムをさらに充実させ、今後、増加が見込まれている認知症やその他の精神上の障害があることにより、財産管理や日常生活などに支障がある人たちも、社会全体で支え合うシステムの構築を図っていかうとしています。

成年後見制度は、国が目指している地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の一つとして、その利用促進が望まれています。しかしながら、こうした支援を必要とする認知症の人だけでも全国で約600万人いると見られる一方で、成年後見制度の利用者数は令和2年末で約23万人にとどまっており、制度の有効活用に向けてはまだ課題があり、県の積極的関与も求められていると思います。

そこで、まずは県内での成年後見制度の活用状況について伺いますとともに、その実績についての子ども・福祉政策部長の御見解をお伺いします。

当政策については、平成28年制定の成年後見制度の利用の促進に関する法律による成年後見制度利用促進基本計画に基づき、施策の展開が図られているところですが、都道府県には、家庭裁判所や社会福祉協議会や関係団体等との連携の下、市町村の体制整備の支援や働きかけを行うなど広域的な観点からの体制整備について、主導的な役割を果たすことが期待されており、

本県としても、行政と司法と福祉の専門職や関係機関などが一体となった、市町村を後方支援する広域ネットワークの構築に向けた議論を進めておられることと承知しています。

そこで大事なことは、こうした地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で実施するのかということや、またこれらの体制を整備した地域で権利擁護支援チームの形成を支援し、そのチームが本人への支援を適切に行うことができるよう、より実効性の高い包括的、多層的なネットワークづくりをするということだと思いますが、人材が不足する市町村が単独では取り組むことが難しい内容もありますことから、県が指導力、調整力を発揮することも必要だと考えます。

そこで、国は、家族らから相談を受け利用調整する中核機関の全市町村での設置目標を、2024年度末まで3年間先送りしましたが、県として、いつまでに設置完了を目指しているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

また、中核機関の設置が十分に進んでいない現状について、過去の議会答弁で、市町村における人的資源の不足が原因との分析をしていましたが、この部分こそ、県が市町村に力を貸すべきところではないかと考えます。

そこで、地域連携ネットワークづくりに当たり、多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための機能強化の仕組みづくりの視点から、県はどのような支援を行うべきと考えているのか、また様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を広げていくための多様な主体の参画、活躍という視点から、県はどのような支援を行うべきと考えているのか、併せて子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

今回、私は、様々な成年後見人の方や専門職団体から御意見を伺ってまいりましたが、その

中でいただいた現場の意見から2点質問をいたします。1点目として、権利擁護の実効性を上げるためには、本人の判断能力のあるうちから、後見人となる方や権限を決めることができる任意後見の有用性が高いこと、また国の成年後見制度利用促進基本計画では、後見類型より、より残存能力を多く有する保佐・補助タイプの活用促進が示されています。これらは、これまで対応に困ってから利用することの多かった後見類型に比べ、本人の自発的意思の尊重や、能力に応じたきめ細やかな対応を図る観点から、それらの利用促進が期待されているものです。

また、任意後見は、身寄りのない方や親族から支援が得られにくい方々の、法定後見制度利用における将来の申立人不在という事態を防ぐ側面もあるとともに、市町村長申立ての必要もなくなることから、自治体の経済的、財政的にも利点があると考えられています。しかし、令和2年末時点における全国の成年後見制度の利用者数約23万人のうち、任意後見の利用者数は僅か2,655人と少なく、前年度比でもほとんど増えていない状況だと聞いています。

成年後見制度利用促進により、これまで利用の少なかった保佐、補助、任意後見の利用が促進されると、専門職後見人の絶対数の不足がさらに加速するとも考えられますが、これまでの弁護士、司法書士、社会福祉士の3専門職以外にも、行政書士をはじめとする多様な主体の参画と活躍が大きく期待される所であります。

そこで、本県で保佐、補助及び任意後見制度の利用状況はどうか、また県はこれら制度の利用促進に向けた取組を強化すべきと考えますが、子ども・福祉政策部長の見解をお聞きいたします。

2点目として、成年後見制度の利用が進んでいない原因の一つとして、市町村や関係機関職員の経験や知識が不足しているのではとの声も

ありました。地域共生社会を実現するためには、様々な制度や福祉主体との協働に対する行政職員の意識改革がまずは求められると思いますが、国の基本計画の中で、関係団体との連携の下で広域的な観点から、市町村の体制整備についての主導的な役割が期待される県としては、こうした現場の声を踏まえ、どう対処すべきと考えるか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたしまして、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 土居議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本県の輸出振興の取組に関連をいたしまして、RCEP協定の発効により見込まれる効果と、RCEP協定を生かすための取組についてお尋ねがございました。

RCEP協定の発効によりまして、アジア太平洋地域との貿易が活性化をされることが期待できます。特に、御指摘もありましたように、世界最大の人口とマーケットを持ちます中国が加盟をしているということは、本県の輸出拡大に大きな追い風になるものと受け止めております。

この協定による効果といたしましては、まず関税の撤廃によりまして、県産品の現地での価格競争力の向上が見込まれます。また、通関手続や知的財産の保護などに関します統一ルールの整備によりまして、国ごとの不透明な商慣行が排除をされ、県内企業が安心して輸出に取り組めるようになるというふうに期待されます。

こうしたRCEP協定の発効は、県内企業にとりまして追い風となる一方で、国内外の同業者にとってもチャンスとなるということから、競争が激化するものと予想はされます。そのため、国際競争力を持ちました商品の開発に取り組むとともに、大量発注にも耐え得る態勢を構築していく必要があるというふうに考えており

ます。

来年度は、産業振興計画にグローバル化を掲げまして、今後予想されます厳しい競争に打ち勝っていけますように、輸出拡大に向けた取組を一層強化するということといたしました。具体的には、土佐酒、農林水産物・食品、そして土佐材という3つの輸出拡大プロジェクトを立ち上げまして、官民連携で取り組む体制を整えてまいります。さらに、輸出先で求められます品質やロットといった様々なニーズに対応できますように、各企業等の施設整備などへの支援を強化いたします。

こうした企業の輸出競争力を高める施策に加え、国内外の商社と連携をいたしましたプロモーション活動を積極的に展開するというによりまして、本県産品の輸出拡大につなげてまいります。

次に、原油価格の高騰によります本県経済への影響と今後の見通しについてお尋ねがございました。

国内の施設園芸農家や漁業者などにおきましては、国のセーフティーネットによります補填が行われておりますけれども、今後の状況次第では、経営への影響が懸念をされるところであります。一方、こうしたセーフティーネットの適用がないトラックやタクシー業界においては、経営が圧迫されているというふうにお聞きをしております。

このため、県におきましては、影響を受けておられる事業者の資金繰りにも対応していくということにいたしますために、県の制度融資の一部の融資メニューに、償還期間、据置期間の延長などの特例措置を導入いたしました。

今後、ウクライナ情勢などを受けまして、原油価格はより一層上昇する可能性があります。国は、価格の高騰がどの程度長期化するかを見極めつつ、対策を講じる予定であるというふう

に承知をしております。

こうした国の動向を注視いたしますとともに、引き続き県内事業者の状況把握に努めてまいります。その上で、原油価格の高騰が県経済に大きな影響を及ぼすというような状況でございましたら、その影響をできるだけ緩和することができますよう、全国知事会などとも連携をいたしまして、国に対して、さらなる対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、企業版ふるさと納税を活用いたします企業向けに魅力的なプロジェクトを打ち出すということにつきましてお尋ねがございました。

昨年8月に、内閣府が公表しました令和2年度の企業版ふるさと納税の全国の実績は、前年度比で、金額で3.3倍、件数で1.7倍と大きく増加をいたしております。このことは、令和2年度の税制改正によりまして、制度の大幅な拡充が図られたことが大きな要因になっているということは、御指摘のあったとおりでと考えております。

本県におきましても、この制度を積極的に活用したいと考えまして、これまで中山間地域の活性化や子供の居場所づくり、観光振興など、企業にとって魅力的と思われ取組を選定し、対象事業としてPRをしてまいりました。その結果、企業版ふるさと納税の寄附実績は、これもお話をいただきましたように、徐々には増加をしてきているというところでございます。

こうした中、近年、議員から御指摘もありましたように、カーボンニュートラル、SDGsなど持続可能な社会の実現に向けた課題への対応というのが企業にも強く求められているという環境にあります。企業版ふるさと納税におきましても、これらの課題の解決に資する事業への関心が、今後ますます高まってくるということは想定をされます。

本県といたしましても、こうした流れをしっ

かりと捉えまして、企業版ふるさと納税のさらなる呼び込みにつなげられるように取り組んでまいります。具体的には、来年度本県では脱炭素社会推進アクションプランに基づきまして、カーボンニュートラルの実現に向けて、高知県らしさを生かした取組、これを幅広い分野で展開いたします。この取組を企業版ふるさと納税の対象事業に加えまして、県外事務所などを通じて、企業に積極的にPRをしたいと考えております。

加えて、カーボンニュートラル以外の事業につきましても、企業の関心の高い魅力的な取組をこの企業版ふるさと納税の対象事業として打ち出しまして、本県への寄附を一層呼び込んでまいりたいと考えております。

最後に、本県が目指すべき水道広域化のあるべき姿はどうかという点についてお尋ねがございました。

水道事業におきましては、全国的に見ましても、人口減少に伴います水道料金収入の減少、あるいは老朽化した水道施設の更新、耐震化などに要する投資コストの増大といった点が、将来に向けた大きな課題となっているところでございます。とりわけ本県におきましては、南海トラフ地震や近年増加いたします豪雨災害への対策の必要性といったこともございまして、水道事業者の経営環境は、将来的に厳しさを増していくことが避けられない、そういった状況であるとと考えております。

こうした中、水道事業の安定的な経営に向けた対策の一環として、お話のありましたような広域化を推進していくために、県におきましては、昨年11月水道事業者であります市町村とも協議をしながら、広域化の方向性と当面の取組内容を示しました水道広域化推進プランを策定いたしましたところでございます。

策定の過程におきましては、関係者の間では

広域化の必要性そのものについて賛同する意見は多かったものの、一方で、本県の水道事業は、水質が良好で、浄水場などの大規模な水道施設が少ないこと、また水源が豊富で、山間部に小規模な施設が点在しているといった大都市部にはない、高知県ならではの特色があります。こういった点を踏まえ、広域化の手法として経営統合ですとか施設の共同設置といった取組を、直ちに進めることは難しいのではないかという意見が大勢を占めたところであります。

こうした状況を踏まえ、本県といたしましては、施設統合の実現可能性といった点につきましては引き続き模索はしてまいるということにしながら、比較的早期に一定のメリットが見いだせると考えられる手法から、先行的に取り組んでいくという考え方で対応したいと考えております。

具体的には、まず、先ほど議員からも御指摘ございました、水道事業に係りますシステムについて共同化を進めていくということ、また広域的な人的支援体制の構築をし、活用していくということを検討すること、さらには資材などの共同発注、共同委託を進めていくということ、こういった取組によりまして、地域の実情に応じた広域化を目指していくという方針で対応したいと考えているところでございます。

私からは以上であります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 本県におけるガソリンなどの燃料価格の実態についてお尋ねがございました。

本県における燃料価格につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査のデータによりますと、レギュラーガソリンの小売価格では、平成30年11月以降、全国平均を上回る状態が続いているなど、議員御指摘のとおり、他の都道府県と比較して高い水準で推移し

ております。中山間地域が多く、通勤や買物、通院などのために日常的に自家用車を利用する方が多い本県におきましては、ガソリン価格の状況が県民生活に与える影響は大きいものと考えております。

他方、ガソリンなどの小売価格につきましては、原油価格はもとより、精製や物流に係るコスト、利益などを考慮して、各販売店が決定しているものであり、地域間の価格差は、製油所からの距離、メーカーや商社からの仕入れルート、販売店で設定する利益などの違いによって生じているものと認識しております。

市場原理に基づく適正な自由競争の下で、民間企業が各種コストや販売店の利益を考慮して決定されている価格の設定に関しまして、県として介入することは困難であります。ガソリンなどの価格につきましては、県民生活との強い関連性がありますため、今後とも各種の統計データなどにより、その動向を注視してまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) 企業版ふるさと納税を呼び込む取組についてお尋ねがございました。

企業版ふるさと納税の取組に関しては、これまで企業の社会貢献活動のニーズに合致すると思われる事業を選定し、企業に提案を行ってまいりました。一方で、議員御指摘のとおり、近年企業の関心が高まりつつあるカーボンニュートラルなどについては、企業版ふるさと納税に結びつく事例が少ない状況にございます。

このため、先ほど知事から答弁がありましたとおり、脱炭素社会推進アクションプランに基づく取組を企業版ふるさと納税の対象事業に加えることで、幅広いメニューを提示してまいります。加えて、広報の強化として、こうした取組を企業にとって分かりやすく、かつ訴求性のある形で取りまとめた資料を作成し、企業への

PRツールとして活用してまいります。

また、企業側の社会貢献活動に関するニーズは多種多様であり、必ずしも県の既存事業に合致しない場合もございます。そうした際には、できるだけ企業の意向に沿った形で活用できるよう、例えば観光分野において、よさこいに関連する新たな事業を創設するなど、対応を行ってきたところでございます。

このように、一部ではございますけれども、県としての実績もあることから、議員のお話のように、企業とコラボしてゼロから事業を練り上げるといったアプローチは、有効な手段だと考えております。

このため、今後、企業に寄附を働きかける際には、社会貢献活動に関する個々のニーズをより丁寧に伺い、ゼロから事業を練り上げることも含めて企業版ふるさと納税を呼び込んでまいります。

次に、県内市町村への水道標準プラットフォームの普及、活用についてお尋ねがございました。

昨年11月に策定した水道広域化推進プランでは、地形等の物理的な制約に比較的左右されにくく、広域化によるコストメリットなどが発現しやすい水道事業に係るシステムの共同化を、取組の柱の一つに位置づけております。プランに沿ってシステムの共同化を進めていく上では、水道事業者である市町村に対し、コスト削減や業務の効率化といったメリットを、分かりやすい形で示していくことが重要だと考えております。

水道標準プラットフォームにつきましては、お話のありましたように、更新コスト低減やBCP対応の強化などのメリットが挙げられており、先行して導入した他県の自治体においても、一定の効果があつたとの声を聞いております。したがって、県としても、システムの共同化を進める上での選択肢の一つとして考えてい

るところでございます。

今後、システム標準化・共同化を含むデジタル化を推進する国の方針も踏まえ、市町村と連携しながら、よりよい手法を検討してまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) まず、企業版ふるさと納税の寄附を見据えた連携テーマのプロジェクトの進め方についてお尋ねがございました。

来年度の産業振興計画では、連携テーマの中でグリーン化の促進を掲げ、カーボンニュートラルに寄与するグリーン化関連産業の創出、育成に取り組んでいくこととしております。

こうした取組を進める上では、高等教育機関の識見や民間企業の技術、ノウハウを結集し、金融機関からの支援もいただくなど、これまで以上に産学官民連携が求められます。そのため、県内外の高等教育機関や関連する民間企業の皆様、さらに関係の市町村をメンバーとするプロジェクトを立ち上げ、それぞれの取組の検討を始めたところでございます。こうしたプロジェクトの推進に当たっては、多額の研究開発費や設備投資が必要となるものもございまして、県の補助金や金融機関からの融資だけでは十分ではないことも想定されます。

一方、議員のお話にもございましたように、地球温暖化への対策が喫緊の課題となっている中で、SDGsやカーボンニュートラルに対する企業の関心は年々高まっております。そのため、本県ならではのグリーン化関連産業の創出を官民挙げて推進し、環境先進県としての知名度を高め、大企業などから多くの企業版ふるさと納税を呼び込みますことで、さらなる研究開発や事業の高度化につなげるという好循環を生み出していきたいと考えております。

次に、企業が行うグリーン化に向けた新事業

展開への支援についてお尋ねがございました。

グリーン化関連産業は、カーボンニュートラルの実現に寄与するとともに、新たなビジネスチャンスを生み出す可能性がございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、県内企業が単独で取り組むには、事業計画の策定や研究開発、さらには資金調達といった点で様々な課題がございます。そのため、グリーン化関連産業に取り組もうとする県内企業と、識見を持った県内外の大学や先進的な技術を有する企業等とのマッチングを支援しますとともに、共同して取り組む試験研究や実証実験に対する支援制度を設けております。

とは申しましても、グリーン化を意識した事業展開に取り組む県内企業はまだ少ないことから、来年度は土佐まるごとビジネスアカデミーの中で、グリーン化に関する講座を新設することといたしました。

こうした取組を通じて、県内企業のグリーン化関連産業に対する関心を高め、イノベーションを喚起することで、本県ならではの新たな事業が創出されますよう支援をまいります。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長(中村剛君) 脱炭素先行地域を目指す市町村の支援についてお尋ねがございました。

議員御指摘のように、脱炭素先行地域に選定されることは、国の交付金の活用はもとより、脱炭素に先行して取り組む市町村として認識、評価されることで、例えば、ESG投資や企業版ふるさと納税を呼び込む際、企業に強くPRできるなど、市町村に様々なメリットをもたらすものと考えております。また、県全体の脱炭素化を進める上でも先行的な取組を県内に創出し、横展開することが重要であり、県としましても、脱炭素先行地域を目指す市町村などを全力で支援してまいります。

現在、複数の市町村から脱炭素先行地域への応募を検討したいとお話があり、また多くの市町村で脱炭素先行地域の選定要件でもある地球温暖化対策実行計画の策定を検討する意向があると伺っております。このため、こうした市町村を中心に、県のアクションプランの取組内容や脱炭素先行地域に選定されることのメリットをお伝えし、脱炭素化に向けた市町村の機運の醸成や取組の加速化を図ってまいります。

また、具体的に脱炭素先行地域への応募を検討されている市町村につきましては、より踏み込んだ支援を行ってまいります。申請に際して必要となる提案書の策定や推進体制の構築などに向けまして、県も共に知恵を出し、よりよい取組となるよう汗をかいてまいります。加えて、地球温暖化対策実行計画につきましても、全ての市町村で策定していただけるよう、策定ノウハウの提供や個別の相談対応などを行ってまいります。

こうした取組を通じまして、県内市町村の脱炭素化に向けた流れをより大きくし、本県のカーボンニュートラルにつなげてまいります。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) まず、地域おこし協力隊の確保に向けた施策の強化についてお尋ねがございました。

議員のお話にございましたように、今回の集落实態調査では、多くの集落において、人口減少や高齢化による集落機能の低下や担い手不足などが大きな課題となっていることを、改めて確認することができました。

こうした課題を解決するためには、地域の活動を支える人材を確保していくことが極めて重要です。とりわけ、地域づくりや産業づくりの担い手となる地域おこし協力隊は、それぞれの地域の課題やニーズに対応し、集落に活力をもたらす貴重な存在であり、協力隊員を確保して

いくことが地域を活性化する鍵となってまいります。

このため、まず移住促進の観点から、協力隊員のさらなる確保に向け、高知県移住促進・人材確保センターとも連携し、移住フェアなどのイベントや情報発信などを通じて、市町村への配置に向けた取組を後押ししてまいります。また、着任後のミスマッチを解消する観点から、隊員を受け入れる市町村担当者の研修機会を充実させるとともに、募集の段階からミッションや業務内容を明示するなど、より希望者に訴求できるよう情報発信を強化してまいります。

さらに、新たに地域おこし協力隊インターン制度によって、本県への移住や仕事に関心を持つ方が、短期間のお試し制度を活用できる機会を設けることとしております。この制度は、隊員として活動する前に地域の暮らしや課題を実感し、実際の業務を体験することで協力隊への応募の促進や、県内の市町村とのマッチングの向上を図ることを目的として実施するものです。

このように情報発信や受入れ体制を強化することにより、さらなる地域おこし協力隊の確保に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊のネットワークづくりにどう取り組むのかとのお尋ねがございました。

今年度実施しました市町村担当者を対象とした聞き取り調査では、協力隊に対するフォローの仕方が分からない、協力隊の業務に関するノウハウが蓄積されていないなどの御意見をいただきました。一方、隊員を対象としたアンケート調査では、着任時にスムーズに地域に入り込めない、悩みを共有できる人がいないなどの意見をいただいております。

このような市町村の実情や隊員の悩みに対応するため、来年度、地域おこし協力隊の経験者を、地域づくりサポーターとして県に配置する

こととしております。サポーターはこれまでの経験を踏まえ、隊員からの相談への対応や、現場での活動への助言を行うなど、一人一人の隊員に寄り添い、3年間の任期が充実したものとなるように、きめ細かなサポートを行ってまいります。

また、新たにブロック別、テーマ別の研修会や交流の場を設けるなど、協力隊のOB、OGを含めた隊員同士のネットワークづくりを強化し、日頃からお互いに情報交換し、学び合う関係づくりを進めてまいります。こうした場には、集落活動センターや青年団などの地域活動に携わる方々にも幅広く参加していただき、地域全体で協力隊員を支える体制づくりを進めていきたいと考えております。

このような取組を通じて、地域づくりや産業づくりの大切な担い手であり、地域おこし協力隊の定着につなげてまいります。

(健康政策部長 家保英隆 君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) 水道台帳の整備状況及び市町村への支援についてのお尋ねがございました。

令和2年度末において、水道台帳の整備が終了している市町村は14自治体です。残り20市町村についても、台帳の作成は一定進んでいるものの、市町村合併時などに異なっていた台帳様式の統一や、より詳細な水道管の埋設情報の台帳への記載などに取り組んでおり、完了には至っておりません。また、デジタル化に関しては、水道管の埋設図面をデジタル化し、現場でのタブレットによる確認を可能とした自治体があるものの、デジタル台帳として整備した自治体は、今のところございません。

本県では、一昨年に作成しました高知県水道ビジョンにおいて、水道台帳の整備を重要施策の一つに設定しており、県内6圏域で開催する水道ビジョン推進委員会の部会などの機会を捉

え、デジタル化を踏まえた先進事例の紹介や、国の補助制度を説明するなど、整備に向けた支援を行ってまいりました。

水道台帳のデジタル化は、水道施設の円滑な補修、更新や水道基盤の標準化において効果があるものと考えており、市町村と連携の上、デジタル化を併せた台帳整備の促進にしっかりと取り組んでまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、成年後見制度の活用状況についてお尋ねがございました。

成年後見制度は、認知症や精神障害、知的障害などによって判断能力が不十分な方を支える制度で、家庭裁判所に選任された後見人が、本人に代わって財産管理や福祉サービスの契約などを行う制度です。

県内における成年後見制度の利用者数は、令和4年2月末で1,674人となっております。県内で認知症や精神障害、知的障害の状態から、成年後見制度による支援の必要性が高くなると想定される方は約4万5,000人と推計されていますので、利用の割合は3.7%にとどまっております。

利用率が低い要因としましては、住民の方や関係機関への周知不足や、県中央部以外では対応できる専門職の不足、市町村におけるマンパワー不足などが挙げられます。

次に、全市町村での中核機関設置完了を目指す時期についてお尋ねがございました。

市町村の中核機関は、広報啓発、相談、利用促進、後見人支援の4つの機能を持ち、成年後見制度を必要とする方が安心して利用できるよう、支援の中核となる機関であり、今年度末までに13の市町村で設置される見込みとなっております。

県としましては、第3期高知県地域福祉支援計画において市町村の成年後見制度の推進を掲

げ、令和5年度までに全ての市町村で、成年後見制度利用促進計画が策定されることを目標に取り組んでおります。

市町村の計画では、中核機関が担うべき具体的な機能や計画的な整備方針を盛り込むことが求められておりますので、市町村の計画策定への支援や、地域の実情に応じた仕組みづくりへの支援を通じて、市町村の中核機関の設置を促進してまいります。

全市町村での中核機関の設置完了は、国と同様に、令和6年度中を目指してまいります。

次に、成年後見制度に関して機能強化のための仕組みづくり、多様な主体の参画、活躍についてお尋ねがございました。

成年後見制度の推進につきましては、市町村の役割が非常に重要となってまいりますが、中核機関の設置に必要な専門職の不足など、市町村単独では円滑に進まない状況がございます。そのため、市町村の取組を広域的に支援する体制を構築することが重要となってまいりますので、令和3年6月に福祉や司法書士等の専門職団体で構成する、高知県における権利擁護支援体制整備に向けた広域的支援のあり方検討会が設置され、権利擁護を後方支援するネットワークの早期構築に向けた協議が進められてきたところです。

この協議を踏まえ、県としましては、令和4年度から国の事業を活用し、司法専門職や福祉職、行政等による後方支援ネットワークを立ち上げ、市町村への支援の強化を図ってまいります。具体的には、県域と家裁支部単位の4ブロックでそれぞれ協議会を設置し、定期的に協議、意見交換をしながら、中核機関への支援や、広域的な後見人の受任調整、困難事例への助言など、後方支援のための調整窓口を設置し、市町村の支援に取り組んでまいります。

また、後見人などの担い手の確保に向けまし

ては、多様な主体の参画や活躍の観点から、後方支援ネットワークと連携し、市民後見人の養成に取り組む市町村を支援するとともに、法人後見の拡大のため、研修の実施や社会福祉法人等への働きかけを行ってまいります。

これらの取組により、どの地域においても制度の利用を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、体制の整備を目指してまいります。

次に、本県の保佐、補助及び任意後見制度の利用状況と、これら制度の利用促進に向けた取組についてお尋ねがございました。

成年後見制度には、認知症や障害の程度によって後見、保佐、補助の3つの種類があります。また、認知症など判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ御本人が後見人を選ぶ任意後見制度がございます。

令和4年2月末の成年後見制度の利用者数1,674件のうち、全ての契約等を代理で行う後見は1,351件、財産に関わる重要な契約等を行う保佐は240件、一部の限られた契約等を行う補助は72件、後見人をあらかじめ決めておく任意後見は11件となっております。

成年後見制度による支援を必要とする方が、住み慣れた地域で尊厳のある本人らしい生活を継続していくには、御本人の判断能力の程度に応じて、これらの意思決定の支援を適切に受けられることが重要です。こうしたことから、後見だけでなく、保佐や補助、任意後見の制度利用を広く進めていくためには、成年後見制度の担い手として、弁護士や司法書士、社会福祉士をはじめ、お話のありました行政書士や市民後見人、法人後見人、親族など、多様な方々の支援が求められます。

県では、来年度に設置する後方支援のネットワークにおいて、法律や福祉の専門職、支援機関の御意見をいただきながら、担い手確保や効

果的な周知・啓発方法について検討を行ってまいります。また、このような多様な支援体制を広く住民の皆様に知っていただけるよう、市町村や関係機関と連携し、広報活動を強化してまいります。

最後に、広域的な観点から、市町村の体制整備について、県としてどのように対処するのかとお尋ねがございました。

現在、国において策定が進められている第二期成年後見制度利用促進基本計画では、市町村や関係機関職員による研修や広域的な課題等に対応するための県による協議会の設置など、市町村単独では取り組むことが難しい課題について、県が主体的に取り組むことが求められております。

これまで県におきましては、成年後見制度や権利擁護支援について、市町村職員が経験や知識不足を補うための実務能力向上に向けた研修や、虐待事例の検討会の開催に取り組んできたところです。これらに加えて、来年度は新たに国の事業も活用し、市町村の中核機関設置のための研修を実施してまいります。具体的には、既に中核機関を設置している市町村職員との意見交換の場を設け、機関の立ち上げや体制整備、実際の運営についての理解促進に取り組んでまいります。さらには、新たに立ち上げる後方支援ネットワークから、困難案件に対し専門的助言を行うアドバイザーを派遣し、市町村の体制整備の取組を促進するとともに、適切な権利擁護支援が行われるようサポートしてまいります。

これらの権利擁護支援の取組は日本一の健康長寿県構想に位置づけ、県に期待される役割を果たしてまいります。

○9番（土居央君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

自分としましては、今回の質問は、産振計画の柱のデジタル化、グリーン化、グローバル化、

あと中山間振興、福祉政策と、これは総合戦略の大項目になるんですけれども、そういったことを全て含めるといいますか、それを意識した質問をさせていただきました。

特に福祉とか中山間、人口減少していく中でいろんな主体が、みんなが活躍できる環境をいかにつくるかということは、非常に大事な視点だと思います。御答弁では、そういったこともしっかりと御答弁いただきましたので、満足しております。

前段の質問も全て、ほぼほぼ納得できるいい御答弁をいただいたと思うんですけれど、1点だけ、原油価格高騰対策について意見だけ述べさせていただきたいと思います。今回は、状況とか実態についての御見解を聞くというような、そういう聞き方になってしまったわけですが、私の問題意識の核は、燃料費が高いということだけではなくて、全国に比べて高いということでありまして、その格差を何とかせないかんのではないかとこのころにあります。

アフターコロナを見据えて、経済のV字回復を目指していくわけですが、産業振興、経済成長には、おのずと他地域との競争の側面があるわけで、そのときに他県に比べて非常に高い燃料価格が、相当大きな足かせになってしまうのではないかとこの懸念を持っています。

ただでさえ、地理的ハンデのある本県ですので、逆に燃料費ではハンデをもらってもいいぐらいだと思っているんですけれど、残念ながら、ハンデをさらに背負っているというような状況になっています。

基本的に、そういった燃料価格が低く安定しているときには、全国格差もさほど問題には感じないんですけれども、今のように異常に高止まりしている、そういう間は特に気になってきてまして、この状態が続くということは、特に小規模事業者の多い、財務的な体力の厳しい本県

の事業者にとっては、かなり深刻な状況なのではないかと感じています。

原油が高いことに対する支援策は、先ほど知事からも御答弁がありましたように、国が講じてくれております。また、知事の御答弁でもありました、全国知事会等を通じた国への働きかけといったことにも期待をさせていただきます。

ただ、都道府県間の燃料費格差についてを埋められるものではないんじゃないかと思っています。では、この燃料費の都道府県格差を埋められるとしたら、ここに焦点を当てて政策を打ち込めるとしたら、それはもう県以外にないのではないかと考えております。

市場原理に任せて放置する以外にないのか、あるいは緊急的にでも何かできる支援策というものがないのかと、しっかり調査して議論をしていくと、そういう姿勢も大事なのではないかとこのことを意見として申し上げさせていただきます。

あと、結びになりますけれども、今期で退職される職員の皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。私の全質問とさせています。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(森田英二君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明4日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時42分散会

令和4年3月4日（金曜日） 開議第4日

出席議員

1番 桑 鶴 太 朗 君
 2番 上 治 堂 司 君
 3番 土 森 正 一 君
 4番 上 田 貢太郎 君
 5番 今 城 誠 司 君
 6番 金 岡 佳 時 君
 7番 下 村 勝 幸 君
 8番 田 中 徹 君
 9番 土 居 央 君
 10番 野 町 雅 樹 君
 12番 横 山 文 人 君
 13番 西 内 隆 純 君
 14番 加 藤 漠 君
 15番 西 内 健 君
 16番 弘 田 兼 一 君
 17番 明 神 健 夫 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 依 光 美代子 君
 26番 大 石 宗 君
 27番 武 石 利 彦 君
 28番 田 所 裕 介 君
 29番 石 井 孝 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君
 36番 米 田 稔 君
 37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 井 上 浩 之 君
 総 務 部 長 徳 重 覚 君
 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
 健康政策部長 家 保 英 隆 君
 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
 文化生活部長 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長 沖 本 健 二 君
 産業振興部長 中 山 間 振 興 長
 交通部長 尾 下 一 次 君
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 山 脇 深 君
 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
 水産振興部長 松 村 晃 充 君
 土木部長 森 田 徹 雄 君
 会計管理者 井 上 達 男 君
 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人事委員長 秋 元 厚 志 君
 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
 人事務局長 小 田 切 泰 禎 君
 公安委員長 熊 坂 隆 君
 職務代理者 奥 村 陽 子 君
 代表監査委員 中 村 知 佐 君
 監査局長

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 山 本 和 弘 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 杉 本 健 治 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 4 号)

令和4年3月4日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和4年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 令和4年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 令和4年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 12 号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

- 第 13 号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 令和4年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 令和4年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第 21 号 令和4年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 令和4年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 令和4年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 令和3年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 28 号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 29 号 令和3年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 30 号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 31 号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 32 号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計補正予算

第 33 号	令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和3年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和3年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 57 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 58 号	高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 59 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	令和3年度高知県電気事業会計補正予算	第 60 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	令和3年度高知県病院事業会計補正予算	第 61 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県動物愛護基金条例議案	第 62 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	警察職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 48 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 66 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 49 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 67 号	県が行う土地改良事業に対する市町
第 50 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案		

村の負担の一部変更に関する議案

第 68 号 包括外部監査契約の締結に関する議案

第 69 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

第 70 号 (新)安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案

第 71 号 県道の路線の認定に関する議案

第 72 号 令和4年度高知県一般会計補正予算
報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第3号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第2 一般質問

(3人)



午前10時開議

○議長(森田英二君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

公安委員長西山彰一君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員小田切泰禎君を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長(森田英二君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計予算」から第72号「令和4年度高知県一般会計補正予算」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上75件を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

25番依光美代子さん。

(25番依光美代子君登壇)

○25番(依光美代子君) おはようございます。

一燈立志の会の新入生の依光美代子でございます。私は、今回初めての登壇ですが、皆さんはきっと私が73歳という年齢を顧みず、なぜ県議に挑戦したのか疑問をお持ちだと思います。

1つには、女性の声や住民の声を県政に届けたい。もう一つは、県民の幸福度の向上です。今回の集落実態調査で集落の現状が見えてきております。これは中山間地域に限ったことではなく、私の住む香美市でも空き家、空き地、耕作放棄地などが増えてきており、限界集落に近い状況が出てきております。このような状況は、我が町に限らず、近隣の香南市、南国市、そして高知市でも同じような状況だと思います。

私は、何とかしなければとの思いに駆られ、ここにおられる皆さんと一緒に力を合わせ取り組むことで、高知県民の誰もが人生100年時代を住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる地域にしたいと、ここに立たせていただきました。年は73歳ですが気持ちは38歳でございます。まだまだ未熟者ですが、皆さんの御指導をいただきながら一生懸命努めてまいり所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして5項目について質問させていただきます。

農福連携と林福連携の推進についてお尋ねをいたします。

少子高齢化が進む本県では、福祉、農業、林業、サービス業などの分野で慢性的な人材不足が年々深刻化しております。一方で、障害者に加えて刑務所出所者や少年院を出た方、薬物やギャンブルなどの経験者、ひきこもりの方、そして高齢者など障害者とは定義されない人たちが、働きづらさを抱えているために就労に結びついていない方々がたくさんいらっしゃいます。

私は、保護司をしておりますが、刑務所出所者や少年院を出てきた方への支援は、長期にわたって関わる必要がございます。就労しているかどうかで再犯率にも大きく影響するにもかかわらず、現行制度の公的な就労や生活支援のみでは十分でないために、再犯や依存症に陥ったりと、社会参加につながっていないケースが見受けられます。これらの方々に対して、入り口支援として適切な就労支援があれば、当事者の自立支援に加えて、本県の主要産業である農業などの1次産業における担い手の確保となり、社会課題の解決に期待が持てるようになります。

私は、これまで長年にわたり香美市の農業に携わる方々のお話を直接お伺いしてきました。特に中山間部をはじめ耕作放棄の進む地域の農家の方に現状をお伺いすると、高齢により、田畑を維持管理しようにも体力的にも困難になり限界であるという実情がございました。この状況は香美市のみではなく、県内の多くの地域で共通した課題であり、担い手や労働力不足の抜本的な対策が必要でございます。

1次産業と福祉の連携による数々の問題解決を目的とした農福連携の推進は、多様な人材の活躍の促進や1次産業の持続的な発展などとなり、いわゆるSDGs達成の観点からも、非常に意義のある取組として国の方針にも位置づけられております。加えて農福連携は、ダイバー

シティに表される地域共生社会づくりという観点だけでなく、日本の伝統文化である農業と国土を守ることにもつながる重要な可能性を秘めた取組となります。また、濱田知事が推進している第4期高知県産業振興計画にも、農福連携の推進政策が掲げられており、私自身とても期待しているところでございます。

そこでまず、農福連携の推進についての知事の御所見をお伺いいたします。

農福連携に取り組むことで、障害者などの就労や生きがいがづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む1次産業分野においても新たな働き手の確保につながります。近年、全国各地において様々な形での取組が行われており、農福連携は確実な広がりを見せております。

農福連携の取組効果としては、3つの期待を持つことができます。1つは、1次産業の基盤強化として、農家、農業法人などの労働力不足の解消、1次産業従事者の所得拡大効果としてといった、主に経済的な効果が期待できます。2つ目は、社会福祉として障害者や高齢者などの当事者における働く場や生きがいがづくり、所得向上などの自立支援に向けた新たな取組となることに期待が持てます。3つ目は、地域コミュニティの発展として取り組む地域において1次産業の活性化に伴う雇用創出効果や人口増加効果、また耕作放棄地の抑制や減少に加えて、障害のある学生や福祉に関心のある学生への実習、就労の場の提供となります。そして、地域住民や都市住民に対する体験、交流の場の提供など、地域におけるプラス効果のみだけでなく、多様な結びつきが形成されることで、新しい地域コミュニティが形成される可能性も考えられます。

特に中山間地域をはじめとする農林山村では、少子高齢化によるコミュニティ機能の衰退に

よる高齢者の孤独化や見守り機能の弱体化、地域文化の衰退が課題となっております。これらの課題に対しても、連携を通して障害者と地域住民の方々との交流を深めることで、地域のつながりを守り育てる効果が期待できます。

本県においても、官民挙げての農福連携の取組を県内に普及、展開していくとともに、1次産業と福祉の潜在性を育てていくことで、地域共生社会の実現につなげていくべきと考えます。農福連携は、障害者の働く場をつくとともに、働き手の確保につながるもので、それぞれ地域内の1次産業に応じた地域適合型のウィン・ウィンの関係を築く取組であります。

そこで、本県における農福連携に関する取組状況について子ども・福祉政策部長にお伺いします。

次に、農福連携には述べましたような直接的効果や派生効果が期待できるため、本県全域への普及に向けた仕組みの整備が重要となります。現在、運用されている実施モデルには、主に次の4つがあります。1つ目に直接雇用型、2つ目に福祉完結型、3つ目連携型、4つ目グループ内連携型です。

農福連携の実現には、幾つかの課題がございます。連携の中で最も大事なことは、1次産業の経営が発展し、障害者の所得が確保されることです。継続的、発展的な展開には、ビジネスとしての成立が必要です。農業と福祉、ビジネスの3者がつながった仕組みにより、障害者が1次産業の職域で正当に評価されて、その評価に対し賃金を支払うプロセスの成立が必要となります。

所得が確保される仕組みには、関係者の連携が重要となります。例えば、1次産業従事者と福祉事業者の連携に向けた相互理解と調整の場がないことが課題の一つに挙げられております。1次産業従事者と連携を行いたい福祉事業者が

出会う場や農業者と福祉関係者が障害者にもできる作業情報を提供する場、そして福祉事業者が農業に関する知識と技術を勉強する場、また農業者が障害者福祉を勉強する場などが必要となります。

これらの課題解決には、行政、福祉、医療、民間組織の連携の仲を取り持つ仕組みや人材の確保、職場適応援助者支援事業、いわゆる農業版ジョブコーチという新しい支援方法の導入、農業関係者の障害者に対する理解の浸透が必要となります。特に障害者と農業者のマッチングや障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項などの1次産業者への支援やアドバイスは、障害者の職場定着にとって非常に重要となってきます。

この制度を利用することで、障害者の職場適応に課題がある場合には、職場にジョブコーチが出向いて障害特性を踏まえた専門的な支援を行いながら、障害者の職場適応を図ることができます。また、国の制度利用が難しい場合においても、本県独自に特別支援学校や農業大学校での教育プログラムやインターンシップ制度などの導入の検討が可能と考えられます。

農業では、様々な作業が必要となりますが、障害者が取り組みやすいよう作業工程の見直しなど工夫することで、働き手としての可能性が広がります。

そこで、本県における農福連携の推進や普及の過程で生じている課題についての見解と、その課題を踏まえた今後の農福連携の普及推進体制について子ども・福祉政策部長にお伺いします。

さて、安芸福祉保健所管内では、積極的に行政、福祉、医療、民間組織が連携した農福連携の仕組みづくりを行い、一般就労と福祉的就労を併せて多くの方々が働かれております。また、行政が連携したバックアップによる就労継続の支援まで実施されております。

そこで、本県全体への安芸市をモデルとした農福連携の展開を提案しますが、知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、高知市の民間企業では、林業関係者の所得向上と障害者の働く場の創出を目的とした黒潮薪本舗という林福連携の取組を実施されております。まきストーブ用のまきの製造・販売において、県産木質資源の有効活用と伐採、玉切り、まき割り、乾燥、箱詰め、発送までの労働を地域内で完結させる内容となっており、コロナ禍で全国的に需要の伸びるアウトドアビジネスへの林福連携の地産外商モデルと言えます。

そこで、森林率84%の本県においては、林福連携も有効と考えますが、第4期産業振興計画の中で林福連携政策を位置づけることについて知事の御所見をお伺いいたします。

次の日本一の健康長寿県構想における県民の健康管理の推進についてお尋ねをいたします。

本県では、平成22年2月に第1期の日本一の健康長寿県構想の計画が策定され、県民の誰もが住み慣れた地域で健やかで心豊かに安心して暮らし続けることを目指し、毎年各政策をさらに充実強化させ、今月には第4期Ver. 3の改定を予定しております。

御承知のとおり、高知県の人口動態においては、人口の自然減少が全国に対して15年先行しております。また、高齢化率の上昇も10年先行している状況でございます。これに伴う労働力不足による県経済における機会喪失は、現在深刻な状況にあります。私の地元の香美市でも労働力不足によって事業継続が困難となり、廃業された事業者や農家を見ました。

このような状況は、本県に限ったことではなく、将来的な日本全体の課題として注目されております。内閣府の「選択する未来」委員会では、経済活動はその担い手となる労働力人口

に左右されることと、人口の急速な減少と超高齢化への流れが継続すると、労働力人口は2014年の6,587万人から2030年には5,683万人、2060年には3,795万人へと加速度的に減少していくと推測されております。総人口に占める労働力人口の割合は、2014年の約52%から2060年には約44%に低下し、働く人よりも支えられる人のほうが多くなる逆転現象が生じることが推測されております。

また、急速な人口減少は、国内市場の縮小や人々の集積や交流を通じたイノベーションの生みにくさによる成長力の低下を招きます。加えて、労働力不足を補うために長時間労働の深刻化やワーク・ライフ・バランスも改善されず、少子化がさらに進行していくという悪循環が生じる懸念がございます。こうした人口急減、超高齢化による経済へのマイナスの相乗効果を発揮し、一度経済規模の縮小が始まると、それがさらなる縮小を招くという縮小スパイラルに陥るおそれがございます。

以上の背景から、働き手へのサポートが重要となります。しかしながら、高知県では働き手の中心である壮年期男性の死亡率の高さが課題となっており、その要因としては糖尿病などの生活習慣病が約6割を占め、特に血管病が主因として挙げられております。加えて、男性の平均寿命と健康寿命が短い傾向にあり、日本一の健康長寿県構想の政策推進により改善はされてきているものの、全国平均を少し下回っており、さらなるてこ入れが必要と感じております。

私は、働き手のサポートでは、生産年齢人口の中心に当たる現役世代の健康の維持管理の機能強化が必要と考えます。それにより、健康寿命の延伸が実現し、現役世代が高齢者になった場合においても、雇用機会獲得への期待が持て、人生100年時代における生涯現役の実現につながるものと考えられます。

このように、高知県のみならず全国で進行する少子高齢化とこれに起因する顕著な労働力不足の社会的課題の解決には、高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診などにより生活習慣病などをはじめとした疾病を予防、早期に発見することで、県民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ることで、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現につながります。

厚生労働省の健康増進法第8条では、都道府県は基本方針を勘案して都道府県健康増進計画を定める、そして、市町村は基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して市町村健康増進計画を定めるとなっており、また都道府県及び市町村は、独自に重要な課題を選択して目標を設定し、定期的に評価及び改定を実施という方針が示されております。

そこで、日本一の健康長寿県構想は、各市町村と政策連携することで県内津々浦々までその効果が網羅的に発揮されるものと考えますが、本政策と各市町村政策との連携状況や今後の展開について知事にお伺いいたします。

次に、最新の認知症研究では、加齢、糖尿病や高血圧症などが認知症発症における危険因子とされております。日本一の健康長寿県構想の柱立てIの、健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進の政策体系に示されているような、生活習慣の見直しや糖尿病や高血圧症などの血管病の早期発見、早期予防が認知症の発症予防につながる可能性がございます。

そこで、疾病予防や疾病の早期発見、早期治療の政策は、認知症の発症予防効果にも期待が持てるため、行政、病院、大学などと連携した取組が必要と考えますが、健康政策部長の見解をお伺いします。

そして、本県の特定健診の受診率を保険者別に見ますと、市町村国保と協会けんぽの未受診

者が大変多い状況にございます。市町村国保の受診率は、令和元年度は37.7%で全国30位であります。また、特に協会けんぽの被扶養者は24.7%と低い受診率結果となっております。

そこで、このような未受診者へはどのような対策を行っておりますか、健康政策部長にお伺いします。

また、特定健診の結果、特定保健指導など血管病予防に関する生活指導及び医療が必要となった対象者への支援体制と実施状況、そして運用上の課題について健康政策部長にお伺いします。

最後に、健康経営高知家プロジェクトの登録企業は608社と、協会けんぽの加入事業者全体の4.7%となっております。本プロジェクトの参加宣言書には健診の受診100%を目指す旨が明記されております。この登録企業の増加は受診率向上につながります。

本制度は協会けんぽにより運用されております。普及に向け県もPRなどに積極的な協力が必要と考えますが、健康政策部長に見解をお伺いします。

次に、集落实態調査の活用方法についてお尋ねをいたします。

昨年4月24日付の高知新聞で、高知県の人口が5年間で5%減少したという記事が一面に出ました。国勢調査の速報値だったようですが、このニュースは多くの県民に大きなショックを与えたと思います。別の紙面には「人口減「何年もつか・・・」中山間からうめき声」という見出しで、厳しい条件の中で暮らしている県民の声が紹介されておりました。香美市も中山間地域を抱えております。以前は中山間地域の振興が課題でしたが、現在は中山間地域をどうやって維持するかが話題になっております。

香美市でも、中山間地域では一段と過疎・高齢化が進み、若者は仕事を求め山里を離れ人口

減少が年々進み、地域の行事や祭り事など今後どうすればよいのだろうと嘆きの声を多く聞いております。

2月18日付の高知新聞には、県が2021年度に行った集落实態調査の中間報告の記事が出ておりました。「集落活動「維持困難」4割 県調査10年前より12ポイント増」という見出しがあります。39.3%が10年後の集落活動を維持できないと回答したそうです。私が香美市の中山間地域で見聞きして感じてきたことと一致しております。ただ、昨年的人口減少の記事と受け止め方が異なっており、今回はああやっぱりと感じました。それは多分多くの県民も同じ思いであったのではないかと想像しております。

10年間いろいろな取組がされてきました。しかし、結局は止められなかったという残念な思いです。ただ、県が力を入れてきた集落活動センターについては、満足度が75.2%と肯定的な評価が多かったようです。やはり集落活動センターの設置が中山間地域にとって一つの希望になっているということだと思います。

香美市にも2つの集落活動センターが開設されており、頑張っております。コロナ禍により人を集めることや集まることができず、計画していた取組ができずに、支援員さんがまきの販売などいろいろと工夫をしてしのいでおります。どこの集落活動センターも同じくコロナの影響を受け運営が厳しい中、頑張っていると思います。県からも引き続きの御支援やアドバイスをお願いしたいと思います。

さて、このような中山間地域を取り巻く厳しい状況については、県は既によく認識されていて、だからこそ10年ぶりの集落实態調査をされていると思いますが、その調査結果をどのように県民に伝え、自分事として認識してもらうかが重要でございます。

地域の課題があるのになぜその解決に向かわ

ないのか、その理由はたくさんあるでしょうが、私はその最大の要因には、1つは諦め、そしてもう一つは自分事になっていないからだと思います。つまり、県や市町村の職員、あるいは地域の好きな人がやってくれるだろうという他人事の姿勢です。

それでは、せっかくこの調査をやっても、中山間地域を守ることにはつながらないと考えます。ですから、この厳しい現状を県民の皆さん一人一人に自分事として捉えていただく必要があるのです。そのためには、高知新聞に記事を書いてもらうだけではなく、あるいは県のホームページに資料をアップするだけでなく、もっと強く県民に認識してもらうための手だてを考えておく必要があると思います。

調査結果をどのような方法で県民に伝えることとお考えなのか、中山間振興・交通部長にお伺いします。

香美市には集落活動センターが2か所あると申しましたが、そのうちの1か所は集落活動センターひらやまです。香美市平山地区にあります。この地域はもともと集落の皆さんの意識が高い地域だったのですが、それをより強くしたのは大学生たちの活動でした。学生さんたちが毎週のようにやってきて、地域イベントに参加したり、運動会や夏祭りといった伝統的なまちづくりイベントを復活させたりしました。その結果、地元の若い人たちが奮起して平山青年団が復活し、集落活動センターの設置につながっております。

なぜそういうことが起きたのか。それは10年前の集落实態調査がきっかけだったのです。10年前の集落实態調査の項目を簡素化して、学生さんたちが平山地区を自分たちで全戸調査を実施しました。その結果、皆さんでもっと話合いの機会を持ってほしいと一人の学生さんが泣きながら訴えたことが集落が動き始めたエネルギー

になったのです。

この例に限らず、皆さんが御存じのように大学生たちの地域活動が地域の活性化のきっかけになっていることは間違いございません。香美市では、高知工科大学のCSLの皆さんが地域の皆さんを元気づけていますし、高知県立大学もずっと関わりを続けています。これから中山間地域対策課を中心に、あらゆる手段を駆使して結果の周知に努められると思います。

これは私からの提案なのですが、県内の大学や高等学校にお願いして、集落实態調査の結果や集落が抱えている課題について、県職員自らが直接大学や高等学校に出向き、大学生や高校生、そして教職員に説明する機会を設けていただくことはできないでしょうか。そうすることで、自分事として主体的に動いてくれる県民を増やすことができ、将来の高知県を担う人材にもなると考えますが、中山間振興・交通部長の見解をお伺いいたします。

次に、オンパクの推進についてお尋ねします。

香美市では、かみめぐりというまちづくりと観光振興を目的とするイベントが今年初めて開催されました。知事の提案説明にもあったように、まさに本県の強みである自然・体験型観光の基盤を生かし、SDGsにも寄与する「あそんで、まなんで、めぐりあう」香美を廻る11の体験プログラムです。食をテーマに、その食に携わる人など、香美市ならではの資源にスポットを当て、地域の自然や暮らし、文化などへの理解を深めることができる体験型観光の一つなのです。

香美市が主催で、地元のNPO法人が事業委託を受けて開催しております。参加者へのアンケート調査の分析は、イベントの終了後になされると思いますが、関係者に聞くところでは、コロナ禍で一部中止となった企画もありましたが、好評だということです。かみめぐりはオン

パクと呼ばれている地域観光振興策だそうですが、大分県別府で始まり、現在は全国に広がってきております。

高知県内では、中芸地域のゆずFeSが最初で、その後佐川町のわんさかわっしょい体験博、津野町、土佐町、仁淀川流域市町村でも開催され、香美市でも開催されているのです。まだきちんと研究がなされているかは確認できておりませんが、識者の話では次のような効果が期待できると伺いました。

1つに、地域にあるよいものやことを観光資源にすることができる。2つ目に、地域で特技を持った人、魅力的な事業を行っている人など、まちの財産となるような人財の発掘をすることができる。3つ目に、イベントをつくっていく過程で地域の人財につながります。4つ目、地域住民が地域のよさを認識し、誇りを取り戻すことができます。5つ目、地域のファンが増える。以上のような効果が期待できると伺っております。

香美市は、移住してこられる方が多い地域なので、移住者もこのイベントに参加することで、移住者同士や前から香美市に住んでいらっしゃる方と新しい住民の交流につながり、あるいは移住を考えておられる方たちの移住を促すことにもつながります。このようなイベントを行うと、当然のことながら大きな経費がかかります。全額を市町村が負担している場合もあるようですが、高知市が取り組んでいるれんけいこうち体験型地域資源開発・活用事業の一環として位置づけてもらい、特別交付税措置で賄っている市町村もあります。ただ、どの市町村も財源には限りがあり、予算が縮小されている、あるいは今後は縮小せざるを得ないという現状にあります。せっかく地域が元気になる、とりわけ中山間地域ではやる気を起こすきっかけになる、あるいは地域住民をつなぐ大切な事業として芽

を出したばかりなのに、先々の不安を抱えながら取り組まざるを得ないという課題を抱えているのです。

そこで、お尋ねをいたします。県は、県内各地で開催されるようになっているオンパクの取組をどのように認識し、そして評価されていますか、観光振興部長にお伺いします。

また、現在オンパクを含めて市町村や地域が主催する様々な観光づくりイベントに対して、県としてどのような支援をされているのか、観光振興部長にお伺いします。

最後に、高知県は新しい休日として地域観光を積極的に展開しており、ホームページを見ると500程度の体験プログラムも提供されています。地域の宝を磨き上げて観光プランにされているわけです。

オンパク手法によるまちづくりイベントについても、このような体験プログラムと連携する市町村主体のイベントとして評価していただき、県の観光施策の一つに位置づけ、県としての支援ができないでしょうか。支援というのは具体的には財源の確保であり、またイベントの広報においても支援が必要と考えます。そうすれば、もっともっと他の市町村にも広がっていくでしょうし、それが高知県の担い手の育成につながっていくはずです。このことについて観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

最後に、物部川の濁水対策についてお伺いをいたします。

物部川に異変が起き始めたのは20年前頃からです。平成5年に発生した大規模な山火事に始まり、鹿の食害による被害の増加や森林崩壊、そして台風などの豪雨に伴う広域的な山腹崩壊などによる土砂がダムに流入し、濁水の長期化が始まり現在に至っております。特に平成30年7月の豪雨では、私の地区に流れている物部川は、豪雨による観測開始以降、第2位の水位を

観測する洪水が発生しました。川の流れは氾濫危険水位まで3センチに迫る水位となり、河口から複数箇所での堤防漏水や甚大な被災が発生いたしました。物部川の様子は見るも無残な状況となり、濁水は長期間続き大変でございました。

幸いにも私の地元であります下ノ村地区では、国土交通省、高知県をはじめ関係各位の御尽力により協力的に推進していただいた物部川の引堤事業完成のおかげで、この豪雨による災害を未然に防ぐことができました。改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げます。誠に感謝申し上げます。

近年では、気候変動の影響と言われている豪雨災害の頻発化や激甚化が各地で勃発しており、私をはじめ流域住民の不安や危機感を募らせております。この濁水への対応について過去の物部川に関する委員会などの意見を見ますと、令和2年度の物部川濁水対策検討会においては、上流から海岸域までの土砂循環の把握及び土砂が流下しないことによる環境上のリスクを整理して総合的な土砂管理の推進に関する意見がございました。また、物部川流域治水協議会の中では、改めて永瀬ダムの濁水及び堆砂対策については流域全体で総合的な土砂管理に対する対策が必要ということ、流域3市の市長や関係者の認識が一致したと聞いております。

このことを受けて、今年度の物部川濁水対策検討会では、度々発生する山腹崩壊を目の当たりにしている森林組合をはじめ土地改良区や地域の関係者、また学識経験者などが加わり、流域全体で濁水の長期化の抜本的な解決に向け総合的な土砂管理について検討を行ってきたそうです。

そこで、これまで行ってきた濁水対策の取組とその効果について土木部長にお伺いいたします。

また、今年度の検討の中で、物部川の抱える土砂の流入や濁水長期化などの課題解決に向け、山地から海岸までを一体的に捉えた物部川全体の濁水対策を含む総合的な土砂管理に関する基本的な考え方を取りまとめると聞いております。この内容及び今後の取組について土木部長にお願いいたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、農福連携の推進についてお尋ねがございました。

農福連携は、障害のある方や生きづらさを抱える方の農業分野での活躍を通じまして、自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であります。農業分野にとりましても、高齢化などによります担い手不足が深刻になっている中でございますので、新たな働き手の確保といった相乗効果がございまして、御指摘もありましたように、福祉と農業双方にとってウイン・ウインの関係にあるというふうに考えております。

農作業に取り組むことによりまして、障害者の方々の精神面あるいは身体面の状態がよくなる、あるいは生きづらさを抱える方の居場所が確保されるといった様々な効果が期待される場所です。農福連携は、障害者などが地域の一員となり、地域で支えられる立場から地域を支える立場になるということが出来る取組でありますので、地域共生社会の実現に貢献をすると、そういった側面もあるというふうに考えております。

このため、県の基本政策でございます高知県産業振興計画や日本一の健康長寿県構想の中に、農福連携をしっかりと位置づけまして取組を進めております。障害のある方あるいは生きづらさを抱える方502名が、令和3年3月の時点で農業に従事をされております。この数字は2

年間で約2倍に増加するといったことになっておりまして、農福連携の取組は県内で着実に広がりを見せているというふうに考えております。

農福連携は、お話もございましたように、触法者の方々の立ち直りに向けた取組としても注目をされております。さらには、林業、水産業におきましても農福連携と同様の取組が見られるということになっており、従来の枠組みにとられない取組も展開をされ始めております。

農福連携におきます農と福のそれぞれの広がり推進していくということによりまして、農福連携をキーワードとして地域共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、本県全体に安芸市をモデルといたしました農福連携の展開を図っていくということについてお尋ねがございました。

御紹介がありましたように、安芸市におきましては、福祉、医療、行政などの関係機関が一体となり、障害のある方、生きづらさを抱える方々の自立や就労に向けた支援が行われております。

具体的には、年齢や障害の有無に関わりませず、最初に把握をした相談機関が受け止めて必要な支援につなげていくということ、そして一つの部署で抱え込まずに、関係機関と相談を合いまして、各分野の検討会議にかけて方向性を確認するという、さらに農福連携の就労先や福祉・医療などとも連携をいたしまして、多分野連携、重層的な支援を基本としているということなどです。

この安芸市の取組は、地域共生社会の実現を目指しました社会福祉法の改正に伴いまして、各市町村において整備が求められております包括的な支援体制を農福連携という視点から具体化するものというふうに評価されると考えます。

こうした安芸市の取組は、ひきこもり支援としても高く評価を受けておりまして、昨年10月

には国において先進事例として全国に紹介をされているところでもあります。

県といたしましては、全市町村におきます、ただいま申し上げました、いわゆる包括的な支援体制の構築を目指しまして、アドバイザーの派遣を行いますほか、体制整備を推進いたしまし国の新たな事業の活用を促すということなどを通じまして、市町村を支援してまいります。あわせまして、安芸市のような好事例を県内全域に横展開をしていくことで、農福連携が進展をするとともに、ひいては地域共生社会の実現に寄与いたしますよう、県としても引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、産業振興計画の中で林福連携政策を位置づけることについてどうかというお尋ねがございました。

林業分野におきましても、農業分野と同様でございますが、従事者は減少傾向にあります。そして、福祉的な就労を含めまして、多様な担い手により労働力を確保していくことが重要であるという事情も同様であるというふうに考えております。また、農福連携と同じように、障害のある方、生きづらさを抱える方々の就労の場の確保という意味でも、林福連携が進むことは大変意義があるというふうに考えております。

林業の現場といたしましては、苗木の植栽、下刈り、伐採などの林内作業や、製材品、木製品の生産・加工、キノコや山菜、木炭といった特用林産物の生産など様々な現場がございます。

このうち、林業分野に従事する人の大半を占めますのは、林内作業あるいは製材分野となりますけれども、こうした分野は労働災害の発生件数も多うございまして、万が一事故が発生した場合には大きな労働災害につながるということも危惧されるという側面もございます。

その点、安全で取り組みやすい作業といたしましては、お話もありましたような、まきの箱

詰めでございますとか、シイタケの収穫といった特用林産物の生産あるいは木工製品の組立ての作業といったものが挙げられると考えます。

こういった作業には、現に既に障害者の就労継続を支援する事業所の利用者の方などが従事をしているケースが多くございまして、林業と福祉双方にとってメリットがある取組だというふうに考えられます。こうしたケースを拡大するために、林業サイドからも県内の複数の福祉事業所に対しまして、こういった取組への参入の打診を行ってまいったところでもあります。

しかしながら、現在までのところ、事業所におけます関心を十分に高めることができできておりません、取組の拡大には至っていないというのが現状でございます。また、特用林産などの経営体の多くも自家労力のみで経営が可能といった事情がございまして、人手を要しないケースが多いということもあり、新たな広がりにつなげることができていないという状況でございます。

以上のような状況でございますので、まずは今までの努力を受けまして、引き続き福祉事業所への働きかけを行いますとともに、林業・木材産業者のニーズを踏まえました就労のマッチングに取り組んでまいりたいと考えております。そうした実績を踏まえました上で、将来的な産業振興計画への位置づけについて検討をしてまいりたいと考えております。

最後に、日本一の健康長寿県構想におきます各市町村の政策との連携状況あるいは今後の展開がどうかというお尋ねがございました。

長寿県構想は、健康増進計画や保健医療計画、地域福祉支援計画などといった県が定めます法定の計画に横串を刺すと、そして各計画間の関連性、整合性を確保して実効性を高めた、そうした性格の構想でございます。

こうしたそれぞれの計画策定の過程におきま

しては、市町村や関係機関も参画をしていただいております。そうした結果として長寿県構想も市町村が定める各種の計画事業と密接な関連性を持つものとして構成をされているという関係になっております。

また、県の各福祉保健所におきましても、管内の市町村や関係機関と連携をした実効性のある取組となりますように、定期的に年2回程度ということでございますが、意見交換、情報共有の場を持つという形にしております。

そうした結果、一例といたしましては、平成28年9月に県がプラットフォームとして仕組みをつくりました高知家健康パスポート事業におきましては、平成30年度には全ての市町村が健康パスポートを活用したインセンティブ事業を実施するようになるというような連携が取られております。こうした県、市町村間の連携によりまして、利用者の増加にもつながり、令和4年1月末時点では5万人を超える方々に健康パスポートを利用いただいているということになっております。

また一方、例えば介護保険の制度におきましては、市町村の事業計画を踏まえ、例えば施設サービスの整備などを県の施策に反映していくといった形で、そういった方向性で市町村から県へという形で、県の介護保険事業支援計画の策定につなげるというような関係性を持つておるというところでございます。

今後におきましても、日本一の健康長寿県構想の目指します高知県の姿を実現するということに向けまして、市町村、関係機関と連携・協調を図りながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、本県における農福連携の取組状況についてお尋ね

がございました。

農福連携につきましては、農業振興部と連携を取りながら意識の醸成や啓発、マッチング支援、定着支援といった取組を行っております。

まず、意識の醸成、啓発につきましては、有識者による講演や農家による事例発表を行う農福連携サミットや、障害者等が栽培した農作物を販売する農福マルシェを開催しております。あわせて、実際の農作業を障害者等が体験することで作業内容の理解につなげる農作業体験会なども行っております。

次に、マッチング支援では、農福連携促進コーディネーターを配置し、農家と障害福祉サービス事業者とのマッチングなどを支援しております。さらに、定着支援では、農福連携に取り組む障害者や農家への指導・助言などを通じて就労後の定着を支援する農福連携就労定着サポーターを配置しております。

こうした取組により、農業現場で活躍いただいている障害者等は、この2年間で約2倍に増加しております。年齢や障害の有無にかかわらず、支援の必要な方が農福連携を通じて自立や社会参加、生きがいにつながるよう、引き続き市町村とともに農福連携の取組を支援してまいります。

次に、本県における農福連携の推進や普及の過程で生じている課題についての見解と、その課題を踏まえた今後の農福連携の普及推進体制についてお尋ねがございました。

障害者への支援に対する課題につきましては、福祉事業所の中には農福連携に取り組んでいない事業所があること、福祉と農業とのマッチング機能を強化する必要があること、農家等と障害者との直接雇用の拡大などがございます。

そのため、令和4年度は、農福連携に取り組む福祉事業所を増やし、利用者のサポートを充実させていくために農福連携促進コーディネー

ターを1名増員し、2名体制で支援を行ってまいります。また、障害福祉の共同受注窓口機能を強化し、農業側の情報をこの共同受注窓口を集約することで、マッチング支援をより積極的に進めてまいります。さらに、就労後の定着支援を行う農福連携就労定着サポーターの機能強化や、農福双方の知識を有し、啓発から定着まで支援できる農業版ジョブコーチの育成に取り組んでまいります。

特に生きづらさを抱える方につきましては、福祉の制度サービスの対象とならない場合には福祉専門職によるサポート体制が十分ではないといった課題がございます。そのため、啓発からマッチング支援、定着支援までの体制が構築されている安芸市の取組などを農業部門、福祉部門の双方で共有し、県内全域への展開を図ってまいります。

現在、農業、福祉、行政機関が連携した地域地域のネットワークである農福連携支援会議は、安芸市や高知をはじめ11地域19市町村で設置されております。また、農福連携支援会議間の情報共有などを目的とした高知県農福連携支援調整会議を昨年11月に設置したところです。

こうした会議を通じて、市町村との連携を密にしながら農福連携の普及推進に引き続き取り組んでまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、疾病予防や早期治療がもたらす認知症発症予防効果について、病院や大学等と連携した取組が必要ではないかとお尋ねがございました。

世界保健機関、WHOの認知症予防ガイドラインでは、運動不足、喫煙、不健康な食事、アルコールの過度の摂取などの生活習慣や、高血圧、糖尿病などの特定の疾患が認知症発症のリスク要因として示されております。

こうした生活習慣の改善や疾病予防について

は、高知家健康パスポートを活用した健康づくりや特定健診の受診勧奨、人工透析導入時期の延伸を図るための介入などを日本一の健康長寿県構想に位置づけて積極的に進めてまいりました。

また、いきいき百歳体操など地域の集いの場での活動や、心身の機能低下を防ぐためのフレイルの予防の推進などについて、市町村と連携して取り組んでいるところです。加えて、認知症の早期発見、早期対応につきましては、高知大学医学部附属病院と4つの医療圏域ごとに医療機関を認知症疾患医療センターとして指定し、速やかな鑑別診断や治療などに当たっております。これらの事業の企画、検討や結果の評価の際には、大学教員や医療機関の医師、市町村などと協議しながら進めております。

今後におきましても、こうした種々の取組については、市町村や医療機関、大学などと一層連携を図りながら進めてまいります。

次に、特定健診の未受診者への対策についてお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたように、市町村の国保加入者の受診率と協会けんぽの被扶養者の受診率は、県全体よりも低い状況になっております。

このため、市町村国保の加入者については、市町村から、未受診者に電話または訪問などを行うことにより、未受診者への受診勧奨を強化しております。あわせて、県からは、受診率が低い若い世代の国保加入者などに対して、未受診の場合に受診勧奨のリーフレットを再度送付するなど、受診率の全体的な底上げに努めております。

また、協会けんぽの被扶養者については、協会けんぽから受診率が低い事業所を訪問するなど、重点的な対策を行っていると同っております。特定健診は、生活習慣病のリスクを早期に

発見し、生活習慣の改善による発症予防や早期治療のために非常に重要なものです。

こうした取組を継続することで、健診の意義と効果を理解していただき、未受診者の受診につなげてまいりたいと考えております。

次に、生活指導や医療が必要となった方への支援体制と運用上の課題についてお尋ねがございました。

特定健診の結果、特定保健指導や医療機関の受診が必要となった方には、まず市町村の保健師や管理栄養士などにより保健指導を行っています。

その中でも、糖尿病などの血管病のリスクのある方には、市町村に加えて医療機関や薬局など関係者による支援体制が重要になります。特に糖尿病性腎症の重症化が疑われる方に対しては、かかりつけ医など医療関係者と連携した保健指導を行うプログラムを策定しているところです。あわせて、医療機関で早い時期から指導を受けられるよう、血管病調整看護師を育成することや、薬局で治療の中断を防ぐためのチェックシートを導入することなど、支援体制の強化に取り組んでおります。

運用上の課題といたしましては、まずは御本人が生活習慣にしっかり取り組んでいただくために、いかに御自身のリスクを理解していただくか、また保健指導に関わる関係者のさらなる技術力の向上も鍵と考えております。

このため、リスクを理解するための特定健診の受診率の向上を図ることと併せて、市町村や医療機関の保健師などを対象にした技術研修を強化してまいります。

最後に、健康経営高知家プロジェクトの普及に向けた県の協力についてお尋ねがございました。

県では、協会けんぽと協同で各圏域において事業所を対象とした職場の健康づくり応援研修

を開催し、健康経営の取組を推進してまいりました。

具体的には、糖尿病や歯周疾患予防に関する講演のほか、協会けんぽによる健康経営高知家プロジェクトのPRなども行われております。このように、事業所の健康経営の取組の推進を図っているところですが、お話にありましたように、登録企業は608社と全体の4.7%となっております。

県では来年度、県内事業所100か所、100社ほど訪問し、高知家健康パスポートを活用した従業員の健康づくり支援や健康課題に応じた具体的な助言を行うなど、健康経営の取組をさらに推進していくこととしております。あわせて、プロジェクトの参加についても働きかけを行い、健診受診率の向上につなげてまいりたいと考えております。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） まず、集落实態調査の結果はどのような方法で県民に伝えるのかとお尋ねがございました。

今回の集落实態調査では、県職員はもとより、市町村職員の皆さんにも委託先の調査員とともに聞き取り調査に参加していただき、地域の実情や住民の皆様の思いを直接お聞きできる機会を設けたところです。

あわせて、調査結果につきましては、市町村にフィードバックすることとしており、集落対策や移住促進、生活環境の整備など、市町村での施策づくりや集落の将来像を話し合う際の基礎資料として活用していただきたいと考えております。

また、地域おこし協力隊や集落支援員など地域づくり活動を支える方々に加え、今後集落活動を担っていただく若者や住民グループに向けても、人材育成の研修などの機会を通じて積極的に調査結果をお知らせしてまいります。

さらに、県民の皆様には、県の広報番組やさんSUN高知などの広報紙、ホームページなどの広報媒体を活用して、あるいは多くの集落活動センターが参加する物販交流イベントを通じて、調査で明らかとなった集落の厳しい現状や住民の皆様のお思いなど、中山間地域が置かれている状況をしっかりとお伝えしてまいります。あわせて、中山間地域の魅力や集落活動センターをはじめとする中山間対策についてもお知らせしていきたいと考えております。

集落実態調査の結果は、これまで取り組んできました県の中山間対策の評価や新たな施策の展開に役立てることはもちろんですが、市町村が実施する中山間対策の基礎資料として、また県民の皆様が中山間地域に注目し、交流人口や関係人口の拡大につなげることで、より意義あるものとなると考えております。

次に、大学生などに調査結果を説明する機会を設けることについてお尋ねがございました。

集落の維持や活性化の取組を進める上で、観光などによる交流人口の拡大や、地域が抱える課題の解決に関わる関係人口の拡大は、地域外の人をもたらす刺激や担い手の創出など、非常に重要な要素であると考えております。今回の集落実態調査におきましても、約3割の集落代表者が集落の活性化に必要な取組として、地域の祭りやイベント行事など人との交流を挙げられております。

また、議員のお話にもございました集落活動センターを例に取りましても、大学などがセンターを実習や研究のフィールドにし、地域の活性化や課題解決に向けた活動も行われております。中には、土佐町石原地区のように大学生が実際に地域の担い手となって活躍されているような事例もございます。県では、鳥獣被害対策について高等学校の生徒さんなどを対象とした出前授業を行ってきた実績もございますし、現

在県内の大学から集落実態調査の結果を説明してほしいとお話もいただいているところです。

今後、このような機会を生かして教育機関や学生の皆さんに中山間地域の実情や住民の皆様のお思い、課題などをお伝えし、住民との協働による活動をさらに広げていきたいと考えております。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) まず、オンパクを取組に対する認識と評価についてお尋ねがございました。

いわゆるオンパクは、自然や文化、歴史、食などの地域資源や地域人材を生かして様々な体験プログラムを開発し、地域全体を会場に1か月程度の間、開催するものです。募集定員が少ないプログラムや、一日だけの取組でも参加ができますので、初めての方でもチャレンジしやすい仕組みとなっております。このため、地域資源をより広く発掘していく点におきまして、とても有効な手法だと思えます。

また、こうして各地域の観光資源の芽が次々と掘り起こされていくことは、地域観光の振興を図る上におきましても、またお話にもありました移住者の方も含め、多くの住民の方々が参加する形で地域の活性化を図っていくという点におきましても、大変重要なことだというふうに思えます。

一方で、オンパクによって掘り起こされたそれぞれの体験プログラムが、今後いかに収益性のある集客事業として継続をし、雇用の拡大や地域の活性化につなげていけるかといった点が今後の課題だと認識をしております。

次に、県の支援や観光政策への位置づけについてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

オンパクなどによる観光資源の発掘の取組は、先ほど申し上げましたとおり、体験型の観光商

品をつくるスタートの段階として非常に重要な取組でありまして、県の観光政策にも位置づけております。

このため、県では、土佐の観光創生塾を開催し、オンパクなどにより掘り起こされた観光資源を磨き上げ、継続して販売できる商品化を目指して支援しているところです。これまでも、例えば土佐和紙を使ったアクセサリーづくり体験などのように、オンパクに参加した後に観光創生塾を通じて商品化された事業も幾つかございます。

今後、地域で行う観光資源の発掘と磨き上げ、これらをしっかり連動する形で進めていきたいと思っております。

また、イベント開催に係る経費への財政支援につきましては、現在多くの市町村が事業費の8割が特別交付税で措置される財源的に有利なれんけいこうち広域都市圏のメニューを活用しているというふうに承知をしております。

ただ、現行の県の補助制度でも、オンパクのような立ち上げ段階などにあるものにつきましては、観光資源創出ステップアップ事業としてイベント経費への支援は可能だと考えております。過去には、れんけいこうちでメニュー化される前に開催されました佐川町のわんさかわっしょい体験博イベント、これもオンパク事業ですけれども、県の補助金による財政支援を行ってきているところでございます。

また、イベントのPR支援につきましても、県の観光キャンペーンをはじめ、様々な媒体を通じてこれまで以上にしっかりとPRをしていきたいというふうに思っております。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) まず、物部川で行ってきた濁水対策の取組と効果についてお尋ねがございました。

永瀬ダム上流域で多発している山腹崩壊など

により、ダム湖に流れ込んだ土砂は、降雨による出水のたびに濁水の発生源となっております。このため、流域の山林では国や県、森林組合などにより、森林の維持のための間伐事業や、崩壊の拡大を防ぐための治山事業が進められています。

また、県では永瀬ダムの選択取水設備や、本体下部に設置しております高圧バルブを活用し、ダム湖からの濁水の早期排出を促す運用なども行っております。あわせて、国土強靱化対策予算を活用し、ダム上流の河川やダムに堆積した土砂のしゅんせつを進めているところです。

これらの取組によりまして、下流の国道55号新物部川橋地点で物部川濁水対策検討会が定めた基準以上の濁りが観測された日数は、濁水の発生が顕著となった平成16年から平成20年までの5か年平均でおよそ105日であったものが、令和3年までの直近5か年平均ではおよそ80日まで減少するなど、一定の軽減効果が現れているものと考えております。

次に、物部川の総合的な土砂管理に関する基本的な考え方と今後の取組についてお尋ねがございました。

物部川において、平成16年に濁水が長期化し社会問題となったことを契機に、県は平成17年度に物部川濁水対策検討会を立ち上げ、ダム上流域から発生する濁水の改善に向け議論を深めてまいりました。

この議論の中で、土砂を上流から下流まで適切に流す総合的な土砂管理が必要と提起されたことを受け、流域全体での濁水対策を検討するため、今年度から新たに11名の委員に加わっていただき、計4回の検討会を開催いたしました。この検討の結果、永瀬ダムを含めた3つのダムの連携や改良などにより、上流域の土砂を下流域まで適切に流す方法を検討の上、実施すべきであるという提言が今年度末までに取りまとめ

られる予定です。

県としましては、今後この提言を受けてダム
の改良なども含めた具体的な対策の検討を、関
係機関とも連携しながら進めていきたいと考
えております。

○25番（依光美代子君） 御丁寧な答弁をいた
だきまして、障害があってもなくても、共に生
きていけるという地域共生社会の実現を積極
的に取り組んでくださるということで大変期
待をしております。

集落実態調査のことで1点お伺いしたい
んですが、その市町村へフィードバックして
詳細はそういう形で届けるということですが、
県下各地で活躍している市町村議員に対し
ては何かなされているのでしょうか。それが
関心のある人はホームページだとかいろん
なものを取り寄せているけれど、意外と知
られていない、前回のときの状況を私もち
よっと知っていますが、そういう状況、せ
っかくのこの結果や課題が生かされるため
にも、地域で活動しているそういった議員
に対してこのことを知ってもらうというこ
とは非常に大事ではないかということを思
います。

一つの提案ですが、こうち人づくり広域
連合、そこでトップセミナーであったり議
員セミナーが、その中で取り上げることで
皆さんが十分理解し、また自分事として
受け止めてくれるのではないかと思います
が、そういうことは検討できないでしょ
うか。

もう一点、大学のほうから希望があ
ってぜひという依頼があったということで、
そして出前授業なんかもやっているとい
うことをお聞きして、とても心強いと思
いましたが、その待ちの姿勢ではなく、
せっかくの機会ですから、こちら側から
学校にこういうことをぜひ説明させて
くださいというような、そういった働き
かけはできないものでしょうか。その2
点について中

山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下一次君） 再
質問にお答えします。

まず、市町村議会の皆様への周知なん
ですが、私、10年前も集落実態調査、担
当課長で務めまして、その際市町村ごと
のデータを加工しまして、それを御覧い
ただけるような形まではさせていただ
いて、職員の方まではお届けできたん
ですが、その際、その議会の皆様にと
いうところでは対応できていなかった
と思います。先ほど議員からお話があ
りましたような機会をつくりまして、
今概要版もつくっているところなので、
それに関しては対応させていただきます。

それからもう一つ、学校へのアクション
ということですが、先ほど私、答弁で
言葉足らずでしたが、県立高校に関し
ては、年間10校ほど鳥獣被害対策の
出前授業をしております。その土台と
なりますのが、10年前の集落実態調
査の内容なども併せて学んでいただく
ということもしておりますので、そう
いうような機会も生かして、それから
県内の大学につきましては、それぞ
れ県の中山間対策と深い関わりがご
ざいますので、そちらに向けてもア
クションを起こしたいと思っております。

○25番（依光美代子君） ありがとう
ございました。

以上で、私の質問を終わります。あ
りがとうございます。（拍手）

○議長（森田英二君） 暫時休憩
いたします。

午前11時17分休憩



午後1時再開

○副議長（加藤漠君） 休憩前に
引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問
を続行いた

します。

8 番田中徹君。

(8 番田中徹君登壇)

○8 番 (田中徹君) 自由民主党の田中徹でございます。それでは、早速質問に入らせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

2月1日、後藤厚生労働大臣は、日本医師会の中川会長とテレビ会談し、新型コロナウイルスの感染疑いのある患者を診る発熱外来の約3割が発熱外来であることを積極的に公表していないとして、改善に向けた協力を求めたとの報道がございました。本県では、いち早く検査協力医療機関を公表されましたが、全ての医療機関名を公表している都道府県は、当時本県と埼玉県だったとお聞きしています。

本県は、導入から1年半以上経過いたしますが、実現に至った経緯や当初懸念されていた風評被害の現状について知事にお伺いをいたします。

次に、高齢者施設や医療機関でのクラスターが発生した場合の対応について数点お伺いいたします。今般の第6波と言われる感染拡大期において、本県でも高齢者施設や医療機関などにおいて多数のクラスターが発生しましたが、施設の種類によって対応は変わり、それぞれの場合で発生状況も違うなど、初期対応に苦慮されたのではないかと感じています。全国でもBCPは用意していたものの、当初の想定を上回る感染拡大が起き、事業継続の前提が覆されるといった事例や、高齢者施設において司令塔的な役割を担うはずであったスタッフが感染し、計画を変更せざるを得なかったという事例も報道されています。

そこで、本県で発生した高齢者施設や医療機関でのクラスターにおいて、県が取った初期対

応とはどのようなものであったのか、また今般の経験から今後どのように対応されていかれるのか、健康政策部長、子ども・福祉政策部長にそれぞれお伺いいたします。

そして、新型コロナウイルスが今後さらに感染拡大した場合や、将来新たな感染症が発生したときへの備えとして、感染症に対応できる人材を育成していくことが必要ではないかと考えています。

ここで、2月24日配信の医療専門メディアの記事を少し紹介させていただきます。笠原敬奈良県立医科大学附属病院感染症センター長が医療メディアのインタビューに次のように答えられています。「これは今後に向けた課題ですが、福祉施設や教育施設など様々な施設において感染対策が可能な人材を育成していく必要があります。我々専門家が現地に入り、レクチャーしている内容はそれほど高度な内容ではありません。研修制度か、もしくは資格の認定制度か、スタッフが感染対策の知識とスキルを身につける仕組みをつくることで現場の対応力を上げることができると考えています」といった内容です。

また、国において、予備自衛官制度のスキームを参考に、医療従事者においてもふだんはなりわいを持ちつつも、有事の際には現場で活動することのできる仕組みが構築できないかという話を、先日医師の方々とは意見交換させていただいた際にお聞きしました。本県においても、クラスター発生時には医療従事者を派遣する仕組みは構築されていますが、様々な理由でこれまでの実績は数件にとどまっているとお聞きしています。

そこで、さきにも述べましたように、将来に向けて有事の際に医療人材を確保する観点からも、感染症に対応できる人材を育成していくことが必要と考えますが、知事の御所見をお伺い

いたします。

次に、無症状者への無料検査についてお伺いします。2月20日配信の医療専門メディアの記事によりますと、検査センターや薬局での無症状者への無料検査について、医療専門メディアが会員である開業医や勤務医、また薬剤師等を対象に2月8日から13日にかけてヒアリングしたところ、2,677人の回答者のうち約半数の方が、一時中止にするという対応が必要と答えています。

また、検査キットの不足がうたわれる今、自費検査よりも行政検査が優先されるべきであり、症状がなく不安を抱えているといった方々への検査は行われたとしても有料であってもよいのではないかといたした御意見もお聞きします。

そこで、本県において無症状者への無料検査について、今後どのような方針の下、対応していかれるのか、健康政策部長にお伺いいたします。

次に、情報発信についてお伺いします。これまでも知事の情報発信については、多くの議員が議会で質問を行うなど、県民の皆様が注目が集まっています。とりわけ新型コロナウイルス感染症に関して県民の皆様へのお願いなどは、知事御自身が言葉を選ばれ慎重に発言されています。本日もこの後、新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開かれ、まん延防止等重点措置の解除を含め今後の方針について情報発信される予定とお聞きしています。

私は、この第6波の感染者数が高止まりしている中で、まん延防止等重点措置が解除されることによって再拡大が起きないか危惧しているところです。今後、本県においても感染力がさらに強いとされるオミクロン株BA.2への置き換わりが進み、今まで以上に社会機能が麻痺する可能性もあるのではないかと大きな危機感を抱

いています。

今、私は重大な局面を迎えていると思いますが、知事は現在の感染状況をどのように捉えられ、本日の対策本部会議に臨まれるのか、知事にお伺いいたします。

次に、新たな事業に取り組もうとする企業に対する支援についてお伺いいたします。長引くコロナ禍において、現在も飲食店をはじめとする多くの県内事業者が大きな打撃を受けています。生活スタイルや企業活動は大きく変化し、今後も変化をし続けることと思いますが、こうした社会構造の変化期だからこそ、新たなニーズが生まれるときでもあり、それらに対応することで新たなビジネスチャンスにつながるのではないかと考えています。全国的には新たなニーズに着目するなど、新しい取組をしたいという企業も出てきているとお聞きしています。

そこで、こうした新たなチャレンジに取り組もうとする企業に対して、県としてどのように支援していかれるのか、知事にお伺いいたします。

次に、コロナショックが及ぼした子供たちへの影響についてお伺いします。今、不登校やひきこもりの児童生徒がかつてないほど急増しています。昨年10月に文部科学省が発表いたしました、令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、不登校児童生徒数が過去最多を記録しており、県内の小中学校でも前年度比121人増の1,238人となったことが分かりました。

突然の休校、分散登校やオンライン授業、度重なる行事の中止。マスク生活を余儀なくされ、楽しい食事の時間も黙食。共有の中で育まれる人間関係や思い出づくりも半減し、これまでと違う学校生活の変化にリズムをつかみ切れず、ストレスを抱える児童生徒も多くいるのではないかと思います。休むことが許されている環境

の中、もともと不登校ぎみの生徒はもちろんですが、そうではない生徒も長引く制約のある生活が希望を失わせ、長時間家にいることが増えたせいもあり、昼夜が逆転するなど不規則になり、それがきっかけで不登校になるケースもあるとお聞きしました。2020年3月、初めて県内の小・中・高校等に一斉休校の措置が取られて2年、いまだ学校の非日常は解消されていませんし、子供たちの不安や悩みは増大するばかりです。

コロナ禍で曖昧になっている隠れ不登校も含め、子供たちのSOSをしっかり受け止め、決して孤立させない体制づくりが急務と考えられます。高知県としても既にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充は図られているかと存じますが、保健室登校が増えている状況下、各学校にサポートルームを設置するなど、新たな居場所づくりを模索していくことも必要ではないでしょうか。本県でも4つの中学校をモデルケースとして、校内適応指導教室の設置が進められているかと思えます。

そこで、ますます厳しくなっていくコロナ禍での子供たちの心理的ケアのサポート体制として、これまでの取組の成果と今後のさらなる取組について教育長にお伺いいたします。

また、公立では全国初の夜間中学が2021年4月に開校している高知県ですが、学び直しや日本語習得の機関としてだけでなく、不登校の学齢生徒の受け入れを可能にするなど、時代に合ったニーズが求められているのではないかと感じます。

そこで、今現在不登校やひきこもりの中学生にも夜間中学への門戸を広げていくおつもりはないのか、教育長にお伺いいたします。

コロナ禍で不登校やひきこもりの児童生徒が増える中、同じく見過ごしてはいけないのが保護者の休職、退職といった離職問題です。最初

は遅刻や早退、やむを得ず欠勤といった感じで現状が好転するのを皆さん後ろ髪を引かれながら両立されているのですが、それにも限界があり、結局のところ、勤め先に迷惑がかかるという理由と親の代わりはいないという理由で職を離れる方が増えているのが現状です。

介護休暇や看護休暇、育児休業とは異なり明確な事由が示しにくく、保障されていないのが現実で、大多数の方が悩みを抱えながら仕事をされています。時代背景を考えたとき、不登校児童を持つ保護者が取得できる養育休暇のようなものがあってもよいのではないかと考えますが、休暇制度を創設するとなると様々な課題があるものと承知しています。

そこで、まずは仕事を持つ保護者が子供たちに寄り添えるように、仕事と家庭とのバランスが両立できる労働環境を整備していくことが大切であると考えますが、県としてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

子供は親を見ています。親に余裕がなければ、それは子供にも伝わります。コロナ禍だからこそその支援の在り方をこの変容した世界で展開していかなければならないと考えています。

次に、市町村における地方創生の取組についてお伺いします。

御案内のとおり、地方創生関係交付金は、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的、主体的で先導的な取組を支援することにより、地方創生の深化を促すものです。地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金について、近年の県内市町村の交付状況を確認させていただきましたが、全体的にあまり活用されていないのではないかと感じました。

交付金の趣旨を考えれば、私としては県内市町村にもう少し積極的に活用していただきたいと考えますが、県としてこの状況をどのように

捉えられておられるのか、また今後どのように市町村を支援されるのか、総務部長にお伺いいたします。

次に、れんけいこうち広域都市圏事業についてお伺いいたします。このれんけいこうち広域都市圏事業は、来年度が1期目の最終年度となり、2期目に向けて今後は第2期のビジョンを策定される予定とお聞きしています。高知市が中心となった事業ではありますが、県内全ての市町村が参画することから、県全体での連携した取組が広がることや各市町村間での連携の広がり、私自身も大いに期待を寄せているところです。

そこで、このれんけいこうち広域都市圏事業が1期目の最終年度を迎えるに当たり、県としてこれまでの取組に対してどのように評価されるのか、また第2期に向けてどのような期待を寄せておられるのか、総務部長にお伺いいたします。

次に、高知家プロモーションについてお伺いします。

議会初日には、この高知家プロモーションについて、来年度が10年目を迎えることから、これまで積み上げてきた財産を大いに活用しながら、関西圏をはじめ県内外において集大成となるプロモーションを展開し、本県の露出拡大と高知家の認知度向上につなげますという知事からの提案説明がございました。このプロモーションについては、私も何度も議会で質問をさせていただきましたし、10年という節目の取組に大きな関心を寄せています。

そこで、10年目を迎えるこの高知家プロモーションについて、具体的にどのような取組を展開されるのか、知事にお伺いいたします。

次に、移住促進の取組についてお伺いします。

昨年5月に発表がありました令和2年度の本県への移住実績は963組であり、対前年比で93%

と初めて前の年を下回る結果となりました。減少の大きな要因は、新型コロナウイルス感染症の影響ということですので、コロナ禍にあっても減少を最小限に止め、一定は健闘したという評価もできますが、本県人口の社会増減の均衡を図るためには、引き続き県外から本県への移住者の増加を期待しているところです。

第4期産業振興計画では、令和5年度に年間移住者1,300組という高い目標が掲げられており、県はコロナの影響を受けてもその目標を下方修正することなく取組を進めていますが、目標達成にはコロナを契機とする移住関心層の志向や傾向を捉えて施策を展開する必要があると考えます。

今年度においても、第5波、第6波と続くコロナ禍において、移住相談会などのイベントが思うように開催できなかったのではないかと考えますが、どのような工夫の下で事業に取り組み、実績につなげているのか、中山間振興・交通部長にお伺いします。

また、来年度に向けては、集落实態調査で明らかとなった中山間地域の担い手の確保の面からも移住促進の取組をさらに強化する必要があると考えます。

そこで、どのような視点で移住施策のバージョンアップを図るのか、中山間振興・交通部長にお伺いします。

また、従前から移住の達成には仕事と住宅の確保が重要であるとお聞きしています。中でも住宅の確保については、県内各地で移住者に提供できる空き家が不足しているとお聞きしています。このことは集落实態調査において、Iターンの方の受入れに必要な支援として空き家を有効活用できる支援を求める意見が多数を占めていることから明らかです。

一方で、平成30年の総務省の調査では、本県の空き家率は全国ワースト1位となっており、

空き家はあるが活用されていないという残念な状態にあると思われま。空き家の増加は全国的な課題であり、防災面、衛生面からもその解決が求められているところ。折しも先日発表された来年度の県の組織改正では、土木部住宅課に空き家対策の専門チームを配置して対策を強化するとのこと。空き家率ワースト1位の本県が本腰を入れて取り組むことは、まさに課題解決先進県としての姿勢を示したものであり、大いに期待するところ。しかしながら、これまでも空き家対策には取り組んできたことと思。い。

そこで、今回強化する空き家対策のポイントは、具体的にどのようなものであり、これまでとどう点が違うのか、土木部長にお伺いします。

次に、アニメ産業集積プロジェクトの推進についてお伺いいたします。

第4期高知県産業振興計画ver. 3では、今後の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化を部局を超えた連携テーマとして掲げ、取組を抜本強化するとしています。中でもデジタル化では、これまで推進してきた1次産業のデジタル化に加え、アニメ産業集積プロジェクトといった新しいプロジェクトも促進するとのこと、私も注目をしています。

アニメ産業では、本年1月17日、高知信用金庫と高知県、高知市、南国市、須崎市が協定を締結し、アニメクリエイター聖地プロジェクトとして、アニメクリエイターが高知に集まる仕組みづくりを進めていくこととなったとお聞きしています。高知市ではアニメ関連企業やアニメクリエイターを高知に招くカンファレンスやイベント、南国市ではクリエイターを目指す若者の職業体験会、須崎市ではアニメクリエイターとコラボしたまちづくりイベントと、県内の市町村との連携で進める取組も計画されており、

アニメクリエイターの集積のみならず、地域の活性化にもつながる非常に効果的なプロジェクトと感じ、今後の事業展開に大きな期待を寄せています。

他方で、県のプロジェクトはアニメ産業の集積を目指すとのことですが、関連企業の多くは東京に集中しており、全国的に見てアニメ産業が集積している地域はまだないといったこともお聞きしており、誘致や集積のハードルは高いのではないかと感じています。

そこで、アニメ産業の現状や課題をどのように捉え、どういった戦略でアニメクリエイターやアニメ関連企業を呼び込もうと考えていらっしゃるのか、知事に御所見をお伺いいたします。

また、アニメクリエイター聖地プロジェクトと県が連携テーマに掲げるアニメ産業集積プロジェクトは、どのように連携し進めていこうとされているのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

次に、林業の振興についてお伺いします。

本県は、皆様も御承知のとおり、全国第1位の森林率84%を有する森林県であります。この豊かな森林資源を有効に活用することは、中山間における雇用の確保や経済の活性化など、地域の振興に必要な取組であり、ひいては県勢の浮揚にもつながるものと考えています。

県におかれましても、産業振興計画の一つの分野に林業を掲げ、原木の生産から加工・流通・販売に至るまでトータルでの支援を実施しており、原木の生産量や製材品等の生産額など着実に成果を上げてきていることは大変心強く思っています。加えて、高幡地域では4月からの操業開始に向けた新たな製材工場の整備が進んでおります。昨年からのウッドショックと言われる、かつてない木材需給の変動が起きている中、この製材工場では乾燥や強度などの品質が明確なJAS材の供給や大径材の加工にも対応

していると伺っており、今後県内の林業・木材産業がさらに活気づいていくことを願っているところです。

他方、原木の生産量に目を向けてみますと、産業振興計画が始まった翌年の平成22年から平成29年にかけての生産量は165%と大きく上昇しているのに対し、平成30年からは令和元年に過去最高の67万1,000立米となったものの、その伸びは鈍化してきています。

私自身、こうした状況の中で、現場の実態がどうなっているのかを把握するため、地域の森林組合を訪問し、実際に原木の搬出が行われています現場を視察しながら意見交換を行ってまいりました。その中で出てきました御意見として印象的であったのは、作業道をしっかりと整備していくことの重要性でありました。

本県の山は急峻なところが多いことから、架線による原木の搬出技術が発達してきましたが、より生産性を高めていくためには、可能な限り作業道を整備し、高性能林業機械等による車両系での搬出現場を増やしていくこと、またそうすることで作業員の労働強度の軽減や安全性の向上にもつながるとのことでした。加えて、皆伐後の再造林や下刈りなどの造林作業においても、こうした作業道は有効に活用できるとお伺いしました。

一方で、本県のような急峻な地形では作業道の開設にかかるコストが高くなってしまったり、雨の多い本県では開設後の修繕に対する経費も必要となることから、県の補助事業があるとはいえ、事業者としてもコストに見合った作業道の整備に苦慮しているとのことでした。また、植栽時に行っている鳥獣害対策用の柵についても、設置後の状態の見回りや修繕等の管理において、それなりの経費が発生し苦労しているとの御意見がありました。

そこで、作業道の開設及びその後の修繕と鳥

獣害対策用の柵の管理に対するより一層の支援について林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、原木生産の拡大と併せて再造林などの森林資源の循環利用に向けた取組についてお伺いします。再造林につきましては、県が策定しています脱炭素社会推進アクションプランにおいても、森林吸収源対策として重要であり、補助事業による支援とともに、皆伐後に植栽を予定していない森林所有者に対して、地域ぐるみで再造林を進めていく活動を行っているとお伺いしています。

さきの視察時の意見交換では、この再造林とその後の苗木の成長のために必要とされる5年程度の下刈りは、作業員にとって大変負担の大きい作業であると伺いました。近年は、苗木の運搬にはドローンを活用し、下刈りは刈り払い機を利用するなどの改善は図られてきていますが、やはり重労働であることには変わりません。再造林や下刈りといった、いわゆる造林作業に主に従事する作業員については、国の森林組合統計の本県の数値を見てみますと、平成30年度の作業員数は159人となっています。また、この159人のうち60歳以上が76人となっており、全体の48%を占めていることから、このままでは10年もすれば半減してしまうのではないかと考えさせられてしまいます。

森林資源の循環利用、森林吸収源対策を進めていくためにも、この造林作業に従事する担い手の確保や育成に対し、県としての積極的な取組が必要であると考えますが、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、皆伐後の再造林のさらなる強化策についてお伺いします。県は、産業振興計画において令和5年度の再造林率を70%とする目標を掲げ、再造林への補助率を最高で標準単価の95%まで引き上げるとともに、増産・再造林推進協

議会を県内6林業事務所に設置し、地域の市町村や森林組合などの林業事業体と連携し、再造林の促進に取り組んでいます。こうした取組により再造林面積は産業振興計画が始まった翌年度の平成22年度の175ヘクタールから令和3年度には270ヘクタールまで増加すると見込まれています。その一方、原木の増産に向けて皆伐地も増えてきており、再造林率にすると40%前後で推移している状況となっています。

さきに述べた地域の森林組合との意見交換においても、高率補助にもかかわらず再造林に取り組んでいただける森林所有者はなかなか増えないとお伺いしました。今は、戦後に植栽された人工林の多くが利用可能なところまで成長してきており、当面の原木生産への影響は少ないのかもしれませんが、林業は木の成長に40年から50年を要し、長期的な展望に立って進めていくことが必要であることから、再造林面積の拡大は喫緊の課題であると考えます。

こうしたことから、さらなる再造林の促進に向けてこれまでの施策に加えて、もう一步踏み込んだ取組の強化が必要であると考えますが、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、気候変動や地球温暖化への対策についてお伺いします。

気候変動問題に関し、温室効果ガスの削減に取り組む国際的な枠組みであるパリ協定では、産業革命以降の温度上昇を1.5度以内に抑えるという努力を追求することが盛り込まれています。また、気候変動に関する政府間パネル、いわゆるIPCCの1.5℃特別報告書によると、この目標を達成するためには2050年のカーボンニュートラルが必要という報告もなされています。

私自身も、この気候変動、地球温暖化への対策は、将来世代に豊かな環境を引き継いでいくためにも非常に重要な取組であり、喫緊に取り

組まなければいけない課題であると認識をしています。

国は令和2年10月にカーボンニュートラルを宣言し、本県は令和2年12月議会の加藤議員への答弁の中で、知事自らが高知県として2050年のカーボンニュートラルを目指して取り組んでいくことを宣言されました。その後、本県では宣言から1年をかけて、県だけではなく、関係する業界団体や有識者、市町村などからの多くの御意見や助言などを踏まえ、知事を先頭に県庁全体でカーボンニュートラルの実現に向けた具体的な行動計画である高知県脱炭素社会推進アクションプラン案を練り上げてこられたと受け止めています。

先日拝見した、そのアクションプラン案は、温室効果ガスの削減目標について国を上回る高い目標を掲げ、本県の強みである豊富な自然資源を生かした再生可能エネルギーの導入促進等に取り組むとともに、グリーンLPガスのプロジェクトへの参画、木造建築物の環境価値に着目した都市計画や税制面での優遇措置を検討する環境不動産の取組など、野心的な施策も織り込んだ経済と環境の好循環を目指す計画であると認識をしています。

加えて、市町村との連携を深め、脱炭素の先行地域を目指す動きを県内各地に広げていくことにも取り組むこととしており、私自身は目標達成に向けた実効性だけではなく、コロナ後の県勢浮揚も見据えた計画であると高く評価をしています。このアクションプランは、来年度が実行初年度となりますが、いかに実行し成果を上げていくのかが重要になってくると考えます。

そこで、知事御自身のアクションプランへの評価と実行に向けた意気込みについてお伺いいたします。

また、温室効果ガスの削減目標である2013年度比で47%以上削減という高い目標を達成する

ためには、県民総ぐるみで取り組むことが必要であり、業界団体や市町村はもとより、県民一人一人の行動変容が必要になると考えますが、具体的にどのように取り組んでいかれるのか、林業振興・環境部長にお伺いします。

最後の項として、自然災害に対する防災意識の啓発についてお伺いします。昭和47年7月5日、早朝から降り続ける豪雨により追廻山が崩落し、住民や救助作業に当たられていた消防団員など60人もの貴い命が失われました。あの未曾有の惨劇となった繁藤災害の発生から50年が経過しようとしています。この繁藤災害の教訓を風化させることなく、次世代につなぐことが重要ではないでしょうか。

また、近年全国各地で気候変動による大規模な自然災害が発生しています。昨年も静岡県熱海市で大規模な土石流が発生するなど、梅雨末期に多い大雨による災害が起きています。毎年6月には、土砂災害防止月間として全国で様々な取組が行われていますが、繁藤災害から50年を迎える本県にとって、さらなる取組の強化が必要ではないかと考えます。

そこで、繁藤災害も踏まえ自然災害に対する防災意識の向上を図る取組について知事の御所見をお伺いし、第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症関係で検査協力医療機関の公表についてのお尋ねがございました。

この流行の当初におきましては、少数の限られた規模の大きい医療機関しかこの検査を実施しておりませんで、県民の皆さんにとっては利便性に欠けるという面がございました。また、これらの医療機関の名称は非公表ということにされておりました。したがって、発熱など

症状がありコロナ感染を疑いまして、どこで検査が実施可能なのかが事前には分からないような状態でございまして、多くの県民の皆さんから不安感を持たれているような状況であったということが背景にございます。

そうしたことがございましたので、広く地域の医療機関が有症状者に対してこのコロナウイルス関係の検査を実施する枠組みをつくりたい、そして医療機関名を県民の皆さんに公表することによりまして速やかに受診しやすい環境づくりを進めたいと、こうしたことで現在の仕組みの構築に至ったところであります。このために、県の医師会でございますとか郡市医師会の御協力をいただきながら、各地で説明会を行いまして、検査の実施、そして名称の公表に協力をしていただける医療機関を郡市の医師会単位で取りまとめいただいたということでございます。

その結果、令和2年9月10日から、まずは18市町村、85の医療機関に御協力いただけるということで、これを県のホームページで公表し検査を開始いたしました。御指摘もありましたように、本県と埼玉県、全国47都道府県のうち2県だけが全国に先駆けましていち早く医療機関名を公表するという形でのスタートとなりました。御質問にございましたように、名称の公表前には参加予定の医療機関から風評被害の発生を懸念する声がございましたけれども、公表後は現実にはそのようなお話は全く伺っておらないということでございます。

検査協力医療機関は、県内のコロナ対策の上で大きな役割を果たしておりますし、県民の皆さんの間にも定着をしているというふうに考えております。現在では、28市町村、240の検査協力機関におきまして、日々数百件の検査が行われており、各医療機関や医師会の御尽力、御協力で心より感謝申し上げているところでございます。

次に、感染症に対応できる人材を育成していく必要性についてお尋ねがございました。

御指摘もございましたように、今回の感染第6波におきましては、高齢者施設、医療機関などにおきまして多くのクラスターが発生をいたしました。医療従事者も多数感染をするという状態でございます、医師や看護師が不足するような事態も生じてまいりました。県といたしましては、県の医師会あるいは県の看護協会に医療従事者の派遣を要請いたしまして、クラスターが発生した施設に派遣をするというコーディネートをしてまいったところでございます。

しかしながら、感染拡大によりまして県全体の医療体制が逼迫している中での派遣職員の確保は、これはなかなか容易ではないということがございますので、やはりおのおの医療機関などにおきまして、感染管理体制を強化していただくということがぜひとも必要だというふうに考えております。

本県におきましては、これまでも地域の感染管理認定看護師などの専門家等を構成員としたネットワークを活用いたしまして、医療機関あるいは高齢者施設の職員を対象といたしました講習会などを実施し、スキルアップを図ってまいりました。

さらに、来年度から新たな取組といたしまして、医療機関、高齢者施設で勤務をされる看護職員の方々を対象に、専門的な知識、技術を習得する研修を開催いたしまして、感染拡大防止に向けて各施設でリーダー的に活動していただける感染管理看護職員を育成すると、そういう予定にいたしております。

こうした取組を通じまして、感染対策の知識を学ぶ機会を設け、それぞれの施設におきましてしっかりと感染対策ができる人材育成につなげてまいりたいと考えております。さらには、議員から御紹介もございましたけれども、国に

において感染対策専門の医療従事者を養成して、有事の際には広域的な派遣ができるような体制整備、こういったものが必要ではないかということについては我々も同感でございます、この点につきましては全国知事会などを通じて国に提言してまいりたいと考えております。

次に、現在の感染状況をどのように捉えまして本日の対策本部会議に臨むのかというお尋ねがございました。

本県の感染状況は、2月12日にまん延防止等重点措置が適用されて以降、新規感染者数は全体としては減少の傾向にございますし、病床の逼迫度合いも改善傾向が続いているところでございます。具体的な数字で申しますと、直近の1週間当たりの新規感染者数は、ピーク時に比べて約25%減少をいたしております。ただ、最近は前の週の同じ曜日よりも増となる日も続いて生じているというような傾向にございまして、やや下げ止まり感ないしは再拡大の懸念を感じさせるような状況にございます。

一方で、最も重視をいたしております病床の占有率につきましては、30%台前半で安定的に推移をいたしておりますし、このうち重症病床の占有率も30%前後の水準で推移をしているということでございます。これは、本県がまん延防止等重点措置の適用の目安として設定しております病床占有率の水準、基準となります40%をかなり下回る水準で推移をしております。

また、全国の各県の状況を調べまして、これと相対的な比較を見ておりまして、本県の新規の感染者数、病床占有率は比較的低いところに位置しているという状況にございます。こうした状況を踏まえまして、本県の重点措置につきましては、今月の6日の期限をもちまして解除されるように、昨日国に対して正式に要請をいたしたところであります。本日、政府の対策本部におきまして解除の決定が正式にされる予

定となっております。

しかしながら、ただいま申し上げましたように、本県の新規の感染者数を見ますと、下げ止まりから再拡大の兆しも見られると、そういった状況にあるというのが正直なところでございまして、重点措置を解除された後も十分な警戒を怠ることができないと考えます。

また、ここ数日は感染の主体が再び若い世代に移行しております。家庭内の感染などによりまして、若い世代から重症化リスクの高い高齢者などに感染が拡大をしていくと、こういったシナリオが再度発生をするということも懸念される状況にあるわけでございます。

したがいまして、本日予定しております対策本部会議におきましては、県民の皆様に対しまして決して警戒を緩めることなく引き続き感染防止対策を徹底していただきたいというメッセージを発信したいと考えております。また、第6波の感染収束に向けましては、ワクチンの追加接種が鍵となってまいりますので、できるだけ早く3回目の接種を受けていただくように呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍によります社会構造の変化に対応して、新たなチャレンジに取り組む企業への支援についてのお尋ねがございました。

議員からお話がございましたように、コロナ禍によります社会構造の変化は、新たなニーズを生み出し、またビジネスチャンスを生じさせるものであるというふうに考えます。しかしながら、技術やノウハウ、資金といった様々な課題もございます。こうしたビジネスチャンスを生かし、新たな事業に踏み出す県内企業は必ずしも多くはないというのが現状でございます。

このため、産業振興センターや商工会、商工会議所などが新たな事業展開をお考えの事業者の方々が抱える様々な相談に対応いたしますとともに、事業戦略あるいは経営計画の策定の支

援にも取り組んでいただいているところであります。

さらに、異業種間の交流や先進的な技術、ノウハウを有します企業とのマッチングの機会を設けるということで、新たなアイデアを生み出すきっかけづくりを提供しております。その上で、新たな取組に踏み出そうとする企業に対しましては、国の事業の活用を促すということと同時に、県単独の補助制度、融資、利子補給の制度を設けまして支援を行っているところでございます。こうした支援によりまして、製造業や宿泊・飲食サービス、さらには卸小売業をはじめといたしまして幅広い分野の方々が新たな取組をスタートさせているところでございます。

こうした取組を来年度も引き続き総合的に実施していくということによりまして、新たな事業にチャレンジをしようとする企業の皆様を強力にバックアップしてまいる考えであります。

次に、仕事と家庭とのバランスが両立できるような労働環境の整備にどう取り組んでいくのかというお尋ねがございました。

不登校の状態にあります児童にとりまして、身近な保護者の方の寄り添いは何よりも大切であります。また、こうした保護者の方々も、仕事を続けながら児童に寄り添うことができる高知県を目指すべきだというふうに考えております。そのためには休暇制度の充実に加えまして、実際に休みが取りやすい、そうした環境づくりが大変重要であります。

これまで県におきましては、労働局あるいは関係機関で構成をいたします働き方改革推進会議のメンバーと共に、休暇の取得促進セミナーあるいはキャンペーンなどを行ってまいったところでございます。その結果、児童のサポートにも活用しやすい時間単位の年休制度を導入している企業の比率は、令和元年度29.0%でございましたところが、令和3年度には41.8%とな

りまして、12.8ポイント増加をしております。

また、年次有給休暇の取得の状況につきましても、令和元年度の平均5.8日から令和3年度は7.9日と2.1日伸びてまいったところがございます。しかしながら、全国の有給休暇の取得状況と比べますと、なお低い水準にとどまっているということでございますので、まだまだ休みを取りやすい環境に至っているとは言い難い状況だというふうに認識しております。

このため、引き続き経営者の方々の意識醸成に向けましたセミナー、あるいは企業内で働き方改革を推進するリーダーの育成に取り組んでまいります。加えまして、休みやすい職場づくりを実践しております企業の先進事例の普及啓発を様々な機会を捉えて実施してまいります。

関係者の方々と連携をし、粘り強く働きかけていくということによりまして、様々な事情を抱えておられる方々も仕事と家庭を両立できる、そうした高知県を目指してまいります。

次に、高知家プロモーションの取組についてお尋ねがございました。

高知家プロモーションは、本県の認知度向上を図りまして、外商の拡大や観光振興、移住促進の成果につなげていくということを目的といたしまして、平成25年度から取り組んでおります。これまで「高知県は、ひとつの大家族やき。」というコンセプトの下に、著名人あるいは県民の皆さんに御参加をいただきまして、家族のような温かい県民性というコンセプトで全国に発信をしております。

その結果、県内外におきまして高知家の認知が広がってきておるということは確かだと考えますし、県民の皆さんの間にも、高知県は一つの大家族という意識が定着してきたものと捉えております。県内では、高知家を冠するイベントが数多く開催されておりますほか、ロゴマー

クが商品パッケージに使用されるという形で、多方面で幅広く御活用いただいているというふうに考えています。令和4年度は、10年目の節目となりますことから、これまで培った財産を大いに活用し、県民の皆さんの意識に根づくようなインパクトのある取組にしたいというふうに考えております。

こうした取組を進めていく上におきましては、これまで高知家プロモーションに御協力をいただきました著名人、県民の方々など多くの方々に御参加をいただきたいというふうに考えております。その上で、末永く高知家に愛着を持っていただけるように様々な企画を展開してまいります。

また、特に新年度は関西戦略の取組を後押しするという考え方から、メディアとの情報交換会、あるいはパブリシティ活動などによりまして、関西メディアを通じました本県の露出拡大というところに重点を置いてまいりたいと考えております。

令和4年度は、こうした取組を通じまして本県のさらなる認知度の向上を図り、県産品の外商拡大、観光振興、移住促進、こうした成果につなげていきたいと考えております。あわせて、今後も引き続き高知家が県内外で愛されまして、広く活用されますように取り組んでまいります。

次に、アニメ産業の現状と課題、アニメクリエイターやアニメ関連企業を本県に呼び込む戦略につきましてお尋ねがございました。

日本のアニメーションは、世界を席卷しております一方で、近年国内のアニメクリエイター不足の深刻化、あるいはアニメ制作におきます国外発注の増加といった課題が生じております。特に東京一極集中が顕著なアニメの制作の現場におきましては、制作技術を持つ人材の不足が常態化しておるといふふうに言われます。その一因に、地方から上京しての就業は生活面で困

難があるといった理由が挙げられているところ
でございます。

こうした背景もございまして、アニメーションの作画工程におけますデジタル化という点を
追い風といたしまして、近年はアニメクリエイターを目指す若者が潜在いたします地方へ分業
化を検討する制作会社が増えている状況にござ
います。この流れは、年々増加しております国
外発注を国内の発注に切り替える動き、これに
つながるといふふうにも考えられるところでご
ざいます。

まさしく、こうした動きのある中で、昨年東
京のアニメ関連企業が本県に制作会社子会社を
立ち上げていただきまして、採用の募集を行わ
れたところであります。その結果、県内外から
155人の応募があったというふうにお聞きをして
おります。このうち、全体の半数以上が女性で
あり、また県の在住者及び県の出身者が84%を
占めていたということでございます。若干名程
度の採用の予定のところこれだけの応募が
あったということございまして、改めまして
アニメ産業の人気の高さを実感いたしましたし、
県内在住の女性や若者、さらにはUターン、I
ターン希望者の就職先として極めて有望である
ということを実感いたしました次第でございます。

アニメの制作におきますデジタル化や分業化
の動きは、今後ますますの進展が見込まれると
考えます。したがって、地方への進出を検
討される制作会社はさらに増えてくるというふ
うに想定をいたしております。こうした企業に、
本県を進出先として選んでいただくためには、
人材の供給あるいは制作環境が重要でございま
すので、県内のアニメクリエイターの養成ある
いは環境整備に取り組んでまいりたいと考えて
おります。

こうした取組を通じましてアニメクリエイター
やアニメ関連企業の集積を図り、産業の活性化、

雇用の創出につなげてまいりたいと考えており
ます。

次に、アクションプランへの評価と実行に向
けた意気込みにつきまして、脱炭素社会関係に
ついてのお尋ねがございました。

気候変動の問題は、世界全体で取り組んでい
かなければならない課題でございまして、また
我々自身も我が事、自らの問題として認識をし
取り組まなければならない喫緊の課題であると
考えます。このため、御紹介もいただきました
ように、私自身、昨年度12月議会の場におきま
してカーボンニュートラルの宣言を行わせてい
ただき、またその実現に向けたアクションプラ
ンの策定に取り組むということといたしました。

その際に、特に重視をいたしましたのは、第
1に、カーボンニュートラルの確実な達成に向
けた施策、そしてプロセスを明確にする、そし
てその進捗、成果を県民の皆様にお示しでき
るようにするということ、第2に、その際には本
県としての役割をしっかりと果たすということ
は当然であります。我が国全体、日本全体にど
う高知が貢献できるかという視点を持つこと、
そして第3に、本県の豊富な自然資源といった
強みを生かしていくということとともに、経済
と環境の好循環の創出にも挑戦をしていくと
いった点でございます。

今回のアクションプランにおきましては、こ
うした私が特に重視をいたしました内容が反映をさ
れ、施策としても盛り込むことができたのでは
ないかというふうに考えております。例えば、
温室効果ガス排出量47%以上削減という目標に
関連いたしますは、58項目、89の指標により
ましてCO₂の削減量を積み上げ、それを実現す
るために148の関連施策をひもづけするという体
系を取っております。この148の施策には、全て
進捗を管理する指標を設定いたしております、
いわゆるPDCAサイクルを回していくという

ことにより実効性を高め、県民の皆さんに成果を分かりやすくお示しができるように工夫をいたしております。

また、本県の恵まれた自然資源を生かすといった点につきましては、本県の電力需要以上の再生可能エネルギーの導入を目指す、言わば自給率を100%以上にしていくということによりまして、全国の電力の再エネ化に貢献をしてみたいと考えております。さらに、御紹介もいただきましたけれども、木造建築物の持つ環境面での公益性を評価いたしまして、都市計画、税政等において、建築主の方々を支援する新たな制度設計を行っていくと、こうした環境不動産の取組も行っていくということによりまして、本県林業の振興と併せて都市の脱炭素化の動きを加速させるというプロジェクトも進めてみたいと考えております。さらに、豊富な森林資源を活用いたしましたグリーンLPガスプロジェクトによりまして、新たな産業の育成にも挑戦をしていきたいと考えております。

こうした内容に加えまして、昨年4月以降、議員の皆様方はもとよりであります、外部の有識者の方々、広く県民、事業者の皆様方から多くの御意見をいただき、そのお知恵を踏まえて何度も施策を練り上げたというプロセスを経たことによりまして、県民の皆様からも一定共感が得られるものができたのではないかとこのように考えております。

しかしながら、計画はあくまで計画でございますので、議員御指摘のとおり、実行の初年度となります来年度から目標達成に向けて、いかに着実に実行し成果を上げていくかが最も重要であります。このため、本年4月からは私自身をトップといたします脱炭素社会推進本部を新たに設置いたしまして、県庁内の推進体制を強化いたします。この本部会議でしっかりと進捗状況を確認し、PDCAサイクルを回してまい

る考えであります。

これに際しまして、併せて外部委員会の御助言もいただきながらのプランのバージョンアップも毎年行っていくといった形で、私自身が県民の皆さんの先頭に立ちながら、目標達成に向けて挑戦をしてみたいと考えております。

最後に、自然災害に対します防災意識の向上を図る取組についてお尋ねがございました。

本県では、御紹介もありましたような繁藤災害をはじめといたしまして、昭和50、51年には連年の台風災害、平成10年には98高知豪雨、平成30年7月豪雨といった形で、これまで大雨による多くの災害に見舞われてまいったところでございます。

豪雨災害から命を守るためには、正確な情報の把握と併せまして危険な場所には近づかない、早期に避難するといった県民の皆さん一人一人の防災意識の向上が重要であると考えます。このために県におきましては、出水期前、あるいは6月の土砂災害防止月間に合わせまして、様々な広報啓発活動を行っております。

具体的には、県の広報紙、ホームページ、テレビ、ラジオといった多様なメディアや学校の防災教育の場などを活用いたしまして風水害への備え、早期の避難行動を促してまいりました。その際には、過去の災害におきます写真やパネル、被害状況をまとめた資料などを用いまして、災害の教訓や記憶を風化させないように取り組んでまいっております。このほか、スマートフォンでハザードマップが確認できたり、あるいは雨量や水位などの防災情報がプッシュ型で受け取れるという防災アプリを開発いたしまして普及促進に取り組んでおります。

近年、地球温暖化の影響もございまして、自然災害は激甚化、頻発化をしており、災害はいつでもどこでも起こり得るものと考えなければなりません。過去の教訓を決して風化させず、

災害を人ごとではなく、我が事、自分自身のこととして県民の皆さんお一人お一人に考えていただけますように、今後も広報資料を充実させるといったことを通じまして、積極的な啓発に取り組んでまいります。

私から以上であります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、医療機関でのクラスター発生における初期対応と今後の対応についてお尋ねがございました。

今回の第6波では、2月末までに15医療機関でクラスターが発生しており、このうち11が高知市内の医療機関となっています。医療機関で感染者が確認された場合の初期対応としましては、クラスターの発生の有無にかかわらず、保健所において当該医療機関の感染拡大を防止する措置について確認し、必要に応じて助言を行っています。

その後、感染状況が一定把握できた段階で、さらなる感染拡大の防止措置や医療従事者の確保など、今後の対応策について当該医療機関の意向に沿って必要な人的支援などを行っており、第6波では6つの医療機関の要請に応じて医師や看護師の派遣を行っています。

しかしながら、第6波では医療機関のみならず介護施設や学校などで同時多発的にクラスターが発生し、急激に感染者が増加したことから、一時期保健所のマンパワーが追いつかず、一連の初期対応が後手に回った事例があったことは否めません。

また、医療機関においても、対応方法が定まらない間に感染が拡大し、人的支援の要請のタイミングが遅れた事例も見受けられました。加えて、本県の感染管理を専門とする看護師などが少ないことや、感染拡大の影響により医療従事者が逼迫しており、派遣する人材確保に時間を要した事例もございました。こうしたことを

踏まえまして、先ほど知事から答弁がありましており、今後人材育成の取組をしっかりと進めてまいります。

一方、いまだ第6波のさなかにあり、クラスターが継続的に発生しております。これまでの課題を保健所と共有しまして、感染者が発生した医療機関には可能な限り迅速に対応し、感染管理などのできる体制を行ってまいります。

次に、無料検査についての今後の方針についてお尋ねがございました。

オミクロン株が疑われる市中感染例が初めて確認された1月4日から、県が設置した臨時検査センターや地域の薬局などにおいて、無症状でも感染不安のある方を対象に無料検査を実施しております。

その後、全国的な抗原検査キットの不足状況を踏まえ、抗原検査キットは医療機関の診断用や医療機関や福祉施設でのクラスター対応のほうに振り向けるということで、有症者の診療に影響が出ないようにするため、県の設置した無料の検査センターにおいては、原則PCR検査としております。

第6波による感染が高い水準にとどまっている状況では、無料検査は無症状感染者の早期発見と感染を心配される方の不安軽減には有用と考えられますので、当面は継続してまいります。ただ、今後無料検査での陽性率が低下してきたり、県内の感染状況が改善した場合には、終了を考えてまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) 高齢者施設でのクラスター発生における初期対応と今後の対応についてお尋ねがございました。

今回の第6波では、これまでに23か所の高齢者施設でクラスターが発生しております。クラスターの発生の有無にかかわらず、施設内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、

感染拡大を防止することが重要ですので、感染症対策と初期対応に関する通知を発出し、施設に対して対応の徹底を促してきたところです。

実際にクラスターが発生した場合には、医療的な対応として、保健所が速やかに施設と連携し、陽性者と同じフロアの入所者や職員のPCR検査を行い、その上で感染拡大を食い止めるための指導や助言を行っております。また、施設からの要請等に応じて感染管理を専門とする医師や看護師を派遣し、ゾーニングなど感染対策の指導や助言を行っております。

クラスターの発生を受けて、他の施設に対し改めて感染症対策の徹底などの注意喚起と衛生用品や資機材の確保状況を確認し、要請があれば県の備蓄物資から提供を行っております。あわせて、クラスターの発生により職員が不足する事態などに対応する社会福祉施設間の相互支援ネットワークを改めて周知し、要請があれば派遣に向けた調整を行うなど支援に取り組んでいるところです。

今般の経験を踏まえ、施設内での感染防止対策を徹底すること、施設の利用者や職員の感染が疑われる場合は直ちに主治医または協力医療機関に御相談いただくこと、他者との接触を避ける対策を講じていただくことを施設に対し周知徹底してまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、子供たちへの心理的ケアのサポート体制の成果と今後の取組についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大により、学校の長期間の休業のほか、修学旅行や運動会の中止、給食時間での黙食など、子供たちにとって楽しみな行事や活動がなくなり、制約の多い学校生活となったことでストレスを抱えて不登校につながる事例も見られております。

このため、県内の学校では、子供のささいな変化も早期に把握し、子供の状況に応じて保健室や別室において個別支援を行ったり、スクールカウンセラーとの面談の実施や校内支援会による組織的な対応などにより、子供の心のケアに努めております。

また、議員からお話がありましたように、不登校生徒の居場所づくりとしまして、県教育委員会では、令和3年度よりモデル校となる4中学校に校内適応指導教室を設置して、コーディネーター役の教員を常駐させ、生徒が安心して学べる環境整備と効果的な支援の在り方について研究を進めております。

この4中学校での令和3年12月末現在の教室利用者は合計68名となっており、登校できるようになった、居場所ができてうれしい、仲間と勉強できてよかったといった生徒の声があり、中学校からは学級復帰などの改善につながっているとの報告を受けております。

令和4年度は、この校内適応指導教室を7校に拡充し、それぞれの市町村の教育支援センターとも連携して、子供にとって安心な居場所づくりと個別最適な学びの在り方の研究をさらに深め、不登校への有効な支援策の一つとして、その取組内容や成果について広く発信をしてまいります。

次に、県立夜間中学において、不登校やひきこもりの中学生に門戸を広げることについてお尋ねがございました。

県立の夜間中学である高知国際中学校夜間学級は、いわゆる教育機会確保法に基づき義務教育の年齢を超えた方で様々な事情により義務教育を十分受けることができなかった方の就学の機会を提供する目的で昨年4月に開設いたしました。

このため、現状では県立夜間中学において義務教育の年齢に当たる不登校などの生徒のきめ

細かな支援を実施できるような教員配置や学校施設にはなっておりません。また、何より、現在の法制度では2つの中学校に同時に籍を置くことができませんので、仮に県立の夜間中学へ通うことになれば、現在通学をしている市町村の中学校から転学することとなります。このため一般的には、地元の市町村の教育委員会や教育支援センターの支援も得られない状態で通学することになりますし、これまで関わってきた中学校の教員やスクールカウンセラーとの関わりも途切れることとなります。

県立の夜間中学としましても、元の中学校から引継ぎを受けるものの、人間関係の構築など一からの取組となってしまいます。生徒にとって県立夜間中学への転学がよりよい選択となるのか十分に検討する必要があります。この点は、全国の県立で設置されました夜間中学に共通した課題であるというふうに考えています。

一方、民間の自主的な夜間中学と呼ばれているところ、いわゆるフリースクールでは、不登校の学齢年齢の生徒を受け入れて学力の保障や社会的自立に向けて成果を上げているところがございます。このため、不登校等の学齢生徒が在籍する中学校や市町村の教育支援センターなどが継続して生徒に関わる中で、学習習慣の定着や学校生活に慣れることなどを目的に、県立夜間中学で体験的に学ぶといった受入れにつきましては、学齢生徒の希望も踏まえまして柔軟に対応してまいります。

(総務部長徳重覚君登壇)

○総務部長(徳重覚君) まず、地方創生関係交付金の活用状況と今後の市町村への支援についてお尋ねがございました。

県内市町村における地方創生推進交付金の交付決定額は、おおむね5億円から6億円程度で推移しており、今年度も33市町村で計5.4億円程度が活用されております。この交付金により、

例えば本山町のブランド米天空の郷を活用した加工品の開発や、津野町の星ふるヴィレッジTEINGUに整備されたプラネタリウムで上映するオリジナル番組の制作など、地域の資源を生かした個性的な取組が実施されております。

一方で、市町村によって交付金の活用状況はまちまちであることに加え、意欲はあるものの計画の策定等に要するマンパワーの不足といった事情により活用が踏み切れていない事例もあるのではないかと推測されております。こうした点について、令和元年5月に公表された内閣府の、地方創生推進交付金のあり方に関する検討会の最終取りまとめでは、小規模町村向けに事業の企画立案に関する検討体制の支援が重要ではないかとの指摘がされているところでございます。

県ではこれまで、計画策定や国との協議、円滑な事業執行等についての助言などを通じ、市町村の交付金活用を側面から支援してまいりました。加えて、今後は市町村のニーズも伺いながら企画立案段階からも含めて適切なサポートに努めるとともに、交付金の活用が活発な市町村の取組状況を横展開することで交付金を活用した事例を創出し地域の活性化につなげてまいります。

次に、れんけいこうち広域都市圏事業のこれまでの取組に対する評価と第2期に向けての期待についてお尋ねがございました。

平成30年度から始まった、れんけいこうち広域都市圏の取組につきましては、これまで各市町村が知恵を出し合い、連携を深めながら日曜市やアグリコレットでの事業者の販売支援や2段階移住のPRなどを通じて、圏域経済の活性化が図られるなど、一定の成果が上がっているものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、大型客船の誘致や県外見本市への出展など、

一部の事業について中止や計画変更を余儀なくされた事業もある中で、ウイズコロナ、アフターコロナを見据え、オンラインによる就農相談会を開催するなど、新たな手法も取り入れながら各事業が進められております。こうした中、高知市を中心に各市町村が連携しながら既存事業の評価検証を行った上で、令和5年度からの次期ビジョンの方向性や新規事業の提案などの検討を始めたところです。

県といたしましては、牧野富太郎博士をモデルとしたNHK連続テレビ小説など、その時々話題を捉えつつ、圏域全体に効果が及ぶ核となる事業の実施や、時代の潮流であるデジタル化、グローバル化、グリーン化の視点からの事業の磨き上げと県事業との連携などに取り組んでいただくことを期待しております。

こうした取組によって、市町村間の連携が深まり、活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域の形成につながるよう、しっかり支援をまいります。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) 移住促進に関して、コロナ禍における取組とその実績について、また来年度のバージョンアップについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

コロナ禍に見舞われましたこの2年間、高知県移住促進・人材確保センターでは、感染状況に柔軟に対応できるよう、対面方式とオンライン方式を臨機に使い分けながら、相談会などのイベントを開催してまいりました。あわせて、インターネットでの情報発信やイベントへの誘導が有効と考え、ポータルサイトの充実なども図ってきたところです。また、市町村においても、インターネットを活用した新規相談者の獲得や、これまで相談を受けてきた方へのきめ細

かなアプローチなど、工夫しながら取組を進めてまいりました。

この結果、本年1月末時点での移住者数は速報値で876組と、コロナ前の令和元年度の同時期をも上回る実績となっております。今年度見えてきました相談者の傾向としましては、具体的な検討熟度が低い移住検討初期層と言える方や、自分がやりたいことを優先して移住先を探す自己実現型移住を志す方が増加していることが挙げられます。

このような移住関心層の傾向を踏まえ、来年度には検討の熟度に応じた、また本県への移住意欲を高めていただけるようなセミナーや交流会の開催を行うなど、イベント体系の見直しを行うこととしております。あわせて、中山間地域における多様な働き方や自然豊かな環境での子育て、休日の過ごし方など、本県で実現できる暮らしの魅力をこれまで以上に情報発信してまいります。

このような取組を通じて、中山間地域に移住者を呼び込み、地域づくりや産業づくりの担い手確保につなげてまいります。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) 強化する空き家対策のポイントは、具体的にどのようなものであり、これまでとどのような点が違うのかについてお尋ねがございました。

県では、これまで防災面や衛生面などで周辺に悪影響を及ぼす老朽空き家の増加を抑制するため、除却や再生などの空き家対策に市町村と連携して取り組んでまいりました。そうした中、近年移住者などの受皿となる住宅として空き家を活用することへのニーズが高まってきたことから、令和4年度から住宅課に空き家対策チームを設置し、空き家の再生に向けた体制を強化することといたしました。

具体的な取組としましては、まず空き家の積

極的な掘り起こしを促進していくため、空き家を売る、貸すといった方針の決断を所有者に促す取組を市町村と連携して進めるとともに、新たに空き家対策専用ホームページを開設するなど広報の強化も図ります。

次に、空き家の活用方法をはじめ不動産取引や相続など、所有者の様々な悩みに応えるため、総合相談窓口の新設や相談会の開催など、サポート体制を強化いたします。さらに、空き家を再生するための改修費への補助を拡充するなど、空き家再生に取り組みやすい環境を整備することとしております。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) アニメクリエイター聖地プロジェクトとアニメ産業集積プロジェクトとの連携についてお尋ねがございました。

地元金融機関が主体となって官民連携で取り組むアニメクリエイター聖地プロジェクトは、地方における産業の創出とアニメーション業界の人手不足解消を目的として、アニメクリエイターが高知に集まる仕組みを構築しようとするものでございます。

一方、アニメ産業集積プロジェクトは、この聖地プロジェクトの推進に伴って高知に集まるクリエイターの移住の支援や県内のアニメ人材の育成などを行いますとともに、アニメ関連企業の立地を促進し集積を図りますことで、高知にアニメ産業を根づかせようとするものでございます。

つまり、集積プロジェクトは聖地プロジェクトを包含するものでございまして、両プロジェクトが産学官連携の下で有機的に連動し、アニメ産業の集積を実現しますことで雇用の創出や地域の活性化につなげてまいります。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長(中村剛君) まず、作業

道の開設や作業道及び鳥獣害対策用の柵の管理に対するより一層の支援についてお尋ねがございました。

作業道については、その開設に対し森林の整備や間伐材の搬出などの施業と一体的に実施する場合は国の事業を活用した支援、また国の要件に該当しない小面積の施業につきましては県単独事業で支援しております。ただ、本県のような急峻な地形では、御指摘のように開設にかかるコストも高く、加えて豪雨などの後には災害対応や修繕が必要となることもございます。

このため、開設コストへの対応といたしまして、県単独事業の労務単価を本年度見直し、開設単価を引上げさせていただいたところがございます。また、国の開設単価につきましては、その基礎となる標準歩掛かりについて、毎年度国が各都道府県に対し実態調査を実施しておりますが、この調査の対象となります林業事業体数の増加を図り、より本県の実態が伝わるように取り組んでまいります。

また、作業道の修繕につきましては、間伐などの施業を実施する場合は、被災した箇所への補助事業の活用が可能であるため、豪雨等の後には被災の有無を迅速に確認し、早期の復旧に向けた取組を支援しております。

さらに、鳥獣害対策用の柵の設置につきましても、再造林に必要な附帯施設として国の補助事業の対象となっておりますが、これに対しましても県独自に補助率が9割になるようかさ上げして支援しておるところでございます。

しかしながら、御指摘のとおり、こうした一連の取組だけでは地域の実情に十分対応できていない場合もございます。このため、市町村に対しまして作業道の開設や鳥獣害対策の柵の設置について独自のかさ上げ支援などを要請しており、これを次年度さらに広げていきたいと考えております。また、国に対しましても鳥獣害

対策用の柵の維持管理について、全国知事会を通じた政策提言を行うなど、さらなる支援強化を訴えてまいります。

次に、造林作業に従事する担い手の確保や育成についてお尋ねがございました。

造林作業は、伐出作業のように機械化が進んでおらず、人力での作業が中心となるため、労働負荷が高くなっております。お話にありましたように、苗木の運搬はドローンの活用により改善が進んでおりますが、植付け後の下刈りは刈り払い機を使用し、蜂やマムシなどに注意しながら夏場の炎天下で行う大変苛酷な作業でございます。このため、特に若い人からは敬遠される傾向がありまして、造林作業従事者の高齢化も進む中、林業の持続可能な成長産業化に向け、その担い手の育成・確保は大変重要かつ喫緊の課題であると考えております。

このため、昨年9月補正予算で市町村や林業事業体と連携し、林業に興味のある方や経験の少ない方などを対象としました、事業体で1年間研修を受けてから就業していただく林業研修支援事業を創出したところでございます。この事業は、事前に研修計画を作成し、機械操作をあまり必要としない造林作業に取り組んでいただくこととしておりまして、この事業を活用し、若い担い手に造林作業にも慣れていただきたいと考えております。

加えて、林業労働力確保支援センターに来年度配置いたします、森のしごとコンシェルジュが窓口となりまして、本県での林業就業を希望する方々に造林作業の重要性とその大変さをしっかりとお伝えし、理解を深めていただきたいと考えております。

また、造林作業の省力化、労働負荷の軽減も重要でありますことから、現在開発が進められております乗用型の下刈り機につきまして、来年度本県のような急峻な地形での実証を行い、

機動性を確認しながら、その普及を図ってまいりたいと考えております。

こうした取組に加えまして、事業体との意見交換会も開催し、造林事業に従事する作業員も含めた担い手の待遇改善、あるいは将来的に造林作業を担っていく人材育成の仕組みづくりについても検討してまいります。

次に、再造林の促進に向けた取組の強化についてお尋ねがございました。

再造林につきましては、高い補助率の設定や増産・再造林推進協議会の設置、早生樹の利用などによる低コスト造林の推進などに取り組んでまいりました。その結果、再造林面積は着実に増加しており、これまでの取組の効果が徐々にではありますが、現れてきているものと考えております。

一方、さらなる再造林の促進に向けましては、こうした施策による森林所有者や林業事業体といった川上だけでの取組では限界があり、林業・木材産業に関わる関係者全てが再造林の重要性に対する意識を醸成し、連携して取り組む必要があると考えております。このため、来年度は木材に関わる方々が再造林のための基金を造成するなど、独自の取組を行っている他県の先進地の方々をお招きいたしまして、県内の川上から川中・川下までの事業者の皆様と意見交換を行い、再造林への関心を改めて高めていただきたいと思っております。

あわせて、こうした関係者が支え合って再造林を行う体制整備について、課題を整理しながら早急に県内のモデル地域でその構築に取り組んでまいりたいと考えております。また、このモデル地域での取組のノウハウを活用することで、この仕組みを県内全体へ広げていけるのではないかということにつきまして、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、温室効果ガスの削減目標達成に向け

た行動変容を促していくために、具体的にどのように取り組んでいくのかとのお尋ねがございました。

目標達成に向けた県民お一人お一人の行動変容を促すためには、まずは多くの方々に気候変動の現状や本県アクションプランの取組を御理解いただき、御賛同を得ていくことが必要であると考えております。

そのため、アクションプランを分かりやすくまとめたパンフレットや県民・事業者向けの具体的な取組を記載いたしました冊子を作成、配布し、アクションプランの取組の周知を図ってまいります。あわせて、脱炭素化に取り組む意義や必要性及び県の取組等を紹介する特別番組の放映や、新聞広告、シンポジウムの開催、事業者向けセミナーの実施など、様々な媒体により年間を通じた広報を行い、理解の促進を図ってまいります。

また、不要な電気の消灯やマイバッグの使用などのエコな取組をポイント化し、削減効果が見える化するウェブ版環境パスポートを構築し、楽しみながら脱炭素化に取り組める環境も整えてまいります。加えて、高知県地球温暖化防止県民会議や量販店等と連携しまして、環境にやさしい買い物キャンペーンや、地球温暖化防止活動推進員によります出前講座など、脱炭素化につながる具体的な行動を促す取組を展開してまいります。

こうした硬軟様々な取組を通じまして、脱炭素化に向けた理解促進と機運の醸成を図り、温室効果ガス削減目標の達成に向けた具体的な行動変容につなげてまいりたいと考えております。

○8番（田中徹君） 知事はじめ執行部の皆様方、本当に御丁寧というか、御丁寧過ぎるといふか、本当に前向きな、気持ちの感じられる御答弁をいただきまして、本当に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

この議会で、この議場からは7名の方が退職をされるとお伺いしております。このコロナ禍でなかなか思うように事業が進まなかったことであろうかと思えますけれども、またこの経験をぜひ次の場でも活躍していただきたいと心からの感謝申し上げまして、私の一切の質問に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（加藤漠君） 暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩



午後2時55分再開

○議長（森田英二君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

1番桑鶴太郎君。

（1番桑鶴太郎君登壇）

○1番（桑鶴太郎君） 私は1月に自由民主党会派に入らせていただきました桑鶴太郎です。議長のお許しをいただきましたので、順次質問に入らせていただきます。

昨年9月に県議会議員として初めて質問させていただいて以来、各会派の議員方から御指導いただき、様々な面で議員活動を勉強させていただきました。ありがとうございました。まだまだ勉強不足ではありますが、今後は自由民主党会派で見識を深め議員活動を深めてまいりたいと思います。

それでは最初に、知事の政治姿勢についてお聞きいたします。

令和元年12月に新型コロナウイルス感染症が確認されてから丸2年がたちましたが、新型コロナウイルスは変異を繰り返し、現在新型コロナウイルス感染症第6波、オミクロン株の流行により感

染者数が全国で累計500万人、2月だけでも200万人を超え、高知県でも累計1万人を超えてきております。最前線に対応されている医療従事者の皆様には心からの敬意を表します。また、県民の皆様が安心して暮らせる日々が一日でも早く戻ってくることを心から願っております。

県内においては、新型コロナ感染症第5波、デルタ株の歯止めにより飲食店では少しずつコロナ前の活気を取戻しつつありましたが、新型コロナ感染症第6波、オミクロン株の再流行により高知市内の飲食店はもとより、宿泊施設においてもキャンセルが相次ぎ、中山間地域の飲食店でもお客様が来ない状態が続きました。

私の地元でも、お店を開けていてもお客様が来ないから仕入れがしにくいといった声もあり、取引先や関連事業者の売上げも減少し、再び大きな影響を受けております。

飲食店では、前日までに予約を受けるようにし、予約のあった日だけ店を開けてしのいでいる状態でしたが、そもそも予約が入らない。お客様にとっては新型コロナ感染症が感染拡大になるたび、会食を自粛する傾向が表れ、飲食店の方はこの状態が続くならもう閉めないかんといった悲痛な声を多く聞いております。

知事は、県民の皆様との対話を通じて県政に対する共感を得ながら課題の解決に向けても確実に前進していけるよう共感と前進を県政運営の基本姿勢としておられますが、経済の実情や県民の声を的確に把握した対策を講じなければ、県政に対する共感を得ることはできないと思います。

濱田知事は、県民座談会「濱田が参りました」を県内の34全市町村で行うなど、県民の声を聞きながら地域の実情を県政に反映させることを狙いとして県民座談会を開催されてきたのではないかと思います。現状のコロナ禍においては、知事が当初想定されていたような県民の皆様と

の対話という部分につきましては、十分ではなかったのが実態ではないでしょうか。中山間地域の住民の方から、県民座談会っていつやったが、出席者はどうやって決めようが、第2回目もあるろうかとの声をたくさんお聞きしました。

そうした中であって、コロナ禍への対応、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略など、スピード感を持って県民の声、地域の実情を反映した県政を行っていくために、2巡目となる今年度からは「再び、濱田が参りました」として、これまでの座談会に加え、地域地域の取組の現場を訪ねる形にリニューアルをして開催し、その場でなければ実感できない課題や解決に向けた取組などを直接県民の皆様に見聞きすることにより、これまで以上に県民の皆様の声を県政に反映されていかれるおつもりだと思います。

この「濱田が参りました」において、県民の皆様から出された数多くの意見や知事が感じた点を産業振興計画や中山間対策、デジタル化、グリーン化、グローバル化の実現に向けてどのように政策に反映されたのか、知事にお聞きします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。

一昨年からのコロナ禍においては、高知県の経済にも多大な影響を与えています。そうした中で、県内で多数を占めています中小企業・小規模事業者は、それぞれの地域において何とか事業を継続していこうと必死に頑張っておられます。

今回、第6波、オミクロン株の感染拡大による経済影響をどのように捉え、県内事業者へどのような支援を行うおつもりか、商工労働部長の御所見をお伺いします。

感染拡大防止と社会経済活動との両立に関しまして、本県においてはその都度対応方針の見

直しを行い、感染拡大期においても、できるだけ日常生活や社会経済活動を継続できるようワクチン・検査パッケージの活用や高知家あんしん会食推進の店認証制度の普及に取り組んできたことと思います。9月議会の中でもお聞きしましたが、飲食店の多い高知市だけでなく、郡部での認証のスピードアップを図るということでした。

2月14日をもって申請を終了しました認証制度の成果と課題、来年度の取組について健康政策部長にお聞きします。

また、この認証制度を進めていく上においては、非認証店に対する認証店のインセンティブが重要だと思われませんが、高知県としてどのような取組をお考えなのか、健康政策部長にお聞きします。

コロナ禍では、飲食店だけでなく、整骨院や整体、理美容関係をはじめとした接客業を主とする業種の皆様や介護事業所、保育施設など対面接触をする必要のある職業の方々は、感染者やクラスターを生まないようにおのおの対策を講じておられます。こういった多業種の方々に対しても、県民の皆様が平常時と同様に生活し、商いができる環境を整えていくことが大事だと考えます。

次に、産業振興についてお聞きします。

先日、仁淀川地域アクションプランフォローアップ会議に出席させていただき、第4期産業振興計画ver. 3の取組を聞かせていただきました。

デジタル化、グリーン化、グローバル化の促進や関西戦略など、外商活動の全国展開などが計画に盛り込まれ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、様々な分野が大きな打撃を受けている中であっても、新しい生活様式に対応して県経済を再び軌道に乗せるため、仁淀川地域では全34のプランが実施されておしま

す。各分野で実行支援チームを編成し、事業推進に向けた協議と進捗管理を行い、それぞれの地域アクションプランの目標達成に向けた取組をされていると思います。

その中でも、高知県の第1次産業でもある農業における問題は外せない課題の一つです。農業なくして産業の発展なしと言っても過言ではない高知県にとりましては、農業は大切な産業の一つです。県では、農業においてもデジタル化によるスマート農業を推進され、生産性の向上を図り、収益アップを図るだけでなく、露地品目でも気象データ等の活用により、気象被害の軽減等に役立てようとしておられますが、それぞれの取組も含め、まずは農地、いわゆる圃場の整備が大切だと思います。昨年11月にショウガ農家さんとお会いし、現地調査をさせていただいた際、田んぼ仕様では水はけが悪く、ショウガを作っても病気になる率が高く、商品にならない、田んぼ仕様では畑作には向かないとお聞きしました。

お米の消費が減り、需要が減少しつつある今、非常事態になったときにはすぐにお米が作れる状態の水田面積は残しつつ、ある程度の面積の水田を畑地に変換していく必要があるのではないかと思います。そうすることにより、借手の見つからなかった農地のメリットが増え、目的を持った借手の目に留まる機会が増え、耕作放棄地の減少に歯止めがかかることにつながっていくのではないのでしょうか。

本県の推進作物でもあるショウガやニラなどの作付面積も増え、生産量が増えることにより農家さんの所得も向上すると思われ、また新規就農者の獲得にもつながり、雇用も増えていくと考えられ、新しい人の流れを捉えた中山間地域の振興による持続可能な地域社会づくりにもつながると思います。

圃場の整備について県としてどのように推進

していくのか、農業振興部長にお聞きします。

次に、関西圏との経済連携プロジェクトについてお聞きします。

まず、観光推進プロジェクトにおいて、関西からやインバウンド観光の回復を見据えた周遊モデルルートの旅行商品化、スポーツツーリズムに関するプロモーションを展開することで、高知県への誘客を図るとあります。

スポーツツーリズムでの誘客はどのような案や取組を考えておられるのでしょうか、文化生活スポーツ部長にお聞きします。

私の住む仁淀川流域でのスポーツ施設とアウトドア施設は、ある程度の規模で整備されつつありますが、まだまだ誘客した場合の宿泊施設等が未整備などところもあるため、なかなか誘客にはつながっておりませんが、私が思うには、JRの沿線上でもある自然豊かな仁淀川流域の立地を生かしたスポーツや、スポーツ施設と宿泊施設をしっかりと整備することにより、小中学生はもとより、県内外の高校生や大学生、また高知ユナイテッドスポーツクラブが所属するJFLなど、様々なスポーツの練習場や合宿地としての誘致にもつながり、利用されることが想定されます。また、強豪チームが来てくれることにより県内の子供たちの技術向上にもつながり、教育の場としての施設の利用もでき、将来のプロ選手の育成にもつながるかと思われます。宿泊施設とセットにすることで、県内外のスポーツをされている方のファミリー層にも御利用していただけますし、また仁淀川流域には地盤が固い地域もあり、地震に強く、さらには津波発生時には海岸沿いにお住まいの方々の避難場所にもなり、防災の拠点としての活用も見込めると思います。また、移動にはJRを利用することにより、公共交通機関の利用向上にもつながり、経済効果だけでなく防災対策面においても、多くのメリットが生まれると考えられ

ます。

ウイズコロナ、アフターコロナを見据え、関西・高知経済連携強化戦略に基づくスポーツツーリズムプロジェクトの取組としてどのようなプロモーションを考えておられるのか、文化生活スポーツ部長にお聞きします。

食品等外商拡大プロジェクトについては、中山間地域の小規模事業者にとっても販路拡大につながるチャンスだと思われまますが、輸出を見据えた地産外商の推進に至るまでの参画できる事業者への道のりが遠く感じます。

小規模事業者が参画できるような対策をどのようにお考えでしょうか、産業振興推進部長にお聞きします。

私の知る限りでも、個性的なものや魅力的な製品を多く手がけている小規模事業者の方も多く、販路が広がれば一気にヒット商品になっていく可能性もあるよいものを県内で生産し販売している方も多くいます。販路拡大につなげるための商談会や販売促進会への参加は多くあります。大手との取引は一步手前までたどり着く事業所も一定数おられますが、売手と買手の発注量と生産量に格差があり、アンマッチとなる事例も多いと聞きます。外商を行う場の提供とともに、生産量の底上げや生産体制の強化、設備増強等、多面的な支援対策が多くなされることを願っております。

さて、去る2月2日にNHKが発表した世界的植物学者牧野富太郎博士を題材とした朝の連続テレビドラマの放送決定により、県内に明るい話題が届いたのは皆さん御存じのとおりだと思います。タイトルはらんまん。激動の時代に愛する草花と向き合い続けた植物学者牧野博士の波乱万丈の人生を描くこのドラマに、出身地である佐川町はもとより、隣町の越知町や仁淀川町をはじめ自然豊かな高知県内全域で植物を採取し研究をされてきておりますことで、県内

全域の方々の放送への期待が高まってきているのではないのでしょうか。

私自身も地元出身の牧野博士を見習い、赭鞭一撻の精神で牧野博士が自然豊かな高知県内全域の野山を歩き回り植物を採取し、研究をし続けられたように、各地を歩き回り地域の皆様の言葉に耳を傾け、県政に届け続けていきたいと思いを新たにされた次第です。

この朝ドラ化の決定に至るまでは、地元をはじめ県としてもNHKへの要望活動や署名活動など朝ドラ化に向けた活動を積極的に行ってきたと聞いております。これまでの高知県内関係者の皆様の御努力が身を結んだ形であり、またコロナ禍で落ち込んだ県の観光を回復する起爆剤になると考えております。今まで御尽力された関係各位の皆様に心から御礼申し上げます。

そこで、朝ドラ化の決定により高知県への観光に来られる方が増えてくると予想されますが、県としてはこれから具体的にどのような観光施策を考えておられるのでしょうか、観光振興部長にお聞きします。

記憶に新しいもので、昨年上映されました映画竜とそばかすの姫では予想をはるかに超える集客につながったと聞いております。また、以前放送されました大河ドラマ龍馬伝では、535億円の経済効果があったと聞いております。確かに坂本龍馬の人気に加え、国民的スター福山雅治さんが演じられたことも相まってのことだと思いますが、牧野富太郎博士は世界的な植物学者でもありますので、さらなるインバウンド需要も見込めるのではないのでしょうか。また、牧野博士が植物を採取した場所は仁淀川流域をはじめ高知県内全域に及んでおり、各地に集客が見込めると思われます。

昨年上映されました竜とそばかすの姫では、急激なブームが起こり予想をはるかに超えた集

客があり、観光客のマナーの悪さや道幅が狭く駐車場も少ない自治体に対応に苦慮されたと聞いております。観光客への悪印象を与えず、地元にとっても大事な景観や資源をなくすことがないように対策を講じておく必要があるのではないかと考えられます。

そこで、県としてそういった対応を含め、佐川町をはじめ今回のドラマを契機に、観光資源の磨き上げや受入れ体制整備等に取り組む市町村に対する支援策について観光振興部長にお伺いします。

次に、中山間対策についてお聞きします。

先月2月17日、県が今年度実施した集落実態調査において、10年後の集落活動を維持できないと回答があった住民が39.3%に上ると中間報告がありました。10年前に行った調査よりも12.5ポイント増え、高齢化や担い手不足による集落の維持が難しくなっている実情が浮き彫りになったところですが。一方、集落にこれからも住みたいかとの質問には、68.2%が住み続けたいとの回答があり、住み慣れた自然豊かな集落に暮らし続けたいのだけれど様々な理由で諦めざるを得ないといった切実な現状が示されました。

私はこれまで家業の食品製造業に従事し、パンなどを自ら中山間地域に足を運び、移動販売をしながら、まさにこういった中山間地域の集落で生活をしておられる皆様のお声をたくさんお聞きすることができました。

若い子がおらんってね、地元のお宮さんの宮守りもおらん、誰が継いでくれるか分からん、これじゃ祭りもできんといった声も多く、まさに県の集落実態調査の結果と同じく地域に住み続けたいが様々な生活の不安や不便を抱えながら、その地で暮らし続けている方々を目の当たりにしてきました。

県では、前回2011年度に実施した集落実態調査以降に中山間対策を本格的に強化し、集落活

動センターの開設や中山間地域の生活用水、生活用品の確保といった支援策が充実され、私自身も佐川町内の集落活動センターなどを通じ、県や市町村の力の入れようを感じてきたところです。また、新たな中山間対策として核となる集落活動センターには、人の交流と活発な活動が行われると思われま

す。そこで、今回の集落实態調査の結果を踏まえ、これまでに県が強化してきた中山間対策の総括と今後どのような事業展開を想定されているのでしょうか、中山間振興・交通部長にお聞きします。

また、集落实態調査では、集落の活性化に向けた課題として、人口減少、地域に若者がいない、集落長の成り手がいない、集落活動の担い手不足が上位を占めており、中山間地域の担い手不足が大きなボトルネックとなっているとの調査結果が出ました。

本県では、2060年に人口55万7,000人を維持すると目標を立て、その目標達成のために産業振興計画などの取組に加え、中山間対策や少子化対策を総合的に組み合わせた高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しておりますが、社会減は以前よりは改善しているものの、2020年度の転出超過は1,148人となっており、中山間地域に限ればさらに人口流出は一向に止まらない現状ではないでしょうか。また、地域に若者がいないといった課題については、若者が住みやすい住宅の確保や移住者の若い世代が住み続けていくことができる環境が求められています。これまでも県では中山間地域での空き家改修への支援を行ってきており、空き家の改修は一定進んでいることかと思

います。移住者や若者の定住につながる空き家の確保についての課題と今後の強化策について土木部長にお聞きします。

県では、これまでも移住促進の取組を強化し、

右肩上がりに移住者数の実績を積み重ねてきましたが、昨年度はコロナ禍の影響を受け963組となり、産業振興計画に掲げる目標の1,075組を112組下回ったと聞いております。

今年度もコロナ禍の影響を受けながら取組が続いているとお聞きしますが、このコロナ禍を契機として、都市部に住む人々の地方への関心が高まり、地方暮らしをする都会から地方へと向かう新しい人の流れをキャッチするチャンスであるという見方もあります。今議会での知事の提案説明では、そうした新しい人の流れを捉えた中山間地域の振興を強化するといったお話がありました。また、移住促進の取組は、中山間地域における担い手不足解消の視点からも重要であり、移住促進策を一層強化し、令和4年度の目標、年間1,225組の達成という力強い意気込みをお聞かせいただいたところです。目標達成には、各市町村における移住促進の取組の活性化が不可欠だと思います。

佐川町が行っている自伐型林業を進める地域おこし協力隊の募集や、日高町が行っている移住促進プロジェクトなど、特色のある取組を行っている市町村があります。中山間地域に移住者を呼び込むためには、移住先を探している全国の方に市町村の取組についての情報発信をしていくことが必要だと思いますが、市町村単独でのPRには限界もあるところだと思います。また、市町村の特色ある事例を県内全域に広げること、県全体の移住者の増加には効果的と考えます。このような市町村を支援する取組は、まさに県が担うべきものだと考えます。

県は市町村との連携の視点でどのような取組を行っているのか、中山間振興・交通部長にお聞きします。

最後に、中小・小規模事業者が多い高知県の喫緊の課題でもある担い手不足問題について、人材育成や担い手の確保とありますが、各産業

分野の担い手育成や移住促進の強化、空き店舗活用、新規学卒者の県内就職促進など力を入れられていると感じております。しかしながら、県内の若者の県外流出は後を絶たず、中山間地域の過疎化に歯止めが利いているとは言い難い状況となっております。

今までの施策においては、人口減少に対する施策や新たな人口の流入に注力されておりますが、高知県内への就職について、大学生になってから振り向かせ高知に戻ってきてもらおうとしても遅いのではないのでしょうか。小学生や中学生、高校生の頃から県内企業をもっと身近に感じる、誇りに感じる取組が必要ではないのでしょうか。高知県で働きたいという気持ちをつくるのが大切だと考えております。

それでも高知から流出する若者は後を絶たないと思います。私が聞いた話では、彼らは高知県が嫌いで出ていっているわけではなく、新しい技術や知識を身につけるため県外に行かれるそうです。なので、地元愛もあり、タイミングを見計らって高知県に帰ってくる予定もあると思われしますので、そういった方々にも高知県内はもとより、自分が育ってきた地域の魅力をPRなど、高知の魅力を転出先で広く周知してもらうことで、広告塔になってもらうとともに、高知の魅力を再発見するきっかけとなり、UターンやIターンにつながるのではないのでしょうか。

そこで、県内での就職を促進する取組について商工労働部長にお聞きしまして、私の第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 桑鶴議員の御質問にお答えをいたします。

県民座談会で出されました県民の皆さんからの御意見や私自身が感じた点の政策への反映について、どのようなものがあつたかとお尋ねがございました。

県民座談会「濱田が参りました」は、私自身が現地に赴きまして、県民の皆さんの御意見を頂戴し、それを直接県政運営に反映するために知事就任後速やかに実行いたしてまいりました。新型コロナウイルス感染との関係で、当初計画したものが延期になるといったことが相次ぎましたけれども、これまで801人の座談会参加者と49か所の視察先から、まさに地域の実情を肌で感じてまいったところであります。

産業振興、地域振興、教育、防災などなど、様々な分野で課題を抱えながらも創意工夫を凝らし挑戦をし続けている皆さんの姿あるいは御意見から、解決に向けましたアイデアやヒントをいただきまして、私自身の思いとして政策形成に生かしているところであります。

例えば、中山間地域を訪れた際には、集落に愛着と誇りを持って暮らす多くの皆様方と出会いました。こうした方々から、この暮らしを次世代にしっかりと引き継ぎたいという思いをお聞きし、私自身深く感銘を受けました。このため、中山間の対策といたしまして、小さな集落への直接支援に加えて、集落活動センターを中心といたしまして、周辺の集落へと支援の輪を広げるといった形での強化策が必要だと考えて、今回の新年度予算におきまして、これを計上するという事にいたしました。

また、距離や移動時間といった物理的な制約から暮らしに不便さを感じるというお話も数多く伺ったところでございます。このことに関しましては、中山間地域での暮らしを大幅に向上させるためにデジタル技術を活用いたしました、例えば遠隔診療あるいは遠隔教育、こういった新しい技術を活用した取組をより拡大していくという形で政策に反映をさせようとしておるところでございます。

また、複数の移住者の方々からは住宅の確保に大変苦勞をしているという御意見をいただい

たところでございます。そうした点から、特にこの点を抜本的に改善したい、前に進めたいという思いから、関係の部局に指示をいたしまして、今般、県庁内に空き家対策チームを設置して、空き家や住宅確保対策に抜本的、また総合的に取り組むということにいたしております。こうした皆様の生の声や現場の実態を、スピード感を持って政策に反映をしていくというためにも、今後とも可能な限り多くの県民の皆様と直接お会いする機会を設けたいというふうに考えております。

それによりまして、県民の皆様と対話をし、また県民の皆様の共感をいただきながら、さらに皆様の声を私自身の力に変えるという形で県政をしっかりと前に進めてまいりたいと考えているところでございます。

私から以上であります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) まず、第6波の感染拡大による経済影響と県内事業者への支援についてお尋ねがありました。

本県経済は、年末から年始にかけて一定の回復傾向が見られましたものの、十分な回復に至らないまま第6波の感染急拡大という事態となりました。そのため、影響を受けている県内事業者は、コロナの長期化による影響が蓄積していることと相まって、より厳しい状況に置かれているものと認識しております。

このため、今回国の新たな事業復活支援金制度が創設されたところではありますが、より手厚い支援を行うため、売上高に応じた県独自の給付金を見直した上で支給することとしたところです。あわせて、社会保険料の事業主負担に着目した県独自の給付金も見直しをした上で支給いたします。

まずは、この2つの給付金で事業の継続と雇用の維持をしっかりと下支えしていきたいと考

えております。その上で、引き続き商工会、商工会議所及び金融機関等ともしっかり連携し、今後の国及び県のコロナ関係融資の償還の開始に向け、特に資金繰りへの支援を強化し、伴走支援を行ってまいります。

次に、県内での就職を促進する取組についてお尋ねがございました。

県では、これまでも小学校、中学校、高等学校などそれぞれのステージに応じ工場見学や職場体験、インターンシップといった様々な取組を推進してきたところです。

お話のありましたように、小学生の段階から高知で働きたいという気持ちを育てることは大変重要と考えますことから、令和4年度は県内企業をより身近に感じられますよう、一步踏み込んだ取組を実施してまいります。具体的には、高知県工業会や県教育委員会と連携することで、物づくりのすばらしさを伝える動画を作成し、小学校の教育現場で活用していただきたいと考えております。こうした取組によりまして、少しでも早い段階でより多くの職業を学び、将来の選択肢の幅を広げられるよう取り組んでまいります。

また、県外在住の高知県にゆかりのある方や思いを持つ方に本県の情報を発信していくことも大変重要と考えております。県では、高校卒業時に登録いただいた方へのUターンサポートガイドの送付や県人会、同窓会への県内就職支援情報の提供をはじめ、6,000人を超える皆様に登録をいただいている高知家ゆる県民倶楽部などの取組を通じまして、高知の食や文化、イベント、求人情報など本県の魅力を発信しているところであります。

今後とも、高知のすばらしさの再発見にもつながりますよう、情報発信の強化や工夫を凝らしてまいります。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長（家保英隆君） まず、高知家あんしん会食推進の店認証制度の成果と課題、来年度の取組についてお尋ねがございました。

今年度の認証申請件数は、昨年12月末の時点で2,500件程度のものが、第6波の流行への対応のためか、1月中旬頃から申請が急増し、締切日の2月14日には3,264件となりました。3月2日の時点での認証済みは2,654件で、3月中に認証が完了する予定となっております。なお、高知市と高知市以外の地域において認証の進み具合に差はございません。

認証制度の成果といたしましては、目標4,000店のところ、約8割の3,200店超えを認証するめどが立ったことにより、県内飲食店では一定の感染防止対策が図られた、環境がつけられたものと考えており、また第6波で飲食店由来のクラスターが少なかったことにもつながったものではないかなと考えております。

課題といたしましては、今後認証から一定期間を経たことによる認証基準の遵守の継続が懸念される場所ですので、来年度認証店については再調査を実施し、認証制度の質の担保を図ってまいります。

また、認証店のさらなる増加を目指し、来年度も引き続き応援金の支給を含めた高知家あんしん会食推進の店認証制度を継続し、飲食店が実施する感染防止対策を支援することで、利用者が安心して会食できる環境整備に努めてまいります。

次に、非認証店に対する認証取得に向けたインセンティブについてお尋ねがございました。

現在、高知県全域がまん延防止等重点措置区域となっており、飲食店等の事業者の皆様には営業時間短縮の協力要請をしております。その際、非認証店につきましては酒類の提供は行わず、営業は午後8時までの要請を行っております。一方、認証店につきましては、酒類の提供

を午後8時まで、営業時間は午後9時までを可能としております。

このように、認証店には営業時間の延長や酒類の提供などによるインセンティブを設定するとともに、令和4年度も新規の認証店には感染防止の支援として応援金10万円を支給することといたしております。

（農業振興部長杉村充孝君登壇）

○農業振興部長（杉村充孝君） 圃場整備について、県としてどのように推進していくのかお尋ねがございました。

圃場整備は、農業の生産性の向上や担い手への農地集積の促進、畑地化による高収益作物への転換など、効率的かつ安定的な農業を展開する上で欠くことのできない施策でございます。第4期産業振興計画では、新たに戦略の柱の一つとして位置づけ、地域のニーズに応じたきめ細かな圃場整備をさらに推進しているところでございます。進めるに当たっての課題としては、農業を取り巻く環境が厳しい状況の中では、圃場整備への投資意欲が減退していること、また本県では経営規模が小さいことから関係者も多く、事業化に向けた地域での合意形成に時間を要していることなどがあります。

このため、県では、昨年度から圃場整備の効果や地元負担を軽減できる有利な制度のPR資料を作成し、これまでの地元からの要請待ちの姿勢から、積極的に地元提案するといった攻めの姿勢で啓発活動を行うなど、地域の農業者の方々や市町村の意欲の醸成を図る取組を強化しております。また、事業化に向けましては、県や市町村、JA等が連携したプロジェクトチームを立ち上げるなど、推進体制を強化し、将来の担い手確保や営農を含めた事業計画づくりとともに、地域の合意形成を支援しております。

こうした取組により、現在圃場整備事業の候補地は58地区に増え、5地区で事業化のめどが

立っております。今後は、今年度末に実質化が完了する人・農地プランも有効に活用しながら、地域のニーズに応じた圃場整備事業のさらなる掘り起こしの強化を図ってまいります。

こうした取組を重ねることで、早期の事業化を実現するとともに、地域で暮らし稼げる農業の下支えとなる優良農地の確保に向けて圃場整備を一層推進してまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） まず、スポーツツーリズムによる誘客の取組についてお尋ねがございました。

県では、スポーツを通じて、経済や地域の活性化を図ることを目的として、スポーツツーリズムを推進しております。高知県観光コンベンション協会などと連携しながら、プロ野球やJリーグのキャンプ、プロゴルフ大会などの誘致に取り組んでおりますほか、今年度は新たにラグビーのトップリーグのチームの合宿も実現したところです。また、アマチュアスポーツにつきましても、こうしたプロスポーツやトップチームのキャンプ地であることに加え、特色ある自然環境など本県の強みを生かすとともに、県外にネットワークをお持ちの方々の御協力をいただきながら、特に関西圏のチームや学校などの合宿誘致などに取り組んでおります。

しかしながら、こうした合宿などの受入れは一部の地域、施設に集中している状況であり、スポーツツーリズムの取組の効果をより多くの地域に広げていくことが大きな課題であると捉えております。さらなる誘致の拡大に向けましては、県内のスポーツ施設を幅広く活用する必要がありますため、合宿などの受入れ施設の掘り起こしなどを目的といたしまして、本年度市町村に対して受入れ可能な施設や競技種目などについての調査を実施いたしました。

今後は、こうした情報を基に市町村や民間団

体などと連携し、より効果的な誘致活動を展開し、関西圏をはじめとする県外からのさらなる誘客につなげてまいりたいと考えております。

次に、スポーツツーリズムのプロモーションについてお尋ねがございました。

県内のスポーツツーリズムに関する情報を一元化し、幅広い層への効果的な発信を行うため、来年度新たなウェブサイトを構築してまいりたいと考えております。このウェブサイトでは、県内で行われるプロスポーツ、アマチュアスポーツのキャンプや合宿などに関する情報のほか、スポーツ大会の開催情報やサーフィンやサイクリングといった県内各地の自然環境を生かしたスポーツに関する情報などを集約し、地域の魅力的な景観や文化、歴史といった関連情報と併せて発信してまいります。

サイトの運用に当たりましては、スポーツツーリズムの資源の掘り起こしや磨き上げを踏まえ、随時情報を更新し、魅力的かつ旬な情報の提供を行ってまいります。あわせて、より多くの方々に情報が伝わりますようSNSでも発信してまいります。また、スポーツ関係の展示会やイベントなどにおける本県の取組の紹介や、スポーツ合宿の誘致先や旅行会社などへのPRにも活用してまいります。

こうしたプロモーションを関係機関や団体と連携して行うことで、県内各地におけるスポーツツーリズムを推進し、経済や地域の活性化につなげるとともに、県民の皆様のスポーツへの関心の高まりやスポーツ交流を通じた競技力の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長（沖本健二君） 小規模事業者の外商参画への対策についてお尋ねがございました。

小規模事業者が販路拡大に取り組みますためには、まずは取引の基本となります衛生管理や

食品表示への対応が必要となります。そのため、県庁内に相談窓口を設置しまして、異物混入対策や温度管理など様々な御相談に対応しますとともに、研修会の実施や専門家によります現場指導などを通じまして、適正な衛生管理や食品表示を行っていただけるようサポートをしております。そうしたことをクリアした上で、実際の取引につなげるために重要となりますのは、何といたっても商品力です。

そのため、マーケットインの商品づくりをテーマとしたセミナーの開催や専門家によるアドバイスをいたしますとともに、商品開発に当たっての技術的な支援を行っております。さらに、出来上がった商品に関しましては、アンテナショップにおけるテストマーケティングの機会を提供し、さらなる商品の磨き上げに取り組んでいただいております。

こうした支援策を展開するとともに、商談会への参加や大規模展示会の出展情報を積極的に提供しておるところでございます。

しかしながら、これらの情報を小規模事業者の皆様に対しまして十分に届き切れていないことも考えられます。そのため、地域本部や商工会議所、商工会を通じて支援制度の周知徹底を図りますことで、販路拡大にチャレンジする意欲ある小規模事業者を支援してまいります。

そうした事業者の皆様におかれましても、地産地消・外商課や地域本部などにぜひともお気軽に御相談いただければというふうに考えております。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) まず、朝の連続テレビドラマ小説を契機とした観光施策についてお尋ねがございました。

このたびのドラマ化によって、牧野博士の御功績が県内外で広く顕彰されるとともに、コロナ禍で落ち込んだ本県観光の活性化に絶好の機

会をいただいたものと思っています。これまで誘致活動に携わってこられた佐川町はじめ関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

この機会を最大限に生かすよう、官民が一体となって、また県内全域で観光振興策を進め、ふるさと高知の魅力を全国に向けて力強く発信していきたいと考えています。振興策を進めていくに当たりましては、県内に広く誘客効果を波及させるため、次の3つの点に留意して取り組んでいきたいと考えております。

1点目として、まずは多くの観光客が訪れることが想定される牧野植物園や佐川町、越知町としっかり連携し、それぞれ拠点としての受入れ体制の強化を図ります。2点目は、今回の大きなテーマは植物や花であり、博士ゆかりの地をはじめ県内各地の草花が楽しめるスポットにも観光客をいざなってまいります。このため、各市町村と連携して、関連する遊歩道や案内板の整備、ガイドのスキルアップなど、それぞれのスポットにおける受入れ環境の整備を進めてまいります。3点目は、ドラマをきっかけに訪れた観光客の方が、県内をより広く周遊し、長く滞在していただけますよう、これまで磨き上げてきた自然体験や食、歴史資源をフル活用するとともに、各拠点での観光案内機能の充実を図ってまいります。

全体の取組を通じまして、ドラマ終了後には本県観光の実力が一段と高まったと言えるような将来の観光振興につながる取組となりますよう、関係者の方々としっかりと準備をしてまいります。

次に、受入れ体制整備などに取り組む市町村に対する支援策についてお尋ねがございました。

このドラマの放送開始後には、県内の牧野博士ゆかりの地やロケ地を目指して多くの観光客が訪れることが期待されます。そうした観光客の皆様が満足していただけるよう、観光資源の

磨き上げを進めることと併せて、議員御指摘のように地域の皆様に負担がかからないような受入れ体制の整備が重要であると認識をしております。

このため、集客の核となる佐川町や越知町をはじめ関連する市町村の皆様の御意見や御要望をしっかりと伺いしながら、支援策の制度設計を早急に進めてまいります。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) まず、これまでに強化してきた中山間対策の総括と今後の事業展開についてお尋ねがございました。

前回の集落实態調査の結果を受けて、平成24年度から中山間対策を抜本強化し、各分野で様々な施策を実施してまいりました。特に中山間対策の核となる集落活動センターにつきましては、32市町村、63か所で開設されるなど、地域の課題やニーズに応じて、支え合いの活動や経済的な活動が各地で展開をされております。

また、生活環境の面では、中山間地域生活支援総合補助金を活用しまして、飲料水供給施設の整備や生活用品の確保対策としての移動販売車両の導入支援を行ってきたところです。加えて、野生鳥獣による農林水産業の被害額は、ピーク時の3分の1まで減少するなど、大きな成果を上げております。

こうした中、今回の集落实態調査では、集落活動センターの取組に満足している、地域がよくなったなど、一定の評価をいただいたものと考えております。

一方で、センターの有無にかかわらず、地域の担い手不足は深刻であり、人口減少や高齢化による集落の活力の低下が多く集落に共通する課題となっております。また、生活環境に関しましても、これまでの取組により一定改善されたものの、移動手段の確保など、日常生活を送る上での不便さを訴える多くの声をいただき、

中山間地域の厳しい現状を改めて認識しているところです。

今後、これからの10年を見据え、引き続き集落活動センター仕組みづくりを推進してまいります。また、新たに集落活動センターの開設に至らない小さな集落の維持・活性化にも取り組んでまいります。さらに、地域の担い手となる人材の確保や育成、デジタル技術を活用した生活環境整備にも取り組んでまいります。

このような取組について、集落に住み続けたいという県民の皆様の声に応えていきたいと考えております。

次に、移住促進に関する県と市町村との連携についてお尋ねがございました。

県外からの移住者数の目標を掲げ、着実に実績を上げていくためには、市町村との連携が不可欠であるとの考えの下、全ての市町村に参画の呼びかけを行いまして、平成29年に高知県移住促進・人材確保センターを設立いたしました。

本県では、このセンターが移住促進の総合窓口として先頭に立ち、移住希望者のニーズを丁寧にお聞きし、市町村の窓口へつないでいく流れを構築しております。また、センターでは市町村とも連携し、東京や大阪で移住フェアを開催しているほか、移住ポータルサイトにおいて、各市町村の魅力や地域の多様な働き方、住まいの情報などを集約し、全国に情報発信を行うなど、オール高知での取組を進めているところです。

さらに、市町村における移住希望者と地域とをつなぐ取組を促進するため、県が補助制度を設け、移住相談員の配置や移住体験ツアーなどの開催に必要な経費を支援しております。加えて、市町村の職員や相談員のスキルアップ研修や、県内外の特色ある事例や先進的な事例についての情報交換会などを行い、市町村での取組の推進に役立てていただいているところです。

今後とも、高知県移住促進・人材確保センターを中心としまして、市町村との連携の下で県外からの移住者数の目標達成に向けて取組を進めてまいります。

(土木部長森田徹雄君登壇)

○土木部長(森田徹雄君) 移住者や若者の定住につながる空き家の確保についての課題と今後の強化策についてお尋ねがございました。

国土交通省が令和元年に実施した空き家所有者実態調査の結果によりますと、空き家にしておく主な理由として、家財などの物置として必要、将来自分や親族が使うかもしれない、他人に貸すことが不安、リフォームに費用をかけたくないなどが挙げられております。また、県内の市町村からの聞き取りにおいても同様の理由をお聞きしており、所有者が空き家の活用に踏み出せないことが課題と考えております。

このため、令和4年度に決断シートを作成することとし、空き家所有者に売る、貸すといった方針の決断を促すことで、空き家の活用に踏み出すきっかけをつくることといたしました。このシートは、決断のポイントであります空き家の放置が及ぼす悪影響、売る、貸す、壊すなどの選択肢とそれぞれのメリット・デメリット、空き家の活用事例などを新聞紙サイズ一枚紙に掲載し、空き家の再生活用について気軽に御家族で話し合えるものといたします。

今後は、この決断シートを有効に活用しながら、住民への啓発や所有者への働きかけなどを市町村と連携して行い、空き家の掘り起こしを強化していきます。さらに、空き家の活用を検討する所有者へのサポートとして、総合相談窓口を新設し、空き家の活用方法や資金計画、不動産の売買や賃貸借、相続登記といった専門的な相談にも応じることで空き家の活用につなげてまいります。

○1番(桑鶴太郎君) それぞれに丁寧な、また

真摯な御答弁をいただきまして誠にありがとうございます。

1つだけ要望させていただきます。今回の牧野富太郎博士の朝ドラ化は、県内の観光を盛り上げる上でも、ぜひとも県を挙げて各市町村としっかり連携をして盛り上げていってほしいと思う1点を要望として上げさせていただきます。

最後に、3月で退職される県庁職員の皆様には、私は大変短い間でしたけれども、大変お世話になりました。皆様のご多幸を祈念申し上げ、私の一切の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(森田英二君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明5日から7日までの3日間は議案精査等のため本会議を休会し、3月8日から再開いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月8日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時3分散会

令和4年3月8日（火曜日） 開議第5日

出席議員

- 1番 桑 鶴 太 朗 君
- 2番 上 治 堂 司 君
- 3番 土 森 正 一 君
- 4番 上 田 貢太郎 君
- 5番 今 城 誠 司 君
- 6番 金 岡 佳 時 君
- 7番 下 村 勝 幸 君
- 8番 田 中 徹 君
- 9番 土 居 央 君
- 10番 野 町 雅 樹 君
- 12番 横 山 文 人 君
- 13番 西 内 隆 純 君
- 14番 加 藤 漠 君
- 15番 西 内 健 君
- 16番 弘 田 兼 一 君
- 17番 明 神 健 夫 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 依 光 美代子 君
- 26番 大 石 宗 君
- 27番 武 石 利 彦 君
- 28番 田 所 裕 介 君
- 29番 石 井 孝 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君
- 36番 米 田 稔 君
- 37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 井 上 浩 之 君
- 総 務 部 長 徳 重 覚 君
- 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
- 健康政策部長 家 保 英 隆 君
- 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
- 文化生活部長 岡 村 昭 一 君
- スポーツ部長 沖 本 健 二 君
- 産業振興部長 尾 下 一 次 君
- 推進部長 中 山 間 振 興 ・ 交 通 部 長
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 山 脇 深 君
- 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
- 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
- 水産振興部長 松 村 晃 充 君
- 土木部長 森 田 徹 雄 君
- 会計管理者 井 上 達 男 君
- 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人事委員長 秋 元 厚 志 君
- 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
- 人事務局長 古 谷 純 代 君
- 公安委員局長 熊 坂 隆 君
- 公職警察本部長 奥 村 陽 子 君
- 代表監査委員 中 村 知 佐 君
- 職務代理者 中 村 知 佐 君
- 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 山 本 和 弘 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 杉 本 健 治 君
主 幹 春 井 真 美 君



議 事 日 程 (第 5 号)

令和4年3月8日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和4年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 令和4年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 令和4年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 12 号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 令和4年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計予算

- 第 14 号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 令和4年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 令和4年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第 21 号 令和4年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 令和4年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 令和4年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 令和3年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 28 号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 29 号 令和3年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 30 号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 31 号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 32 号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 33 号 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉

	資金特別会計補正予算		部を改正する条例議案
第 34 号	令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和3年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和3年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 57 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 58 号	高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 59 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	令和3年度高知県電気事業会計補正予算	第 60 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	令和3年度高知県病院事業会計補正予算	第 61 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県動物愛護基金条例議案	第 62 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	警察職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 48 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 66 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 49 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 67 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 50 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案		
第 51 号	職員の育児休業等に関する条例の一		

第 68 号 包括外部監査契約の締結に関する議案

第 69 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

第 70 号 (新)安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案

第 71 号 県道の路線の認定に関する議案

第 72 号 令和4年度高知県一般会計補正予算
報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第3号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第2 一般質問

(1人)



午前10時開議

○議長(森田英二君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

公安委員長西山彰一君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員古谷純代さんを職務代理人として出席させたい旨の届出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長(森田英二君) これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計予算」から第72号「令和4年度高知県一般会計補正予算」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上75件を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

4番上田貢太郎君。

(4番上田貢太郎君登壇)

○4番(上田貢太郎君) 皆様おはようございます。自由民主党の上田貢太郎でございます。

質問に入る前に、まずウクライナ情勢について一言申し上げたいと思います。今議会の開催から間もなく、ロシアのウクライナ侵攻が始まりました。市民に向けて発砲し、住宅にはミサイル、そして原発にまで。さらに避難のための停戦も行わない。強い国が弱い国を自分のものにしようとしている。メディアで流れる幼い子供たちの被害報道は、小さい子を持つ親として本当に心が痛みます。これらは断じて容認できない暴挙であり、抗議と非難の意を強く表明します。そして、対ロシア包囲網を強固なものにし、一刻も早い終結を願うところです。

また、国連の緊急特別会合では、我が国を含む141か国が賛成したロシアを非難する決議も何ら拘束力がなく、これからの国際社会の恒久的平和には、拘束力のあるルールと秩序を求めたいと考えます。新たな時代の国連改革が必要な時期に来ているのではないのでしょうか。それでは、質問に入らせていただきます。

まずは、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

平成21年度春、尾崎県政においてスタートした高知県産業振興計画は、間もなく14年目を迎えます。この13年の間、高知県の産業を強化し、

県外市場、さらには海外市場へ打って出る新たな産業に挑戦する、そのような精神を持つことで高知県経済を発展、拡大させ、負のスパイラルからの脱出を図ろうと頑張ってきました。自らの足元を固めた上でPDCAを回してきた産業振興計画も、今では第4期ver. 2まで進化してきました。

残念なことに、ここ2年間は新型コロナウイルス感染症というパンデミックによって、全世界が闇に包まれ、前がまともに見えない状況が続いており、長期化する感染症の影響は高知県においても非常に大きな打撃となっております。県民の命に関わる感染症対策は、何をおいても最優先事項であることは間違いありません。

しかし、この新型コロナウイルス感染症も近い将来には克服できるはずです。私は、現在のウイズコロナの段階から、アフターコロナの時代が迫ってきていると確信しておりますし、そのときには高知県経済の大きな柱となる産業振興計画を一層前進させていかなければならないと考えております。

そうした中、県は、来年度の産業振興計画の中で、時代の潮流となるデジタル化、グリーン化、グローバル化といった3つのテーマを掲げるとともに、連携テーマを大胆に見直し、こうしたテーマに基づくプロジェクトを立ち上げ、産学官民が連携して取り組んでいくこととしています。

これは、国のデジタル田園都市国家構想や、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すことの宣言、また2030年、輸出5兆円目標の実現に向けた、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略といった方向性と重なるものです。これまでも力を入れてきたかつての基本方向、足元を固め、活力ある県外市場へ打って出る、そして新たな産業づくりに挑戦するとの産業振興計画の精神を引き続き持って、来年度の取組を

力強く進めていただきたいと思います。

先月開催されました産業振興計画フォローアップ委員会の資料を拝見したところ、県際収支が平成27年に5,930億円の赤字とのことでした。これは外の何かに依存して利益を失っていることになるので、やはり赤字幅を縮めていく。そのためにはどうしたらいいかと考えると、もともとの精神である足元を固め、活力ある県外市場へ打って出るとか、足腰を強めとか、やはり内部の部分の強みを徹底的に磨きながら、なおかつその手段としてのデジタルとか、高知県に対して追い風が吹いているカーボンニュートラルとか、こういった部分を手段として、今こそ活用し尽くすんだという産振の精神をぜひ思い返していただきたいと思います。

惰性に流されることなく、魂の部分が抜け落ちることなく、もう一度産業振興計画のバージョンアップに向けては、県経済を根本から元気にするトータルプランである認識の下に取り組んでいただきたいと思います。今までの県政運営に関して全く異論はないのですが、産業振興計画の会議で日本銀行高知支店長からも御指摘を受けたとお聞きしております。先ほども述べました県際収支の赤字約5,930億円、あまりに大きなマイナスなので、この縮小に向けてはまだまだ努力が必要だと思います。

地産外商をより一層推進することで赤字幅の縮小を目指すべきだと思えますが、今後産業振興計画でどのように取り組むのか、知事にお聞きします。

次に、人口減少、少子高齢化が進む中、地方創生において極めて大きなポイントの一つであるデジタルトランスフォーメーションについてお伺いいたします。デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術によって人々の生活をよりよいものに変革するという意味だそうです。ここ2年、新型コロナウイルス感染症によっ

て人と人との接触が極端に制限され、様々なことがリモートで行われるようになりました。学校の授業、企業の商談や会議、事務系の仕事に学術関連の国際会議、旅行までリモートで行われるようになりました。余談になりますが、飲み会までもリモートです。

ある会議で、今回もリモートですね、次回はリアルでやれるといいですねというのが、お決まりのパターンになっていますが、遠方にある会議場所への移動時間や交通費などのコストを削減することができることに加え、場所に依存せず会議などが開催できるなどのメリットを踏まえると、たとえ対面の会議とは異なる画面越しの違和感などがあっても、もう今後リモートの活用は終わることはないと思います。デジタル化がさらに加速すれば、コンピューターネットワークの中に構築された仮想空間、いわゆるバーチャル空間であるメタバースが身近なものになっているかもしれません。

デジタル技術の活用は、課題を解決するための手段です。ウェブ会議やリモートワークなどのデジタル化の取組は、業務効率化や生産性向上といった効果にとどまらず、働き方改革の実現にもつながり、就労環境の改善や子育て支援、女性の活躍推進などにも効果が期待できます。ぜひ多くの県内企業に取組を進めていただきたいと考えます。

そこで、県内企業がデジタル技術を活用して働き方改革を進めるための取組に対する支援について商工労働部長にお聞きいたします。

そして、地方創生にはもう一つのポイントがあります。それは、起業している年齢層です。若い人が起業しているというイメージがありますが、最近では50代で起業される方が増加傾向にあります。これはまだ夜明け前だと思います。今後、60代、70代の方が起業していく世界が訪れると思います。しかしながら、シニア層の方

の場合は、定年後に退職金を活用してオフィスの準備などを行い起業したものの、事業がうまくいかないというリスクがあります。そのため、オフィスの準備がシニア層の起業の大きなハードルの一つになっているようです。それが、コロナ禍を契機としたリモートワークの浸透により、必ずしもオフィスを持たなくても起業できるようになりました。こうした流れは、シニア層の起業にとって追い風ではないでしょうか。起業家精神、アントレプレナーシップを持ちながら定年を迎えた方々に、起業のチャンスが訪れたのではないのでしょうか。

経済学者の野口悠紀雄さんの著書「リモート経済の衝撃」の中に、今地方活性化を実現する強力な手段が現れているのに、これで地方再生を行おうという声あまり聞こえない、不思議なことだ、日本は地方活性化の絶好の機会をみすみす逃してしまう危機があるとまで書いております。本県のような地方においては、リモートで失われたものもあるかもしれませんが、得たものも多いと思います。今こそ50代以上の方の起業を重点的に支援していったらどうかと考えます。また、県民が一生学び続けられる、チャレンジし続けられる環境を提供することも重要だと考えます。

本県において、起業スタートアップなど産業振興での人材育成も含めた取組を進める中で、50代以上の方を対象とした取組を検討していくおつもりはないか、産業振興推進部長にお聞きします。

続いて、地方創生における市町村の取組支援についてお伺いいたします。地方公共団体が重要なプロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠になります。そうした関係者間を橋渡しし、プロジェクトをマネジメントでき

るブリッジ人材は本県でも不足しておりました。

そこで、市町村がそうした人材を地域プロジェクトマネージャーとして任用する制度を総務省が創設し、令和3年度から運用が始まり、約1年が経過しています。本制度は、東京、大阪など3大都市圏内などから条件不利地域へ住民票を異動する方などを、地域プロジェクトマネージャーとして市町村が雇用する場合、地方財政措置として年間上限650万円を国が特別交付税措置で支援します。1市町村で1人採用でき、任期は最大3年間です。地域おこし協力隊の発展版とも言える制度です。

地域プロジェクトマネージャー制度の重要な点は、あくまで地域の課題を解決するプロジェクトがベースとなり、地域活性化に資するプロジェクトとして、市町村が主体的に、かつ地方創生の実現に向けた事業の柱として実施するものです。自治体側が地域プロジェクトマネージャーを募集する際には、地域で自らの課題を解決するためのプロジェクトと、それに必要な人材として募集する具体的な人物像と使命を考えることが重要になります。今年度、本制度を活用して地域プロジェクトマネージャーを招聘、実施しているのは高知県下では室戸市のみです。

そこで、各市町村で地域プロジェクトマネージャー制度を活用するための県の取組について中山間振興・交通部長にお聞きいたします。

次に、観光振興と文化芸術振興について伺います。

本年2月2日、本県佐川町出身の植物学者、牧野富太郎先生をモデルにした、らんまんが来春のNHK連続テレビ小説で放送されることが決定いたしました。

質問に入る前に、「朝ドラに牧野富太郎を」の会」の皆さんや高知県牧野記念財団並びに知事はじめ本県関係者の皆様の朝ドラ決定までの御努力に対し、心から敬意と感謝を申し上げたい

と思います。ありがとうございます。それでは、質問に入らせていただきます。

まず、観光振興と観光客の受入れ体制についてであります。らんまんが放送されれば全国から県立牧野植物園を訪れる観光客は増えることが予想されます。去年は、竜とそばかすの姫が上映され、聖地巡礼の観光客が大挙して来高すると予想されておりましたが、コロナ禍もあってやや頭打ち感もありました。

ただ、今回発表のドラマらんまんの主人公を演じる神木隆之介さんですが、アーキテクトが運営するウェブサイト、タレントパワーランキングでは小栗旬さんに次いで堂々の2位で、神木ファンは竜そばファンとも重なることから、コロナが鎮静し、らんまんが放送されれば、これまでにない高知ブームが訪れることは必至です。私は、朝ドラらんまんは植物・花、牧野博士をテーマのストーリーでありながら、年齢的には竜そばファンと神木ファンが中心になると考えていますが、従来 of 連ドラ視聴者層からしますと、やや異なるとも考えられます。

県は、その朝ドラをどのように分析し、どういった層にアプローチを行うべきとお考えなのか、プロモーション分析を観光振興部長にお伺いいたします。

新型コロナウイルスによる経済への悪影響も3年目に入り、さらにステルスオミクロンも各地で確認され始め、新たな局面の危惧もございます。しかし、ワクチンのブースト接種やゲームチェンジャーとして期待される新型コロナ経口治療薬の認証も進み、曇天の高知経済にも少し光が見え始めました。そこに、らんまんの放送決定は、竜そばブームに次いで新しい風と捉えています。昨年2月議会でも文化芸術と経済の融合について述べましたが、文化芸術は人の行動心理を左右し、その決定プロセスに大きく関係して、それによる動きが経済活動に結びつ

きます。

昨年の知事答弁では、文化芸術の振興を経済の活性化につなげる、一層力を入れたい旨の御発言でしたが、この1年どのようなビジョンの見直しを行い、今後どのように進化させていくおつもりなのか、知事の御所見をお聞かせください。

この牧野ブームを一過性のもので終わらせるか、高知の自然、そして牧野が愛した土佐の山河をいかに観光資源として生かすことができるかは、自治体の長たる濱田知事の腕の見せどころではと考えます。ただ、先日私の知人で映像コンテンツなどの扱いに見識のある数名が集まり、今回の朝ドラを高知のためにいかに生かすかの議論を行いました。そこで出た意見の中には、今の高知の体制ではこのチャンスを生かし切れないだろうという残念な声もありました。

そこで、私はこのビッグチャンスを生かすべく、知事を中心とした官民一体の組織を結成し、これまでにない視点で牧野富太郎を単なる植物学者だけでなく、それを育んだ高知という場所を、そして土佐人気質を文化、学術、観光、経済の遺産として生かしてはどうかと考えます。また、出遅れている国内の竜そばファンやインバウンドでの来高も大いに期待できると考えております。

今後、朝の連続テレビ小説の放送決定を契機として、自然や歴史、文化などを観光資源としてより生かしていくためにも、新たに取り組まれる観光施策についても、高知県文化芸術振興ビジョンに盛り込む必要があると考えますが、文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

さて、来年以降、本県観光客の受入れ施設の中核となるのが牧野植物園です。その印象が旅全体の満足度向上にも直結すると思われ、同施設の魅力向上が最重要課題と思いますが、植物

園だけでなく周辺施設や環境も含めた対応策が必要ではと考えております。また、牧野植物園の駐車場には一定の限りがあり、毎年連休には渋滞問題が起こっておりますし、来年はさらに渋滞に拍車がかかると想定すべきでしょう。

そこで、まず牧野植物園の磨き上げ整備の状況と、駐車場の渋滞対策をどのように講じていくのかについて林業振興・環境部長にお伺いいたします。

加えて、来春はリニューアルが進められている桂浜公園のグランドオープンとも重なり、こちらも渋滞問題が発生するのは必至で、この問題は高知市とも協議する必要があります。私は、この渋滞問題の打開策の一つとして、桂浜と五台山、その他観光施設を結ぶ周遊シャトルバスを運行させることが、新型コロナウイルス感染症の拡大で大打撃を受けた宿泊施設や公共交通機関、タクシー業界、飲食店などにも非常に有効だと考えます。

渋滞問題をどのように解消されるおつもりなのか、観光振興部長にお伺いいたします。

続いて、かねてより提案してまいりましたフィルムコミッションを拡充し、現在の事業から一つの独立した部署として攻めの姿勢を強力に推進、実行する組織とすることも今回強く要望いたします。

撮影前から公開後まで1つの部署で対応することが業務の簡略化とサービスの向上となります。また、ロケ誘致に関して、営業活動はできておりませんし、PR協力にしても十分なことをするには困難な体制であり、もはや観光コンベンション協会内の一事業では今後の対応はできません。ちなみに、愛媛県も本県同様、フィルムコミッションは事業だそうですが、専門の知識を持つ事業者に業務委託をして、担当課職員と協力して運営していて、行政と民間のそれぞれで役割分担をして現在のところ非常にうま

くいつていると伺っております。

現在、私の知るだけでも高知県内で全国公開規模の映画企画が5本、実は進められております。この勢いですと、さらに増える可能性もあります。高知が舞台となる映像コンテンツが国内外に多数発信されることは、外向けPRにはもちろんのこと、県内の県民の郷土愛の醸成と、元気と自信のある地域であるためには非常に重要であります。ロケ誘致の実現のための営業活動はもちろんのこと、ロケ地が決定した後も撮影時などにおいて様々な関係者の協力を得ながら、きめ細かな支援を行うことが重要となります。

今後のロケ誘致に備え、体制の充実が必要と考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、動物愛護についてお伺いたします。

五台山周辺で以前から問題になっているのが野良猫、野良犬の問題です。朝ドラらんまんが放送され、牧野植物園を訪れる観光客が増えれば、必ず目にするのが、そこに生息する野良猫たちの姿です。ところが、くくりわなにかかった猫が野良犬に襲われていた、子猫をくわえた野良犬を目撃したなど、私の周りでもこんな情報がすぐに聞こえてきます。

また、高知市の三里最終処分場の職員が野良犬に囲まれたなどの話もあり、五台山周辺では少なくとも3つぐらいの野良犬のグループがあり、時には合流して狩りを行っている話もあるそうです。牧野富太郎というキーワードで、牧野植物園を中心とした五台山周辺に観光客が押し寄せ、この野良犬の群れに観光客が襲われるなどの被害が発生すれば、そのダメージは計り知れません。

そこで、健康政策部長にお伺いたします。五台山地区の野良犬、野良猫の个体数や行動範囲についての把握はできているのでしょうか、当該地域は、中核市である高知市保健所管轄で

あることは存じておりますが、県下有数の観光地でもあり、人に危害を与えるおそれのある野良犬の確保、保護などの対策をどのように行うのか、お聞かせください。

続いて、動物の愛護及び管理に関する法律、通称動物愛護法についてお伺いたします。令和2年6月から動物愛護法が改正され、遺棄、虐待に関する罰則が強化されました。前の質問でもくくりわなについて触れましたが、五台山周辺では有害鳥獣駆除を目的とした許可捕獲が行われていますが、このわなに野良犬や野良猫がかかり、足の欠損などのある犬、猫が目撃されており、県にも負傷動物の通報がされていると思います。

これは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律における許可捕獲が比較的簡単な申請で取得できることにも問題がありますが、この地区にはイノシシなどの害獣と野良犬、野良猫の生活圏が重複しているために、錯誤捕獲が頻繁に起きているそうです。そのためか、地元の狩猟者からの聞き取りでは、同じ犬が何度もわなにかかるとの話もあり、害獣だけでなく愛護動物も同じわなにかかる可能性があること知っていても、わなを設置するしかないのですが、わなにかかった犬、猫は、そのたびに傷つき、時には死んでしまうこともあるでしょう。また、わなにかかった猫は野良犬の格好の餌食にもなることもあるでしょう。愛護すべき動物がこのような目に遭ってもよいのでしょうか。

決して少なくない数の愛護動物たちをこの現状から守るためには、一体どの法律のどの条文をもって対処すべきか、健康政策部長のお考えをお聞かせください。

加えて、警察本部長にも一言申し上げます。国では、動物愛護法改正に伴い、環境省と警察庁との連名でポスターなどの啓発資料も作成されております。また、警察本部や県担当部局に

においても啓発ポスターも作成され、掲示などされているとお聞きしておりますが、ぜひ動物愛護法改正について、広く県民に対する普及と啓発のお手伝いをいただきたく、お願い申し上げます。

次に、野良猫対策として県が取り組んでいるTNRについてお伺いいたします。本県では、平成30年頃から土佐清水市とボランティアが中心となって、野良猫の大規模TNR活動が行われております。TNRとは、捕獲し、不妊・去勢手術を施し、元の場所に戻す活動のことで、野良猫の繁殖を抑えることで不幸な命を増やさない、発情期の鳴き声を抑えるといった効果があります。

土佐清水市のホームページでは、既に1,000頭を超えるTNRを行い、継続的にTNRを続けることで、確実に目的が達成されているようです。また、高知市の観月坂団地でも町内会によるTNR活動が行われて、五、六年かけての野良猫の自然消滅を目指し現在も継続中です。

しかし、県下には野良猫問題に苦慮している自治体も多く、五台山をはじめとした観光地や広域の公園でのTNRは、その猫の数の多さもありますが、関わるボランティア、獣医師や捕獲器など機材等の不足が原因で断念しているとお聞きしております。また、県福祉保健所では、以前は犬の捕獲を目的に捕獲器を貸し出していましたが、犬、猫の虐待目的の捕獲で使用されるなどの問題があり、貸出しを止めた経緯があるとお聞きしております。

そこで、私からの提案があります。これらの問題を解消し、不幸な命をなくするためのTNRを推進するために、県がボランティア育成講座を設け、その中でTNRについてのカリキュラムとして取り入れ、その修了者が行うTNRについて捕獲器の貸出しや、不妊・去勢費用の助成を行うことはいかがでしょうか。

ボランティアと獣医師会との連携を図り、殺処分ゼロを目指せる高知県をつくり上げていくために、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。健康政策部長にお聞きいたします。

続いて、不妊手術助成に関する質問をいたします。本県業務衛生課の猫の不妊手術費助成のホームページを見ますと、猫の生息地を所管する福祉保健所に運転免許証など本人確認ができる書面と一緒に持参してくださいとあります。また、持参以外、郵送、ファクスなどの申請は受付できませんともあります。県庁には、産業デジタル化推進課も新設されて久しく、にもかかわらず、いまだにアナログとはいかがなものかと感じております。さらに、本県には福祉保健所も5か所しかない現実を鑑みますと、この申請方法がTNR活動の足かせになっていると考えます。

国では、各種補助金もPCやスマホで受け付ける今、これら申請もインターネット利用を可能にすべきと考えますが、健康政策部長の御所見をお聞かせください。

また、インターネットに不案内な御高齢の方を考えますと、郵送、ファクスなどの申請や、市町村窓口での受付も本県のTNR活動の拡大につながりますから、併せて御検討ください。

また、令和3年6月議会において武石議員からも要請がなされておりましたが、里親拡大のためにも、ぜひ県営住宅でペット飼育が可能になるような取組を始めるよう御検討いただきたいと思います。これは要請にさせていただきます。

次に、森林整備、林業振興について要請をいたします。昨年の9月議会において、私は、林業大学校で交換留学生などを受け入れ、帰国後は母国においてビジネスパートナーや高知県との橋渡し役などで活躍していただき、あるいは高度人材などとして高知に戻っていただき、海

外からの人材確保の中核を担う人材として県内企業で活躍していただくことなどを視野に入れた施策を講じるべきだと御提案させていただきました。これに対して執行部から、民間企業で交流があると聞いているので、こうしたものも踏まえ、県としてどのような交流の仕方が可能か研究してまいりたいとの答弁がございました。

その後の状況につきまして、林業大学校を通じた海外の大手林業会社との交流に向けた検討が進んでいるとお聞きしており、スピード感ある対応に敬意を表しますとともに、今後の展開に大いに期待するものであります。

御承知のように、本県は県土の84%を森林が占める森林率日本一でありながら、林業就業者は過疎化や高齢化などにより、長期的に減少傾向で推移しており、担い手の確保は重要な課題となっています。また、日本全体でも、中長期的に人口減少に向かう中、県経済をさらに拡大させていくためには、輸出拡大に加えて、外国人材の受入れ対策を強化していく必要があります、濱田知事もグローバル化を政策の柱に据え、昨年3月には高知県外国人材確保・活躍戦略を策定し、関係部局が連携して、外国人材の受入れを推進しているところであります。

そうした中、林業分野においても海外との交流を通じた人材育成・確保を進めていくことは大変意義あることと考えます。現在、その詳細について検討が進んでいるものと思われませんが、その際には、数年後見込まれる林業分野の外国人技能実習制度の整備を見据え、他県に先んじて制度の活用ができる技能実習生の受入れに関するノウハウの蓄積や、将来的に指導者となり得る高度人材などの外国人材の受入れ、ひいては技術交流などによるお互いの林業振興につながるよう、しっかり取り組んでいただきたいことを要請させていただきたいと思います。

次に、ひきこもり・いじめ問題に関する質問

をいたします。

今、いじめは全国各地で重大事態が発生し、子供たちの貴い命を失う事例が多く報道されています。子を持つ親として、私もこういうニュースを見るたび、本当に心が痛みます。この重大事態とは、いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるという場合と、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるという場合の2つを、いじめの重大事態と定義しているようです。いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであることを十分に認識して対応しなければなりません。

そこで、令和になってから本県で発生した、いじめの重大事態の件数と、その中で、いじめにより不登校になってしまった事案の件数について教育長にお聞きいたします。

次に、いじめを減少させる取組に関して御質問いたします。昨年秋に、大阪府寝屋川市のいじめ対策を評価する「寝屋川市すごい！」という保護者のツイートがSNSで話題になりました。2万7,000いいねの反響を呼んだ理由は、児童の相談から僅か数日で動いたスピード感ある対応でした。

そこで、実は、昨年末この寝屋川市を視察してまいりました。まず、寝屋川市では、いじめ問題を教育委員会ではなく、危機管理部監察課が所管しておりました。ここでは、教育的アプローチの限界という仮説に立てば、学校現場への教育カウンセラーの派遣や教育委員会への第三者機関の設置など、よくある教育的アプローチの補強では課題解決につながらないと考えたそうです。そして、教育的アプローチはいじめの予防、見守りに注力し、新たなアプローチとして行政的アプローチを導入するとともに、児童生徒に被害児童生徒、加害児童生徒という概念を導入したそうです。そして、警察への告訴、

民事での訴訟を行うルートを確保、指導する法的アプローチを導入し、第2の行政的アプローチの実効性を担保する役割を果たす仕組みを構築していました。

私は、本県でも寝屋川市と同様にいじめ問題に限って危機管理部が所管してはと考えるが、知事の御所見をお聞かせください。

また、いじめ根絶を難しくしている課題に、初期段階のいじめの認知の遅れが挙げられます。本県を含め、現状のいじめ対応では、被害児童による告発だと、さらにいじめがエスカレートし、長期化することが容易に想像できます。加えて、学校現場ではいまだに隠蔽体質も見られるようで、遅々として進まないのが実情だとも聞いております。

さきに述べた寝屋川市は、こうした問題を考慮して、子供たちのSOSを市長部局に直接届ける仕組みを構築しておりました。それが、全ての小中学校で毎月配布されるチラシです。チラシは、被害者本人やクラスメートが、学校を介さずに直接監察課へといじめの相談ができる仕組みです。

ぜひ子供たちが安心して告発や通報ができる仕組みづくりを本県でも取り入れるべきではないかと考えますし、本県では小中学校だけでなく高校まで広げてはと考えるが、教育長の御所見をお聞かせください。

次に、ひきこもりに対してお伺いいたします。実は先日、個人情報の問題もありあまり詳しくは述べられませんが、地元のひきこもりの方から、上田議員ですか、私これからどうやって生きていけばいいですか、生きている価値があるんでしょうかという突然の電話相談を受けました。私も、ひきこもりの方と直接お話するのは初めてだったので、正直びっくりしました。

その方は、私立高校を中退し、高知北高校に編入し、その後、高知工科大学に進学しました

が、ここもまた中退し、それ以降10年以上引き籠もっているそうです。その後、お母さんから詳しくお話を伺うと、精神病院へ1年ほど入院して、その後退院した頃はまだ落ち着いていたのですが、あるときから粗暴な振る舞いが出たりして、お母さんも心労がたたり、鬱症状が出て、最近はお母さんも病院に通い始めたようです。そこで、はまゆう教育相談所にお母様と一緒に行きましたが、カウンセリングがよかったのか、後日御連絡させていただきましたら、今は息子さんも落ち着いているとのことでした。

そんなときに、高知北高校の校長先生から御相談がありました。内容は、精神的ケアが行える校医を学校に置きたいというものでした。御存じの方もいらっしゃると思いますが高知北高校は60%が不登校経験者で、その子供たちのケアをしっかりと講じてから、大学や社会に送り出したいとのことでした。

ひきこもりの子供たちの中には精神疾患や発達障害など、精神医療の知識を持っていないと判別が困難な事例も多いと聞きます。県では、このような発達障害などの精神疾患を背景とした不登校やひきこもりなどの事例に対応できるように、医療、福祉、教育などの関係機関が連携して、地域の支援体制を構築する取組を進められていると聞いています。

先ほどの方のように、こういった支援を必要としている方はこれから増えていくと感じておりますが、特に医療面の支援について、今後どのように進めていくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

また、こうした支援に関しては、今後困難なケースによっては、チームをつくって対応することが求められると考えます。チームとは、ひきこもりの経験者プラス医療プラス精神保健福祉士などです。横断的な組織が必要であろうかと考えます。ひきこもりの方は、家庭内に様々

な課題を抱えていることが多く、アセスメントで見立てや診断を行い、一人一人の状態に応じた支援が求められ、早期に状況を把握して、県のひきこもり地域支援センターや福祉保健所、地域の行政や学校、社会福祉協議会など、多職種が連携して支援することが必要であると考えます。

国のひきこもり支援では、現在都道府県と指定都市に設置しているひきこもり地域支援センターの小型版を身近な市町村に設置を目指すなど、基礎自治体における相談窓口の早期設置や、支援内容の充実を進めていくことが打ち出されています。

県内のひきこもり支援施策の充実に向けて今後どのように取り組んでいくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

時間が参りましたので、まだ予定をしておりましたが、以上で第1問とさせていただきます。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 上田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、県際収支の改善に向けました産業振興計画での取組につきましてお尋ねがございました。

本県のような地方部におきましては、例えば食料品や電化製品など生活必需品の多くが移輸入となります。このため、基本的には県際収支が赤字となるといった構造にあります。とはいえ、本県経済の発展を目指すためには、移輸出の増加を図りますことで、結果として県際収支が改善されるということが望ましい姿であるというふうに考えております。

そのためには、御指摘もありましたように、まずグリーン化やデジタル化といった取組によりまして、イノベーションを喚起していくこと、そして付加価値の高い新たな事業を数多く生み出していくということが非常に大切であると考

えております。さらに、いわゆるインバウンド観光の振興、輸出の拡大といたしましたグローバル化を推進いたしますために、海外市場に打って出るということが重要であります。

このため、産業振興計画におきます分野横断型の連携テーマを大幅に見直しいたしまして、コロナ禍でありましても成長が期待できる新たな産業の創出、そして輸出を見据えた地産外商の取組を強化するということいたしました。

活力のある県外の市場、さらには海外の市場をターゲットといたしまして、より一層の販路の拡大に取り組むことにより、移輸出額の増加、ひいては県際収支の改善を図るという考え方で対応してまいります。

次に、文化芸術振興ビジョンの見直しと今後の進化についてお尋ねがございました。

高知県文化芸術振興ビジョンは、本年度が計画期間10年間の中間年、折り返しの5年目となっております。このため、基本的な理念などは維持をしながらも、デジタル化の進展あるいは長引くコロナ禍といった文化芸術を取り巻く環境の変化を踏まえまして、見直しを行いました。あわせまして、見直し後のビジョンに基づきます来年度から5か年の後期行動計画も作成をいたしましたところでございます。

この見直しに当たりましては、昨年度議員からも御指摘をいただきました、文化芸術と経済の融合という点にも特に意を用いました。見直しの御議論をいただきました高知県文化芸術振興ビジョン評価委員会の委員には、経済界や観光分野の方々にも新たに御就任をいただきまして、文化芸術の振興を経済の活性化に、より一層つなげていくという視点からの御意見もいただきました。

このたび作成をいたしました後期の行動計画におきましては、経済の活性化につなげるという観点からは、例えば牧野植物園の利用促進、

文化芸術を活用した観光振興の取組なども盛り込んでおります。また、県立文化施設の利用促進、まんが王国・土佐のブランド化推進、高知の文化の国内外への発信などの取組も経済の活性化につながるものと考えております。

今後、このビジョン及び行動計画に沿いまして、基本理念といたしております、文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県の実現に向け、本県の文化芸術の一層の振興を図ってまいります。あわせまして、行動計画の進捗管理に当たりましては、文化芸術の振興を観光振興や産業振興につなげていくということを引き続き意識をいたしまして、必要に応じて取組の追加なども行ってまいりたいと考えております。

次に、今後の映画、ドラマにおきますロケ誘致に備えた体制の充実についてお尋ねがございました。

映画やドラマの誘致は、国の内外に向けましたPR効果はもとよりでありますけれども、いわゆるロケ地巡りなどの観光誘客、そして撮影の際の宿泊など、本県に様々な経済効果を生み出すものと考えております。このため、現在観光コンベンション協会にフィルムコミッションを設置いたしまして、映像制作者を対象とした商談会などを通じましたロケの誘致活動を行っているところであります。

また、誘致を成功させますためには、企画に応じたロケ地情報の提供をはじめといたしまして、撮影許可手続の調整などといった制作側のニーズに沿った対応を丁寧に行うということが重要だと考えております。例えば、昨年映画竜とそばかすの姫の事例におきましては、制作イメージを踏まえまして、それに適したロケ地の情報提供でございますとか、視察のアテンドといったきめ細かな対応を重ねたことが、本県でのロケ誘致につながったと考えております。さらに、実際の撮影時には必要な施設の利

用調整でございますとかエキストラ、ボランティアスタッフの手配などにつきまして、関係機関と連携をし、円滑なロケが実施されるように支援をいたしております。

今後のロケの誘致に備えた体制につきましては、引き続きフィルムコミッションを窓口といたしまして、支援のボリュームや内容に応じて臨機応変に全庁で対応していくということが効果的だと考えております。今後も、映画やドラマの制作者側にとりまして円滑なロケが行えますように、しっかりと支援を行いまして、本県へのロケ誘致につなげてまいりたいと考えております。

最後に、いじめ問題につきまして、知事部局の危機管理部が所管をすることにしてはどうかというお尋ねがございました。

いじめ問題は、学力の不振、不登校、暴力行為、自己肯定感の低下などといった様々な教育課題と相まって発生するものであります。このため、基本的にはその予防、発見、解決までの一連の取組につきまして教育委員会が担うということが適当であると考えております。

一方で、いじめ問題に関しましては、地方公共団体の長が関わる仕組みが近年新たに設けられております。具体的には、1つには、児童生徒の命に関わる重大事態が発生した場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、知事や市町村長の権限で総合教育会議を開催いたしまして、緊急に講ずべき措置を協議した上で速やかに対処すると、こういった形で知事、市町村長が関与するという枠組みが設けられております。

また、あわせまして、教育委員会が実施をいたしたいじめの重大事態の調査結果が十分でないとき被害側の児童生徒や保護者が判断した場合には、いじめ防止対策推進法の規定によりまして、知事や市町村長に再調査を求めること

ができるとされております。本県におきまして、知事にこの再調査の要望があった場合には、子ども・福祉政策部に実務を担わせるということといたしております。実際に、過去に再調査の要望があった事案はございませんけれども、このような形で第三者的な立場から検証ができる仕組みが整えられているところでございます。

また、これまで県立学校におきまして、児童生徒の命に関わる事態が発生いたしました場合には、発生時点でのいじめの有無にかかわらず、直ちに教育委員会から私に報告がされております。いじめの重大事態などにつきましても、その都度報告がされておりますし、さらに申しますと、私宛てに直接いじめの情報が寄せられた場合にも、私のほうから県の教育委員会に伝えまして、教育委員会において適切に対応するように促しているところであります。

こうしたことから、本県におきますいじめ問題につきましては、今後とも基本的には教育委員会が所管をし、必要に応じて知事部局が関与していくということによりまして、適切な対応が図られるものというふうに考えております。

私からは以上であります。

(商工労働部長松岡孝和君登壇)

○商工労働部長(松岡孝和君) 県内企業がデジタル技術を活用して働き方改革を進めるための取組についてお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、例えばテレワークは時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とする有効な手段となります。加えて、感染症対策や危機事案発生時における企業の事業継続、BCP対策、さらには企業の魅力を高めることによる有能な人材の獲得などの効果も期待できるところです。

このように企業におけるデジタル化の活用は、働き方改革をはじめ様々な効果をもたらしますことから、本年度その支援の在り方を抜本強化

しているところです。まず、昨年4月に産業振興センターにデジタル化推進部を新設し、専門の人材を配置いたしました。また、県内企業がデジタル化に取り組むきっかけとなるモデル事例を創出し、県内全域へ横展開するための取組も進めております。さらに、高知デジタルカレッジの講座を拡充し、社内のデジタル化に対応するための企業人材の育成も行っているところです。

加えて、県内企業の大半を占める小規模事業者のデジタル化を促進するためには、商工会等の経営指導員のスキル向上が重要となりますことから、来年度新たに商工会連合会に専任のアドバイザーを配置してまいります。こうした取組によりまして、多くの県内企業にデジタル技術の活用を促していくことで、県内企業の働き方改革の取組も後押ししてまいります。

(産業振興推進部長沖本健二君登壇)

○産業振興推進部長(沖本健二君) 50代以上の方を対象とした起業促進の取組についてお尋ねがございました。

人生100年時代と言われるようになりましたが、その後半となる50代以降に起業によって第二の人生をスタートされる方々が増えていきますことは、今後ますます労働生産人口の減少が見込まれています本県にとりまして、大変有意義なことだというふうに考えております。また、お話にもございましたリモートワークによるコンサルティング業務など、自宅をオフィスとした起業が今後増加してくることも考えられます。

県では、起業に取り組む方々をサポートするこうちスタートアップパークを運営しております。900人を超える会員が現在いらっしゃいますけれども、うち50歳以上の方は79人となっております。これらの方々は、それまでに蓄積した様々な経験や人脈などを生かし、起業しようとする事業内容がある程度明確になっておりま

すことから、アドバイザーによります個別メンタリングが最も有効だと考えます。こうした手法を活用し、第二の人生における新たなチャレンジを応援したいと考えておりますので、お気軽に御相談いただければと思います。

(中山間振興・交通部長尾下一次君登壇)

○中山間振興・交通部長(尾下一次君) 地域プロジェクトマネージャー制度を活用するための取組についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、今年度市町村が実施する重要なプロジェクトを担う人材を確保することを目的に、新たに地域プロジェクトマネージャー制度が創設をされました。配置されるマネージャーは専門的な知識や経験を基に、プロジェクトの責任者として、また地域の企業や関係団体などとの橋渡し役として、プロジェクトを着実に推進し、成果へとつなげていくことが期待をされております。また、地域おこし協力隊のOBやOGの配置も想定した制度となっております。

様々な課題を抱える本県の中山間地域にとっても、こうした専門的な知識やノウハウを持つ人材を確保することで、地域の課題解決や活性化が期待できる有効な制度であると考えております。県内では、本年1月から室戸市がこの制度を導入し、来年度には現時点で2つの市町村が導入する予定となっております。

県としましては、今後とも市町村担当者や地域おこし協力隊の研修会などの場を通じて、制度の目的や内容を周知するとともに、先行して配置された室戸市の事例を広く御紹介するなど、制度のさらなる活用を進めてまいります。

(観光振興部長山脇深君登壇)

○観光振興部長(山脇深君) まず、NHK連続テレビ小説らんまんの放送に合わせたプロモーションについてお尋ねがございました。

これまで本県を訪れた観光客の統計を見ます

と、40代以上の方の割合が全体の6割以上を占めており、また全ての年代を通じて男性の割合が高いのが特徴であり、毎年同じ状況が続いております。一方で、連続テレビ小説の視聴者層は40代以上の割合が7割以上で、そして全体の約6割が女性となっております。また、牧野植物園をはじめ県内の植物や花をテーマとした施設の入園者につきましても、連続テレビ小説の視聴者層と同じ傾向にあります。こうしたことから、まずは自然や植物に関心の高い女性層を中心にアプローチをしていく必要があるというふうを考えております。

また、今回のドラマで主役を演じる神木隆之介さんは、女性の幅広い世代にとっても人気のある方とお聞きをしておりますので、ドラマ放送を通じて、今まで高知にあまりお越しいただけていない、比較的若い年齢層の方にも関心を持っていただけるのではないかとというふうに考えております。

こうしたことを踏まえまして、自然や植物に関心の高い方が購読するような雑誌や女性誌、生活情報番組などでの情報発信の強化を図っていきたいというふうに思います。加えまして、SNSを活用した情報発信やウェブ広告など、若年層へのPRの強化も図り、今回のドラマを契機に、本県への誘客層の幅をより広げていけるように取り組んでまいります。

次に、渋滞対策と周遊促進についてお尋ねがございました。

牧野植物園においては、特にドラマ放送開始後のゴールデンウィークや連休など、相当な混雑が予想されますし、お話のありました桂浜公園のグランドオープンもほぼ同時期に予定されていることから、桂浜周辺での渋滞も想定されます。このため、両施設への進入路の交通規制や案内スタッフの配置、また大規模な臨時駐車場を開設した上で、シャトルバスで送迎するな

どの対策が必要ではないかと考えております。

また、車を利用しない観光客の方も多くいらっしゃいますので、高知駅前発のMY遊バスの増便の検討も必要だと思っております。このMY遊バスは五台山と桂浜を結ぶ周遊観光バスですので、集客力の高い牧野植物園と桂浜公園のそれぞれの入園者を相互に送客できる効果が期待できます。加えまして、現在桂浜に遊覧船が着岸できるような整備が行われており、これを機会に浦戸湾を活用した大きな周遊ルートもつくっていくのではないかと考えています。

例えば、朝、高知駅からMY遊バスに乗って五台山や桂浜を散策し、桂浜から浦戸湾の遊覧船で棧橋に渡り、路面電車で町なかまで戻ってくるといったコースも可能だと思っております。そうしますと、高知でさらにもう一泊するという可能性も高まります。お話のありました夜の飲食店やタクシーなどへの波及効果も出てくるものと思われまます。また、桂浜公園やとさてらすの案内所で手にした観光情報を基に、県内各地に周遊していただければ、本県での滞在時間の延長や観光消費額の向上にもつながるものと思っております。

いずれにいたしましても、渋滞対策をしっかり講じていくことはもちろんのことですけれども、将来の本県観光の振興につながる取組となることを常に念頭に置きまして、ドラマ終了後には本県観光が一段とレベルアップしていることを目指して取り組んでまいります。

(文化生活スポーツ部長岡村昭一君登壇)

○文化生活スポーツ部長(岡村昭一君) 連続テレビ小説の放送決定を契機とした新たな観光施策を文化芸術振興ビジョンに盛り込むことについてお尋ねがございました。

先ほどの知事からの答弁にもありましたように、高知県文化芸術振興ビジョン及びビジョンに基づく行動計画におきましては、文化芸術の

振興を観光振興や産業振興につなげることを意識した取組を盛り込むこととしております。来年度からの5年間で計画期間といたします後期行動計画におきましても、文化芸術を活用した観光振興の取組として、龍馬パスポート事業やリョーマの休日キャンペーン推進事業などを位置づけているところであります。

このたび、牧野富太郎博士をモデルにした朝の連続テレビ小説の放送が決定しましたことは、誠に喜ばしいこととあります。既に観光振興部では、官民が一体となった新たな観光振興策の検討が進められています。今後の取組により、多くの方々が高知県を訪れてくださるものと期待しております。

本県の文化芸術の振興という観点からも、高知県に来られる多くの方々に本県の歴史や文化に触れ、その魅力を感じていただく絶好の機会とあります。このたびの連続テレビ小説の放送決定を契機とした新たな観光施策が策定されましたら、文化芸術振興ビジョンの後期行動計画に組み入れたいと考えております。また、今後におきましても観光や産業などの振興と文化芸術の振興との連携を一層意識し、必要に応じて取組の追加や見直しなどを行ってまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長中村剛君登壇)

○林業振興・環境部長(中村剛君) 牧野植物園の磨き上げ整備の状況と駐車場の渋滞対策についてお尋ねがございました。

県では、平成29年度に策定しました牧野植物園磨き上げ整備基本構想に基づき、これまでに夜間イベントを行うための照明設備の設置やフラワーショーが開催できる新しい園地の整備、牧野博士の植物図や植物の魅力を紹介するための映像シアターの整備などを進めてまいりました。

また、今年度は来園された皆様が目の前にあ

る植物についての解説などをお手元のスマートフォンで見られるガイドシステムを構築し、運用を開始しております。さらに、現在レストランなどを備えた新しい研究棟の整備を進めており、ちょうど放送が始まります令和5年春にオープンする予定であり、さらに魅力を増した植物園として新たなお客様を迎え入れることとなっております。

一方、駐車場につきましては、大型連休中や、人気企画展が開催され多くのお客様が来園される期間中は、それに対応できるだけの十分な駐車スペースがないことが大きな課題となっております。このため、近年のゴールデンウィークの来園者数や、五台山花絵巻を開催し来園者数が過去最高20万人超えであった年の入り込み数、こちらにも対応できますよう駐車場の拡張工事を進めており、今年12月には完成する予定であります。

しかしながら、らんまん効果によりまして、これらの来園者数を超えるお客様がお越しであることも想定されます。このため、そうした事態に備えた臨時駐車場の確保についても検討を始めるなど、受入れに当たっての駐車場対策に万全を期して取り組んでいるところでございます。

(健康政策部長家保英隆君登壇)

○健康政策部長(家保英隆君) まず、五台山地区の野良犬、野良猫の実態把握と、その確保、保護などの対策についてお尋ねがございました。

五台山地区の野良犬、野良猫については、中核市である高知市の所管となり、高知市保健所や五台山公園を管理しております高知土木事務所に問い合わせましたところ、生息数等について具体的な数などの情報は把握していないということでした。高知市保健所の話では、五台山地区及びその周辺で数匹から十数匹の子犬が毎年のように保護され、また地元住民の方々や県

市で共同設置している中央小動物管理センターの職員の見撃情報によりますと、数匹程度のグループが複数確認されております。

これまでも高知市保健所が、高知土木事務所や牧野植物園、地区の住民の協力を得て、断続的に捕獲おりを設置しております。昨年10月には、五台山地区住民の方々から高知市長に、野犬被害から住民を守るための要望書が提出されたことを受けて、住民の方々と高知市の間で改めて対策が協議されているとお聞きしております。

県としましては、高知市保健所からの要望を受けて、おりの改善や追加設置などについて協力をしているところでございます。

次に、愛護動物を錯誤捕獲の被害から守るための法律上の整理についてお尋ねがございました。

五台山地区は鳥獣保護区のため、農作物をイノシシなどの被害から守るための害獣捕獲が行われているとお聞きしております。捕獲わなに関しましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に基づく許可を、高知県の事務処理の特例に関する条例の規定にのっとり、市町村から得て設置されることになっています。そのわなに捕獲対象以外の動物が捕獲された場合は、わなの設置者が放獣することになっております。愛護動物が意図せず捕獲された場合に放獣を行わず長期間放置し、その結果負傷、死亡した場合は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条により懲役または罰金に処せられる可能性もあります。

県としましては、担当課による狩猟免許更新講習会などの場で説明し、動物愛護法の遵守について徹底をしてまいります。

次に、処分ゼロに向けたボランティアや獣医師会との連携についてお尋ねがございました。

動物愛護ボランティアの皆様には、日頃から

地域猫活動や、猫や犬の保護、譲渡などを行っていただいております、この場をお借りしてお礼申し上げます。

議員からお話のありましたTNRは、飼い主のいない猫を捕獲し、不妊・去勢手術を行い元の場所に戻す活動で、繁殖を抑制するものです。この取組をより効果的に推進する方法として、ボランティアと市町村が協働で行う集中的不妊手術枠を設けておりますので、その実施に当たっては円滑に手術を実施できるよう、獣医師の皆さん方との連携が重要になってまいります。

加えて、殺処分の一層の減少にはTNRだけではなく、ボランティアの方々に献身的に取り組んでいただいているミルク猫の保護活動もごございますが、保護される状態によっては獣医師の診察が必要な取組でもございます。こうしたTNR活動やミルク猫の保護には医療支援が欠かせないことから、これまで以上に獣医師会などの獣医師さんの方々との協力・連携も図るように取り組んでまいります。

最後に、猫の不妊手術費助成のインターネットや郵送などによる申請と市町村窓口での受付についてお尋ねがございました。

本県では、デジタル化推進の一環として電子申請の拡充を進めているところであり、お話のありましたメス猫不妊手術推進事業での導入も進めていきたいとの思いでございます。

本事業では、猫の生息範囲の状況や数の把握、不妊手術後の餌やりの方法、ふんの始末などの指導が事業の成果を左右するポイントになっており、インターネットや郵便でこれらをいかに確実に実行していただけるようになるかが課題となります。これらの課題解決を整理した上で、インターネットや郵送など新たな申請方法について検討を進めてまいります。

また、市町村での受付については、効果的な繁殖抑制を目的とした集中的不妊手術枠を市町

村申請としておりますので、繁殖抑制を推進するためには地元市町村と御協議の上、集中枠の活用の御検討をお願いしたいと考えております。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、令和以降、いじめの重大事態の報告件数といじめにより不登校になった件数についてお尋ねがございました。

いじめの定義は、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものであると、いじめ防止対策推進法によって初めて規定がされました。これは、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であると示されたものです。

また、同法第28条第1項によって、いじめの重大事態が規定されました。第1号では「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号では「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされております。この相当の期間とは、国が示すガイドラインでは年間30日が目安とされております。本県では、県立学校については30日ではなく、7日以上と短く設定して認定し、国へもそれで報告を行っております。

本県で認定された重大事態は、公立小・中・高・特別支援学校合わせて令和元年度は第1号が7件、第2号が14件で、重複がありますので、実数としましては、第1号、第2号合わせて16件、16人となっております。また、この中には同一事案で双方の訴えにより互いに被害側にも加害側にも認定されるものが計2件として計上されております。令和2年度は第1号が9件、

第2号が13件で、重複がありますので、こちらも実数は19件、19人となっています。なお、これらの重大事態の調査報告に児童生徒が死亡した事案はございません。

また、これら第2号に該当する重大事態の中で、年間30日以上欠席となつて、不登校として報告された児童生徒数は、令和元年度が7人、令和2年度が7人となっております。

次に、子供たちが安心して相談や報告ができる仕組みについてお尋ねがございました。

学校では、主に学級担任や養護教諭が窓口となつて、子供が安心して自分の気持ちを伝えることができるよう、相談体制の整備に努めているところです。また、直接教員に相談しづらい子供のために、県教育委員会では外部相談窓口として24時間子どもSOSダイヤル、電子メール相談、こうち高校生LINE相談などを開設しております。

さらに、本年度は、児童生徒の1人1台端末でログインした際に表示されるトップページに、こうした相談窓口の一覧を掲載するとともに、電子メール相談については、児童生徒の1人1台端末から直接教員などに知られることなく送信ができる仕組みを追加しております。

また、本年度は令和2年3月に作成し配付しました「高知家」いじめ予防等プログラム」の追補版を作成しまして、子供のSOSに早期に気づくことができる教職員向けプログラムや、児童生徒が困ったときの具体的な援助方法を学ぶためのプログラムを追加いたしました。このプログラムを活用することで、いじめに対しての教職員の気づく力の向上や、児童生徒が自ら身近な友達や大人に相談することができる力を育ててまいりたいと考えております。さらに、このプログラムは、保護者や地域、関係機関等、幅広く活用いただくこととしており、いじめの気づきと学校等への連絡方法なども学んでいた

だけるようになっております。

県教育委員会としましては、先ほどのプログラムを活用した教員研修を実施するとともに、各相談窓口のさらなる周知や1人1台端末のトップページの使い方などについて徹底し、子供たちがさらに安心して相談や報告ができるよう取り組んでまいります。

(子ども・福祉政策部長山地和君登壇)

○子ども・福祉政策部長(山地和君) まず、不登校やひきこもりなどの事例に対応できる体制づくりについてお尋ねがございました。

県では、令和2年7月から子どもの心の診療ネットワーク事業を開始し、高知大学医学部を拠点として、子供の心の問題に早期に対応するため、県内の関係機関が連携した地域の支援体制の構築を進めております。この事業では、不登校やひきこもり、非行も含めた様々な問題を抱えた子供への対応や、保護者や福祉専門職、教員などを対象とした研修会などを実施しております。また、不登校やひきこもりなどに対応できる医療機関をウェブサイトで公表し、御家族や支援者への周知を行うなど、医療にアクセスしやすい環境の整備に努めております。

高知大学医学部では、不登校や中高生への支援に関する相談が増加しており、これらに対応できる体制づくりが必要となっております。このため、県が高知大学に設置している児童青年期精神医学寄附講座を活用して、思春期以降の心の診療ができる医師の養成などに取り組むとともに、高知大学医学部の協力を得ながら、医療面での支援体制の強化を図ってまいります。

次に、ひきこもり支援施策の充実についてお尋ねがございました。

ひきこもり支援につきましては、県のひきこもり地域支援センターにおいて、コーディネーターによる専門的なサポートを実施するとともに、市町村や関係機関との連絡会議の開催や、

支援者の人材育成研修の実施、ひきこもりに関する普及啓発に取り組んでいるところです。ひきこもり支援には、御本人やその御家族の状況に応じて、一人一人に寄り添いながら、福祉や医療、教育などの関係機関が一体となって支援することが重要です。お話のように、国において、市町村へもひきこもり地域支援センターを設置する方向が示されたところです。

本県では、令和元年度に県や市町村、医療、福祉、当事者団体などで構成する、高知県ひきこもりの人等に対する支援のあり方に関する検討委員会を設置し、関係機関によるネットワークの構築に取り組んでまいりました。来年度は、この検討委員会での議論を踏まえ、市町村における福祉や医療、教育、地域の多職種が連携した体制の整備を支援してまいります。

具体的には、ひきこもり地域支援センターにおいて、これまでの事例を基に相談支援のハンドブックを作成し、支援の現場で活用いただくことで、適切な対応や支援者同士の円滑な連携につなげてまいります。また、市町村職員などを対象とした人材養成研修の実施や、ブロックごとの連絡会や研修会の開催を通じて、民間団体も含めた多機関のネットワークづくりを進めてまいります。あわせて、市町村の体制強化に向けましては、地域共生社会を推進する国の新たな事業の活用が有効ですので、国の事業の導入に向けた支援も行ってまいります。

こうした取組により地域での支援体制の充実を図り、一人一人に寄り添った重層的な支援につなげてまいります。

○4番（上田貢太郎君） 執行部の皆様におかれましては、それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。

以上で全ての質問とさせていただきます。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議

事日程は終了いたしました。

明9日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時23分散会

令和4年3月9日（水曜日） 開議第6日

出席議員

1番 桑 鶴 太 朗 君
 2番 上 治 堂 司 君
 3番 土 森 正 一 君
 4番 上 田 貢太郎 君
 5番 今 城 誠 司 君
 6番 金 岡 佳 時 君
 7番 下 村 勝 幸 君
 8番 田 中 徹 君
 9番 土 居 央 君
 10番 野 町 雅 樹 君
 12番 横 山 文 人 君
 13番 西 内 隆 純 君
 14番 加 藤 漠 君
 15番 西 内 健 君
 16番 弘 田 兼 一 君
 17番 明 神 健 夫 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 依 光 美代子 君
 26番 大 石 宗 君
 27番 武 石 利 彦 君
 28番 田 所 裕 介 君
 29番 石 井 孝 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君
 36番 米 田 稔 君
 37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 井 上 浩 之 君
 総 務 部 長 徳 重 覚 君
 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
 健康政策部長 家 保 英 隆 君
 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
 文化・生活部長 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長 沖 本 健 二 君
 産業振興部長 尾 下 一 次 君
 推進部長 中 山 間 振 興 ・ 交 通 部 長
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 山 脇 深 君
 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
 水産振興部長 松 村 晃 充 君
 土木部長 森 田 徹 雄 君
 会計管理者 井 上 達 男 君
 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人事委員長 秋 元 厚 志 君
 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
 公安委員長 西 山 彰 一 君
 警察本部長 熊 坂 隆 君
 代表監査委員 奥 村 陽 子 君
 職務代理者 中 村 知 佐 君
 監査委員 中 村 知 佐 君

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 山 本 和 弘 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 杉 本 健 治 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 6 号)

令和4年3月9日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和4年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 令和4年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 令和4年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 12 号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

- 第 13 号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 令和4年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 令和4年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第 21 号 令和4年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 令和4年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 令和4年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 令和3年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 28 号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 29 号 令和3年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 30 号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 31 号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 32 号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計補正予算

第 33 号	令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和3年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和3年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 57 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 58 号	高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 59 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	令和3年度高知県電気事業会計補正予算	第 60 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	令和3年度高知県病院事業会計補正予算	第 61 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県動物愛護基金条例議案	第 62 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	警察職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 48 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 66 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 49 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 67 号	県が行う土地改良事業に対する市町
第 50 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案		

村の負担の一部変更に関する議案

第 68 号 包括外部監査契約の締結に関する議案

第 69 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

第 70 号 (新) 安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案

第 71 号 県道の路線の認定に関する議案

第 72 号 令和4年度高知県一般会計補正予算

報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第3号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第 2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（森田英二君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（森田英二君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計予算」から第72号「令和4年度高知県一般会計補正予算」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上75件を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

上治堂司君の持ち時間は60分です。

2 番上治堂司君。

○2 番（上治堂司君） おはようございます。自由民主党会派の上治堂司です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

今議会の開会日に知事は提案説明の中で、令和4年度の県政運営の3つのポイントの一つに中山間対策の抜本強化を掲げ、中山間地域の振興は本県の発展に不可欠であり、全庁挙げて中山間対策をさらに充実強化し、活力ある中山間地域になるよう全力で取り組むと述べられました。県土の多くを占めます中山間地域にとりましては、本当に心強いことで、各市町村においては県と一体となって様々な施策を行い、それぞれの課題に取り組んでいくことと思います。

そこで、まず集落实態調査について伺いたします。県は平成23年度に実施した集落調査後に、集落活動センターの開所を県域に広め、中山間地域の課題解決に取り組んできました。そして、中山間対策の抜本強化をさらに進めていくために、10年経過をした令和3年度に再び調査をしたところです。

今回の調査は、1,451集落を対象に訪問による集落代表者の聞き取り調査と、その集落のうち109集落への住民にアンケート調査となっております。調査の内容は、生活環境対策、安全・安心対策、農業、林業、漁業など中山間の産業づくり対策、集落代表者から見た課題、そして今後行政に力を入れてほしいことなど、集落活性化対策として幅広い分野で調査をしております。調査結果では、人口減少、高齢化の進行に伴い、10年前に比べて地域活動への参加者の減少や将来の集落維持に不安を抱える集落の増加を確認しております。

一方、多くの住民の方は集落に愛着を持ち、住み慣れた地域で暮らしていきたいと希望されております。県では、暮らし続けられる環境づくりとして1つ目に「暮らし」を支える、地域を支える活力の創出として2つ目に「活力」を生む、所得向上と雇用創出として3つ目に「しごと」を生み出す、この3つを柱として、中山間対策を抜本強化して、集落の活動が持続可能な中山間地域として全庁挙げて市町村と連携して取り組んでいくこととしております。

今回の調査結果に基づいて、中山間地域の課題解決に向けて新たにどのように取り組んでいけるのか、まず知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 御紹介いただきました今回の調査におきましては、人口の流出や高齢化により集落の活力が奪われまして、集落機能の低下、産業の衰退を招いたこと、そしてそれによりまして中山間地域での暮らしがさらに厳しい状況に陥るといった、いわゆる負の連鎖が続いているということが確認をされたわけでございます。

こうした負の連鎖を食い止めるというために、第1に中山間地域で暮らし続けることができる生活環境づくりを進めるということが必要であります。あわせて、地域に活力を生み出す取組でございますとか、地元で働き続けることができる産業を創出するということが必要になってまいります。

このため、新たな中山間対策といたしましては、ただいま御紹介いただきました3本柱でございますが、1に「暮らし」を支える、2に「活力」を生む、3に「しごと」を生み出す、この3つの柱を掲げて、私が本部長を務めます中山間総合対策本部を中心といたしまして、県の全庁が一丸となって推進をしてまいりますと考えております。

このうち、特に急がれる対策といたしまして、

令和4年度の当初予算には、小さな集落への支援、デジタル技術の活用、そして地域づくり人材の育成・確保などの取組についての予算を盛り込んでおります。

今後、これらの先行する取組に加えまして、調査結果をさらに分析、検証を進めます。それによりまして中山間地域に共通いたします課題であります、各産業分野におきます担い手確保などの施策の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

また、市町村にもこの調査結果のフィードバックを行いまして、それぞれの市町村での集落対策あるいは移住促進などの施策づくりでございますとか、地域での活性化に向けた話合いにも活用していただきたいと考えております。

このように、今回の調査で明らかになりました課題につきまして、全庁一丸となって重点的に施策を展開してまいりますことによりまして、持続可能な中山間地域を実現してまいりますと考えてございます。

○2番（上治堂司君） ありがとうございます。

先ほど知事が答弁いたしましたけれども、その中で集落活動センターに加え、小さな集落への支援強化を行っていくということになっておりますけれども、じゃあどのような支援策を考えておられるのか、中山間振興・交通部長にお伺いいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 小さな集落の維持・活性化につきましては、事業の実施主体となります市町村が配置するコーディネーターを中心に、住民が主体となったワークショップを開催し、集落実態調査の結果も活用しながら、集落が抱える課題を共有していただきます。その上で、集落の将来像を活動計画としてまとめ、具体的な活動をスタートさせるという手順で進めていきたいと考えております。

事業の実施に当たりましては、市町村に対し

てコーディネーターの配置や集落での活動に係る経費として、例えば交流人口づくりのための情報発信や、加工品作りのための機材の購入に要する経費などについて助成を行ってまいります。

また、今回の取組では、推進役でありますコーディネーターのスキルがポイントとなっております。このため、研修や情報交換によりお互いが学び合う場を設け、活動をサポートしてまいります。あわせて、中山間対策に精通した専門家にも参画をしていただき、活動内容をより深め、現地でのアドバイスを行うこととしております。

このような進め方は、集落活動センターの開設に向けた手法と共通するものでありますが、現状の集落の活力を踏まえ、推進役のコーディネーターを配置すること、また中山間対策の専門家が伴走支援を行うなど、より手厚い体制となっております。このことで、小さな集落の活性化に向けた実現性を高めていきたいと考えております。

○2番（上治堂司君） ありがとうございます。

次に、中山間地域のデジタル技術の有効活用ということでございますけれども、中山間地域は高齢者の比率も高く、また80歳以上の方も多くおられるわけでございます。聞き取り調査ではインターネット環境がないなど、技術の活用以前に環境整備が必要だという声も上位にある、また高齢者向けの講習の必要性などの意見もあったということになっておりますけれども、しかし現実には、高齢者にとってパソコン、スマートフォンを使用して生活の中に組み入れていくということは、大変難しい現状ではないかというふうに思います。

小さい町村では行政サービスを行っていく中で、住民に対しては地区内の放送や郵便、また役場職員や社会福祉協議会の職員などが出向い

て直接お話をすることで、行政の情報などを提供することができており、そのデジタル技術を活用した生活に慣れていない方が多いというふうに思います。

小さな集落の住民が日常生活をしていく中で、デジタル技術をどのように活用しようと考えておられるのか、中山間振興・交通部長にお伺いします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） デジタル技術の活用によりまして距離的なハンディや人役不足を補い、住民の方々が日頃不便に感じてもらえる生活面での課題解決や、災害時の不安の解消が図れるものと考えております。

例えば、離島での生活において定期船が寄港する港から荷物を自宅に輸送する際、急峻な地形の中現状は人力に頼っているものが、ドローンでの物資の運搬を行うことによって負担を軽減することが見込まれます。また、災害時に孤立することが想定される山間部の集落では、救援物資の運搬などをドローンで行うことによって、住民の不安の解消にも役立ちます。

さらに、集落が管理する農業用水について、日頃の維持管理を遠隔操作で行うことができるシステムを導入することで、集落の方々の負担を軽減できることが見込まれます。このように、今回の実証事業では、住民の方々の生活に身近なテーマを設定したいと考えております。

一方、こうしたデジタル技術を日常生活の面で実用化するためには、一定の時間を要することが考えられますので、今回の実証事業では2年間の実証期間を設けまして、実装に向けた課題の整理、中でも一番の課題となります担い手の確保などを進めてまいります。

○2番（上治堂司君） 分かりました。

次に、中山間地域の消防団のことについてお伺いをいたしたいと思っております。消防団は江戸時代から今日まで長い歴史の中で、火災や大規模

災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、消火活動、救助活動を行っております。また、地域における消防・防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し定期演習による訓練を重ね、消防技術を習得するとともに年末年始には火災予防を地域住民に呼びかけるなど、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。さらに、近年は女性の消防団の加入も増加しており、特に独り暮らし高齢者宅への防火訪問など幅広く活躍しております。

消防団の全国的な団員の状況は、新たに団員として参加する若年層が年々減少しており、団員の年齢構成は近年30歳未満の団員の割合が減少しております。また、団員の職業構成は、かつては自営業者などが中心を占めておりましたけれども、今は被雇用者の割合が増加しており、この令和2年には約74%に達しております。このように若い団員数の減少と団員構成の変化が消防団の運営に影響を及ぼしており、適正な規模の活力ある消防団の確保をいかに図っていくかが全国的な課題となっております。

県内の消防関係の状況は、常勤である消防本部が15か所、消防署、また分署で40か所、そして非常勤の消防団は34市町村全てに設置をしております。団員数で申しましたら、令和3年4月1日現在で34市町村の条例定数8,723人に対して88.6%の7,732人、男女別の内訳は男性が7,437人と女性が295人というふうになっております。また、消防本部、消防署の設置場所の多くは、それぞれ市町村の中心地にあります。いざ火災が発生した場合、直ちに現場に出動し初期消火作業が早くできる消防団の存在というのは、中山間地域にとりまして、安全・安心な社会を築いていく上で重要であり、特に市町村の中心部から離れた過疎地にある分団の役割は、

より重要となっております。

そこで、まず知事にお伺いいたしますが、中山間地域における消防団に期待をすることは何かをお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） お話ございましたように、県内におきましては34市町村全てにおいて消防団が設置をされておまして、小学校区あるいはまとまりのある集落単位など、各地域に267の消防分団が配置をされております。

消防団は火災発生時に現場にいち早く駆けつけまして、迅速に初期消火を行うといったこと、あるいは豪雨・台風災害時などに河川の警戒を行うといった形で、中山間地域に暮らす方々の安全・安心のよりどころとなっております。引き続き、お話ございました啓発活動なども含めまして、地域の防災力の中核として地域に密着した活動を展開していただくということを期待いたしております。

加えまして、高齢化、過疎化で厳しい環境にあります中山間地域におけます、いわゆる見守り活動でございますとか、地域の各種の行事への参加といった形を通じまして、地域コミュニティの維持・活性化を図るという役割は消防団に期待されているというふうに考えております。

○2番（上治堂司君） ありがとうございます。

次に、中山間地域における消防団の職業というものは、1次産業や、あるいはまた土木関係産業に勤務されている方が近年多くなっており、先ほど申し上げましたように自営業者が少なく、被雇用者の割合が高くなっております。

火災が発生した場合、初期消火は重要であり、地域住民から火災の報告があれば消防団は直ちに出勤しなければなりません、平日日中に発生する火災に対して、自営業者が少なく対応することが難しい状況であるとも聞いております。

また、市町村等の職員の消防団への加入は、

地域によって大きく差がありますが、少ない状況であります。市町村職員は、大きい災害や台風などによる災害が予想される場合は、災害対策本部の職員として、避難所の設置や被災状況の把握など災害対応をしなければなりません。しかし、平日日中に起こった火災に対して直ちに出勤できるのも市町村職員であると思います。

三重県に度会町というのがあるんですが、そこは団員だけでは平日日中に発生する火災に対応し切れないため、自治体内で勤務していることで、通常の団員より即時対応が可能であるため、機能別分団として行政職員と消防団員という2つの役割を担って活動しているところがあります。

県内の自治体の中で、機能別分団を推進していくことについて危機管理部長にお伺いします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 馬路村や大川村など消防署などから遠く、かつ消防団員が減少している中山間地域において、平日日中の消防力を確保するために、役場の職員が機能別分団を組織するということが有効だと考えます。県内の市町村で機能別分団を設置している役場はありませんが、5つの町村では役場の職員が機能別団員となって、平日日中の消防力の確保について一定の役割を担っております。

県といたしましても、地域における消防署や消防団等の実情を踏まえながら、市町村と連携して機能別分団の結成や機能別団員の加入を推進してまいります。

○2番（上治堂司君） 次に、消防署職員、団員は専門的な研修、教育訓練が欠かせません。特に、消防署員の場合は長期にわたる研修などが必要となってまいります。県の消防学校はいの町にあり、本館、寮ともに平成5年3月に建築され約30年を経過するところでもあります。

設置当時は女性の署員、団員も少なく、女性

用として使用する部屋やトイレあるいは浴室等は考慮されておらず、平成18年頃から順次施設の改修を行い、女性の署員、団員の研修の場として対応している状況です。

しかし、今後女性の署員や団員の増加が見込まれておる状況を考えますと、現状の施設では十分な対応ができないではないかと思いますが、これからの対応策としてどのように取り組んでいくのか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 令和3年4月1日現在で、県内の女性消防吏員は15人、女性消防団員は295人となっております。県内全ての消防本部では、女性の活躍推進に向けて女性消防吏員の確保に数値目標を立てて取り組んでいるところでございます。また、女性消防団員の入団促進にも取り組んでおります。

今後、女性の消防吏員や団員が増加することが見込まれますため、消防学校の女性専用施設の充実に向けた検討が必要となっております。現在の消防学校の建物は耐用年数が残っておりますため、現時点での建て替えというのは困難でございますけれども、今後の女性消防吏員の採用や女性消防団員の加入状況などを踏まえまして、施設の改修やプレハブの宿泊施設、そんなことなんかを検討していきたいというふうに考えています。

○2番（上治堂司君） ぜひお願いいたします。

次に、道路交通法の改正によりまして、平成29年3月12日から新たな自動車の種類として、車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の範囲を準中型自動車として、同日以後に取得した普通自動車免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満とされました。

消防自動車は装備等で車両総重量は3.5トン以上がほとんどであります。道路交通法の施行日以前に普通自動車免許を取得した団員は、消防自動車を運転することができますけれども、

施行日以降に普通自動車免許を取得した団員は、準中型自動車の免許も取得しなければ消防自動車を運転することができません。将来、若い団員が加入してくると、準中型自動車免許を取得していない方が多くなり、消防自動車を運転する団員が少なくなることが想定をされます。

国においては、消防団員の準中型免許の取得に市町村の補助制度があれば、その経費に対して特別交付税措置で支援をしていくとなっております。

しかし、今まで申し上げましたように、消防団員はボランティア精神で地域住民の安全・安心を守り、中山間地域になくてはならない存在であることを考えると、準中型自動車免許の取得に関しても、県も何らかの支援をしていくべきではないかと考えますけれども、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 県内の消防団員の中で車両を運転する団員は約4,200人おりました、96%の団員が3.5トン以上の車両を運転できる準中型以上の免許を取得しております。将来的に若い団員が増加した場合には、車両を運転することができる団員の確保ということが心配をされております。このため、県内9市町村では免許取得に関する助成制度を創設して、消防団を支援しているところでございます。

一方で、今後は普通免許で運転できる小型の車両やオートマチック車の導入も見込まれております。県としましてもこうした状況を注視するとともに、市町村の声もお聞きしながら、支援の必要性を検討してまいります。

○2番（上治堂司君） 次に、市町村の消防団の分団の所有する自動車は、消防車と小型動力ポンプ等を積載する積載車の2台が多く、火災が発生した場合、2台の自動車で出動して消火作業を行っておるようであります。

また、火災発生時に消防自動車等で火災現場

に行けず、後から自家用車で応援に駆けつける団員も多くいるという状況と聞いております。しかし、火災現場への行き帰りの際、万一事故を起こした場合、個人の車ということで、個人が加入している保険を使用せざるを得ないようであります。

中山間地域の消防団員の火災現場への出動の現実を考えますと、消防団員として消火作業などを行ったことが証明できれば、個人の車であっても公的な補償の対象となるような対応がなされるべきと考えますけれども、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 消防団員が火災現場へ自家用車を使用して出動し、損害を受けた場合の補償制度といたしましては、消防団員等公務災害補償等共済基金による最大10万円の見舞金がございます。また、令和2年度からは消防団員マイカー共済が開始されるとともに、令和3年度からは民間の保険会社においても保険商品の販売が開始されております。

市町村がマイカー共済や保険に加入する経費の2分の1については、特別交付税措置がなされるということとなっております。消防団員が不利益を被ることがないように、保険の加入に前向きに検討を行っている市町村もございます。県としましても、地域の実情を踏まえて検討を行うよう市町村に働きかけてまいります。

○2番（上治堂司君） ありがとうございます。中山間地域の消防団の必要性、重要性というのは、先ほど知事も述べられたとおりに思います。地域住民の期待に応え、団員の皆様께서しっかり活動できますように、県としても側面的に様々な面で御支援、応援をお願いしたいというように思います。

次に、高知県脱炭素社会の推進についてお伺いいたします。

現在、県においてアクションプランの策定が

進められており、本年2月にはその案が示されました。プランでは高知県地球温暖化対策実行計画で掲げた2030年度の温室効果ガス排出削減目標を、対2013年度比29%以上削減から大きく47%以上削減へと引き上げ、脱炭素化に向けた取組を加速していくこととしております。また、CO₂の削減に向けましては、豊富な自然資源を生かした再生可能エネルギーの導入促進に取り組むこととしております。

そこで、木質バイオマスについてお伺いをいたします。私たち自民党会派では、県勢の浮揚や、また県政のそれぞれ課題について常に勉強会を重ね、研さんをしておるところでございますが、昨年12月に高知工科大学地域連携機構との勉強会がありました。その中で、バイオマスから見る高知県のグリーン化戦略、そしてNext次世代型施設園芸農業の取組について、それぞれ先生方から発表があり、意見交換をしたところでございます。

木質バイオマスの研究内容は、原料は杉、ヒノキなどのチップで、水分率を10%にして年間700トンを使用しております。そして、ドイツ製のガス化発電熱電併給システムによって50キロワットの発電、110キロワットの熱により、冷暖房に利用して発生する二酸化炭素によって施肥を行うものであります。

特典としては、灯油代が0円になる、また出荷期間の最大化10か月と掲げ、AIやIoTなど最先端の技術と融合し、新たなNext次世代型施設園芸農業の実現に向けて現在実証実験を行っており、実用化に向けてはあと1年くらい研究が必要であるというふうにお聞きをしております。

この高知工科大学の研究開発に農業振興部はどのように関わっているのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 高知工科大学が

進めている研究開発については、本県の豊富な森林資源を活用し、施設園芸での化石燃料の削減につながる技術として期待されますことから、IOPプロジェクトの研究の一つとして位置づけて、国の交付金を活用して支援しております。

この研究も含め、IOPプロジェクトで推進している全ての研究について、農業振興部の職員も参加する研究推進部会において、年2回研究の進捗状況や成果を評価し、必要な改善や見直しを行っております。その上で、知事をトップとする本プロジェクトの最上位の意思決定機関であります高知県Next次世代型施設園芸農業に関する産学官連携協議会に、30の研究課題の一つとして報告しておるところでございます。

○2番（上治堂司君） 次に、この研究がだんだんと進み、実用化となれば、県内の施設園芸というものは大きく変わってくると思いますが、この施設園芸に取り組んでおられる関係者に今後どのようにこのことを広めていくのか、農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 現在はまだ研究段階であります。来年度からは県も協力して先行事例であります本山町での次世代園芸施設とバイオマス発電設備を併設している事業も参考に、ランニングコストも含めたトータルコストの試算をするなど、実用化に向けた具体の検討を進めていく予定であります。また、このシステムを広めていくためには、導入コストや木質バイオマス燃料の安定確保といった課題もありますことから、個々の農家への導入ではなく、一定まとまった形での地域を挙げた取組の検討も必要ではないかと考えております。

こうしたことを検討した上で、実用化が見えてきた段階で、JAや生産者など施設園芸に取り組む関係者に説明する場を設けてまいりたいと考えております。

○2番（上治堂司君） お願いします。

次に、燃料となるチップですが、実証実験では製材の端材のチップを使用しております。これは木材を多段階で利用する方法としては理にかなったものではありませんが、国産材のチップ価格は、電力の固定価格買取制度の影響で平成26年以降右肩上がりです。上昇しております。そのため、今後木質バイオマスを広く普及していくには、燃料となる木材等を安定的に供給していくことも重要となります。

そこで、用材として利用できない、いわゆるC材、D材に加えて、現在一部の製材所などでは処分困っている木の皮も利用してはどうかというふうに思います。木の皮を使う場合には、含水率が高いや、あるいは木材の部分に比べて灰が多くなるなど使いづらい点が出てくると思います。

しかし、こうした課題はあるものの、木を余すことなく利用し、今後の森づくりにつなげていくためにも、木の皮の有効利用を検討していくべきと考えますが、林業振興・環境部長にお伺いします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 御指摘のように、木の皮、樹皮は水分や灰分——灰の成分でございしますが、こちらの含有率が高く、土や砂の付着もあるなど、小規模な発電施設の熱利用には課題もございしますが、樹皮の有効活用という観点から、他の活用方法も含めまして検討を進めていくことは非常に重要だと考えております。

例えば、県では来年度から木質バイオマス等からグリーンLPガスを製造する技術開発に取り組むこととしておりますが、仮に樹皮をこのグリーンLPガスの原料として活用できれば木を余すことなく利用でき、またガス製造に係るコストも恐らく低減ができると考えておりました。メリットは非常に大きいと考えております。

このため、このグリーンLPガス地産地消モ

デルの取組の中でも、樹皮につきましてこの活用を検討してまいりたいと考えております。

○2番（上治堂司君） 次に、脱炭素の先行地域についてお伺いいたします。国・地方脱炭素実現会議では、令和3年6月に地域脱炭素ロードマップを策定し、2030年度までに少なくとも全国で100か所の脱炭素先行地域を創出、あわせて全国で重点対策を実行し、こうしたモデルを全国に展開することで、2050年を待たずに脱炭素を達成するというふうにしております。国が示しております脱炭素先行地域の選定要件の一つに、地域と暮らしに密接に関わる分野の温室効果ガスの削減に取り組み、民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロの実現を行うということが挙げられています。

今まさに高知工科大学で研究をされております小型熱電併給システムが実用化されますと、例えば馬路村の魚梁瀬地区というのがあるんですが、そこはまとまった集落であります。ここでこの集落全域を木質バイオマス発電により電気と冷暖房の供給ができ、温室効果ガス排出ゼロの地域になっていくのではと考えます。魚梁瀬地区には現在91世帯、約159人の方が生活をしており、仮に温室効果ガス排出ゼロとなれば、これは環境省の家庭部門のCO₂排出実態統計調査を参考に単純な試算をしてみますと、年間約330トンCO₂の削減の効果があるのではと考えます。

県としては、オール高知で取り組む中で、中山間地域の活性化モデル事業の一つとして、魚梁瀬地区のようにまとまった集落で脱炭素先行地域を目指した取組を進めてはどうかと思います。こうした考えについて林業振興・環境部長に御所見を伺います。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 脱炭素先行地域は、地域の脱炭素化はもとより、それによる地域の活性化を目指していく取組でございま

して、森林資源などの豊富な自然資源を有する本県の市町村にこれを目指していただくことは、特に中山間地域の振興といった観点から非常に意義があるものと考えております。

御提案のありました魚梁瀬地区のようなまとまった集落では、地域の森林資源由来の電気や熱を利用することによりまして、地域の脱炭素化が実現できる可能性が高いと考えておりますし、また地域の活性化という点でも、自然や文化、歴史的な資源に非常に恵まれたポテンシャル、潜在力、成長可能性の高い地域だと考えております。

役場からも村内での取組につきまして検討を始めているとお伺いをしており、県としましても脱炭素先行地域への応募、選定につながりますように、例えば提案書の作成でございますとか推進体制の組み方とか、そういったことを役場と共に、あるいは地域と共に考えていきながら、全力で支援させていただきたいと考えております。

○2番（上治堂司君） お願いします。木質バイオマスによる発電、熱利用ということで、県内の多くのまとまった集落であるとか地域が脱炭素社会に向けて取り組んでいくということは、日本一の森林率の高知県としては大いに意義のあることだというふうに思います。中山間地域の活性化、そしてカーボンニュートラル推進にもつながると考えますので、県挙げて取り組んでいただきますようお願いをいたしたいと思っております。

次に、林業大学校についてお伺いいたします。

県の産業振興計画では、原木の生産量を令和2年の63万7,000立方から、令和7年には85万立方を目指して様々な取組を行うことになっております。県内における森林整備を行っていく人材は、県が統計を取り始めた昭和56年度からの推移を見ても年々減少しており、その担い手対

策の一つに県では、平成27年4月に高知県立林業学校を設立して、現在は高知県立林業大学校として森林整備に関わる後継者を育成しているところであります。

全国でも担い手の若返りを進めようと、各地のそれぞれの事業体が、きつい、汚い、危険、いわゆる3Kからの脱却に力を入れて、海外製の作業着を着用したり、生産性の向上と併せて労働強度の軽減や、けがのリスクを減らすための高性能林業機械の導入をしたり、また植栽用の苗木の運搬にはドローンを活用するなど、かっこいい林業を目指した取組が進み、また新規就業者の研修を支援する林野庁の緑の雇用事業や、全国各地で林業大学校の開設が相次いでいることもあり、35歳未満の若者の割合は近年増加しているようでございます。高知県の林業大学校が開設されて、令和2年度までに108名の方が卒業され、それぞれ県内の森林組合、林業事業体に就職され、活躍をされておることと思います。

地域や事業規模、待遇面など、どのような事業体に就職されているのか、その傾向を林業振興・環境部長にお伺いします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 卒業生、お話しありましたように108名延べでいらっしゃいますけれど、その中で森林組合を含む林業事業体には97名の方が就職しております。

そして、その就職先、地域でございますが、高知市などの中央部と須崎市などの高幡地域が多くなっている状況でございます。また、事業規模で見ますと、素材生産量、規模の一つの目安になるかと思うんですが、素材生産量が平均を超える事業体に就職している方、これは38人、39%でございます。その差引きになります、それ以下、平均以下の事業体に就職されている方は59人、61%となっており、規模で見ますと大小様々といった状況でございます。

また、待遇面につきましては、林業大学校の就職説明会、林業大学校で行っている就職説明会でございますが、こちらで各事業体さんが目安として初年度の年収を示しております。各事業体さんが目安として示しました年収の平均を超える事業体に就職した方は42人、約43%にとどまっております、必ずしも年収が決め手になっていないということがうかがえます。

一方、現場の生の声といたしまして、複数回インターンシップを行っているわけですが、そちらで一緒に仕事をした先輩あるいは同僚の指導力や人柄、あるいはその職場の雰囲気、こうしたものが重視されているというのを聞いておまして、こうした実際の就業体験から受けた印象、これが就職先の選択に影響を及ぼしているのではないかと考えておるところでございます。

○2番（上治堂司君） 県内の森林整備を行う現場の多くは中山間地域にあります。場所によっては、それぞれの事業所から1時間以上通勤しなければならない現場もあると聞いております。一方で、林業大学校を卒業した若者にとって就職する場合、先ほど答弁もございましたけれども、コンビニやコインランドリーのある地域から通勤できる事業体を選んでいるとも聞いたことがございます。

就職された方々に就職先として選ぶ林業事業体の条件について、アンケートなどの調査をしたことがあるのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 御指摘の就職後の卒業生に対するアンケート調査は行っておりませんが、就職前、研修生に対して、令和2年度から就業に関する意向調査を実施しております。この調査結果では、就職先を検討する場合に重視するポイントといたしまして、給与面や休日あるいは人間関係などの回答が多い傾

向となっております。先ほどお話ししました数値的な就業実態と、やや乖離している部分もあるという状況でございます。

このため、来年度からは就職後におきましてもアンケート調査を実施して、実際に就職先として選んだ条件あるいは就職後の待遇等について、より正確に把握することで、効果的な就職支援につなげてまいりたいと考えております。

○2番（上治堂司君） 分かりました。

次に、逆に言えば林業事業体側でございますけれども、県内の事業体は担い手対策の一つであります林業大学校というものには大いに期待もしております。しかし、卒業された方は同じ事業体へ就職し、地域によってはなかなか来てくれないという話も聞いております。どうすれば若い方々に魅力を感じていただける職場になるのか、先ほどアンケート調査を行うということでございますけれども、この情報を林業事業体とも共有することによって、若者を受け入れるための働き方改革など改善していくきっかけになればと考えます。

アンケートなどの調査結果を各事業体に知らせるとともに、林業事業体との協議の場を設けるなど、作業員の待遇改善などについて県として積極的に進めていくべきではないかと考えますけれども、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 先ほどお話ししました就職前のアンケート結果につきましては、先ほど申しました林業大学校で開催する就職説明会に参加していただいた事業体にはお示ししております。つまり共有しておりますが、それ以外の事業体との共有はできていないという状況でございます。ただ、御指摘ありましたように、事業体がお互いにその処遇の状況など一定の情報を共有していくことは、若者に選ばれる魅力ある職場づくりということで、大変効

果がある取組だと考えられます。

来年度からは、議員御提案の意見交換の場の設置など、県や林業大学校が集まり、処遇に関する情報共有を行うとともに、魅力ある職場の在り方について議論していく場、これを設けていきたいと考えております。

○2番（上治堂司君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。それぞれ事業体にとつたら、仕事量が今は皆伐も踏まえて多くの方を必要とする仕事になってきております。どの職場も人が少ないということはよく言われておりますけれども、林業大学校でできたものを、せっかく高知県これをどんどん生かしていければ大変いいことだと思いますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

次に、河川の工事についてお伺いしたいというふうに思います。

アユとかアマゴの漁でございますけれども、これは地域の資源を生かした観光にもなっておりますのでございます。去る2月19日、高知新聞に大きく出ておりました、「アユ王国高知」復活へ」という見出しで、あゆ王国高知振興ビジョンの記事が出ておったところでございます。

その内容は、アユの食材や川遊びの対象としての価値を高め、地域振興を生かすために、県がビジョンをまとめて、釣り、流通、資源回復など7項目でアユ漁の体験の商品化などを進めるとして、今回、情報発信費用などの予算が今議会に提案もされておるところでございます。

県内各河川において、アユ等の採捕期間というものは様々でありますけれども、私ども馬路村が関係しております安田川漁協の場合は、アユは1月から遡上の時期に入り、盛期は3月から4月、そしてまた10月から産卵の時期に入り、盛期は11月から12月となっておって、採捕禁止期間を原則1月から5月までと10月から翌年の1月までとしております。

県が管理します河川に関する災害復旧工事であるとか、あるいはまた堆積する土砂のしゅんせつ工事などは、それぞれ河川の漁協の採捕禁止期間に工事を発注しておるといふふうにお聞きしております。また、この発注時期というのは、比較的雨も少なく、水量が少ないということで、工事により川が濁りやすく、濁ってまいりますと、すぐにまたきれいな水にはならず、魚の生態系に大きな影響も出ておるといふことでございます。

災害復旧工事、河川工事は地域住民の安心・安全のために必要で、これはもちろんでございますけれども、今回あゆ王国高知振興ビジョンを推進していくということにしますと、濁ったら駄目なんで、水替え等に多少の経費がかかっても、濁りの少ない工事工法を検討していくべきと、そのように考えますけれども、この対応策について土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 河川内における工事におきましては、魚類の生態や周辺の景観、これに配慮して行う必要がございます。このため、濁水対策として現場周辺へ汚濁防止フェンスを設置することや、濁水を川に直接排出しないように土砂を沈殿させる沈砂池を複数設置するなど、各現場で状況に応じた対策を実施することとしております。

しかしながら、こうした対策は徹底されずに、濁水を発生させる事例も散見されたことから、昨年11月に濁水対策の徹底と施工業者への指導を全土木事務所に再度周知したところでございます。今後も施工時の濁水の発生を極力抑えるように、対策をしっかりと講じていきたいと考えております。

○2番（上治堂司君） 次に、河川関係工事でございますが、濁水等により川が濁ることが予想される工法とか、その工事現場様々あるかと思っておりますけれども、工事の発注計画というもの

が決まれば、それぞれ河川の漁協組合と事前に協議することによって、漁協の協力あるいはまた理解が得られるのではと思います。

事前に漁協とどのような協議がなされているのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 県が河川内で工事を行う場合は、関係する漁協に対しまして、年度当初に当該河川で予定している工事件数や場所の説明を行うよう、土木事務所に周知しております。加えて、工事着手前には施工業者と共に漁協に対して、その工事における濁水対策などの詳細な説明を行い、理解をいただいた後に着手するよう指導をしておるところでございます。今後もこのような取組を抜かりなく行い、漁協に御理解を得られるよう努めてまいります。

○2番（上治堂司君） 工事の現場におきましては、想定しておったこと、あるいは想定外のこともその掘削の場合には出てこようかと思えます。そういうふうに想定外に濁りが長期に及ぶ、あるいは濁ってきた場合にそのままにはせず、できればそういうときには素早く漁協関係者あるいはその組合員なりに報告、連絡をすることによって、双方が意思疎通をしてやってほしいというふうに思います。

アユ王国高知というものは、これはもう高知県にとって観光の中でも大変私たちも力を入れていきたいし、県民の皆さんも多く御期待もしておりますが、これを推進していくには、やはり水産振興部だけではなかなか難しいわけですので、今質問させていただきました土木部あるいは観光振興部等、それぞれ関係機関との連携を十分に取っていただいて、せっかく県がつくったビジョンでございますので、進んでいくようお願いをいたしたいというふうに思います。

次に、県立高等学校再編振興計画に基づく県立安芸中・高等学校と安芸桜ヶ丘高校との統合

についてお伺いをいたしたいというふうに思います。時代の流れと少子化、そして南海トラフ地震による津波対策などによりまして統合をされます高知県立安芸中学校・高等学校は、未来創造安芸をキャッチフレーズに、新しい協学の形で個性を伸ばし、県東部の拠点校として令和5年4月開校に向けて、県教育委員会では準備を進めておりまして、今議会でも学校施設整備等の予算が計上されておるところであります。

県立学校の新しいスタイルとして、高等学校は多様な進学、就職に対応できる学力の定着を図るとともに、生涯にわたって学び続ける意欲を育む普通科、機械分野の学習を通して物づくりの役割を理解し企業や社会に貢献できる人材の育成、また土木分野の学習を通して建設業の役割を理解し社会に貢献できる職業人の育成をする機械土木科、ビジネスに関する基礎、基本を習得するとともに起業を意識した地域活動を通してチャレンジする意欲を育むビジネス科で構成をしており、また中学校では中高一貫教育校の強みである中高教員の交流授業を活用して、専門的な少人数指導や習熟度別の授業により、安芸高等学校に進学後も希望の進路を目指せる学力を身につけることとしております。

令和5年4月開校までにはまだ1年あるわけですが、新しいスタイルの中に、県がこれからの時代を見据えて取組を進めようとしておりますデジタル化、グリーン化、グローバル化、そして関西圏との経済連携、中山間対策といった課題に対する、そういうものに対する人材を育てていく授業も大事ではないかというふうに思います。

県内それぞれの高等学校では、学校教育の中で特色のある取組をされておると思いますが、県東部の拠点校として令和5年開校を目指しておる安芸中学校・高等学校において、こうしたデジタル化、グリーン化、グローバル化などの

県の重点施策も踏まえつつ、学校の魅力化、特色化に取り組むことで、高知市をはじめ周辺の市町村の児童生徒も安芸中学校・高等学校を目指すようになるのではと思いますけれども、教育長に特色ある学校づくりについてお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 新たな安芸中学校・高等学校は、東部地域におけます進学拠点校であるとともに、高等学校に普通科と複数の産業系の学科を有します全国でも数少ない中高一貫校ということになります。

この安芸高等学校の普通科と、それから安芸桜ヶ丘高等学校の機械土木科、そしてビジネス科が統合することで、高校生は機械土木科の最先端の工作機器による物づくり、それからビジネス科の商品開発や商い甲子園などへの参加、また普通科の大学進学講座の受講など、学科の枠を超えた多様で特色ある活動を行うことができるようになります。

また、こうした高等学校の多様な活動につきましては、中学生も中学校段階から授業や部活動を通して体験することで、進路選択の幅を広げることが可能となります。これらこうした特徴を生かして、次世代の課題解決につながる人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○2番（上治堂司君） ありがとうございます。

それぞれ高等学校、特に県東部においてはもう統合されて、今質問をいたしましたように、中核、一つのものとしてやっぱりこれからもずっとこの安芸高等学校を続けていくには、学業だけではなく、またクラブ活動の面においても、やはり一つの行ってみたい、行きたいという高校になれるように、教育委員会としてもぜひよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

それぞれに御答弁ありがとうございます。

この3月で去られます県職員の皆様は、県勢の発展や振興に本当に全力で取り組み、長く県政に携わってこられました。本当にお疲れでございました。4月からそれぞれあるかと思いますが、新しい人生のスタートになられる方、またそれぞれの道を歩まれる方おられると思います。皆様方の御活躍を御祈念申し上げたいというふうに思います。

さて、令和4年度は間もなくスタートをいたしますけれども、知事は就任後始まった新型コロナウイルスの感染症対策に全力で取り組んでこられまして、国への提言も行って、その結果感染症対応の臨時交付金というものは全国でもトップクラスの配分を高知県及びそれぞれ県内の市町村ともにいただいたところでもございます。県民の感染拡大防止と社会活動の両立に日々努力をされておりますことに心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

さて、ここで知事の公約の一つであります関西圏との経済連携というものは、県経済にとって大きく飛躍していくものということで、県民の期待というものは本当に非常に大きいものがあると思います。大阪・関西万博は令和7年に開催予定となっております。また、I Rの連携プロジェクトも始まります。関西圏ではそれに向けての準備も間もなく本格化していくというふうに聞いております。

県では4月から関西戦略室を新たに設置して、庁内の組織体制を大幅に強化し、関西戦略の取組を加速させることとしております。どうか知事は大阪府で副知事をされておられました、その携わってこられました経験、そしてまた人脈を大いに生かしていただいて、関西の経済連携が発展していきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、上治堂司

君の質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩といたします。

午前11時休憩



午前11時5分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

田所裕介君の持ち時間は45分です。

28番田所裕介君。

○28番（田所裕介君） 県民の会の田所裕介でございます。議長にお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、ビジネスと人権について伺います。

本県の産業振興、経済活性化においては、輸出を行う、インバウンドの観光客を呼び込む、そして労働力においては外国人労働者を呼び込むというグローバル化が鍵となります。その一方で、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない現在、これらの取組の中でも本県のユズや土佐酒などの特産品の輸出政策をより促進していく必要があります。

グローバル化、そして輸出政策の促進は、本県や本県の企業が国際社会の一員として活動するということでもあり、それに当たっては国際的なルールの遵守が求められます。近年、国際社会の一員としてビジネスを展開するに当たり、企業やビジネスでの人権遵守の重要性が高まっています。

国連人権理事会では、2011年にビジネスと人権に関する指導原則が支持され、企業の義務として特に重点的に言及されているのが、人権デューデリジェンスです。また、持続可能な開

発目標、SDGsの達成に当たっては、人権の保護、促進が重要な要素と位置づけられています。

このような国際的な流れを受け、本国では令和2年10月、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。同計画では、今後政府が取り組む各種施策や企業活動における人権デューデリジェンスの導入促進への期待が表明されています。また、大企業のみでなく、中小企業も人権遵守の対象となることも明記されています。

また、取組を強化するため、萩生田経済産業相は先月15日の閣議後の記者会見で、サプライチェーンから人権侵害を排除する人権デューデリジェンスの指針を夏までに策定すると表明をしたところであります。

人権デューデリジェンスとは、企業活動が直接的、間接的に労働者を含むステークホルダーの人権に対して及ぶ負のインパクト、いわゆる人権リスクを評価し、そのリスクの高さに応じて対処、検証、情報開示を行うプロセスのことを指します。企業が配慮すべき人権リスクには、賃金の不足、未払いやハラスメント、強制労働など様々なものがあり、サプライチェーン上の活動など第三者を介して間接的に関与する人権侵害も含まれます。

企業の社会的責任、CSRへの重要性も高まっており、企業の意識改革が喫緊の課題となります。「ビジネスと人権」に関する行動計画の実施や周知を通じて、責任ある企業行動の促進を図ることで、日本企業の企業価値と国際競争力が向上するとともに、SDGsで掲げられた誰一人取り残さない社会の実現へとつながることが期待をされます。本県においてもグローバル化を掲げ、国際的なビジネスを展開するに当たり、人権デューデリジェンスの導入促進は当然求められることとなり、県を挙げての取組が求

められています。

本県において、輸出政策や外国人材の受入れなど、グローバル化を促進していくに当たり、どのように企業の人権遵守を促進していくのか、人権にまつわる諸課題に対する姿勢を知事にお伺いをします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がございましたように、近年欧米諸国を中心といたしまして、企業に人権尊重を求める動きが広がっております。こうした中で、国の関係府省庁の連絡会議におきまして、一昨年「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定をされたというのは御指摘あったとおりでございます。

この国が定めました行動計画におきましては、SDGsの達成と人権の保護促進は表裏一体の関係にあると、そして行動計画の実施を通じまして、誰一人取り残さない持続可能で包摂的な社会の実現に寄与することを目的としているということが明記をされております。

さらに、基本的な考え方といたしまして、企業のビジネスと人権に関する理解促進と意識向上が必要であるということ、そして企業に対してより一層の対応を促すためには、社会全体としての人権に関する理解の促進、意識の向上が必要であるということ、さらに企業内部の取組だけではなく、国内外のサプライチェーンにおきます人権尊重の取組が求められると、こういったことが指摘をされているところでございます。

今後、県内の企業が貿易や外国人材確保など、グローバルに事業を展開していくに当たりまして、御指摘ありましたように、この点は重要な視点であるというふうに認識をいたしております。特に、海外との取引などグローバルに事業を展開する企業におきましては、これまで以上に国籍や人権による差別あるいはハラスメントなど様々な人権課題に率先した対応が必要になるという状況だと考えております。

国のほうでは夏に向けまして、企業向けの指針を取りまとめる予定との報道もございます。こうした国の動向も注視しながら、例えばジェトロ、貿易協会などといった関係団体と連携をいたしまして、県内の企業に対して関連の情報の周知を図ってまいりたいと考えております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

人権デューデリジェンスにおいては、指導原則等の国際的な指針に基づき、企業は社内外の専門家などを通じて、事業による人権への負の影響を調査分析するとともに、特定された顕在的、潜在的な負の影響への対応として、教育、研修による啓発や社内環境、制度の整備、サプライチェーンの管理等を実施する必要があります。さらに、労働組合などステークホルダーとの意見交換を含むモニタリングによって、再発状況を監視しつつ対応を続け、その状況について報告書等を通じて外部に情報公開していくことが求められています。

このような人権デューデリジェンスの取組ですが、2021年経済産業省が上場企業など約2,700社を対象に、人権問題への対応状況を把握する初の調査を実施したところ、人権デューデリジェンスを実施しているのは回答企業の52%であったことが明らかになりました。これらの企業の中でも国内、海外の間接仕入先まで、つまりサプライチェーンまでを対象としていたのは僅か25%でありました。

実施していない理由としては、32%が実施方法が分からない、28%が十分な人員、予算を確保できない、16%が人権デューデリジェンスを知らない、12%が必要を感じないと答えるなど、ビジネスと人権について、まだまだ企業の認識と対策が十分でない実態が明らかになりました。

中小企業が大半を占める本県においても、人

権デューデリジェンスについての企業の認識の向上や対策へ向けて取組を進めなければなりません。

中小企業が大半を占める本県において、どのように人権デューデリジェンスの重要性や概念の周知を図っていくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いします。

○子ども・福祉政策部長(山地和君) 人権デューデリジェンスの周知に当たりましては、県や貿易協会が実施をいたします輸出セミナーや、中小企業団体中央会によります外国人材確保に向けたセミナーの中で、人権デューデリジェンスの重要性を周知してまいります。また、国やジェトロが主催するセミナーにつきましても、貿易協会などの県内経済団体等を通じ、情報提供を実施してまいります。さらに、高知県人権啓発センターが実施する企業に対する研修や企業への講師の派遣などの機会を捉えまして、情報を発信してまいります。

○28番(田所裕介君) ありがとうございます。これは要請にさせていただきますが、国が指針を作成を検討していることから分かるように、グローバル化を目指すに当たり、やっぱり人権デューデリジェンスの概念は、より一層重要になってくると考えているところでございます。本県も取組を始める際には、全庁挙げて関係部局しっかりと連携をしていただいて、周知及びまた企業の支援、充実に取組を進めてほしい、要請でございます。

次に、子供政策について伺います。

令和3年12月、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定をされました。令和2年度には児童虐待の相談対応件数や、いわゆるネットいじめの件数が過去最多となり、また約800人もの19歳以下の子供が自殺するなど、子供を取り巻く状況は深刻になっています。

さらに、コロナ禍が子供や家庭に負の影響を

与えており、今こそ子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする必要があります。また、施策を推進するため、国では2023年にこども家庭庁を創設する予定となっています。本県でもさらなる取組が求められます。

私自身、これまで議会において一時保護及び一時保護所の環境整備、児童虐待への取組、DVなど面前DVへの施策、医療的ケア児への支援など、これまで様々な視点で子供が安心して育つことができる環境整備に向けて、子供政策について質問を行ってきたところであります。

そして、昨年2月、9月議会では、子供に関する喫緊の課題として、ヤングケアラーについて質問させていただきました。昨年9月議会では濱田知事より、民間、行政、そして福祉、医療、教育など様々な分野が垣根を越えて取り組んでいくという力強い御答弁をいただき、またさらなる取組を進めるに当たり、本年インターネットを用いた実態調査を行うという御答弁もいただいたところであります。

そこで、伺いますが、本県におけるヤングケアラーの実態調査について、そのスケジュール等も含め、具体的に子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

○子ども・福祉政策部長(山地和君) ヤングケアラーに関する実態調査につきましては、令和4年6月から7月にかけて県内全ての中高生約3万5,000人を対象に、インターネットによる方法で実施を予定しております。調査を実施する際には、県内の中高生全員にヤングケアラーの概念も記載いたしました調査に関するチラシを配布し、ヤングケアラーに関する周知を図ってまいります。

調査では、ケアの有無や内容、相談者の状況、必要な支援などをアンケート調査し、ケアの実態を総合的に把握してまいります。調査結果は

8月末をめどに集計し、昨年10月に設置をいたしました庁内の検討チームで分析を行い、早期発見の仕組みづくりや、教育と福祉部門との連携強化などの施策につなげてまいります。

○28番（田所裕介君） よろしくお願ひいたします。

次ですが、9月議会以降、実態調査以外でヤングケアラーに対するどのような取組が進んでいるのか、子ども・福祉政策部長にお伺ひいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県庁内では昨年10月に福祉、教育、医療による庁内検討チームを立ち上げまして、これまでに3回のチーム会を開催し、各分野のヤングケアラー対策の確認、連携して取り組む事項や来年度の取組方針などの検討を行ってまいりました。

また、市町村に対する児童福祉と教育の連携体制づくりに向けた依頼、民生委員・児童委員に対する研修の実施、介護サービス事業者等に対する資料提供、各学校における教員の校内研修の実施、また県立大学ではヤングケアラーに関する講演会が開催されるなど、ヤングケアラーの周知・啓発や支援体制づくりに取り組んでまいりました。

来年度は、ヤングケアラー対策として新たに配置をいたしますコーディネーターを通じまして、個別の事例を収集することで、より効果的な支援につなげてまいります。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

虐待やネグレクトなどを受けている児童の増加とともに、児童相談所への相談が増加しており、社会的養護が必要となる場合もあります。社会的養護とは、子供の最善の利益のためにと、社会全体で子供を育むを理念とし、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し保護するとと

もに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを指します。

国は2017年に新しい社会的養育ビジョンを発表し、地方自治体は里親等委託率の数値目標の設定を進め、取組を進めています。近年、社会的養護を必要とする児童においては、全体的に障害などのある児童が増加しています。2020年の調査によると、里親においては24.9%、児童養護施設においては36.7%が障害がある児童となっています。平成25年には、里親においては20.6%、児童養護施設においては28.5%が障害のある児童であったことから、増加傾向が分かります。平成30年ではPTSDの児童が1.3%、反応性愛着障害が5.5%、ADHDが8.6%、広汎性発達障害、自閉症スペクトラムが9.3%など、様々な障害を抱えた児童に対する社会的養護が必要となっています。

そこで、伺いますが、このような障害を抱えた社会的養護を必要とする児童の増加の背景を踏まえ、里親及び児童養護施設においてどのように社会的養護の体制整備の取組を行っていくのか、現在の課題も踏まえて、子ども・福祉政策部長にお伺ひします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 本県では国の新しい社会的養育ビジョンに基づき、家庭的な環境であります里親養育を推進しておりますが、本県の児童養護施設では、心身や医療面での専門的なケアを受けることが望ましい子供を約7割受け入れております。その中には、里親での養育が難しいケースもあり、それぞれの特性や背景を踏まえた上で適切なケアを行うことが必要だと考えております。

このため、里親養育に対しましては、里親を支援する里親家庭サポートセンターの体制を強化し、家庭訪問や助言などの支援を充実してまいります。また、施設に対しましては、より家庭的な環境で養育できるよう、定員6名以下の

小規模でのグループケアを拡充していくとともに、心理職や看護師などの専門職員を配置するなど、ケアの充実を図っているところです。引き続き、ケアが必要な子供に対する支援体制の充実に取り組んでまいります。

○28番（田所裕介君） よろしくお願いをいたします。

社会的養護は、里親委託や児童養護施設での支援のみではなく、社会的養護から離れたケアリーバーのケアも非常に重要になってまいります。心の傷や障害があるケースなども多く、社会生活を送ることが難しい事例や、生活に困窮する事例も想定されます。昨年発表された厚生労働省の社会的養護から離れたケアリーバーに関する初の調査結果では、施設を離れた若者の2割が困窮していることが明らかになっています。その一方で、ケアリーバーへの支援は行き届いているとは言い難く、退所後に何もサポートを受けなかった人が19.4%、里親や施設と直近1年間で交流が一回もないが最多で31.1%であることも明らかとなり、自立支援の重要性が浮き彫りになりました。

そこで、伺いますが、社会的養護の下で育った児童に対しどのように自立を支援していくのか、現在の課題認識も踏まえ、子ども・福祉政策部長にお伺いします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 自立に当たりましては、退所する前から施設や児童家庭支援センターの職員が自立に向けた相談や就労に関する支援を行いますとともに、退所後も継続して支援を実施しております。

一方で、退所後に連絡がつかない子供が一定数いるなどの課題もございまして、継続した支援体制の充実が重要となってまいります。来年度からは退所後のサポートを充実するため、支援コーディネーターを新たに配置し、退所を予定しているお一人お一人の実情に沿った継続支

援計画を作成してまいります。

退所後は、支援コーディネーターを中心に関係機関が連携して、継続支援計画に基づくサポートを実施し、また状況の変化に応じて計画を見直していくなど、継続的な支援を行いますとともに、支援関係者間のネットワークを構築し、退所者一人一人をサポートする体制の強化に取り組んでまいります。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

ヤングケアラーやケアリーバーの課題など、現在の子供にまつわる諸課題の解決において最も重要な課題が、子供の貧困であります。子供の貧困を解決し、居場所をつくり、孤立、孤独を防ぎ、安心・安全に暮らしていける地域づくりが重要となります。

昨年末、内閣府より子供の貧困に関する初の全国調査である令和3年子供の生活状況調査の分析報告書が発表されるなど、取組が進んでいます。本県ではこれまでも子供の貧困に積極的に取り組んでおり、平成28年には高知県子どもの生活実態調査も行っています。

平成28年と現在の最も異なる点は、新型コロナウイルスの感染拡大であります。実際、コロナ禍での貧困による相談が倍増している状況が本県でも見られ、コロナ禍が子供の貧困にどのような影響を与え、どのような属性の子供がどのような課題を抱えているのか、コロナ禍が様々な課題を生んでいるのかを捉える必要があります。

コロナ禍での子供の貧困と課題に関する調査を行う展望について、子ども・福祉政策部長にお伺いします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県では、令和3年8月に高知県ひとり親家庭等実態調査を実施しております。その調査では、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯収入が減ったと

回答した世帯は、母子家庭の33%、父子家庭の40%となっております。また、収支が悪化したと回答した世帯では、生活の影響について、精神的に不安になることが増えたと41%が回答するなど、コロナ禍による影響が明らかになったところがございます。国や県の調査結果を基に、コロナ禍で厳しい環境にある子育て家庭の実態の把握や支援に取り組んでまいります。

なお、現在の第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画は、令和5年度に計画の最終年度を迎えますことから、改定に当たりまして令和5年度に実態調査を行う予定としております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。
まず、やはり実態調査で現状をつかんで、そういった様々な背景、ケースがあつてなかなか支援につなぐというのが難しいところ、ケースあるかと思えます。しっかりつないで、やっぱり取り残さないように支援策を、また体制整備をよろしくお願いをいたします。

続きまして、子供の貧困においては、適切な支援を子供につなげていくことが課題となります。様々な支援体制が存在していたとしても、貧困状態の子供を支援につなげなければ、子供の貧困を要因とした諸課題の解決にはつながりません。コーディネーター事業や子ども食堂、学習支援などの居場所づくりなど、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業への取組が期待されます。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業に本県としてどのように取り組んでいくのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県では、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業を活用いたしまして、子供や保護者の地域での居場所や見守り活動、見守りの場となります子ども食堂への支援を行っているところです。

具体的には、子ども食堂の新規開設や運営継

続をサポートする子供の居場所づくりコーディネーターを高知県社会福祉協議会に配置し、子ども食堂同士や地域の支援者とのつながりをつくるネットワーク会議などへの支援を展開しております。

来年度はこれまでの取組に加え、子ども食堂に取り組む方や子ども食堂の支援者を増やすことを目的に、新たにシンポジウムを開催したいと考えております。また、市町村ではこの事業の活用の実績がないことから、市町村に対しまして事業の周知を行い、活用を働きかけてまいりたいと考えております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。
非常に前向きな御答弁だと受け止めております。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、次に夜間中学について伺います。

平成30年策定の第3期教育振興基本計画において、政府は全ての都道府県に少なくとも1つは夜間中学が設置されるよう、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとしました。本県には、昨年4月に高知県立高知国際中学校夜間学級が開校されました。2021年4月時点、夜間中学が設置されているのは30自治体にとどまっており、取組が全国的に進まない中、本県は他の自治体に先駆けて先進的に取り組んでおります。

夜間中学においては、学び直しをしたい人にその存在をまず周知することが重要になります。学び直したいという志があつても、その機会があることを知らない人が多い可能性は否定をできず、県として県民への周知を行う広報活動が必要になると考えております。

夜間中学における学びを必要としている全ての県民に情報を提供し、希望者が誰一人取り残されることなく受入れができるように、どのように広報活動に努めていくのか、県の取組について教育長に伺います。

○教育長（伊藤博明君） 高知国際中学校夜間学級は、開設初年となる本年度の入学生が10人、来年度の入学予定者は3名となっております。これまで、市町村教育委員会や関係機関を通じたポスター掲示やチラシの配布、説明会の開催、テレビの特別番組放映による情報提供など、広く県民の方々に夜間学級のことを知っていただくための広報を中心に実施してまいりましたが、来年度の入学予定者の状況からも、さらなる周知が必要だというふうに考えております。

本年度より労働局や経済団体、老人クラブ連合会、そしてひきこもり支援団体などを個別に訪問させていただきまして、夜間学級の説明を行ったり、若者サポートステーションの関係者の方々を対象とした夜間学級の見学会を開催するなど、関係団体と連携した広報の強化に努めているところでございます。今後、これらの取組を一層強化するとともに、外国籍の方への広報も拡大して周知に努めていきたいと考えております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。さらに取り組んでいただけるという御答弁だったかと思えます。よろしく願いをいたします。

そして、学校運営においては教育行政と地域の連携が必要と考えます。その点を鑑みると、各市町村教育委員会と県教委の連絡・連携を密にするため、常設の会議を設け、学校の基盤づくりを行うことが必要と考えますが、県の取組について教育長に伺います。

○教育長（伊藤博明君） これまでも夜間学級の広報や生徒募集に係る受付・相談対応業務のために夜間中学担当窓口を全ての市町村教育委員会に設置をしていただいております。

また、夜間学級の運営や今後の本県の夜間中学の在り方などを協議するため、生徒の在住する市町村の教育委員会と県教育委員会によりまず高知県立夜間中学連絡協議会を年間2回開催

し、情報共有を行っております。本年度の協議会においては、生徒の就学援助に類する経済的支援についての協議や、夜間学級の運営状況や活動についての共有を行ってまいりまして、来年度はさらに広報を強化するために、より多くの市町村の教育委員会に参加いただけるように取り組んでいきたいと考えております。

また、このような機会を通じまして、市町村教育委員会において夜間中学校の理解を深めていただき、引き続きニーズ調査や各地域における市町村立の夜間中学の設置の検討が行われるよう促していきたいと考えております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いをいたします。

さきにも述べましたが、夜間中学は学び直しの場合でもあり、様々な背景を持つ方が入学してまいります。そのため、学校運営においても生徒側から様々なニーズや意見があることなども想定されます。生徒会の設置などを通じて学生的心声を聞き取り、学生が充実した学校生活を送れる環境整備、ひいては夜間中学という県の取組を発展させていくという点においても重要になってまいります。

生徒の声をどのように生徒に寄り添った教育環境の整備に生かしていくのか、教育長に伺います。

○教育長（伊藤博明君） 夜間学級には現在30歳代から70歳代までの様々な背景を持つ方が入学をされております。生徒の皆さんの声を取り入れるため、開設間もない現状におきましては、教員が生徒と個別に面談をしまして、一人一人の御意見を聞き取ることが効果的であるというふうに考えております。

生徒との面談などで得た意見や要望を踏まえまして、例えば始業までの個別補習の実施や、室内の冷暖房機器の整備など学習環境の改善を図ってきております。また、生徒への学習面、

心理面の支援を行うために、教頭や教諭、養護教諭に加えまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そして学習支援員を配置しております。引き続き生徒に寄り添いながら、継続的に生徒の意見を聞き取るなどして、教育環境の充実に努めてまいります。

○28番（田所裕介君） 前段の中で生徒会の例を挙げさせていただいたところでございますけれど、今の人数であれば一人一人の声をしっかりと聞きながら、学校運営に生かしていきたい、そういった教育環境整備に生かしていきたいというお答えであったかと思えます。

ただ、とある機会がありまして、夜間中学生のお話を直接お聞きする機会がありました。そのお話を聞くと、やっぱりなかなか多様な目標であったり目的であったりは様々あるなど、様々バックグラウンドを抱えた生徒さんがおられるなど感じたところがございます。やはり学校、今もしっかりとやられていることかと思えますが、さらに一歩踏み込んだ生徒に寄り添った教育環境の整備、これに尽力していただきたい、これは要請でございます。よろしく願いいたします。

次に参ります。次に、新型コロナウイルス対策について伺います。

昨年のデルタ株の流行に続き、現在オミクロン株による感染拡大が課題となっています。社会経済活動を継続しながら、新型コロナウイルスに対峙していかなければなりません。

現在のオミクロン株の最大の特徴は、子供の感染が非常に多いということでありまして。保護者が濃厚接触者になった場合、仕事に来られない事態も生じ、医療や介護、教育現場などで欠勤が相次ぎ、継続が難しくなるという事態も全国的に散見をされています。また、保育園や学校が休校になった場合、保護者が仕事に行けないという事態が課題となっています。

保育所の休園や学校の休校に伴い仕事を休めない、そして子供の預け先がない保護者に対して、一時的に子供を預かる場を設けるといったような支援策も必要となってまいります。どのような支援を行っていくのか、教育長に伺います。

○教育長（伊藤博明君） 今回の第6波では、本県でも保育所等の休園、そして小学校の臨時休業が発生しております。そうした中、例えば休園した保育所では、仕事を休めない保護者の子供のみを受け入れたり、小学校では感染状況に応じて休業の規模や期間を最小限にするといった対応が行われております。

この2月になりますが、国におきまして、保育所等の休園等の増加を受けて、代替施設を確保するための財政支援制度が創設されました。県内におきましても、2町村においてこの補助事業を活用し、休園となった際には、保健センターや子育て支援センターで保育を提供するための準備が現在進められております。

県教育委員会としましては、この事業が来年度以降もしっかりと継続されるよう、国に対して要望するとともに、今回制度を活用する2つの町村の実施状況を他の市町村へ情報提供するなど、休園となった際の保護者への支援が広がるよう活用を促してまいります。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に参ります。感染抑止をしながら経済活動を維持していくために、本県では高知家あんしん会食推進の店認証制度を設置し、取組を進めています。

そこで、伺いますが、県民に認証を受けた飲食店を利用することの安全性を周知することも知事の務めであるのではないかと思います。どのように情報発信を行っていくのか、知事に伺います。

○知事（濱田省司君） お話ございましたように、新型コロナウイルス感染症への対応におきましては、感染防止対策に万全を期すということと同時に、社会経済を維持して継続していくということが重要であると認識をしております。この両方の要請を顕著に併せ持つ、ないしはこの両方の要請が交差をする場面というのが、飲食の場面ということになるのではないかというふうに考えます。

その上で、私といたしましても感染拡大の傾向がある程度認められる状況におきましても、適切な換気などといった感染防止対策が整いました、あんしん会食推進の店を積極的に御利用いただきたいという思いを持っております。こうしたこともございまして、認証店を利用する場合には、大規模な多人数の会食が可能となります全員検査の枠組みの活用を促すための広報も、積極的に実施をいたしているところでございます。

これまでも記者会見の場などにおきまして、県民の皆さんに直接認証店の利用を呼びかけてまいったところであります。今後、さらにこういった機会を増やすよう努めますとともに、SNSをはじめといたします県の様々な広報媒体も活用いたしまして、さらなる認証店の制度の周知に努めてまいります。

○28番（田所裕介君） ぜひよろしく願いいたします。

濱田知事は、今回のオミクロン株の感染拡大において、飲食店由来が感染拡大の主要因でないこと、重点措置は効果が限定的であるという判断があったということを定例会見や今議会の答弁において述べられています。今回の経験より、知事が地域の実態に合わせて効果的な制限のかけ方が選択できるようにする必要性に関して、全国知事会で議論をされているところであります。

そこで、伺いますが、まん延防止等重点措置など新型コロナウイルス対策において、知事がかける制限を選択できるようにすることに対する御所見を知事に伺います。

○知事（濱田省司君） まん延防止等重点措置の適用がされた区域におきましては、国の基本的対処方針に基づきまして、県民の皆さんあるいは事業者に対して行動制限などの要請を行うということが求められております。具体的に、現在の対処方針におきましては、1つには飲食店への営業時間の短縮、2つには大規模な集客施設への入場者の整理など、3つにはイベントの人数制限、4つには職場への出勤者数の削減、こういった要請を行うということが明記をされております。

このうち認証店に対します営業時間短縮要請をするかどうか、あるいは酒類の提供の可否といった要請をすることの内容、また大規模集客施設への要請をするかどうか、こういった点については知事の判断で選択が可能という枠組みになっております。逆に申しますと、それ以外の手段につきましては知事に裁量の余地がなく、全国一律のものというふうにされているところでございます。

しかしながら、全国的に第6波の事例では、飲食を契機とした感染が少ないということはございますので、この重点措置の中心が飲食店の時短という点に対しましては、全国の多くの知事からも違和感が表明されるということもございましたし、大都市部と本県などでは通勤の形態の違いがあるにもかかわらず、昨夏の重点措置では全国一律で7割の通勤者削減ということが求められた、こういった点についても、必ずしも本県の実態と合っていないという思いは私自身でございます。

そうしたこともございますので、基本的な対処方針におきましては、専門家の意見を踏まえ

た対策をメニュー化していくという方向が望ましいのではないかと。例えば、今回の第6波であれば、知事会の議論などでは学校の休校を知事が要請できるといったことも、メニューとして必要なときには選択できるような形で加えたらどうかという意見も出たことがございます。そうした形で、知事が地域の実情に合った選択ができるようにするといった形で、より柔軟な対応が可能となるほうが望ましいという思いを持っております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。今回はオミクロン株、まん延防止等重点措置のタイミングにもついて、様々な意見があって、知事も本当に判断いろいろと苦慮されたと思います。

ここで再度確認も込めて再質問させていただきますが、新型コロナウイルスに対しては、地方自治体の長としての知事が判断しなければならないことは多いと考えています。その点において、今御答弁にありました点についてもやっぱり知事が判断をしていくことという想定を私はしておるところでございます。

そこで、伺いますが、制限を選択できるようにするということが高知県で必要であるという認識を濱田知事が持たれているということでしょうか。

○知事（濱田省司君） ただいま申し上げましたように、まん延防止等重点措置あるいは緊急事態宣言が行われました場合には、基本的対処方針に基づいて措置を取っていくということが基本になるわけですが、そういった枠組みの下で、本県が対象に仮になりました場合も、知事が具体的な手段をより選択ができるという柔軟な仕組みにしていくべきだという意見を持っております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に参ります。次に、産業振興について伺います。

県経済の活性化に向けたトータルプランである産業振興計画の取組は、平成21年度にスタートいたしました。令和2年度に新たに戦略の方向性として、付加価値や労働生産性の高い産業を育むを位置づけ、第4期高知県産業振興計画を策定し取組を進めています。

第4期計画ver. 3の中で本県の新しい取組となるのが産業集積であり、アニメ産業とヘルスケア産業の集積を目指しています。ヘルスケア産業や産業集積に伴う移住促進や企業支援などは、公共性が高い一方で、成果が出るまでに時間を要するような特性もあります。そのため、ヘルスケア産業、移住促進、起業支援、それ以外にも若者支援、また子供の貧困支援などの公共性が高い一方で、成果創出に時間を要する領域においてソーシャル・インパクト・ボンドの活用の可能性が指摘をされています。

ソーシャル・インパクト・ボンド、いわゆるSIBとは、従来行政が担ってきた公共性の高い事業を民間組織に任せ、その運営資金を民間から募り、民間資金を活用して革新的な社会課題解決型の事業を実施し、その事業成果、社会的コストの効率化部分を支払いの原資とすることを目指すものであります。

SIBは官民連携の取組であり、また成果連動型の取組でもあり、事業成果の可視化や財源確保策の一つとしても期待をされています。日本では2017年に初めて導入され、これらSIBの活用が期待される産業の中でもヘルスケア領域での取組が進んでいます。経済産業省は既にモデル事業をスタートし、意欲ある自治体の案件組成を支援しており、広島県、キャンサーズキャンが大腸がん検診受診勧奨事業を行うなど活用が進んでいます。

そこで、伺いますが、新しい官民連携の手法、

そしてまた事業成果の可視化や財源確保策の一つとして、SIBの導入、普及に対する展望について総務部長に伺います。

○総務部長（徳重覚君） ソーシャル・インパクト・ボンドは、社会課題の解決のために、民間の資金やノウハウを活用した成果連動型の民間委託の契約方式とされております。この事業を実施した他県にお聞きすると、ソーシャル・インパクト・ボンドの活用に適した事業は何か、成果をはかる指標と客観的基準をどうするか、成果に対する支払い額の費用対効果の妥当性をどう図るかといった点について、慎重に検討する必要がありますとのことをごさいました。

本県としてもソーシャル・インパクト・ボンドを導入する場合、どのような分野を選定し、適切な指標を設定するのか、またそこに意欲のある民間の実施主体、資金提供者の応募が見込まれるかなどを十分に見極める必要があると思っております。このため、引き続き先進事例の情報収集を行いながら、こういった手法の活用の仕方を研究してまいりたいと思っております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。おっしゃるとおりで、課題もまだまだ検討も必要ということ、研究も必要だということは承知しておるところで、ただ私個人としては非常に可能性を感じておるところでございますので、ぜひ研究を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に参ります。産業集積の核となるアニメ産業に関しては、2022年1月、高知県からアニメの文化と産業の活性化を目指す高知アニメクリエイター聖地プロジェクトがスタートしました。この動きに連動する形で、県ではアニメ産業集積プロジェクトをスタートさせ、アニメ制作を担うクリエイターやアニメ制作会社を本県に呼び込み、産業集積地を高知に創出することで産

業活性化を目指すとしています。

そこで、伺いますが、現在85%以上が東京に集中しているアニメ制作会社を本県に呼び込むには、他地域と差別化される、他の地域と差別化された高知である理由またはメリットが必要だと考えています。

ほかの地方自治体との差別化をどのように図ることで、アニメ産業の集積を行っていくのか、知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） このアニメ産業によりまず地域振興を目指そうとする自治体は、例えば徳島県、新潟県など本県以外にも相当数あるというふうに承知しております。本県のプロジェクトは、地元の金融機関が主体となったプロジェクトを包含いたしまして、連導するという構造となっておりますので、豊富な民間資金の投入が予定されているというところがございます。この点、他県と比べて財源が確保されているという面が強みの一つじゃないかと考えます。

また、先日行いましたプロジェクトの発表イベントにおきましても、民間のネットワークを生かしまして、大手の出版会社の役員といったアニメ産業の関係者が数多く集まりましたことで、マスコミに大きく取り上げられまして、多数の問合せもございました。

こうした官民連携の下で業界を巻き込んだ情報発信を行いまして、大手出版社、映画関係者などの賛同を得ていることも本県の強みだと存じますし、30年以上のまんが甲子園の伝統といった、こういった漫画文化というのをバックグラウンドとして誇り得るものではないかというふうに考えます。こうした強みを生かしまして、他の自治体との差別化を図りながら、このプロジェクトに取り組みますことで、地方進出を目指しますアニメ制作会社を本県に呼び込んでまいりたいと考えております。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。

よろしく願いいたします。

次に、アニメ産業集積により長期的な視点に立って、雇用創出や地域の活性化にどのような効果を見込んでいるのか、産業振興推進部長にお伺いします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 男女を問わず、若者の関心が高いこのアニメ関連産業が本県に集積できれば、アニメ業界を志します本県の若者の就業の場となりますし、さらにはUターン、Iターン希望者の雇用の受皿にもなるというふうに期待をしております。

将来的には、本県に進出をいたしましたアニメ制作会社がテレビ番組や映画を制作できるようになれば、産業として外貨の獲得に貢献することにもなります。また、高知を舞台としたアニメ映画が制作されヒットをすれば、竜とそばかすの姫のように舞台の原風景を求めて多くのアニメファンが集まることになり、観光誘客も大いに期待をされるところでございます。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。私も大いに期待しておるところでございます。よろしく願いいたします。

本県ではヘルスケア産業の集積化へも取り組んでいく意向です。厚労省によると、現状及び将来の市場規模を推計した結果、ヘルスケア産業は2025年には約33兆円になると推計されており、将来性がある付加価値の高い産業であることが分かります。

本県では、ヘルスケアイノベーションプロジェクトの推進により、ヘルスケアの集積を進めようとしています。単なる企業誘致でなく、産業集積として本プロジェクトを進めることの狙いについて、産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（沖本健二君） このプロジェクトは、デジタル治療薬やICTを活用しました遠隔診断の開発など、新たなヘルスケア産業の創出を産学官連携で行おうとするものでござ

いまして、非常にターゲットが大きいということが1つ大きな狙いとしてあると思います。

そのため、高等教育機関に加え、医療の知識を持った大学発ベンチャーやバーチャルリアリティーなどの高度なデジタル技術を有する企業、さらには精度の高い画像診断技術を有する企業など、こういった企業を集結させますことで、本県発の、本県ならではのヘルスケア産業の創出を目指すものでございます。

○28番（田所裕介君） ありがとうございます。

このような取組には、まず推進体制の構築が重要となってきますが、どのような体制を整備していくのか、産業振興推進部長に伺います。

○産業振興推進部長（沖本健二君） このプロジェクトの推進に当たりましては、県内の高等教育機関や産業団体、金融機関、有識者、行政など産学官金で構成をいたします協議会を立ち上げ、全体方針や誘致する企業などの検討を行う予定となっております。

○28番（田所裕介君） 非常に丁寧かつ前向きな答弁をいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、今後の取組に大きな期待をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、田所裕介君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩



午後1時再開

○副議長（加藤漠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

中根佐知さんの持ち時間は45分です。

34番中根佐知さん。

○34番（中根佐知君） 日本共産党の中根佐知です。それでは、順次質問をさせていただきます。

2月25日に厚生労働省の人口動態統計の速報が出されました。令和3年の全国の出生数は6年連続の過去最少を更新し、死亡数は戦後最多、婚姻件数は戦後最少です。高知県も同様に出生数は4,275人、出生数から死亡数を引いた人口自然減に歯止めがかかりません。高齢化の波が全国より10年早く押し寄せ、女性の有業率が高い高知県は、他県に勝るとも劣らない公的施策が求められています。

昨年改定されましたこうち男女共同参画プランには、男女共同参画社会基本法に明記された国際的協調の下で、2015年の国連の持続可能な開発目標、SDGsや、誰一人取り残さないジェンダー平等社会を目指して一層の取組を進めることが重要だと書き込まれています。ジェンダー問題の世界の動きや到達、課題を分析し、高知県に生かしていくことが重要であることは言うまでもありません。

男女共同参画計画、女性活躍推進計画を基に、こうち男女共同参画プラン推進についてお伺いたします。

知事は、来年度少子化対策の充実強化と女性の活躍の場の拡大として、小規模のファミリー・サポート・センターの開設支援や、男性の育児休業取得率推進のための企業の取組の後押し、子育て支援サービスなどの広報を県民運動として展開するとしています。が、これでは行政の男女共同参画プラン推進策としては不十分の感を拭えません。予算化も含め、具体的に県民の暮らしを県が支えていると県民が実感できるジェンダー施策がもっと必要ではないでしょうか。

昨年、プランの推進役を担う県民生活・男女

共同参画課を文化生活スポーツ部から子ども・福祉政策部に移管し、人権・男女共同参画課としました。子供関連施策の推進体制の強化として高知版ネウボラを推進し、妊娠期から子育て期までの子供関連施策を切れ目なく一体的に進めていく執行体制にしたと説明を受けました。だとしたら、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症との対応が迫られている今の状況を反映させたプランの推進施策を求めたいと思います。

男女共同参画プラン改定から1年たった。本部長である知事は、施策づくりの際、県のプランをどのように意識して取り組んでこられたのか、お伺いたします。

○知事（濱田省司君） 昨年3月に改定をいたしましたこうち男女共同参画プランに基づきます取組を進めていくに当たりまして、ただいま御指摘がありましたように、少子高齢化への対策でございますとか、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた対応を図っていくと、そういった点から重点的に取り組むという視点は大変重要だと考えております。

プランに掲げます男女共同参画の取組を進めていくに当たりまして、少子化への対応という観点から特に強化したポイントは、地域におけます子育て支援の充実、そしてワーク・ライフ・バランスの推進という点でございます。

この子育て支援といたしましては、具体的には、妊娠・出産・子育てに関します多様な支援サービスを一体的に提供する体制を整備していくというようなこと、そしてファミリー・サポート・センター事業に取り組む市町村への支援を強化していくといったような取組を進めてまいります。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に当たってということで申しますと、男性の育児への参画というのが非常に重要でございますので、

県内企業での優良事例の横展開に取り組んでいくということによりまして、男性の育児休業取得を促進するということに力を入れてまいりたいと考えております。

さらに、コロナ禍への対応という点に関して申しますと、感染拡大に伴いまして、女性の就労環境も厳しさを増しておりますので、これを支えていくために、まだ認知度に課題があります高知家の女性しごと応援室のPRを新年度は強化いたしまして、就労を希望する女性の支援をしたいというふうに考えております。

こうした取組を重点的に進めていくということによりまして、プランの目指す姿でございます「性別にかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと活躍できる高知県」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○34番（中根佐知君） ありがとうございます。施策は一生懸命考えていますということだと思いますが、さらなる施策をやっぱり求めていきたいと私は願っています。

意識を変える、場を変える、環境を整える、こういう取組が一層求められています。まず、意識を変える取組の柱になる市町村計画の策定が、全国と比べましても大変遅れています。全国の策定比率は、市や区で98.3%、町村部では71.6%となっています。

高知県の市町村の計画策定の状況はどうなっていますか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県内の市町村における男女共同参画計画の策定状況につきましては、現在11の市では全て計画が策定をされております。一方で、23の町村につきましては12の町村で策定されており、町村部の策定率を全国と比較しますと、全国の71.6%に対しまして、本県は52.2%となっております。

未策定の町村に策定していない理由をお伺い

したところ、担当者が複数の業務を行っており、マンパワー不足といった御意見をいただいております。

○34番（中根佐知君） 昨年よりは少し市では進んだようではございますけれども、意識改革、慣行、そして社会制度の見直しというのは、自然発生的に進むものではありません。自治体がいまだに作成していないことは、高知県のジェンダー平等の流れをとどめるものになっていないか危惧をします。自治体に、男女共同参画、ジェンダー平等の社会の到達から遅れてしまっているという自覚を持たせる必要があると考えます。

市町村の計画策定が全国的に見ても大変遅れている実態をどのように改善していくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 国におきましては、マンパワー不足に悩む小規模な自治体の実情に合わせまして、令和3年度から計画の策定方法を見直しております。男女共同参画計画を単独で策定するのではなく、市町村の総合計画等へ位置づけることでの策定が可能となったところです。

県としましては、各市町村に対して、総合計画等に位置づけることなどの助言や、市町村を対象とする研修会の開催など、全市町村での計画の策定に向けた支援を行ってまいります。

○34番（中根佐知君） 男女共同参画計画を進める根幹となるのがこの計画自体、これがいまだにつくられていないということは、やっぱりゆゆしき事態です。歴史的な男性優位の思想や文化が日本の中にはまだ根強くあることは否定できません。だからこそ、政治の責任も含めて女性も男性も、そしてマイノリティーの人たちも一緒にジェンダー平等の社会にしていこうというのが今の到達です。ここに無関心や意識の低い自治体をつくらないことは、最低限のジェンダー平等計画を推進する土台となります。ぜひ

とも一日も早い計画策定自治体100%を目指して、高知県としてもしっかり働きかけてください。よろしくお願いいたします。

次に、男性の育児休業取得についてお伺いをいたします。

男女がともに働き、仕事と生活の調和を図ることができるよう、育児休業取得の促進に高知県も取り組んできました。知事部局の職員の取得状況はどうなっていますか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（徳重覚君） 知事部局における昨年度の男性職員の育児休業取得率は、過去最高の61.2%でございました。教育委員会、警察部門を除く都道府県の首長部局等で比較いたしますと、全国2位の割合となっております。

今年度の状況は、2月1日現在で既に昨年度の41名を上回る47名の男性職員が育児休業を取得しております。また、その取得日数を見ましても、昨年度の4割を上回ります約半数の男性職員が、1か月以上の育児に関する休暇、休業を取得している状況でございます。

○34番（中根佐知君） その状況をどのように分析しているのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（徳重覚君） 知事部局におきましては、令和2年3月に策定いたしました高知県職員子育てサポートプランに基づきまして、仕事と子育てを両立する取組を強化してきてございます。具体的には、対象となる男性職員をしっかりと把握しまして、子育てに関する休業制度などを丁寧に説明しております。また、その上で取得を呼びかけ、業務をバックアップするという取組を進めてまいりました。また、知事がイクボス宣言を行いまして、男性職員の育児休業取得を、トップが積極的に後押しをするという姿勢を見せております。

こうした一連の取組が、この2年間育児休業の取得数を大きく伸ばしてきた結果につながっ

たと考えております。

また、男性職員もごく当然に育児休業を取得するという意識が醸成されてきたと感じておりました。実際に育児休業を取得しました男性職員からは、職場の後押しにより気兼ねなく取得できた、夫婦2人で子育てする意識がさらに強まったなど、取得してよかったという声をいただいております。

今後とも、職員が安心して育児休業を取得できる環境づくりをさらに進めていきたいと考えております。

○34番（中根佐知君） 随分進んだなという感はいたしますが、100%までまだかなという期待もいたします。

次に、教職員の取得状況はいかがでしょうか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 公立学校及び教育委員会事務局におけます昨年度の男性教職員の育児休業につきましては、8名が取得しまして、取得率としては7.8%となっております。本年度につきましては、2月1日現在で昨年度の8名を上回る15名が取得しておる状況です。なお、男性教職員の育児休業の平均取得日数につきましては、昨年度が66.9日、今年が163.9日と、こちらの取得日数についても伸びておるような状況でございます。

○34番（中根佐知君） 教職員ですから、教員、そして職員、そういう違いはあると思うんですけども、状況をどのように分析されているのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 男性教職員の育児休業取得率は、この実績からも本当にまだまだ十分でないというふうに認識をしております。この取得率が低い要因としましては、まず育児休業を取得した場合に、代替の臨時教員の確保の問題、それから児童生徒への影響、これは部活動指導であったり進路指導であったり、そういつ

たところに影響はするんだろうということで、教職員自身が心配していることがあるのではないかというふうに考えております。

一方、育児休業の取得をされた方からは、やはり子供の成長を感じることができたとか、育児のしんどさが共有できたといった声が、また教職員の配偶者の方で教職員の方からは、精神的・肉体的負担の軽減につながった、それから育児に主体的に関わってくれるようになったというような声が寄せられております。

今後とも県教育委員会としましては、この子育てサポートプランの目標達成に向けまして、管理職から育児休業制度の周知徹底をさらに行いますとともに、引き続き代替となる臨時教員の確保に努力するという一方で、男性教職員が育児休業を取得しやすい環境づくりに努力をしていきたいと考えております。

○34番（中根佐知君） 新しい命に向き合って、そして命を伸ばしていく、そういう教職員の皆さんのお仕事と絡めても、ますますその取得率が高まっていくように努力をしてもらいたいと思っています。

今年4月に、男性の育児休業に焦点を当てた改正育児・介護休業法が施行されます。また、10月からは男性版の産休と言われる子供の出生後8週間以内に4週間までの育休取得が可能になって、意思確認や育児休業の申出期間が1か月前から2週間前までに変更されるなど、積極的な変化が起こることになりました。来年度は、高知県も取得率推進のための企業の取組を後押しするとしています。

令和6年度の取得率30%を県は目指すとしていますが、育児休業を取得する機運を醸成するためにどのように取り組んでいくのか、商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 県では、これまで様々な機会を捉えまして、改正された育児・

介護休業法の周知を行うとともに、男性が育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに向けて、キャンペーンや経営者向けセミナーなどを実施してまいりました。こうした結果、令和2年の県内企業における男性の育児休業取得率は、その2年前の7.6%に比べ約2倍の15.8%となり、また全国の12.7%も上回っている状況にあります。

しかしながら、令和6年度の目標30%を達成するには、さらに機運の醸成に取り組む必要があると考えております。このため、来年度はこれまでの取組に加えまして、新たに社内で働き方改革を推進する担当者向けのセミナーや交流会を開催いたしますとともに、県内企業の育休取得の好事例の横展開を図ることで、さらなる育休取得に向けた機運の醸成に取り組んでまいります。

○34番（中根佐知君） 今、働き方は多様化して、その中で非正規労働に従事している若い人々も本当に多くなっています。まず、条件のある全ての人が育児休業を取って、社会の在り方として育児休業取得が全ての職種で当然のこととしていきたいものだと思います。

子育てに喜びを持って妊産婦の負担を分かち合い、協力していく社会の在り方に政治が乗り出す時代になりました。北欧諸国などの取組にはまだまだ及びませんが、制度を前向きに整えたことは大きな一歩です。ジェンダー平等を進める力の一つとして機能していくことを願っています。

次に、生理の貧困問題についてお伺いをいたします。

コロナ禍の中で生理用品を買えない声が大きく上がって、政治課題に浮上しました。この一年、世界各地で新たな取組が進んで、その中で以前からジェンダー平等の問題として取り組んできた国や自治体があることが私たちの目の前

に現れました。

経済的困難から発した声が、生理についてオープンに話せる環境を一步前進させたように感じています。ハッシュタグみんなの生理の調査によりますと、生理用品の生涯負担額は50万円以上、生理休暇取得率は女性労働者の0.9%、生涯の月経回数は初産の年齢が遅く、少子化の中で昔の女性に比べて大幅に増加していることもみんなが知ることになりました。

世界では、2020年11月にスコットランドで生理用品の無償化法案を全会一致で可決。世界初で無償化を実現し、必要な人全てが対象で、無料提供を徹底させる役割は各自治体や教育機関が担っています。イギリスでは、公立の小・中・高校で2020年1月に無償提供を開始しました。翌年2021年1月に生理用品に係る税金を廃止しました。フランスでは、2021年2月、全ての大学生を対象に、大学や学生寮などで生理用品を無償配布すると発表。ニュージーランドでは、2021年6月から国内全学校で無償配布を開始。アメリカでは、ニューヨーク州で2016年から生理用品は非課税、2018年に公立学校では無償提供、カリフォルニア州では2022年度から全ての公立学校で無償提供。メキシコでは、2022年1月から生理用品に対する付加価値税を撤廃など、単なる貧困問題としてではない取組が実現をしています。

性差による避けて通れない生理の問題は、女性問題、ジェンダー問題として取り組むべきです。日本でも多くの県、市町村で生理用品の配布が行われ、歓迎の声も聞こえてきています。

県では、社会福祉協議会に委託して生理用品の配布が行われていますが、これまでの事業の状況について子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県では、高知県社会福祉協議会に委託をし、これまで生

理用品約4,600パックを購入し、市町村役場や社会福祉協議会といった公的な施設に設けました112の配布窓口のほか、公立の全ての小中学校や高等学校などの教育機関、こども食堂などに配付をしております。1月末時点で、希望する方に約1,100パックを提供しております。

配布窓口の周知につきましては、県や県社会福祉協議会のホームページやラジオ、新聞、市町村や市町村社会福祉協議会などの広報媒体を活用した広報を実施しております。相談支援機関の一つであります社会福祉協議会では、この取組を通じまして、NPOなど民間支援団体との活動のネットワークが広がったとお伺いしております。

○34番（中根佐知君） まだまだ生理の問題は口にしづらいものです。どこかに取りに行くのではなくて、トイレトペーパーがトイレにあるように生理用品をトイレに設置してほしい、そうすればもっと安心して利用できるのに、こういう声や、他の人にチェックされるようで窓口や保健室には行きづらい、こういう声もあります。また、貧困問題ではなくてジェンダー平等の課題として見るべきだとの声も上がっています。

学校でもジェンダー教育に生かされていると思いますが、子供たちの受け止めはいかがでしょうか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 各県立学校では、令和3年9月から女性の活躍支援事業によります生理用品の配付を実施しております。この事業の開始に当たり、留意事項としまして県教育委員会から各校に、男女を問わず全ての生徒が生理に関する正しい理解を深められるよう、日々の性に関する指導の充実を依頼しております。

各学校では、保健の授業におきまして生理に関する指導を行いますとともに、性教育推進校として指定しております県立学校4校では、外

部講師による性教育講演会などを実施しまして、この中でも生理について取り上げております。講演会の後のアンケートでは、男子生徒からも生理に対する理解が深まったことや、思いやりの気持ちを持つことの重要性を認識できたといった感想が見られております。

性に関する正しい知識を身につけることは、ジェンダー問題への理解にもつながるものでありますので、今後も引き続き性に関する指導の充実に取り組んでいきたいと考えております。

○34番（中根佐知君） 世界でもこの生理への関心は高まって、そして学習も深められています。生理用品のトイレへの配置とか無償化、非課税にするなどの取組が始まっておりまして、ジェンダー問題と位置づけて、そして学校教育もしっかりとという方向で世界が流れています。

ジェンダー問題として捉え、ジェンダー平等の位置づけで公的支援が今後必要だと考えますけれども、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 昨年11月に、市町村に対しまして、公共施設や学校のトイレに生理用品を施設管理者の責任において設置する必要性についてのアンケート調査を実施いたしました。その結果、トイレへの設置の必要性につきましては、分からない、必要ないの回答は87.5%となっております。このアンケート結果からは、現時点では県内の市町村において、公的支援の取組には前向きではないという状況となっております。引き続き、市町村や他県の状況などを注視してまいります。

○34番（中根佐知君） そういうことを踏まえて、今後の取組についてどのように考えられているのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 来年度も、引き続き国の交付金を活用いたしまして事業を実施するため、本議会に関連の予算を提案させ

ていただいております。

○34番（中根佐知君） コロナ禍の下で、勇気ある女性たちの声で貧困問題として最初に取り上げられたのが生理用品の問題です。女性にしかない性の問題で、その管理を女性の自助努力に委ねてきたことへの疑問や不平等意識も渦巻き、単なる貧困問題にしてはならない判断が世界各国で施策をつくり変えてきています。この間の、教育長がおっしゃった学校での性教育や生理用品の配付の中からも、男性も女性もお互いの性の違いを科学的に知ることによって、お互いを大切にする意識が生まれていることは大変意義のあることであり、これからもぜひ認め合う人間社会への教育現場の取組をと願っています。

同時に、生理用品の配布の仕方はもっと自然に、トイレには必ず置かれているだとか、申告しなくても自由に持ち帰ることができる場をつくるとか、社会的に応援するメッセージを広げていくことが大切になってくるのではないのでしょうか。もらいに行きにくい、困っていることを言わないともらえないのではと、二の足を踏む女性の意識を変えないと、必要でも我慢してきた人の意識を簡単に変えることにはなりません。ぜひ、ジェンダー平等の考え方で生理の貧困問題に取り組んでいることや、世界の取組も紹介しながら、配布の仕方、広報の仕方の工夫をお願いしたいと思います。

次に、妊産婦の医療費助成制度の創設についてお伺いをいたします。

来年度から、不妊治療が保険適用になると喜ばれています。が、よく見ると3割負担の保険適用になる治療法は対象を拡大されるものの、全ての治療が対象ではありません。女性の年齢によっても治療の回数に制限があつて、43歳以上は保険適用の対象外となっております。高知県は、これまでどおり女性の年齢制限を行わない補助金を継続するとの説明を受けましたが、厚

生労働省どおりでいくと、保険が適用されない不妊治療を受けようとする、これまであった一律30万円の補助金がなくなるために、個人負担が増す例も発生をいたします。妊娠・出産が当たり前の出来事ではなくて、大変な心労と経済負担を伴っていることを改めて感じます。

加えて、この2年間は新たなコロナウイルス感染症との対応にさらなる神経を使う日々が続いています。2018年12月に参議院本会議で、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律、成育基本法とありますが、これが全会一致で成立をし、全ての妊婦と子供に妊娠期から成人期まで切れ目ない医療、教育、福祉を提供する重要性が明記をされ、国や地方公共団体、関係機関には必要な施策を実施する責務があるとされました。

高知県は県版ネウボラを掲げていますが、成育基本法の成立についてどのような認識を持っているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 成育基本法は、安心して子供を産み育てることができる母子保健や医療体制の充実、子育て支援環境の整備に向けまして、妊娠期から成人期までの切れ目のない医療、教育、福祉を提供することを目的としております。本県が取り組みます高知版ネウボラの趣旨とも合致し、成育基本法は高知版ネウボラの推進の後押しになるものと認識をしております。

高知版ネウボラでは、母子保健や児童福祉分野、教育に加え、地域との連携を強化し、成育基本法に基づき国が示した基本的な方針にも沿って、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図っているところでございます。

○34番（中根佐知君） 先日の本会議で、県版ネウボラの実現に対する評価と今後の展開について

て聞くという質問に、子ども・福祉政策部長は、全市町村が子育て世代包括支援センターを来年度中につくるなど実例を挙げながら、安心して子育てできる状況が着実にできていると答えられました。しかし、これまで述べてきたように、女性の妊娠から出産までの道のりは簡単ではありません。妊娠の継続も心配は尽きないし、出産することができる病院も十分ではない。さらには、子育てをしながら働こうとすると預ける保育園や学童保育を探して、時には家から遠い保育園に兄弟を別々に預けるしかない実態もあります。県版のネウボラは、まだまだ加えるべき施策があると思えてなりません。

この間、県民の中から妊産婦医療費助成制度の創設を求める声が上がっています。高知県内の20市町村で県に対して制度の創設を求める請願が採択もされています。自治体数で言えば59%の自治体、人口で言えば85%の自治体です。この問題は、一昨々年の9月議会で塚地佐智県議が取り上げ、その後昨年2月議会、9月議会で私が取り上げて質問をしてきました。その間、高知県社会保障推進協議会や医師の団体でもある高知保険医協会の皆さんが自治体要請にも足を運んでいます。

全国の実施状況について子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 令和元年10月に全国の実施状況を調査いたしましたところ、22の都道府県で助成制度が実施をされております。このうち、全ての疾病または妊娠期の様々な疾病を対象として、県と市町村が半額ずつを負担している制度は4県で、県の市町村に対する補助金予算額は一定の幅がありますものの、平均で2億円超となっております。また、3県では県内の一部の市町村が独自で助成制度を実施しております。

これ以外の15都道府県は県単独で実施をして

おりますが、ほとんどが所得税額3万円以下の所得制限を設けておきまして、対象となる疾病も、妊娠高血圧、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患に限定し、7日以上入院治療のみを助成の対象とする制度が大半となっております。15都道府県のうち10道府県は、制度はあるものの前年度は実績がありませんでした。また、助成実績がある残りの5都県につきまして、4県の年間平均助成額は4万円程度と、限定的な活用となっております。

○34番（中根佐知君） 高知県で妊産婦医療費助成制度を実施しようとしたときの試算をされているでしょうか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 高知県におきまして、所得制限を設けずに、多くの県が対象とする妊娠高血圧や糖尿病等に加え、切迫流産など妊娠に伴い発症する疾病での入院及び通院治療を助成する制度とした場合、詳細な試算は難しい状況ですけれども、国の医療給付実態調査などから推計をいたしますと、約1.6億円程度が必要となる見込みとなっております。これに伴いまして、県と市町村とが半額を助成すると想定した場合、市町村の負担額は合計で約8,000万円となります。

○34番（中根佐知君） 昨年9月の私の質問に子ども・福祉政策部長は、全市町村が足並みをそろえて導入できる効果的な施策を検討したいと答弁をされました。今、市町村で言えば8,000万円の負担ということで試算もしていただいておりますが、その後の効果的な施策を検討したいという進捗状況はどのようになっているのか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 9月議会以降、各市町村と具体的な協議を進めていくために、先ほどお答えいたしました対象疾病を制度の前提として、市町村の財政的な負担につい

ての試算を進めてまいりました。

その試算を基に、特に財政負担が大きい自治体との協議を行ってまいりましたが、限られた財源の中で優先順位をつけて施策を進めていきたいといった慎重な御意見であるため、現時点では協議に進展が見られず、厳しい状況でございます。

○34番（中根佐知君） 私は、今の状況を見ながら、足並みがそろわないと実施できないというところに納得ができません。乳幼児医療費助成制度の導入は、足並みがそろったところからスタートしているのでしょうか。高知県の保育料の第3子無料制度も高知市との足並みはそろわないままです。この春からの不妊治療の保険適用についての対応も高知市との足並みはそろっていません。

産婦人科の数が限られて、安心して出産できる環境が十分整わない状況の中で、交通費をかけて遠くの病院まで通って、大変な思いをしながら出産に向かうのが郡部に住む女性たちです。妊娠だけでも大きな負担ですが、そこに妊娠時のみ現れる高血圧症や、また糖尿病での生活の制限、入院、多くの身体的負担と経済的負担で妊婦の不安は大きいものです。そのときの助成くらい、あって当然ではありませんか。人口の多い自治体が今の時点でやろうとしないからといって、妊産婦が必要とする援助制度をつくるのが遅れるのは、返す返すも残念です。求める声にどう応えるのか、どうスピード感を持って対応するのか、県の姿勢が問われていると思います。

この2年の検討を制度として結実させるべきだと考えますが、いかがでしょうか、もう一度子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県といたしましては、県内全ての妊産婦の方々が安心できる制度とすることで、子育て支援施策として

の効果が発揮できるものと考えております。そのためにも、全市町村が足並みをそろえて実施することが必要だと考えております。

スピード感を持って具体的な制度案を提案してきたところですが、市町村には財政面での負担も含めまして制度に対する御理解を今以上に深めていただき、市町村内での優先順位を高めさせていただく必要がございますので、時間をかけた対応が求められております。

息の長い取組になりますが、限られた財源の中で、子育て施策として効果が期待できる妊産婦への支援という視点で、引き続き市町村の意見を踏まえながら検討をしてまいります。

○34番（中根佐知君） 既に、全国では22県、約半数の都道府県で実施をされていて、待ち望まれている制度だと私は思っています。利用する数が少なければ少ないほどいいけれども、出産を安全なものにして、妊産婦の負担軽減と胎児と女性の命を守る応援の施策の一つとして、一日でも早く医療費助成制度を求めるものです。

国が成育基本法をつくって、高知版ネウボラというのなら、命を生み出す課題にもっと力を尽くして、予算措置も多くすべきだと思ってきました。その意味でも妊産婦医療費助成制度は推し進めていくべき制度だと思いますので、今後も要望を続けていきます。どうぞ御検討ください。

高知県の男女共同参画、そして女性活躍推進計画をジェンダー平等の推進の視点で今日は質問をさせていただきました。日本は、ジェンダーギャップ指数が世界156か国中で120位で、本当にたくさんの取組が必要となっています。

先日、3月1日に世界銀行が、地域の経済的な権利をめぐる男女格差調査を公表しました。ここでも職業や育児、年金など、8項目の評価の総合点で、日本は昨年80位から103位に急降下しています。男性賃金の74%の女性賃金、こ

れなども大変問題になっていまして、そしてこれは年金格差にもつながっていきます。世界銀行の担当者は共同通信の取材に応じて、日本は女性の法的平等を改善するための改革を検討する必要があると強調したと報道されています。

私は、高知県でもジェンダー平等を常に意識して施策に結びつける、そしてここに予算もかけて推進をする、このための提案を今後も続けていきたいと思っています。

台湾では、随分高知県とも交流がありますけれども、ジェンダー主流化プロセスと呼ぶ施策を通じて、様々なジェンダーや性的指向の人々に積極的な行政支援をしていると聞いています。基本的にジェンダー共同参画委員会を通して、全ての施策がジェンダーにとって有益か有益でないか、こういうチェックがされて、そして市民社会の専門家18人、閣僚が17人、閣僚よりも市民団体の席が多く用意をされたジェンダー共同参画委員会、こういうところが施策を全てチェックをしているそうなんです。

日本も遅れているとはいえ、こういう委員会などをつくっていないわけですから、大変心配なところですがけれども、高知県としてもジェンダー問題というのは、こういう流れの中で世界が推し進めていること、無関心ではないこと、このことを再認識しながら、私たちも提案をしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（加藤漢君） 以上をもって、中根佐知さんの質問は終わりました。

ここで午後1時50分まで休憩といたします。

午後1時42分休憩



午後1時50分再開

○副議長（加藤漢君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

武石利彦君の持ち時間は50分です。

27番武石利彦君。

○27番（武石利彦君） 議長のお許しをいただきましたので、質問を始めさせていただきます。

当初予算、これを拝見いたしますと、このたびの集落实態調査に基づきまして浮き彫りになった課題に対して迅速に取り組んで、課題解決を図っていくという強い姿勢が読み取れます。大変力強い、心強い思いをいたしております。喫緊の課題ですので、どうかよろしく願いしたいと思います。

そこで、まず中山間対策についてお聞きをしたいと思います。

中山間の課題解決にデジタル技術を活用するという予算が組まれております。この意図するところ、狙いについて知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 今回の集落实態調査におきまして、生活用品や移動手段、飲料水の確保といった日常生活の不便さ、あるいは担い手不足によります集落活動の維持への不安といった課題が広がっているということを確認いたしております。こうした課題は、人口減少、高齢化が進みます本県の中山間地域の多くの集落に共通するものでございまして、今回の実証事業を通じて、デジタル技術を活用いたしまして調査で顕在化した住民の皆様の生活面での不便さあるいは不安を解消する、あるいは省力化や利便性が向上する仕組みを確立していくということを狙いとするものでございます。

この実証事業を通じて得られましたデータ、ノウハウを生かしまして、この実証事業を行った地域だけでなく、同様の課題を抱える県内の

中山間地域にも横展開をしていきたいと、そういうことを視野に入れた事業でございます。具体例といたしまして二、三、御紹介いたしますと、1つには、低速で公道を走る電動車を使った実証事業を行いまして、この中で予約ですとか運行情報システムの導入も視野に入れるという取組でございます。これにより、離島や山間部におきまして高齢者の方々あるいは観光客の方々などの移動手段としての活用が図られるのではないかとこのように考えております。

また、第2の例として申し上げますと、ドローンによります物資の運搬の実証事業も考えておりまして、これにより災害時の生活物資の確保、日常生活への不便さの解消ができるといったドローンの汎用性についても検証が行えると考えております。3つ目の例といたしましては、集落で管理をいたします農業用水などの実証事業を考えております。これによりまして、自宅にしながら遠隔操作で給水、排水などの管理が可能なシステムの構築を目指してまいります。

こうした本県ならではの取組によりまして、この地域に住み続けたいという住民の皆様の希望にお応えをしていく、そして将来にわたり暮らし続けることができる中山間地域の実現を目指してまいりたいと考えております。

○27番（武石利彦君） ぜひよろしく願いしたいと思います。今、知事の御答弁にもありました、ドローンを使ったり、あるいは農業にもデジタル技術を応用するといったことに大きな期待も膨らみますが、例えばせまちの狭い農地で給排水をやろうと思っても、なかなか広い面積でどんと大規模にやっているところと比べると、非常に採算性においても効率性においても条件が不利なところもありますので、小規模な狭いせまちでもどうやったら採算性の取れる農業ができるのかということにも御配慮いただきたいというふうに思います。

そこで、知事が2番目に上げられたドローンの活用であります。四万十町では本年度NEDOの実証実験を行ったところでございます。その中から幾つかの課題も見えてきたところでありまして、例えばコスト面、安全面、効率面、このあたりをどういうふうに克服するかという課題も上がっておりますが、この知事もおっしゃいましたドローンを活用する、つまりドローンの実装化に向けての御所見を中山間振興・交通部長にお聞きをいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 四万十町でのドローンの活用に向けた実証実験では、物流や防災、調査、測量といった年間を通じて活用の可能性の高い分野で実証を行い、所期の目的を達成されたとお聞きしております。

一方、今後の実装に向けては、議員からお話がありましたように、生活物資を運搬する際の人的体制を含むコストの負担、緊急時の対応など運航する際の安全性の確保、機体の保守管理や運営体制などをいかに効率的に実行できるかといった点が課題であるとお伺いしております。このような四万十町での先行事例についてしっかりと情報収集を行いまして、今後の実証事業への事業者の参画も含めて、四万十町での実証実験を活用したいというふうに考えております。

現在、ドローンは橋梁などの土木インフラの点検をはじめ、森林資源の測量や災害時の被害状況把握など、様々な用途で活用されております。今後、中山間地域での実用化を念頭に置いた場合、災害時における状況把握や救援物資の運搬の手段、さらには日常生活での物資の運搬などで活用が可能ではないかと考えております。

このため、今回の実証事業では、各方面での事例の情報収集も行い、様々な地形、条件下での運用方法や、既存の輸送方法とのコスト面での比較といった観点からも、実装の可能性につ

いて検証してまいります。また、実用化に向けては、運営する人材や場所の確保といった観点から、県内事業者の参画を求め、県内各地にある集落活動センターなどの拠点機能を活用することも併せて検討してまいります。

○27番（武石利彦君） 農薬散布にドローンを使用しようと思っても、それを飛ばす資格を取るのに、県外に1泊とか2泊で行って研修を受けなくちゃならないというような実態もあるやに承知しておりますが、そういった意味で今部長から御答弁いただきましたような県内企業とのコラボレーション、あるいは人材育成にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、午前中に上治議員も触れられましたが、小さな集落活性化事業、これについて積極的にお取り組みになるという方針が示されております。この事業の狙いについて知事にお聞きをいたします。

○知事（濱田省司君） 今回の集落実態調査によりまして、10年前と比べて集落の活力が一段と失われていると、こういった集落活動の今後の維持への不安の声を確認できたところでございます。一方で、約7割の住民の方は、やはりこれからも集落に住み続けたいという思いを持たれ、またこの間活動が始まってまいりました集落活動センターの取組については、総じて評価をいただいているということが調査の結果から読み取れるわけでございます。

こうしたことを踏まえまして、これからの10年というのを見据え、集落活動センターの仕組みづくりと併せまして、新たに小さな集落に焦点を当てた集落の維持・活性化の仕組みづくりをスタートさせたいというものでございます。

この取組は、現在集落活動センターがカバーをしていない小規模な集落につきまして、住民の皆さんの力、そしてそれらの地域が持つ資源といった潜在力を引き出していくということで、

活性化を図ろうというものでございまして、また県内のより広い地域で活力のある集落を生み出していこうということを目指すものでございます。

具体的には、この仕組みづくりの中では3つのパターンを想定しておりまして、1つは、既存の集落活動センターとの連携により、この既存のセンターが例えば事業を拡大しましたり発展を図っていくという際に、周辺の小さな集落も一緒に取組をしていくと、それによって活性化を目指していくというパターンでございます。

それ以外の2つ目のパターンといたしまして、この小規模集落が独自に活性化を図っていくというパターン。そして3つ目は、そうした小規模集落の取組をさらに発展させまして、新たに集落活動センターを組織していくといった姿を目指していくと。こういった3つのパターンを想定して関連の予算をお願いしているところでございます。

こうした取組を通じまして、人口減少あるいは高齢化が進む中にありましても、集落ににぎわいや活力をもたらしていくと。そのことにより、それぞれの地域におきまして先人から受け継いだ暮らしを次の世代に引き継いでいくと。そういうことができるような中山間地域を目指してまいりたいと考えております。

○27番（武石利彦君） 集落活動センターも効果が上がってきていると思いますが、一方で課題もあるのかなど。課題の一つとしては維持、これからどうやって世代継承をしていくのかというような課題もあろうかと思っておりますので、その点も含めて御留意いただきますようによろしくお願いしたいと思います。

それから、過疎化について質問が相次いでおりますが、ある高知市在住の方からこういったお話がありました。過疎化とかというと山間地域の課題だと思われがちだが、私のように高知

市内に住んでいても過疎化というのは我が身をもって感じるという御意見があります。買物にも行きづらい、独りぼっちで孤独感を感じるというような、そういった気持ちを持たれている方は、何も山間地域だけではなくて、高知市にもお住まいだというふうに感じておるところでございまして。また、中山間地域対策、非常に大事なテーマでございましてけれども、都市部にも同じような課題があるということについても、ぜひ光を当てていただきたいというふうにこれはお願いをしておきます。

次に、スマートフォンの拡大、普及を図る予算を計上しておられます。これは日高村が、村まるごとデジタル化事業という取組で、村民の皆さんにスマートフォンを持ってもらって、デジタルディバイドを解消していこうという取組をされておるわけですが、今月末以降、順次電話会社がいわゆるガラケーが使えなくなるようになる、つまり3Gを使えなくなるような、そういった状況を迎えようとしておりますので、今スマホの普及にかじを切るというのは非常にタイムリーな政策だというふうに思っております。

そういった点も踏まえて、中山間地域、特に高齢者にスマートフォンを持ってもらうというようなことに対して、どのようにお取り組みになれるのか、総務部長にお聞きしたいと思います。

○総務部長（徳重覚君） 議員御指摘のように、高度データ通信が可能な5Gや4Gが普及拡大したことに伴いまして、3Gの契約数が減少してきているということがございます。そのため携帯電話事業者ごとに3G電波によるサービスが今月末から順次終了することが発表をされております。県としては、スマートフォンへの乗換えが進むことによりまして、オンライン申請をはじめとした県のデジタル関連施策につながっ

ていくことを期待しているところでございます。

一方、高齢化率の高い本県におきましては、行政サービスの利用拡大と日常生活の利便性向上の両面におきまして、デジタルディバイド対策として、デジタル技術に不慣れな高齢者の方への支援が不可欠でございます。このため、来年度の新規事業としてスマートフォン活用サポーター、愛称スマサポでございますけれども、サポーターの養成事業を開始したいと考えております。

県としては、スマートフォンのさらなる普及を見据えて、地域におけるデジタル化の支援をしていきたいと考えております。

○27番（武石利彦君） 分かりました。

知事は、提案理由説明におきまして、コロナ禍を契機としてテレワークの普及や地方暮らしへの関心が高まっておると、そういった背景で都会から地方へと人や企業の流れを高知県に呼び込むんだというような表明をされた、まさに時宜を得たお考えだというふうに思っております。

そうした意味で、都会からの人や企業を中山間地域で受け入れるには、住まいの環境だとか子育て環境に加えて、新しい働き方を実践するために必要なワークスポットの整備なども必要になろうかと思っております。

そうした意味で、都会から若者などを呼び込む上で、テレワークやワーケーションの拠点として、中山間地域に多く点在をします空き家を改修して有効に活用するということが、一つの重要な選択肢になるのではないかというふうに考えておりますが、土木部長にその辺の御所見をお聞きしたいと思います。

○土木部長（森田徹雄君） 空き家をシェアオフィスなどに活用することは、中山間地域での働くスペースの確保に有効な手段であると考えております。

このため、県では、空き家をシェアオフィスなどとして整備する市町村に対しまして、その費用の一部を支援する制度を令和2年度に創設いたしました。現在、この制度を活用しまして馬路村など4町村が事業を進めており、来年度は大月町、田野町でも新たな事業を実施する予定となっております。

引き続き、このような空き家の活用に取り組む市町村を支援しまして、地方への新しい人の流れを呼び込む受皿の確保につなげてまいります。

○27番（武石利彦君） そしてまた、都会から人や企業を中山間地域に呼び込むためには、ハード整備だけではなくてソフト面の対応も重要になるかと思いますが、この点についての御見解を商工労働部長にお聞きいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 中山間地域に都会から人や企業を呼び込むためには、シェアオフィスなどのハード面の整備に加えまして、ソフト面の取組を実施することが大変重要と認識してございます。

これまで、県では、高知市中心部に拠点となるシェアオフィスを整備したほか、市町村が新たにシェアオフィスを整備する場合に、Wi-Fiなどの設備投資に対する助成も実施してきております。こうしたハード面の支援に加えまして、ソフト面では都会から人や企業の流れを中山間地域に広げていくためには、地元市町村と共に取り組んでいくことが大変重要となってまいりますので、平成29年度から市町村と共に企業誘致の勉強会を開催するなど、まずは意欲の喚起に努めてきております。

その上で、本年度からは県内各地のシェアオフィスの情報を検索できるポータルサイト、こちらのほうを開設しておりますし、また交通アクセス、宿泊など様々な相談に対応する相談窓口も本年度開設いたしました。また、都市部の

ビジネスパーソンを本県にテレワークで呼び込むための助成制度も本年度設けております。こういうふうにソフト面の取組も順次充実しております。

今後とも、市町村としっかりと連携しまして、都会から人や企業の流れを中山間地域にも広げてまいります。

○27番（武石利彦君） それでは、空き家の利活用とはちょっと観点が違うんですけど、放置された空き家の対策についてお聞きをしたいと思います。私もあちらこちら中山間地域で放置された空き家をよく目にするんですけど、やはり地元の方からのお話によると、近所の方、地震で倒壊をするだろうと非常に心配しとるとい声もたくさんお聞きをするわけなんです。

これは本当にもう全国的にも喫緊な課題だと思いますけれど、この放置された空き家対策について土木部長に御所見をお聞きいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 放置されて老朽化した空き家は、おっしゃられるように地震発生時に倒壊して避難路を塞ぐなど、防災面においても周辺へ悪影響を及ぼすおそれがございます。

このため、県では、避難路沿いなどの老朽化した空き家を除却する所有者にその費用を補助する市町村を財政的に支援しておりまして、現在32の市町村が補助制度を設け、除却に取り組んでおります。この制度を利用した場合、一般的な規模の木造住宅であれば、所有者の自己負担は除却費の約2割程度に抑えられますので、令和2年度としましても、500棟を超える実績をカウントしているという状況でございます。

今後も、老朽空き家の除却に取り組む市町村への支援を継続して、地域の安全性の向上につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

○27番（武石利彦君） ぜひその方針で取り組んでいただきますようお願いをいたします。

他県の事例を見ますと、日本経済新聞なんかにも掲載を最近されておりましたけれど、他県の市なんかでは、土地があってその上に建物がある、そうすると土地の固定資産税を減免するという措置をしていますけれど、放置された空き家も同様な状況になっているので、放置された空き家を除去する対策として、空き家があるうが、もう土地の固定資産税の減免をなくすというような、放置された空き家を撤去するような方針に持っていつているところもあるんです。その課税率とか課税額が都会とこの高知県では違うんで、高知県でそれをまねてやっても、果たしてインセンティブが働くのかなという疑問はありますけれど、言いたいのは、全国的に放置された空き家というのが問題になっているということを言いたいので、ここで例として挙げさせていただきました。

それでは、中山間対策を終わりました、次に健康寿命を延ばす取組についてお聞きをしたいと思います。

来年度当初予算を見ますと、医療機器を搭載した車両で看護師が地域に出向いて、そして病院の医師とオンラインで結んで行うというヘルスケアモビリティ事業、この予算が組み立てられておりまして、これにつきましては先日当会派の大石宗代表が代表質問で触れさせていただきました。私も、このように、病院に行きにくい方々がおられる、そういった中山間地域に医師や看護師をオンラインで結ぶというのは、非常にいい施策だと思います。それから、医師の働き方改革にもつながるんだろうということで期待もしております。

一方で、大石議員も指摘しましたように、課題ですね、例えば脆弱な通信環境の中山間地域でどのぐらいのオンラインの診療がスムーズにできるのかとか、医療機関にとりましては車両の購入費とか機器を搭載する、あるいはそれを

運転して看護師が地域に出向くということで、なかなか負担が大きいんじゃないかなという気もするんです。

これを克服しないと、今回取り組むこの事業を、横展開で全県下に広げていくということにはなかなかならないおそれもあるんじゃないかというふうに危惧をしておりますが、この点についての御所見を健康政策部長にお聞きしたいと思えます。

○健康政策部長（家保英隆君） この取組を推進する上では、お話のありました通信環境が脆弱であったり、そもそも医療機関が少ない中山間で負担をしてまでオンライン診療を行う医療機関が少ないなど、中山間地域ならではの課題がございます。

まず、通信環境の確保については、患者の自宅以外の地域の公民館やあったかふれあいセンターなど、既に通信環境が整っている通いの場でヘルスケアモビリティを活用して診察することを視野に、規制緩和に向けた提言も行っております。

また、あったかふれあいセンターなどのある地域が無医地区に相当する場合は、ヘルスケアモビリティを活用した無医地区巡回診療とみなせる可能性もありますので、医療機関や当該市町村と協議しながら、関連経費の補助の適用の可能性についても検討してまいります。

令和4年度にモデル的に実施する事業の中で課題の洗い出しを行うとともに、その成果を医療機関や市町村などと共有しながら、県内への普及を目指してまいります。

○27番（武石利彦君） それでは、今よくフレイル予防という言葉が頻繁に聞かれるようになりました。中山間地域の住民の皆さんは病院とかにも遠いし、なかなかそういうアドバイスが受けづらいという状況もあると思うんですけれど、特にその中山間地域の住民に向けたフレイル予

防をどのように進めていくのか、これについての御所見を健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） フレイルとは高齢者が心身ともに虚弱になった状態を言い、その予防には運動、栄養、社会とのつながりが重要と言われております。そうした中で、住民同士が誘い合い、楽しみながら住民主体のフレイルチェック活動を行う事例が中山間地域で始まっており、仁淀川町をはじめ南国市、大豊町、四万十市などで広がっております。

特に、先進的に取り組んできた仁淀川町では、こうした住民活動がNPO法人の設立に発展し、活動活性化につながるなど、住民の社会参加が活発化しております。また、四万十町のしまんと健康ステーションでは、運動量の見える化、運動や食事の相談など薬剤師などの専門職が住民への健康づくりに係るアドバイスを行う取組が検討されており、多職種連携によるフレイル予防につながるものと期待いたしております。

県としましては、フレイル予防活動を進めるためには住民や関係者の自主的な取組が重要であるとの認識に立ち、フレイル予防に関する講演会の開催やフレイルサポーターの養成などを支援するとともに、ほかの市町村にも拡大してまいりたいと考えております。

○27番（武石利彦君） 今御答弁にもありました、仁淀川町で元気な高齢者の皆さん、地域のリーダーたる高齢者の皆さんと知事、そして横山文人県議がいろいろお話をされているのを報道で拝見しました。そういった事例を今部長も申されましたように、どんどんと県内に横展開をしていただきますようお願いをしたいと思います。

それから、高齢者が生涯現役で活躍することは、生きがいももたらしますし、ひいては健康寿命を延ばすことにつながるというデータがございます。さきの日本経済新聞の記事

によりますと、65歳以上で仕事を持っている方の割合を示す、これを有業率と言うらしいんですけれども、長野県や山梨県は30%を超えており、有業率が高いほど医療費は少ない傾向が読み取れると、こういうことでもあります。本県の有業率は全国中位に位置をしているというふうに記事にはございました。

この有業率を高めるためにどのように取り組んでいかれるのか、商工労働部長に御所見をお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 県では、平成30年度から経営者団体や労働者団体などから構成されます、生涯現役促進地域連携協議会の皆様と共に、年齢に関わりなく働き続けられる仕組みづくりに取り組んでまいりました。

具体的には、企業側には業務の切り出しを行い就業の機会を創出することをお願いし、また高年齢者の方々にはどのような仕事に向いているのかを理解していただき、スキルアップを図っていただくセミナーを行ってきたところであり、こうした取組を行った上で、企業と高年齢者双方のニーズを踏まえたマッチングも行っており、その結果、昨年度は31名、今年度は1月末までに30名の高年齢者の方が就職するなど、徐々にではありますが、成果が現れてきているところであります。

また、昨年4月には改正高年齢者雇用安定法が施行され、これまでの65歳までの雇用確保義務に加えまして、70歳までの就業機会の確保が事業主の努力義務となったところであります。今年度は法改正の趣旨に沿いまして、セミナーなどによる周知を行っており、高年齢者の働きやすい環境づくりが浸透しつつあるものとも考えております。

今後とも、有業率を高める取組を関係団体の皆様と連携しながら、しっかりと進めていきたいと考えております。

○27番（武石利彦君） それでは、次の質問に移ります。農業振興についてお聞きをしたいと思います。

様々な背景がありまして、配合飼料や肥料、燃油など農業生産資材の価格が高騰しておるわけですが、これが本県の農業経営に及ぼす影響についての御所見を農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 近年、南米などの干ばつによる飼料作物の不作や、産出国の輸出規制強化など、国際情勢の変化により現在の生産資材価格は値上がりが続けております。値上がり前の令和2年の単価と比較しましたところ、令和4年1月時点で配合飼料で20%、肥料で42%、A重油で37%まで高騰しております。

こうした影響を農業経営の視点で見ますと、養豚では100頭当たり約37万円、ピーマンでは10アール当たり約40万円、キュウリでは10アール当たり約34万円のコストアップとなっております。農畜産物はコスト上昇分を販売価格に反映しにくいことから、農家の経営への影響が懸念されております。

今後も農業生産資材の価格動向を注視してまいります。

○27番（武石利彦君） ぜひしっかりと取り組んでいただきますようお願いをいたします。

次に、米作りについてお聞きをいたします。主食用米の需要が漸減し、全国的にも食用米の米余りが生じております。本県におきましても国から助成が受けられる飼料米の生産へとシフトチェンジする事例がよく見られるようになりました。

このような状況でありながら、このたび国のほうからは水田活用の直接支払交付金の見直しが見直しが示されたことによりまして、飼料米にシフトされた方の中に将来に対する不安が広がっているというふうにお話をお聞きいたしますが、こ

の点について農業振興部長に御所見をお聞きいたします。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 国では、飼料用米のより安定的な生産、供給に向けまして、水田活用の直接支払交付金に3年以上の複数年契約の取組を支援する加算メニューを設け、令和2年度から実施しておりました。そうした中、国は、複数年契約の取組は一定浸透してきているとの判断で、新年度から加算メニューを廃止することを決定いたしました。ただし、複数年契約に対する経過措置としまして、令和2年、3年の交付対象者に対しましては、令和4年度は交付単価を半額にして交付するというところでございます。

このため、県では、国から県に別途配布されております産地交付金の予算枠の中で、県独自で助成内容を設定できるメニューの見直しにより、何らかの対応ができないかなどについて、市町村等の意見を確認するアンケートを実施しているところでございます。

その一方で、水田活用の直接支払交付金には、飼料用米の収量に応じて交付単価が変動する戦略作物助成といった支援メニューもありますことから、生産者の方々には防除の徹底や多収品目への転換などによりまして収量を増やす取組をお願いしていきたいと考えております。

○**27番（武石利彦君）** しっかりと御指導いただきますようによろしく願いいたします。

また、四万十町の事例を挙げさせていただきますが、四万十町では地域商社四万十ドラマが栗とか芋を使った6次化の商品を作っております。それがなかなか好調でございます。その芋を取り上げますけれど、芋にはニンジンイモという芋を使うらしいんですけど、これがもうその商品が売れて売れて原材料が足りないと、こういう状況になっておまして、それで四万十町にはそのニンジンイモを作ろうという農家

がどんどんと増えております。また、その生産農家に聞きますと、非常に単価もよく買ってくれるので、非常にやりがいがあると、こういうことであります。

こういった露地園芸品目を中山間地に広げるというのが農業振興につながるんだろう、高知県の農業振興には直結しているんじゃないかということ、私はこの事例を見て感じるころなんですけど、露地園芸品目を中山間地域でどんどん広げるということについての御所見を農業振興部長にお聞きをいたします。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** お話にございました中山間地域の露地園芸品目を加工した特産品の外商拡大の成果が、さらなる生産拡大につながっている四万十町の事例は、産業振興計画における拡大再生産の好循環のモデルになるものと考えております。特に、安定的な販路を確保している点が成功の鍵につながっているのではないかと考えております。

このような中山間地域の活性化にも資する取組について、引き続き多様な担い手の確保や栽培指導など、生産面での支援を行うとともに、マーケットインでの視点で横展開を図っていくことで、さらなる露地園芸品目の振興につなげてまいりたいと考えております。

○**27番（武石利彦君）** ぜひ中山間地域に露地園芸品目の栽培が広がって、それが農業の振興、そしてそういう状況を見るとまた後継者もやってみようというような好循環につながるということも想定されますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、畜産業についてであります。畜産業もデジタル化が急がれる分野ではないのかなというふうに思っておりますが、この畜産業へのデジタル化の導入促進について、御所見を農業振興部長にお聞きいたします。

○**農業振興部長（杉村充孝君）** 畜産業における

デジタル化では、一例を申し上げますと、牛の分娩の兆候をスマートフォンに通知する機器は、分娩時の事故防止による生産性の向上や夜間の見回りなどの負担軽減にもつながるため、肉用牛農家からのニーズは非常に高いのですが、コロナ禍が長引く中では新たな投資が難しく、なかなか導入が進まない状況でございました。

このため、昨年の9月補正事業において、一定規模以上の肉用牛農家を中心にデジタル機器の導入を支援いたしました。その後、小規模な農家からも要望が非常に多かったことから、頭数などの要件を緩和した追加支援の補正予算を今議会にお諮りしているところでございます。

引き続き、国の有利な事業も活用しながら、デジタル機器などの導入を支援することで、畜産農家の所得向上や働き方の改善につながるよう、さらなるデジタル化の取組を推進してまいります。

○27番（武石利彦君） 私も非常に畜産業が盛んな四万十町に住まいをしておりますので、今部長が御答弁されましたような成果が見えてくることを楽しみにしております。どうぞよろしく願いをいたします。

この項を終わりました、次に外国人の入国規制の影響についてお聞きをしたいと思います。

コロナの影響もあって入国規制を続けてられました。この1月の時点で入国できない留学生が15万人、そこに技能実習生などを含めると40万人が入国できない状況になっていたというふうに承知をしておりますし、今月から受入れを1日3,500人を5,000人に引き上げると、そういう方針にかじが切られたわけではありますが、私もその状況をどうなっているのかなということで、ちょっといろんな分野でお聞きをしました。

例えば留学生がたくさん来られる明德義塾高校、ここでもお聞きしたんですけれど、入国できないということで、本当にがらがら、教師も

授業もすることがないとか、非常に学校運営に多大な影響を受けているということ。今回の緩和の様子を見ましても、今まで滞留していた学年、それに新たに來る学年ということで、2学年が一気に緩和によって來るんじゃないかと、それにどう対応するかということも不安だというお話もありました。

それから、介護分野におきましても外国人技能研修生が入ってこれないということで、現有の日本人のスタッフの残業なんかが増えておるといってお話もお聞きをしました。また、地域の農業者、私は興津のミョウガ農家——ここにはベトナム人が3人働いておられるんですけど、この秋ぐらいからそれぞれ任期満了に伴って帰国をしなくちゃならんと、じゃあ帰国した後、新しい人が入ってこれるのかということで、作付とかいろいろ農業経営に不安があると、こういうような状況もお聞きします。

それで、もうこれ時間の関係で農業とか林業、漁業とか聞いていくととても時間がないので、知事にまとめて高知県に与えている影響といたしますか、これについて御答弁を求めます。

○知事（濱田省司君） 御質問ございました入国規制が本県に及ぼしている影響につきまして、私も様々なお話を伺っております。全庁的に状況を取りまとめますと、まず教育現場におきましては、お話にありました明德義塾中・高等学校をはじめといたしまして、県内の私立学校、大学、専修学校において、入国できない留学生が約180名に上るといふ報告を受けております。ある学校では授業料収入が大幅に減少し、経営が非常に厳しい状況になっているという話もございました。

また、農業の分野では、例えばニラやシントウなどの農家におきまして人手の確保ができないために、今お話しありました作付面積を縮小したり、省力化が可能な品目に転換を迫られた

と、そのような事例もあるようでございます。
また、漁業でも、例えばカツオ一本釣りの漁業などにおきまして、本来は帰国予定であった実習生にも残ってお手伝いいただいて何とか操業している、これ以上外国人が減りますと操業中止も余儀なくされるというような声をお聞きしました。

また、介護・福祉の分野では、職員の時間外勤務の増加、あるいは有給休暇が取りにくい状況という形でしわ寄せが来ているというお話、さらに建設業におきましては、現場の作業チーム編成に支障が出たために受注量の減少につながったようなケースも出ているという報告を受けております。

こうした形で入国規制が本県の各分野で様々な影響を及ぼしているというふうに考えております。

今回の水際対策の緩和につきましては、留学生、技能実習生などの社会活動に与える影響に配慮いたしまして、柔軟かつ適切に対応してもらいたいということで、これは全国知事会におきまして国に対して提言も行ってまいっております。国におきましては、徐々に水際対策の緩和を行うという方針が示されているところでありますけれども、私といたしましても、できるだけ早期に通常の往来が可能となる日が訪れますように、心から願っているところでございます。

○27番（武石利彦君） 分かりました。

それでは、今介護分野の状況についてもちょっと触れさせていただきましたので、関連してこの項でお聞きをさせていただきます。介護・福祉分野のマンパワー不足につきましては、県としては日本一の健康長寿県構想の中でお取組をいただいているというふうに承知をいたしておりますが、介護人材の確保に向けて、今後さらにどのようなお取組をなさるお考えか、子ども・

福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 介護人材の確保に向けましては、高知県福祉人材センターのキャリア支援専門員によるマッチング支援や、福祉就職フェアなど求人、求職のマッチング機会の充実に取り組みますとともに、また高知県福祉人材センターに新たに介護助手等普及推進員を設置いたしまして、高齢者などが働きやすい介護助手の導入を促進いたします。また、ワークシェアなどの新たな働き方による多様な人材の参入促進にも取り組んでまいります。

さらに、本県が全国に先駆けて取り組んでまいりましたノーリフティングケアや、高知県福祉・介護事業所認証評価制度の推進などを通じまして、魅力ある職場づくりと人材確保、人材定着の好循環を目指して取り組んでまいります。

○27番（武石利彦君） よろしく願いいたします。

それでは、質問最後の項目に移らせていただきます。動物愛護についてであります。

来年度から運用される予定の高知県動物愛護基金、これを本県の動物愛護の推進にどのように活用されるお考えか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 基金の活用につきましては、現在実施しておりますメス猫不妊手術推進事業費の頭数の増、一部雄猫の去勢手術への助成拡充やボランティア活動への支援、県民の皆様の動物愛護意識向上に向けた普及啓発などに活用してまいります。加えて、今後におきましては、県と高知市で共同して検討を進めております動物愛護センター整備に関する事業へ活用していくことも想定しております。

県内外からの貴重な浄財を有効に活用させていただき、犬や猫の意図せず不幸な一生を送らざるを得ない新たな命の誕生を極力なくす、可能な限りゼロにしたいと、こういう思いや、大

切な命を新しい家族の下につなげるといった取組を進めてまいります。

○27番（武石利彦君） この議会でも上田貢太郎議員がこの問題について一括質問をなさいまして、私もその答弁はお聞かせいただきました。しっかりと動物愛護センターの設置なんかもさらに推進をしていただきますようお願いをしたいというふうに思っております。

それと、去る6月定例会で私が土佐清水市のTNR活動の取組について部長にお聞きをいたしましたところ、部長からは県内の市町村には特別枠の活用を促して、土佐清水市のような取組が広がるように声かけを強化していくと、こういった答弁をいただいております。

来年度に向けたこの点についての御所見を健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） メス猫不妊手術推進事業では、集中的不妊手術枠を市町村の特別枠として設定し、市町村とボランティアの皆様方などが協働でTNR活動を実施する場合に費用の一部、1頭当たり1万円ですけれども、助成しております。土佐清水市では、この特別枠を活用し、3年間で578匹に不妊手術を実施し、繁殖抑制に大きな成果を上げております。

一方、これまででは雌猫の不妊手術のみを対象としており、捕獲するときは雄猫が一緒に入りますので、雄猫の去勢手術費用がボランティアの皆さん方などの大きな負担となっており、事業推進の課題となっておりました。このため、令和4年度からは特別枠に限り雄猫の去勢手術の費用も助成対象とすることで、ボランティアの皆さん方などの負担軽減を図ることといたしました。

こうした事業の拡大については、各福祉保健所で行われた市町村担当者会で周知するとともに、土佐清水市などの先進的に取り組んでいる市町村の事例を紹介するなどして、他の市町村

での特別枠の利用につなげてまいります。実際幾つかの市町村からは御相談がボランティアの方からございます。

○27番（武石利彦君） ぜひ市町村の取組が拡大すること、そしてまたその市町村と活動ボランティアの皆さんとの連携といたしますか、意思の疎通がしっかり図れるようにしっかりとお願いしたいというふうに要請をしておきます。

以上で質問は終わりますが、動物愛護のボランティアの方からの声をちょっとここで披露させていただきたいと思います。TNR活動を広めるに当たっては、その活動に取り組んでくれる獣医師が足りないというような課題があるという声も寄せられております。つまり、TNRで捕獲してもすぐに手術できる病院がないと、こういう状況がありますので、なかなかそこがちょっとうまくかみ合っていないというところがあります。そこで、一斉TNRを実施するための場所の提供とか、獣医師やボランティアなどのマンパワーの確保に引き続き御尽力をいただきたいというふうに思っております。また、今部長の御答弁にもありました、避妊、去勢手術費用に対する補助、これ以外にも避妊、去勢手術に携わる獣医師の日当などに当たるような補助があればというような声もお聞きをいたしております。

また、ボランティアの方々によりますと、最近是人慣れしている保護猫が多いというふうに感じておられるようです。これはひよっとすると高齢者が飼っておられて入院をされた、あるいは死亡されたということで、行き場のない猫が増えているんじゃないかというような傾向が読み取れるらしいんですね。

こうした行き場がなくなった犬や猫の受皿として、このボランティアの方々にお骨折りをいただいております。けれども、なかなかその保護犬、保護猫の数にボランティア活

動が追いついていけないというような状況が生じているわけでありますので、先ほど部長のお話にもありました動物愛護センターの早急な設置とかということの対策を講じていただきたいというふうに思っております。障害者のグループホームで保護猫を飼い出したら、非常に障害者も精神的にすごくメンタル面がよくなったというような事例もありますし、そういったところにも広げていただけたらいいのかなというふうに思っております。

以上で質問を終えますが、濱田知事も1期目を折り返されたわけでありまして、いろんな濱田県政に対する評価もお聞きをしております。犬、猫の課題も上げました。人には犬派と猫派とこの2種類があるそうで、私は濱田知事は犬派なのか猫派なのかというようなことも拝見もさせていただいておりますが、非常に濱田知事の優しそうな笑顔にはこのコロナの中で気持ちが救われるというような女性の話もお聞きしますので、県庁一丸となって頑張ってくださいと思います。

そして、最後になります。今年度をもって退職される県庁職員の皆様、本当にお世話になりました。ありがとうございました。今後ますますの御活躍、御多幸を心よりお祈りを申し上げます。私からの質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(加藤漢君) 以上をもって、武石利彦君の質問は終わりました。

ここで午後3時まで休憩といたします。

午後2時40分休憩



午後3時再開

○議長(森田英二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西森雅和君の持ち時間は35分です。

23番西森雅和君。

○23番(西森雅和君) 公明党の西森雅和でございます。お許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

今日は管理型産業廃棄物最終処分場に関して、エコサイクル高知の代表理事である副知事にお聞きをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

現在、佐川町において県内2つ目となる管理型産業廃棄物最終処分場の建設が計画をされております。佐川町加茂の地元の皆様をはじめ関係者の皆様には、建設計画に御理解と御協力をいただき、改めて感謝申し上げますところであり。この佐川町の処分場の建設に関しましては、昨年12月の議会において予算が承認され、現在入札公告に向けて準備が進められているところであります。

一方、平成23年に操業開始となった日高村の処分場につきましては、当初の予定よりも早く満杯になることが予想されており、3年後の令和7年の夏に満杯になるということになります。そして、その後は閉鎖、廃止ということになります。

そこで、副知事に、日高村の処分場の廃止を今後どのように進めていくのか、基本的な考えについてお伺いをいたします。

○副知事(井上浩之君) 廃止に向けた手順といたしましては、まず埋立施設が満杯になった段階で廃棄物の搬入を停止する、すなわち施設を閉鎖するということになります。その後、埋め立てました廃棄物を洗浄するための散水を継続して行いまして、廃棄物を通過して出てくる水、これをすなわち浸出水と言いますけれども、この浸出水の水質が2年以上継続して国の基準を

下回るといった——国が11の廃止基準を定めておりますけれども、これを全てクリアをして安定化を図る必要があります。これは、廃棄物がこれ以上変化することなく、周囲の環境に影響を与えない状態であることを確認するという作業になってまいります。

この廃棄物の安定化が確認されましたら、廃棄物の上に遮水のシートを敷きまして、さらにその上に土をかぶせて覆うということで、これらの一連のプロセスが完了したことをもって施設の廃止となります。

○23番（西森雅和君） 今後、日高村の処分場の廃止をスムーズに行っていくには様々な課題があると思われまます。そこで、今後日高村の処分場の廃止を進めていく上での課題をどのように捉えているのか、副知事にお聞きをいたします。

○副知事（井上浩之君） 廃止に向けましては、周辺環境に影響を与えないということが最も重要でございます。すなわち、先ほど申し上げました安定化を図ることが最も重要だと考えております。

エコサイクルセンターは、全国で整備された同種の最終処分場の中で最も早く埋立終了を迎えるということになっておりまして、つまり廃止に至った前例がない中で廃止を迎えるということになります。このため、先ほど申しました浸出水の水質の状況などをしっかりモニタリングしながら、散水の量をコントロールすることなどが重要だと考えております。

○23番（西森雅和君） 課題の一つとして上げられるのが、処分場へ持ち込まれた廃棄物の安定化の問題であります。先ほど副知事のほうからもお話がありました。持ち込まれた廃棄物の毒性を取り除き、廃棄物を安定化させるには、相当時間がかかると言われております。

そこで、日高村の処分場への廃棄物の持込みを停止した後、廃棄物を安定化させて処分場を

廃止していくためにどの程度の年数を見込んでいるのか、副知事にお伺いをいたします。

○副知事（井上浩之君） エコサイクルセンターの埋立終了後の維持管理期間につきましては、当時開催いたしました高知県産業廃棄物処理施設技術専門委員会の学識経験者の皆様の意見などを踏まえまして、5年間というふうに設定しております。

ただ、エコサイクルセンターにつきましては、令和元年度に廃棄物の安定化の状況などを確認するために、埋立廃棄物の一部を抜き取りまして試験を行っております。その結果、国の廃止基準、先ほど申し上げました11の基準になるわけでございますけれども、そのうちの1つの最も重要となる水質に関する基準。これ、内訳としては44項目ございますけれども、このうち43の項目を既にクリアしておるというふうな状況でございますので、こうしたことから、現時点ではこの計画期間である5年以内に施設の廃止は可能ではないかと考えているところでございます。

○23番（西森雅和君） 昨年の12月に、県外の廃棄物処分場に視察に行つてまいりました。そこで処分場の関係者の方に様々な話を伺ってきたところであります。廃棄物の安定化についても伺い、安定化にどれくらいの時間がかかるのかとお聞きしましたところ、その関係者の方は、受け入れた年数と同じぐらいの年数が必要ではないかということでありました。

また、今年の1月に、廃棄物処分に関する有識者、この方は大学の先生で、様々な廃棄物処分場のアドバイザーなどをされている先生でありますけれども、話をお聞きいたしました。その先生によりますと、処分場の規模にもよるが、一般的に受け入れが15年であれば、その後の安定化に受け入れた年数と同じ15年はかかると言っております。こうしたことからすると、安定

化の年数の先ほどの5年というのは少し甘いように感じるところもございます。

処分場の廃止に向けて、処分場の廃棄物を安定化させようとする、廃棄物に水をまく、いわゆる散水をして安定化していくわけでありませう。現在、日高村の処分場では散水のための水は、まいた水を一旦水処理プラントに通して、きれいな水に変えて、その水を再び散水するという工程をたどっています。

そこで、この工程の中で避けて通れない問題があります。それは、まいた水を浸出水として高度処理する中で、残渣として副生塩、いわゆる塩が大量に発生するという問題であります。

処分場における副生塩、いわゆる塩の発生ということに関してどのような現状認識を持っているのか、副知事にお伺いをいたします。

○副知事（井上浩之君） お話にもありましたけれども、日高村の処分場につきましては、散水後に出た浸出水を水処理施設を通して再度散水に循環利用しておるところでございます。この再利用する工程で脱塩をしなければ、塩分の濃度の状況によりまして、その水処理施設の機器類が腐食するというおそれがありますので、施設を維持していくために塩分を除去する必要があります。この過程で塩、すなわちお話のありました副生塩が現在発生しているという状況でございます。

○23番（西森雅和君） 現在、日高村の処分場ではどれくらいの量の副生塩が出ているのか、副知事にお伺いします。

○副知事（井上浩之君） 令和3年度の副生塩の発生量でございますけれども、1か月平均で大体3トン程度で現在推移しているところでございます。

○23番（西森雅和君） 今後、日高村の処分場ではどのくらいの副生塩が出ると見ているのか、副知事にお聞きをいたします。

○副知事（井上浩之君） 副生塩ですが、令和2年度の実績ですけれども、これが約13トン、令和3年度は約35トンになるというふうに見込んでおります。

先ほど申し上げましたように、現在水質のほとんどが国の廃止基準をクリアしているというふうな状況でございます。今後水も水をまく量については大きくは変わらないのではないかと、いうふうにも想定しております。副生塩の発生量も現在と同様のペース、大体月平均2.9トンです。年間35トン程度になるのではないかと、いうふうに見込んでおるところでございます。

○23番（西森雅和君） 塩の量は散水する水の量によって変わってくると言われております。現在、日高村の処分場から排出された塩の量は、それほど多くないというふうに思うところでありますけれども、その理由は今までの散水の量が少なかったということが言えるのではないかと思います。

では、なぜ散水の量が少なかったのかということ、散水の量を減らすことによって水処理プラントの負荷を減らすことができますし、塩の発生も減らすことができるということになります。しかし、散水の量が少ないとどうなるかといいますと、当然のことながら最終的に廃棄物を安定化させなければなりませんので、廃棄物が安定化するためにはこれまで以上に多大な時間が必要ということになります。早く安定化させるために散水を多くすると、プラントに多くの負荷がかかりますので、プラントが故障しやすくなりますし、故障すると修理費用がかかってまいります。また、塩も大量に発生してくるわけでありませう。

実は、この塩の問題は全国どこの廃棄物処分場においても抱える大きな問題であります。先ほど申し上げましたが、昨年12月県外の廃棄物処分場に視察に行ってきましたけれども、その

処分場では廃棄物処分の過程で発生する塩の量は年間50トンということでありました。そして、この発生した塩はどのように処理されているのかというと、その自治体では塩を広く市民に配布して、市民の皆さんに除草剤として使っているというふうに聞かれています。

また、地域によっては廃棄物処分場から発生する塩を販売して、道路などにおける凍結防止剤や、皮のなめしなどに使うといった活用をしているところもあるようでありました。また、愛媛県の松山市では、処分場から出た塩を消毒剤として下水処理に利用するシステムができており、年間数千万円の費用を削減しているともお聞きをいたします。しかしながら、このように活用できる副生塩は、ある程度の純度、いわゆる品質の良さが必要であると言われております。

そこで、伺いますけれども、日高村の処分場で発生する副生塩は再利用できるものなのか、副知事にお伺いいたします。

○副知事（井上浩之君） 日高村の処分場で発生する副生塩ですけれども、これは産業廃棄物を処理する過程で発生した塩でございます。他の被覆型、いわゆる屋根つきの産業廃棄物最終処分場と同様に、そのままの状態での再利用はできないというふうに考えております。

○23番（西森雅和君） 日高村の処分場でフレコンバッグに入った副生塩を一度見せてもらったことがありました。塩の色ももう茶色がかっておりまして、相当不純物が混じっているのではないかというふうに感じたところでありました。

一方、12月に視察をした県外の廃棄物処分場から発生した塩はといいますと、純白の塩でありました。その塩をもらってきまして、今日はその塩をちょっと議場にお持ちをさせていただきました。（現物を示す）これがその真っ白い塩であります。しかし、この塩は漬物にはすることはできないというふうに言っておりました。

ちなみに、日高村の処分場で塩をもらいたいと思っております。言いましたけれども、もらうことはできなかったところでもあります。

日高村の処分場において発生した塩は最終的にどのように処理されているのか、副知事にお伺いいたします。

○副知事（井上浩之君） 日高で発生しました塩につきましては、先ほど申しましたけれども、産業廃棄物を処理する過程で発生した産業廃棄物でございますので、産業廃棄物として現在は県外の業者に処分を委託しております。その委託先では、カルシウムを抽出するなどの中間処理を行った後に、最終的に海洋での埋立てを行っているというふう聞いております。

なお、その処理費用は運搬料も含め年間180万円程度でございます。その全てを現在は料金収入で賄っているということになります。

○23番（西森雅和君） この副生塩が処分料を払って処分しなければならない廃棄物となるのか、あるいは再利用可能な有価物となるのか。廃棄物処分場から出てくる塩の品質が、大きな分かれ道ということでもあります。副生塩を有価物として買い取ってもらえれば、塩は処分場の収入になることも考えられるわけでありました。残念ながら、日高村の処分場の塩は再利用できず、廃棄物として業者に処分料を払って処分をしているということでもあります。日高村の処分場は、産業廃棄物の最終処分場と言われておりますけれども、最終処分場から再利用できない塩という廃棄物を排出しているということになっていきます。

先ほども申し上げましたが、今後日高村の処分場の廃棄物を安定化させようとするればするほど、多くの塩が発生し、塩の処理費用はかさみます。処分場の廃止に向けた課題として、収支の問題もあります。日高村の処分場は、廃棄物が持込みされることによって収入もあるわ

けでありますけれども、満杯になると廃棄物の持込み料金も入ってきません。今後何年にもわたって収入が入ってこない中で、廃止に向けてどのように運営を行っていくのかといった課題であります。今後、処分場の廃止に向けて、この費用をどこが負担することになるのか、大きな課題であります。

日高村の処分場の廃止に向けて、今後発生する運営費用の負担はどのようにしているのか、副知事にお伺いをいたします。

○副知事（井上浩之君） 埋立終了後から廃止までに必要となります維持管理費用につきましては、廃棄物処理法、それから国が示しました最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドラインというのがございまして、こちらのほうに細かい算定方法が定められております。それに基づきまして料金収入を原資とした上で、その必要額を埋立期間中に積み立てるといふようにしてございます。

具体的には、エコサイクルセンターでは埋立終了後5年間の維持管理費用としまして、総額で約3億1,000万円ほどを積み立てることとしております。現在では2億5,000万円弱既に積み立てております。この中には、先ほど申し上げました副生塩の処分料、実績は年間180万円と申し上げましたけれども、計画上是230万円というふうにし少し多めに見込んで積立てをしております。この積立金を原資に、埋立終了後の維持管理費用を賄っていくということになります。

なお、料金収入が当初の計画を大幅に上回っておりますので、令和2年度末時点で約3億7,000万円の余剰金を別途積み立ててございますので、万が一、法定の維持管理費用積立金で不足する場合には、この余剰金を追加の維持管理費用などに充てるつもりでございます。

○23番（西森雅和君） 積立てで対応をするということではありますが、安定化に予定以上

の時間がかかった場合、積立てを超える費用が発生するという可能性もあるわけでありまして。そうすると、その費用をどこかが負担しなければならないということになってまいります。

処分場の廃止に向けては、佐川町の処分場においても同じことが言えると思います。12月議会で承認した99億9,000万円は建設費でありますので、廃止に向けた費用は見込んでおりません。

そこで、伺います。佐川町の処分場の安定化にどれくらいの年数を見込んでいるのか、副知事にお伺いいたします。

○副知事（井上浩之君） 佐川町の処分場につきましては、実施設計の中で10年というふうにご設定をしております。この期間の設定に当たりましては、まずエコサイクルセンターに実際搬入されている廃棄物を使用して実験も行いまして、かつ学識経験者の意見も踏まえて、安定化のために必要となります散水量などを設定した上で、埋立終了後の維持管理期間、これを5年、10年、15年というふうにした場合の散水量に応じた全体のコストなどの比較を行った上で、そうした学識経験者で構成するような施設整備の専門委員会、こちらのほうにもお諮りをしまして、一定の余裕も見ながら10年間という期間を設定したところでございます。

○23番（西森雅和君） 廃止に向けた安定化に要する時間も含めた確かな見通しというのがやっぱり必要であると思います。佐川町の処分場の廃止に必要な費用をどのように考えているのか、副知事にお伺いいたします。

○副知事（井上浩之君） 埋立終了後の維持管理にかかる費用でございますけれども、先ほど申し上げました日高の例と同じく、法律、廃棄物処理法などに基づきまして、施設の修繕費、光熱水費、それから副生塩の処分費など必要な経費を積み上げて、総額で約8億円を見込んでいところでございます。

○23番（西森雅和君） 廃棄物処分場の廃止に向けて、費用面や環境面を考えたとき、塩の再利用を念頭に置くということも必要であると思います。

佐川町の処分場で発生する副生塩は再利用を念頭に置いたものになっているのか、副知事にお伺いいたします。

○副知事（井上浩之君） 副生塩の再利用を実現するためには、副生塩の中に含まれます不純物を取り除く機械設備の設置が必要でございまして、それを設置しますと、新たに2億円程度の費用が追加になることが見込まれております。もっとも公が関与する施設でございまして、資源の循環あるいはリサイクルの視点、こちらは重要だというふうには考えておりますけれども、こうした設備を導入する場合には、長期間安定的にこの副生塩を仕入れてもらえる引取り先を確保することが欠かせないというふうに思っております。

そうした意味では、現時点ではそうした引取り先が確保できていないということもありますし、また全国的に見ましても、この副生塩の再利用を前提としました水処理施設、こちらを受注した業者は一定限られているということはございますので、公が関与する施設として競争性を確保するという重要な観点からも、今回の水処理施設も含めた本体工事全体につきまして、再利用に限定した仕様とはしていないところでございます。

ただ一方で、昨年11月に開催をいたしました、第4回となります新たな管理型産業廃棄物最終処分場の、先ほども申しましたけれども、施設整備の専門委員会のほうにおきまして、複数の委員から再利用も含めた副生塩の処理方法の検討について御意見もいただいたところでございます。こうしたことを踏まえて、工事の発注後に行うこの浸出水処理施設の具体的な設計と並

行いたしまして、塩の引取り先の情報収集も行ってまいりたいというふうには考えております。

○23番（西森雅和君） 先ほど副知事のほうからもありましたけれども、佐川町の処分場における塩の問題について、昨年11月の施設整備の専門委員会でも委員から指摘がされているということでもあります。

産業廃棄物の受入れが終わった後の処分場の長期的なケアをどのように行っていくのか、大変重要であります。廃棄物処分場は建設をする時点で、廃止に向けての費用も含めたストーリーというものをやはりきっちりをつくっておかなければならないというふうに思うところであります。

副生塩の問題に関しましては、地元佐川町の議会からも、塩が処分場に将来にわたってそのまま置かれてしまうことにならないかといった不安の声も上がっております。塩の問題、水の問題も含めて、処分場の安全対策には万全を期していただきたいということを強く要請させていただきたいと思っております。

今回の佐川町の廃棄物処分場においては、冒頭申し上げましたように、現在入札公告の準備が進められています。今回の案件は、事業規模からして総合評価方式による一般競争入札になると思われま。総合評価方式には企業評価型、施工計画型と技術提案型とがあります。県として様々な工事があり、各部局の工事においても土木部の基準を基本とした運用がなされていると思っております。

土木部長に、基本的ルールについて伺いたいと思っておりますけれども、企業評価型、施工計画型と技術提案型は何によって区分されるのか、部長にお伺いをいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 総合評価方式の区分は、工事の規模や技術的な工夫の余地といったそれぞれの特性に応じて適用をしております。

企業評価型は、過去の施工実績などから企業の施工能力を評価するもので、予定価格5億円未満の工事を目安としています。

施工計画型は、受注者の技術的な工夫の余地の小さい工事で、企業評価型の施工能力の評価に加えまして、安全対策や騒音対策などの提案を評価するもので、予定価格5億円以上を目安としております。

技術提案型は、受注者の技術的な工夫の余地が大きい工事で、例えばダム工事におけるひび割れを生じさせないコンクリートの温度管理など、より高度な提案を求めるものでありまして、予定価格23億円以上を目安としております。

なお、金額はあくまで目安でございますので、受注者による工夫の余地の大小など、それぞれの工事の特性を考慮して適切な入札方式を選定することとしております。

○23番（西森雅和君） 県の総合評価方式の区分の基準を伺いましたけれども、今回の佐川町の廃棄物処分場の入札も県の基準にのっとって行われるのか、副知事にお伺いをいたします。

○副知事（井上浩之君） まず、今回の工事でございますけれども、発注形態として土木、こちらは埋め立てる部分の造成工事になってまいります。土木と、それから建築、これは被覆部分ですね、屋根の部分になってまいります。その建築と、それから水処理施設、これを一括して発注する方式を採用しております。

その理由といたしましては2点ほどあります。1つには、処分場の幅が広いことから、その被覆施設、屋根ですけれども、その中の途中に柱が必要になるということもありまして、土木工事で行う埋立地内と、それから建築工事で行う被覆施設の基礎の取り合わせが必要になりまして、工期、コストの両面から分離分割発注が不向きな施工条件であるということが1点ございます。

2つ目には、土木と建築工事の仮設構造物、こちらを兼用することによりまして、工事費の縮減が期待できるのではないかと、この大きく2つがございまして、一括発注という方式を採用しております。この一括発注方式による本体工事費の総額は約80億円というふうに見込んでおりまして、先ほど土木部長から話がありましたが、1億円以上となりますので、入札方式といたしましては、県の基準に基づいて一般競争入札の総合評価方式で行いたいと考えております。

この総合評価方式では、先ほどの話ですけれども、工事費23億円以上を技術提案型の金額的な目安にしているところがございます。どの方式を採用するかは、工事の内容あるいは技術的な工夫の余地なども含めた工事の特性に応じて決めていくということになるわけでございます。

今回の新処分場建設に係るそれぞれの工事の内容につきましては、仕様書をはじめ発注者側において、実施設計の中で検討して作成しました仮設計画などによることとしておりまして、受注者の技術的な工夫の余地が小さい工事だというふうに判断をしております。このため、特に環境保全や施工管理、交通安全対策など施工上の配慮が求められる項目などに関しまして、工事中における工夫を記載した計画の提出を求め、価格と総合的に評価をいたします施工計画型を採用したいと考えております。

なお、水処理施設につきましては、水質基準などをクリアすることを条件に、具体的な設備などは指定しない性能発注方式を採用することとしておりまして、こうしたことから契約後に行う設計において、技術的な工夫、例えば先ほどからお話がございます副生塩の再利用などを取り入れることは可能だというふうに考えております。

○23番（西森雅和君） 御答弁ありがとうございます

ます。

技術提案型による総合評価方式では、塩の問題に関しても再利用に向けての技術提案をしていただくということなんかもできるのではないかとこのように思っております。総合評価方式の区分に関してはいろんな時間的なこともあると思いますけれども、多少の違いであれば県の基準にのっとって、将来のためにしっかりとした技術提案を総合的に評価する方法で事業を進めていくべきではないかということをおっしゃっていただきたいというふうに思います。

廃棄物処分場の安全性をはじめとする運営は、県行政と県民との信頼に関わってまいります。今後、約20年後に佐川町の処分場が満杯になったとき、次の廃棄物処分場が必要になってくるわけでありまして。そのとき、新たな処分場をどこが造るのかということに関して、まだ分からないわけでありましてけれども、どこが造るにしろ、そのときに万が一、日高、佐川の産業廃棄物処分場の安全性などが疑問視され、県行政と県民との信頼関係が崩れていたならば、次の処分場建設場所の選定には県民の理解が得られず、佐川の次の処分場建設は非常に厳しい状況となると思われまして。

また、日高、佐川の処分場が、施設の安全性やその後の活用などで県民の信頼が得られたならば、次の廃棄物処分場を建設するとき、県民の大きな理解につながると思われまして。こう考えると、日高及び佐川の処分場の建設、運営の成功は、将来の高知県の産業廃棄物処理行政にとって試金石となる大事な事業であると思われまして。安全性、効率性、将来的なコスト等をしっかりと踏まえて建設、運営に当たっていただきたいということをおっしゃっていただきまして、次の質問に移りたいと思われまして。

次に、とさでん交通についてお伺いいたします。

平成26年10月に、高知県と県内市町村とが株主となり、新たにとさでん交通株式会社が設立し、今年で8年目となります。この間、とさでん交通は県民の足としての大きな役割を担ってきているところでありますが、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げはコロナ前の約半分にまで落ち込み、経営は大変厳しい状況が続いております。

現在、とさでん交通としては、令和4年度から向こう5年間の中期経営計画を立て、経営改善に向けた取組を進めようとしておりますけれども、このままの状態では、来年度資金ショートや債務超過が現実のものとなってしまいます。

県は今議会において、とさでん交通への給付金として、今年度の補正予算として1億3,800万円余りを計上しているところであります。私は、このとさでん交通に関しては、とさでん交通自らのさらなる経営努力も願うところであります。

そこで、中山間振興・交通部長に、株主としてとさでん交通の経営努力をどのように見ているのか、お伺いをいたします。

○中山間振興・交通部長（尾下 次君） とさでん交通では、平成26年の発足以降5年半の事業再生計画に沿って、人件費の削減や燃料調達方式の見直しなどの収支改善に努め、計画以上の実績を上げ、早期の黒字を達成しました。また、借入れの返済につきましても、計画以上に進んだことから、この間のとさでん交通の取組を評価しているところであります。

また、令和4年度から5年間の経営方針となります中期経営計画案では、これまでの取組に加え、設備投資費用の削減や効率的な人員配置、業務の見直しによる効率化など、さらなる収支改善策を実施するというお話をしております。

県としましては、このような社員一丸となった収支改善策の実行を前提としまして、関係市町村と連携して、これまでコロナ対策として実

施してまいりました追加支援を継続し、中央地域の公共交通を維持したいと考えております。

今後、関係市町村と共に中期経営計画の進捗状況のモニタリングを行うこととなりますが、その際には収支改善策の効果や利用者へのサービスの向上、社会への貢献はもとより、運行の安全性の確保や社員の皆さんのモチベーションにも着目して、計画の進捗管理を実施してまいります。

また、今後の収支計画案では、売上げはコロナ前の水準には戻らないことが想定をされておりました。収益部門の業績の回復と併せて、今後は削るという観点だけではなく、稼ぐという観点も重要であると思っております。県としましては、新たに収益を生む新事業の展開についても、モニタリングの中で会社側と協議をしてまいりたいと思っております。

○23番（西森雅和君） 実は、県内のバス部品を扱っております事業者の方からこんな声を聞きました。バスの部品の購入に際して、とさでん交通に営業に行っても入札にも参加させてもらえないといった、そういった声でありました。とさでん交通が会社として経営計画を立てて、経営改善に向けた取組をするといっても、その計画が経営陣や一部の社員だけのものとなっているのではないかと感じることもあります。

とさでん交通は、県民が株主であり、県民のための会社であります。この意識を全社員にまで再度徹底していただきたいし、経営努力を社員一丸となって行っていただきますことを願ひまして、一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、西森雅和君の質問は終わりました。

ここで午後3時40分まで休憩といたします。

午後3時35分休憩



午後3時40分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

土森正一君の持ち時間は50分です。

3番土森正一君。

○3番（土森正一君） 自由民主党の土森正一です。議長よりお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症第6波、オミクロン株の急激な拡大により、1月28日には高知県議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会を開いて感染対応を協議し、さらに執行部と情報を共有するなど対策を急ぎました。

幡多福祉保健所では新型コロナ発生以来、感染拡大防止のため、医療機関や福祉施設などを足しげく訪問する中で連携の体制が構築されており、第6波の拡大のさなかでも、問題が発生した際には素早く対応できたと聞いております。あるコロナ感染症で療養中の方が、福祉保健所から昼に夜に体調確認の電話をかけていただいたと大変感謝をしておりましたし、その多忙さを心配されておりました。

2月上旬、高知新聞の記事でも県内保健所逼迫の記事が出ていましたが、保健所に限らず県内全域で多くの皆様がコロナ感染症から県民の命を守るために、使命感を持って仕事をされています。

濱田知事、改めてここでコロナ感染症と懸命に闘っている県民の皆様に激励の言葉を一言お願いできないかと思ひます。

○知事（濱田省司君） この2年間の新型コロナウイルス感染症の感染者は累計で1万3,000人余に上りました。県民の皆さんのおおむね50人に

1人というような規模になっておりまして、ケアに当たられます医療・福祉の関係者の御尽力にまずもって感謝を申し上げたいと思います。

特に、いわゆる第6波におきましては、感染力の強いオミクロン株によりまして、医療機関、福祉現場で多くのクラスターが発生をいたしました。医療従事者の皆様方には本当に最初の時期から献身的に治療に当たっていただきましたけれども、福祉施設の方々にも慣れない感染管理を行いながら、感染者の療養を支援していただいたということで、感謝申し上げたいというふうに思います。

また、議員から言及いただきましたように、高知市を含みます県内の保健所におきましては、昼夜を問わず積極的疫学調査あるいは自宅療養者支援に取り組んでこられた職員の皆さんの努力も多としたいというふうに存じます。

さらに、感染された方々、濃厚接触者となった方々、またその御家族も御自宅で療養、待機などによりまして、感染拡大防止に御協力いただいたということをございます。また、飲食店をはじめといたしました事業者の方々にも、まん延防止等重点措置などに御協力をいただいております。これまでの取組に御礼を申し上げたいと思います。

今回の第6波も2月の前半の1日300人台の感染がございましたところから、毎日の感染者数では減少傾向になってまいったわけでございますが、ここのところ1週間程度見ますと、下げ止まりから再拡大の兆しも見られるという、言わば今正念場の状況にあるというふうに考えます。引き続き、高知家は一つの家族ということで、心を一つにして感染対策に取り組んでいただくように重ねてお願い申し上げたいと存じます。

○3番（土森正一君） 知事、心の籠もりました御挨拶、メッセージありがとうございます。こ

れからもよろしくお願いたします。

次に入りたいと思います。2月に入りましても連日200人を超える新規の感染者が確認されております。家庭内、保育園、学校、職場、福祉施設、高齢者施設などでクラスターが発生し、3月4日現在、県内でも112件確認されております。ある施設では新型コロナウイルス感染症の感染者が施設内で出たときのシミュレーションはしてきたが、いざ感染者が発生すると経過観察の療養となり、動線の確保などに非常に苦労されたと聞いております。

2月18日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の中で、クラスター発生時の医療従事者の派遣の仕組みが発表されました。そのスキームは、今現在どのように運営されているのか、健康政策部長にお聞きします。

○健康政策部長（家保英隆君） クラスター発生時には当該施設からの要請に基づき、県が状況を把握した上で、関係団体や医療機関などを通じた医療従事者の派遣を行っております。

しかしながら、医療体制が逼迫している状況下では、派遣する人材の確保に時間を要した事例もございました。2月中旬以降、2つの施設にまずは感染管理認定看護師によるゾーニング——イエローのゾーン、レッドのゾーンと仕分をした上で、延べ60人程度の人員の派遣を行いました。うち1施設は現在も継続して支援を行っております。

○3番（土森正一君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、コロナ感染症対策でもう一つの課題は経済の回復です。第6波の急拡大で、観光、飲食店などにまたしても大きな影響が出ます。そこで、濱田知事は本県独自の3つの対策を緊急的に実施し、2月12日から3月6日までの期間まん延防止等重点措置を発令、まん延防止だけでは手の届かないところにも県独自の支援策を

出したことを大変評価しております。

振り返れば、高知県独自の様々な支援策は、新型コロナのフェーズに合わせ、全国トップクラスの支援を講じていると思います。帝国データバンクが発表した2月26日時点の新型コロナ関連倒産の資料では、高知県は9件と他県に比べて非常に少なく、国や県、市町村の支援策が浸透している表れだと思います。しかし、知事の提案説明にもあるように、感染症の克服にはまだ時間を要するものと考えている、そして県民や事業者への影響をしっかりと注視し、必要な対策を迅速かつ的確に講じると言われており、私も同じ意見です。

日本政策金融公庫高知支店と四国銀行は、県の制度融資の元本返還期限が折り返し地点に来ている中、高知県内の事業者の体力に危機感を募らせ、取引先の事業再生と経営改善を進めるために業務提携をしております。

県のほうでも高知の企業の再生へ、コロナの影響が続いている事業者の皆様に対して中長期的に関係機関と連携し、支援していただきたいと考えますが、知事の御所見をお願いいたします。

○知事（濱田省司君） これまで厳しい状況にあります県内の事業所の方々を何としてでも下支えしたい、また県としてできる限りの応援をしたいという思いで、これまでも商工会や商工会議所などと連携いたしまして、支援に努めてまいりました。

お話がありましたように、今後コロナ融資の償還が始まっていくということになります。その点を考えましても、中長期にわたってこれまでと同様に丁寧な支援を続けていくということが重要であると考えております。そうした中、先週国の中小企業活性化パッケージが示されまして、この中で2本柱の施策、1つにはコロナ資金繰り支援の継続、2つには中小企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジの総合的支援、

こうした施策が示されているところでございます。

その中では、新たに全部の都道府県に中小企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジを一元的に支援いたします中小企業活性化協議会が設置をされると、そういう方針が示されております。この協議会ともしっかりと連携をいたしまして、国のパッケージも最大限活用しながら、今後も事業者の皆様へ寄り添った支援を続けてまいりたいと考えております。

○3番（土森正一君） ありがとうございます。

3月3日にも高知県小売酒販組合連合会様から、コロナ対策特別委員会の桑名委員長のところにも要望が届いております。さらなる国、県、市の連携がこれからも必要であると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に介護についてお聞きをさせていただきます。

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える介護の社会化を目指し2000年に創設されております。介護保険は高齢者の保険料を負担する代わりに、自分でサービスを選び事業者と契約する、保険料という新たな財源を得て広く門戸を開いたことで、サービス基盤の整備も一気に進みました。今では町のあちこちに介護事業所が開設され、高齢者を送迎するバスが行き交い、県民の間でなくてはならない制度として定着をしております。

しかし、22年を経て制度の持続可能性を揺るがす問題に直面をしております。それは人材と財源の不足でございます。厚労省は、介護人材は2023年度に22万人、2040年度に69万人が不足すると試算されております。財源不足という点では、高齢者に課せられる介護保険料の平均基準保険料は2021年度に全国平均で6,000円を超え、天引きされる基礎年金の平均支給額の1割近くに相当するため、大幅な引上げは困難な状

況となっています。介護の事業者も制度上の問題で大変厳しい事業運営をされております。

高知県でも令和7年に550人が不足する見込みであり、十分にサービスが提供できない危険性が懸念されておりますが、濱田知事の所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 高齢化が進行していきま
す中で、介護保険制度を将来にわたって安定し
て運営をしていくためには、お話がございま
したように、サービスの提供に必要な人材と財源
を確保されるということがポイントとなります。

人材に関しましては、求人、求職のマッチン
グ機会を拡充していくこと、介護助手やワーク
シェアなどの新たな働き方によります多様な人
材の参入を促進していくこと、こういった形で
人材の確保策に一定取り組んでまいりたいと考
えます。また、ノーリフティングケアや福祉・
介護事業所認証評価制度の推進などによりまし
て魅力ある職場づくりを促していくこと、そし
て介護職員の処遇改善を進めていくと、この両
面から人材確保対策の強化に取り組んでまいり
ます。

一方、財源ということに関して申しますと、
介護給付費の伸びのほうを抑制するという取組
も必要でございます。県内におきましては健康
体操などの介護予防活動により要介護認定率が
低下をいたしまして、介護保険料を引き下げる
というような事例も出てまいっております。

こうした取組を拡大していくということに加
えまして、介護分野におきますデジタル化を加
速して業務の効率化を推進していく、こういっ
た努力も不可欠であるというふうに考えており
ます。

また、国に対しましては、介護保険制度の安
定的運営に資するように、全国知事会などとも
連携をしながら、介護保険財政の安定に向けま
した提言活動に引き続き取り組んでまいります。

○3番（土森正一君） 知事、丁寧にありがとう
ございます。介護事業者のほうも大変苦しい思
いをしておりますので、またそちらのほうもよ
ろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に入ります。国が来年度から介
護助手普及支援員の配置を支援に追加していま
す。介護助手の仕事は具体的に清掃や洗濯、イ
ベントや趣味活動の手伝い、ベッドメイキング
や食事の配膳などを想定し、これにより介護職
員への負担が軽減され、専門的業務に専念しや
すくなるとの考えです。

県のほうでも来年度の福祉・介護人材の確保
対策の推進で、ターゲットに応じた人材確保の
中で導入の促進をされると言われておりますが、
具体的にどう取り組んでいくのか、子ども・福
祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県とし
ましても、新たな介護人材として、介護現場の補
助的な業務を担っていただく介護助手の参入を
進めており、特に地域の元気な高齢者に介護助
手として活躍していただきたいと考えておりま
す。

高齢者御自身に介護の担い手になっていただ
くことで、介護職員がより専門性が高い業務に
専念でき、ケアの質の向上が期待できることや、
高齢者御自身も就労を通じてやりがいや介護予
防につながることなど、相乗効果を期待してい
るところです。

この介護助手の取組を県内に広げていくため、
来年度は高知県福祉人材センターに介護助手等
普及推進員を新たに配置し、介護事業所を個別
に訪問し、介護助手の仕事の掘り起こしを行う
とともに、働く意欲が高い高齢者への介護助手
制度の普及啓発に取り組んでまいります。

○3番（土森正一君） ありがとうございます。

昨年、政府の成長戦略の中で、介護人材の確
保について先ほどもありました兼業・副業の実

践の支援を明記しております。希望する介護職が仕事のスタイルをより柔軟に選べるようにし、それを魅力アップにつなげていく構想を盛り込んでいます。兼業・副業を始めるほかの業界の人を積極的に受け入れるという意味合いもあるのですが、近年働き方の概念が変わり、ワーク・ライフ・バランスが進められ、ライフプランに合わせた家族や友人たちとの時間、趣味の時間も大事にするようにしている働き方も増えています。

そういう意味を含めて、介護における兼業・副業の実践は人材確保の観点、そしてワークシェアが進められた今の時代にとっても当てはまる政策で、高知県にとっても大切な施策であると考えますが、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 介護人材の確保は喫緊の課題であり、兼業、副業、ワークシェアなど、これまでの枠を超えた新しい働き方の推進は、人材確保に向けまして有効な手段だと考えております。その方のライフプランに合わせて働く条件を組み合わせることで、例えば労働時間は短くても、施設で人手が不足する時間帯を兼業、副業の形で補っていただくことも可能となります。

このため、日本一の健康長寿県構想に新しい働き方の推進を位置づけ、高知県福祉人材センターや県内の福祉事業者と共にワークシェアの拡大などに取り組んでまいります。来年度は、特に幡多地域をモデル地区として、副業・兼業や複数の法人が連携した人材の確保など具体的な検討を進めてまいります。

○3番（土森正一君） 部長、大変ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。2月11日の日経新聞に小売の労災が建設業を上回った記事が出ていました。特に労災事故が急増している

のが介護業界である、介護従事者は過去の20年で3倍以上の増加で、最も目立つ労災は腰痛となっており、腰痛が慢性化すれば職員の日常生活にも影響があると書かれていました。

高知県は、全国に先駆けて平成28年に高知県ノーリフティングケア宣言をし、普及に努めており、介護イコール腰痛を引き起こす重労働という現状の解消とイメージの払拭を図っており、コロナ前までは県外より毎年500人以上の視察が訪れるなど、先進県としてリードしていると同っていますが、現在の状況を子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） お話のように、本県では介護職員の定着促進や離職防止に向けて、全国に先駆けて職員と利用者双方に優しいノーリフティングケアを推進しております。令和元年度では県内事業所の3分の1が実践をしております。ノーリフティングケアを導入した職場では、職員の腰痛防止など働く環境の改善や、離職率が減少するなどの効果が報告されております。

厚生労働省が策定いたしました職場における腰痛予防対策指針でも、原則として人の力で抱き上げることが禁止をされておりますので、本県の強みであるノーリフティングケアを県内外に積極的に情報発信し、人材の確保や定着につなげてまいります。

○3番（土森正一君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。ある介護施設では、情報通信技術、ICT導入を強化し、入居者の睡眠状態を一元的に把握できる機材や、入居者の介護情報を職員で共有できるアプリを導入するなど、介護とテクノロジーを合わせた造語、いわゆる介護テックで、介護現場の人手不足感が強まる中生産性を高めることで、サービス内容の向上につながる取組をしています。

国のほうでも2月7日の規制改革推進会議で、介護の人員規制を緩和する本格的な検討に入りました。担い手不足が一段と深刻になるのをにらみ、厚生労働省はITを活用する実証実験を年内に始める方針を示し、内閣官房もICT技術は現場の負担軽減と同時に生産性の向上につながる、賃金水準が高まれば慢性的な人手不足が和らぐ可能性もあり、補助金などによる一時的な賃上げにとどまらず、規制改革を通じた抜本的な待遇改善を目指しております。

介護テックを取り入れて人員の緩和や抜本的な待遇改善を目指すことが県内の介護事業者にとっても大変重要なことであると思いますが、どのように取り組んでいくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 介護事業所における介護ロボットやICTの導入などデジタル化の推進は、介護職員の事務処理などにデジタル技術を活用することで介護職員が直接介助の業務に専念でき、ケアの質の向上や職員の専門性の向上による処遇改善なども期待される所です。一方で、県外ではデジタル機器を導入しても期待した効果が得られなかったといった事例も見られ、デジタル化を進めていく上では経営者や職員の理解が重要となります。

来年度はICT、介護ロボットの導入に係る助成制度を拡充するとともに、都市部の専門家をアドバイザーとして活用し、各事業所を個別に支援するなど、介護事業所のデジタル化を推進してまいります。

○3番（土森正一君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。高知県の介護福祉士の養成校は定員は40名と聞いております。現在では10名程度となり、定員割れで厳しい状態が続いています。以前は多くの学生が実習に入っていく、お手伝いをしてもらっていたということです。実習の中で学生と、介護をな

りわいとしている皆様とつながり、信頼関係ができていたことで、学生が自分の道を決める重要な判断もできたのではないかと思います。

県としても、介護福祉士が育ちやすい環境を熟成していくためには、送り出しの学校を修学資金貸付制度の利用も促しながら支援していかねばならないと考えておりますが、子ども・福祉政策部長に御所見を伺います。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 福祉・介護人材の安定的な確保のためには、若い世代に介護職を目指していただくことが必要となってまいります。そのため、昨年8月に高知県若い世代の福祉・介護人材確保・育成検討会を設置いたしまして、介護福祉士養成校への支援も含めて、介護の仕事の魅力発信や関係機関の連携などについて協議を行ってきたところでございます。

来年度は、この検討会の意見も参考に、特に若い世代に向けて本県の強みでありますノーリフティングケアや高知県福祉・介護事業所認証評価制度の認知度の向上に向けた広報を強化してまいります。その際には修学資金貸付制度など有利な支援制度の周知を図ってまいります。

○3番（土森正一君） よろしく願いいたします。

次に、介護支援専門員についてお伺いします。高知県が令和元年度居宅介護支援員実態調査をしています。介護支援専門員につきましては、これからケアマネジャーと呼ばさせていただきます。県西部のアンケート結果を見ると、ケアマネジャー業務のやりがいについての問いで、複数回答ですが、利用者の状態が改善したときや生活上の課題が解決したときなどにやりがいを感じているといった意見が97.7%ありました。

その一方で、72%の方がやめたいと思ったことがあると回答されています。どんなときにケアマネジャーをやめたいと思ったかという項目

があります。回答のうち36%の人が更新研修を定期的に受講しなければならない、更新研修の受講期間が長い、更新研修に係る費用の負担を挙げられています。アンケート以外でも、ケアマネジャーに求められているものが年々増え、現場に関わっていない場合の更新もアップしているとの声をお聞きしています。

また、御存じのように幡多地方から高知への講習は距離があり大変です。西部地区での講習、四万十町での講習を増やしていただいておりますが、さらに西部地区への講習を増やしていただき、また研修に対する経費の支援をしていくことで、ケアマネジャーの皆様の負担感が和らぐのではないかとと思いますが、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 介護支援専門員、ケアマネジャーは本人や家族とサービス事業所をつなぐ大変重要な役割を担っていただいております。また、災害時の避難行動要支援者の個別避難計画の作成業務への参画など、期待される役割も以前よりも増えております。

お話のように、幡多地域などから高知市内への受講は負担感があるため、これまでも高知市以外での講習会の開催やオンライン研修を実施してきたところでございます。来年度は、さらに高知市以外での講習会やオンライン研修の回数の増加を検討してまいります。

また、受講に要する経費への支援につきましては、他県の支援状況も参考にしながら研究してまいります。

○3番（土森正一君） 部長、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

また、同じアンケートでケアマネジャーの人数は足りているかでは、57%の方が足りていない、近い将来不足すると思うと答えています。また、ケアマネジャーの雇用について問題と感ずる部分はありますかの問いには、人数を増や

したいが担い手がない、従事者の高齢化など76%の方が答えております。このアンケートから見えるものは、ケアマネジャーの担い手確保、人材、それに併せて、介護職員の給与がほかの産業と比べて低い水準の中で、ケアマネジャーの給与は仕事の内容と比べて低い水準にあると思います。

ケアマネジャーの仕事はケアプランの作成など、介護のお仕事で重要なポジションも担っております。ケアマネジャーの処遇改善は大変大事なことだと考えますが、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） ケアマネジャーは重要な役割を担っていただいておりますが、本県だけでなく全国的に資格取得のための受験者が以前と比べ大幅に減少するなど、人材の確保に苦慮しております。関係団体からはその理由として、書類作成などの業務量の多さや、業務に対しての給与の低さなどの御意見をお伺いしております。

必要な人材の確保のためには処遇の改善は重要であるため、県ではこれまでも厚生労働省に対しまして、介護支援専門員の基本報酬の引上げや処遇改善加算の創設を政策提言してきたところです。引き続き、全国知事会とも連携しながら、ケアマネジャーの処遇改善に向けて取り組んでまいります。

○3番（土森正一君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。大変厳しい仕事をしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、ホームヘルパーの不足について質問させていただきます。高知県ホームヘルパー連絡協議会がアンケートを行っています。訪問介護事業者102事業所の集計結果によりますと、人材不足について、非常に感じている、感じているを合わせて93%に上っています。人材確保に多

くの事業者が悩んでおり、あと何人ヘルパーが必要かとの問いに、順に2人、3人、1人と続きますが、実際にはあと一人の雇用さえ難しいのが今の現実であります。

この現状をどう捉えているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 高齢者が住み慣れた地域で適切な介護を受けていくためには、ホームヘルパーの役割は大変重要だと考えております。一方で、ホームヘルパーは他の福祉職と比べましても高齢化が進んでおりまして、人材不足は一層深刻なものとなっております。

○3番（土森正一君） ありがとうございます。

また、協議会では人材不足に悩む中、副業としてヘルパーという仕事を選んでももらえないかと啓発活動をしています。達成感を得られる仕事イコールホームヘルパーをコンセプトに、今のお仕事に加えて週1回訪問介護をする、専業主婦をしながら少しお小遣いを稼いでもらう、高校生などが学校が終わってから夕食の支度や買物支援で訪問介護をするなどで、人材の担い手不足を何とか補えないかと検討しています。

県としても人材確保のための支援に取り組むことができるのではないかと考えますが、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） お話にありました副業としてのヘルパー業務を広げていく高知県ホームヘルパー連絡協議会の取組は、大変心強く思っております。高校生や専業主婦の方などが生活に合わせて可能な時間に可能な仕事に取り組んでいただくことで、介護人材の確保はもとより、ライフプランに合った働き方が実現でき、その方にとって働きがいにつながるものと期待しております。

県としましても、来年度兼業・副業やワークシェアなどライフプランに合わせた新しい働き

方による人材確保に向けて、関係者と検討を進めていく予定としております。引き続き、高知県ホームヘルパー連絡協議会をはじめ関係者の方々と連携を取りながら、ホームヘルパーの確保に取り組んでまいります。

○3番（土森正一君） 部長、ありがとうございます。本当によろしく願いいたします。本当に人が少ないので、よろしく頼みます。

人材不足解消のもう一つの取組として、高校との連携があります。介護の仕事はやりがいのある仕事、介護の仕事の大切さを教えることで、若い世代からの人材の育成をしていくことが大切であると思います。嶺北地域のレイイチプロジェクト、西土佐地域での介護施設訪問など、高齢者の皆さんに触れ合う機会をつくることを実践している地域もあります。地域に根差した活動により介護のお仕事の理解が深まっていくのではないかと考えます。

こうした取組は、介護人材において大切なことだと思いますが、子ども・福祉政策部長の所見をお願いいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 若い世代の方々に福祉・介護の仕事に対する理解を深めていただくための福祉教育は、支え合いの仕組みづくりを進めていく上でも大変重要な取組だと考えております。高校生に対しましては、高知県福祉人材センターが学校を訪問させていただき、福祉の仕事セミナーを開催するとともに、福祉専門学校や県立大学がキャリア教育などを実施しております。また、小中学生に対しましては、高知県介護福祉士会が高齢者や障害の理解のための出前講座を実施しておりまして、学校や地域に根差した福祉教育の活動は、介護人材の育成・確保に非常に有効だと考えております。

今年度に設置をいたしました高知県若い世代の福祉・介護人材確保・育成検討会とも連携い

たしまして、若い世代を対象といたしました福祉教育の推進や情報発信の強化に取り組んでまいります。

○3番（土森正一君） よろしくお願ひいたします。

郡部のほうでは介護の人材不足は大変厳しいところがあります。それぞれの市町村で大きな課題に直面しております。今後、市町村だけではその課題の対応が難しくなってくると思ひます。

枠を超えて広域で課題を共有し、課題解決に向けていく必要があり、県としての役割も大変重要な局面に來ていると思ひますが、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） お話のように、これまでの枠組みを超えました広域での取組は非常に重要だと考えております。来年度の日本一の健康長寿県構想におきましても、人材確保に向けた新しい働き方として、先ほど申し上げましたライフプランに合わせた働き方に加え、複数の法人が連携して人材確保に取り組む社会福祉連携法人の推進に向けまして、関係者の方々と検討を進めてまいります。

その際には、まずは幡多地域をモデル地域として広域的な課題を共有し、関係者と連携をして取り組む予定としております。

○3番（土森正一君） 部長、ありがとうございます。幡多地域をモデルということでは本当にありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思ひます。2017年の就業構造基本調査によりますと、介護離職は2010年代から正社員を中心に急増し、年間9万人から10万人で推移し、深刻な状態となっています。働きながら介護をする人は346万人で、仕事をしながら介護をするビジネススクエアラーの多くが40代から50代で多く、職場で責任ある業

務を担っている人も多い。ハウス食品では全社員4,300人を対象に介護研修を始めています。突然家族の介護が必要になったとき、研修を受けていたことで介護の知識や仕事との両立の心構えを得ていたため、落ち着いて対応できたとの意見が載っておりました。

県内でも40代、50代を中心として介護研修を受けることで、家族の介護が必要な状況になったときに落ち着いて対応ができるのではないかとと思ひますが、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 介護の問題は誰もが直面する可能性のある課題であり、親の介護に携わることや、将来的には自ら介護を受ける側になることにも備えまして、お話のように40代から50代の方に介護に関する学びを得る機会があることは大変大切なことだと思ひます。

県としましては、ふくし交流プラザで開催しております介護の基礎を学ぶための講座などを周知するとともに、市町村に対しましては介護保険の事業の中で、40代から50代の方を対象とする介護教室の開催などを働きかけてまいります。また、それらに併せまして、適切に介護に備えるための知識の普及啓発に取り組んでまいります。

○3番（土森正一君） ありがとうございます。ビジネススクエアラーは高知県のほうでもこれから多くなってくる問題ではないかと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、今日は介護の現状について、現場の声を交えながら質問させていただきました。介護のお仕事は高齢者が安心して生活できるように、本人の持てる力をできるだけ保ち、誇りを持って暮らし続けていくように支援をするといった崇高な仕事です。

2018年の調査ですが、介護業界は今後成長し

ていく産業の中で4位にランクされており、飛躍的成長が望める産業だとも言われております。介護を日本の成長産業の一つとして捉え、戦略的に介護事業のさらなる発展をしていくために、どうしても必要なことは介護職の地位の押し上げと処遇改善です。

そのためには、まず子供たちが夢のある職業として選べるように、介護の仕事の魅力発信と情報発信に取り組んでいく必要があるのではないかと考えますが、子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 介護の仕事は高齢者の希望に添った自立を助け、喜びを分かち合える仕事であり、子供たちにこのやりがいや働きやすさをしっかりと伝えていくことが大切だと考えております。

また、介護現場のデジタル化やノーリフティングケア、福祉・介護事業所認証評価制度の普及など、そういった職場環境の改善状況、またワークシェアなど新しい働き方、そういった魅力ある職場だということもしっかりと伝えていくことが重要だと考えております。

特に、小・中・高校生に向けましては、福祉教育を通じました直接的アプローチを行うなど、市町村や関係団体との連携も密にしながら、人材確保の好循環を図ってまいります。

○3番（土森正一君） ありがとうございます。

介護は、共働き世帯や、家庭内で介護に携わる方が少なくなりまして、なくてはならないお仕事でございます。介護に関わる方の処遇、待遇改善がなければ魅力ある職場にもつながってまいりません。利用者、事業者、介護職員の皆様から満足してもらえる介護行政にしていくために、また皆様の声を届けてまいります。また何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の項に移りたいと思います。脱炭素社会推進アクションプランについてお聞き

いたします。

高知県は2020年12月、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取り組むことを宣言しました。国が2030年度の温室効果ガス排出削減量の目標を、2013年度比46%に引き上げ、本県も47%以上削減を目標にし、本県の強みや特色を生かしたアクションプランを策定することとしています。

濱田知事は、コロナ後の成長を見据え大きな時代の流れを先取りしたと言われ、並々ならぬ決意を感じたところです。特に、グリーン化におきましては、カーボンニュートラルに向けて、本県の製紙業の技術を生かしたプラスチック代替素材の活用や、バイオマス資源によるグリーンLPガスの開発など、本県独自の技術や資源をベースとしたプロジェクトにも挑戦し、新たな産業の芽を創出することは非常に評価しております。

グリーンLPガスの生産技術については、現時点で研究室レベルでの技術であり、実用化に向けてはまだこれからであると伺っております。私は夢のある取組として非常に注目をしております。

本県の強みを生かし、脱炭素化への貢献と、新たな事業の育成に挑戦しようとする、グリーンLPガスの取組にける知事の思いをお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 現在、国内におけますLPガス、いわゆるプロパンガスでございますが、これはそのほとんどを海外からの輸入に頼っております。今回のグリーンLPガスの取組は県内のバイオマス資源を活用いたしまして、グリーンLPガスを地産地消する取組であります。大都市部は都市ガスが一般的でありますけれども、農村的な形態の地域はプロパンガスを使うということが多いわけでございます。まさしく高知県も8割がプロパンガスという地域でございま

すから、一種高知型のモデルといたしまして、このプロパンガスのグリーン化を打ち出していくということができると、全国に、そして世界に発信できると、そういった取組になるのではないかという思いを持っております。

この取組におきましては、木質または海洋系のバイオマスからLPガスを生産いたします触媒がこの技術の肝になるということでございます。現在、触媒自体の開発はできており、今後環境省の資金を活用いたしまして、早稲田大学を中心に生産効率の向上ですとか、長期間安定使用に向けました触媒の高性能化を図っていき、実用化を目指すということになります。この研究には高知大学からも複数の研究者の方が参画されるということでございます。

本県でも2028年度に予定をされます実証実験、それに続きます早期の実用化に向けて、立ち後れることのないよう、来年度から産学官による協議会を早急に立ち上げまして、プロジェクトとして強力に推進をしてまいりたいと考えております。

このプロジェクトによりまして新たなイノベーションを起こして、本県の今後の成長の芽となります新たな産業創出につながるように挑戦をし続けてまいりたいと考えております。

○3番（土森正一君） 知事、ありがとうございます。

グリーンLPガスについてももう少し聞かせていただきます。令和3年10月18日に出光興産が出資するアストモスエネルギーや岩谷産業、ENEOSグローブなどにより日本グリーンLPガス推進協議会が設立をされております。北九州市立大学と共に、下水処理汚泥施設から発生するバイオガスから得られる水素と二酸化炭素を化学合成することによって、2030年前半にグリーンなLPガスの社会実装を目指す取組を始めるとお聞きしております。新たな触媒の開発

をはじめ、水素や大量の再エネ電力の確保、工場建設にかかる莫大な費用などにより、製造原価がかなり高コストになる見込みともお聞きをしております。

一方で、早稲田大学などが中心となって進める、本県も参画するグリーンLPガスの取組は、バイオマスから直接LPガスの合成を100度台の低温で行う、世界初の技術を実証段階へと高めていくものとお聞きをしています。この技術は、地域のバイオマス資源を活用した地産地消の分散型エネルギーに資する取組であり、比較的低コストの製造が見込まれていること、また地域経済への貢献やレジリエンスの対応なども期待され、まさに本県が取り組むべきプロジェクトであると考えています。

県は来年度、グリーンLPガス生産プロジェクトを立ち上げ、取組を進めていくこととしていますが、具体的にどのように進めていくのか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 具体的な進め方でございますが、まず来年度早稲田大学や高知大学、あるいは林業やエネルギー関係の本県の事業者、市町村等により協議会を設立いたします。この協議会を中心としてプロジェクトを推進していくこととなりますが、協議会へのより多くの参画、これを促すために、高知型モデル、LPガスの地産地消、このプロジェクトの意義あるいはその実現のための取組などを周知いたします講演会等を開催したいと考えております。

あわせて、関係事業者等との勉強会も開催し、プロジェクトを進めていく上での現状把握あるいは課題の抽出を進めてまいります。例えば、ガスの原料となりますバイオマス資源の供給システム、この確立に向けまして、木質系あるいは海藻などの海洋植物系、2つに分けて勉強会を開催いたしますし、また販売や製造に

関しましても、LPガス製造事業者等と勉強会を開催することとしております。

翌令和5年度には、この勉強会で抽出されました課題等を基にしまして、グリーンLPガスの地産地消に向けた具体的な取組あるいは役割分担、スケジュールなどを示した基本構想を策定したいと考えております。この基本構想を基にしまして、現在早稲田大学、理化学研究所等で進められております触媒の技術開発、この進捗を見据えながら、資源供給システムの構築あるいは実証フィールドの提供を行いまして、早期の実用化、さらにはグリーンLPガス地産地消モデルの確立を目指してまいりたいと考えております。

○3番（土森正一君） 大変丁寧な答弁ありがとうございます。非常に楽しみにして期待もしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、アフターコロナ、ウイズコロナ後の経済対策として、自然エネルギーや地球温暖化対策に公共投資を行うことで、経済の回復と環境問題を同時に解決することを目指す、グリーン・ニューディールとかグリーンリカバリーという政策が注目されています。国内でもその政策の効果で、年間251万人の新しい雇用が生まれるという予測もされています。高知県のアクションプランには、グリーン産業の創出の中で産学連携による事業創出をうたわれており、時代を先取りしている政策だと評価をしています。

本県の特性を生かしたグリーン化関連産業の育成を積極的に行ひ、メイド・イン・高知のグリーン技術を生むことで、高知県は日本のグリーン化産業の先進県となり得るのではないかと考えますが、濱田知事にお伺ひいたします。

○知事（濱田省司君） 今後、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けました取組が進展をする中で、グリーン化関連産業への取組がまず

まず活発になっていくというふうに考えます。本県は豊かな自然、森林資源があるということでございますので、こうしたものを生かした本県ならではのグリーン化関連産業の創出ができるものと考えておひまして、ただいま申し上げましたグリーンLPガスの生産、あるいは土佐和紙以来の伝統を誇ります本県の紙関連産業の技術、ノウハウを生かしたプラスチック代替素材の開発、活用、こういったプロジェクトはその一環に位置づけられるというふうに考えておひます。

今後、県内外の高等教育機関ですとか先進的な技術を有します民間企業の皆様にも御参画をいただきまして、SDGsやカーボンニュートラルに寄与する新たな事業の創出を目指してまいります。こうした取組を促進することで、グリーン化関連産業の先進県を目指してまいりたいと考えておひます。

○3番（土森正一君） 知事、ありがとうございます。本当にグリーン化産業が生まれましてイノベーションが起こったら、その中で多くの産業のゲームチェンジが起こると言われておひます。化石燃料から石油燃料、石油燃料からということになりますと、輸出が少なくなるんですよ。その中で本当に高知県が先進県としてできるところがいっぱいあると思ひておひます。本県の特性を生かした自然資源を活用していくことによって、ゲームチェンジが起き、日本のグリーン産業の先進地となることを期待しておひます。よろしくお願ひいたします。

私たちが伝えたいことは、私たちはあなたたちを見ているということです。2019年9月、国連気候サミットでのグreta・トゥンベリさんの冒頭の言葉です。気候変動の重要性を訴えたこの演説は世界中の注目を集め、気候変動について深く考えるきっかけとなりました。ミレニアム世代、Z世代と言われる10代から30代の若い

世代の皆様は、国際機関、世界経済フォーラムの調べによると、ミレニウム世代の約半数は気候変動を問題視し、Z世代のうち90%近くが社会問題及び環境問題を意識していることが分かっております。冒頭で触れたグレタさんはZ世代に該当いたします。

カーボンニュートラルの目標年は2030年、8年後、2050年は28年後の構想であり目標です。その時代に主役になっている先ほどの世代の皆様が、例えば高知未来会議というような組織をつくり、自分たちの将来について考え、議論していくことがあれば、そこで議論された提言や考え方に耳を傾け、アクションプランなどの取組に取り入れていくことは私たちの責任だと考えています。

こうした若い世代の考え方を取り入れていくことについて、濱田知事の所見をお願いいたします。

○知事（濱田省司君） カーボンニュートラルの実現は2050年を見据えたものでございますので、この時代に社会の中心となります若い世代の方々の考え方、意見を取り入れていくということは、非常に大事な視点だと考えております。アクションプランの策定に際しましても、この脱炭素社会推進協議会に大学生2名をお招きしまして御意見を伺いましたし、高知県地球温暖化防止県民会議の取組にも学生の方々には様々な形で参画をいただいているというところでございます。

来年度は新たにこうした活動の輪をさらに広げるために、大学生などの若い方々が自由に集い、また意見交換などを行える場を設定したいと考えております。

加えまして、来年度このアクションプラン関連のシンポジウムの開催も考えておりますが、こうした場でも若い世代の意見発表の機会を設けるということによりまして、引き続きこうし

た機会を通じて若者の意見を積極的に施策に取り入れてまいりたいと考えております。

○3番（土森正一君） ありがとうございます。フライデーズ・フォー・フューチャー、FF F運動とか、いろんな若い世代の方が環境問題をすごく世界に訴えて、こういう問題が出てきていると思います。この世代の人たちが考えていること、これから必ずこの世代の方が主役になるわけでございますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。

本日は、いろいろと執行部の皆様に丁寧な御答弁をいただきありがとうございます。特に子ども・福祉政策部長、本当にありがとうございました。今後とも県民、市民の皆さんのために声を届けてまいりたいと思います。

グリーン化になりまして、昔石炭から石油に替わったときに20万人の雇用がなくなっております。そういうところも考えて、ゲームチェンジが起こるときには雇用も生まれるけれども、雇用もなくなる方がおられますので、そういったことも考えてこれからの県政をしていただきたいと思います。

これで一切の質問を終わらせていただきます。今日は本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、土森正一君の質問は終わりました。

ここで午後4時35分まで休憩といたします。

午後4時30分休憩



午後4時35分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

石井孝君の持ち時間は45分です。

29番石井孝君。

○29番（石井孝君） 失礼します。県民の会の石井です。通告に従いまして質問をさせていただきます。本日最後となります。知事はじめ執行部の皆様よろしく願いをいたします。

先日、ソフトボールの国際大会、アジアカップが本年6月、7月に四万十市で計画されているとの新聞報道がございました。本県四万十市出身で世界野球ソフトボール連盟で殿堂入りされました、日本ソフトボール協会の岡本専務理事が誘致に御尽力いただいたことと思います。一昨年、岡本専務理事が国際大会を必ず誘致すると言われていたことが、こんなに早く実現することに驚いていますし、大変うれしく思っています。大会の開催に向けて四万十市も支援していくと報じられていました。

県としても、国際大会の成功に向けて最大限の協力をさせていただきたいと願いますが、知事のお考えをお伺いします。

○知事（濱田省司君） お話のございましたソフトボール男子アジアカップは、今回が第11回目ということでございまして、このうち日本での開催は4回行われるということでございます。本県では初めての開催となりまして、アジアの国、地域から7チームが参加する予定というふうにお聞きをしております。

このトップ選手のプレーを間近で見られますし、選手や指導者の方々と触れ合うということにもなりますので、こういった機会を通じまして、本県のスポーツ振興あるいは交流の拡大に大いに寄与するということが想定をされますし、経済あるいは地域の活性化につながっていくものと大いに期待をいたしているところでございます。

県といたしましては、大会の開催にかかります費用の一部について、補助金を来年度の予算

に計上させていただいております。大会の成功に向けまして、できる限りの協力をさせていただきますとともに、今後のスポーツ関係の合宿誘致などにもつなげてまいりたいと考えております。

○29番（石井孝君） 本当に最大限の協力ということでありありがとうございます。国際大会ともなれば、まさに事前合宿、その後のキャンプ誘致に向けて大会開催前後の展開を見据えた取組に、今後も四万十市を含めて協力していただければと思っております。

さて、今定例会の知事提案説明では、来年度の県政運営方針について、今後の成長の原動力であるデジタル化、グリーン化、グローバル化をキーワードとして各政策を進化させると述べられました。あわせて、関西戦略や中山間対策では5年後、10年後を見据えた抜本強化を図り、次なる時代の扉を開く節目の一年にしたいとお考えも示されました。

まず、関西戦略について質問してまいります。来年度は、関西・高知経済連携強化戦略を前に進めるため、関西圏外商強化対策協議会を中心に、さらなる外商強化策を進めていくなど、新規事業も多く提案されておりますが、知事が掲げる関西戦略で目指す姿はどういったものを描いているのか、お伺いします。

○知事（濱田省司君） 関西戦略におきまして目指します姿としては3つございます。

1つ目は、関西を訪れる外国人の観光客を含めました関西圏との交流人口の増加という姿であります。現在は、コロナ禍の影響が非常に大きく、打撃を受けておりますけれども、この収束後は多くの外国人観光客の方々が関西を訪れるというふうに見込まれます。これらの観光客を含めました関西圏から本県への誘客の増加を図りたいと考えます。

2つ目は、関西圏におきます県産品の外商拡

大でございます。2,000万人の消費人口を有します大商圏をターゲットといたしまして、県産食材や木材、防災関連製品をはじめといたします工業製品などを売り込むということで、いわゆる外貨の獲得を図るという考えであります。

3つ目は、大阪・関西万博あるいは大阪IRなどの大規模プロジェクトの開催を契機といたしました、県産品などの知名度向上を図るということでございます。高い評価をいただいています県産の食材、あるいは森林率全国一を誇ります県産木材などの知名度の向上により販路の拡大を図ってまいりたいと考えます。

こうした形で関西圏との人、物、情報の交流が活発になっていくということにより、本県経済の活性化につなげてまいりたいというふうに考えております。

○29番（石井孝君） 来年度予算案には、関西圏における外商拠点の開設に向けた調査を行っていく事業も盛り込まれておりますけれども、コロナ禍の2年間における東京のアンテナショップまるごと高知の運営は、外出自粛や度重なる緊急事態宣言、まん延防止等重点措置によって営業活動が制限されるなど、厳しい運営を強いられたことと思います。

そんな中でも県内事業者の営業活動支援や商品の磨き上げの支援を行うとともに、感染防止に努めながら、物販、飲食の販売と高知県情報の発信に御奮闘をいただいております。全国的にも厳しい運営を強いられてきた他県のアンテナショップでは、コロナ禍の対応としてデリバリーや通信販売に力を入れた動きもあったそうです。

いまだ終息が見通せないコロナ禍にあって、関西圏への外商拠点の設置を検討されるのはなぜか、知事にお伺いします。

○知事（濱田省司君） 現時点におきましてはコロナ禍という逆風下でございますけれども、今

後の反転攻勢につなげていくということも考えまして、来るべき時期に備えました外商強化策の一環として、この外商拠点の検討も行うという考えでございます。

その意味で、この外商拠点につきましては、施設の設置ありきということではございませんで、取り得るべき選択肢の一つという考え方で調査研究を進めようと考えております。例えば、情報発信といった備えるべき機能はどういったものがあるか、それを達成するために費用対効果がどういったものが想定をされるか、こういったところの詰めの作業を踏まえまして、その有効性ないし必要性を検討してまいりたいと考えているところでございます。

今後の調査の結果を基にいたしまして、関西圏外商強化対策協議会の実務に当たられている方々、あるいは関西・高知経済連携強化アドバイザー会議に御参加いただいておりますアドバイザーの方々、こういった方々の御議論も踏まえ、本年8月をめどといたしまして、この拠点設置を含めました幅広い選択肢の中から効果的な外商強化策をお示ししたいというふうに考えております。

○29番（石井孝君） 先ほどお話いただきました交流人口、特にインバウンドの交流人口を増やしていきたいということと、外商、高知県をPRしていくということと、製品の知名度を上げていくというような3つの姿がありますので、それを実現していくには、外商拠点というのは本当に大きな役割を果たすんだろうと思っております。よりよい形で建設的な議論ができればというふうに期待をしておりますけれども、その議論するための材料の一つとして、現在の大阪の動向も注視すべきと考えます。

大阪府と大阪市は、それぞれから職員を集め、都市計画部門を統合して昨年11月に130人規模の大阪都市計画局を発足させ、2050年を目標に

大阪の町の在り方を描くグランドデザインの検討が始まっているそうです。現在、大阪府には2つのグランドデザインがあるそうです。1つは、万博やI R、リニア中央新幹線などの大規模な再開発を含む大阪市内の将来像を描いたグランドデザイン・大阪、もう一つは、府内の市町村や近隣府県を含めた広域的な視点を持ち、東西二極の一極を担う大阪都市圏の実現を目標に、ベイエリアなどの発展を掲げるグランドデザイン・大阪都市圏、この2つのグランドデザインを整理、統合するために大阪都市計画局が発足しています。

この整理、統合される大阪の新たなグランドデザインは、濱田知事が掲げる関西圏との連携強化に関して重要なものと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

○知事（濱田省司君） 御指摘がございました大阪の新しいグランドデザイン策定の動きにつきましては、私も承知をいたしているところでございます。高知県で定めました関西戦略におきましては、こうしたグランドデザインの中で示されましたうめきた地区の大規模再開発でございまして、夢洲地区への万博・I Rの誘致、こういった動きなどにつきまして、既存のグランドデザインを一定程度反映させていただいております。

この既存のグランドデザインは、平成24年ないし28年に策定をされたということですが、本年策定が予定されております新しい構想におきましても、都市間連携の強化あるいは民間主導によります都市空間の創造とのこれまでの理念は継承されるものというふうに考えます。また、最近では大阪圏におきましては、例えばスーパーシティ構想でありましたり、リニア中央新幹線、北陸新幹線の乗り入れによります新大阪駅の再整備、それに伴う周辺の再開発、こういった議論も精力的に進められております

ので、こういった議論につきましても熟度が高まりましたら、新しいグランドデザインの中に反映をされるのではないかとというふうに、私としては見込んでいるところでございます。

この新たなグランドデザインは、この春に中間取りまとめが行われまして、年内には策定される運びだと伺っておりますので、今後その動向を注視いたしまして、関西戦略に生かしていけるものについてはしっかりと取り込んで、反映をしていきたいと考えております。

○29番（石井孝君） ぜひ大阪市内の将来像を描いた、今言われるI Rとかリニアとか、そういったもののグランドデザインもありますけれど、もう一つの大阪都市圏というグランドデザインでは近隣府県を一緒にしながらデザインしているということですので、ここに高知県が、動き出している大阪のグランドデザインにいかに関わることができるかどうか。今後、関西との関わりということで本県の将来にも影響してくるのかなというふうに考えています。

今後の大阪の成長を見据えたこうした動きに高知県としても参画していけるように、これまでの知事の手腕、そして人脈に期待をしております。

次に、中山間対策について質問します。

10年ぶりの集落实態調査の結果を受けて、改めて中山間地域の振興は本県の発展に不可欠との認識が示されました。多くの議員の皆さんから今議会質問もありましたけれども、私からも何点かお話をさせていただきたいと思っております。

新たな中山間対策として、中山間対策の核となる小さなにぎやか集落の仕組みづくりや、地域の担い手の確保や育成、ドローンによる日常生活の不便解消に向けたデジタル技術の実証実験など、来年度の取組とその効果を期待しております。

集落の共通の課題は担い手不足が挙げられており、その課題解決に移住者対策が期待されています。移住者が移住を決断するに当たって重要な要素は、住まいと生活のための仕事が見通せるかどうかだと思っております。

まず、移住者の住まいについて、知事提案説明では空き家所有者に売る、貸すの方針の決定を促すために、市町村が行う啓発や働きかけを支援し、積極的な掘り起こしを進めると述べられました。また、空き家対策を抜本強化するために編成された空き家対策チームの活躍にも期待をしています。

この空き家と移住者とのマッチングを具体的にどのように進めていくのか、中山間振興・交通部長にお伺いします。

○中山間振興・交通部長(尾下次君) 来年度、土木部が中心となりまして、空き家の活用策を抜本強化いたします。具体的には、空き家決断シートを普及し、県民の皆様が空き家を放置せず活用することを促す仕組みづくりを進め、空き家に関する総合相談窓口の設置や広報を強化し、改修に係る補助金の拡充を図るという内容になっております。

移住の分野では、昨年7月に実施しました市町村へのアンケート調査において、希望する住宅がないことで移住を断念した事例が年間200件を超えるということが判明いたしました。このことから、対策の強化により掘り起こされた空き家を移住者とマッチングし、調査で明らかになったチャンスロスを解消していきたいと考えております。具体的なマッチングの方法としましては、賃貸・売買住宅として市町村の移住サイトの空き家紹介のコーナーに掲載して情報発信を行うことや、移住希望者を対象としたマッチングツアーの内覧会などで物件紹介を行ってまいります。

また、空き家対策の強化と連動しまして、移

住の分野での市町村への補助金による支援として、これまでの空き家に残る荷物の整理や入居後の軽微な修繕への助成に加え、移住者に一定期間家賃補助を行うメニューも追加いたします。あわせて、県職員住宅や教職員住宅を移住者の一時的な住居として活用することも進めてまいります。

このように移住者に提供できる住宅のストックが増えることは、本県への移住を決断する大きな後押しになると考えており、市町村との連携の下で積極的にマッチングに取り組み、中山間地域の担い手の確保に努めてまいります。

○29番(石井孝君) ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。移住先の住まいを決めるには、やはり来て、見て、触って、感じて、周辺環境も含めてというような、実際に知ることが大切だと思ひておひまして、先ほど部長から市町村とも連携しながらということでごひますけれども、ぜひ集落とも連携をしてほひたいなと思ひておひます。

実は、先日ある中山間地域の集落の皆さんと移住の話をしていて、来年度も空き家対策は進んでいくんだよという話をしているときに、例えばほかの市町村でやっているかもしれませんけれども、空き家と畑をセットにして貸す、それから山林をセットにしてあげるといふ話なんかもあります。

その中で、できるかどうか分かりませんが、お墓をセットにできないか、要は墓守を集落にお願いしていくというようなことも含めて、何か売りにできるんじゃないかというようなこともあつて——もう20年移住されてきた人が、お墓の問題でずっと悩んでいて、ここに来て移住して定住して、最後骨を埋めるということになれば、当然お墓の問題なんかも含めて、その墓守も最後集落が面倒見ていくよというようなことになれば、すごく売りになるんじゃない

いかというような提案もありました。

こうした集落の皆さんがいろいろ地域の特性を生かした提案というのがあるかと思しますので、そうした連携をぜひ深めていただきたいなというふうに思っております。

案内するところから、移住したいと思っただけの提案がなされるかが重要な役割を果たすというふうに思いますし、そうした丁寧な提案は移住者に大きな安心感を生み、移住の決断につながるのではないのでしょうか。空き家対策が移住者の住まいとなれば、住宅所有者、移住者、集落、行政の四方よしのとても有益な取組になると言えます。

次に、もう一つ重要な要素である移住者の仕事について、集落实態調査でも改めて明らかとなった担い手不足の解消に向けて、働き方の魅力に関する情報発信をするなど、移住検討初期層へのアプローチを強化すると述べられました。集落としては、この仕事を生み出す取組が集落の課題解決と担い手不足の解消に寄与すればと期待しているはずで、中山間地域が抱える担い手不足は多職種にわたるかもしれませんが、本県では特に農業や林業といった1次産業の担い手不足が顕著ではないのでしょうか。移住者が1次産業の担い手となって生活ができるのであれば、中山間地域を守り育てることにつながると考えます。

グリーン化の促進でも触れられていました森林吸収源対策として適切な森林整備や再生林の促進が必要ですが、肝腎な林業の担い手がいなければ進みません。これ以上耕作放棄地や荒地を増やさないために、農業においても担い手が必要となります。さらに、今後の集落における農業や林業は、人口減少に伴う担い手不足によって、これまでの森林整備や耕作地の維持・存続がますます困難となっていきます。よって、個人に加えて集落単位や企業単位で農業や林業

を守っていく施策も模索しなければなりません。

例えば、企業がSDGsへの取組を強化している現在、開発目標の15番目にある陸の豊かさも守ろうにおける持続可能な森林管理を行うために、企業に資金提供を求めるだけでなく、企業の社員として移住者を雇用してもらい本県の森林整備の担い手とすることや、もしくは企業の人材を中山間地域に担い手として派遣してもらうなどの仕組みづくりができないか。また、同じ開発目標の土地劣化の阻止、回復といった観点で、企業の協力により農業の担い手を確保していく仕組みなども考えられるのではないかと。

こうした中山間地域の担い手不足を解消することを含め、中山間地域が抱える課題を解決するために、企業と連携した中山間地域の活性化を図ることを考えてはどうか、中山間振興・交通部長に御所見をお伺いします。

○中山間振興・交通部長（尾下次君） 中山間地域の活性化の観点から、様々なノウハウや知見を有する企業との連携は重要であると考えております。大豊町の東豊永集落活動センターでは、昨年10月から大手製薬会社による生薬の試験栽培がスタートし、民間事業者と連携した地域活性化の取組が進められております。また、これをきっかけに大豊町内でのイベントにも協力いただくなど、関係人口づくりにもその効果は波及しており、さらに県内に広げていきたいと考えております。

一方、国においては、今年度から地域活性化起業人制度が創設をされております。この制度は、3大都市圏に所在する企業などの社員が在籍派遣の形で様々な地域活動に従事する際に、受入れ側の自治体を支援するもので、現在県内の10市町村で導入され、14の方が地域で活動されております。

このような大豊町における民間企業との連携の事例や、地域活性化起業人制度といった民間

企業の専門的な知見を活用できる制度については、中山間総合対策本部のチーム会において進捗状況や課題を共有するとともに、市町村にもその取組内容や制度を周知し、担い手の確保につなげてまいります。

○29番（石井孝君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。知事提案説明でも時代の変化を先取りし、絶えず施策を進化させながら、県勢浮揚を目指して前に進んでいくと述べられました。まさに中山間対策を進めていく上で、次回の集落実態調査に向けて具体的な目標設定を行い、その効果をしっかりと検証しながら、新たな施策や仕組みづくりを展開していくと、そういう取組が大切だと思っております。

次に、第4期産業振興計画ver. 3において、産学官民連携によるイノベーションの創出を進める中で、アニメやヘルスケアといった新たな産業も育てながら、海外の輸出を見据えた地産外商のさらなる推進によって、県経済の拡大を図る取組が紹介されています。新しい産業の掘り起こしや企業の先進的な取組をいち早く把握しながら、外商への可能性を探り、海外輸出も含めた展開へ結びつけていこうとする取組が行われております。

第4期産業振興計画ver. 3を推進していくに当たり、外商戦略における海外輸出の重要性について産業振興推進部長のお考えをお伺いします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） これまで4期13年にわたり産業振興計画の中で外商の強化に取り組み、一定の成果が現れているものと認識をしております。しかしながら、県際収支はいまだに6,000億円近いマイナスになっておりまして、産業振興計画が始まる前と比べますと700億円程度は改善をしております。まさにこれが成果の一つだろうというふうには考えておりますけれども、これを改善するためには人口減少

により市場が縮小しております国内だけでは困難であるということで、大規模な海外マーケットに打って出ることが不可欠だと考えております。

そのため、来年度からグローバル化の促進を掲げ輸出の強化を図ってまいります。具体的には、ユズ、土佐酒、土佐材などが有望品目でございます。まずはこれらの輸出の強化を図りますとともに、今後有望品目となる県産品の掘り起こしにも取り組んでまいりますし、アニメとか、そういった新しい産業がもし製品として海外等に輸出できるようなものがあれば、そういったことも考えていきたいというふうに考えております。

○29番（石井孝君） 県が主体的に海外への輸出を見据えた地産外商の取組を推進していくことは、高知県経済に元気を与える私は原動力になると思っております。

以前、土佐あかうしを海外の巨大市場に進出できるようにするため、新食肉センターにおいてハラール認証の取得に関する質問をしました。新センターでのハラール認証の取得については多くの条件や制約が課せられることから、解消に必要な経費や効果の検証も行いながら判断をしていきたいとの答弁でしたが、その後の検討状況はどうか、農業振興部長にお伺いします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 現在建設中の高知市の食肉センターでのハラール認証の取得につきましては、ハラール食で禁じられている豚を病気などで緊急的に屠畜する施設を敷地内に設置することから、輸出国やハラール認証を行う機関から認証されるのかといった課題があります。しかしながら、他県におきましては、輸出国が指定する国内の認証機関によっては豚も屠畜している施設で認証された事例もあります。現在、認証機関に可能性を相談しているところ

でございます。

また、イスラム圏への輸出に当たっては、まずは土佐あかうしの需要調査が必要ですが、コロナ禍で実施には至っていない状況でございます。さらに、現状で申し上げますと、土佐あかうしの国内需要に生産が追いついていない状況でもあります。

このような状況ではありますが、引き続き認証や輸出先などでの課題の解消に向けて検討してまいります。

○29番（石井孝君） ぜひよろしく申し上げます。

病畜棟があっても何とか認証を受けている施設があるということでございますので、先ほどの産業振興推進部長の話でも海外市場の重要性のお話がありました。ぜひともこの外商戦略の一環として巨大市場となるムスリムの皆さんへ土佐あかうしの輸出展開を進めるべく、新会社との協議も含めて、新食肉センターにおけるハラール認証の取得を積極的に進めていただけるように改めてお願いを申し上げます。

あと県内の豚についても品種改良をしていただきたいということで質問も少し用意しておりましたが、あまり時間も――次の課題がありますので、1問ちょっと飛ばさせていただきます。コロナ禍の今だからこそ、土佐あかうしでは販路拡大の開拓、豚では新たなブランド化の模索など、グローバル化の展開を見据えた仕込みとして様々な研究開発を私は進めていただきたいなというふうに思っております。

そして、1つ要請は、四万十市の食肉センターの建て替えについて、今後整備計画による詳細な事業費の算出によって建て替え案が具体化していくことと思います。建て替えから整備後の運営も含めて、引き続きの県の支援を要請しておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連して質問してまいります。

ワクチン接種の推進について、私も今月末に3回目のブースター接種を行う予定です。ファイザー社と武田・モデルナ社のワクチン交差接種に関して不安の声が聞かれますが、安全性や有効性はもちろん、厚生労働省の資料によると、交差接種のほうが抗体の増え方が多いことも報告されていますので、オミクロン株や今後の変異株に備える意味においても、県では3回目のワクチン接種を積極的に行っていただくよう啓発を行っています。

接種率の向上は、県民へ分かりやすく丁寧に粘り強いワクチン接種の啓発を行うことと、実施主体である市町村との連携による円滑で速やかな接種体制の構築が必要ではないでしょうか。感染者の大半が軽症で済んでいるとはいえ、38度を超えるような高熱を出して、せきが2週間続いても軽症に分類されます。感染者の中には、今も嗅覚、味覚障害、疲労感、記憶障害などの後遺症に苦しんでいる人がいます。中等症や重症では入院を余儀なくされ、また残念ながらお亡くなりになる方もいらっしゃいます。

そんな中、幸い昨年ワクチンが開発をされました。臨床試験では新型コロナウイルスに対して高い有効性が確認できました。ワクチン接種を受けることで本人の感染や発症の確率を大きく減らすことができます。仮に感染したり発症しても症状のある期間が短くなったり、重症化を防いだりする効果も期待できます。よって、同居する家族や日常的に接する友人、同僚、さらには重症化リスクの高い持病のある人や高齢者を守る効果も期待できます。

加えて、地域でより多くの方がワクチン接種を受けることによって、その地域の新型コロナウイルスに対する防御は高まり、感染伝播が減っていくこととなります。感染する人が減れば減るほど、変異ウイルスが誕生する確率を減らすことができます。

しかし、ワクチンにはデメリットもあります。ワクチン接種後に軽症な心筋炎がまれに報告されています。しかし、新型コロナウイルス感染症にかかった場合には、ワクチンを接種した場合よりもはるかに高い頻度で心筋炎が見られています。

長期的な副反応の可能性についても、臨床試験やこの間の接種経験から、新たな副反応が遅れて出現する可能性は極めて低いと考えられています。このワクチン接種のリスクと新型コロナウイルス感染による重症化や、長期にわたる後遺症のリスクを考えれば、ワクチン接種により感染の重症化予防を図るメリットのほうが圧倒的に大きいことが分かります。こうした事実を分かりやすく、しっかりと啓発していくことで、3回目のワクチン接種率を高めていかなければなりません。

次は、実施主体である市町村との連携です。国からの要請を受ける形で現役世代の3回目のワクチン接種に関して、2回目からの接種間隔を8か月から6か月に前倒ししていく動きが全国で広がっています。しかし、高知市では予約の混乱などの懸念から、一気に前倒しをしないとの新聞報道がなされていました。

今後、夏には医療従事者を中心に4回目の接種がスタートすることになるのではないかと。今後も治療薬や治療法が確立されるまでワクチン接種はずっと続いていくのではないかと。そう考えれば、特に人口の多い高知市とは円滑で速やかな予約からワクチン接種が行える体制を構築すべきと考えるが、健康政策部長にお伺いします。

○健康政策部長（家保英隆君） ワクチン接種につきましては、これまでも各市町村と連携して取組を進めてまいりました。例えば1回目、2回目の接種に関しては、地元の医療機関での医療従事者で対応が難しいという申出のあった6

つの市町村に対し、医療従事者の執務支援の調整を行いました。

高知市との連携につきましては、3回目接種の前倒しに向けて、2月19日から県全体の接種を加速化する目的で、高知新港に県市合同の接種会場を設置し、3月6日までに5,036人に接種をいたしました。この会場設置の効果もあり、高知市でも順次接種の前倒しが進んでおります。

また、今月から始まります小児の接種につきましては、小児科医の地域偏在がある幡多地域においては、県と6市町村で協議を行い、宿毛市に特設会場を設けて広域接種を行うような取組を行うことになりました。

一方で、円滑な接種に向けては、議員のお話にありましたワクチンの有効性や副反応、デメリットについて県民の皆様の理解が不可欠なことから、県としてはこうした情報発信を強化しているところでございます。

4回目の接種についての方針は今のところ未定でございまして、実施の方針が示された場合、高知市をはじめ実施主体である県内市町村と意見交換をし、それぞれの実情を踏まえた体制を支援したいと考えております。

○29番（石井孝君） 今回の新聞報道も高知市にも事情はあろうかと思えますけれども、ぜひ県民の安心・安全のため、コロナ対策においてはさらに強い連携を求めていただきたいというふうに思います。

今回、オミクロン株による第6波の感染拡大が起こり、県内2度目のまん延防止等重点措置の適用となりました。飲食店には時短要請が行われ、給付金の支給がなされます。また、間接的に影響を受ける事業者に対しても条件によって給付金の支給がなされるなど、コロナ禍で厳しい状況に追い込まれた事業者の皆様を守っていく施策が打ち出されました。

しかし、飲食店と直接取引をしている農家さ

人などは注文がなくなり、収入が全くない上に、先ほど武石議員も申されておりましたけれども、原油高、物価高で肥料や飼料代、燃料代などのランニングコストが予想以上に膨らみ、給付金や貸付金だけでは立ち行かず、廃業ぎりぎりの経営を余儀なくされている事業者も少なくありません。新型コロナウイルス感染症は、観光産業関連を中心に全ての産業に経済的な打撃をもたらしました。度重なる感染の蔓延により収入が不安定なまま、税やランニングコストの支払いに追われ、さらには貸付金の返済が始まります。

こうした厳しい現実と未来予想が立たない事業者の悲痛な声をお伺いしてきました。全てを助けていくことは大変難しい課題かもしれませんが、しかしながら、せめてコロナ禍で厳しい状況に追い込まれている各事業者の声を聞き、実態把握に努め、対策を講じるというサイクルをしっかりと発揮させていただくことと、あわせて廃業に追い込まれないように助けていく手だてを模索するためにも、市町村や関係機関と連携しながら、各事業者に寄り添った支援を行うよう要請をいたします。

次に、教育課題について質問をさせていただきます。

知事提案説明の教育の充実の中で、学校における働き方改革を加速化させるとあります。教育の負担軽減を図り、子供たちと向き合う時間を確保するため、業務の効率化や外部人材の活用が進められてきました。加えて、来年度からは教科担任制の導入やデジタル技術のさらなる活用による業務の効率化を推進するとしています。

デジタル技術による業務効率化に関して、文科省は一昨年10月20日、全国の教育委員会や都道府県に対し、学校、保護者間の連絡手段のデジタル化の推進について通知を発出しています。

URLやQRコードによる保護者向けアンケートのオンライン化、欠席・遅刻連絡のオンライン化、学校、学級、保健などのお便りのオンライン配信など、デジタル化は学校の働き方改革のほか、迅速な情報共有や学校と保護者の双方の負担軽減につながるとしています。

一方で、デジタル化に対応できない家庭への配慮に関する課題や、教員のデジタルへの得手不得手によって、一部の教員に業務負担が偏る可能性、デジタル情報のセキュリティーに関する学校の体制整備など課題があると考えます。これらの課題にどのように対応しているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 県では本年度から全県立中・高等学校に保護者との連絡ができるシステムを導入し、希望する保護者が登録する形で運用しております。例えば、学校側からでは新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業の連絡などの緊急対応やアンケート調査などで活用しておりますし、保護者側では生徒の遅刻・欠席連絡などに活用しております。学校、保護者双方の負担軽減につながっているところでございます。また、このシステムの登録を希望しない家庭につきましては、従来どおり電話や書面などによる対応を行っております。

また、県内全ての公立学校で校務支援システムを導入しております。出欠管理や成績処理などについて教職員の負担軽減が図られております。また、ICTの活用につきましては、研修を実施するなどして、できるだけ一部の教員に負担が偏らないよう努めているところでございます。

さらに、情報セキュリティーにつきましては、県及び各市町村でセキュリティーポリシーを定めて学校に徹底するとともに、フィルタリングソフトを導入するなど、ソフト・ハード両面からしっかりと対策を講じております。

○29番（石井孝君） ありがとうございます。現場の実態をしっかりと把握していただいて、対応していただいているというふうに感じました。ぜひともこれも継続的な支援をお願いしたいというふうに思っております。

このデジタル技術の活用によって、真に教員の負担軽減が図られ、子供たちと向き合う時間を確保するためには、今まで以上に外部人材だけでなく、教員定数の確保を国に提言していく必要があると考えますが、教育長の御所見をお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 教員の負担軽減を図り、児童生徒と向き合う時間を確保するために、業務の効率化や外部人材の活用などに加えまして、必要な教員定数の確保が重要となってまいります。そのため、教員定数の確保に向けまして、チーム学校の構築に係る中核的な役割を担う主幹教諭の配置や、少人数学級編制に係る加配の充実など、国に対して政策提言や要望を継続して実施してきたところでございます。

本県では、これまで国の加配を活用しまして、中学校における教科縦持ち校への主幹教諭の全校配置や、小学校における35人以下学級編制の全学年への導入など、教育施策の充実を図ってまいりました。

今後、高知県型小学校教科担任制に係る定数の拡充など、本県の教育推進に必要な教員定数のさらなる充実に向けまして、引き続き国に対して県独自の政策提言を実施するとともに、全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会と連携した要望を継続して行ってまいります。

○29番（石井孝君） 様々な課題の中で教員加配というように必要だと思いますけれど、私はデジタル技術の活用だけでもコロナ禍によって早まった上に、現在ではその必要性とか重要度が増しているように思います。今だからこそデジタル技術の活用においても、ぜひとも教員

の加配が必要だというふうなことを訴えさせていたいただきたいと思っておりますし、このほかにも教員の加配が必要な状況が私はあると思っています。

それは、近年高知県だけでなく全国的な課題として、人口減少を背景として小中学校の統廃合が進んでいることです。人口減の大きな流れの中では、子供たちのための学校規模の適正化を考えれば、学校統廃合の推進は避けて通れない道と言えます。しかし、学校がなくなれば近隣から子育て世帯が減り、地域の衰退につながる可能性もあるため、統廃合には住民の反対や不安の声もあります。保護者は学区が広がることにより、通学時の安全が確保できるか心配されます。教員は統廃合準備など通常業務外の用務で多忙となります。子供たちは環境の変化に適応していかなければなりません。

統廃合の課題は、それぞれの立場で違いがあり、複雑な課題と言えると思います。そんな中でも丁寧な住民説明を行い、理解を得ながら、何より子供たちのために将来を見据えた学校の統廃合が進められてきています。

ここで重要なのは、学校の統合や休校、廃校、移転に関する準備委員会や実行委員会の業務が教員に重くのしかかることです。学校統合に向けて設置される委員会では、保護者や地域の代表者と校長先生や教頭先生が委員となり、統合の場所、時期、校名、校章、校歌、備品、制服、体操着、名札の選定、通学路、スクールバスの運行、事前交流、地域へのアンケート、メリット・デメリットの整理、統廃合校それぞれの記念事業、廃校舎の利活用、伝統文化の継承、部活動などなど、統合に伴い多くの細かい諸課題の解決に向けて話し合いが行われます。通常業務に配置された教員は、統合や移転の前に1年や2年といったスパンでこれら多くの課題解決を余儀なくされ、最後は年度末の春休みなどの短期間に一挙に引っ越し作業を行うことになりま

す。

国は、学校統合に伴う教育計画や年間指導計画の作成、学校環境の整備など適切な学習指導や生活指導を充実させるため、統合前後の学校を加配教員の対象としています。

本県では、統合前後の学校に対する教員加配は行われているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 学校統合に係る国の支援としまして、統合による環境の変化によって生じる学力や不登校などの課題解決に資することを目的としました加配の制度がございます。県教育委員会としましては、この加配制度を活用して、学校統合前後のどちらかの1年間を原則として加配教員を配置しております。

この国の加配は、統合前後のいずれの年度で配置するかは、学校統合を行う市町村教育委員会の意向をお聞きして国へ要望を行っております。令和3年度は、この国の加配を活用して、統合後となる小学校3校、中学校3校の6校に6名を配置しております。

○29番（石井孝君） 前後の加配ということですが、市町村教育委員会からの話でということなんですが、これがこの質問を作るときに聞いておきますと、統合前の加配1年間という部分があったんですけども、それが統合前に2年間制度を拡大しているという背景からも、丁寧に統廃合を行いなさいというような国の意図があるんじゃないかなと私は思っております。この丁寧に統廃合をすることを市町村教育委員会にもしっかりと促していく、そういう必要があるのではないかとこのように思っています。

それ以外にも耐震化による校舎の建て替えとか、一時的な移転、中学校の統合に伴い空き中学校へ小学校が移転するなどの事例についても、学校統合前と同じような業務負担が教員にのしかかります。

小中学校の統合ではないが、単に移転する場合の移転前に加配教員を配置することについて教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（伊藤博明君） 先ほど申し上げましたように、この国の教員加配は児童生徒を中心とした学力に関する課題、それから不登校などの課題解決に資することを目的に配分されるということになっております。そのため、移転に係る教員の業務軽減を図ることを目的とした配置につきましては、この加配要件に該当していないので、この適用については難しいというふうに考えております。

○29番（石井孝君） それでは、統合後ということでは分かるんですけども、前についている部分がどういったものかというのは、教員のやっぱり負担軽減が、ひいては子供のためになるというふうに私は思っていますので、その辺が国にもそういった意味合いでの話し合いを今後していただければなというふうには思います。この学校統合とか学校移転を抱えた教員の通常業務外の負担感というのは非常に大きいというふうに聞いております。

そのほかにも様々な支援の仕組みとかがあるのかもしれませんが。時間もありませんので最後の質問は省かせていただきますけれども、ぜひとも負担感軽減、それが子供たちのためになるという視点でよろしくお願ひしたいと思います。こうした現場の課題、教員多忙の中身の把握に努めて、学校における働き方改革に向けて有効な対策を講じていただくようお願い申し上げます。

今回、連携をテーマに県民に寄り添った県政運営のために、他県や市町村、企業など関係各位との連携を進めること、各現場の実態把握に努めること、各施策の研究開発を行うことなど、要請も含めて質問してまいりました。知事はじめ各部長から丁寧な御答弁を賜りました。

以上で質問を終えます。ありがとうございます。
した。(拍手)

○議長(森田英二君) 以上をもって、石井孝君
の質問は終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明10日の議事日程は、一問一答による議案に
対する質疑並びに一般質問であります。開議時
刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時20分散会

令和4年3月10日（木曜日） 開議第7日

出席議員

1番 桑 鶴 太 朗 君
 2番 上 治 堂 司 君
 3番 土 森 正 一 君
 4番 上 田 貢太郎 君
 5番 今 城 誠 司 君
 6番 金 岡 佳 時 君
 7番 下 村 勝 幸 君
 8番 田 中 徹 君
 9番 土 居 央 君
 10番 野 町 雅 樹 君
 12番 横 山 文 人 君
 13番 西 内 隆 純 君
 14番 加 藤 漠 君
 15番 西 内 健 君
 16番 弘 田 兼 一 君
 17番 明 神 健 夫 君
 19番 桑 名 龍 吾 君
 20番 森 田 英 二 君
 21番 三 石 文 隆 君
 23番 西 森 雅 和 君
 24番 黒 岩 正 好 君
 25番 依 光 美代子 君
 26番 大 石 宗 君
 27番 武 石 利 彦 君
 28番 田 所 裕 介 君
 29番 石 井 孝 君
 30番 橋 本 敏 男 君
 31番 上 田 周 五 君
 32番 坂 本 茂 雄 君
 33番 岡 田 芳 秀 君
 34番 中 根 佐 知 君
 35番 吉 良 富 彦 君
 36番 米 田 稔 君
 37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 濱 田 省 司 君
 副 知 事 井 上 浩 之 君
 総 務 部 長 徳 重 覚 君
 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
 健康政策部長 家 保 英 隆 君
 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
 文化・生活部長 岡 村 昭 一 君
 スポーツ部長 沖 本 健 二 君
 産業振興部長 尾 下 一 次 君
 推進部長 中 山 間 振 興 ・ 交 通 部 長
 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
 観光振興部長 山 脇 深 君
 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
 水産振興部長 松 村 晃 充 君
 土木部長 森 田 徹 雄 君
 会計管理者 井 上 達 男 君
 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
 教 育 長 伊 藤 博 明 君
 人事委員長 秋 元 厚 志 君
 人事委員会会長 澤 田 博 睦 君
 人事務局長 西 山 彰 一 君
 公安委員長 熊 坂 隆 君
 警察本部長 奥 村 陽 子 君
 代表監査委員 中 村 知 佐 君
 職務代理者 監 査 委 員 長
 監 査 委 員 長

事務局職員出席者

事務局 長 行 宗 昭 一 君
事務局 次 長 山 本 和 弘 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 川 村 和 敏 君
議事課長補佐 杉 本 健 治 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 久 保 淳 一 君



議 事 日 程 (第 7 号)

令和4年3月10日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 令和4年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 令和4年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 令和4年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 令和4年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和4年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 12 号 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

- 第 13 号 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 令和4年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 令和4年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第 21 号 令和4年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 令和4年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 令和4年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 令和3年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 26 号 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 令和3年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 28 号 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 29 号 令和3年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 30 号 令和3年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 31 号 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 32 号 令和3年度高知県災害救助基金特別会計補正予算

第 33 号	令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 51 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和3年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和3年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 57 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 58 号	高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 59 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	令和3年度高知県電気事業会計補正予算	第 60 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	令和3年度高知県病院事業会計補正予算	第 61 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県動物愛護基金条例議案	第 62 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	警察職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 48 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 66 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 49 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 67 号	県が行う土地改良事業に対する市町
第 50 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案		

村の負担の一部変更に関する議案

第 68 号 包括外部監査契約の締結に関する議案

第 69 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案

第 70 号 (新) 安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案

第 71 号 県道の路線の認定に関する議案

第 72 号 令和4年度高知県一般会計補正予算

報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第2号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

報第3号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

第 2 一般質問（一問一答形式による）



午前10時開議

○議長（森田英二君） これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長（森田英二君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和4年度高知県一般会計予算」から第72号「令和4年度高知県一般会計補正予算」まで及び報第1号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から報第3号「令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」まで、以上75件を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

塚地佐智さんの持ち時間は45分です。

37番塚地佐智さん。

○37番（塚地佐智君） おはようございます。本会議質問もいよいよ最終日の6日目となりまして、お疲れのこととは思いますが、随時質問をさせていただきます。

まず、木育の推進について伺います。

1995年3月に高知県木の文化県構想が打ち出されて、この3月で丸27年になります。この木の文化県構想は、人と木のより深い関わりと多様な在り方を追求し、木に対するいろいろな知恵を蓄積しながら木の循環に配慮した行動を取ることが木の文化なのです、木の文化の基本理念は人と木の共生と言えます、そしてこうした文化で県土づくりを行おうとするものとして、木を育てる、木に親しむ、木を生かすの3つの視点から取組を進めますと宣言をし、取組の柱を示しています。

今日の課題にも生きる先見性を持った構想だと思いますが、現在の県行政でどのように位置づけられているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） お話のございました平成7年に策定をされました木の文化県構想でございますが、全国に先駆けまして人と木の共生を掲げ、また日本一の森林率を誇ります自然豊かな本県ならではの構想であったと考えます。また、今日循環型社会が到来をしているということを考えますと、非常に先進的な構想を示されたものというふうに評価をいたしております。現在、県が産業振興計画で取り組んでおります木材産業のイノベーションですとか、木材利用の拡大の取組も、この構想で示されております施設の木造化あるいは優良製材品の安定供給体制の整備といった施策の延長線上にあるという

ものであります。

また、この森林環境保全についての普及啓発の取組につきましても、現在でも引き続きこの木の文化担当を配置して、県では取り組んでいるということをごさいますして、こうした取組を見ますと、構想の人づくりの施策を発展させたものという評価もできようと思います。その意味で、木の文化県構想は、現在でも本県林業施策のベース、土台をなしているものというふうに位置づけられると考えております。

○37番（塚地佐智君） 県政全体に大きく貫く構想として、その位置づけを具体化を力強く推し進めていただきたいと思ひます。

その後、こうち山の日も制定をされ、2017年には高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例もつくられました。木の文化を引き継いでいく上で重要なのは木育です。木育とは、漢字で木と育むと書きます。さきの県条例でも第19条第3項で、「県は、木育（県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。）の推進に努めるものとする。」と定めていますが、まだ木育という言葉の内容について一般的にも認識されていないのが現状なのではないでしょうか。

県条例にもうたっている木育の重要性についてどのようにお考えか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） お話ありがとうございました高知県産木材の供給及び利用の促進に関する条例において、木育とは普及啓発といたしまして、県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動だというふうに定義されているのは、御指摘のあったとおりでございます。この条例は、議員提案により可決、成立をしたものでございますが、その目的は県産木材の供給及び利用を計画的に推進するといったことなどをごさいますして、林業及び木材産業

の持続的発展などを実現するということを目指したものとなっております。

県民の皆様幅広く木材のよさや、その利用の意義を学んでいただきまして、社会全般に普及させていくということが、この条例が掲げました木材利用の推進、促進につながっていくこととなりますので、その意味で、木育というのは非常に重要な取組であるというふうに認識をいたしております。

○37番（塚地佐智君） 今、知事の御答弁では、産業、木材の産業振興というところでの位置づけが大きかったと思うんですけども、やっぱり人づくりをしていくという、この高知県の木の文化県構想をつくっていく上で私は大変重要な考え方だと、事業だというふうに思っていますので、引き続き質問をさせていただきます。

高知県内でも、越知町や佐川町などはウッドスタート宣言を行い、木のおもちゃを町として誕生祝いに贈る事業を始め、木の文化を広げる取組がなされています。

県内でウッドスタート宣言をしている市町村はどのような状況か、林業振興・環境部長に伺います。

○林業振興・環境部長（中村剛君） お話のありました越知町や佐川町のほかに、香美市や土佐清水市など8市町村で出生児への誕生祝い品として、木製玩具を贈呈する事業等を行っております。

ただ、ウッドスタート宣言、こちらは木育普及団体であるNPO法人芸術と遊び創造協会と調印を結ぶ必要がございまして、このいわゆるウッドスタート宣言をした自治体は、御指摘の越知町と佐川町、2町にとどまっております。

○37番（塚地佐智君） 御紹介があったとおり、ウッドスタート宣言をしていない市町村でも、様々な木育の取組が進んでいるというふうに思ひます。本県における木育の取組の現状につい

て林業振興・環境部長に伺います。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 県では、まず乳幼児に対しまして、市町村を通じた木製玩具の配布により、木に触れ合い親しむ体験を通じて、木のよさを認識する取組を行っております。また、保育園や幼稚園、学校への木製の遊具や机、椅子などの導入も進めているところでございます。

加えまして、小学校から高校までの児童生徒たちが森林や木材のよさへの理解を深め、関心を持つように、学校が実施する森林環境学習に対しまして、例えば森林の持つ働きを教える先生の派遣、あるいは実際に山に行つて間伐体験をする際のバスの借り上げに要する経費などに対する支援も行っております。あわせて、こうした取組が広がりますように、学校の先生向けの年間指導計画づくりを支援するパンフレット、こうしたものも作成しているところでございます。

さらには、森林の持つ公益的機能あるいは森林環境を保全することの重要性、加えて木のよさ、その利用の意義などにつきましてより広く御理解いただくために、森林環境情報誌を年2回発行しております。これを全ての保育園、幼稚園、小学校を通じて御家庭に届けるということで、家庭での周知につながる取組も進めておるところでございます。

○37番（塚地佐智君） 積極的に様々な取組が行われているということで、大変力強く思っております。私もアジロ山の自然の森公園というところで行われています森のようちえん事業には、度々ボランティアとしても参加をしております。高知県森と緑の会の皆さん、こうち森林救援隊の方々の熱心な活動にも敬服をしているところです。もくもく広場の成功に努力もしておられる皆さんの御活躍も存じ上げています。そうした様々な取組が本県で広がっています。

しかし、さらに体系立ったものにし、充実させることが必要ではないでしょうか。とりわけ子供たちへの木育は、森林県であっても自然に触れる機会が少なくなっている今日、とても重要になっていると思います。森林率が82%で高知県に次いで2番目の県、岐阜県では、既に2013年にぎふ木育30年ビジョンを策定し、県民運動にまで盛り上げながら、暮らしの隅々に木育を浸透させる努力を行っております。

岐阜県の取組から学ぶものは多いと思いますが、私がぜひ高知県でも実施していただきたいと思うのは、「いつでも、誰でも、木育を」をキャッチフレーズに、多くの皆さんが身近にぎふ木育を体験できる拠点として、県内各地の児童館、図書館、子育て支援センターなどに岐阜の木のおもちゃや家具を常設で備えた、ぎふ木育ひろばの設置です。一昨年度末までに101施設が認定をされています。それぞれをぎふ木育ひろばとして認定し、その中でも地域へのぎふ木育の推進、普及を担う施設をぎふ木育ひろば地域支援拠点として認定して、ぎふ木育に関する専門的なスタッフが常駐しているほか、木育イベントを多数開催しています。

本県でもこうした場所をつくり、木のよさを多くの人に広げる取組を進めなければと思います。そうした施設では、研修を受けたボランティアの木のおもちゃ学芸員さんが、簡単な木工や木のおもちゃ作りを教えたり、一緒に学んだりします。子供たちはもちろん、学芸員の高齢者の生きがいにもつながっています。

本県には、岐阜県のような位置づけや機能を持った施設はどのようなものがあるか、林業振興・環境部長に伺います。

○林業振興・環境部長（中村剛君） お話にありました岐阜県の取組のうち、地域支援拠点施設と同様の施設といたしましては、本県では森林研修センター情報交流館あるいは甫喜ヶ峰森林

公園などが挙げられようかと思えます。このうち、森林研修センター情報交流館におきましては、施設内に約100平方メートルぐらいのウッドホールを設けておりまして、滑り台などの木製遊具や木のおもちゃを設置し、木や森に関する本のコーナーも設け、子供たちを楽しんでいただいているという状況でございます。

また、甫喜ヶ峰森林公園、こちらのほうは御承知のように100ヘクタールの広さを有する森林公園でございます。木や森に親しめる場所ということでございますが、こちらに森林環境学習の講師として、豊富な経験とノウハウを持ったスタッフが常駐しておりまして、森林の働きなどの座学、あるいは木工工作の体験、野外での間伐体験や植物観察など自然体験型のプログラムを提供しているところでございます。

○37番（塚地佐智君） それぞれ研修センター、甫喜ヶ峰、御活躍だと思えます。私はぜひ地域にそれを広げていくということ、岐阜県のように広めていただきたい。学校や保育所、幼稚園といった教育施設、地域の拠点でもあるあったかふれあいセンターや集落活動センターでも木育が行われるような取組にしていきたいと思えます。そのために人材育成を県としても取り組んでいただきたいと思えます。

県が実施をしています木育指導員の活動を支援する事業について、その実績はどのようになっているか、林業振興・環境部長に伺います。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 御質問のありました事業は、木育指導員活動支援事業と申しますが、これは県民の方々に木育指導員となつていただいて、保育園や幼稚園、学校に出向いて木工教室や木のよさなどを教える出前授業を行う際に要する経費、あるいは木育指導員そのものの数を増やしていく養成講座などの取組に要する経費に対して補助するものでございます。

事業を開始したのが昨年度でございますが、

昨年度は木育に取り組む県内の団体が行った指導員の養成講座のカリキュラム作成について支援をさせていただきました。本年度は2つの団体が保育園等に出向きまして、子供たちと一緒に木工作業を行ったほか、木育についての保護者の理解を深めていくワークショップを行うといった活動も行ったところでございます。

○37番（塚地佐智君） さらに、この事業を積極的に継続して充実をさせていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

本県での木育を推進することは、本県の林業振興と県産材への理解を進め、木のおもちゃをはじめ様々な木製品、ひいては木の住まいを選択する消費者を育てることにもつながります。本県でも御紹介があったとおり、様々な木育の事業が取り組まれてはいますけれども、全体像として見えてきていません。赤ちゃんから高齢者まで、木に触れ合うことから考える、行動する人づくりまでのステップアップなど、木育を体系化し、計画を持つ必要があると思えます。

関係団体の方々や教育委員会などとも協力をして、高知県版木育ビジョンをぜひ策定していただきたいと思えますが、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） お話がありましたように、また先ほど部長から答弁も申し上げましたとおり、本県では木育推進の取組といたしまして、幅広い県民の皆さんを対象として、様々な事業を展開いたしているところでございます。

ただ、議員から御指摘がございましたように、こうした事業の全体像がいま一步見えにくいのではないかという御指摘もございました。そうした意味でこの事業の全体像を見える化していく、そしてその進捗や成果を示していくということが、県民の皆さんの理解を深めまして、木材利用の推進につながっていくというふうに考えております。

県では、現在高知県産材利用推進方針というのを策定いたしております。これは、今、木材利用推進に関します意義、目標などを定めた県の方針として策定をいたしておりますけれども、この中にさらに木材利用推進施策の全体像を一覧性をもって示していくと、そして一体的に進捗管理をしていくと、こういった方向で検討してまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） 一体的に進めていくということは大事なことだというふうに思います。でも、木育ということを県民の皆さんにしっかりお伝えしていく上では、今つくられようとしているものが木育に特化して、県民の皆さんに見える形になるのか、そこのところを知事にもう少しお願いいたします。

○知事（濱田省司君） 御指摘の趣旨は、この条例に定められます木育というものに着目をしてということだと考えておりますので、木材利用を促進していくための木育という観点から、この全体像が見えるようにという観点で検討していきたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） 私は、もう一步ぜひ進めて全体像、人づくりという観点からつくり上げていっていただきたいというふうに思います。そのことは、ひいては木材の利用の促進にもつながっていくということになると思いますので、狭い意味での木育の計画ではなく、県全体に広がる、広い意味での人づくりの木育のビジョンとして、ぜひ私はつくっていただきたいと思っております。人づくりの横串ということを通していくことが、木育をさらに広げて推進していく上でも重要です。

ここで議論をしていてもあれなので、ぜひ関連する団体の皆さん、また環境教育に携わっている教育委員会の皆さん、そうした方々と協議を重ねていただく、そうした場をつくっていただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがで

しょうか、知事。

○知事（濱田省司君） 具体的にこういった形でつくっていくのが効果的かというところは、よく考えさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、この木材利用の促進の中で人づくりという要素が、この木育というキーワードにつながっているということだと思っておりますので、そういった部分がよく見えるような形で、まとめていければと考えております。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。ぜひその視点で関係団体の皆さんなどと協議をして、いいものをつくっていただきたいということを要請しておきたいと思っております。

さて、乳幼児から木に触れ、子供たちの居場所や高齢者の生きがいにもつながる施設として今全国に広がっているのが、東京おもちゃ美術館を運営しているNPO法人芸術と遊び創造協会が自治体とタイアップして展開している、おもちゃ美術館です。美術館という名称ですが、木のおもちゃと遊びで世代をつなぎ、地域文化を伝える体験型の美術館です。

昨年10月、徳島県に県立の徳島木のおもちゃ美術館がオープンをいたしました。子供たちが木に触れ、木と遊び、木を学ぶ、大人も十分楽しめる施設として大変人気で、本県からも親子連れで訪れています。市や町で設置をしているところも広がり、四国内でもこの4月、香川県で讃岐おもちゃ美術館が開館することになり、来年には徳島県那賀町でも那賀町おもちゃ美術館ができる予定です。

本県も県立の木のおもちゃ美術館の設置を検討していただきたいと思っておりますが、知事の御所見を伺います。

○知事（濱田省司君） 子供たちや県民の皆さんに、木に直接触れ合う機会を増やしていくということは、ただいまお話がありました木育の観点からも大事なことだと考えております。この

ため、先ほど部長からも答弁申し上げましたが、県におきましては乳幼児への木製玩具の配布、あるいは保育園や幼稚園、学校への木製の遊具や机、椅子などの導入、こういった取組を進めているところでございます。

木のおもちゃ美術館を県立でつくってはどうかという御提案でございますが、正直、一つの新しい施設を大きなものをつくっていくとしますと、施設の整備あるいは運営に相当の財政負担を伴うこととなりますので、やはり費用負担、費用対効果ということもよく考えなきゃいかんと、そういう大きな課題があると思います。

そうしたことも考えますと、まずはただいま申し上げましたような県内への木製玩具の配布ですとか、木製の家具などの導入といった、今行っております取組を一層充実させていくということを考えていると思います。また、例えば現実的に当面考える方策といたしましては、甫喜ヶ峰森林公園の森林学習展示館などの場におきまして、木と触れ合うコーナー、おもちゃなども含めて木と触れ合うコーナーを設けるというような形で、こういった既設の木育の機能をさらに高めるという工夫を検討してまいりたいと思っております。

○37番（塚地佐智君） 確かに一気に進む話ではないと私も思っておりますし、佐川町でもこの議論が進んでいて、そのおもちゃ美術館ができる可能性もあるというふうに見ております。ですが、高知県はやっぱり森林率84%、全国一と言われる県ですので、ぜひ他県が先んじてつくっているすばらしい施設を学びながら、ぜひ高知県でも検討を進めていただきたいということは要請をしておきたいと思っております。

先ほど、私は、人づくりも含めた木育のビジョンみたいなものをぜひつくっていただきたいということをお話させていただきました。さらなる振興を考えたときに、やっぱりそれは拠点を

さらに充実させていく、担当を明確にしていくということが重要だと思いますので、これからの木育推進に当たって、そうした点を充実していただけるよう要請をして、この質問は終わりたいと思います。

次に、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存と活用についてお伺いをいたします。

ロシアによるウクライナ侵攻で多くの戦争犠牲者が生まれています。戦争は、どんな理屈をつけても多くの人命を奪う殺りくとなり、殺し、殺される悲劇をもたらすものです。一刻も早くロシア軍のウクライナからの撤退で、再び平穏な日々が訪れることを心から願っています。

1945年8月の第2次世界大戦で日本が敗戦する日まで、大日本帝国憲法の下、日本も幾多の戦死者、戦争被害者をつくってきました。その歴史を繰り返すことがあってはなりません。戦後76年を経、戦争を体験している世代が数少なくなっている中、その歴史を風化させず後世に引き継いでいくために、戦争遺跡の存在は重要だと思います。

戦争遺跡の重要性について知事はどのような認識をお持ちか、お伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） お話のありました戦争遺跡につきましては、戦争体験者の方々の高齢化あるいは減少によりまして、記憶の風化が憂慮されている中でございます。戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に語り継ぐという上で、大変重要な役割を果たしているというふうに認識しております。そうしたことから、県におきましては、平成30年度に続きまして今年度、県内の明治時代から昭和20年頃までの戦争遺跡について再調査をいたしました。その結果、旧陸軍歩兵第44連隊跡地を含めまして、16市町村に合わせて97か所の戦争遺跡が存在しているということを確認したところでございます。

今後、この97か所のうち規模、保存状態を踏

まえて、まずは30か所を抽出いたしまして、詳細な調査を行いたいと考えます。その結果を基に、市町村と保存の在り方を協議していくという予定といたしております。また、戦争遺跡の重要性に鑑み、県といたしましても旧陸軍歩兵第44連隊の跡地を取得いたしまして、保存、活用の検討を進めているところでございます。

こうした戦争遺跡を活用いたしまして、平和の重要性を後世にもしっかりと伝えていくという考えであります。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。その重要性を認識していただいているということが十分伝わってまいりましたので、ぜひよろしく願いをいたします。

市民の皆さんの運動と県、県議会の英断で、財務省が売却を予定していました高知市朝倉にある約5,500平方メートルに及ぶ旧陸軍歩兵第44連隊跡地を今年度県が買い取り、県民の貴重な財産となったことは今御答弁があったとおりです。2019年2月議会で土地取得の意思を示されて以降、2019年には旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会を設置して、11月には旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存・活用基本方針を策定しています。今年度からその基本方針に基づく具体的な調査や活動に向けての検討が行われていますので、何点か伺いたいと思います。

まず、保存についてですが、弾薬庫と講堂については、建造物として保存することが明記されています。弾薬庫を保護していた土塁について保存を求める声もありますが、どのような検討がなされているか、文化生活スポーツ部長に伺います。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 44連隊跡地にごございます旧弾薬庫の西側に土盛り、土が盛り上げられた箇所が残されております。この土盛りにつきましては、弾薬庫の内部の弾薬が爆発した際の防御壁として構築された土塁の

一部である可能性がありますため、昨年12月に県教育委員会による試掘確認調査が行われております。

その結果、構築の時期を特定することはできなかったものの、その構築の方法や文献で確認されました弾薬庫と土塁の位置関係から、この土盛りは旧弾薬庫に付随する土塁の可能性が高いとの判断がされているところであります。このため、この土盛りにつきましては、今後周辺の樹木の伐採などを行いまして全体像を把握した上で、保存について検討してまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。

施設の運営については、検討委員会の提言では県として管理運営を行っていくことを基本とされています。私は以前の質問で、歴史民俗資料館に保存をされています戦争関連の資料や遺品などの管理の重要性も指摘をしてきましたが、歴史民俗資料館との関連施設にしていくことは考えておられないか、文化生活スポーツ部長に伺います。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） これまで歴史民俗資料館におきましては、本県の戦争の歴史に関する重要な資料の収集、保存、展示公開を行ってきたところであります。44連隊跡地の保存、活用を図る上で、これまでに蓄積されてきました歴史民俗資料館の知見は貴重なものだと考えております。

跡地の管理運営の方法などにつきましては、現時点では未定であります。今後の検討に際して、歴史民俗資料館との関係を考慮してまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） ぜひその方向で検討を私は進めていただきたいと思います。基本方針の管理運営の項で、この施設の運営内容として関連資料の収集、保存、調査研究も位置づけられております。それらを専門的に行おうとすれば、

おっしゃったとおり、歴史民俗資料館の専門性は極めて重要な要素になると思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

資料の収集については提言の中で、急速な資料の散逸が憂慮されることから、様々な機会を捉えての早急な対応が必要であると、できるだけ早く取組を行うように求めています。

既に取り組が進められていると思いますけれど、現時点での状況を文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 保存・活用基本方針におきましては、戦争体験者の高齢化や減少により記憶の風化が憂慮される現状を踏まえまして、戦争の記憶の資料として捉え、戦争体験者や遺族の方々の証言などの聞き取り調査の実施を掲げているところでございます。昨年度、県教育委員会におきまして関係者の御協力をいただき、14名の方々にインタビューを行い、当時の44連隊の状況や戦地の様子などに関する貴重な証言が収録されているところであります。

○37番（塚地佐智君） 本当に急がれる課題となっております。大変な中ではあろうと思いますが、なお一層収集に御努力をお願いしたいと思います。

44連隊の跡地周辺には、44連隊に関連する陸軍病院や陸軍墓地等の関連施設が設けられていたことから、朝倉地区は高知県の近代史を考える上で大変重要な場所であるとして、周辺関連施設の一体的な活用を行うとされています。まず、同じ兵営であった高知大学の敷地内にも重要な44連隊関連の施設が残されているのではないかと考えます。

そうした関連史跡の調査と今後の活用についてどのように進めていかれるか、文化生活スポーツ部長に伺います。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 例えば、

お話にもございました高知大学の朝倉キャンパスの敷地は、44連隊の兵営の跡地であることや、大学の正門付近は当時の44連隊の正門に当たることなどから、44連隊と密接に関連する場所であるものと考えております。

県におきましては、44連隊跡地と周辺に点在する関連跡地をつなぐ見学コースを策定する構想なども持っているところであります。高知大学をはじめ関連跡地の関係者の方々には、今後具体的な検討を進めていく中で、必要な御協力などをお願いしてまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） よろしくお伺いいたします。

今後のスケジュールを見ますと、2026年には一般公開を予定して、来年度から再来年度にかけて施設活用等基本・実施設計をつくることになっています。これまで地域にある関連施設を自主的に保護、管理されてきた方々が地元におられます。今後、施設運営に当たって地域の方々の協力も必要になってくると思います。

基本設計を固め切る前に、検討委員会の内容や今後のスケジュールなど地元への説明が必要だと思いますが、どのように検討がされているか、文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 現在のところ、まだ跡地の活用に向けて、必要な調査や旧講堂及び旧弾薬庫の保存のための基本設計を実施している段階であります。今後、調査の結果などを踏まえまして、具体的な保存・活用策や詳細なスケジュールなどについて検討を行うこととなってまいります。

このため、地元への御説明の時期などにつきましては、現時点で明確に申し上げられませんが、どのような施設ができるのかということにつきましては、地元の方々も関心を持っていただいていると存じます。例えば、跡地の整備に係る工事に伴い、騒音や工事車両の出入りなど

によりまして、地元の方々に御迷惑をおかけするといったことなども想定されますため、今後の取組の進捗を踏まえながら、できる限り早い時期に御説明してまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

最後に、県内には多くの戦争遺跡が残されて、十分な活用がされていなかったり、発見されていないものもあります。この施設がそうした遺跡の保存、活用のネットワークの中心となるような体制や、子供たちに戦争の実像、悲惨さを学んでもらえる施設として充実をさせていくことが未来への県の責任だとも思います。

知事の決意を最後にお伺いしたいと思います。

○知事（濱田省司君） 旧陸軍歩兵第44連隊の跡地は、県内の多くの若者がこの地から出征をした、歴史的に大変重要な場所でもあります。この歴史を後世に語り継ぐことは、県としても意義深いというふうに考えております。そのため、現在県民の皆様への公開を目指しまして、活用に向けた調査、経年劣化の激しい旧講堂、旧弾薬庫の保存についての基本設計を開始した、そういう段階でございます。

県といたしましては、小中学生をはじめいたします県民の皆さんが、実際に残された施設を見学するというを通じて、44連隊などの歴史、時代背景を理解いただきまして、平和の尊さを感じる施設として、しっかりと整備をいたしたいというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君） 教育施設、見学施設という機能だけでなく、やっぱり私は、あそこの場所は様々な戦争遺跡の調査研究という位置づけもありますので、さらなる充実をぜひしていただきたいという、これは要請としてお願いをしておきたいと思っております。

それでは、質問の最後の項目で、女性管理職の配置についてお伺いをいたします。

昨日も中根県議から、男女共同参画社会の推進についての様々な角度からの質問がなされましたが、私は県庁組織における管理職の配置についてお伺いをいたします。男女共同参画社会基本法が1999年に制定をされ、あらゆる分野における女性の活躍が強調され、労働だけでなく家庭や政治参加など様々な分野での男女平等をうたっています。2015年8月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律もつくられ、その法律に義務づけられている地方公共団体の特定事業主行動計画、高知県における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を県も翌2016年に策定して、県庁内での女性職員の活躍推進の取組を進めておられます。昨年4月には、この間の取組の到達を踏まえ、2025年までの計画の改定を行いました。

そこで、この間の取組の評価についてどのようにお考えか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 本県におきましては、御紹介いただきましたように、平成28年の3月に特定事業主行動計画を策定いたしました。これに基づきまして、女性の活躍を着実に推進するというために、採用からポスト職への登用まで様々な段階においての取組を進めてまいりました。例えば、女性が働きやすい環境を整えるという観点から、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の育児休業の取得促進に取り組み、また登用につきましても適材適所を基本といたしまして、能力を最大限に発揮できる配置に意を用いてまいりました。

こうした取組によりまして、知事部局のチーフ職以上におきます女性の割合は、平成27年度の19.6%から令和3年度には26.8%と大幅な増加をいたしております。また、管理職におきます女性割合も、同じく7.1%から14.2%に倍増しているという状況でございます。この間の取組による成果が一定出てきているというふうに

認識いたしております。

○37番（塚地佐智君） 私もこの間の女性管理職の配置が目標に向かって前進をしているということの評価するものですが、何点かさなる強化を求めてお聞きをいたします。

本年度の人事異動の発表に当たりまして、知事は派遣の1名を含め、課長級から副部長級へ4人の女性職員を昇任させ、1等級に過去10年間で最高の5人となったと述べられました。このこと自体は前向きに捉えています。しかし、日本を牽引する女性活躍のトップランナー県を目指す姿として、自ら発信している鳥取県では、本県と比べて課長級の女性比率は3%ほど低いものの、一昨年4月の資料で、部長級総数18人のうち女性は5名で27.8%、次長級、本県で言えば副部長級は、総数54人のうち女性は10名で18.5%となっています。合計すると女性比率は20%を超えています。一方、本県の昨年度の知事部局の部長、副部長の女性比率は2.2%、今年には知事もお述べになったとおり増えてはいますが、5.4%にとどまっています。

知事は、この現状の差をどのように受け止められるか、お伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 議員から御指摘ございましたとおり、鳥取県は部長級、次長級の女性割合が全国でも非常に高い部類だと考えておりまして、女性活躍の取組が進んでいる都府県の一つであるというふうに認識しております。

本県の状況について申しますと、現在知事部局以外の他部局に所属をしている職員も含めて、女性の部長級は1名、そして副部長級が7名ということでございまして、率直なところ、鳥取県と比べますと人数、割合ともにまだ少ないというのが現状でございます。

ただ、知事部局の現状を全国で比較したデータを令和3年4月1日時点の管理職における女性割合という切り口で見ますと、鳥取県が16.5

%、全国6位でございますが、本県は14.2%、全国16位ということでございます。そういう意味で、部長級、副部長級というところに限定をしますと、かなり大きな差がついているというのは御指摘のとおりであります。裾野となります管理職層ということで幅広に御覧いただきますと、部長級、副部長級ほどの差はないということございまして、本県もそういった意味で次代の部長級、副部長級を担う女性管理職は着実に育ててきているというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君） 着実な前進をぜひ目に見えるものに私はしていただきたいと思っております。

この適材適所というのは人事における大前提です。私が問題視をしておりますのは、県の重要な政策判断を最終的に行うという庁議の場に女性が一人もいないということです。しかも、2年連続しているという点です。

この点について知事はどのような認識をお持ちか、お伺いをいたします。

○知事（濱田省司君） 庁議というのは、県行政の重要政策を決定するという場でございます。この場に女性職員が加わっていただくということは、本県が社会の多様性に対応し、活力を高めていくというためにも、大変有意義なことだというふうに考えております。

議員から御指摘がございましたように、現状は庁議メンバーに女性がいない状況でございます。ただ、繰り返しになりますが、管理職あるいはチーフ職以上といった階層での女性の割合は着実に伸びているということでございますので、近い将来、今後の庁議メンバーの育成に必ずやつながってくるというふうに期待をいたしているところでございます。

とは申しましても、現状2年連続でということが御指摘ございましたが、庁議メンバーに女

性職員がいないといった現状は、これは心にしっかり留めながら、片方で人事は議員からも御指摘がありました適材適所というのも大原則でございますので、こういったものを照らしながらしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君） すみません。ちょっと時間の関係で残りの質問ができなくなりましたんですけど、知事から今お話があったとおり、やっぱり庁議メンバーに女性が一人もいないというのは、個人の問題ではなくて組織の問題として、私は高知県庁にとって大きな課題になるんだろうなというふうに思っております。

1点、政策調整会議なんですけれども、それについても同様の懸念があるのではないかというふうに思っております。その点は構成がどのようなになっているのかは、総務部長すみません、お願いいたします。

○総務部長（徳重覚君） 政策調整会議は、各部署の予算を総括する副部長などを構成員としておりまして、副知事を除いた17名のうち、現在女性の構成員は2名となっております。

○37番（塚地佐智君） ぜひ県庁のさらなる活性化ということを含めまして、今の庁議メンバー、政策調整会議のメンバーに多くの女性が登用されるように、県としての一層の努力をしていただきたいと思います。

私は特別なことを言っているというつもりは全くなくて、やっぱり当たり前の組織に県庁のリーダーもなっていくということが大事だと思うんですね。そういう点での努力をぜひ強く要請しておきたいと思っております。

知事も先ほど、急いでこの女性がいないという状況を解決したいというお話もございましたので、ぜひ期待をしておきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一切の質問を終わら

せていただきます。今期で退職をされる県の職員の皆さん、本当にお疲れさまでございました。それぞれの場で、また引き続き御活躍くださいますように祈念を申し上げて、終わりとさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、塚地佐智さんの質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩といたします。

午前10時46分休憩



午前10時55分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

金岡佳時君の持ち時間は50分です。

6番金岡佳時君。

○6番（金岡佳時君） 自由民主党の金岡佳時です。議長の指名をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

旧教育基本法の第1条に教育の目的として、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と書かれております。そのとおりであろうと思っております。

人々が物心ともに豊かな生活を送ること、さらには国家や社会を繁栄させ、過去から営々と培ってきた人類の文明を持続的に未来へつないでいくこと、そのために教育はあると思うわけでありまして。県は、教育の力で貧困の世代間連鎖を断ち切るとの強い決意で教育を進めてまいりました。

先日の高知新聞の報道の中に、世界銀行は新

型コロナウイルス禍の学校閉鎖などによる学力低下で、生徒らが生涯を通じて得られるはずだった収入を失い、世界全体で損失額が17兆ドル、約2,000兆円に上る可能性があるとの試算をまとめ、2月6日までに公表いたしました。コロナ危機で世界中の教育システムが停止し、16億人以上が学校閉鎖の影響を受けたと指摘、損失額は世界の国内総生産の14%に相当します。

世銀は、学習機会を失った子供は読解力や計算能力が低下したとし、学習機会の減少が長引いており、子供や家族、世界経済に壊滅的な影響を与える可能性があるとの警鐘を鳴らしました。もちろん、経済のためだけに教育があるものではないことは重々承知をしております。

高知県は、コロナ禍以前と比較して学力がどのようになっているのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 学力の捉え方につきましては、読み書き、計算などの基礎的な力や思考力、判断力、表現力といった汎用的な力、主体的に学ぶ姿勢など様々ございます。

これらの力には数値化して比較することが難しいものもありますが、特定の教科等については、全国的な状況を把握するものとしましては、全国学力・学習状況調査があるというふうに考えております。令和3年度の全国学力・学習状況調査の結果によりますと、本県の小中学校では、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度と比較しまして、改善傾向が見られております。

また、全ての県立高等学校で実施しております国の認定した検査であります、高校生のための学びの基礎診断の結果におきましても、コロナ感染拡大前と比べて改善傾向が見られており、こうしたことから本県の学力につきましては、コロナ禍以前と比較しても伸びを示しているというふうに考えております。

○6番（金岡佳時君） 日本の損失は相対的に小

さいという見方がされていたとはいえ、安心をいたしました。

そのほかの面での影響はどのようになっているか、教育長に御所見をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 先ほどお話ししましたように、全体として学力の低下は見られなかったものの、コロナ禍は本県の子供たちの生活や心身に少なからず影響を及ぼしているというふうに捉えております。

本年度の全国学力・学習状況調査の結果によりますと、近年高まりが見られた児童生徒の自尊感情や将来の夢などの道徳性が低下をしております、特に小学校においてその傾向が顕著でありました。コロナ禍で学校行事など様々な活動が制約され、自分のよさを自覚したり認められたりする機会が少なくなった、そういったことが影響しているというふうに思われます。

一方、体力の面では、2年ぶりに実施された全国調査の結果、初めて小中学校男女全ての体力合計点が全国平均を上回ったところでございます。全国平均が低下したという側面もありますが、学校全体で授業改善や工夫した取組が行われた結果だというふうに受け止めております。しかしながら、本県も点数自体は前回より低下しておりますので、ここにもコロナの影響があったというふうに考えております。

また、この2年間、コロナ禍で学校と家庭、地域が連携して子供を支援するといった活動が減少しております、この影響も懸念をされます。このようにコロナ禍は様々な面で子供たちに影響を及ぼしており、今後も状況と課題を見極めて、しっかりと対策を講じていく必要があるというふうに考えております。

○6番（金岡佳時君） 経済についてはありませんでしたが、将来子供たちに及ぼす経済的な影響について再度教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） なかなかちょっと難し

い御質問でございますけれども、例えば独立行政法人労働政策研究・研修機構、ここの指標によりますと、高卒の方と大卒・大学院卒の方の生涯賃金の差は、約5,000万円から6,000万円にも及ぶということが言われております。

この指標が全ての方々に当てはまるというわけではないのは当然でございますけれども、例えば学力の低下や家庭の収入減などの事情で進学希望がかなわなかった場合、将来の収入に影響が生じる可能性は否定できないと。また、思うような資格を就職前に取得できなかった場合も同じようなことが起こるんだろうというふうに考えております。

議員のおっしゃいます世界銀行が試算するような経済損失額をなかなかお答えするのは難しい状況ですけれども、いずれにしましても、子供たちがコロナの影響で夢や志を断念することがないように、学校において精いっぱい寄り添い、支援をしていくことが大変重要になるというふうに考えております。

○6番（金岡佳時君） ありがとうございます。

この報告の中で、遠隔教育のアクセス向上を求めています。もちろん、コロナ禍で直接授業ができない状況や、学校規模による教育機会の格差解消などのために遠隔授業に取り組むことは極めて重要であります。しかしながら、オンライン授業やICT教育をやっておればいいというわけではございません。

オンライン化の進んでいる韓国では、コロナ禍に見舞われて以来、登校授業の傍らオンラインによる授業を行ってきたようですが、学業成就度評価——日本における全国学力テストに当たるようなものでありますが——において、数学は到達水準が大きく下がり、中学と高校で基礎学力に未達の生徒の割合が13%を超えたと報告されております。また、米国においてもコロナ禍で長引く在宅学習が影響し、全米各地で子

供の成績低下が深刻になっているようであります。

オンライン授業についてどのような御所見をお持ちなのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） まず、学校教育におきまして、授業は対面で行うことが基本というふうに考えております。ただ、コロナ禍のような非常時においては、やむを得ず学校に登校できない児童生徒の学びを保障するため、デジタル技術を活用してオンラインで授業を受けられるようにする、こういうことは大変有効であるというふうに思っております。

実際の事例といたしまして、県立国際中学校や清水高校などでは、濃厚接触者などとなった生徒に向けて授業や課題のオンライン配信を実施しております。また、不登校の児童生徒や病気療養児がオンラインで授業等に参加する例も出てきております。さらに、中山間地域の小規模高等学校でも、進路希望に応じた教育を受けられるよう遠隔授業を実施しており、このことは地方創生や中山間振興の政策としても大きな意義を持つというふうに考えております。

オンライン授業が有効な場面を見極めて活用していくことが重要であるというふうに考えております。

○6番（金岡佳時君） ありがとうございます。そのような形の中で今後も進めていただきたいと思えます。

もう一つ、学校でパソコンを全く使わないよりは、適度に使った人が成績はいいのですが、使う時間が長くなればなるほど、読解力も数学の学力も下がるようであります。PISAテストの関係者も、コンピューターは情報や知識の獲得や浅い理解には有効だが、その知識を活用する深い思考や探究的な学びにはつながらないと解釈していると述べております。

OECD生徒の学習到達度調査2018年調査、

いわゆるPISA2018の質問調査で、生徒のICTの活用状況について、日本は学校の授業での利用時間が短い、また学校外では多様な用途で利用しているものの、チャットやゲームに偏っている傾向があると報告されています。

間もなくデジタル化社会を迎え、ICTの活用は必須となります。こうした中でICT教育についてどのような御所見をお持ちなのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） あらゆる産業や社会生活に高度な先端技術が取り入れられたSociety 5.0社会が到来しつつある中で、子供たちにICTの活用力を身につけさせることは重要であると。また、GIGAスクール構想の実現に向けまして、各学校では1人1台タブレット端末などを活用して教育活動の充実を図っているところでございます。

例えば、授業の中でICTを活用してドリル学習や調べ学習、プレゼンテーションなどを行うことによりまして、思考力、判断力、表現力、こういったものを養うほか、学びの振り返りを行う際の有効な手段となっております。さらに、今後ICTにより学習履歴のデータを分析することで、一人一人に応じた個別最適な指導を実現できるようになると期待をしております。

このようにICTは学習のための有効な手段、ツールではありますが、その活用自体が目的ではないということに十分留意する必要があります。我が国で長年培われてきました日本型学校教育のよさと、それから先端技術とを最適に組み合わせることで、教育の質を高めていくことが大変重要であるというふうに考えております。

○6番（金岡佳時君） ありがとうございます。私も全く同感でございます。

PISA2018の日本の結果では、数学的リテラシーは引き続き世界のトップレベルです。調査開始以来の長期トレンドとしても安定的に世

界のトップレベルを維持しております。読解力は自由記述の形式の問題において、自分の考えを他者に伝えるように根拠を示して説明することに引き続き課題があるようです。

2000年にこの調査が始まって以来、全体的に見れば日本はずっと世界のトップレベルを維持していますし、TIMSSの結果も良好であります。この高い学力は、先生方の教育に対する情熱と高い能力によってもたらされていると思います。PISAやTIMSSの成績だけが全てではないことは言うまでもありません。何が最も重要で、どのような尺度で判断したらよいかも分かりません。そうした中で、一つの判断の目安とすることができそうですし、教育の方法についての参考にもなるのではないのでしょうか。

そういうことから判断すれば、日本の学校教育は2000年より以前からおおむねうまくいっているのではないかと思います。日本の学校教育についてどのように考えておられるのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 日本の学校教育は、授業において子供たちの思考を深める発問を重視するとともに、子供たち一人一人の興味や関心、発達や学習課題等を踏まえて個に応じた指導や、学級や同一学年はもとより、異学年間での学び合いなどの強みを持ち、それを全国の学校で保障してまいりました。この成果がPISAやTIMSSなどの国際的な調査結果にも現れているというふうに考えております。

また、令和3年1月の中央教育審議会の答申におきましても、学校が学習指導のみならず、生徒指導面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて子供たちの状況を総合的に判断して、教師が指導を行うことで、知・徳・体を一体で育む日本型学校教育につきましても、諸外国から高く評価されているということが述べられております。

今後の日本の学校教育につきましては、これまでのよさを受け継ぎながら、様々な社会的変化に対応する資質、能力の育成を目指す新学習指導要領の趣旨を踏まえまして、さらに発展させていくことが望ましいというふうに考えております。

○6番（金岡佳時君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

先日、朝の情報番組で、今どきの子供にはお釣りの概念がないという内容の放送がされておりました。キャッシュレス化が進む中、紙幣や硬貨を使う場面が減ったため、小学校の算数の授業で、100円で35円のお菓子和45円のお菓子和をかうとお釣りは幾らとといった質問に、お釣りって何と、答えられない子供が増えているとのことでありました。

随分昔の話で恐縮でございますけれども、私の小学校の頃の話とさせていただきます。私の担任の先生は、そろばんの非常に熱心な先生でありました。朝、授業の前にまずそろばん、昼食後にも放課後にもそろばんでありました。春休み、夏休み、冬休みにもそろばんの補講がありました。その結果、私の周りの子供たちは1級からそれぞれ級の差はありますが、一人残らずいずれかの級に合格をしておりました。算数のできない子供は皆無であったと記憶をしております。そして、私の記憶の範囲であります、学校に来ていない子供もいなかったと思ひますし、不登校という言葉さえありませんでした。

また、大学の数学の先生に数学の勉強の方法についてお聞きをしたことがあります。そのとき返ってきた返事は、繰り返し繰り返し課題をやることということでありました。

私たちは、先人たちが得たいろいろな知見を学び、そしてその知見の上に新たに得た知見を重ねて未来に伝えております。もちろん一様ではありませんので、いろいろうな形はありますが、

どんな場合でもそれぞれに合った、生き抜いていくための基礎基本、基礎学力が必要であります。それはどうしても身につけていただかなければなりません。それを身につけていただくためには、繰り返し繰り返し回数を重ねて学んでいただくことしかないのではないのでしょうか。

生き抜いていくための基礎基本、基礎学力を定着させるためにどのように取り組んでおられるのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 学習指導要領では、生きる力を育むための基盤となる基礎基本の重視が示されております。県教育委員会では、単元テストによる定着状況の把握や、課題に応じた復習、発展問題の提供など基礎基本の定着に努めてきました。また、基礎基本の定着に向けた家庭学習時間が十分でないため、復習教材等を作成、配付し、家庭学習にも活用することで、学習習慣の確立にも取り組み、基礎学力が年々向上しております。

しかしながら、小中学校における本年度の全国学力・学習状況調査の結果から、数学の方程式など基本的な問題のつまずきや、家庭学習時間が1時間未満の割合が増加するなどの課題が見られました。そのため、授業の中で基礎基本となります既に学んだ内容を振り返り、繰り返し活用することで定着を図ることの必要性を授業づくり講座で発信、普及しております。

さらに、今後1人1台端末を活用しまして、家庭・学校において個々の学習進度に合わせた課題に取り組むなど、個に応じた学びを推進することで、基礎基本の徹底を図ってまいります。

○6番（金岡佳時君） ありがとうございます。私の思いと同じだというふうに感じさせていただきました。

教育のやり方は数多くあり、これだけでなくはないといったものはありませんが、授業研究を重ねながらつくり上げてきた直接一斉授業

が、今なおよいのではないかと思っております。先ほど教育長も触れられました。

直接一斉授業についてどのような御所見をお持ちなのか、教育長に再度お伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 一斉授業のよさは、自分以外の多様な意見や考えに触れることで、自分の意見や考えが深まること、教員からの説明などが一斉に受けられ、限られた時間の中で効率よく学習できることなどが考えられます。課題としましては、教師の説明が多く一方向的な指導になりやすいこと、自己表現が苦手な子供の意見や考えが授業に反映されにくいことなどが考えられます。

現在、学校では新学習指導要領に求められております個に応じた指導の一層の充実を図るために、一斉授業に加えまして、個別指導、グループ学習、習熟度別クラス等、様々な学習形態による授業を展開しております。県教育委員会としましては、今後とも一斉授業のよさは大切にしつつ、児童生徒の発達段階や学習効果を考慮した様々な学習形態によりまして、個に応じた指導の充実が図られるよう授業づくり講座で研究、発信をしております。

○6番（金岡佳時君） また、中高生にいろいろ話をお伺いするんですが、将来どんな職業に就きたいかと尋ねましても、明確な答えを持っている生徒が少ないように思います。仕事の内容についてよく分かっていないのではないかと、さらに学校の名前は知っていても、学校の中身についてよく理解ができていないのではないかと思われます。職業体験や学校訪問などを通じて職業や学校を知ることによって目標を持つことが、学習意欲にもつながると思います。

子供たちが職業や学校を知り、目標を持ってもらうためにどのように取り組んでいるのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 本県の教育大綱におき

まして、児童生徒の目的意識の醸成や社会性の育成を掲げ、キャリア教育の充実を図っております。

小中学校では、県教育委員会が作成しましたキャリア教育の副読本であります「みらいスイッチ」を活用し、様々な職業について調べ、それを基に職場見学や職場体験活動を行うなど、働く人の思いや願いに触れ、将来の自分の生き方について考える学習を行っております。また、高等学校では、地域課題解決学習やインターシップ等、様々な体験活動を通し具体的な将来設計を行う力など、今後社会で自立するために必要な資質、能力の育成を行っております。

これらの取組につきまして、子供自身がその成長や変容を記録するキャリア・パスポートを活用して、各学校段階を通じて自己の目標設定や将来設計に関連づけるなど、体系的なキャリア教育のさらなる充実を図ってまいります。

○6番（金岡佳時君） よろしくお伺いをいたします。

常に情熱を持って授業を研究し、さらに自己研さんを積み、自分の能力を高め、教育に当たっていただいている教員の皆様には頭が下がる思いであります。それが多忙化によって子供たちと向き合える時間がなくなるようでは何にもなりません。

県は学校における働き方改革として、本年春から中学校のクラスを全学年35人以下とし、義務教育9年間を通じた少人数学級を実現することとしています。また、小学校においては本格的に教科担任制の導入が始まります。さらに、学習支援員事業、運動部活動指導員配置事業、校務支援員配置事業も令和5年度末にそれぞれ50%以上、あるいは100%にするとの目標で実施をしております。

これらにより多忙化の解消に向けて大きく進み、子供たちに向き合う時間が増えると同時に、

教員の皆様方の能力も向上し、ひいては子供たちの学力向上につながり、中学校の学力が全国平均以上になることなどが期待をされる場所でもあります。

多忙化の解消による学力向上について御所見を教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 教員が子供と向き合う時間を確保することは、学力向上をはじめとした本県の教育課題の改善につながるものと考えております。県教育委員会では、これまで全国に先駆けた少人数学級編制やチーム学校の推進、外部人材の積極的な活用などにより、教育内容の充実と併せて教員の多忙化解消に取り組んでまいりました。その結果、特に学力向上につきましては着実に成果につながっていると認識をしております。

来年度、新たに中学校全学年での少人数学級編制やアンケートシステムの開発など、デジタル化の推進、教員と学校の事務職員の役割分担の明確化などに取り組むこととしており、本県教育のさらなる充実とともに多忙化の解消を図ってまいります。

○6番（金岡佳時君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

全国では、小・中・高教員が2,558人不足している実態がある中で、35人学級の導入により68人の増員を予定し、今後の教員採用の見通しについても、5年先まで採用計画を立てているとの答弁がありました。これも非常に評価できるものと思ひますが、一方で教員の出身畑の多様性が低下しつつあるとも言われております。

特別免許状などの活用も含め、教育長に教員の採用についての御所見をお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 教員の大量退職、大量採用時代にある中、本県が求める資質や能力を有する教員をできるだけ多く確保するため、全力で取り組んでいるところです。

特別免許状制度につきましては、社会人で優れた知識、経験や技能を有する人を学校に迎え入れ、学校教育の多様化とその活性化を図る観点から設けられた制度であり、本県においては民間で長年勤務されてきました看護師の方など、過去5年間で18件の特別免許状を授与しております。

しかし、特別免許状の授与につきましては、校種や教科の偏りがあるといった課題も見られることから、今年度文部科学省におきまして特別免許状の授与条件の緩和や手続面での見直しなど、指針の改定が行われたところがございます。本県におきましても、本来の教員採用に注力しつつ、必要に応じて特別免許状制度を効果的に活用してまいりたいというふうに考えております。

○6番（金岡佳時君） 教員の皆様方の多様性といひますか、それを今後も高めていくことは重要だと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

私どもの地域では、かつて地域の中で教員の皆様方に住んでいただきたいということで、教員住宅の整備をしてまいりましたが、ほとんどの教員の皆様方に住んでいただけておりません。したがって、お子様が学校に通っている保護者家庭や、学校に直接関わっている方々以外は、学校の先生の顔も名前も分かりませんし、学校の様子も分かりません。

先生方も、地域のことや学校以外での子供たちの様子も分からないのではないのでしょうか。社会に人材を送り出す学校の教員は社会を知っていなければなりません。社会と豊かな関係を結んでおくことが極めて大切です。

ほとんどの先生方は往復2時間かけて高知市内方面から通っております。往復2時間でありますから、一年を通じますと、計算の仕方もありますけれども、20日から30日となります。

極めて多忙な先生方が1年のうち20日から30日を通勤に使ってしまわなければならないという実態をどのように考えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（伊藤博明君） 居住地に関しましては、個人の意向によるものですので、県教育委員会から強制することはできませんが、教職員住宅も整備していますことから、長距離通勤の負担や教職員個人の事情などを考慮して判断をしていただきたいというふうに思っております。

他方で、教員が、勤務する学校が所在する地域を知り、地域の方々と良好な関係性を築き、地域での子供たちの状況を適切に把握、理解することは大変重要なことだと考えております。教員の皆様にはこの点をしっかりと認識していただいているものと考えております。

○6番（金岡佳時君） 分かりました。

全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、平成19年と比べますと着実に改善をしていることが分かります。そうした中で心配をされるのが、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果であります。

全国的にも同様の傾向があるとはいえ、不登校児童生徒がグラフでは平成24年以来ずっと右肩上がりが増えております。その要因はどこにあると考えているのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） いわゆる教育機会確保法の施行によりまして、不登校への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す必要があると国の考え方が示されました。本県におきましてもこうした考えの下、取組を推進しております。

国が実施しました令和2年度不登校等の調査結果では、全国的に不登校が8年連続増加しており、その背景としまして、先ほど述べた法の

趣旨が浸透してきたこと、そして生活環境の変化による生活リズムの乱れやすい状況があること、そして様々な制限がある学校生活で、交友関係を築く難しさがあるというふうな報告がされております。

同調査における本県の不登校の要因としましては、登校意欲が湧きにくい、生活リズムの乱れ、友人関係をめぐる問題に関することなど本人に起因するものが多いほか、家族関係など家庭に起因するものも報告されております。

○6番（金岡佳時君） 様々な要因があろうかと思えます。それは私も認識をしております。

欧米諸国にドロップアウトという言葉はありますが、不登校という概念はあまり見られないようであります。その理由は、日本が全ての子供が学校に来るべきという理想を持っているという一方で、欧米諸国の多くは必ずしもこの理想を持っていないからだそうであります。したがって、欧米諸国との比較はできませんが、高校の卒業率は日本のほうがはるかによいようです。いずれにしても、どちらがよいかは私には分かりません。

子供たちにしっかりと寄り添うことに尽きると思えますが、不登校という課題に対しどのような御所見をお持ちなのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（伊藤博明君） 不登校の対応としまして、未然防止、初期対応、自立支援の各段階で必要と考える取組を総合的に推進しております。その中で、初期対応や自立支援に向けてスクールカウンセラーの面談、校内支援会による組織的な対応、市町村教育支援センターの機能強化など重層的な支援に取り組んでまいりました。結果、不登校児童生徒が様々な機関で相談、指導を受けた割合は88.9%と全国平均を大きく上回っており、取組成果の一つと捉えております。

一方、本県の課題としまして、新規の不登校

出現率が全国より高い状況が続いておりまして、新たな不登校を生まない、未然防止の取組のさらなる強化が必要だというふうに考えております。

今後、居心地のよい学級づくりなど、これまでの未然防止の取組を継続しますとともに、潜在している厳しい環境にある家庭を把握し、スクールソーシャルワーカーを活用して、子ども・福祉政策部や市町村と連携し、教育、福祉、医療などの各分野で必要な支援を行っていきたくと考えております。

○6番（金岡佳時君） 歯止めがかかりますことを願いたいと思います。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いをいたします。

昨年から全国各地で地震が頻発をしております。南海トラフ地震が近づいているのではと思わせられておるところであります。

知事から、第4期までの南海トラフ地震対策行動計画の取組により、ハード整備が順調に進捗していること、事前復興まちづくり計画策定指針の取りまとめなどが進められていること、そして想定死者数が8,800人へと79%減少することなどが説明をされました。さらに、来年度からの第5期計画では、令和6年度末までに想定死者数を約4,300人まで減少させるとの説明がありました。

しかしながら、第4期計画の目標では、2022年3月時点での想定は、住宅耐震化率87%、津波早期避難意識率100%、津波避難空間整備率100%、想定死者数5,800人でありました。

進捗状況について改めて危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 住宅の耐震化率は、当初の目標であります年間1,500棟の耐震改修を達成し、87%でございます。

津波早期避難意識率は、SNSの活用やテレ

ビCMの制作、事業者団体を通じた啓発など、県民の皆様への啓発を強化してまいりましたが、目標に届かず、73%にとどまっております。

津波避難空間の整備率は、当初計画しておりましたタワーに加えまして、新たに7基の整備が必要となりましたことから、こちらも目標に届かず、99%でございます。

○6番（金岡佳時君） ありがとうございます。

また、第5期計画では将来的に達成率100%、想定死者数1,400人を想定しております。この達成はいつ頃と考えておられるのか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 住宅の耐震化率は、引き続き年間1,500棟の耐震改修を進めることで、令和12年度末の目標達成を目指しております。

津波避難空間整備率のほうは、引き続き津波避難タワーの整備を進め、令和6年度までに100%達成できる見込みでございます。

一番大きな課題は、津波からの早期避難意識率でございます。死者数を限りなくゼロに近づけていくためには、早期避難意識率100%を達成した上で、南海トラフ地震の発生時までその意識を維持し続けなければなりません。東日本大震災の記憶が風化してきていることや、県民の皆様お一人お一人の防災意識に左右されるといったことなどから、目標達成のハードルは高いというふうに考えておりますが、第5期計画期間中の100%達成を目標に掲げ、決して諦めず、啓発内容を充実させるなどして継続して取り組んでまいります。

○6番（金岡佳時君） よろしくお願ひしたいと思います。

県人口の47%が集中して、そして経済・都市機能が集中する高知市の被害を最小化することが極めて重要であることは言うまでもありませ

ん。

令和13年度の完成を目指している浦戸湾の三重防護、そして河川堤防の耐震化などの進捗状況はどうなっているのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 浦戸湾の三重防護は、国と県が役割分担をして進めております。国では高知新港の防波堤の延伸と粘り強い化を進めるとともに、湾口部の種崎地区や石油基地がありますタナスカ地区で海岸堤防の耐震化を進めており、進捗率は防波堤が約88%、海岸堤防が約28%となっております。

一方、県では主に潮江地区や高須地区で海岸堤防の耐震化を進めておまして、進捗率は約40%となっております。

また、県で三重防護と連携して進めております、浦戸湾に流入する河川の堤防の耐震化につきましては、進捗率は約70%となっております、このうち鏡川や舟入川ではほぼ整備が完了している状況でございます。

○6番（金岡佳時君） ありがとうございます。進んでおるところと進んでいないところ様々というところですが、早期の完成を目指していたきたいと思います。

また、これらの整備効果について土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 三重防護や河川堤防の耐震化とかさ上げが完成いたしますと、発生頻度の高い津波、いわゆるレベル1津波に対しては、津波による浸水被害を防止することができると考えております。

一方、最大クラスの津波、いわゆるレベル2津波に対しましては、津波が堤防を越えるものの、津波の到達時間を遅らせ、避難時間を稼ぐことが期待できます。また、津波が引いた後も堤防が倒壊することなく、満潮位以上の高さを確保できることから、迅速な排水対策により早

期復旧・復興につなげることができるものと考えております。

○6番（金岡佳時君） これらの対策によって被害は劇的に軽減できるというふうに思いますが、最大クラスの地震に見舞われますと浸水被害は免れません。先ほどお話のあったとおり、L2クラスでは堤防を越してまいりますので、浸水被害は免れません。

想定によれば、高知市は1.95メートル地盤沈降し、TPプラス2.7メートル以下の範囲が浸水し、その面積は約2,800ヘクタールで高知市中心部の全域に及ぶと言われております。さらに、液状化も高知市東部で発生の可能性が大きく、中心部でも可能性があると言われております。

そこで、非常に問題となります排水の完了までの想定期間について土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 高知市の津波浸水から排水完了までに要する期間につきましては、平成25年3月に国、県、市及び関係機関が連携して取りまとめました南海地震長期浸水対策検討結果におきまして整理をしております。この検討結果では、堤防の耐震化や排水機場の耐震・耐水化などの対策が完了いたしましたら、14日間で排水完了できると試算をしております。

○6番（金岡佳時君） 排水が完了してからでなければ、復旧・復興に取り組むことはできないし、時間を要するだけ失業者も増えてまいります。失業者はどのくらいになると想定できるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 南海トラフ地震により失業者につきましては、労働者や企業が被災する直接的な要因のほか、取引先企業の被災など間接的な要因も広く影響しますことから、精緻な人数の想定は難しいところであり、仮に東日本大震災に関するデータを参考といたしますと、2011年12月に内閣府が行った

雇用保険の受給者数を基にした試算では、宮城県の失業率が被災から3か月で約2%上昇しております。これを県内に置き換え、震災による失業率が2%上昇するとすれば、新たな失業者は約7,000人の試算となります。

○6番（金岡佳時君） ありがとうございます。

県下全域での自営業者等を考えますと、本当にかんりの数字になるのではないかというふうに思われます。これにつきましては、高知県事前復興まちづくり計画策定指針の基本的な考え方にもありますように、働く場所の早期の確保が重要となっております。

この部分はそれぞれの市町村が判断することではありますけれども、具体的に示していく必要があるのではないかと思います。危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 東日本大震災では、商業施設の復旧の遅れが町のにぎわいを取り戻すためのボトルネックとなったり、農地の除塩に長期間を要したことなどによって復興の遅れが生じました。

今回策定する指針では、このような東日本大震災の教訓から5つの基本理念を掲げ、なりわいの再生を理念の一つといたしまして、住民の皆様が住み慣れた地域で商業や農業、漁業などの働く場所を早期に確保する方針を示しております。

また、地域の特性に応じました復興パターンごとに、応急期から復興期に至る検討事項をタイムラインで示すとともに、仮設店舗による商店街の復興や、トマトなど塩害に強い農作物への転作といった、東日本大震災の復興事例もお示ししたいというふうに考えております。

人口や産業、地形など地域ごとに地勢が異なりますことから、今後市町村が計画策定に取り組む際には、それぞれの地域で働く方々など多

様な御意見を聞きながら、働く場所の早期確保に向けた検討が行われるように、県としても支援をしております。

○6番（金岡佳時君） 指針の基本的な考え方で、東日本大震災の教訓として、「地域の復興に時間を要すると、住民や企業は疲弊し、再建する意欲を失い、早期再建のためにまちを離れ、避難先でそのまま定住する事態を招くなど、地域の活力が失われ、まちの存続が危うくなる。」と書かれておりますが、これが直接的な被害を除けば、最も懸念される事態であると思います。そういう事態にならないようにするために、それには早期復興しかないわけであります。

早期復興するためには、被害の最小化が求められます。この最小化に向けて懸命に取り組まれていることは承知をしておりますし、それぞれの整備も着々と進んでいることは高く評価ができています。しかし、その最小化にも限界があります。そうすると、復興スピード自体を上げていくしかありません。そうなりますと、県内の土木建設事業者の皆様頑張ってくださいしかないわけであります。

しかし、県内の土木建設事業者の状況は、他業種と同じく人手不足と高齢化で縮小傾向にあります。さらに、県外からの応援も、高知県だけが被災するわけではありませぬので、多くを望めませぬ。また、被災直後の求人も土木建設業が特別に多くなります。

そこで、県内の土木建設業者の維持と充実について何らかのことを計画の中に位置づけて、来るべきときに備えていかなければならないというふうに考えますが、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 発災時における事業者の被害を最小限にとどめ、事業の継続や迅速な復旧・復興を実現するためには、事業継続計画、いわゆるBCPの策定が重要でござい

ます。建設事業者を含みます各種産業のBCPにつきましては、南海トラフ地震対策行動計画に位置づけをしまして、早期策定に取り組んでいるところでございます。

特に、発災後の道路啓開や復旧・復興に向けて非常に重要な役割を担う建設事業者につきましては、BCPの策定に加えまして、定期的な検証にも取り組んでいただいているというふうに認識してございます。

○6番（金岡佳時君） 県におきましては、建設業活性化プランの見直しを行い、人材の確保、さらにはデジタル化等の建設業の活性化に向けて取り組んでいただいております。当たり前のことですが、土木建設業者の維持・充実に必要なものは、このプランを進めることと事業量の確保であります。

今後の土木建設事業量の確保など、土木建設事業者の維持・充実について土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 本県では、頻発化、激甚化する豪雨や南海トラフ地震といった災害に備えるインフラ整備の必要性について、他県とも連携して国などに対して積極的に政策提言を行ってまいりました。その結果、国において「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算が創設され、これが追い風となりまして、インフラ整備の事業量は近年増加傾向で推移をしております。

一方、県内には中山間地域をはじめ各地に道路の改良やのり面対策、既存施設の老朽化対策など、整備の必要な箇所がまだまだ多くございます。このため、引き続き国などに対してインフラ整備の必要性を強く訴えていくことで、事業量の確保に努め、地域の守り手である建設事業者の皆様が事業を継続できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（金岡佳時君） 将来のためにもよろしく

お願いをいたしたいと思っております。

県統計によりますと、昨年の1月から12月までの人口動態は、自然減が6,348人、社会減が1,807人、合計8,155人の減でありました。集落实態調査の結果でも明らかになったように、人口の減少は地域産業の衰退を招きます。集落単位の場合のみならず、中山間地域全体で人口減によって成り立たなくなった産業が現れ、廃業が相次いでおります。こうした事例からも分かるように、復興の遅れは人口流出の引き金になりかねません。人口流出の連鎖が起これば、高知県の経済は極めて厳しい状況に陥ります。

県民の命を守るためには、高台移転や三重防護、避難タワー等のさらなる整備を進め、想定死亡者数を限りなくゼロに近づけなければなりません。暮らしを守るためには、人口の流出を何としても起こらないようにしなければなりません。それにはいかに早く復旧・復興を成し遂げるかにかかっております。

県民の命と暮らしを守る決意を知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 南海トラフ地震対策におきましては、命を守る対策を最優先課題として、住宅の耐震化あるいは津波避難タワーの整備などに取り組んでまいりました。今後も、必要なハード整備を着実に推進していくということに併せまして、訓練などによります検証、不断の見直しを行い、命を守る対策の実効性を確保してまいります。

他方、東日本大震災の例を見ますと、復興の遅れによりまして人口の流出、地域の衰退など様々な課題が生じたということが浮き彫りになっていることは御指摘のとおりでございます。この早期の復興を図っていくというためには、被災後においても安心して暮らせる住居の確保、そして生活を維持できる仕事の確保が大きな鍵になってまいります。

このため、現在策定をいたしております事前復興まちづくり計画策定指針におきましては、基本理念として暮らしの再建やなりわいの再生などを掲げまして、応急期から復興期に至りますタイムラインを例示いたしております。このタイムラインは、早期の復興に向けました道筋を、地形などの地域の特性に応じた復興パターンごとに例示するという形で、非常に分かりやすく提示することに努めております。

今後、各地域地域におきまして発災後のまちづくりが議論をされ、希望を持って住み続けることができます復興まちづくり計画が早期に策定をされますように、県といたしましても技術的に、また財政的に支援を行ってまいる所存であります。

○6番（金岡佳時君） ありがとうございます。復興まちづくり計画策定指針、これが非常に大きな鍵を握っておるのではないかというふうに思いますので、早期に、しかもそれぞれの地域において実効性のあるものになるように、ぜひともやっていただきたいと思います。

最後に、今年の3月で退職される県の職員の皆様、それぞれの部署で御活躍いただきましてありがとうございました。感謝を申し上げます。そして、新たな場所でも高知県、県民のために御尽力賜りますようお願いを申し上げまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、金岡佳時君の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩



午後1時再開

○副議長（加藤漢君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

下村勝幸君の持ち時間は50分です。

7番下村勝幸君。

○7番（下村勝幸君） 議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

最初は、南海トラフ地震対策についてお伺いいたします。

明日で東日本大震災の発生から11年目を迎えます。あの日の様々な出来事が今も脳裏をよぎります。

さて、これまでの国、県、市町村の積極的な対策によりまして、地震直後の県民の命を守るという対策はかなり進んでまいりました。これまで南海トラフ地震への危機管理対策に御尽力いただきました知事はじめ関係部局の職員、関係者の皆様に改めて感謝を申し上げます。また引き続きの御対応、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、そうした中、国は、事前復興という考え方に基づき、南海トラフ地震が発生した後、被災した町をどのように再建するのかをあらかじめ考え、それに備えておこうという考え方を示しました。

こうした流れの中で、先日国会での初質問に立たれた尾崎代議士が震災前移転について取り上げておられました。震災という大きな被害を受けてからまちづくりを改めてスタートするよりも、被害を受ける前に事前にそれを考え、まちづくりを再構築しておくほうが、圧倒的にそこに費やす時間もお金も少なくすることができるというものであります。私も、今回尾崎代議士と同様の思いを持って、この質問を行いたいと思います。

実は、今から取り上げるこの高台への震災前移転につきましては、森田議長がちょうど1年

前の令和3年2月定例会におきまして同様の御質問をなさっておられます。今回は、そこでの答弁を引用させていただきながら質問させていただきたいと思っております。少し細かい質問になりますが、私は非常に大切なポイントであると思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

まず、そこでの高台への震災前移転について、森田議長の問いに対して濱田知事の答弁要旨は、「被災前に住宅の高台移転を行うためには、この国の制度に大変課題が多い。住民合意が必要だ、また住民負担が大変多額に上るという課題がある。そういったことから、被災前の事業の活用が全国的に進んでいない状況がある。県としては国に対して、高台移転に関わる新たな制度の創設などについて要望、提言を行っている」というお答えでした。

そこで、まず1点お聞きいたします。ここで言う新たな制度の創設などについての要望、提言とは具体的にはどのようなものなのか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 国に対します要望、提言は主に3点ございます。1点目といたしましては、この事前復興を法令などに明確に位置づけること、ないしはこの事前復興を推進するための国の体制を整備してもらいたいという点であります。

大きな2点目は、地方自治体が事前復興の観点で独自に実施をいたしますハード・ソフト両面の事業についての支援でありまして、1つには津波浸水域に重点化した地籍調査に代表されますようなソフト面の事業、もう一つには住宅、病院などの高台移転などハード面の事業、こうした両面の事業に対します財政支援をしっかりとお願いしたいというのが2点目になります。

大きな3点目は、住宅を高台にもう、面的に移転をしてしまうというようなケースが考えられますが、こういった取組を促進するために、

東日本大震災の被災地と同等の補助率あるいは限度額を適用するような、新たな手厚い財政支援の制度をつくってもらいたいと、こういった点を国に対して要望、提言いたしているところであります。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。

このためには、今知事がお話しありましたように、越えねばならない様々な法律的課題であったり、皆さんが取り組んでいく部分で対応しないといけないという、本当にハードルの高い部分があるかと思っております。そこで、さらにここでの質疑の中で、「こうした制度を踏まえて、地域において被災前に高台へ移転したいという機運が高まってきた場合には、県としても具体的な支援についてしっかりと検討していきたい」という答弁もあり、またさらに答弁の中で、「制度面の改善を図っていくという努力も必要だが、まずは各市町村において事前の復興まちづくりの計画を策定していただくというのが、片方の手順としてぜひとも必要だと考えている。そうした事前復興まちづくりの計画を策定した上で、地域においてそのコンセンサスの下に、被災前に高台に移転したいという機運が高まってきた段階で、この実際の取組に進んでいく、またそれと相まって、ただいま申し上げたような国の制度に代わる改善が求められるような段取りになるものと考えている」という答弁がございました。

そのために今年度中に策定したいと考えられているのが、高知県事前復興まちづくり計画策定指針だと私は理解しております。そこで、その中身を確認してみますと、その指針案の中では、高知県沿岸19市町村が分析されており、東日本大震災の被災市町村と本県の沿岸市町村を比較分析した結果、東日本大震災で甚大な被害を受けた大槌町や陸前高田市と同じような甚大な被害を受ける可能性のある自治体が、私の住

む黒潮町を含め12市町村が人的被害も建物被害も大であると分析がなされています。

その中でも、特に田野町は、建物被害90%弱、人的被害が30%弱で、最大の被害が発生する可能性が示されています。また、12市町村の中で一番低いとされている大月町でも、建物被害30%強、人的被害10%強であります。ちなみに、私の住む黒潮町では、建物被害約55%、人的被害約17%という分析であります。

こうした厳しい予測を基に考えられたのが、高知県事前復興まちづくり計画策定指針だと私は理解しておりますが、ここまでの認識はこれでよいのか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 東日本大震災では、復興の遅れが人口の減少や地域の衰退につながったことから、甚大な被害が想定されている本県では早期の復興が大きな課題と認識しております。特に被害想定の大きい12市町村はもとより、沿岸全19市町村において、発災後速やかに復興に着手できるよう、指針として取りまとめることとしております。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。

また、住宅等の事前移転の項目の中で、事前の計画策定に取り組む中で被災前に高台に移転したいとの地域の機運が高まり、適地の確保も可能な場合など、条件が整えば事前移転について検討を進めるとされております。

そこで質問いたします。この条件が整えばという部分について、危機管理部長に具体的な事例をお示しいただきたいと思っております。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 大規模な公共工事の発生土を活用した盛土造成が可能な場合や、既に高台に平地があり道路や排水路などが整備されているなど、市町村や住民の負担が軽減されるような条件を想定してございます。

また、地域との話し合いを重ねる中で、住民の皆さんの合意が得られ、このような場所へ一定

の費用を負担してでも事前に移転をしたいという機運が地域で高まっていることなどが考えられます。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。本当にその条件の部分というところが、やはり一番地域としても気になるところであります。冒頭、知事からいろいろな提案もというところはありましたけれど、ぜひそこら辺はまた今から地域の中で機運醸成が図られると思っておりますが、そういったところでその条件部分のある一定緩和が進んでいくような方向も、いろいろと今後考えていただければというふうに思うところです。

それで、さて事前復興まちづくり計画策定指針の基本理念に次のように記載されています。被災前に復興まちづくり計画を策定しておくことで、住民が希望を持って住み続けることができるまちづくりを早期に実現するという記載であります。ここに記載されているように、私たち住民はこの計画策定に大きな希望と期待を持っているわけでありまして。言い換えるなら、ここからいよいよ事前復興への取組を通じて、被災前の高台移転に向けた機運醸成の取組が始まると期待が高まっているということでもあります。

これまでには、実際大きな津波に襲われると言われていた現在の場所から、他市町村へ移動しようかという話も少なくない人たちからお聞きしてきました。私は、この高知県事前復興まちづくり計画策定は、そうした人たちの考え方の中に、未来に向けた県民に大きな希望を与えることができると信じております。そのためには、実効性のある希望の持てる前向きな支援が必要だと考えます。

さて、そうした状況の中、本年の1月22日の夜中に発生した地震に肝を冷やした方も多かったのではないかと思います。それは地震の震源

地にあります。日向灘であり、南海トラフ地震の震源域と重なっていたからであります。私は、初めての南海トラフ地震臨時情報の発表に至るかもしれないと思い、思わず身構えてしまったことを今でもはっきりと覚えております。

この地震では、大分県や宮崎県で最大震度5強を記録しました。また、宿毛市でも震度5弱、黒潮町でも震度4の揺れが記録されました。こうした不安な状況があるからこそ、例えば黒潮町佐賀地域の場合、令和4年度に事前復興まちづくり基本計画の概要をまとめ、翌年度には計画案を策定し、令和6年度には計画の確定と地域共有を目指すというようなスピード感で対応する計画になっているようであります。

今議会での坂本議員との質疑の中で、県では、沿岸19市町村においては事前復興まちづくり計画の策定について、令和9年度を目標としているようなやり取りがございました。しかしながら、黒潮町の佐賀地区では、県の計画よりも3年も早くそれを完成させようと動いております。

当然、市町村間にはこれまでの取組の歴史や経験があるため、どうしてもそのスケジュール感にはばらつきが発生すると思います。そのためには、やる気のある市町村には、県がしっかりと応援するからと背中を十分に押してくれるだけの熱量と、人的、また財政的な御支援をぜひお願いしたいと思っております。

そして、先ほども述べましたように、私は、沿岸市町村が横並びのスケジュール感ではなく、こうした先行する市町村をある意味モデルケースとして、他の市町村に広げていくやり方でもよいのではないかと考えております。これにつきまして知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 市町村におきます事前復興まちづくり計画につきましては、来年度市町村との勉強会からスタートしたいと考えております。

そこで、まずは令和6年度までの第5期の行動計画期間中に、沿岸19市町村全てで計画策定に着手していただきたいと、そういった目標を持っております。その上で、令和9年度までの第6期の行動計画期間中に策定を完了していただくように、県としても技術的・財政的支援を行いたいと、そういった全体としてのスケジュール感を持っております。ただ、これは早くできるところを遅いところに合わせてくれという考えは全くございませんで、いち早く計画の策定に取り組まれる市町村には県職員が積極的に関わり、助言を行いますほか、学識者、国などとのパイプ役を担うなどして、できるだけ早い時期の策定につなげていきたいと、県としてもそういった早期の策定を応援していきたいと考えております。

こうした取組を言わばケーススタディーといたしまして、他の市町村へ横展開を図っていくということが望ましいというのは、議員の認識と全く同じでございます。

○7番（下村勝幸君） どうもありがとうございます。今、知事から大変力強いお言葉がいただけたと、私はそのように理解しました。

ぜひ今回のこの指針をつくるにおいて、そうやって思いを持って、ここでやり切ろうと、今から新しいまちをつくるための、再興するための考えを、全精力をそこに費やしていこうという、本当にその機運の醸成の中では、そういった高まりが本当に大切だと思います。その時期をぜひ失することなく、思い切ってやってくれと、どんどん県は応援するぞというぐらいの、本当にそういう力ある御支援がいただけたらと、そういうふうに思います。

ちなみに、ちょっとこの質問を入れるに当たり、私は調べ物をしておりますと、お隣の徳島県では、危機管理環境部の中に事前復興室をもう既に設けているようであります。事前復興の

推進や復興指針に関することなどをサポートするように、そういう室を設けていると。ですので、どうか高知県としても今先行している地域であったり、いろいろな取組をしているところも、もちろん御存じだと思いますけれど、そういったところを研究していただいて、さらなるサポートをお願いしたいと思います。

それでは、次に2つ目の質問に移ります。本年2月14日に高知市で開催されました産業振興計画フォローアップ委員会を傍聴させていただきました。その委員会の中で御報告のあった第4期産業振興計画ver. 3は、かなり野心的な計画が組まれていると感じました。私自身、この計画を見せていただいたときに、アフターコロナに向けた知事の経済の復活にかける相当な覚悟を感じた次第です。それゆえに、ぜひともこれらの目標を達成していただきたいですし、それをさらに実効性のある取組にさせていただきたいと、そういう思いで質問させていただきます。

今議会におきましても、知事は、様々な取組にデジタル化を横串に刺しながら、各産業分野におけるデジタル化の加速化を進めていきたいとお話をされております。このようにデジタル化を進めるためには、IT分野に限らず、農林水産業や商工業分野においても、このデジタル人材の確保が必須の条件となってまいりました。

そこで、まず1つ目の質問をいたします。今回の第4期産業振興計画ver. 3の中では、デジタル化に対応するための企業人材の育成・確保に取り組むことになっております。先ほども述べましたように、農林水産業に限らず県内の多くの企業でデジタル人材を欲していると感じております。

そこで、どのような考え方で企業が求めるデジタル人材を育成しようとしているのか、商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 中小企業が多い

本県において、より多くの企業にデジタル化に取り組んでいただくためには、取り組むことの必要性やメリットなどにつきまして、まずは経営層の理解を深めることは特に重要だと考えております。そのため、本年度から経営層向けにデジタル技術を自社の経営にいかに関活用するかを学ぶ講座等を実施しております。

また、県内企業が実際にデジタル化に取り組んでいくためには、従業員のデジタルに関する知識やスキルの向上を図る取組も重要と考えておまして、来年度は一般の事業会社のデジタル化担当者を対象とした講座を新設することで、全体の底上げを図っていきたくと考えております。一方、県内のIT系企業や誘致企業が必要としますエンジニアなどのデジタル人材の育成にも引き続き取り組んでまいります。今後も県内企業のデジタル化を加速していけますよう、企業のデジタル化を担う人材の育成に取り組んでまいります。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。この問題も、やはり企業の意識が変わっていかないと、どういう人たちにどういうことをやってもらいたいとか、この具体的なイメージがやっぱり湧きにくい部分もありますし、ぜひそのデジタル人材を入れたらどういうふうに関活用できるんだというところのアピールも今後も続けていただければと、そういうふうに関思います。

それでは2つ目に、これまでも高知県では、高知県をIT・コンテンツ関連産業の集積地にするべく、IT企業を誘致すると同時に、多くの費用をかけIT人材を育てるべく教育を行ってきたと思います。

これまでのIT教育を行ってきた成果について、どれだけの方たちが県内企業への就職につながっているのか、商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 県では、平成30

年度からデジタル人材の育成を抜本的に強化し、取組を進めてまいりました。人材育成講座の各講座の目的は、大きく3つに分類されまして、1つ目は、スキルを身につけ、就職、転職を目的とする講座、2つ目は、県内企業の従業員などのスキル向上を目的とする講座、3つ目は、大学生などを対象にIT業界などに対する理解を深める講座、この3つでございます。

このうち1つ目の就職等を目的とする講座の実施に当たっては、学びの提供だけではなく、受講生と企業とのマッチングの機会を設けるなど、県内企業への就職につながる工夫を重ねてまいりました。加えて、希望者を対象に県内企業において、実際に就業体験する機会も設けております。

就職実績につきましては、講座を実施したそれぞれの年度末時点における就職状況を聞き取りにより把握しておりますが、それ以降の調査までは実施してはおりません。その後、就職をされている方もいらっしゃると思いますが、県が把握している限りでは、平成30年度から本年度まで過去4年間の修了生のうち、就職、転職を希望していた98名中33名の方が県内企業に就職をしております。

今後も一人でも多くの受講生が県内企業に就職できますよう、引き続き取り組んでまいります。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。

今の答弁からお話を聞きますと、98名中33名の就職につながったということで、私はその部分の率を上げていくためには、やはり就職を受け入れる側、そういつて働きたい方がその就職につながっていく側のその出口戦略といいますか、就職を受け入れる側がどういう人材を求めているのか、その部分が大変重要になってきていると、そういうふうに考えています。

ですので、私はこうしたIT人材育成事業で

は、今申しましたように、出口戦略が最重要であると考えております。当然のことながら、そこで教育したことにより、就職先として想定される企業が求めるITスキルが着実に身につけていることが最重要であり、言い換えるなら、その教育カリキュラムが、企業が求めるITスキルにきちんとミートした内容になっているかなど、十分な出口戦略に合ったものでなければならぬと思います。

そこでお聞きをいたします。これまでIT教育カリキュラムを組むに当たり、県内に誘致した企業や、そうしたデジタル人材を必要としている企業に対して、その企業が求める人材スキルに対する聞き取りを十分に行ったカリキュラムになっているのか、商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） カリキュラムの検討に当たりましては、事前に県内のIT系企業や製造業、誘致企業などと意見交換やアンケートを行い、企業側のニーズを聞き取った上で、それぞれの企業が求める人材の育成につながる内容となるよう努めてまいりました。

また、受講生に対しましてもアンケート調査を実施するとともに、講座の運営を委託している企業とも節目節目で受講生の進捗度や理解度、さらには業界の最新の動向に関する協議を行いまして、翌年度以降のカリキュラム改善の基礎資料としてまいりました。

今後も引き続き、受入れ側となる企業や社員の育成に取り組む企業、さらには受講生の声を反映しながら、企業が求める人材の育成につながるよう改善を重ねてまいります。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひもうその調査がこの事業の成否を、もうそれによって決まると言っても過言でないぐらい、やはりそこで得たスキルが本当に自分の中でそれがどう生かせるのかという部分で、本当

にちゃんとしたマッチングがないと、なかなか結果が出せないと思いますので、今後ともそういった調査をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そして次に、さらにこのver. 3では、高知県内にアニメ産業の集積を目指すことになっております。今議会の知事答弁の中でも、このアニメ産業の集積にかける知事の熱い思いを酌み取ることができたのですが、ここでの人材の育成等の計画にも今述べたような対応が取られているのか、産業振興推進部長にお伺ひいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 地方への進出を目指しますアニメ制作会社が採用に当たって求めますのは、高い作画能力はもちろんのこと、それをコンピューターグラフィックスで表現できる技術力であるというふうに聞いております。現時点では県内にアニメクリエーターの養成機関がないことから、こうした人材を育成する仕組みの構築が急務だと受け止めております。

今後、さらに高知に立地したアニメ制作会社からのアドバイスやターゲットとなる事業者のニーズを聞き取りまして、県内の専門学校なども連携をいたしながら、アニメクリエーターの育成に早急に取り組んでまいります。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひ本当にこれは僕はチャンスだなというふうに思っています。特に今外国の企業が日本に対していろいろアニメの作画をお願いしたいとかということで、そういう需要もあるようですが、ぜひやはり日本は日本独自のアニメーターをきちんと構えて、日本独自でどんどん世界に打って出るという形をつくるためには、本当にこれは高知県がぜひ力を入れて今やるチャンスだなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから次に、少し切り口を変えまして、事

業承継についてお伺ひをしたいと思います。県ではこれまで、高知県事業承継・引継ぎ支援センターなどと連携して事業承継を推進してまいりました。

そこで、このコロナ禍によってさらに承継が難しくなっている事業者が出てきているようなお話を伺っておりますが、その現状について商工労働部長にお伺ひいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 高知県事業承継・引継ぎ支援センターへの相談件数を見ますと、売手からの相談件数は令和元年度は105件、昨年度は193件、今年度は2月末時点で224件と大きく伸びてきております。一方、買手からの相談件数は令和元年度の63件から今年度2月末時点では98件と、一定数増加はしておりますものの、売手に比べて伸びが低く、件数も少ない状況でございます。

売手からの相談件数の大幅な増加の背景には、経済規模が縮小しているところに新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、前倒しで事業承継の準備を始める事業者が多くなっていることが考えられます。こうした事業者はコロナの影響等により経営状況が厳しいことが多く、事業承継が進みにくい状況にあると認識しております。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。今、部長からもお話があったように、その事業承継は本当に今待ったなしの状況に来ていると私は判断をしております。こうした状況を打破していくためには、事業を承継しようとする側へもさらなる支援が必要ではないかと思うのですが、商工労働部長にお伺ひいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 先ほども申し上げましたように、売手からの相談件数が多くなっている中で、買手からの相談件数がまだまだ少ない状況でございます。このため、まずは買手側の掘り起こしに注力していく必要があると考

えております。その上で、買手側にとっては買収費用等の資金面が大きな課題となることが多いため、来年度から新たに低金利、低保証料の県独自の融資制度を創設し、資金調達を支援してまいります。加えて、商工会、商工会議所等において事業承継計画の実行支援も行っていくことで、円滑な事業承継につなげてまいります。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひ本当によろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほどの支援策と同時に、事業を譲り受けた事業者が、そこで雇用されている方や県内の雇用をできるだけ維持していくための施策も考えるべきであるように感じています。これは、できるだけ事業の承継と同時に考えるべき課題であると思いますので、今後こうした視点でも同時に御支援いただけるような検討も何とぞお願ひをいたします。

そして次に、電気自動車の充電設備に対する支援策についてお伺ひいたします。カーボンニュートラルの実現に向け、県では電気自動車等の普及を進めていくこととしています。電気自動車の普及に向けた環境整備として、充電設備設置に対して支援を行うことは非常に有効な手段であると考えます。

先日、県内の宿泊施設を運営されている方から、急速充電ではなくてよいので、宿泊している間に充電をサポートできるような補助制度はないのかと問合せを受けました。調査した結果、国にそうした制度があることが分かり、問合せのあった事業者の方にお伝えしたところです。

そこで、こうした制度を御存じない宿泊施設も多いのではないかと思います、ぜひこうした制度の広報を積極的に行っていただきたいと思うのですが、林業振興・環境部長にお伺ひいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 今年度策定する脱炭素社会推進アクションプラン、こちら

では運輸部門におけます二酸化炭素排出削減のために、電気自動車など次世代の自動車の普及を促進することとしております。この電気自動車普及のための基盤となります充電設備の設置については、国が非常に有利な支援制度を設けております。具体的には、宿泊施設などが設備を設置する場合、充電設備の購入費は2分の1、設置工事費は上限90万円として定額補助という制度でございます。

県としましては、これを積極的に県民の皆様に周知していきたいと考えており、来年度、脱炭素化に取り組む事業者向けのパンフレットを作成いたしまして、各種業界団体等を経由して配布することとしております。これによりまして、この有利な制度の事業者への周知を図りたいと考えております。加えまして、地球温暖化防止県民会議等を通じまして、県民、事業者の皆様への周知へも取り組んでまいり所存でございます。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。ぜひ、本当に有利な制度だと思っておりますので、広報を、周知のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、今後電気自動車が普及していくことを踏まえた場合、充電設備を設置し利便性を向上していくことは、観光客の誘致に向けた一つの有効な手段と考えます。

宿泊客、日帰り客それぞれに対応していく必要があるかと思いますが、充電設備の設置に向けた新たな支援策を検討されるお考えはないのか、林業振興・環境部長にお伺ひいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 本県では、県外観光客の8割以上の方々が自動車を利用して来高しております。観光客誘致の観点からも、今後の急速な電気自動車の普及を見据えました対応が必要であると考えております。その際、宿泊施設につきましては、先ほど御答弁させて

いただきましたように、設置に係る費用を補助する国の非常に有利な支援制度、まずはこちらの制度の活用をお願いしていくということで考えております。

一方で、設置整備の地域の偏りということがございます。現在、県内12の自治体でまだ急速充電設備が設置されていない状況と承知しておりまして、日帰り客も含めました観光客の利便性向上の観点からは、この空白地帯を早期に解消する必要があると考えております。このため、来年度新たにこうした自治体の観光施設周辺の民間施設への急速充電設備整備の支援制度、これを創設することとしております。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。

本当にこういった電気自動車が普及していく中で、充電設備、これがあることによって観光への後押しになったり、いろいろなまた使い方があろうと思いますので、ぜひいろんな形で御検討いただければと、そのように思います。

それでは、次に宇宙関連産業への取組についてということで御質問させていただきます。

昨年、我が母校の高知工業高等専門学校が中心となり、10高専の高専生によって製作された人工衛星が、地球周回軌道への投入に成功いたしました。この打ち上げの後、衛星は順調に運用されており、宇宙での世界初となる3つの技術実証に挑戦しております。そこで、先日この高知県から生まれた高知県初となる人工衛星のプロジェクトマネジャーを務めておられる今井先生に苦労話などを伺いに行っておりました。ちなみに、今井先生には私も高専の学生時代に電子工学について教わった一人であります。

さて、宇宙の話になりますと、高知県とは全く関係のないように見えますが、後でお話したいと思いますが、実は県にとりましても非常に関係のあることが分かります。

ところで、令和3年11月8日に宇宙ビジネス

の振興に取り組む11道県の知事が連名で、「地方からの「宇宙」への挑戦に関する要望・提言」を岸田総理に行っております。その要望書の中には次のように書かれております。

「世界の宇宙産業は、2040年代までに現在の37兆円から3倍の120兆円規模になると予測されている成長分野であり、国の成長戦略実行計画においても、重点分野とされている。」中略します。「地方から、このような宇宙の大きな可能性を、いち早く見据え、以下の3つの観点で、「宇宙による新たな地方創生」に挑戦する。」として、「(1)宇宙開発利用により、「地方」の社会課題の解決を図る。(2)地上技術と月面など宇宙開発技術の相互利用によるイノベーションを「地方」に取り込む。(3)「地方」において、宇宙ビジネスの中核拠点を創出する。」以上のように3つのポイントを掲げた後、「このような環境下において、地方と民間企業は、「宇宙」を推進力とする、地方創生、経済成長の実現に果敢に取り組んでいることから、国においても、「宇宙基本計画」「成長戦略実行計画」に基づく取組の強化、加速化を要望する。」というものであります。

この要望書の要望自治体を見ていただければ分かりますが、JAXA関連の施設を有する県であれば、こうした宇宙産業関連に関わっていくのは当然だと思いますが、そういった施設を有していない県でも宇宙関連技術を生かした取組が既に始まっております。

そこで、まず先行するこうした他県の取組について知事の率直な御感想をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 本県におきますこうした宇宙関連の取組といたしましては、御紹介がございましたような昨年の高知工業高等専門学校の人工衛星の打ち上げでございますとか、JAMSTEC——海洋研究開発機構の高知コア研究所におきます小惑星リュウグウの砂の分析などの事例がございます。

御紹介ございましたような宇宙ビジネスの振興に取り組みます11道県の知事が、昨年11月に岸田総理に提言書を提出するといったことなど、宇宙を推進力といたしまして、地方創生、経済成長の実現を目指す動きがあるということについては、大変興味深いものというふうに受け止めております。

今後、本県でもデジタル化あるいはグリーン化などによりますイノベーションを進めていく上で、宇宙開発の技術が利用できる可能性があると考えますので、こうした宇宙開発に関する情報収集に鋭意努めてまいりたいと考えております。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。

今、非常に前向きな御発言だったと思います。

それで、次に宇宙というと、県民生活にどう関係があるんだという感想を持たれる方が大半だと思います。ですが、私の調査でも実はかなり身近なものになってきており、次世代の成長が期待される産業分野にもなってきております。

福井県では、福井県民衛星プロジェクトが進行しております。また、佐賀県では、JAXAに職員を派遣し、宇宙分野での産業振興や地域課題の解決を模索するチャレンジを行っていると同っております。その具体的な目標には、昼夜や天候の影響を受けずに地表の様子を観測できる人工衛星のデータを使いながら、将来の防災対策に生かそうとか、土地利用の経年変化を文字どおり宇宙の視点で確認しながら、土地の有効活用に努めるなど、宇宙目線での可能性を探るといふ動きがあります。

また、JAXAでは食品メーカーなどから提案された食品を宇宙日本食認証基準に照らし、現在26社・団体の47品目を宇宙日本食として認証しているようですが、福井県の高校生たちが地域の特産で作ったサバ缶も宇宙で食べられており、それを地域の産業と一体化した取組も行

われております。

また、新聞報道等で御覧になった方もおられると思いますが、昨年11月、高知県内の企業である技研製作所の技術提案が、月への拠点建設を進める国のプロジェクトに採択されました。月は地球の6分の1しか重力がありません。その環境下でどのようにくいを押し込むのかという技術での採択が決まったとのことでした。このように、既に県内ではグローバルの枠を飛び越え、宇宙を見据えた挑戦も始まっております。

そして、先ほどお話しした今井先生からは、平和目的の衛星開発は高知県の産業の技術力アップにつながる波及効果は極めて大きく、今後も高知高専では、継続的な衛星開発が究極の物づくり教育になるものと位置づけ、次の衛星開発にも取り組んでいかれるそうであります。

私自身、このコロナ禍のため十分に調査を実施することができず、今はあまり具体的な提案を行うことはできません。そこで、現段階ではぜひ識者を集めた、他県の取組や今後の宇宙開発関連技術の可能性に関する勉強会を、県の指導の下にスタートすべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） お話がございましたように、まずは先ほどの11道県の情報収集ということから始めたいと思います。そして、他県の取組状況をしっかり把握、分析をいたしますとともに、そうしたものに照らしましたときに、高知県において何ができるか、何かできることはないかという観点からの検討をいたしまして、この11道県のネットワークへの参加の可能性も探りたいというふうに考えております。

そうした動きをしました上で、御提案がございましたようなJAXAですとか高等教育機関とも連携をいたしまして、宇宙開発に関心があります企業の皆様との勉強会あるいは情報交換会の開催などにより、この可能性を探ってまい

りたいと思います。

○7番（下村勝幸君） どうもありがとうございます。ぜひ本当に今がチャンスだと思います。今始まったところでありますので、高知県がぜひこれに乗り遅れることなくお願いしたいと思います。

それで、実は今回のこの質問を行うための調査の過程で、私を感じた2つのトピックスがありますので、申し上げたいと思います。まず1つ目は、国際宇宙ステーションの中で外国の宇宙飛行士が佐賀県のミカンを食べながら、おいしい、ありがとうと、そういった感謝の言葉を述べる映像を見ました。それを見たミカン農家の方が、まさか自分のミカンが全く関係ないと思っていた宇宙で食べられるとは感激して、大いに自分の仕事に誇りを持ったそうであります。次は、ぜひ高知特産のブンタンとか、そういった果樹を宇宙で食べてもらいたいなというふうに思った次第です。

そして2つ目が、高専生の人工衛星開発での出来事です。ある学生が、調べたけれどどこにも載っていないと先生に訴えました。そしたら先生が、載っていないのは世界で初めてやることだからだ、世界初の課題に臨めるとはラッキーだと励ましたそうであります。最先端の技術開発に携われることは、技術者として、また物づくりに挑む人たちの、僕は最高の舞台だと感じたところですよ。

私は、このように宇宙というキーワードを通じて、この地球上で生かせる技術にさらに磨きをかけていくべきだと思います、この質問を取り上げました。これからは宇宙の話がごく一般に語れるようになっていかなと、そういうふうに今考えているところです。

それでは、最後の質問に移ります。ロシアによるウクライナへの侵略に対して、多くの国が結束し経済制裁を行っております。今後、ロシ

アの国際的な孤立化は避けられず、国際貿易の混乱による経済的な影響が長期にわたる可能性があると思います。特に、燃料の高騰は我が県の1次産業への影響は必至であり、コロナ禍で大きな痛手を被ってきた県内事業者をはじめ、運輸や物流、観光など全ての産業や、多くの県民への多大な影響が心配であります。今議会におきましても、多くの同僚議員から原油の高騰に伴う燃料に対する支援などのお話もございましたが、私も全く同感であります。

特に、原油の高騰などの対策には国も十分な対策を講じるとしていますが、県でも県民生活への影響が最小限に抑えられるような対応を取らねばならず、今後も十分に注視し、タイムリーな対応を講じていただきたいと思いますよう、私からも要請させていただきたいと思っております。

さて、次に大きな影響をもたらすようなのがサイバー攻撃であります。我が国は、他国とも協調しながらロシアへの経済制裁に動いております。今後、経済制裁を科している各国に対して、ロシア側からのサイバー攻撃がないとも限りません。もちろんロシアからの直接的な攻撃がなくとも、それに乗じたテロ集団などの攻撃が激化してくるおそれもあります。これまでもランサムウェアと言われる不正プログラムを使い、コンピューターデータを人質に取るような攻撃が世界各地で発生しております。徳島県の町立病院のカルテデータが人質に取られた事件や、先日発生したトヨタの部品メーカーへの攻撃がこれに当たります。

また、DDoS攻撃と言われるような一般家庭にあるルータやインターネットにつながった多くのコンピューターなどを乗っ取り、一斉に1つのシステムへアクセスすることにより、そのシステムを麻痺させたり、インターネット接続の妨害をしたりするなどの攻撃が考えられます。これは、広島県で今年2月16日から2日間

にわたり、同県のセキュリティークラウドが標的になり、同県や23市町に影響を与えたものがこれに当たります。

しかしながら、現実的にはこうしたDDoS攻撃を物理的に防ぐことは大変難しいと思います。国内のデジタル化を大きく進めることは、今後の世界には必須要件であり、県としても今こそ大きく進めねばならないと思います。しかしながら、このデジタル化が進めば進むほど心配になってくるのが、サイバーセキュリティーに関する問題であります。昨年の9月議会でも取り上げましたが、国内に限らず世界的にも悪質な犯罪事例が数多く発生しております。

そこでお聞きいたします。県ではどのようなセキュリティー対策が取られているのか、詳細な説明はセキュリティー上の問題がありますので、可能な範囲で総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（徳重覚君） 本県では、総務省が策定している、地方公共団体における情報セキュリティーポリシーに関するガイドラインに準拠した情報セキュリティー対策を実施しております。具体的には、庁内システムの利用や文書の保管、国や市町村との連絡を行うLGWAN系のネットワークと、ホームページの閲覧や外部とのメールを行うインターネット接続系のネットワークを分離して運用しております。これによりまして、通常業務で使用するシステムに対する外部からの攻撃や、外部への情報漏えいを未然に防止するというような形を講じております。さらに、インターネット接続系のネットワークにつきましても、情報セキュリティークラウドによりまして通信の監視や遮断を実施しております。

引き続き、セキュリティー事案の発生により業務に支障が生じないよう、情報セキュリティーの確保を図ってまいりたいと考えております。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。

また、先ほど述べましたように、徳島県の町

立病院において事件が発生しましたが、本県の県立病院ではどのようなセキュリティー対策が取られているのか、先ほどと同様に詳細な説明は求めませんので、可能な範囲で公営企業局長にお伺いいたします。

○公営企業局長（橋口欣二君） 県立病院の医療情報システムは、外部と接続するインターネット系のネットワークと分離した形で運用をしております。併せて不正アクセスによります情報流出やデータの消失等を防止するセキュリティー対策を講じております。

また、ソフトウェアや機器の脆弱性に対しては、関係機関等から提供される最新の情報に基づき、随時機器の更新、アップデートを実施しております。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。今それぞれ御答弁いただきましたように、行政や公的機関、さらにある一定規模の企業では、セキュリティー対策の差こそあれ、対応が取られていると思います。

しかしながら、多くの御家庭にあるルータやコンピューターなど、さらに言えばインターネットにつながる多くの機器、今はIoT——インターネット・オブ・シングスと言われますけれども、それには現在セキュリティーホール、いわゆる脆弱性がかなり認められます。先ほどお話ししたDDoS攻撃には、全く関係ない一般の家庭にあるコンピューターが使われますし、例えばインターネットにつながる防犯カメラであっても、脆弱性があれば悪用されてしまいます。

私は、デジタル化の裏に潜む危険性の現実をもっと国民に知らせる必要があると思いますし、そのための具体的な対処方法を国民に示し、効果のある対策を行うべきと考えます。本件につきましては、すぐに解決はできないと思いますが、何とか国での対応を始めていただければという働きかけをぜひお願いしたいと思います。

そして最後に、昨年の9月議会では、カーボンニュートラル必達についてかなり詳細な質問をいたしました。しかしながら、このロシアによる侵略行為によって、ロシアに頼っていたエネルギー資源への国際的な調達の枠組み変更が世界的に進むと思われる、ウクライナ侵攻の状態いかにかわらず、我が国のエネルギー戦略に長期にわたり影響が続くおそれもあると考えます。私自身、今後の動向が全く分からない状況であります。

しかしながら、今後の予測をしながら準備をしていくことも大切だと思いますので、あえてお聞きしたいと思います。現在、県が目指そうとしている2050年カーボンニュートラルの実現への影響はないのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） カーボンニュートラルの実現に向けましては、エネルギーの脱炭素化、これが大変重要となります。そうした観点から今回の事態は、国の第6次エネルギー基本計画の電源構成、具体的には再生可能エネルギー比率を大幅に引き上げまして、化石燃料による発電を大幅に引き下げたというものでございますが、この電源構成にどの程度影響を与えていくか、これがポイントになろうかと思っております。このため、この部分を注視してまいりたいと考えております。

ただ、いずれにしましても、災害時のレジリエンスといった視点に加えまして、今回のような地政学上リスク、こうしたことを踏まえまして、自然条件を生かしました再生可能エネルギーの導入促進、あるいはグリーンLPガスなどの地産地消の仕組み、こうしたことを進めていくことは大変重要であると、そういうことを認識しておる次第でございます。

○7番（下村勝幸君） ありがとうございます。本当にこのエネルギー動向とか、そのあたりの

状況は全く分かりません。今からどういうふうに動いていくのかは、誰もが今の段階では予測できない状態だと思います。ですが、やはり地産地消のエネルギーの自分たちで消費する部分は自分たちでつくっていかうと、そういった動きは今後ますます高まっていくものでありますし、またそういった意味では、今高知県が取り組もうとしているこのグリーン化の動きであったり、新たなエネルギーを創出するという動きは、逆に言えば私は大変追い風になる動きであろうと、そういうふう理解しています。ですので、今後どういう形で動いていくかも分かりませんが、いろんな部分にアンテナを張っていただいて、いろんなことで対処していただけたらと、そういうふうに思います。

それでは、私の一切の質問を終わりましたので、最後に今年度いっぱい退職をされます県職員の皆様や、また執行部の皆様に感謝とお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。また、退職される皆様は、今後ますますまた新たな視点で、新たな形で、また高知県に対していろいろな御助言をいただいたり、いろいろなサポートをいただけたらと、そのように思います。今後皆様のますますの御活躍を祈念いたしまして、私の一切の質問に代えます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（加藤漠君） 以上をもって、下村勝幸君の質問は終わりました。

ここで午後1時55分まで休憩といたします。

午後1時50分休憩



午後1時55分再開

○副議長（加藤漠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般

質問を続行いたします。

横山文人君の持ち時間は45分です。

12番横山文人君。

○12番（横山文人君） 自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

まず初めに、デジタル化の促進についてお聞きします。

自由民主党デジタル社会推進本部では、政府が掲げるデジタル田園都市国家構想によって、ただ単に都会の便利さを持ち込むのではなく、分散した地方から発展する新しい展開、都会だけでは実現できない心豊かな暮らしと持続可能な環境、社会、経済を達成するとしております。

こうした中で、政府はデジタル社会の実現に向けた重点計画を閣議決定し、デジタル化による成長戦略や地域の活性化、デジタル人材の育成・確保などの6分野について取組の方向性を示しました。まさにポストコロナの持続的な成長基盤の源泉となるものであり、濱田知事も提案説明で言われましたように、新しい時代を切り開くために本県のデジタル化をしっかりと進めていただきますようお願い申し上げます。

ときに、コロナ禍は日本のデジタル化の遅れを鮮明にしました。デジタルトランスフォーメーションを加速する上で、政府や企業に欠けている視点は何か。昨年12月30日付の日本経済新聞では、「DX 目指す社会像を語れ」と題し、人工知能開発のスタートアップ企業であるシナモンの平野社長の言葉として、新型コロナの感染拡大後デジタル技術の必要性を多くの人が認識した一方、政府や企業がDXを掲げていても単なる事業のDX化にとどまっている事例が多い、コスト削減の一環と捉えるのではなく、デジタル技術を使って社会を変革するにはどういう世界をつくりたいかという明確な目標が必要であると記しております。

日本のデジタル化が遅れていると言われる中で、地方である本県はデジタル化をどのように進めていくのか、またデジタル化によって県民生活はどのように向上するのか、私も含め、一口にデジタル化と言ってみてもなかなかイメージが湧かない県民が大多数だと思います。

濱田知事は提案説明において、生活、産業、行政という3つの切り口からデジタル化を進めるとしておられますが、そこで、本県の目指すデジタル社会にどのような将来像を描いているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 私が目指しておりますデジタル社会、一言で言いますと、日常のあらゆるシーンにデジタル化の恩恵が及び、生活様式、そして仕事の仕方が一変するような、そんな社会ではないかと考えております。県民の誰もが、デジタル技術を難しく捉えなくても最大限利用ができる、そしてより豊かな暮らしを営める、そうした社会が目指すべき姿ではないかと考えます。

本県におきましては、あらゆる分野のデジタル化に向けて、高知県デジタル化推進計画に基づきまして取り組んでいるところでございますが、この計画のキャッチフレーズといたしましては、「より便利で、より豊かな社会へ、デジタルシフト！」というふうに称しているところでございます。

施策の展開に当たりましては、生活、産業、行政と3つの切り口で将来イメージを提示して取り組むこととしております。生活面におきましては、遠隔教育、遠隔医療、ドローンを活用した物資の確保などによりまして、特に中山間地域においても都市部と遜色のない生活が送れるというのが目指すべき姿だと考えております。

また、産業におきましては、デジタル技術と地場産業が融合をして、先導する1次産業分野を中心といたしまして生産性が飛躍的に高まる、

そして人口減少下でも経済が拡大するという基調を維持していくということだと考えます。

行政におきましては、行政手続のオンライン化などによりまして、県民サービスの向上、そして行政事務の効率化が図られて、お一人お一人のニーズに合った行政サービスが選択できるようになる、こういう姿を目指していくということではないかと考えております。

また、県民の皆様から共感を得ながら取り組んでいくためには、デジタル社会の到来によりまして暮らしがどう変わるのかということを理解いただく、イメージをしていただくことが大事だと考えております。そのため、今回の計画を策定する過程におきましても、私自身それぞれの分野で具体的に何がどう変わるのか、言わばビフォー・アフターのイメージを明確に打ち出すようにということ、高知県デジタル化推進本部の会議の中で各部局に対して繰り返し指示をいたしているところでございます。

デジタル社会の実現に向けまして、引き続き全庁挙げてこの推進計画に基づきました取組を進めてまいりたいと考えております。

○12番（横山文人君） そうした本県の目指すデジタル社会への課題とはどのようなものか、知事にお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 特に本県という立ち位置で見ましたときに、課題としましては2つ大きく挙げられると思います。1点目が、特に高齢者の方々などのいわゆるデジタルデバイドの問題でございます。誰もがデジタルの恩恵を受けられることができるためには、デジタルに親しみ、実際に活用していただく必要がございますけれども、特に高齢化率の高い本県におきましては、デジタル技術に不慣れな高齢者の方々、こうした方々にデジタル技術の習得をいただいて、実際に使っていただくというための取組が不可欠だと考えます。

2点目は、特に中山間地域というのが地域としてポイントになるということだと考えております。集落実態調査でも明らかになりましたけれども、地域の担い手不足、集落維持機能の低下という状況がございますので、このデジタル技術の実装によりまして、中山間地域の生活環境を変えていく、整えていくという必要があると考えます。こうしたデジタル技術の活用は、そういう形で考えますと、中山間地域においてこそ必要であり、また有効だということございまして、地域の方々の御協力をいただきながらチャレンジをしていくということが大事だと考えております。

こうした課題に対しまして、来年度まずは本県の実情に応じた独自のデジタルディバイド対策でございますとか、移動・輸送手段の確立などによるデジタル技術の実装によります中山間対策の事業を展開してまいります。こうした課題の克服に向けまして、今後も必要な施策を積極的に講じてまいりたいと考えております。

○12番（横山文人君） 先ほど知事の御答弁にもありましたデジタルの実装による中山間対策ですが、今年度県では10年ぶりに実施した集落実態調査の結果を踏まえ、来年度以降新たな中山間対策を実施することとしています。

このうち中山間地域の課題解決に向けたデジタル技術の活用では、調査結果から出てきた中山間地域の課題に対して、デジタル技術を活用して生活環境を整える取組を推進するとされております。

地元のいの町でも、吾北などの山間部では飲料水の確保が課題といった地域があります。中山間地域において暮らし続けることができる生活環境を守るためには、飲料水などの生活用水をいかにして確保するかが重要な課題であり、まさに中山間地域の実情を表していると言えます。

そこで、こうした中山間地域の切実な課題である生活用水設備におけるデジタル化にどのように取り組むのか、中山間振興・交通部長にお聞きします。

○中山間振興・交通部長（尾下 次君） 県では中山間地域において、谷水や井戸水を生活用水として暮らしておられる住民の方々の労力を軽減するために、平成26年度に県内企業からの技術提案を受け、維持管理が容易で安価な取水施設とろ過施設を開発し、補助事業を通じて県内各地に普及してまいりました。あわせて、施設までの管理道の整備も進めてきたところです。

今回の集落实態調査の結果では、飲料水を確保していく上で施設の維持管理に課題があるという意見が多く寄せられましたことから、これまでの取組を一段上げる必要があると考えました。その検討を行う中で、大豊町のある地区では、区長さん自らが手作りでスマートフォンやカメラなどを組み合わせて、遠隔で貯水槽の監視を行っている事例をお聞きしました。今回、このような事例もヒントにしまして、維持管理の負担をさらに軽減するため、デジタル技術を活用して遠隔で監視や操作ができる仕組みを構築していくこととしました。

来年度は、大豊町といの町吾北地区の2つの地域で実証事業を予定しておりまして、それぞれの地域の現状や要望に応じた機器の設置や施設の改良を行うこととしております。今回の実証事業でも専門事業者に参加いただき、汎用性のある製品として実用化し、中山間地域生活支援総合補助金を活用して、県内各地に普及していきたいと考えております。

○12番（横山 文人君） よろしくお願ひします。早速いの町でも実施していただくということで御期待を申し上げます。

また、冒頭に述べましたデジタル社会重点計画では、国民生活に密接した分野である教育、

健康、医療、介護、子供、さらには防災・減災、災害対応等にも力点を置き、暮らしのデジタル化として個人に応じたサービス向上で豊かさを実現できる取組も柱の一つとして掲げています。

教育ではGIGAスクールの推進、健康福祉では中山間地域でのオンライン診療や、本県でも「高知家@ライン」などの導入が始まっており、子供の分野では、今後こども家庭庁の創設に向けた動きなどが進んでおり、支援の中でデジタル技術の活用が期待されます。他方、近年複雑化し頻発化する自然災害に対しても、デジタルの力を活用することは、県民の生命と財産を守るために大変重要なことであります。

そこで、準公共分野のデジタル化のうち、防災のデジタル化をどう図っていくのか、危機管理部長にお聞きします。

○危機管理部長（浦田 敏郎君） 防災分野のデジタル化を図ることによりまして、災害対策本部業務の効率化、また各防災関係機関の情報連携の強化、そして被災者支援業務の効率化などが進むと期待をされております。

このため、高知県デジタル化推進計画におきまして、南海トラフ地震対策のデジタル化を進めていくこととしております。具体的には、高知県総合防災情報システムの更新に併せた国のシステムとの連携による応急救助活動の迅速化、そしてまたマイナンバーカードを活用いたしました避難所入退所管理システムの導入による被災者情報の管理の効率化などに取り組んでまいります。

○12番（横山 文人君） よろしくお願ひします。

そうした防災など暮らしのデジタル化と同じく、柱の一つに産業のデジタル化も挙げられておりますが、とりわけ小規模な事業者の多い本県において、企業のデジタル化をどう進めていくのか、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（松岡 孝和君） 県内企業のデジ

タル化の支援につきましては、産業振興センターに県内企業のデジタル化を支援する部署を設置するなど、本年度施策を抜本強化したところであります。

議員からお話がありましたように、小規模事業者は県内企業の約88%と多くを占めておりまして、これらのデジタル化を後押ししますことは、事業者の業務の効率化や生産性の向上につながるだけでなく、地域経済の維持や住民の利便性向上の観点からも大変重要だと認識しております。

このため、来年度新たに県内の商工会等を巡回するアドバイザーを商工会連合会に配置して、日々の経営指導員の活動に同行し、小規模事業者に対するデジタル化の助言と、OJTによる経営指導員のスキル向上を図る取組を実施してまいります。

加えまして、産業振興センターのデジタル化推進コーディネーターを1名増員し体制を強化しますとともに、高知デジタルカレッジでは県内企業の経営者や従業員を対象とした講座を新設するなど、取組をさらに一段強化してまいります。

これらの取組に加えて、デジタル機器の導入などハード面につきましては、昨年末に成立した国補正予算の拡充された補助制度も活用いたしますことで、県内企業のデジタル化を加速してまいります。

○12番（横山文人君） よろしくお願ひします。

また、コロナ禍で影響を受けた地域経済を支えするとともに、インフラの維持や防災力の確保、地域雇用の受皿として重要な役割を果たす建設分野のデジタル化も図っていかねばなりません。高知県土木部では森田部長の指揮の下、高知県建設業活性化プランVer. 3が取りまとめられましたが、柱には人材確保策とデジタル化による生産性向上が掲げられております。

私は、建設分野のデジタル化は生産性の向上と同時に、人材確保策としても車の両輪ではないかと考えています。デジタルになれ親しんだZ世代と言われる若い世代の入職を促進するためにも、建設分野のデジタル化を加速化させ、新しい建設業の在り方を示すことで、業界の魅力度アップにつなげていかなければならないと感じています。

先日、地元の公共工事の現場で若い技術者が生き生きとしながらICT活用工事に取り組んでいる姿を見ました。私自身が現場で汗を流していた頃に比べ、施工管理や土工事にデジタル技術が取り入れられており、新たな建設業の未来をかいま見たような気がしました。

そこで、建設分野のデジタル化と人材確保策を柱とした建設業活性化プランを通じて、高知県の建設業をどう魅力あるものにしていくのか、土木部長にお聞きします。

○土木部長（森田徹雄君） 今年度、建設現場のデジタル化による生産性の向上と、人材確保策の強化を大きな柱としまして、建設業活性化プランの改定を行いました。

まず、デジタル化の取組としましては、これまで2次元で表示していた設計図を立体的な3次元にして見える化をするとともに、このデータを使って機械をコントロールするICT化を進め、経験の少ない若者でも建設現場になじみやすい環境整備に取り組んでまいります。

また、人材確保策としましては、ドローンを使った測量やICT施工技術を、中高生とその保護者に紹介する現場見学会などを実施しまして、建設業に関心を持ってもらう取組を進めてまいります。

あわせて、災害時には復旧・復興の要となる役割を担い、平時には県民の安全・安心につながるインフラ整備を担っていただいております建設業の重要性や、やりがいなど、SNS

などで情報発信し、デジタルになじみのある若者に向けた建設業のPRにも取り組んでまいります。

このようにデジタル化による生産性の向上や産業としての重要性のPRを進めまして、建設業を若者がやりがいを感じる魅力あるものにしていきたいと考えております。

○12番（横山文人君） ありがとうございます。

御答弁のように建設業の魅力度アップを通じて、本県の防災・減災のためのインフラ整備や、地域の守り手である建設業の健全な育成・確保が図られますようお願いいたします。

また、このようなデジタル化を促進するに当たり、優れたデジタル人材の存在は必要不可欠であります。次は、この課題意識の下、本県におけるデジタル人材の育成・確保が期待される高知工科大学新学群についてお聞きします。

知事の提案説明でもありましたように、県が設置した検討会がこれまでに5回開催され、新学群の必要性などについて各分野を代表する方々へのヒアリングが行われたということですが、そこで、これまでの議論について文化生活スポーツ部長にお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 検討会のヒアリングにおきましては、本県のどの産業分野においてもデジタル化やDXを進めるため、新学群は必要であるといった御意見や、新学群でそれらの知識や技術を学んだ人材が早く輩出されることを期待するといった御意見など、新学群の設置に前向きな御意見が多く出されております。

ヒアリングでのこうした御意見を踏まえた検討会の議論のポイントといたしましては、入学したいと思ってもらえるよう、県内の中学生、高校生などいかに新学群の魅力を伝えるかといった入り口の議論と、まだまだデジタル化が進んでいない本県の産業や企業と連携するカリ

キュラムを検討し、高知ならではの学びを設け、新学群の学生が卒業後も県内で活躍できるようにしてほしいといった出口の議論がございました。

特に、デジタル人材の育成と県内での活躍につきましては期待が大きく、県内の様々な産業界をフィールドとした課題解決型学習やインターンシップは重要であるといった御意見や、企業の現場からDXが活用できるものを一緒に見つけてほしいといった御意見が出されております。

また、新学群の設置に当たり必要となります施設整備の在り方につきましても、大学以外の方も幅広く活用できる場としてほしいといった御意見や、広く誰もが相談できるコンシェルジュのような機能も検討してほしいといった御意見をいただいているところであります。

○12番（横山文人君） そこで、今後の検討会についてどのようなスケジュール感で進めていくのか、文化生活スポーツ部長にお聞きします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） 今後は、来年度の早い段階で2回程度検討会を開催し、本県の産業振興への貢献や県の施策との連携なども含め、さらに検討を深めていただいた上で、来年度の早い時期に最終報告書を取りまとめたいただきたいと考えております。

○12番（横山文人君） 高知工科大学データ&イノベーション学群構想が初めて話題に上がった令和3年2月議会で濱田知事は、時代の流れに沿ったものと認識を示し、県内高校生の進学拡大だけでなく、高大連携のデータサイエンス教育への貢献が期待されると答弁をされました。

また、多くの県民が期待するポイントとして、本県の各産業分野のデジタル化推進に寄与できる人材や企業支援を挙げ、このようなニーズに応えるにはどのような学群にすべきかといった検討を進めてほしいと求められております。

その後、大学側の勇み足もあり、白紙という衝撃的な見出しも躍りましたが、知事も記者会見で述べられたように、目のつけどころはよく、大きな方向性としてはこれを進めていくという理由なり判断は適切なのだろうと申されております。

私も、新学群の方向性はデジタル化時代の流れに合ったものであると感じますし、本県のデジタル化の促進にとり大変重要な役割を果たすのではないかと期待するところであります。当然、多額の費用負担が見込まれる事業である以上、しっかり検討し、県として新学群のあるべき姿を厳しく求めていかなければなりません。

そこで、現在検討会において議論が進められている高知工科大学新学群について知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濱田省司君） 議員からお話がありましたとおり、新学群につきましても、このデータサイエンスを担える人材を育成していくという方向性は大変時代の流れに沿ったものであるというふうに私自身考えます。実現をしますれば、県のデジタル化の促進に重要な役割を果たすものというふうに期待をいたしております。

検討会のヒアリングにおきましては、先ほど部長から答弁がございましたように、新学群の設置に前向きな御意見が多かったわけでございますけれども、各産業分野におきましてはデジタル化あるいはデジタルトランスフォーメーションの具体的な取組はこれからだという段階だというふうに考えます。

その意味で、企業などの具体的なニーズを把握する、あるいはその仕組みづくりをしていくということ、そして県が設置をする公立大学として、本県の産業振興にいかなる役割を果たすかといった点、さらに申しますと、それに関わります施設整備の在り方や収支見通しにつきましても、なお検討会で議論を尽くしていただき

たいという思いでおります。

その上で、検討会で一定の方向性が出されましたら、県としての考え方も取りまとめて、早ければこの6月議会で御報告をさせていただきます。議会においても御議論いただきたいと、そういった段取りで進められればと考えております。

○12番（横山文人君） ありがとうございます。

先ほど知事から御答弁があったポイントなどを留意した上で、現在進められている検討会といった手順をしっかりと踏みながら、新しい学群の設置となった暁には、本県のデジタル人材の育成・確保をはじめ、ポストコロナ時代の県勢浮揚に資するものとなるよう、しっかり取り組んでいただきたいと期待をしております。

次に、紙産業技術センターの技術の継承についてお聞きします。

いの町は土佐和紙発祥の地、紙の町いの町として全国的にも有名であり、古くから紙産業を中心に栄えてまいりました。その重要な地場産業である製紙業の振興を支援するため設立されたのが、いの町波川にあります、現在名称高知県紙産業技術センターであります。今回取り上げたいのは、同センターが国内外の文化財の修復に多大なる貢献をしてきたことへの評価と、その技術の継承、存続についてであります。

文化財分野の絵画、書籍等の保存、修復作業において、伝統的な製紙法によりすかれる紙の果たす役割は大変大きく、紙の特性を知ることには修復技術者にとり必要不可欠であります。

かつて補修紙の選択は、専ら肉眼や感触を頼りに行われていましたが、昭和50年代に同センターと国の選定保存技術保存団体との間でオリジナルに近い復元製法を確立、その有用性も認識されたことが契機となり、従来経験や勘に頼っていた本紙料紙の調査や補修紙の選択に科学的な視野が取り入れられるようになりました。

以後、現在に至るまで国指定文化財である国宝、重要文化財の修復の際の繊維組成分析は同センターに依頼されるようになり、近年では年間200件を超える年もありました。

同センターにこれまで蓄積された膨大な紙の分析データと、ほかに比較するものがない優れた分析能力は、実際の修復現場のみならず、歴史学、美術史学など文化財に関わる様々な分野においての研究に役立てられております。

また、補修紙だけでなく、中国や韓国の専門家と共同で、世界最古級と言われる紙の復元製作を試み、科学的解明の一端に寄与するなど、その成果は日本国内にとどまりません。さらに、修復技術者に対する研修の実施など、大規模かつ長期的、専門的な人材育成活動を行うことができる施設は、我が国において同センターのほかにはないと言われております。

そこで、このような国宝をはじめ文化財の保存、修復作業に必要な紙の分析と補修紙の製作において大きな役割を担う紙産業技術センターのこれまでの取組について知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 御紹介をいただきましたように、紙産業技術センターにおきましては、手すき和紙などに関します積み重ねてきた知見と最新の分析技術を活用いたしながら、長年にわたりまして全国の文化財の保存、修復に尽力をしましてまいりました。

この本センターの取組につきましては、文化財の保存、修復を行います団体に加えて、国からも評価を受けておきまして、文化庁の創立50周年を記念した表彰において、全国の試験研究機関で唯一受賞したところであります。このことは、本センターのこれまでの活動が高く評価をされたあかしであるというふうに受け止めております。

こうした紙産業技術センターの取組は、我が

国の貴重な財産であります文化財の未来への継承に大いに寄与するものでございますし、私自身非常に価値のある取組であるというふうに評価をいたしております。

○12番（横山文人君） そのような高い評価を受ける同センターですが、時代の変化に伴い産業としての手すき和紙製造から機械抄紙、さらには不織布やシートなど、特殊紙へと主要な業務対象が移っております。

高知県として設置されている公的機関という性質上、県内の産業振興に資することに重点を置くことは当然だとは考えますが、類似の施設のほとんどが業務を廃止、縮小してきた中で、紙産業技術センターはこうした業務を継続し展開している希少な機関となっております。世界中の紙文化財修理に資する知見を有し、具体的な形につなげることができるという点で、他機関の追随を許さない唯一無二の存在であると言っても過言ではありません。

そこで、同センターの手すき和紙に関する機能をどのように維持・存続させていくのか、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 紙産業技術センターにおけます手すき和紙に関する機能としては、大きく4つございまして、1つ目は、和紙の新製品開発や品質向上を目指し最新の科学的知見に基づく試験研究を行うこと、2つ目は、手すき和紙職人等の製品作りをサポートするため、センターの設備等を活用しまして紙の分析や技術的な助言を行うこと、3つ目は、長年にわたって蓄積した様々な紙に関するデータやノウハウを保存、継承していくこと、最後の4つ目は、センターにある手すき和紙製作に関する用具や設備を適切に維持管理していくこと、この4つでございます。

こうした機能は文化財の保存、修復のみならず、本県紙産業の原点であります手すき和紙の

振興にも必要不可欠なものであると考えておりまして、センターにおいて技術やノウハウを継承できる人材の育成にも取り組みながら、しっかりと維持・存続してまいりたいと考えております。

○12番（横山文人君） よろしくお願ひいたします。

私は平成30年2月定例会におきましても、本県の宝であり、日本一の清流仁淀ブルーのシンボルでもある土佐和紙の振興について御質問をさせていただきました。そして、川上から川中、川下まで土佐和紙振興のグランドデザインを描くべきだという私の切なる思いに対して、庁内プロジェクトチームの立ち上げと総合戦略の策定、実行という取組につなげていただきました。

私自身この町で生まれ育つうちに、土佐和紙の有形無形の貴さ、大切さを身近に感じ、今では紙産業中心ではないけれども、高知県が未来に誇るものとして、何としても維持・存続を図っていただきたいという思いを強く抱いております。そうした中、土佐和紙総合戦略が立ち上がり、徐々に機運が高まってきましたこと、県の皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。

また、このたびの質問を起草するに当たり、紙産業技術センターのこれまでの取組は、さすが土佐和紙の高知だと国内外に誇れるものであると改めて感じた次第であります。

有識者によれば、紙産業技術センターが存在したからこそ、今般の「和紙：日本の手漉和紙技術」のユネスコ無形文化遺産にも登録が実現したとも言われております。すなわち、紙産業技術センターは、紙文化圏全体の文化財保存技術の向上及び伝統的製紙技術の継承になくてはならない存在であり、万が一今後業務が縮小、廃止されるようなことになれば、そのことは取りも直さず本県だけでなく日本、ひいては世界の紙文化財の修復に危機的な状況をもたらすと

言って間違いはないでしょう。

さらに、近年文化財の補修業務は増加傾向にあることから、我が国の文化財を将来にわたって残していくという観点からも、国を巻き込んだ取組にすべきではないかと考えます。

そこで、紙産業技術センターの文化財の保存、修復に関する業務に対して、国とどのように連携をしていくのか、商工労働部長にお尋ねします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 紙産業技術センターにおきましては、これまでも国や文化財の保存、修復を行う団体であります一般社団法人国宝修理装演師連盟、こちらと協力しながら、文化財の修理技術者の育成や補修紙の製作に携わってまいりました。

議員のお話にもありましたように、文化財の保存、修復は国を挙げた取組であり、国などとの連携は大変重要であります。このため、今後はこうした連携をさらに深めてまいりたいと考えております。具体的には、来年度から国の事業を活用して連盟が実施する繊維分析に係る技術者研修を受託してまいります。また、同様に連盟が新たに開始する補修紙製作の後継者を育成する事業にも参画してまいります。

○12番（横山文人君） どうぞよろしくお願ひいたします。

踏まえて、同センターの歴史や役割を振り返ってみれば、本県が設置し、汗をかいてきたにもかかわらず、ユネスコの登録に土佐和紙が入らなかったことが一層残念に思います。

そこで、現在土佐和紙のユネスコ登録に向けた動きはどうなっているのか、教育長にお聞きします。

○教育長（伊藤博明君） 県では土佐和紙の原料生産から製造・販売までを一貫して振興させることなどを目的に、土佐和紙総合戦略を平成30年10月に策定しまして、戦略の中では土佐和紙

のユネスコ登録に向けた取組についても位置づけをしておるところでございます。

これまで県教育委員会では、ユネスコ登録の前提となる国の重要無形文化財の指定に必要な技術伝承の対象となる指定紙の選定と、技術保持団体の設立に向けまして、生産者の任意組織であります土佐和紙保存会と連携の上、ユネスコ登録の先進地から招いた講師による研修会や、土佐和紙関係者との意見交換を実施してまいりました。

こうした保存会の皆様と協議を重ねる中で、技術保持団体の設立に必要な3社以上の経営体の持続的な確保や、土佐典具帖紙や土佐清帳紙など国指定の選定候補となっております和紙をなりわいとして成り立たせることなど、解決すべき課題の困難さも再認識したところでございます。

これらの課題解決に向けましては、土佐和紙の文化財としての価値の周知を図るとともに、国指定の選定候補となっている和紙のさらなる需要拡大や販路拡大など、産業としての持続可能性を高めることに商工労働部などと連携して取り組むことが重要となります。

そのため、今後は保存会をはじめとする関係者の方々と共に、これら課題解決に向けた具体的な計画づくりに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○12番（横山文人君） ぜひともよろしく願いいたします。

今回、土佐和紙のユネスコ登録に向けた動きについて教育長から御答弁をいただきましたが、来年度は組織改編により文化生活スポーツ部の歴史文化財課が担当することとなります。新しい担当課でも土佐和紙のユネスコ登録に向けた取組をしっかりと引き継いでいただき、前に進めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、中山間地域における障害児の支援に

ついてお聞きします。

先日、いの町の山間部にお住まいの御夫婦からこんな相談を受けました。発達障害の支給決定を受け、療育支援のため事業所に通っているが、事業所の送迎が来ないため困っている。夫婦共働きのため夜勤を増やし、昼間動けるシフトを増やすなど仕事をやりくりしながら送迎をしている。しかし、それでも決定を受けた月に10日という療育支援の回数を全部受けられることはほとんどない。いの町の中心市街地の家庭なら事業所の送迎が行き届いており、療育支援をフルに受けることができるが、私たちのような山間部に住まう送迎困難な地域の家庭は、支援の受けやすさに差が出ているということでありました。

御承知のように、発達障害には自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害などがあり、小児期に発見される場合が多く、早い時期に的確な診断を行い、適切な環境で療育をすれば二次的な障害が予防でき、社会への適応能力を高めることが可能だと言われております。すなわち、早期発見と診断、日常生活の中での療育支援、専門的支援が重要となってまいります。事実、相談のあった方からは、事業所に通い始めてから子供が明らかに変わった、伸びてきたと実感しているとのことで、早い時期に適切な支援の重要性を感じたということでありました。

しかしながら、さきに述べましたように、いの町の山間部に暮らす発達障害などのある子供たちは、地域の中に療育支援を受けるための事業所がなく、高知市など他市町村の事業所を利用しています。さらに、事業所への送迎は事業所自体が担当しているところが多く、中山間地域は遠距離であることから送迎の対象範囲とならずに、相談のあった御家庭のように、保護者が送り迎えをしなければサービスを利用できないという現状にあります。

濱田県政では、中山間地域の振興は本県の発展に不可欠であり、中山間で暮らす皆様の声をしっかりと受け止め、全庁挙げて中山間対策を抜本強化するとの考えの下、10年ぶりとなる集落实態調査を実施し、中山間地域に住まう皆様のニーズや意向、思いを施策に反映していくという大変重要な取組を進めております。しかしながら、集落調査では出てこなかったであろう中山間地域における障害児への支援も、この際しっかり講じていかなければならないと強く感じるところであります。

そこで、さきに述べました町の事例と同様に、地理的な課題から療育支援を受けることができない子供の状況について把握しているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県が市町村に対しまして令和4年2月に行いました障害児通所支援に関する調査では、地理的な課題から療育支援を受けることができない子供の状況につきまして、9の市と町から身近な地域に利用できる事業所がないため、療育支援につなげることが困難な子供がいるとの回答をいただいております。

○12番（横山文人君） このような中山間地域に居住する発達障害などのある子供に対して、どのように療育支援の機会を確保していくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 県としましては、療育支援の機会を確保するため、地域地域における民間事業者の参入を進めているところですが、県の中央部では事業者数が増加しているものの、中山間地域では参入が進んでいない状況がございます。

そのため、県では中山間地域におけるサービス確保のため、心理職や言語聴覚士などの専門職による保育所等への訪問を支援し、近くに事業所がなくても保育所等で療育支援を受けられ

る体制づくりを進めているところでございます。保育所等への訪問支援を行っている市町村は、昨年4月では15市町村でしたが、現在は19市町村となっております。

○12番（横山文人君） 先ほど御答弁いただきました、現在県が取り組んでおられます保育所等訪問支援も大切な取組だと考えますけれども、コロナ禍の中、十分に行われているとは言い難いと感じております。

この項、最初の質問の答弁でもあったように、居住する地域によって専門的なサービスが受けられないといった子供が出ないよう、県としてどのように取り組むのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 中山間地域におきまして事業者の参入が進まない要因といたしましては、事業所を運営するための利用者の定員基準が1日当たり10人以上となっております、10人以上の利用ニーズが確保できないことなどが挙げられております。

利用者の定員基準が1日当たり5人以上と設定されているサテライト制度もありますけれども、少人数の利用では事業所の採算面での課題がございます。引き続き、事業者との協議を行うなど、中山間地域における民間事業者の参入促進に取り組んでまいります。

また、市町村とも連携しながら、市町村の療育教室の開催を支援するなど、療育支援の機会の確保に努めてまいります。

○12番（横山文人君） よろしくお願ひいたします。

そうした中で、さきに述べましたように、中山間地域にお住まいの保護者から、事業所への送迎を求める声がありますが、どのように考えているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 中山間地

域での送迎サービスにつきましては、遠距離の場合、人件費など事業所の負担が大きいことから、送迎サービスの対象が一定の範囲内というふうになっております。

中山間地域における送迎サービスの確保につきましては、例えば介護サービスでは送迎に要する時間などに応じて県独自の加算制度を行っているところでございます。その子供に合った療育支援を早期に受けることは、その後の発達の伸びにつながる可能性もあることも踏まえまして、中山間地域での送迎サービスの確保に向けて、介護サービスの加算制度を参考に、県独自の支援について検討をしております。

○12番（横山文人君） ぜひともよろしくお願いたします。

最後に、この一連の課題解決には、県だけでなく市町村との連携や協力が不可欠と考えますが、どのように取り組むのか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 市町村は障害児への支援につきまして、適切なサービスの確保や発達障害などのある子供の早期発見、保護者へのサポートなど、様々な役割を担っていただいております。県としましては、市町村に対しまして心理職などの専門職の確保や派遣、保育士等を対象とした研修の充実、事業所の確保に向けたサポートなど、引き続ききめ細かな支援に努めてまいります。

○12番（横山文人君） ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

私の地元で言えば、いの町の吾北や本川、また仁淀川町のような中山間地域で暮らすことが、療育支援をはじめ厳しい環境にある子供たちや家庭のハンディとならない支援策の拡充をお願いいたします。

以上が私の質問の全てとなりますが、真摯な御答弁をいただきありがとうございます。知

事はじめ執行部の皆様には、長引くコロナ禍において粘り強く対策に努めていただき、感謝申し上げます。

来年度は反転攻勢の年となるよう期待しますとともに、ポストコロナの新しい高知県、そして本県の大多数を占め、発展の源である中山間地域の新しい扉が開かれる年となりますよう、引き続きの御尽力をお願い申し上げます。

最後に、今期で県庁を退職される皆様の御健勝と御多幸を心から祈念申し上げ、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（加藤漢君） 以上をもって、横山文人君の質問は終わりました。

ここで午後3時まで休憩といたします。

午後2時38分休憩



午後3時再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

西内隆純君の持ち時間は40分です。

13番西内隆純君。

○13番（西内隆純君） 自由民主党会派の西内隆純でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問を行わせていただきます。

まず、高知県のサイバーセキュリティ対策についてお尋ねいたします。一部下村議員と質問がかぶりますことを御容赦ください。

サイバー犯罪は、日々手口の巧妙化を重ねるとともに、被害も甚大なものとなりつつあります。先日、日本を代表する企業トヨタ自動車やダイハツ工業、日野自動車などの自動車関連事業者が、部品納入先に対するサイバー攻撃によ

り工場の操業停止に追い込まれました。また、昨年の10月31日未明には、徳島県の町立病院システムがコンピューターウイルスの一種ランサムウェアに感染したことで、8万5,000人のカルテが閲覧できなくなり、新規患者の受入れ停止を余儀なくされました。

本県においても、昨年暮れよりコンピューターウイルス、マルウェアの一種であるEmotetが感染流行しております。Emotetは2019年末頃に世界中で猛威を振るい、日本国内においても確認できただけで3,200組織に被害をもたらしたとのこと。本県では昨年12月末、また本年2月に再流行が確認されております。感染の引き金となったメールは、高知県庁の職員を装い、添付資料の内容確認を求めるものでした。非常に巧妙であり、ネットリテラシーのある人でも油断をすると引っかかりかねない手口でございます。

まず、この件に対して県はどのような措置を講じたのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（徳重覚君） Emotetと考えられる不審なメールが県職員を名乗り県内事業者に送付された事例を確認したため、県民の皆様に向けて県のホームページで注意喚起を実施するとともに、警察への連絡を行いました。また、県職員宛てにも送付される事例を確認いたしましたため、庁内に向けての注意喚起につきまして、12月から計3回を実施しております。

今後も継続して、県民及び職員に向けた注意喚起を行うとともに、職員に対してセキュリティに関する研修や訓練などを行い、ソフト面の情報セキュリティの強化に努めてまいります。

○13番（西内隆純君） ありがとうございます。

感染被害に遭った事業者のお話では、Emotetによってパソコン内の様々な認証情報が盗まれた可能性があることから、銀行などのオンライン決済やソフトのライセンス関係、取引に用い

るサイト等の登録情報の変更に加え、システムの見直しや取引先への通知など多くの対応に迫られたそうです。

一連の対応により本来必要のない多大な機会費用、間接コストが生じたと捉えるべきでしょう。さらに言えば、感染したシステムは他のサイバー犯罪、例えば前述のランサムウェア、有事にはインフラを麻痺させるようなトロイの木馬などの足がかりとして利用される危険性が指摘されています。

Emotetの本県での感染状況についてどのように把握されているのか、警察本部長にお尋ねいたします。

○警察本部長（熊坂隆君） 県警察では、警察本部にサイバー犯罪相談電話を設置するとともに、各警察署においてサイバー犯罪に関する被害届、相談に対応しておりますが、現在のところEmotetに関する被害は認知しておりません。しかしながら、議員御指摘のように県内においてもEmotetと疑われる感染も発生しており、また全国的にもEmotetを感染させる事案が急増していることを踏まえると、今後県内においても被害の発生や拡大が懸念されていると認識しております。

○13番（西内隆純君） 今、本部長のほうからありました、認知しておりませんと。ここが非常に課題なところございまして、多くの方が未知で新しいデジタル空間の犯罪に対して、その登場に十分に対応できていない、戸惑っている現状があるんだろうと思います。とはいっても、そこを足がかりとして、先ほど申し上げましたようなランサムウェアでありますとか、深刻な次の二次被害に発展する可能性がありますので、本当に対応をしていかななくてはならない、県民に対しても事業者に対しても備えをしつかりという啓発をしていかななくてはならないのだろうと思います。

他県の県警では、例えば昨年暮れの流行より、改めてEmotetについての注意喚起が行われているようです。高知県警のホームページやSNSを拝見する限りでは、なかなかその被害報告が上がっていないということもあったと思いますけれども、注意喚起に関する発信は確認できませんでした。

徳島の病院の件に明らかなように、生活に欠かすことのできないインフラがターゲットになった場合には、県民の命に関わる問題に発展しかねないわけであります。県民の生命と財産を守るため、サイバーセキュリティ対策の重要性を県民に周知し、サイバー犯罪の被害の抑止に御尽力いただきたいと思いますが、警察本部長にその決意をお尋ねいたします。

○警察本部長（熊坂隆君） サイバー空間の脅威に的確に対処するため、産学官が連携して対応することが重要であると考えております。県警察では、従来から事業者、大学、自治体等で構成する高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会、それから重要インフラ事業者等で構成する高知県サイバーテロ対策協議会を設置して、サイバー犯罪やサイバー攻撃等の脅威情報を共有し、被害に遭わないためのセキュリティ対策に取り組んでいます。

また、議員御指摘の昨年の徳島県内の病院の事例のように、ネットワークや機器等に潜む脆弱性を悪用した攻撃の対象となる可能性は、本県の病院、金融機関等においても十分想定されることから、これらのものに対してウイルス感染時のリスク等を説明した上で、セキュリティ対策強化の注意喚起を行うなど、サイバー犯罪、サイバー攻撃の両面から県民生活を守る取組の対象を拡大しております。

今後も、サイバーセキュリティ対策の重要性を認識していただくため、県民や事業者に対する注意喚起や様々な媒体を活用した広報啓発

を行うとともに、県警察に寄せられた各種情報には的確に対応し、サイバー犯罪等の被害防止に努めてまいります。

○13番（西内隆純君） しっかりと取組をお願いいたします。私の調べるところによりますと、様々な認証情報等が、まだもちろん犯罪には表立って使われていないわけですが、ダークウェブ、アングラと言われるところで犯罪組織によってその情報が売り買いされていて、何かしら悪意を持った団体がそれを手にしたときには、もっと大きな被害につながるような結果になるわけであります。しっかりと啓発に取り組んでいただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。県民の健康増進についてお尋ねいたします。

過日、高知市の保健機関より姿勢パターン、姿勢年齢、歩行年齢を測定する機会の御案内がありました。私は過去に足首をひどくくじまして、骨にひびを入れたことがありました。痛みが引くまでの間、患部をかばいながら歩いたことから、筋肉、体幹、骨格のバランスを崩してしまい、慢性的な痛みを抱えるに至っています。ここ数年来、マッサージや整骨、鍼灸師をはしごして、さらに血糖値コントロールで始めた水泳も組み合わせ、徐々にではありますが、改善に向かいつつあるように思います。

今振り返れば、筋肉や体幹、骨格のバランスの大切さについて、日頃より心を砕いていれば、あるいはそのバランスが崩れたことを定量的に評価してもらい、早期に適切な治療を受けていれば、もう少し順調に回復していたかもしれないとも思います。

かなり多くの方が腰や肩、首などに慢性的な痛みを抱えていらっしゃるようで、私と同じように対症療法でやり過ぎされているのではないのでしょうか。高知市の取組は、そういった方々に対して根本的な原因について向き合い、対処する機

会を与えてくれるのではないかと期待いたします。

高知市の姿勢パターン、姿勢年齢、歩行年齢をチェックする取組についての評価を健康政策部長にお尋ねいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 高知市では特定健診の結果説明会を魅力あるものにするために、希望される方一定数に対して姿勢パターンや姿勢年齢、歩行年齢の測定が実施されております。

議員が体験された機器以外にもいろんなメーカーの機器により、姿勢年齢や歩行年齢などが測定できるとされていますが、姿勢年齢、歩行年齢がいかなる理論で算出されて、医学的または健康科学的にどう評価するのが適切かなどの情報や論文がまだ私自身も見つけられておりませず、現時点では評価が難しい事案ではないかなと考えております。

ただ、体の状態を見える化することは、運動などの健康行動の取組の成果を可視化できることから、自分の体に関心を持つ、運動に取り組む一つの動機づけになるものと考えております。

○13番（西内隆純君） データの累積も今後必要ということをお答弁いただいた趣旨と理解いたしました。様々データを集めて、少なくとも体のゆがみ、例えば軟骨がすり減ったりでありますとか、その後それが悪化して歩行が困難になるということについて、つなげていくところの早期発見の入り口になると思いますので、今後研究していただいて、検討していただければと思います。

この取組、私もちょっと今言ってしまいましたけれども、歩行困難化や寝たきりを未然に防ぎ、健康寿命の延伸に寄与するものと考えます。この点について健康政策部長に御所見をお伺いいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 令和元年国民生活基礎調査によりますと、介護が必要となった

主な原因は骨折・転倒や関節疾患が約23%となっております。また、立ったり歩いたり姿勢を維持したりする日常生活の基盤となる筋肉、具体的には太ももの前的大腿四頭筋、お尻の大殿筋、それから腹筋群、背筋群はQOLの状態に大きな影響を与えていると言われております。これらの筋肉の強化のために、高知市での取組に限らず、理想的な姿勢や歩行時の姿勢を意識し生活し運動することは、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸に寄与する可能性があると考えております。

○13番（西内隆純君） 主観的な痛みや凝りなどの定性的評価だけでなく、デジタル機器等を用いてIoTとかいろいろ言われますけれども、定量的に評価して問題点を見える化する、体の問題点を見える化することは、自ら改善する作業につないでいく上で有用なツールと考えるわけでありませす。

県でも骨格のゆがみや筋肉のバランス測定等の機会を設け、必要に応じて診療機関等につなげる取組を実施してはどうかと考えますが、健康政策部長にお尋ねいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 今後、高知市での成果や全国的な取組状況を確認し、また医学的または健康科学的な観点から、活用結果の成果についての文献等を集め、評価した上で、今後の対応を考えさせていただきたいと思ひます。

並行して、議員のお話にもあったように、正しい姿勢や正しい歩行というのは健康につながるものだと考えられることから、まずは例えば座り仕事の多い事務職や運転手さんなどに腰痛が多くなる現状がござひます。正しい姿勢は腰痛予防につながることなど、健康経営に取り組まれる事業所などに情報提供などしていきまして、健康づくりのほうに生かしていきたいと思ひております。

○13番（西内隆純君） 心を砕いた答弁ありがと

うございます。ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

それでは次に、救急安心センターについてお尋ねいたします。

本県では、県民に高知県内の医療機関や薬局の検索など、役立つ医療情報を提供するこうち医療ネットのサービスを実施しております。そういった中、来年度において新たに救急安心センター事業を立ち上げるとのことですが、内容について危機管理部長にお尋ねいたします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 救急安心センター事業は、軽症程度の相談者の不安を解消するとともに、救急車や救急医療機関の適正な利用を図り、安定した救急医療サービスを県民の皆様へ提供することを目的としてございます。

具体的には、医師や看護師である相談員が24時間365日体制で救急やけがに関する電話相談に応じるものでございます。相談員は症状を聞き取り、緊急性が高いと判断した場合は直ちに救急車の要請を助言いたします。また、緊急性が低いと判断した場合は、かかりつけ医や症状に応じた診療科目への受診を助言するといった内容でございます。

○13番（西内隆純君） 御答弁ありがとうございます。

こうち医療ネットの中に多分組み込まれるんだろうと思うんですけども、ほかに医療情報の提供や医療機関の紹介を行う救急医療情報センターが既設されています。救急医療を必要とするかもしれない県民のうち、次善の策として救急医療情報センターを利用していた層が、今後多くの割合でこの新しくできる救急安心センターを利用するものと予想いたします。

そこで、事業開始後の救急医療情報センターと救急安心センターの使い分けについて危機管理部長にお尋ねいたします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 救急医療情報セ

ンターは、医療機関の案内サービスを行っておりますけれども、オペレーターが医師や看護師ではないため、医療相談に応じることはできません。このため、医療情報センターでは対応していない救急医療相談の役割を救急安心センターが担っていくということになります。

既存の医療情報センターと今回新たに実施をします救急安心センターの2つのサービスを運用するため、それぞれのサービス内容に関しまして県民の皆様への広報、周知を実施してまいります。医療機関案内を求める電話が救急安心センターにあった場合には、医療情報センターを紹介するなど円滑に運用できる仕組みとしてまいります。

○13番（西内隆純君） この質問をしようと思った背景には、私自身もちょっと相談をしたいと、夜間だったんで、救急外来にかかるか、それともちょっと間を置くべきかどうか判断に迷った瞬間があって、そのときこうち医療ネットを引くと救急医療情報センターの電話番号の御案内があったと。事前に私も説明を受けておって、救急安心センターという事業が来年度立ち上がるということだったので、そこで話を聞いても、今の状態でもって救急車を呼ぶべきかどうかということに対して、アドバイスはもらえないということは分かっておりましたけれども、やはりわりにもすがる思いで救急医療情報センターに電話をして話をして、結局、私は医者じゃございませんので、病院は紹介しますということで紹介をいただいた背景があります。

そういった方が多分潜在的にたくさんいらっしゃって、そういった方々にとって今度始まる救急安心センターが助けになると。そしてまた、消防署で救急車を走らさなければいけない方々が、本来行くべきところに行けるような最適化が図られるんじゃないかなということで、大変期待をするところであります。

ただ、私は誤解してもらいたくない。県民の皆さんにも誤解してもらいたくないのは、やっぱり本当にこれは危ないなと思った方は迷いなく従来どおり119番をかけてもらって、このことによって新しい救急安心センターに電話をかけなきゃいけない、無条件にまずそこに相談するのが筋なんだというような、逆に抑制的に働いてしまって本来助かる命が助からないであるとか、状態が深刻化することのないように、そこら辺は利用者は、本当にこれかと思ったら迷いなくかけてもらいたいというふうに一言申し上げておきたいと思います。

そういうことで、この取組には高いニーズがあることを期待しますけれども、まず県民に利用していただくには、センターの存在と電話番号を知っていただかなくてはなりません。広報にしっかりと努めていただきたいと思います。

そこで、この項の最後に、救急安心センターの電話番号を知事にお尋ねいたします。

○知事（濱田省司君） 救急安心センターの電話番号は#の7119番ということでございまして、趣旨につきましてはただいま議員のほうからしっかり御紹介いただきました。例えば休日、夜間とかで救急車を呼ぼうかどうか迷うというような状況のときには、いきなり119番ではなくて、#7119で御相談をいただくという形で活用いただければありがたいと思っております。

○13番（西内隆純君） ありがとうございます。#7119、皆様しっかり覚えておいてください。

次に、南海地震の記録映像についてお尋ねいたします。

将来発生すると予測されている南海トラフ地震から少しでも多くの県民の生命と財産を守るためには、まず一人一人がこの災害を自分の課題と捉えて備えていくことが必要不可欠です。

昭和21年の昭和南海地震を経験した先人たちも、その課題意識から後世の県民のため様々な

形で南海地震の記録を残してくださっています。その一つに県の「南海トラフ地震に備えてGOOD!!」のページに置かれている記録映像アーカイブがございます。

このアーカイブは、ウィンドウズメディアプレーヤーでの再生対応で、現行のブラウザ等を利用しますと、一度ファイルをローカル環境にダウンロードして再生しなければならないなどの技術的陳腐化が進んでいます。また、映像が白黒で大変見づらいとの声も寄せられています。非常に貴重な記録映像ですから、多くの方が簡単にアクセス可能で、なおかつ映像を見やすいものとしてはどうでしょうか。

具体には、まず映像のデジタル加工を施して鮮明にしてはどうかと考えますが、危機管理部長に御所見をお尋ねいたします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 南海地震による被害をより分かりやすく臨場感を持って伝えていくために、記録映像を鮮明にすることは重要と思っております。現在の技術により、どの程度高画質化が可能なのか、またそれに要する費用等も確認をした上で、前向きに進めさせていただきたいと考えております。

○13番（西内隆純君） ありがとうございます。ぜひその費用、やっぱり予算的制約があるということは分かっていますけれども、3回も4回もリマスターするものでもないと思います。しっかり、費用はかかるかもしれませんが、誰が見ても、これは記録映像として価値のあるものになるように、手を施していただきたいと思います。

そして、さらにOSやブラウザを選ばない様々な視聴環境に対応した配信形式に改めてはどうかと思っておりますけれども、危機管理部長に御所見をお尋ねいたします。

○危機管理部長（浦田敏郎君） 来年度、南海トラフ地震対策課のホームページを改修して、よ

り見やすく使いやすいホームページにすることとしております。この改修に合わせまして、様々な視聴環境に対応できるよう記録映像の配信形式を改めるということにしたいと思っております。

○13番（西内隆純君） よろしくお願ひいたします。

次に、土木行政についてお尋ねいたします。

ちょうど1年ほど前に、高知広域都市計画道路検討委員会において長期未着手路線の見直しの結果が公表されました。令和2年の9月定例会において関連した質問を行っておりますので、事後の確認も兼ねまして質問させていただきます。

まず、この検討結果の概略について土木部長にお尋ねいたします。

○土木部長（森田徹雄君） この検討委員会では、都市計画決定後20年以上事業未着手のまま、土地利用制限がかかり続けている都市計画道路28路線を長期未着手路線として抽出し、見直しを実施いたしました。

具体的には、現時点においても交通渋滞の緩和の効果が大きいのか、歩行者、自転車の安全な移動の確保はできるか、道路予定地内に住宅などの建築物が多くあるかといった項目などを勘案いたしまして、廃止候補路線と存続候補路線に選別をいたしました。その結果、見直し対象路線28路線のうち7路線を廃止候補路線に選定し、残る21路線は引き続き整備すべき路線に選定しております。

○13番（西内隆純君） この検討結果、最終方向性のまとめが今後どのように生かされるのか、土木部長にお尋ねいたします。

○土木部長（森田徹雄君） 廃止候補路線につきましては、令和4年度以降、当該路線のある市町がそれぞれの都市計画審議会に諮った上で、都市計画の廃止を行っていくこととなります。

また、存続候補となった21路線につきまして

は、県や市町がそれぞれ現在実施している事業の進捗状況などを踏まえた上で、円滑な自動車通行の確保や歩行者の安全の確保といった整備効果の高いものから、順次事業実施に向けた準備を進めていくこととしております。

○13番（西内隆純君） ありがとうございます。

今までも多大な時間を要しておるわけであり、計画を見ますと、将来にわたって交通量がどんなふうに変化をしていくか、人口の推移でありますとか細かく見て、その21整備路線というものを決めたというふうに私も理解をいたしております。ということは、あまり時間をかけて、空飛ぶ車ができれば道路が完成しても仕方がないわけでございますので、ぜひしっかりと迅速に前に進めていただければと思います。

次に、海外展開支援についてお尋ねいたします。県ではグローバル化の推進を掲げ、物づくり事業者の海外展開や食品、食材の輸出拡大に力を入れているものと承知しております。一連の取組の中で、相手国に高知の食品、食材を継続的に輸入してもらうためには、まず物を知ってもらい、使ってもらい、よさを分かっていたかなくてはなりません。新聞やテレビ等を拝見しておりますと、日本の飲食サービス事業者が海外に進出し、現地の方を相手に料理を提供し、活躍しているところを見かけます。

この例に倣い、海外において高知の料理を提供する高知発の店が増えれば、最初は高価でニッチな食品、食材に限られた取扱いから、だんだんと輸入し利用する食品、食材の量や種類に広がりが出て、県食材の輸出振興に資するものと考えます。さらには、現地の方が高知の食を通して、その背景にある文化を知り、高知を身近に感じていただく機会につながれば、高知を旅行先に選ぶケースも出てくるかもしれません。

このような視点から、飲食などのサービス業の海外展開を積極的に支援することについて産

業振興推進部長に御所見をお尋ねいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 飲食といったサービス事業者が海外進出するためには、現地の嗜好や商慣行といった市場調査を行った上で、現地法人の設立や従業員の確保などを行う必要がございます。こうしたことを県内の個々の事業者が対応するのはなかなか困難だろうと思います。そのため、海外に幅広いネットワークを有するジェトロと連携しながら、相談対応や市場状況の提供といった支援を行いますことで、県内サービス事業者の海外進出を後押ししてまいりたいと考えております。

○13番（西内隆純君） ぜひお願いいたします。

現実的な処方箋としてはそういうことになるんではないかと思うんですけども、私が産業振興計画フォローアップ委員会でありまして、あるいは我々に配られた資料を見ておるときに、やっぱり物づくりであります分野なんかでは、県がこうします、ああしますと的確に書いてくれています。やっぱりそういうところにサービス業、私は念頭に飲食を置いたわけですけども、やっぱり単語として入っているか入っていないかによって見る側、県民側は全然違うと思うんです。入り口として、なるほど自分もそういうところにチャレンジするチャンスがあるんだというところで、しっかり書き込んでいただければと思います。

もしこの点について御答弁いただけましたら、産業振興推進部長お願いします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 食材を使ったりとかするという意味では、PRはそういう飲食の方が出ていただくということは非常に重要だとは思っておりますけれども、なかなか個別具体的に高知県で作った食材を輸出するという形でお店が出ていくというのも、ちょっと個々個別にまだ御相談も実はいただいているものではないので、そういった御相談をいただいたら、

またそういった個々にも対応したいと思っております。

○13番（西内隆純君） それは御相談がないのであれば、それはそれでいいんですけども、要するにそういうことも相談に乗りますよということ、間口を広くやっていますよということをやっぱり資料の中に書いてあげたらいいと思う。実際に予算をつけるかどうかは、それは出てきた課題で考えればいい話で、そこをジェトロか何なりかにつないでいきますよと。もちろん県のホームページに書いているのは、どんな相談でも受けますよというような形で書いてくれていますけれど、そういうことで間口を広くやっていますということを産振の資料上に見えるような形で取り組んでいただければと思います。

そして、次に林業についてお尋ねいたします。

林業事業者が山林について山主や他の属性、境界等を知りたい場合、市町村に出向き、林地台帳や国土調査による地籍調査成果を参照する必要があります。この際に、幾つかの市町村においては、地籍調査成果が紙媒体で渡される場合があるとお聞きしております。紙媒体で渡されますと、境界情報をパソコンに打ち込み、マップに落とし込む作業が別途必要となります。長い場合で5日程度の時間を要することがあるそうですが、もし電子データの受渡しであれば、僅か5分で作業が終了するそうです。デジタルトランスフォーメーション、働き方改革、林業経営の効率化、様々な観点から改善が必要と感じる事例です。

地籍調査成果を電子データで利用者に渡せるよう、県は市町村に対して働きかけを行ってはどうかと考えますが、林業振興・環境部長に御所見をお尋ねいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 森林の施業などを行う際には、地籍調査が行われた箇所

はその成果となる電子データ、こちらをパソコンやタブレットなどに搭載したGISに取り込みまして施業範囲や境界の確認に活用する、このことによりまして作業が大幅に効率化すると、御紹介のとおりでございます。

この地籍調査成果の電子データの提供につきましては、各市町村、地籍担当さんが行っておりますが、申請自体が少ない、手数料徴収条例に該当する規定がないなどの理由によりまして、自治体によって対応にばらつきがあるという状況と承知しております。

ただ、林業事業者におけるGISの活用、これは非常に進んでおりまして、今後地籍調査結果の電子データ活用ニーズがどんどん増加していくのであろうと考えております。このため、電子でのデータ提供の必要性につきまして、市町村にしっかり御説明していく、そして実施済み市町村の条例の立てつけでございましたり、運用の実際のやり方などにつきまして、情報提供させていただいて、市町村の電子データ提供が進むように強く働きかけてまいりたいと考えております。

○13番（西内隆純君） 前向きな答弁ありがとうございます。ぜひとも進めていただければと思います。

関連する質問でございますけれども、先日の西内健議員の代表質問への答弁にもございましたように、今県では森林クラウドというものが整備されております。森林クラウドでは森林情報のより高度な利活用がうたわれていますけれども、山林に関する情報群、その中で境界情報がどのように活用される予定か、林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

○林業振興・環境部長（中村剛君） 現在、県や市町村におきまして、お話の森林計画図あるいは林地台帳地図に地籍調査成果の電子データを反映させ、より精度を高めた山林の環境情報と

なるよう更新整備しているところでございます。

新たに構築する森林クラウドでは、この森林計画図や林地台帳地図も搭載し、また施業地ごとで境界情報の電子データが取得できるような機能も付加することとしております。これによりまして、県に登録した林業事業者は、森林クラウドから必要な施業範囲のデータを容易に取得できるようになります。

また、衛星測位機能を有するタブレットなどにこうした情報を取り込みまして、現地で行います境界確認の作業にも活用する、そしてその効率を大幅に向上させるということも可能になります。加えまして、誤って施業範囲を超えて木を切ってしまう誤伐がございますが、この防止対策としての活用も想定しているところでございます。

○13番（西内隆純君） ぜひ取組を進めていただきたいと思っております。

今のお話を皆さんに分かりやすいように事例を出してお話をすると、ある林業事業者から、開発をするときに隣の所有者と自分が今から取りかかりたい所有者の境界が分からないという話があって、それを追いかけるのに、国調へ行ってさっき言った地籍調査成果をデータとしてもらうわけですがけれども、それをデジタルで紙か何かに落とすと。途中の、言うたら測量を過去にした変化点というところを記録で残しておくわけでございますけれども、そのくいというか目印も、やっぱり山が動きますので、ずれるわけですね。

じゃあ、それをどうやってもう一度起こすんだといったら、土地家屋調査士か何かに調査で依頼して、お金を払って境界を再度確定し直すという、確認し直すということが作業として必要になると。それではやっぱりとんでもない手間になるので、森林クラウドを使ってタブレットでGPSの機能も使いながら、前の画面とそ

の山の状態を確認しながら、ここが境界だと大まかに確認できる状態を実現しようというものであります。そういう取組によって施業の効率化が上がるんだろうと、デジタル化が進むんだろうというふうに思います。ぜひ進めていただければと思います。

外国人材の確保、活躍についてお尋ねしたいと思います。

県では昨年、高知県外国人材確保・活躍戦略を策定しました。本県の急激な人口減にあって、担い手不足に悩む産業や各種サービスを中長期に支えるため、日本への渡航希望あるいは技術習得を目指す外国の人々の力をお借りしなければならない状況にあることは、皆様御存じのとおりでございます。その外国人材の受入れに際して、入国された外国人が日本の生活環境にいかになじめるかが受入れの成否のポイントになるろうことは想像に難くありません。

県では、そのような観点から、生活者としての外国人の支援に取り組むため、外国人生活相談センター「ココフォーレ」を設置しております。ココフォーレでは外国人だけでなく、外国人を雇用している事業所や市町村役場といった日本人からの相談があると聞いております。また、来所に加え、電話、メールなどの方法で幅広く受け付けていますが、相談の状況はどうなっているのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） ココフォーレは令和元年5月に開所しております。相談件数は、令和元年度は321件、令和2年度は493件、令和3年度は2月末時点で498件、前年の同期比で15%の増となっております。

今年度の2月末までの内訳を見ますと、外国人からの相談が302件、事業者等からの相談が196件で、外国人からの相談が約6割。また、相談形式につきましては、外国人からはメールや対面での相談が多く、事業者などからは電話や対

面での相談が多い状況となっております。

○13番（西内隆純君） 困り事を抱える外国人にとって、ココフォーレは非常に頼りになる存在だと考えております。ココフォーレの相談対応をどう強化していくのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

○商工労働部長（松岡孝和君） 1つには、現在ココフォーレでは高知弁護士会や法テラス高知と連携しまして、法律相談を年2回実施しております。これまでは1回当たり1日実施してきたものを、より多くの外国人に参加していただくために、期間を1週間にそれぞれ延長してまいります。また、市町村役場とココフォーレをオンラインで結び、ココフォーレまでお越しただかなくても、身近な市町村役場に行けば相談ができる仕組みを現在検討しております。今後市町村にも協力を要請していきたいと考えております。

○13番（西内隆純君） しっかりとよろしく願います。高知県の直面する現実的な課題と、外国人の生活の利便性、しっかり折り合いをつけていくということが、非常に重要な成否のポイントになると思います。よろしく願います。

最後に、教育についてお尋ねいたします。県立学校などの裁量的予算として、ハイスクールプランがございます。学校がさらなる特色化を進める上で要する経費を賄うためには追加となる財源が必要です。今定例会で他の議員方も御提案されておりましたが、民間資金の活用はいかがでしょうか。他県の資金調達事例を見ますと、公立学校が主体となってクラウドファンディングやふるさと納税などを活用しているケースがございました。

こういった事例も参考にしながら、本県の県立学校が事業予算を確保するために、クラウドファンディングやふるさと納税を活用すること

について教育長の御所見をお尋ねいたします。

○教育長（伊藤博明君） 県立学校の教育環境のさらなる充実に向けまして、クラウドファンディングなどを活用することは有効な手法の一つであるというふうに考えております。

これまでも各高等学校の予算要求の中から、課題解決につながり、多くの県民の皆様にご共感いただけると想定されるものを選定いたしまして、クラウドファンディングを実施してきております。昨年度は、宿毛工業高校におきまして、社会に貢献する建設技術者を育成するというを目的として、このふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングによりまして寄附金を募り、測量機器を購入させていただきました。

今後とも、県立学校の特色化や各学校の課題解決のための手法としまして、このクラウドファンディングやふるさと納税も活用しながら、教育環境の充実に努めていきたいというふうに考えております。

○13番（西内隆純君） ありがとうございます。

既に活用事例があるということでございます。それは多分ハード・ソフト関係なく使えるものなんだろうと思うんですけども、その点御確認してもいいですか。

○教育長（伊藤博明君） 主にハード的なもので、将来において維持費とか、そういった負担がないようなものを選んでおります。これまで高等学校におけるマスクや消毒薬の購入であったり、それから楽器の購入なんかを対応しておりますけれども、まだソフトということについては行っておりませんし、もしそういったことになれば、そういったソフト対策で使うことが適切かということについて、ちょっと改めて検討して対応していきたいというふうに思います。

○13番（西内隆純君） ありがとうございます。ぜひ事例を横展開して、それぞれの学校が特色

あるものになるよう知恵を凝らしていただきたいと思います。

最後に、今年度で退職されます県庁職員の皆様、本当にお疲れさまでございました。立場は異なり、また違う新しいステージで活躍されますが、共に我々もその退職される皆様も、高知県のためにこれからも一緒に汗をかいて頑張ってくださいませ。

それでは、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、西内隆純君の質問は終わりました。

ここで午後3時45分まで休憩といたします。

午後3時40分休憩



午後3時45分再開

○議長（森田英二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

桑名龍吾君の持ち時間は40分です。

19番桑名龍吾君。

○19番（桑名龍吾君） 自由民主党の桑名龍吾でございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入りますが、今定例会最後の質問者となりました。せっかくですので、明るい話題から入らせていただきたいと思います。

連続テレビ小説らんまん、放映が決定をいたしまして、コロナ禍で本当に明るいニュースが飛び込んできたところでございます。

この誘致活動につきましては、2018年春、民間の10名足らずの人たちでございますけれども、「朝ドラに牧野富太郎を」の会」というものを立ち上げました。私もその設立当時からアドバイザーとして関わらせていただいたところで

ございます。

そして、まず何をしたのかといえば、やはり朝ドラに牧野富太郎ということで署名運動を始めました。全体で4万1,000筆集まったところでございます。そして、段階的にこの署名を持って濱田知事、そして前佐川の町長でございました堀見町長、小田越知町長、そして県選出の国会議員の皆さん方が2回ほどNHKの会長のほうに要望に行ったところでございます。この4万筆のうちの1万7,000筆が、これ県外の方からの署名でございまして、東京では5,000、埼玉、神奈川でも1,000を超える署名をいただき、牧野先生のこの全国的な人気と申しますか、知名度の高さというものも改めて知ったところがございます。

何で牧野先生が今回題材に上がったのかといえば、やはりコロナ禍で日本中が意気消沈をしている、そういったマインドを、やっぱりモチベーションというのを上げるために、花の持つ力で日本というものを明るくしていこうということで、私はNHKは題材に決定をしたというふうに思っています。

だからこそ、これまで高知県が題材になった大河ドラマ龍馬伝とか功名が辻がありますけれども、やっぱり歴史物とは違った観点ですね、これは振興策を組んでいく必要があるんじゃないかなと思っております。

牧野先生も高知県内いろんなところを歩いて、今回いろんなその先生の歩いたところが整備されると思いますけれども、整備に当たっては、やはり花の持つ力というものをいかに生かしていくのか。花を植え、そして育て、そしてそれをめぐる、またそれを繰り返していくことで、我々が目指すSDGsとかサステナブルとか、要は持続可能な社会をつくるための、らんまんというものはきっかけにさせていただければと思います。

牧野植物園の役割というものもどんだん地域のほうに出ていって、地域の皆さん方に植物の奥深さとか楽しさとかを広めていく、そんな仕事も牧野植物園もしていただけるのかなというふうに考えております。牧野先生は今年生誕160年、そして牧野植物園のお隣の竹林寺さんも来年開院1,300年という、まさに時宜を得たことでございます。

知事においては、今回これは観光というものの振興というのは当然でございますが、ぜひ中山間振興とか、また移住政策、教育、健康づくりまで踏まえた、このドラマを使った振興策というものもお願いをしたいと思いますけれども、知事に御所見をまずお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） お話がありましたように、連続テレビ小説らんまんは、ひたすら草花に愛を注ぎました牧野博士をモデルといたしまして、NHKのほうでも爽やかで明るい内容にしたいというような御意向をお持ちだというふうにお聞きをいたしております。

コロナ禍によります閉塞感が、お話がありましたように漂う中でございますけれども、このドラマの放送によりまして、県民の皆さんに明るい気持ちが広がっていくということ、そして地域が元気を取り戻す、そうしたきっかけになればという気持ちは私も同じように持っているところでございます。

このドラマをきっかけといたしまして、お話がありましたように、まさしく県内各地で花を植えたりとか、あるいは自然を散策しようといった形での地域活動が広がるということになりますと、地域のコミュニティーの再生でありましたり、県民の皆さんの生きがいがづくり、こういった点でも有形無形の効果が及ぶのではないかと考えております。

その意味で、御指摘がありましたように、観光振興はもとよりであります。この観光振興

という分野に限らず、より幅広い分野でこのドラマの効果をもたらしていきたいというふうに考えております。その意味で庁内の関係部局、非常に多岐にわたりますけれども、これを集めましたワーキンググループをせんだって発足させていただいたところでございまして、各部局それぞれの視点から考え得る活性化策というものを詰めていくという作業に入っているところでございます。

また、来年度に入りましたら、できるだけ早い段階でこの我々県庁、役所だけではなく、官民挙げた形での推進組織というのもつくってきたいと考えておりますが、本日いただいた御指摘も踏まえまして、その際にはより広い分野から官民で集まっていただくという形を呼びかけさせていただきたいというふうに思います。

このドラマの放送を契機といたしまして、様々な切り口から地域の活性化を追求していきたいという思いは私も全く同じでございまして。そうしたことを通じまして、生き生きと暮らしている高知の実現に向けて、さらに前へ進んでまいりたいというふうに考えております。

○19番（桑名龍吾君） ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルスの感染症対策について質問をいたしますが、今定例会でも多くの質問が出ました。触れられなかった部分について質問させていただきたいと思っております。

第6波、本当に感染力が強くて、今も高止まりの状況が続いております。ただ、この間心配していた医療崩壊というものも、もう現場の皆様方の本当に懸命な取組で招かずに終わったということで、本当に現場の皆様方に敬意を表するところでございます。

そして、一方経済対策については、1月の下旬から2月の中旬にかけて、ちょうどまん延防止等重点措置をかけるかどうかといったときに、

県民の皆さん方のほうから、対策が後手に回っているのではないかとというような声も聞こえてきましたが、ただ、今、後から思えば、まず国の復活支援金というのができて、そしてまた次に県独自の業種を問わない臨時給付金、そして雇用維持の給付金、そしてこれは経済対策ではございませんが、高知家あんしん会食推進の店の応援金、そしてまん防への協力金ということで、メニューが全部そろった時点で、何か自分たちもその支援策にかかることができるのではないかとということが分かったときに、これだけでは足りませんが、県民の皆さん方も大分落ち着いてきたのではないかなというふうに振り返るところでございまして。

今回、第6波は今続いておりますが、これから第7波、第8波というものに対しても、やはり対策というものを練っていかねばなりません。そのためには機動的な対策が必要ですし、そのためには今度は機動的な財源というものも必要になるかと思っております。

その中で少し私が考えたのが、今年度から高知県競馬組合の利益配分金というものが、結構多くの金額が入ってくるということでございます。これを活用できたらというような思いがありますけれども、まずは農業振興部長に、この高知競馬の利益配分金の推移をお聞きしたいと思います。

○農業振興部長（杉村充孝君） 高知県競馬組合から県への利益配分金につきましては、高知競馬の好調な売上げを背景に、平成30年度に36年ぶりに再開しております。平成30年度は3,100万円余り、令和元年度は2,300万円余り、令和2年度は4,300万円余りとなっております。

この間に売上げは、平成30年度の約430億円から令和2年度には約850億円にまで大幅に増加しております。そうしたことから、競馬組合と県、高知市の3者で協議しまして、新しい配分方法、

ルールを定めて、令和3年度の利益配分金は9億3,900万円余りと大幅な増額となっております。

○19番（桑名龍吾君） ということ、この計算方法というのは、売得金の1.5%ということですので、今の売上げが続けば、約10億円というお金が毎年県のほうに入ってくるということでございます。

そこで、この10億円というものを今一般財源の中に入れるという、これも必要だと思うんですけども、これをもしコロナ対策の基金として積み上げていけば、より機動的にコロナに対して財源を使っていけるというふうにも私は考えるところではございます。

今後、この高知競馬からの利益配分金というものをどのように利用していくのか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（徳重覚君） 地方競馬は競馬法の規定に基づきまして、地方財政の改善に貢献することが目的とされております。競馬事業を運営している多くの自治体では、利益配分金を一般財源収入として受入れしております。

高知競馬の利益配分金は、自主財源の乏しい本県にとりましては貴重な財源でございます、このような財源があるからこそ、御指摘いただいています新型コロナウイルス感染症対策であったりとか、県勢浮揚に必要な施策を実施できているというふうに考えております。こうした県財政への貢献はありがたいものでございまして、財源不足が続く中では、まずは一般財源収入として有効に活用させていただきたいと考えております。

一方で議員から御指摘いただいているように、利益配分金を活用して何らかの基金を造成していくことも活用策の一つと考えております。今後、一定の財政需要が見込まれる際には、その財源確保策の一手法になるものと考えておりま

す。

○19番（桑名龍吾君） 競馬ファンの皆さん方も、自分たちが出したお金というものが、そういう県政のために使われているということが示されれば、さらに高知競馬というものを盛り上げていただけたと思いますし、また競馬関係者の人たちもさらに発奮をして、盛り上げていただけるのではないかなと思っております。ぜひ有効に、県勢発展のためにこの利益配分金というのを使っていただきたいと思います。

そして、次は今年もプロスポーツ、そしてアマチュアスポーツのキャンプの皆さんが来られました。ただ、残念なことに、アルビレックス新潟、埼玉西武ライオンズ、そして阪神タイガースでは選手、そして関係者の皆さん方の中でコロナに感染された方も出たわけでございます。その場合、どのように対応したのか、文化生活スポーツ部長にお聞きいたします。

○文化生活スポーツ部長（岡村昭一君） お話がありました3チームともに感染された方々は全て無症状または軽症であり、入院の対象となった方はいらっしゃいませんでしたが、他方で本県で感染者が急増し始め、県として宿泊療養施設への入所の対象について、体温が38度以上で解熱剤服用の効果のない方や、リスクの高い方に重点化せざるを得なくなった時期に陽性が判明し、宿泊療養施設への入所ではなく自宅療養の対象とされた方々がいらっしゃいました。

これらの方々の県内での滞在先の確保につきましては、チームの御要望にお応えし、高知県観光コンベンション協会が中心となりまして、民間の賃貸住宅のほか、企業や個人が所有する施設を手配するなど、可能な限りの対応をいたしました。しかしながら、結果として滞在先が見つからず、やむなく地元に戻られた残念なケースがございました。

○19番（桑名龍吾君） 報道にもあったんですけ

れども、まだ宿泊療養施設というのが満杯にはなっていなかったんですが、規定では自宅に帰れと。でも、自宅といたって、これアルビレックス新潟なんですけれど、自宅が新潟にあるということで、翌日新潟に車で帰ったというようなことであって、こんなことが今後起こらないようにしてもらいたいと思います。

その後、県としてもこのような事例が起こったときにどう対応するかというのは、今検討はされていると思いますが、そのことにつきまして文化スポーツ部長にお聞きいたします。

○文化スポーツ部長（岡村昭一君） 今後の対応といたしましては、まずはチームに対しましてキャンプ前のPCR検査または抗原定性検査の実施を要請すること。その上でキャンプ中に感染者が発生し、入院または宿泊療養施設への入所の対象となった場合には、関係機関への要請を行うなど、スムーズな入院、入所に協力すること。さらに、その時々状況により、宿泊療養施設に入所できず、滞在先の確保が必要となる場合もあり得ることを事前にチームに周知するとともに、県内での滞在先の確保について可能な限り協力をすること。こうした内容を関係者間で共有いたしまして、高知県観光コンベンション協会と共によりしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○19番（桑名龍吾君） ぜひよろしくお願いたします。

次に、コロナの影響もありまして、2021年の人口の転出超過が1,528人と、現在の統計の方法となった2014年以降では最少となりました。これをどのように分析するのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 今お話にございましたように、令和3年の本県の転出超過は、コロナ禍前の令和元年と比べますと何と4割近く縮小しております。この要因ですけれど

も、これまで減少傾向にありました転入者、要は入ってくる人が徐々に減っておりましたが、それが増えております。もう一点、転出する人が大きく減少したことによるものでございます。

最も転出超過数が減少したところは、やはり東京都で、プラス・マイナス、342人です。この要因としましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、東京に本社を置く企業の採用や、転居を伴います異動の抑制といった影響が考えられます。

一方、東京都からの転入は2割程度増加をしておりますして、増加率でいいますと鳥取県、長野県に次いで本県が全国第3位というふうな位置になっております。コロナ禍によりまして、遠方であっても自然豊かな地方が選ばれる傾向があるのではないかとこのように考えております。

○19番（桑名龍吾君） いい傾向というか、転出超過が大幅に緩和をされているということでございますが、今後さらに転出超過を減少させるためにどのように対応していくのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

○産業振興推進部長（沖本健二君） 先ほど申し上げました東京都からの転入増加率全国第3位という結果からも、自然豊かな本県は移住先として人気が高まっていると言えるのではないかと考えております。こうしたトレンドをしっかりと捉えますためにも、移住者のニーズに応じた仕事の掘り起こしや住まいの確保、シェアオフィスの整備といった受入れ体制の充実が急務だと考えております。

あわせて、若者の関心が高いアニメ産業や今後有望なヘルスケア産業の集積を図るなど、新たな産業の創出に取り組み、魅力ある雇用の場を数多く確保しますことで、県外への人口流出を食い止めたいというふうに考えております。

○19番（桑名龍吾君） ありがとうございます。

次に、県職員のお昼休み、休憩時間の分散について質問させていただきますが、今現在コロナ対策ということで、売店とか食堂が密にならないために、11時30分から2時までの休憩時間を取っております。ただ、私も県庁の売店とか食堂に行ったら、12時前にそこで買物していたり食事をしている人というのは見受けられないわけでございますけれども、ぜひ働き方改革の面からしても、これは有効なものでもあろうかと思っております。

さらに、このフレックスの昼食タイムというものを続けていただきたいと思いますが、総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（徳重覚君） 県職員の休憩時間を変更できる制度につきましては、感染防止対策の一環として、県内で感染が広がっている間、県の目安のステージが赤または紫のときでございますが、この間、昼食時の飲食店等の混雑を避けるために導入をいたしました。

制度を利用した職員からは、混雑を回避できた、業務の都合に合わせられてよかったという評価もございましたが、一方で利用しなかった理由として、前日までの申出が必要なため利用しづらいとか、あとは県民の方の目も気になるといったような声もございました。

このため、より利用しやすい制度となるように、当日でも申出を可能とする手続面での見直しは検討していきたいと考えております。今後、さらに職員に対しては機会を捉えて制度の周知、利用の呼びかけを行っていきたいと思います。

○19番（桑名龍吾君） ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

続きまして、燃油高騰について質問をさせていただきます。

国は燃油価格の高騰を抑制するために、石油元売会社に支給している補助金の上限を1リットル当たり5円から25円へと拡大いたしました。

そしてまた、岸田総理は凍結解除もあらゆる選択肢を排除しないと、政府全体で検討すると言っておりますけれども、トリガー条項の凍結解除が県財政に与える影響はどれぐらいあるのか、総務部長にお聞きいたします。

○総務部長（徳重覚君） 仮にトリガー条項が凍結解除された場合でございますが、県の税収のうち軽油引取税と地方揮発油譲与税に影響が発生いたします。その影響額は仮に令和4年度当初予算ベースで試算した場合でございますが、1年間で約27.1億円となります。具体的には、軽油引取税が約24億円の減収、地方揮発油譲与税は約3.1億円の減収が生じる見込みとなります。

以上でございます。

○19番（桑名龍吾君） そういった地方財政への影響があるということでございますが、トリガー条項の凍結解除の是非について知事はどのような考えを持っているのか、お聞きいたします。

○知事（濱田省司君） ロシアのウクライナ侵攻による影響もございまして、当面この燃油価格の高騰というのが続くということも想定をされるわけでございます。

お話しありましたように、政府のほうでは先週追加対策といたしまして、1リットル当たり5円の補助金を大幅に拡充するという対策を講じられておりますが、トリガー条項の凍結解除は、今回は見送られたということでございます。ただ、仮に凍結が解除されるということになりますと、ただいま総務部長から答弁いたしましたとおり、数十億円オーダー、年間になりますけれども、県財政に穴が空くという形になります。そんな意味で、県財政を預かる立場としては、これはとても受け入れられないというものでございます。

いずれにいたしましても、燃油価格の高騰問題、全国的な日本経済全体の問題だということ

でございますから、これは国において責任を持って地方財政に穴が空かないような形で対応を考えていただきたいと、こう考えております。

○19番（桑名龍吾君） ありがとうございます。それぞれ国のほうもどう対応してくるのかというのはあるかと思いますが、その状況を注視して取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、医療的ケア児への支援について質問をいたします。

昨年9月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。これは、国や地方自治体の責務を明らかにするとともに、社会全体で支援していくというものでございます。家族会の皆様方も昨年要望のほうにも上がり、そして来年度の予算を見ましても新規事業、そして今までの事業も拡充ということで、充実が図られていることは承知をしております。今回は少し確認の意味も含めまして質問をさせていただきます。

昨年9月議会で西内健県議の質問に、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわの充実を図るとともに、医療的ケア児や家族に対する適切な支援を行うため、サテライトの支援センターの設置についても検討するというふうにお答えがありました。

それについて今どこまで検討されているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） 本県では、昨年4月に御家族からの様々な相談に対応するための拠点でもあります、重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターきぼうのわを南国市に設置しております。御家族に対しまして相談などきめ細かな対応を行うためには、南国市にあるセンターに加え、幡多地域などへのサテライトの設置が必要であると考えております。

サテライトは、センターとの一体的な運営が望ましいことから、現在センターの運営を委託

しております法人とサテライト設置に向けて具体的な協議を進めております。県としましては、できるだけ早い段階でサテライトの設置をしたいというふうに考えております。

また、サテライトを設置するまでの間も、センターから遠い地域にお住まいの方々への支援を充実するため、令和4年度はセンターの旅費等の運営費を増額し、県内全域にセンターの支援が届くよう体制を強化してまいります。

○19番（桑名龍吾君） 次に、コーディネーターについてでございますが、多くのコーディネーターを養成するというふうにしております。歓迎されることですが、家族の皆さん方はそのコーディネーターがどこの機関にいるのかというのが分からないというのと、もう一つは病院とか今度は療育福祉センターなどの地域連携室などにも配置をしていただきたいというような様々な声がございます。

そういった意味で、今後コーディネーターの配置と体制づくりについてどのように考えているのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（山地和君） より身近な地域で医療的ケア児の支援に当たります医療的ケア児等コーディネーターにつきましては、現在県内47か所の事業所や医療機関等に従事しております82名の専門職の方が、コーディネーター登録を行っていただいております。令和5年度までに120名の登録を目指しております。また、退院前の御家族の不安を解消するため、NICU——新生児集中治療室のある病院や県立療育福祉センターの地域連携室に、コーディネーターの配置を進めているところでございます。

このようなコーディネーターの配置状況を御家族の皆様に分かりやすくお伝えできるよう、医療的ケア児等支援センターを中心に周知を図っていくほか、ホームページ等で情報を発信

してまいります。加えまして、来年度からコーディネーターを対象といたしました、より実践的な研修を新たに実施するとともに、コーディネーターをサポートするため、医療的ケア児等支援センターの人員を増員するなど、支援体制の充実を図ってまいります。

○19番（桑名龍吾君） ありがとうございます。

次は、小児在宅医の育成・確保について質問しますが、医療的ケア児に対応する小児在宅に24時間対応できる診療所は、県内で1か所であるというふうに聞いております。重度の医療的ケア児に対しては病院医療のみではなく、在宅での訪問診療と24時間対応の往診によるサポートが望まれますが、小児科医師自体が少ない中、小児在宅医を増やすことは困難と思います。

そこで、今現在普通の在宅医の皆さん方が医療的ケア児も対応できるように、領域を広げていくということも考えられるんですけども、今後小児在宅医の育成・確保についてどのように考えているのか、健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 県内では小児科医師が106名と少なく、またその70%が病院勤務であることから、医療的ケア児の在宅診療を行う小児在宅医を短期間に増加させることは難しい状況となっております。

このため、医師会等を通じて高齢者などへの在宅医療に携わる医師に対して、国が実施する、小児在宅医療に関する人材養成講習会への参加を呼びかけるなど、在宅医療から小児在宅医療へと裾野を広げるための取組を進めてまいります。また、小児在宅医療に関する研修会に参加された医師に協力いただいて、他の地域の医師に対して小児在宅医療に必要な知識や技術を知っていただくような取組も併せて進めていきたいと考えております。

○19番（桑名龍吾君） 次は、医療的ケア児に対

応できる看護師や訪問看護師についてでございますが、在宅支援、就園、就学等においても、医療的ケア児の支援にはこの看護師の皆さんは欠かせないものでございます。その確保や養成を図っていかねばなりません、県としてどのように育成・確保に努めていくのか、健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 現在、医療的ケア児への対応が可能な訪問看護ステーションは県内に10か所ございますけれども、高知市周辺に集中するなど地域の偏在が見られます。現在、高知県立大学に設けております訪問看護師養成の寄附講座におきまして、医療的ケア児の在宅看護を研修科目に取り入れるなど、地域で小児に対応できる訪問看護師の育成を進めております。

県としましては、今後は看護協会など関係機関との連携を図りながら、ある程度の経験を積んだ看護師を対象に医療的ケア児の支援に関する研修を実施してまいります。また、県内の看護師養成所に在籍する学生を対象に、医療的ケア児の御家族による講演や医療機関、特別支援学校での実習などを行い、医療的ケア児に対する関心を高めながら、将来対応できる看護師確保につなげてまいります。

○19番（桑名龍吾君） 医療的ケア児は、今57名ぐらいいらっしゃると思います。何百何千という方が対象になるわけではございませんので、やはり支援は面的なものではなく、きめ細やかな、それぞれの事情に合った対応をしていただきたいとお願い申し上げます。

次は、地域薬局の在り方について質問いたします。

近年、大学病院や自治体病院で、病院の敷地内に調剤薬局を開設するという事例が続いております。これは2016年の規制緩和によるものでございますけれども、敷地内でも調剤薬局が可

能になったということを受けたものです。しかし、実態は調剤薬局の開設だけではなくて、それに併せてコンビニとかレストランとかを建てることを大学側、病院側から求められたり、またプロポーザルでこういったことができますよということで、併せてアメニティー棟を造るといような事例も見受けられるところがございます。

医療機関と薬局が経営と業務を分離し、お互いが独立性を持ちながら医療の質を高めるとい、よく言う医薬分業の方向性とは違ったものと考えますけれども、医薬分業と敷地内薬局との整合性についてどのように考えるのか、健康政策部長にお聞きいたします。

○健康政策部長（家保英隆君） 医薬分業の理念は、医師と薬剤師が独立の立場からそれぞれの機能を発揮し、患者が安心して医療を受けられることを確保するもの、これはもう議員のおっしゃったとおりでございます。

医療機関が特定の薬局に患者を誘導しない、そのことはもう当然のことといたしまして、敷地内薬局の開設者は医薬分業や服薬情報の一元管理や在宅対応といった地域包括ケアにおけるかかりつけ薬局としての趣旨などを踏まえて、適切に対応されるべきものと考えております。

○19番（桑名龍吾君） 全国的に敷地内薬局を開設しているのは全国の手数薬局であります。全国大手薬局の進出は、本県薬局での課題である薬剤師不足や地域偏在に拍車をかけるものと私は考えるところでございます。また、本県が進める高知版地域包括ケアシステムの核となる患者、かかりつけ医、かかりつけ薬局という関係を分断するものではないのかなというようにことも思っているところでございます。

このような敷地内薬局が進んだ場合、高知版地域包括ケアシステムに与える影響というものをどう考えるのか、健康政策部長にお聞きいた

します。

○健康政策部長（家保英隆君） 本県では高知県薬剤師会と協働しまして、患者のための薬局ビジョンに基づき、高知家健康づくり支援薬局の認定や、病院と薬局の薬剤師の連携、在宅訪問薬剤師の養成など、かかりつけ薬局としての機能強化に努めています。加えて、地域の薬局間の連携にも力を入れております。

こうした取組によりまして、地域の薬局が連携しながら、かかりつけ薬局の機能を発揮して、高知版地域包括ケアシステムを支える役割をしっかりと果たしていただける薬局の普及を進めてまいります。今後も敷地内薬局が設置された場合でも、こうした取組を継続することで、高知版地域包括ケアシステムに対する影響はほとんどないものと考えております。

○19番（桑名龍吾君） 敷地内薬局は決して法律に違反しているわけでもなく、制度としてあります。ただ、先般の国会でも予算委員会の分科会で、私が言ったような同様の懸念される質問もありました。そういった中で、せめて県の病院であります幡多けんみん病院、あき総合病院、そしてまた高知医療センターにはこの敷地内薬局というものは検討しないでいただきたいなという思いもありますけれども、知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（濱田省司君） 今回の規制緩和は、患者さん方の利便性の向上という観点から行われたものというふうに承知しておりますけれども、この両県立病院におきましては、既に病院の近隣には複数の調剤薬局があるということでございまして、その意味で患者さんの利便性は確保されているというふうに考えておりますので、この県立の両病院におきまして敷地内薬局を設置するという事は考えておらない状態でございます。

また、高知医療センターに関しましては、こ

これは設置者であります県市の病院企業団の判断に属することとなりますが、今のところ敷地内に薬局を設置するような状況にはないというお立場だというふうにお聞きをしております。

県民の皆さんが安心して薬を服用いたしまして、薬に関する相談が容易にできるということが大事だと考えておりますので、引き続き高知県薬剤師会あるいは各薬局と連携をいたしまして、かかりつけ薬局の機能の強化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○19番（桑名龍吾君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後にI o Pプロジェクトの推進について御質問いたします。

I o Pプロジェクトにつきましては、その効果とか取組とか、そういったところはしっかり説明もあるところではございますが、クラウドの費用負担について、まだまだこれは議論もされていないというか、公表はされていないと思ひます。

今後、この費用負担についてどのように考えているのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） I o Pクラウドの維持管理費は、利用者数やサービス内容に応じて増減します。現状のサービス内容で県内の施設園芸農家約5,500戸に利用が広がると想定した場合、およそ7,500万円の維持管理費がかかると試算しております。

I o Pクラウドは本県におけるデータ駆動型農業の推進に不可欠な基盤であり、また県の営農指導業務に活用していく必要があることから、その維持管理費については県が一定の負担を行っていく考えを持っております。その上で、このクラウドはJ A自らが行います営農指導にも役立つツールとなりますことから、J Aに対して負担をお願いしているところでございます。

また、一定の時期には直接の受益者である農家の皆様にも御負担をしていただく方向で検討してまいります。

○19番（桑名龍吾君） 今、農家の皆さん方の関心事というのはコストなんですね。燃油が高騰しているということと、農産物の値が上がらないということです。そして、このI o Pに参加をするとき、どれぐらい自分たちが最終的に負担をしなければならないというところは、農家の皆さん方も大変大きな関心を持っているところでございます。

そういった中、農家の利用料については理解をしていただいた上に徴収をしなければならないと思ひますが、その点についてどのように考えて取り組んでいるのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 農家の皆様の負担に関しましては、現段階では出荷や市況、気象情報の見える化やお知らせ機能など、一律に提供すべき基本機能については行政サービスとして位置づけ、利用料は徴収しない考えでございます。一方、環境データの監視による警報通知やカメラ画像からの生育診断など、農家のニーズに応じた個別機能については、利用に係る公平性と受益者負担の観点から有料とする方向で考えております。

有料化の時期や金額については、I o Pクラウドは本年度から試験的に運用を開始し、現在農家の皆様への普及とともに、農家の所得向上と省力化に寄与できるものとなるよう進化している段階であるため、こうした状況や農家の皆様の御意見、さらには農業を取り巻く環境変化なども踏まえまして、慎重に検討を進めてまいります。

○19番（桑名龍吾君） 農家からの利用料の徴収は普及の大きなハードルにもなり得ると考えます。今後、I o Pクラウドの利用者を増やして

いくためにどのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（杉村充孝君） 有料化の方向で検討中の個別機能は、さらなる収量アップに加え、省力化や省エネルギー化をもたらすものになります。そのため、多くの農家の皆様に御利用いただきたいと考えており、現在プロトタイプの試行運用において、より使いやすいシステムへの改良、生産現場における効果の共有、魅力ある機能の拡充などの取組を進めているところでございます。

中でも機能の拡充では、これまで数値化できなかった作物の光合成などの生理・生育情報を可視化する世界初の生理生態AIエンジンに大いに期待しているところでございます。今後もこうした取組により利用者の増加を図ってまいります。

○19番（桑名龍吾君） ありがとうございます。予定の質問は終わったところでございます。

らんまんは、本当にいい高知県の浮揚のチャンスになろうかと思えます。これまで高知県のイメージというのは酒とカツオと坂本龍馬といったところではございますが、それに併せて花をめぐるというそのぬくもりのある人間も高知にもいるんだよということをアピールできれば、さらなる高知県のイメージアップにもつながろうかと思えます。

そういったすばらしい高知県を来年度も皆さん方と築けるよう我々も頑張っていきますので、よろしくお頼みを申し上げまして、私の一切の質問と代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（森田英二君） 以上をもって、桑名龍吾君の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（森田英二君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（森田英二君） ただいま議題となっている第1号から第72号まで及び報第1号から報第3号まで、以上75件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末458ページに掲載〕



○議長（森田英二君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明11日から22日までの12日間は委員会審査等のため本会議を休会し、3月23日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月23日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時27分散会

令和4年3月23日（水曜日） 開議第8日

出席議員

- 1番 桑 鶴 太 朗 君
- 2番 上 治 堂 司 君
- 3番 土 森 正 一 君
- 4番 上 田 貢太郎 君
- 5番 今 城 誠 司 君
- 6番 金 岡 佳 時 君
- 7番 下 村 勝 幸 君
- 9番 土 居 央 君
- 10番 野 町 雅 樹 君
- 12番 横 山 文 人 君
- 13番 西 内 隆 純 君
- 14番 加 藤 漠 君
- 15番 西 内 健 君
- 16番 弘 田 兼 一 君
- 17番 明 神 健 夫 君
- 19番 桑 名 龍 吾 君
- 20番 森 田 英 二 君
- 21番 三 石 文 隆 君
- 23番 西 森 雅 和 君
- 24番 黒 岩 正 好 君
- 25番 依 光 美代子 君
- 26番 大 石 宗 君
- 27番 武 石 利 彦 君
- 28番 田 所 裕 介 君
- 29番 石 井 孝 君
- 30番 橋 本 敏 男 君
- 31番 上 田 周 五 君
- 32番 坂 本 茂 雄 君
- 33番 岡 田 芳 秀 君
- 34番 中 根 佐 知 君
- 35番 吉 良 富 彦 君
- 36番 米 田 稔 君
- 37番 塚 地 佐 智 君

欠席議員

8番 田 中 徹 君

説明のため出席した者

- 知 事 濱 田 省 司 君
- 副 知 事 井 上 浩 之 君
- 総 務 部 長 徳 重 覚 君
- 危機管理部長 浦 田 敏 郎 君
- 健康政策部長 家 保 英 隆 君
- 子ども・福祉政策部長 山 地 和 君
- 文化生活スポーツ部長 岡 村 昭 一 君
- 産業振興推進部長 沖 本 健 二 君
- 中山間振興・交通部長 尾 下 一 次 君
- 商工労働部長 松 岡 孝 和 君
- 観光振興部長 山 脇 深 君
- 農業振興部長 杉 村 充 孝 君
- 林業振興・環境部長 中 村 剛 君
- 水産振興部長 松 村 晃 充 君
- 土木部長 森 田 徹 雄 君
- 会計管理者 井 上 達 男 君
- 公営企業局長 橋 口 欣 二 君
- 教 育 長 伊 藤 博 明 君
- 人 事 委 員 長 秋 元 厚 志 君
- 人 事 委 員 会 長 澤 田 博 睦 君
- 公 安 委 員 長 西 山 彰 一 君
- 警 察 本 部 長 熊 坂 隆 君
- 代表監査委員 奥 村 陽 子 君
- 職務代理者 中 村 知 佐 君
- 監 査 委 員 長

事務局職員出席者

事務局長 行宗昭一君
事務局次長 山本和弘君
議事課長 吉岡正勝君
政策調査課長 川村和敏君
議事課長補佐 杉本健治君
主 査 久保淳一君



議事日程(第8号)

令和4年3月23日午前10時開議

第1

- | | | | |
|------|------------------------------|------|-------------------------------|
| 第1号 | 令和4年度高知県一般会計予算 | 第14号 | 令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算 |
| 第2号 | 令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計予算 | 第15号 | 令和4年度高知県営林事業特別会計予算 |
| 第3号 | 令和4年度高知県給与等集中管理特別会計予算 | 第16号 | 令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算 |
| 第4号 | 令和4年度高知県旅費集中管理特別会計予算 | 第17号 | 令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算 |
| 第5号 | 令和4年度高知県用品等調達特別会計予算 | 第18号 | 令和4年度高知県港湾整備事業特別会計予算 |
| 第6号 | 令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計予算 | 第19号 | 令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算 |
| 第7号 | 令和4年度高知県県債管理特別会計予算 | 第20号 | 令和4年度高知県流域下水道事業会計予算 |
| 第8号 | 令和4年度高知県土地取得事業特別会計予算 | 第21号 | 令和4年度高知県電気事業会計予算 |
| 第9号 | 令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計予算 | 第22号 | 令和4年度高知県工業用水道事業会計予算 |
| 第10号 | 令和4年度高知県災害救助基金特別会計予算 | 第23号 | 令和4年度高知県病院事業会計予算 |
| 第11号 | 令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 | 第24号 | 令和3年度高知県一般会計補正予算 |
| 第12号 | 令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算 | 第25号 | 令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算 |
| 第13号 | 令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算 | 第26号 | 令和3年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算 |
| | | 第27号 | 令和3年度高知県用品等調達特別会計補正予算 |
| | | 第28号 | 令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算 |
| | | 第29号 | 令和3年度高知県県債管理特別会計補正予算 |
| | | 第30号 | 令和3年度高知県土地取得事業特別会計補正予算 |
| | | 第31号 | 令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算 |
| | | 第32号 | 令和3年度高知県災害救助基金特別会計補正予算 |
| | | 第33号 | 令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算 |

第 34 号	令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 53 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	令和3年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 55 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 56 号	高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	令和3年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 57 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 58 号	高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算	第 59 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	令和3年度高知県電気事業会計補正予算	第 60 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	令和3年度高知県病院事業会計補正予算	第 61 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県動物愛護基金条例議案	第 62 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	第 63 号	高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	第 64 号	警察職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 65 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 48 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 66 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 49 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案	第 67 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 50 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案	第 68 号	包括外部監査契約の締結に関する議
第 51 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案		

<p>案</p> <p>第 69 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案</p> <p>第 70 号 (新) 安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案</p> <p>第 71 号 県道の路線の認定に関する議案</p> <p>第 72 号 令和4年度高知県一般会計補正予算報第1号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第2号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>報第3号 令和3年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告</p> <p>追加</p> <p>第 73 号 高知県教育委員会の教育長の任命についての同意議案</p> <p>第 74 号 高知県監査委員の選任についての同意議案</p> <p>第 75 号 高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案</p> <p>第 76 号 高知県採用委員会の委員の任命についての同意議案</p> <p>第 77 号 高知県採用委員会の予備委員の任命についての同意議案</p> <p>第 78 号 高知県監査委員の選任についての同意議案</p> <p>追加</p> <p>議発第2号 憲法改正の実現に向けた国会審議の促進を求める意見書議案</p> <p>第2 常任委員の選任</p> <p>第3 議会運営委員の選任</p> <p>追加</p> <p>継続審査の件</p> <p>議長辞職の件</p> <p>議長の選挙</p>	<p>副議長辞職の件</p> <p>副議長の選挙</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p style="text-align: center;">午前10時開議</p> <p>○議長（森田英二君） これより本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p>諸 般 の 報 告</p> <p>○議長（森田英二君） 御報告いたします。</p> <p>議員田中徹君から、所用のため本日の会議を欠席したい旨届出がありました。</p> <p>次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。</p> <p>次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。</p> <p style="text-align: center;">〔委員会審査結果一覧表 巻末470ページ〕 に掲載</p> <p style="text-align: center;">————— ∞∞∞ —————</p> <p>委 員 長 報 告</p> <p>○議長（森田英二君） これより日程に入ります。</p> <p>日程第1、第1号から第72号まで及び報第1号から報第3号まで、以上75件の議案を一括議題といたします。</p> <p>これより常任委員長の報告を求めます。</p> <p>危機管理文化厚生委員長西森雅和君。</p> <p>（危機管理文化厚生委員長西森雅和君登壇）</p> <p>○危機管理文化厚生委員長（西森雅和君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたし</p>
--	---

ます。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第10号議案、第11号議案、第21号議案から第24号議案、第31号議案から第33号議案、第42号議案から第45号議案、第55号議案から第58号議案、第63号議案、以上18件については全会一致をもって、また第1号議案、第9号議案、以上2件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、総合防災情報システム更新等委託料について、執行部から、平成25年度に構築した総合防災情報システムの更新のための経費である。老朽化したシステムの機器を更新するとともに、国が構築する防災情報のプラットフォームとの接続や操作性の向上を図ることにより、迅速な応急活動や避難指示等の配信につなげていくとの説明がありました。

委員から、現システムには応急活動に必要な河川や道路のカメラ映像が市町村等と共有できていないといった課題があるが、改修によりどのように改善されるのかとの質疑がありました。執行部からは、現行のシステムで共有できる映像情報は、県の設置する河川カメラや道路カメラのうちの一部である。新たなシステムでは、全てのカメラの情報に加え、国土交通省の映像情報についても市町村や消防と共有できるように改修したいとの答弁がありました。

別の委員から、今回のシステム改修で他県の道路情報の共有など、自治体間のシステム連携はどの程度できるのかとの質疑がありました。執行部からは、令和4年度の改修により、国道、県道、市町村道の情報を一元的に見ることが可

能になる。将来的には国の省庁間連携による情報共有システムと接続させることにより、他県の道路情報も一元的に見ることが可能になると考えているとの答弁がありました。

委員から、自治体間の情報共有も重要なので、その点も踏まえたシステム改修になるように再度お願いしたいとの意見がありました。

次に、救急安心センター事業実施委託料について、執行部から、救急車の適正利用、救急医療機関の受診の適正化を図るとともに、県民の皆様が安心・安全を提供することを目的に、医師や看護師が電話で対応する医療相談窓口を設置するための経費である。軽症程度の相談者の不安を解消するとともに、救急搬送や高度医療を真に必要な相談者に対して適切に助言を行うことにより、救急医療関係の資源の確保と有効活用を図り、安定した消防、医療サービスを提供しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、救急車の利用や救急医療機関の受診について、県民が自己抑制を働かせることがないように留意する必要があるが、どのように取り組むのかとの質疑がありました。執行部からは、緊急性について迷ったときには救急安心センターを使い、救急車を呼ばないと駄目だというときにはすぐに119番へ電話をする。そういったセンターの使い方を含めた周知が必要だと考えている。事業開始までに県や市町村の広報紙などいろいろな媒体を使い、県民に事業の内容と#7119という番号を認知してもらえようしっかりと広報していくとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、こうちこども救急ダイヤルとの役割分担をどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、こうちこども救急ダイヤルは、15歳未満の子供に対する医療相談であり、サービス時間も夜間に限定している。サービスは分かれているが、救急

安心センターに電話をいただいても医療相談が受けられる体制にしたい。救急安心センターとこうちこども救急ダイヤルとの相互連携については、県民が利用しやすいサービス内容となるように今後検討を進めたいとの答弁がありました。

複数の委員から、救急医療関係の資源も限られる中、県民の安心・安全が図られ、真に必要な消防、医療サービスが提供できるようしっかり取り組んでいてもらいたいとの意見がありました。

次に、健康政策部であります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」についてであります。新型コロナウイルス感染症対策の推進のうち、検査体制の充実について、執行部から、検査協力医療機関による診療・検査体制を今以上に確保するなど、検査体制の強化に取り組む。そのほか、感染拡大の傾向が見られる場合には臨時の検査会場を開設するなど、感染不安を感じる無症状の方を対象として無料で検査を実施するとの説明がありました。

委員から、無料のPCR検査の実施に当たり、臨時の検査会場を開設する基準をどのように整理しているのかとの質疑がありました。執行部からは、県の警戒レベルで特別警戒またはそれが想定される状況になりつつある場合に判断をする。患者数の規模や地域的な広がりも踏まえて、必要に応じて高知市以外での設置もしていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、本年度は検査会場での検査のほかに、薬局での検査も実施していたが、県民に十分に周知されていない。これまでの感染状況を踏まえると、今後ワクチン・検査パッケージの利用などによって検査を受けることが一般化することも考えられる。様々な機会に県が今どのような感染症対策に取り組んでいるのか、しっかりと県民に情報発信をしてもらいた

いとの意見がありました。

次に、高知家あんしん会食推進の店認証制度運営等委託料について、執行部から、感染症対策に取り組む飲食店を認証する、高知家あんしん会食推進の店認証制度を引き続き実施し、飲食店への応援金を支給するとともに、認証店への定期的な調査を実施するための経費であるとの説明がありました。

委員から、認証店への調査の狙いはどのようなものかとの質疑がありました。執行部からは、制度の質を担保するために調査を行う。認証後、時間の経過とともに感染防止対策等に緩みが出ているとの声もあることから、必要があれば指導を行い、改めてしっかりとした感染防止対策を取ってもらいたいと考えているとの答弁がありました。

次に、第31号「令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算」のうち、国民健康保険財政調整基金積立金について、執行部から、令和2年度の決算剰余金の一部を今後の国保事業費納付金の年度間調整等に活用するために、積立ての増額を行うものであるとの説明がありました。

委員から、38億円という多額の国保財政調整基金が積み立てられることになるが、市町村の中には保険料の引上げをせざるを得ないところもある。基金残高を踏まえると、市町村の国保事業費納付金の水準を抑制すべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、基金を国保事業費納付金、すなわち保険料負担の抑制に活用すべきとの意見は承知しているが、今はその時期ではないと考えている。また、納付金の水準については、市町村と協議の上決定している。令和4年度の納付金水準を決定する際には、一部の市町村から水準を引き下げるべきとの意見もあったが、1人当たりの医療給付費が上がっていく中で、将来の負担増に備えて納付金の水

準の平準化を図るべきとの意見が大半を占め、最終的には納付金の水準を据え置くことに決定したとの答弁がありました。

複数の委員から、国民健康保険の運営に当たっては、34市町村の納得と合意に基づく支え合いが重要になる。保険料の将来的な統一の話もあったが、医療費の適正化に向けて様々な取組を行い、保険料の抑制に努めている市町村もある。不公平感が起こらないよう、県が中心となって医療費増加の抑制に向けた取組を進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、医療的ケア児等支援センター運営等委託料について、執行部から、医療的ケア児とその家族からの相談に対応する拠点である医療的ケア児支援センターに、現在トータルアドバイザーとして配置している社会福祉士に加え、看護師を配置し、相談支援体制を強化するとの説明がありました。

委員から、在宅で生活する医療的ケア児は県内全域に76名いるが、2人の専門家の配置だけで全県的な対応ができるのかとの質疑がありました。執行部からは、医療的ケア児やその家族の直接的なサポートは、医療的ケア児等コーディネーターが行うことを想定している。医療的ケア児支援センターのトータルアドバイザーと看護師は、コーディネーターの後方支援や、家族とコーディネーターのマッチングなどの調整をすることになっているとの答弁がありました。

別の委員から、子供の状態や家族の状況により様々なニーズがある。個々のニーズを拾い上げて必要な支援につなげることが重要であると思うが、支援の在り方をどう考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、各家庭のニーズは様々なので、支援するためにはオーダー

メイド的なサービスの組立が必要だと考えている。関係機関と連携をしながら、どういう工夫をすれば支援が行き届くのかという視点で支援していきたいとの答弁がありました。

次に、ヤングケアラー支援体制強化事業委託料について、執行部から、ヤングケアラーは潜在化しやすいため、子供自身や周囲の大人が状況に気づき、早期に適切な支援につなぐことが重要である。令和4年度はヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るほか、課題を抱える子供の早期発見と相談支援体制の充実などの支援策の推進に取り組むとの説明がありました。

委員から、県内の中高生を対象にした調査を実施するとのことだが、具体的にヤングケアラーの実態を把握し、その結果をどう支援につなげるのかとの質疑がありました。執行部からは、今回の調査は個々の生徒を特定するものではなく、自分の置かれている状況がヤングケアラーに当てはまることや、学校以外にも様々な相談窓口があるといったことを知ってもらうために行うものである。調査により浮かび上がるヤングケアラーの具体像については、市町村に情報提供し、地域での福祉、介護、医療、教育など各分野を含めた支援体制について、どのような支援策を活用できるのかなど協議してもらいたいと考えているとの答弁がありました。

複数の委員から、大変な状況にある子供たちが具体的な支援を受けられるよう、市町村とも連携し取組を進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、県史編さん費で実施する高知県史の編さんについて、執行部から、編さん体制の充実を図るとともに、歴史資料調査を実施するとの説明がありました。

委員から、県史編さんに当たっては、地域の歴史について様々な研究を積み重ねてきた方々の協力を得ることも大切だと考えるが、今後の取組の中でどのように連携していくのかとの質疑がありました。執行部からは、令和4年度以降実施する歴史資料の調査や編集の際には、地域の博物館の学芸員や郷土史の研究家の方々などの力が必要になる。今後、関係団体にも説明を行い、協力を仰ぐことを考えているとの説明がありました。

さらに、委員から、県史編さん事業と学校現場での活用など、連携をどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、県史編さんの活動内容や、その時々までの調査により新たに発見された歴史的な事実や資料を紹介する冊子を作成することとしており、学校現場においてもこれを活用していただきたいと考えている。教育委員会や学校との連携は十分に図っていききたいとの答弁がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（森田英二君） 商工農林水産委員長野町雅樹君。

（商工農林水産委員長野町雅樹君登壇）

○商工農林水産委員長（野町雅樹君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第8号議案、第12号議案から第17号議案、第24号議案、第34号議案から第38号議案、第59号議案から第61号議案、第66号議案、第67号議案、報第2号議案、報第3号議案、以上20件については全会一致をもって、また第1号議案については賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事

項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、商工業事業継続力強化計画策定支援事業委託料について、執行部から、BCPの策定に取り組んできた従業員50人以上の規模の商工業者に対して、49人以下の比較的小規模な商工業者においては、BCP策定のための時間やマンパワーの不足が要因となり進んでいない現状がある。このため、来年度から通常のBCPよりも簡易に作成ができる事業継続力強化計画の策定支援を新たに実施するものであるとの説明がありました。

委員から、小規模事業者が緊急時に備える事業継続力の強化は大事であるが、本県の場合は中小企業が多く、特に零細事業者では基本的な経営ノウハウを獲得できていないところが多い。このため、緊急時というよりも平時の経営の強靱化を進めることが非常に重要であり、この事業を通じて商工会議所等に経営的な指導をしっかりとやっていただく必要があると思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、経営計画の策定支援は商工会議所や商工会の経営指導員を中心に、目標を上回るペースでやってきているが、重要な点は策定が目的ではなく、実際に実行支援して練り上げていくことであり、来年度の事業開始に向け、こうした支援団体と連携しながらしっかりとやっていききたいと考えているとの答弁がありました。

次に、オープンイノベーションプラットフォーム推進事業費について、執行部から、デジタル技術を活用して県内のあらゆる分野の課題解決を図るとともに、開発された新たな製品やサービスの外商につなげる課題解決型産業創出の取組であるとの説明がありました。

委員から、これまでの取組で見えてきた成果についてはどうかとの質疑がありました。執行

部からは、令和2年度からオープンイノベーションプラットフォーム推進事業費として取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症拡大の時期と重なったこともあり、目標としている年間プロジェクト10件に対して昨年度は3件と、想定どおりに進んでいない部分がある。今年度は、今まで各部局を経由して関係団体等に課題を提案してもらっていたところを、県の産業振興推進地域本部や市町村等とも連携し、より地域密着型の課題を抽出できるように改善し、新たに11件のプロジェクトを加えて合計14件となっている。プロジェクトを始めてから最終的に製品をマーケットに提供できるまでに、一般的には2年程度かかると言われているが、これらの開発を通じて、令和4年度にはしっかりと県民の皆様や事業者に成果を見せることができるようにしていきたいとの答弁がありました。

次に、事業戦略等推進事業費補助金について、執行部から、グローバル枠を創設し、新たに海外展開に取り組む企業や、県内で受け入れた外国人材を活用して現地拠点の確立に取り組む企業を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、外国人材の受入れも関連してくると思うが、関係機関との連携も含めどのような体制で取り組むのかとの質疑がありました。執行部から、外国人材確保・活躍戦略により確保した外国人材にスキルアップの機会を提供し、帰国したときには県内企業が展開する拠点で働いてもらうことなどで、県内企業のスムーズな海外展開を図ることができると考えている。こうした外国人材活躍のパッケージを示すことで、他県との競争の中で高知の魅力を発信し、優秀な外国人材の確保につなげていくとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、インドやベトナムを海外展開の新たなターゲットとするのかとの質疑がありました。執行部から、海外市場の拡大

には裾野を広げる取組が必要だと考える。特に、インドにおいては市場が大きく魅力的であるが、県内企業は取引が少なく、インドに対する知見があまりないことから、市場の調査やインドからの初の技能実習生の受入れに向けて、海外経済ミッション団の派遣を行い、良好な関係を構築していきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、農業人材育成強化事業委託料について、執行部から、就農前の技術習得から農業者の学び直しまで、農業担い手育成センターでの研修カリキュラムを見直し、充実させるとともに、品目ごとに環境制御や農業経営のシミュレーションを行うことのできる高知県版オンライン学習システムの開発を行うなど、学習機会を拡大することで営農の定着と農業経営の発展を促進しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、これまでも県は新規就農者の確保・育成に取り組む、研修等も実施してきた。なぜ改めて研修体制を再構築するのか。これまでとの違いはどうかとの質疑がありました。執行部から、これまでの研修は、多くの農業者に共通して必要な知識や情報の提供にとどまることが多く、各農業者が抱える経営課題にきめ細かく対応することまでできていないという課題があった。こうしたことから、専門家監修による体系的な研修カリキュラムの設計や研修のオンライン化により学習環境を整備し、個々の農業者の課題解消につなげていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、次世代型ハウス低コスト化検証事業費補助金について、執行部から、近年の鉄等の資材の高騰、また附帯設備の増加や機能の高度化により、ハウス整備費が高騰しており、整備コストの低減が次世代型ハウスの面積拡大に向け

た大きな課題となっている。このため、県内に本社を置くハウスメーカーが事業実施主体となる、低コストモデルハウスの整備を支援する事業を実施することとしている。この事業を通してコスト低減を実現するためのポイントを整理するとともに、実際に農業者に利用してもらい、使い勝手などを検証することにより、低コスト化に向けた取組を促進していきたいとの説明がありました。

委員から、既存のハウスに対してどの程度のコスト低減率を目指すのかとの質疑がありました。執行部からは、現状のコストより10%以上低減することを条件に考えているとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、台風等の災害に対して構造を強靱化するためにコストが上がっている側面もあると思われるが、ハウスメーカーの工夫で対応できそうかとの質疑がありました。執行部からは、耐候性を下げることなく、施工の容易さなどでコストを低減する方法をハウスメーカーから提案してもらい、検証していきたいとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。森林環境譲与税についてであります。

委員から、国の森林環境譲与税の活用が全国的に進んでいないという新聞報道があったが、本県における状況はどうかとの質疑がありました。執行部からは、令和元年度及び2年度において県内市町村に配分された森林環境譲与税の活用があまり進まず、5割程度が基金に積み立てられているという内容であったが、これは新しい森林経営管理制度に基づく森林所有者の意向確認等から始めており、森林の整備にまで至らず、基金に積み立てられているものである。令和3年度の市町村の予算においては、林野庁から積極的に間伐等を進めるようにとの通知もあり、9割程度が執行される状況であるとの答

弁がありました。

さらに、別の委員から、県の森林環境税では来年度末に5年間の期限を迎えることから、令和5年度からの県の森林環境税の活用について県庁内で検討を続けているということだが、その議論の方向性についてはどうかとの質疑がありました。執行部からは、国から配分を受ける森林環境譲与税の制度が始まっており、令和6年度から徴収が始まる国税と県の森林環境税のそれぞれの目的に照らした役割分担や、県と市町村との役割分担の在り方について、高知県森林環境保全基金運営委員会でもいただいた、県内全域での取組は県が実施すべきなどの意見も踏まえて検討している。こうした検討内容について、来年度は県民の声を聞くためのアンケート調査などを実施したいとの答弁がありました。

次に、第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、県産材用途拡大事業費について、執行部から、建築物の木造化、木質化の推進のため、現在は木造率が低い非住宅や4階建て以上の住宅をターゲットに木造化を進めていくことが重要となっている。木造建築物を環境不動産として評価し、建築を促進するための優遇措置が必要であり、現時点では社会的に評価されていない環境面の価値に見合う優遇措置等の検討を進め、県独自の優遇策の制度化を目指すとともに、国の制度改正等が必要なものについては政策提言を行っていくとの説明がありました。

委員から、都市計画や税制面などの優遇措置とは具体的にどういうものかとの質疑がありました。執行部からは、都市計画については、建築基準法において周辺の環境等に配慮した設計を行うことで容積率を緩和できる制度があり、この中で木材利用を位置づけることによって先行的に本県で実施することを検討している。また、税制についても今後の検討にはなるが、基本的に不動産の取得あるいは維持に関する税目

に関して、木材を利用することによって不均一課税や減免などの何らかの措置が取れないかということを政策提言も含めて検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

水産振興部についてであります。

執行部から、平成30年度の宿毛市田ノ浦地区の水産流通基盤整備事業において、後進地域開発特例法適用団体等補助率差額金の交付要綱の記載内容についての確認不足などにより、当該事業で整備した施設が交付対象ではないと誤認したことで交付申請が漏れた結果、差額金4,262万5,080円の交付を受けられないこととなったとの報告がありました。

委員から、4,200万円余りという収入があれば、これを一般財源として必要な事業に自由に使えたということであり、このことは非常に大きな問題だと考える。今後の再発防止策も含めて、しっかりとした対応をしてもらいたいとの意見がありました。執行部からは、産業振興計画など県の施策を進めていく上では原資となる財源を確保することや、県民と一緒に施策を進めていくためには県に対する信頼が大事だと考える。部内で再発防止策を周知徹底していくとともに、全庁で情報共有を行い、県庁全体での再発防止に取り組んでいくとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（森田英二君） 産業振興土木委員長金岡佳時君。

（産業振興土木委員長金岡佳時君登壇）

○産業振興土木委員長（金岡佳時君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第8号議案、第18号議案、第20号議案、第24号議案、第30号議案、

第39号議案、第41号議案、第62号議案、第69号議案、第71号議案、以上10件については全会一致をもって、第1号議案、第45号議案の2件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、産業振興計画推進費によるSDGsの推進に関する取組について、執行部から、今年度に創設したこうちSDGs推進企業登録制度では、目標を大きく上回る169社の登録があった。来年度は、登録事業者数の目標を累計220社とし、新たにワークショップを開催するなど取組を強化するとの説明がありました。

委員から、このSDGsの取組について、どういことが登録事業者のモチベーションになっていると捉えているか。また、登録事業者数だけではなく、地域課題等の解決への貢献度に重きを置いた目標なども設けるべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、登録事業者においては、従前から環境問題や資源の循環に高い意識を持つ事業者のほか、若者の意識の変化を背景に、人材確保の面での優位性が理由となって、意識が変わってきている事業者も多いと受け止めている。社会貢献度を評価するような仕組みについても考えていくようにしたいが、今はより多くの企業にSDGsの取組に参加してもらうことに重きを置いて取り組んでいく考えであるとの答弁がありました。

別の委員から、SDGsについては、持続可能な地域社会のために政策的にどうい企業を育てていくかといった戦略的な視点で取り組む必要がある。事業者へのアドバイザーの派遣についても、本県の中山間地域などの課題解決に向けてアプローチするように進めていかないと、

県政課題に対して高い効果が望めないのではないかとの質疑がありました。執行部からは、登録事業者の取組内容は電気の節約など自社の中での取組が多い状況であり、地域や社会が抱える課題の解決に向けた取組をビジネスと捉え、新しい事業の創出にチャレンジしてもらうことが必要と考えている。来年度新たに実施するワークショップは、参加企業にそういった意識を持ってもらう機会としていきたいとの答弁がありました。

次に、地産地消・外商費の予算で取り組む関西圏での外商強化策の検討についてであります。執行部から、商圏の分析や効果的な外商強化策、外商拠点を設置した場合の収支などに関し、委託による調査分析を行い、その結果を基に関西圏外商強化対策協議会でさらなる外商強化策の検討を進める。関西・高知経済連携強化アドバイザー会議でも意見をもらった上で、今年8月下旬をめどに方向性を取りまとめたという説明がありました。

委員から、消費地として関東、関西を見た場合、輸送コスト面以外に食の好みの違いといったようなこともある。関東を中心に出荷して伸び悩んでいる事業者等に対し、このようにして関西に出荷すればこれだけ売れるというように、具体性のある提案を示す戦略が必要だと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、関東と関西における嗜好性や売れ筋商品の違いといった情報も踏まえ、具体的な取組方針まで踏み込んだ戦略づくりを行ってきたいとの答弁がありました。

次に、中山間振興・交通部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、中山間地域対策費による中山間対策の推進の取組について、執行部から説明を受けました。本年度、10年ぶりに実施した集落実態調査

の結果を踏まえ、引き続き集落活動センターの取組を推進するとともに、小さな集落の維持・活性化に対する支援などに取り組むとの説明がありました。

委員から、集落实態調査の結果では、集落活動センターに取り組みたいと思わないとする回答が43.7%で、理由として担い手がいない、活動内容が分からないといったことが挙げられている。取り組む意欲がより高まるようになってほしいが、どのように捉えているのかとの質疑がありました。執行部からは、地域の声として集落活動センターの取組の始め方が分からないとか、誰が始めるのかといったことをハードルに感じている。まずは、自分の住む集落を元気にすることから始めてもらいたいため、新たな事業として小さな集落の維持・活性化に取り組むこととしたもので、少しでも住民の意欲を酌み、それを引き上げるように進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、中山間地域の担い手確保は特に力を入れて取り組まなければならない課題だが、中山間地域に住んでいる若い方の考えにも活性化のヒントがあると思う。そういう声もしっかり酌み取って支援し生かす政策が必要だと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、集落实態調査では、集落代表者への聞き取りのほか、世帯への住民アンケートも行っており、年齢層によるクロス集計を行い、若い世代の方の分析も実施したい。また、集落活動センターにおいても後継者がいるところは、上の世代と若い世代の方の交流、融合が図られており、そういった好事例を広めるとともに、集落内で担い手を確保・育成するための研修を強化しているとの答弁がありました。

次に、サル被害総合対策モデル事業委託料について、執行部から、防除から捕獲までの総合的な被害対策の実施と成功事例の構築を行うた

めの経費で、大豊町と四万十市のモデル地区において、本年度と来年度の2か年で取り組んでいるとの説明がありました。

委員から、本年度における事業の成果と来年度の事業展開について質疑がありました。執行部からは、1年目の本年度は猿の頭数や行動範囲、被害状況の調査や追い払い方法の勉強会などを行った。四万十市のモデル地区では17頭ほどの群れが確認されており、来年度は捕獲おりを設置して全頭捕獲に取り組む。大豊町では97頭を確認し、猿の習性と他県の事例で得られた知見を基に、約7割の頭数を捕獲する計画で進めているとの答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、デジタルデータ活用事業委託料について、執行部から、観光客の移動経路や滞在時間、時間帯などのビッグデータを活用し、県や広域観光組織などのプロモーションや受入れ環境整備などに反映していくための経費である。観光客の立ち寄り先や周遊ルートなどを携帯電話の位置情報等のデータにより把握し、広域観光組織と連携して滞在時間の延長や宿泊、消費の向上につなげていくとの説明がありました。

委員から、新たな観光戦略の柱になるものとして期待しているが、広域観光組織などではデジタルデータの活用に不慣れな面があり、しっかりとしたケアが必要になるのではないかとの質疑がありました。執行部からは、広域観光組織では戦略づくりなどでデジタル活用を始めているが、まだ緒に就いたばかりの状況であり、デジタルを使いこなして誘客に結びつけるための人材育成もこの事業の中で併せてやっていきたいとの答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、住宅耐震対策事業費で実施する空き家活

用による住宅確保の取組について、執行部から、住宅課に対策チームを設置し、空き家の所有者に活用あるいは処分の決断を促す取組を6市町村でモデル的に実施する。また、総合相談窓口を設置して相談対応を強化することなどにより、空き家の活用と老朽空き家の発生の抑制を図るとの説明がありました。

委員から、6市町村でモデル的に取り組みながら、県内でどれくらいの空き家の活用を目指すのかとの質疑がありました。執行部からは、市町村と連携し、空き家所有者の決断を後押しするため、地域での勉強会や相談会を開催しながら、県内で年間130件の活用を見込んで取り組むとの答弁がありました。

別の委員から、空き家総合相談窓口はどこに設置するのかとの質疑がありました。執行部からは、高知市内に設置し、電話や電子メールなどで相談を受け、必要な場合には現地に出向くよう考えているとの答弁がありました。

これに対し、委員から、空き家の所有者は相続などにより相当数いると考えられることから、県中央部だけでなく東部、西部にも設置するよう検討願いたいとの要請がありました。

次に、浄化槽設置管理推進事業費での取組についてであります。

委員から、浄化槽法第11条の規定に基づく浄化槽の検査の実施状況について質疑がありました。執行部からは、年に1回の受検が義務づけられているが、令和元年度の受検率は全国で43.8%、本県では57.4%となっている。県の管轄市町村において、検査を受けていない方には個別に文書を郵送して指導しているとの答弁がありました。

これに対し、委員から、法定の検査であり、もっと受検率を上げる対策を検討するよう求めるとの要請がありました。

続いて、報告事項についてであります。

観光振興部についてであります。

NHK朝の連続テレビ小説らんまんを生かした観光振興について報告がありました。牧野植物園と佐川町、越知町を拠点エリアとし、そこから牧野博士にゆかりのある地域に誘客を図るなど、観光客に広く周遊、滞在してもらうよう、来年3月下旬から1年間の観光キャンペーンを展開する。本県の観光活性化の起爆剤となるよう、官民一体となって取り組んでいきたいとの説明でした。

委員から、練馬区や神戸市などもドラマの舞台になることが想定される中、牧野博士のふるさとである高知の魅力を訴求していく必要がある。ターゲット層を分析して嗜好に沿うように、またドラマの中で高知観光に誘導できるようなエッセンスをうまく捉えて、観光振興につなげてほしいがどうかとの質問がありました。執行部からは、牧野博士の足跡をたどりたいたいという方や、草花の愛好家、朝ドラあるいは出演者のファンなど、それぞれに応じた誘客を考えていきたい。NHKには高知の露出を高めるようお願いもしており、練馬区など牧野博士にゆかりの深い県外の地域とも共に観光振興につながるよう連携を図り、最大限の効果を上げるように取り組むとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（森田英二君） 総務委員長下村勝幸君。

（総務委員長下村勝幸君登壇）

○総務委員長（下村勝幸君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第2号議案から第7号議案、第19号議案、第24号議案から第29号議案、第40号議案、第44号議案、第46号議案、第48号議案、第51号議案から第54号議案、第58

号議案、第64号議案、第65号議案、第68号議案、第70号議案、第72号議案、報第1号議案、報第3号議案、以上29件については全会一致をもって、第1号議案、第45号議案、第47号議案、第49号議案、第50号議案、以上5件については賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、予算編成支援システム再構築等委託料について、執行部から、全庁における予算編成業務の効率化や職員負担軽減を図るため、令和3年度までにシステム再構築の基本設計を実施しており、令和4年度からシステムの開発に着手するものであるとの説明がありました。

委員から、見直しをするべきだが、着手できていないシステムはほかにもあるのかとの質疑がありました。執行部からは、業務の検証を行う中で提案があった幾つかのシステムについても、今後検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、デジタル化に向かっているときであり、しっかりと確認し、必要があるところは思い切って進めていくべきであるとの意見がありました。

次に、れんけいこうち広域都市圏事業推進交付金について、執行部から、れんけいこうち広域都市圏の取組を着実に推進し、県勢浮揚につなげるため、特別交付税措置がなされない市町村に対して、事業の実施に要する経費の支援を行うものであるとの説明がありました。

委員から、これまで新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった事業もあるとのことだが、コロナ禍であってもしっかりと事業が執行できるような計画を立てられているかとの質

疑がありました。執行部からは、今年度も首都圏での取組でできなかった部分はあるが、オンラインを活用するなど工夫をして取り組んでいる。来年度も引き続き知恵を使いながら進めていけるよう支援していきたいとの答弁がありました。

次に、デジタル化関連予算における電子契約システムの導入について、執行部から、業務の効率化、コストの削減、高いコンプライアンスの確保が可能となるなどの効果があり、費用対効果も十分見込まれることから、電子契約システムを導入するものであるとの説明がありました。

委員から、電子申請システムでは市町村との共同利用をしているが、電子契約システムは共同利用ができるのかとの質疑がありました。執行部からは、複数の団体での共同利用について、システムの提供事業者では現状対応していない。対応が可能となれば共同利用ができるよう検討していきたいとの答弁がありました。

委員から、行政コストを圧縮するためにも、広域で使用できるものを念頭に置いてデジタル化を進めてほしいが、どのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、オンライン化、電子化の流れは県にとどまらず、市町村や他の都道府県も含めて進めていく方向であり、コストパフォーマンスを高めて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、スマートフォン活用サポーター養成事業委託料について、執行部から、デジタルデバイドの解消のため、国の事業だけでは手の届かない地域を対象に、デジタル機器に不慣れな高齢者等に対してスマートフォンの操作や活用方法を教えることができ、身近な場所で気軽に相談できる人材、愛称スマサポの養成を携帯電話事業者に委託するものであるとの説明がありました。

委員から、養成する人材はどういった方で、どれぐらいの人数を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、県や市町村の職員やOB、自治会の方などを想定している。まずは、10町村で最大100名程度の養成をしたいとの答弁がありました。

別の委員から、携帯電話ショップのない町村で、各町村10名程度の養成をするのは簡単ではないと思うが、その見通しはどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、既に一定の知見がある方がいれば教えるコツをつかんでもらうことが中心となるが、全くスマートフォンに触れたことがない方の場合、一定のハードルがある。一方、全国的にも事例があり、委託先の携帯電話事業者にもノウハウが蓄積されていることから、専門家の知見も活用して事業を進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、スマートフォンの活用には、便利だけでなく危険性も潜んでいる。トラブルに巻き込まれないよう支援をしていただきたいが、どのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、情報セキュリティの問題やウイルス等の対策だけでなく、迷惑メールなどへの心理的な対策も含めて、安心・安全に活用してもらえるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、学力向上推進対策費について、執行部から、令和4年度から全国的に導入される小学校高学年の教科担任制の円滑な実施に向けて、教科の専門性の向上などのためアドバイザーの派遣などに取り組むものであるとの説明がありました。

委員から、新規事業として実施する高知県型小学校教科担任制について、具体的にどのような内容なのかとの質疑がありました。執行部か

らは、まず大規模校で国の加配を活用し、算数、理科、外国語、体育を中心に教科担任制を行い、その後2年間で小規模校でも担任が授業を分け合うような形で教科担任制を導入し、教科の専門性と子供たちと向き合う時間の確保をしたいと考えているとの答弁がありました。

複数の委員から、学校現場では新しい制度の導入に戸惑いもあるのではないかと。現場が混乱せずに安心して取り組めるよう、どのように周知するのかとの質疑がありました。執行部からは、小学校教科担任制の手引の作成や保護者向けのリーフレットを配布する予定である。各市町村や教育長会などでも説明をしており、既に各学校で検討していただいているとの答弁がありました。

別の委員から、実際にマネジメントを行う現場の意見も反映しながら、教科担任制がよりよいものとなるよう取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、高等学校振興費について、執行部から、中村高等学校西土佐分校の現在の寄宿舍は築50年を経過し、室内の老朽化が激しく、また寄宿舍や通学路が土砂災害の特別警戒区域等となっていることから、生徒の住環境及び通学路の安全を確保していくために、西土佐分校のグラウンド内に寄宿舍を移転整備するものであるとの説明がありました。

委員から、グラウンドも広くはないが、寄宿舍を整備した場合、グラウンドとしての機能は大丈夫なのかとの質疑がありました。執行部からは、寄宿舍を整備してもグラウンドでの屋外活動は可能ということで、学校と協議した上で整備するものであるとの答弁がありました。

委員から、新しい寄宿舍ができるのは地域にとって明るい話題である。学校や地域の方々とも十分話をして、よいものとしていただきたいとの意見がありました。

別の委員から、2人部屋となっているが、1人である場所となる個室も大事ではないか。そのことについて議論はなされているかとの質疑がありました。執行部からは、スペースの問題や現在の寄宿舍の状況から2人部屋で検討している。なお、近くの四万十市から借り上げている宿舎では1人部屋での入居も可能であり、生徒の希望に添った対応を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、図書館情報システム保守管理等委託料について、執行部から、オーテピア高知図書館において、利用者の利便性の向上やマイナンバーカードの利活用機会の拡大を図るため、マイナンバーカードによる図書の貸出手続や予約の照会を可能とする図書館情報システムの改修等を行うものであるとの説明がありました。

委員から、マイナンバーのシステムに貸出履歴などが管理されることはあるのかとの質疑がありました。執行部からは、このたびのマイナンバーカードと図書館カードとの連動では、マイナンバーカード内の利用者証明用電子証明書を使用することから、マイナンバーカードと図書館情報システムとの間で個人情報のやり取りを行わない仕組みとなっている。また、マイナンバーカード内の個人情報を含む領域には図書館ではアクセスできない仕組みとなっているなど、高いセキュリティー性が確保されており、個人情報の流出の心配はないとの答弁がありました。

委員から、導入に当たっては利用者に混乱が生じないように対応し、また高知市とも十分な連携を取りながら進めていただきたいとの意見がありました。

別の委員から、マイナンバーカードを持ち歩きたくないという声も聞かれる。急いであるべきこととは思えないが、なぜ今導入を進めるのかとの質疑がありました。執行部からは、社会

のデジタル化が進む中で、国と地方が連携してマイナンバーカードの普及、利用拡大を進めている。本県でも高知県デジタル化推進計画の中で取り組んでおり、今回の内容についても図書館利用者の利便性向上やマイナンバーカードの利用機会の拡大を図る取組だと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、県民の心配するセキュリティ一面でも配慮された設計となっている。利便性向上に向けしっかりと進めていただきたいとの意見がありました。

次に、史跡保存整備等事業費交付金について、執行部から、安芸市の統合中学校が整備される敷地で確認された瓜尻遺跡について、安芸市において遺跡の保存に取り組むため、学校整備にかかる工事費が増加することとなった。国からの補助金等を除く市の実質負担分のうち、増加する経費の2分の1を上限に、県として支援を行うものであるとの説明がありました。

委員から、市に専門職員を置くことが要件となっている。将来にわたる遺跡の保存、活用は市にとっても大事なことであると思うが、専門職員の配置などは市が単独で行うには相当の負担とならないかとの質疑がありました。執行部からは、専門職員を配置して、その人材を育てていくという視点で安芸市と協議していきたい。遺跡の保存は本来市町村が主体的に行うものだが、非常に重要な遺跡であるため、特別な事業として今回の支援を行うこととした。人的な支援については、安芸市の意向も確認しながら調整していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、警察本部についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、施設整備費について、執行部から、南海トラフ地震対策のため、宿毛及び室戸警察署の移転、建て替えに向けた新庁舎の実施設計、造

成工事等を行うものであるとの説明がありました。

委員から、実施設計等について、開署までどのようなスケジュールで計画をしているのかとの質疑がありました。執行部からは、宿毛警察署は、令和4年度に庁舎建築に係る設計委託を、令和5年度から建築工事を行い、令和6年度秋頃の開署を予定している。室戸警察署は、令和4年度に造成を行った後に、令和6年度から建築工事を開始し、令和8年度当初の開署の予定で進めているとの答弁がありました。

次に、監査委員事務局についてであります。

第1号「令和4年度高知県一般会計予算」のうち、工事監査委託料について、執行部から、技術的な調査を専門的な団体に委託するもので、監査の充実を図るために令和3年度より新たに取り組んでいる事業であるとの説明がありました。

委員から、県のシステム関係について、これまで監査を行ったことがあるかとの質疑がありました。執行部からは、ICT関連の監査は実施できていない。非常に専門性の高い分野であり、どのような業者へ委託ができるのかなど協議をしており、将来的には実施を検討していく分野であると考えているとの答弁がありました。

委員から、高度で専門的な分野であるため難しい部分もあるが、専門家の知見も借りながら今後の実施を検討していただきたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

公文書の紛失誤廃棄について、執行部から、知事部局の複数の所属で公文書の紛失誤廃棄が確認された。今回の事案は公文書管理に対する職員の理解不足により生じたものと考えており、公文書管理制度の周知と再発防止を徹底するため、全庁通知の発出や各所属での職員への周知、

オンライン研修の実施により適切な公文書管理に努めていくとの説明がありました。

複数の委員から、再発防止を徹底して、今後こういうことがないようにしていただきたいとの意見がありました。執行部からは、令和2年度に公文書管理条例が施行され、これまで各所属で判断していた公文書の廃棄等について、第三者の視点によるチェックが入るようになった。今回、複数の所属において適切な運用ができていなかったことが問題で、改善していくべき点であり、今後一人一人が公文書に対する重みを理解して扱うようにしていくとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



討 論

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

第1号議案、第9号議案、第45号議案、第47号議案、第49号議案及び第50号議案に関し、討論の通告がありますので、発言を許します。

36番米田稔君。

（36番米田稔君登壇）

○36番（米田稔君） 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となっています第1号議案「令和4年度高知県一般会計予算」並びに第9号議案、第45号議案、第47号議案及び第49号議案、第50号議案の各議案に反対の立場から討論を行います。

当初予算には、知事の政治姿勢、県政運営の

基本的な方向性が示されています。令和4年度当初予算は、コロナ禍が長期化する中で、新型コロナウイルス感染症対策の抜本拡充とともに、ケア労働の大切さとその処遇の低さが明らかになるなど、日本社会に新自由主義からの構造的転換が問われる中での編成となりました。加えて、コロナ禍による全国的な医療崩壊は、医療・保健体制を削ってきた社会保障削減路線の見直しの必要性を浮き彫りにしています。

また、国連家族農業の10年が取り組まれているように、食料の安定供給をはじめとして、日本国内における1次産業の重要性が増しています。これら1次産業の持続的発展は、2050年カーボンニュートラル、2030年までのCO₂排出量半減を目指す気候危機対策とも併せ、持続可能な社会を築く礎となるものです。

今日、日本社会の質的な大転換が求められる中であって、県民と地方自治の立場に立つのか、国の進める新自由主義路線、社会保障削減路線の追随、推進の側に立つのか、が鋭く問われています。しかし、当初予算では、中学校での少人数学級の前進、新型コロナの無症状者への無料検査、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標の引上げなど、一定の評価すべき点はありますが、全体としては県民の願いに背を向けたものと言わなければなりません。

以下、第1号議案一般会計予算に反対する理由を述べます。

第1は、新型コロナ対策です。高知県の1、2月の新型コロナウイルスの新規感染者に占める死者の割合が、全国平均の約3倍、全国最悪となったことが報じられています。医療機関、高齢者施設でのクラスターの多発が要因と分析をされています。これら施設への頻回の社会的・予防的検査でクラスターの芽を事前に摘み取ることが必要でした。この反省を踏まえ、検査への考え方を抜本的に切り替えることを求めるも

のです。また、まん延防止等重点措置への本県適用への要請も判断が遅れ、特に、感染爆発で客足が激減した県内飲食業者への支援が遅れたことは問題です。

第2は、医療・介護についてです。県が掲げる日本一の健康長寿県構想では、意識醸成と行動変容の促進、地域で支え合うなど、自助・共助への偏重が見られます。病床の転換やダウンサイジングを支援するとして、消費税財源による病床の統廃合、削減を国の言いなりに進めていることは、極めて重大です。加えて、介護分野ではワークシェアなどの新しい働き方の普及が持ち込まれています。これは、介護現場に細切れ労働を持ち込み、介護職の専門性をおろそかにし、処遇改善とも逆行するものです。

第3は、産業振興についてです。特に中山間地域への対策は不十分で、現に中山間地域で暮らす人々の立場に立つ政策になっていないと思います。本会議で、限界集落を生み出してきた原因を問いましたが、知事からは明確な答弁がありませんでした。条件不利地域である中山間地域に市場任せの新自由主義的競争を押しつけてきたことが、中山間地域の疲弊の根本原因です。この認識なしに必要な政策立案はできません。中山間地域の深い高知県では、山に住む人々の暮らしが山や川、海の環境をも守る重要な公益的機能を果たしています。こうした公益的機能を重視する政策が必要です。

地域で稼げる農業をスローガンとした農業経営体の規模拡大が進められていますが、農業の持続性を市場原理に委ねるものです。中山間地域を衰退させてきた新自由主義から転換し、家族・小規模農業など今ある生産に光を当てる施策への抜本転換が必要です。

また、県内事業者には甚大な負担を強いる消費税インボイス制度を必要とする知事の姿勢も、県民の立場に立たないものと強く非難しなけれ

ばなりません。産業振興分野全体を見れば、グローバル化の推進として、輸出拡大、インバウンド観光、外国人材の受入れなど、コロナ禍での環境が激変する中でも、従前の施策を踏襲しています。加えて、コロナの影響で遅れが指摘される大阪・関西万博、大阪 I R 頼みの関西との経済連携も、その効果は疑問視せざるを得ません。

第4に、デジタル化の無批判な推進です。当初予算の概要資料で、DX——デジタルトランスフォーメーションをデジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるという概念と説明していることが、その姿勢を端的に示していますが、極めて一面的と言わざるを得ません。特に行政のDXによる事務の標準化は、地域の特質や課題に合わせた住民本位の市町村行政の執行を妨げる懸念が指摘されるなど、デジタル化の負の側面を踏まえることが必要です。また、中山間地域でのデジタル化については、必要なものは進めなければならないのは当然ですが、光ファイバー網の施設の遅れなど根本的なデジタルディバイドがある中で、あまりに表面的な施策に終始をしています。

第5は、教育についてです。学力テストへの偏重、また全国から見ても異常に多い教壇に立たない教員数など、改善がされていません。加えて重大なのは、GIGAスクール構想として進められている学校のデジタル化が、個別最適化された学びとして子供たちに孤立した学びを押しつけ、教育の営み、本質をゆがめようとしています。PISAの調査で、コンピューター利用時間が長いほど、読解力、数学、科学の3領域で学力が低下するとの報告は極めて重大な指摘です。

そして、6点目は気候危機対策です。目標は引き上げたものの、実現への具体策は全く不十

分です。以上が第1号議案一般会計予算への反対理由です。

次に、第9号議案「令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計予算」は、コロナ禍の県民の暮らし、県下自治体の国保料引下げの声に応えないもので、反対です。

第45号「高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案」については、国会の議決を経ない政令で、コロナを理由とした種々の手数料値上げを県民に押しつけることは承知できません。

第47号議案、第49号議案は、昨年12月の一時金減額を6月の一時金において差し引き、年度をまたいで不利益を遡及するもので、不合理であり認められません。

第50号議案の部局再編については、統計分析業務の産業振興推進部への移管は、公的統計の独立性、専門性の面から疑義があること、また文化財保護行政の知事部局への移管は、保護と開発の均衡を崩す懸念があり、反対するものです。

高齢化が進み、多くの課題を抱える本県だからこそ、その解決は日本社会の変革の方向を示すものとなり得ます。コロナ禍が浮き彫りにした新自由主義からの転換、気候危機対策の前進を通じて、県民が安心して暮らしていける高知県政を実現していただくことを強く求め、私の反対討論といたします。(拍手)



採 決

○議長(森田英二君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告の

とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第72号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案から第8号議案まで、第10号議案から第44号議案まで、第46号議案、第48号議案及び第51号議案から第71号議案まで、以上65件の議案を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、以上65件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第45号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第47号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第49号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第50号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

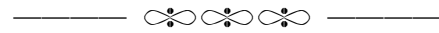
○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第1号議案から報第3号議案まで、以上3件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決しました。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第73号—第78号)

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末463ページに掲載〕

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第73号「高知県教育委員会の教育長の任命についての同意議案」から第78号「高知県監査委員の選任についての同意議案」まで、以上6件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事濱田省司君。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第73号議案は、高知県教育委員会の教育長の任命に関するものであります。伊藤博明氏は、平成30年4月に任命されて以来、豊富な行政経験を生かし、教育長として本県の教育課題に真正面から取り組み、児童生徒の学力や体力の向上などにおいて多大な成果を上げてこられました。今月31日をもって任期満了となります。このため、新たに長岡幹泰氏を任

命することについての同意をお願いするものがあります。

次に、第74号議案と第78号議案は、いずれも高知県監査委員の選任に関するものであります。このうち第74号議案は奥村陽子氏の任期が今年31日をもって満了いたしますので、同氏を再任いたしますとともに、新たに五百藏誠一氏を選任することについて、また第78号議案は県議会議員のうちから選任されております桑名龍吾氏と土居央氏が今年31日をもって退職されるため、その後任に下村勝幸氏と金岡佳時氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

第75号議案は、高知県人事委員会委員の秋元厚志氏の任期が来月2日をもって満了いたしますため、新たに門田純一氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

第76号議案は、高知県収用委員会委員の川村直哉氏の任期が5月14日をもって満了いたしますため、新たに長瀧正隆氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

第77号議案は、高知県収用委員会予備委員の長瀧正隆氏の任期が5月14日をもって満了いたしますため、新たに野村卓司氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田英二君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第73号「高知県教育委員会の教育長の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第74号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

初めに、五百藏誠一氏を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、五百藏誠一氏を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

次に、奥村陽子氏を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、奥村陽子氏を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

次に、第75号「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第76号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第77号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第78号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

(7番下村勝幸君退場)

○議長(森田英二君) 初めに、下村勝幸君を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、下村勝幸君を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

(7番下村勝幸君入場、6番金岡佳時君退場)

○議長(森田英二君) 次に、金岡佳時君を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田英二君) 起立多数であります。よって、金岡佳時君を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

(6番金岡佳時君入場)



議案の上程、討論、採決(議発第2号 意見書議案)

○議長(森田英二君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第2号 巻末464ページに掲載〕

○議長(森田英二君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「憲法改正の実現に向けた国会審議の促進を求める

意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(森田英二君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

33番岡田芳秀君。

(33番岡田芳秀君登壇)

○33番(岡田芳秀君) 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました議発第2号「憲法改正の実現に向けた国会審議の促進を求める意見書議案」について反対討論を行います。

まず、日本国憲法が75年間一度も改正されなかったのは、国民の大多数が国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を柱とするこの憲法を支持し、とりわけ平和憲法の象徴である9条を支持しているためです。9条は、世界の心ある人々に支持されており、今日においても生命力を発揮しております。

今、国民は憲法改正を求めています。昨年10月の衆議院選挙後に共同通信社が実施した世論調査では、選挙で最重視した項目として経済対策が14.9%に対し、改憲を上げたのは2.1%にすぎませんでした。そのため、改憲勢力は、北朝鮮や中国による脅威、大規模災害や新型コロナウイルス感染症対応など緊急事態に対応するための条項がないことを口実にして、これを改

憲への突破口にしようとしてきました。

しかし、なぜ今の日本国憲法には緊急事態条項がないのかということが大事です。それは戦前の大日本帝国憲法下で戒厳令や緊急勅令など緊急事態条項が80回も乱発をされ、日本は軍事独裁となり、侵略戦争に突き進み、その結果として300万人以上の日本国民の命が奪われ、2,000万人以上のアジアの人々が殺害されたためです。緊急事態条項は人間を守るためのものではなく、国家、体制を守るために憲法をストップし、人間を犠牲にするものです。この反省があります。ドイツでヒトラー独裁が可能になったのも、緊急事態条項が活用された結果です。

大災害が起きたときにどうやって日本を守るのかについて、憲法はきちんと準備をしています。1つは、衆議院が解散しているときに災害が発生した場合、参議院の緊急集会を開き、法律や予算を審議、議決できるものです、憲法第54条2項。もう一つは、参議院を開くことも難しい場合、内閣が法律の範囲内で罰則付きの政令を出すことができます、憲法第73条6号。

また、災害対策基本法は、緊急時に内閣に対して、生活必需品の配給や物の価格の統制など、4つの項目に限定して立法権を認めています。緊急政令です。人権を制限する規定も既に存在しています。都道府県知事の強制権として、救助のための従事命令、施設管理や物資の保管・収用命令など罰則付きで命令できます。

現場の声も緊急事態条項を不要としています。東日本大震災後の毎日新聞の調査では、緊急事態条項が必要だと答えたのは、被災3県の自治体で1町のみでした。ある市長は、緊急事態条項だと現地被災地では中央が決定するまで待ちになる、それは貴重な時間のロスになる、また地域が自分たちの一番回復したい日常を知っていると回答しています。したがって、憲法に緊急事態条項は必要ありません。

また、この意見書議案では、ロシアの暴挙から、国際法、国際機関の機能不全が浮き彫りとなり、東アジアの安全保障環境が一層不安定さを増していることが改憲の必要な理由に加わっております。

もちろん、ロシアのウクライナ侵略は許されません。ロシアの行為は主権の尊重、領土の保全、そして武力行使の禁止などを義務づけた国連憲章に違反することの明白な侵略行為と言わなければなりません。プーチン大統領は、侵略戦争を合理化するために様々な弁明をしていますが、どれも成り立つものではありません。平穏な暮らしが奪われ、何の罪もない多くの市民や子供たちの命が奪われていることに深い悲しみと怒りを感じます。国際法、国連憲章を踏みこむプーチン政権の暴挙を厳しく糾弾するとともに、即時撤退を強く求めるものです。

では、国際法、国際機関は機能不全に陥っているのでしょうか。決してそんなことはありません。国際司法裁判所のドナヒュー裁判官はロシアの武力行使が、国際法に関する非常に深刻な問題を引き起こしており深く懸念していると表明し、3月16日、ロシアに対しウクライナ侵攻の軍事作戦を即時停止するように命じました。ウクライナが2月26日に提訴していたもので、ゼレンスキー大統領はツイッターに完勝だと書き込んで歓迎をしております。命令には法的拘束力があり、ロシアへの圧力となり続けます。これより先、国連総会は40年ぶりに緊急特別会合を開き、3月2日にはロシア非難決議が加盟国の7割超に当たる141か国の賛成で採択されています。

また、20世紀に起こった植民地支配の崩壊と100を超える主権国家の誕生という世界の構造変化が、平和を促進する生きた力を発揮し、核兵器禁止条約を生み出しました。こうした力がロシアの侵略に立ちはだかり、ウクライナの戦い

と連帯し、プーチン政権を包囲しています。経済制裁でも、世界的な決済システムSWIFT——国際銀行間通信協会からロシアの排除という、かつてない制裁や、エネルギー分野での制裁の動きも強まっています。この動きには日本政府も加わっています。

何より大事なのは、ロシアのウクライナ侵略はやめよの一点で団結し、世論でロシアを包囲、孤立させるとともに、ウクライナへの連帯を示すことです。既に、日本国内を含む世界中で無数のデモやスタンディングが取り組まれ、SNSにもNo War、戦争反対の声があふれています。本県各地でもプーチン政権の暴挙に対する抗議行動が広がっています。こうした世論が、主権を守るために戦っているウクライナ国民や、弾圧に屈せず反戦の声を上げているロシア市民を勇気づけ、プーチン政権を追い詰める力になります。

一部には、中国による台湾侵攻の誘発など、力による現状変更が東アジアにも波及するという懸念が広がり、軍拡・軍事同盟強化の口実とされていますが、国際世論の力でロシアを追い詰め、孤立させることができれば、今後世界でいかなる国も、これにはもちろん中国も含まれますが、力による現状変更をさせない決定的な力になります。

国連は無力だ、憲法9条は役に立たないなどと言い募ることは、力の論理の信奉に行き着きます。力の論理を否定し、紛争を平和的に解決することを全世界に義務づけたのが国連憲章です。そして、日本国憲法は、朝鮮半島や中国をはじめアジア諸国への侵略の反省を原点の一つにしており、再び侵略国家にならない決意が込められています。

この県議会では冒頭、武力行使を禁ずる国際法、国連憲章に違反するロシアに対する非難決議を全会一致で採決しました。我が党の吉良議

員の代表質問に対して濱田知事は、政府におかれましても引き続き国際社会と結束の上で、最大限の外交努力を行っていただきたいと答えています。

今やるべきは、ウクライナ情勢に便乗して改憲の旗を振ることではなく、県議会のロシア非難決議の立場を堅持し、平和の国際秩序を取り戻すことです。日本政府と国会は、そのための平和外交に全力を挙げることです。

皆様の賛同を求め、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(森田英二君) 23番西森雅和君。

(23番西森雅和君登壇)

○23番(西森雅和君) 私は、ただいま議題となりました「憲法改正の実現に向けた国会審議の促進を求める意見書議案」につきまして、賛成できない理由を述べさせていただきます。

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行から今年で75年となります。私ども公明党は、現行憲法は戦後民主主義の進展と新しい秩序の形成に大きく貢献し、広く国民にも浸透した優れた憲法であると評価しております。その上で、施行当時に想定されていなかった課題も出てきておりますので、憲法に新しい規定を設けていくことについても、しっかりと議論をすることが大事であると考えています。

日本国憲法は、終戦の翌年、昭和21年2月、日本の占領統治に当たっていた連合国最高司令官総司令部、GHQからいわゆるマッカーサー草案が日本側に交付され、これを基に日本政府の憲法改正草案が作成されました。その後、この改正草案は、戦後初の総選挙の後に召集された国会において、枢密院、衆議院、貴族院のそれぞれで審議され、修正が加えられ、昭和21年10月、日本共産党を含む数名が憲法制定に反対をしましたが、圧倒的多数で可決をされました。

我が国はこの憲法の下、皇室典範や国会法、

内閣法や地方自治法など、戦後民主主義の基盤となった多くの重要な法律が改正されています。そして、現行憲法は、国民の広い支持を受けて今日まで至っております。

ここで、憲法改正における私ども公明党の基本的な考え方について申し述べたいと思います。

国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義という憲法三原則は、人類普遍の理念であり、これからもこの三原則は堅持されなければなりません。その上で、憲法制定当時に想定されなかった課題や不都合なことがあれば、憲法改正について議論することも必要であると考えますし、憲法も規範でありますので、絶対に変えてはならないということではありません。公明党は、従来から憲法改正について加憲という立場を取っています。加憲とは、憲法三原則はあくまでも堅持しながら、必要となる新たな条項を付け加えていくということであります。

公明党の憲法に対する加憲という考え方からすると、加憲もまさに憲法改正であり、今回提出された意見書議案に賛成してもよいのではないかという方もいらっしゃるかもしれません。そこで、私どもが今回の意見書議案に賛成しかねる理由を述べさせていただきたいと思います。

まず、意見書議案に書かれてある、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重という憲法の三原則は、憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならないということにつきましては論をまたない、まさにそのとおりであります。そして、憲法の制定から75年がたち、憲法が制定された当時の状況からは想定されなかった課題への対応が求められていることも、そのとおりであります。しかしながら、この意見書議案には私どもとして賛成できない感覚的なものがあります。

今回の意見書議案では、今回のロシアの暴挙から、国際法、国際機関の機能不全が浮き彫り

となり、東アジアの安全保障環境が一層不安定さを増しているという文章の後ろに、今こそ新たな時代にふさわしい憲法に改めるためという表現が出てきております。ロシアのウクライナ侵攻の暴挙に乗じて、今こそ新たな時代にふさわしい憲法に改正する議論を国会に求めることは、憲法改正の議論が偏重される危惧を生じさせ、憲法の健全な改正議論を阻害する可能性が出てくるのではないかと。今まさに地球上で戦争が行われているさなかにあつて、この状況に合わせて国民の危機感をあおるような憲法改正議論はするべきではないと申し上げたい。

また、意見書議案では、新たな時代にふさわしい憲法に改めると書かれてありますが、ふさわしいという表現が抽象的で曖昧であります。東アジアの安全保障環境が一層不安定さを増しているさなかで、ふさわしい憲法に改めることが、戦争に向けた憲法改正であると捉えられかねないのであります。

平成19年に成立した国民投票法による憲法改正の投票は、憲法の全体や、数多くの異なる項目の改正案を一括して国民投票にかけることをそもそも想定しておらず、個々の憲法改正案ごとに1人1票で、賛成または反対の文字を丸で囲むという投票方式であります。国民投票法の施行以前は、総論としての憲法改正論であったように思いますが、今は国民投票法が施行され、憲法のどこをどう改正するのかという各論を議論する段階にもう既に入っていると思います。国に対して憲法改正の意見書議案を提出するのであれば、時代にふさわしい憲法改正といった抽象的で曖昧な表現ではなく、憲法のどこをどのように改正するのかという具体的な要望や意見が必要であると思います。

憲法改正は、衆参両国会議員の総議員数の3分の2以上の賛成で改正案が発議され、国民投票にかけられます。国民投票では、投票総数の

過半数の賛成で憲法が改正されるという流れであります。今申し上げましたように、発議は衆議院と参議院の3分の2以上の賛成が必要でありますので、できるだけ多くの政党間で合意形成をしていくことが大事であります。そして、最終的には国民投票で過半数の賛成が必要となります。こう考えると、国民投票で賛成が得られるように、国民の理解を得ながら国会審議を進める必要があると思いますし、できるだけ多くの国民が納得できる憲法の改正が理想であると思います。

憲法改正は大変な労力と時間が必要であり、言わば国の大事業であります。そう頻繁にできることではありません。そのため、憲法改正については、改正しないと不都合がある分野の議論をまず優先させることが大事であると思います。例えば、大災害など緊急事態における国会議員の任期延長を認めてはどうかといったことなどが挙げられると思います。

我が国では、憲法改正はまだ一度も行われておりません。こうした中で、51対49でどちらに転ぶか分からないといった国を二分するようなテーマに関しては、慎重になる必要があるのではないかと思います。まず、国民の多くが納得できる分野の憲法改正を進めるべきであると思います。

なかなか進んでいなかった国会の憲法審査会の議論も、ここに来てやっと進み始めています。先週17日に開かれた衆議院の憲法審査会では、自由民主党は国会議員の任期延長を可能とする改憲を最優先と主張しています。今後、国会での議論がさらに深まっていくことを願うものがあります。

最後に、今回の意見書議案の題名に関して、今まさに地球上で戦争が行われているこのとき、このタイミングで、憲法改正の実現に向けたという表現のこの意見書議案の題名は、非常に前

のめりの意味を持つ題名になっているのではないかと、いま一度言わせていただきます。

よって、私ども公明党はこの意見書議案には賛成できないことを申し述べ、私の討論といたします。

○議長（森田英二君） 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第2号「憲法改正の実現に向けた国会審議の促進を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森田英二君） 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



常任委員の選任

○議長（森田英二君） 日程第2、常任委員の選任を行います。

現在の常任委員会の委員は、委員会条例第3条の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、次期常任委員は、指名案のとおりそれぞれ選任することに決しました。

〔常任委員指名案 巻末466ページに掲載〕



議会運営委員の選任

○議長（森田英二君） 日程第3、議会運営委員の選任を行います。

現在の議会運営委員会の委員は、委員会条例第3条の2の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、次期議会運営委員は、指名案のとおり選任することに決しました。

〔議会運営委員指名案 巻末467ページに掲載〕



継続審査の件

○議長（森田英二君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末468ページに掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（森田英二君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

（議長森田英二君退場、副議長加藤漠君議長席に着席）



議長辞職の件

○副議長（加藤漠君） 御報告いたします。

議長森田英二君から議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

（書記朗読）

辞 職 願

今般一身上の都合により、議長を辞職したいので許可願います

令和4年3月23日

高知県議会議長 森田 英二

高知県議会副議長 加藤 漠様

○副議長（加藤漠君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

これより、森田英二君の議長辞職の件を採決いたします。

森田英二君の議長辞職を許可することに賛成

の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(加藤漠君) 全員起立であります。よって、森田英二君の議長辞職を許可することに決しました。

(20番森田英二君入場)

○副議長(加藤漠君) 森田英二君の御挨拶があります。

(20番森田英二君登壇)

○20番(森田英二君) 御挨拶の機会をいただきましてありがとうございます。高知県議会議長の職を辞するに当たり、一言退任の御挨拶を申し上げます。

昨年の3月、議員各位の御推挙をいただき、第100代高知県議会議長の職に就任をさせていただきました。

在任中は、公明・公正かつ円滑な議会の運営を心がけてまいりました。また、県民の皆様のご信頼と期待に応えるため、県行政全般にわたるチェック機能の強化と併せて、県勢浮揚に向けた積極的な政策の提言などに誠心誠意、全力で取り組んできたところでございます。

この間、経験豊富な加藤副議長には、あらゆる面でお力添えをいただきますとともに、同僚議員各位、さらには濱田知事をはじめとします執行部の皆様、報道関係の皆様、そして何よりも県民の皆様の大変温かい御支援と御協力をいただきました。おかげさまで、本日ここに、こうして議長の職責を全うすることができました。このことに対しまして厚くお礼を申し上げますとともに、衷心より感謝を申し上げます次第でございます。

また、今議会を最後に3月31日をもって多くの職員の皆さんが退職をされます。長きにわたって県庁を支えていただきました皆さん、誠に御苦労さまでございました。

さて、議長に就任以来、この間を振り返りま

すと、何といたしましてもコロナ禍によって県議会の活動が大きく制限されたという思いが残ります。例えば、常任委員会としての出先機関調査なども思うように運べず、またそれぞれの議員におかれましても、先進地調査や各地の自治体での調査の縮小など歯がゆさが残った一年ではなかったかと思えます。私、議長としましても、議長としての公務の多くが中止やウェブ会議、そして書面開催となったことで、多くの方々と直接お目にかかることがほとんどできませんでした。思い残すことの多い1年間となりました。

一方、足が外に向かなかつた分、コロナと闘う県民の皆様に対しましては、十分な時間と思いを向けられたようにも思います。最前線で医療・看護に当たってくださっている方々、また高齢者施設などで感染リスクに神経をとがらせて介護に当たっている方々、また一方感染拡大のあおりをもらって受けた飲食業や観光関連の旅行業、旅館・ホテル業の皆さんなど、多くの県民がひとしく厳しい状況に立ち向かったこの1年間でありました。

昨年の6月定例会では、議員提案による新型コロナウイルス感染症に関する条例を可決しました。また、各定例会におきましても新型コロナウイルスへの対応が常に大きな論点ともなり続けました。今もなお感染拡大の防止と社会経済活動をどう両立させていくのか、この難題に取り組んでいるさなかであります。

一方で、こんな明るい話題もありました。昨年は、明治4年の廃藩置県から150年の節目となる記念すべき年でありました。また、事業着手から47年を経まして、県中心部の東西の大動脈ともなる高知西バイパスが全面開通いたしました。阿佐東線においても世界初となるDMVの本格営業運行が開始されました。そして、来年の春からは県出身の世界的な植物学者でありま

す牧野富太郎博士を題材とした、朝の連続テレビ小説らんまんが始まるという大変うれしいニュースも飛び込んでまいりました。

一方、世界に目を転じますと、先月24日ロシアはウクライナへの侵攻を開始し、当県議会におきましてもロシア軍の即時攻撃中止や、対話と交渉による平和的解決を図るよう決議が可決をされましたが、今なお激しい戦争が交えられています。リアルタイムで目に入ってくる悲惨な光景にはとても心が痛みます。一刻も早く平和な日常が戻ることを願ってやみません。

振り返ってみますと、我が国は昭和20年8月の終戦のポツダム宣言を受諾以来、7年もの間、主権を失ったままでありました。その後、昭和27年4月28日のサンフランシスコ条約の発効で、やっとそこで主権を回復し、独立国日本として再出発しての今日であります。凄惨を極めるテレビ報道を目にするたびに、今回のロシアのウクライナへの侵攻は、独立国として平和を維持し、独立を維持し続けることがいかに大切かを学んでいるような気がいたします。

今から70年前の昭和27年4月に我が国が独立を回復したあのサンフランシスコ平和条約で全権大使として、また日本国の総理大臣として汗をかかれたのは、今さら言うまでもなく本県出身の偉大な先人、吉田茂氏であります。この平和な独立日本の今を思うとき、70年前に先頭に立って動かれた偉大な先人の偉業をたたえたいわけにはいきません。改めて全ての国民が今の日本の平和と幸せをかみしめ、先人に感謝し、将来に引き継いでいく覚悟を持たなければなりません。

さて、本県は来年度、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などが計画期間の後半に入ります。また、関西戦略や中山間対策の推進など大きな節目の年にもなります。今議会冒頭の知事の提案説明にもありましたが、コロナ禍とい

う逆風の中にあっても、県勢浮揚の歩みは絶対止めてはなりません。新型コロナに打ち勝つためにも、一層の県勢の発展、飛躍に向けて議会一丸となって全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今後は、この一年の貴重な経験を生かし、一議員として決意を新たに県勢浮揚に向けて取り組んでまいりますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げまして、退任の御挨拶とさせていただきます。

1年間皆さんどうもありがとうございました。
(拍手)



議長の選挙

○副議長（加藤 漠君） お諮りいたします。

議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（加藤 漠君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（加藤 漠君） 議場における議員の現在数は、33人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番野町雅樹君及び28番田所裕介君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（加藤 漠君） 御異議ないものと認めます。よって、立会人に10番野町雅樹君及び28番田所裕介君を指名いたします。御両人は、御了

承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○副議長(加藤漠君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○副議長(加藤漠君) 投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じで順次投票願います。

(氏名点呼)

(各員投票)

○副議長(加藤漠君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(加藤漠君) これより開票を行います。10番野町雅樹君、28番田所裕介君の立会いを願います。

(開票点検)

○副議長(加藤漠君) 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 33票

有効投票 33票

有効投票中

明神健夫君 27票

塚地佐智さん 5票

西内隆純君 1票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、9票であります。よって、明神健夫君が高知県議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました明神健夫君が

議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

明神健夫君の御挨拶があります。

(17番明神健夫君登壇)

○17番(明神健夫君) お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様の御推挙をいただき、第101代高知県議会議長に選任いただきました。誠に身に余る光栄であり、衷心より感謝申し上げますとともに、その職責の重さに身を引き締めているところでございます。

さて、新型コロナウイルスは発生から2年余りがたちましたが、今なお収束が見通せない状況の中、感染拡大の防止と社会経済活動の両立という非常に難しいかじ取りが求められております。また、本県を含め多くの自治体が人口減少や少子高齢化など深刻な事態に直面しております。

こうした中、濱田知事は新型コロナウイルス対策に全力で取り組むとともに、県勢浮揚に向け今後の成長の原動力となるデジタル化、グリーン化、グローバル化の視点から、5つの基本政策と3つの横断的な政策をさらに進化させます。あわせて、関西戦略や中山間対策では、5年後、10年後を見据えた抜本強化を図り、次なる時代の扉を開く節目の一年にしたいと決意を表明されました。

県民の皆様から負託を受けました県議会といたしましては、県民の皆様の声をしっかり聞いて、地域の実情と課題の把握に努め、県政に反映させてまいります。また、行政への監視機能と政策提言力を十分に発揮するとともに、経済の活性化をはじめとする幅広い県政課題について、執行部をはじめ関係の皆様との連携を図りながら、さらなる県勢浮揚に向け、一丸となって取り組み、県民の皆様のご期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

議員の皆様の御指導、御鞭撻を賜りながら、公正かつ円滑な議会運営と県勢浮揚のため、誠心誠意努力してまいり所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、濱田知事をはじめ執行部の皆様、報道関係の皆様、県民の皆様には、一層の御協力、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。(拍手)

○副議長(加藤漠君) それでは、新しい議長と交代いたします。

(副議長加藤漠君退場、議長明神健夫君議長席に着席)



副議長辞職の件

○議長(明神健夫君) 御報告いたします。

副議長加藤漠君から副議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

(書記朗読)

辞 職 願

今般一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可願います

令和4年3月23日

高知県議会副議長 加藤 漠

高知県議会議長 明神 健夫様

○議長(明神健夫君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました副議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(明神健夫君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長辞職の件を議題といたします。

これより、加藤漠君の副議長辞職の件を採決

いたします。

加藤漠君の副議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明神健夫君) 全員起立であります。よって、加藤漠君の副議長辞職を許可することに決しました。

(14番加藤漠君入場)

○議長(明神健夫君) 加藤漠君の御挨拶があります。

(14番加藤漠君登壇)

○14番(加藤漠君) 副議長の職を辞するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年3月に、皆様方の温かい御推挙をいただきまして、副議長に就任させていただきました。在任中は経験豊かな森田議長の下で、県勢発展のため誠心誠意職務に邁進してまいりました。重責を担う議長を、微力ではございますが、お支えし、本日まで職責を全うできましたのも、ひとえに先輩・同僚議員の御理解、御協力のたまものでありまして、心から感謝申し上げます。

あわせて、濱田知事をはじめ執行部の皆様、報道関係の皆様、そして県民の皆様方の御支援、御鞭撻に対しまして厚くお礼を申し上げます。

この1年間、私自身様々なことを学ばせていただきました。この貴重な経験を糧にいたしまして、引き続き新型コロナウイルス感染症対策はもとより、県勢浮揚に向け、産業の振興、保健・医療・福祉政策の充実、南海トラフ地震対策など多岐にわたる課題の解決に全力を尽くしてまいり所存でございます。

今後とも、皆様の一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。(拍手)



副議長の選挙

- 議長（明神健夫君） お諮りいたします。
副議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。
これより副議長の選挙を行います。
本選挙は、投票により行います。
議場を閉鎖いたします。
（議場閉鎖）
- 議長（明神健夫君） 議場における議員の現在数は、33人であります。
お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番野町雅樹君及び28番田所裕介君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 議長（明神健夫君） 御異議ないものと認めます。よって、立会人に10番野町雅樹君及び28番田所裕介君を指名いたします。御両人は、御了承願います。
書記に投票用紙を配付させます。
（投票用紙配付）
- 議長（明神健夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。
投票箱を点検させます。
（投票箱点検）
- 議長（明神健夫君） 投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

（氏名点呼）

（各員投票）

- 議長（明神健夫君） 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開鎖）
- 議長（明神健夫君） これより開票を行います。
10番野町雅樹君、28番田所裕介君の立会いを願います。
（開票点検）
- 議長（明神健夫君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数	33票
有効投票	33票
有効投票中	
西内隆純君	28票
米田稔君	5票

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は、9票であります。よって、西内隆純君が高知県議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました西内隆純君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

西内隆純君の御挨拶があります。

（13番西内隆純君登壇）

- 13番（西内隆純君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

ただいま先輩・同僚議員の皆様より格別の御推挙をいただきまして、副議長の職に就かせていただくことになりました。身に余る光栄に存じますとともに、その職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

現在、本県が直面している新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、人口減少や過疎化、

少子高齢化、産業振興や南海トラフ地震への備えなど、山積する課題の解決に向け、議会としてその役割と機能を発揮できるよう誠心誠意努力してまいります。

私ももとより微力ではございますが、経験、人格、識見ともに優れた明神議長の下、議長の補佐役といたしまして、これまで培ってきた経験を生かし、公正かつ円滑な議会運営に努め、県勢のさらなる発展に全力を尽くしてまいりたいと考えております。どうか議員の皆様におかれましては、今後ともなお一層の変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

結びに、濱田知事をはじめ執行部の皆様、報道関係の皆様にも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶といたします。

ありがとうございました。(拍手)



前正副議長に対する謝辞

○議長（明神健夫君） この際、議員上田周五君から、ただいま辞職されました森田前議長並びに加藤前副議長に対し、議員一同に代わって謝辞を述べられます。

31番上田周五君。

(31番上田周五君登壇)

○31番（上田周五君） 誠に僭越ではございますが、お許しをいただきまして、議員一同に代わり、辞任されました森田前議長、加藤前副議長に対しまして、一言お礼を申し上げます。

お二人は、昨年2月定例会におきまして、第100代議長、第105代副議長の要職に選任されました。

在任中は、新型コロナウイルスの感染拡大防止や経済対策をはじめ、産業振興や日本一の健

康長寿県づくり、南海トラフ地震対策、教育の充実など幅広い県政課題について、執行部や市町村、関係団体などの皆様と連携し、全力で取り組まれました。

また、全国の議長会や四国4県の正副議長会などにおいては、全国都道府県議会議長会のデジタル化推進本部副本部長として、都道府県議会のデジタル化に関する方策などを取りまとめるなど、本県をはじめ全国の地方が直面している喫緊の課題の解決に向けまして、国に対する積極的な政策提言にも取り組まれました。

さらに、議会における新型コロナウイルスの感染拡大の防止と議会活動の両立を図りながら、公正かつ円滑な議会運営を行うとともに、県民の皆様様の様々な意見を議会に反映させ、議会の取組についても積極的に発信されるなど、名実ともに県民の皆様様の議会となるよう、御活躍をさせていただいたところでございます。

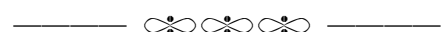
これらの御功績は、ひとえにお二人の卓越した見識と決断力、行動力、そして県勢の浮揚、地方自治の発展に向けた、その強い意志とたゆまぬ努力によるものでございまして、私ども議員一同心から敬意を表し、感謝を申し上げる次第でございます。

お二人におかれましては、御自愛の上、さらなる県勢浮揚に向け、今後とも御尽力、御活躍を賜りますよう心からお願いを申し上げます。感謝の言葉とさせていただきます。

本当に御苦労さまでございました。そして、ありがとうございました。(拍手)



○議長（明神健夫君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



教育長の退任挨拶

○議長（明神健夫君） この際、3月31日をもって退職されます教育長伊藤博明君から御挨拶をしたい旨の申出がっておりますので、これを許します。

教育長伊藤博明君。

（教育長伊藤博明君登壇）

○教育長（伊藤博明君） 議長のお許しをいただきましたので、退任に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

このたび任期の満了をもちまして、教育長を退任させていただくことになりました。

平成30年4月に就任して以来、4年の間、議員の皆様方には本県の教育の振興に向けまして常に御指導、御鞭撻を賜ってまいりました。誠にありがとうございます。濱田知事、井上副知事、そして尾崎前知事、岩城前副知事には私の在任中、御迷惑をおかけし続けましたが、皆様方からの的確で温かい御指導のおかげで任期を全うすることができました。この場をお借りしまして心よりお礼を申し上げたいと思います。

4年間のうち後半の2年は、新型コロナウイルスへの様々な対応を余儀なくされましたが、新学習指導要領の対応や教育のICT化の全県的な整備の促進、県立夜間学校の設置などの社会の変化への対応や、本県の課題でありました学力、体力の向上、不登校への総合的な対応に向けた施策や環境の整備、また懸案とされてきました県中央部での知的特別支援学校の設置や、教員の働き方改革へ向けた各種の取組など、前進をさせることができたというふうに考えております。

私自身は大変微力でしたが、県教育委員会事務局の皆さん、職員の皆さんや市町村教育委員会、学校現場の教育関係者の皆様の懸命の努力や、地域や保護者の皆様の御支援と御

協力、そして何といたしても児童生徒の皆さんの頑張りによるものというふうに考えております。今後とも、チーム学校としてさらに一致団結をされ、高知県教育大綱に掲げます基本理念の実現に向けて取り組んでいただきますようお願いしたいというふうに思います。

最後になりますが、皆様方のますますの御健勝、御活躍を御祈念申し上げ、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）



閉会の挨拶

○議長（明神健夫君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和4年度一般会計当初予算をはじめ、高知県動物愛護基金条例議案など、当面する県政上の重要案件が提出をされました。またあわせて、国の令和3年度補正予算等を活用した新型コロナウイルス感染症対策など補正予算案が追加提出をされました。さらに、議員定数問題等調査特別委員会からは、精力的に調査を行っていただき、次期県議会議員選挙に向けた議員の定数や選挙区及び選挙区別定数についての報告書が提出をされました。

議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心な御審議をいただき、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれまして、この間何かと御協力を賜りましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまし

ては、昨年末に一度は落ち着きを見せていましたが、年始からは感染力の非常に強いオミクロン株の影響による第6波が本県にも押し寄せ、2月中旬には1日の新規感染者数が300人を超える日もあり、12日からは2度目のまん延防止等重点措置の適用地域に県内全域が指定され、県民や事業者の皆様により大変な御苦勞、御負担をおかけいたしました。

このまん延防止等重点措置の適用は、県民、事業者、医療従事者の皆様方や、知事を先頭とする執行部の皆様方の御協力、御尽力のおかげで、この6日をもって解除されましたが、引き続き1日の新規感染者数が100人前後の日が続いております。執行部におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止をしっかりと図っていただきますとともに、牧野富太郎博士をモデルとしたNHK連続テレビ小説らんまんの放送決定という我々県民にとってうれしい話題なども生かしながら、社会経済活動の早期回復による県勢浮揚を目指し、必要な対策を迅速に、かつ的確に進めていただきますようお願い申し上げます。

今月末をもって伊藤教育長が退任されることになりました。就任後、教育行政の重要な時期に少人数学級の実現や中山間地域の高校への遠隔授業の導入など、高知県の教育振興のために御尽力を賜りましたことに、改めまして心から感謝を申し上げますとともに、今後の御活躍をお祈りいたします。また、今年定年退職されます職員の皆様方におかれましても、長きにわたる奉職、本当に御苦勞さまでございました。皆様それぞれ新たな道に進まれると存じますが、引き続き県勢浮揚に向け御尽力賜りますようお願い申し上げます。

日一日と暖かくなってまいりまして、桜の便りも聞かれるようになりました。来月早々からは新たな体制での議会活動も始まります。どう

か皆様方におかれましては、一層御自愛の上、県勢発展のためにますます御活躍を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 令和4年2月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和4年度一般会計当初予算や高知県動物愛護基金条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまはそれぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、新型コロナウイルス感染症に係る対応や、関西圏との経済連携強化戦略、中山間対策、日本一の健康長寿県構想、教育政策などにつきまして多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

とりわけ新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的な感染拡大の第6波が本県にも及びましたことから、国のまん延防止等重点措置の適用を受け、飲食店への営業時間短縮の要請など、あらゆる対策を講じてまいりました。県民の皆様、事業者の皆様、医療関係者の皆様の御協力と御尽力によりまして、まん延防止等重点措置の適用は解除となりましたけれども、引き続き感染拡大防止対策を講じまして、医療提供体制の確保に取り組む所存であります。あわせて、対策の鍵となります3回目のワクチン接種を加速できますよう、国、市町村や関係者と緊密に連携をしてまいります。

提案説明でも申し上げましたように、これからのウイズコロナ、アフターコロナ社会におき

ましては、デジタル化、グリーン化、グローバル化といった新しい時代の潮流を見定めて、施策を充実強化し、分野を越えた新たな取組を生み出すことが求められます。本県の抱えます構造的課題の解決や、さらなる経済成長を目指しまして、デジタル技術を活用した中山間地域の活力の回復、新たな産業創出など、地域の再興に向けまして社会経済構造の変化に対応する取組を一層推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、県民を代表するお立場から、様々な場面におきまして引き続きの御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、森田議長、加藤副議長が退任をされ、新しく明神議長、西内副議長が御就任になりました。森田議長、加藤副議長におかれましては、県政にとりまして大変重要な時期に、優れた識見と卓越した手腕によりまして円滑な議会運営に御尽力をされ、県民生活の安定と県勢の浮揚に多大な貢献をいただきました。心から敬意を表しますとともに、在任中に執行部に賜りました御指導、御鞭撻に対しまして深く感謝を申し上げます。

新たに就任されました明神議長、西内副議長には心からお喜びを申し上げます。今後とも格段の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

終わりに、議員の皆様方におかれましては、御自愛の上、県勢の発展のために一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。



○議長（明神健夫君） これをもちまして、令和

4年2月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後0時55分閉会